

特別支援学校高等部学習指導要領 解説 (1)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成31年2月

文 部 科 学 省

特別支援学校高等部学習指導要領解説（１）

目 次

第 1 編 総説

第 1 章 改訂の経緯及び基本方針

第 1 節 改訂の経緯

第 2 節 改訂の基本方針

第 2 章 改訂の要点

第 1 節 学校教育法施行規則改正の要点

第 2 節 高等部学習指導要領改訂の要点

第 3 節 道德教育の充実

第 2 編 高等部学習指導要領解説

第 1 部 教育課程の基準と編成

第 1 章 教育課程の基準

第 1 節 教育課程の意義

第 2 節 教育課程に関する法制

第 2 部 高等部学習指導要領総則等の解説

第 1 章 教育課程の編成及び実施

第 1 節 教育目標

第 2 節 高等部における教育の基本と教育課程の役割

第 3 節 教育課程の編成

第 4 節 教育課程の実施と学習評価

第 5 節 単位の修得及び卒業の認定

第 6 節 生徒の調和的な発達の支援

第 7 節 学校運営上の留意事項

第 8 節 道德教育推進上の配慮事項

第 9 節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第 10 節 専攻科

第 2 章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第 3 章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目

第 1 節 保健理療科

第 2 節 理療科

第 3 節 理学療法科

第 4 章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目

第 1 節 印刷科

第 2 節 理容・美容科

第 3 節 クリーニング科

第 4 節 歯科技工科

(参考)

特別支援学校高等部学習指導要領解説（２）

目 次

第２編 高等部学習指導要領解説

第２部 高等部学習指導要領総則等の解説

第５章 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１節 各教科の基本的な考え方

第２節 指導の特徴について

第３節 各教科における改善の要点

第４節 各学科に共通する各教科

第１ 国語

第２ 社会

第３ 数学

第４ 理科

第５ 音楽

第６ 美術

第７ 保健体育

第８ 職業

第９ 家庭

第１０ 外国語

第１１ 情報

第５節 主として専門学科において開設される各教科

第１ 家政

第２ 農業

第３ 工業

第４ 流通・サービス

第５ 福祉

第６節 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第６章 特別の教科 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第７章 総合的な探究の時間

第８章 特別活動

第９章 自立活動

第1編 総説

第1章 改訂の経緯及び基本方針

第1節 改訂の経緯

第2節 改訂の基本方針

第2章 改訂の要点

第1節 学校教育法施行規則改正の要点

第2節 高等部学習指導要領改訂の要点

第3節 道德教育の充実

第1編 総説

第1章 改訂の経緯及び基本方針

第1節 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりするIoTが広がるなど、Society5.0とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。

また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に2022年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来、我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、また、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

また、障害のある子供たちをめぐる動向として、近年は特別支援学校だけではなく幼稚園や小学校、中学校及び高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供が学んでおり、特別支援教育の対象となる子供の数は増加傾向にある。そのような中、我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約（平成18年国連総会で採択）」に署名し、平成26年にこれを批准した。同条約では、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。こうした状況に鑑み、同条約の署名から批准に至る過程においては、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、平成28年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行など、教育分野を含め、同条約の趣旨を踏まえた様々な大きな制度改正がなされたところである。

特に、教育分野では、上述の学校教育法施行令の改正のほか、平成22年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、同条約に示された教育の理念を実現するための特別支援教育の在り方について審議を行った。そして、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられた。この報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、障害のある者とない者と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしている。その際、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると報告は指摘している。

このように、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を更に推進していくために、大きな制度改正がなされたところである。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
 - ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
 - ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
 - ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
 - ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
 - ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）
- これらに加えて、特別支援教育に関しては、
- ① インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - ② 子供の障害の重度・重複化、多様化
 - ③ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

などに対応し、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支

援を通して、自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていくことができるようにする観点から、教育課程の基準の改善を図ることが示されている。

これを踏まえ、文部科学省においては、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、同年 4 月 28 日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領を、平成 30 年 3 月 30 日に高等学校学習指導要領を公示した。

特別支援学校高等部については、平成 31 年 2 月 4 日に、特別支援学校高等部学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、2022 年 4 月 1 日以降に高等部の第 1 学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施することとしている。

第2節 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

1 次に示す①から⑤までの基本方針に基づき、高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図る。

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを旨とする。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特別支援学校における教育については、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、特別支援学校学習指導要領の定めるところに従い、各学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる高等部においては、社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

ア 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

イ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

ウ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

エ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

オ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める。その際、生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章第2節第2款の3の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。」ことについて新たに示した。

⑤ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。以下同じ。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。以下同じ。）、及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科（以下「各教科」という。以下同じ）、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。以下同じ）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（「各教科等」という。以下同じ）において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

2 インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

近年、時代の進展とともに特別支援教育は、障害のある子供の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものとして、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な役割を担っていると言える。そうした特別支援教育の進展に伴い、例えば、近年は幼稚園、小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子供たちが多く学んでいる。

また、特別支援学校においては、重複障害者である子供も多く在籍しており、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の必要性がより強く求められている。

このような状況の変化に適切に対応し、障害のある子供が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を一層充実することが重要である。

このため、以下のアからウの観点から、改善を図っている。

ア 学びの連続性を重視した対応

- (ア) 「第8款重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する観点から、基本的な考え方を明確にした。
- (イ) 知的障害者である生徒のための高等部の各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際、各学部や各段階、小・中学校の各教科等、及び高等学校の各教科・科目等とのつながりに留意し、次の点を充実した。
 - ・ 高等部の各段階に目標を設定した。
 - ・ 高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること、また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。
- (ウ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、道徳を道徳科とした。

イ 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- (ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目の内容の取扱いについて、障害の特性等に応じた指導上の配慮事項を充実した。
- (イ) 発達障害を含む多様な障害に応じた自立活動の指導を充実するため、その内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」を示すなどの改善を図るとともに、個別の指導計画の作成に当たっての配慮事項を充実した。

ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- (ア) 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定した。
- (イ) 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定した。
- (ウ) 生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定した。
- (エ) 社会生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学の生活や学習への活用〔数学〕、社会参加ときまり、公共施設の役割と制度〔社会〕、勤労の意義〔職業〕、家庭生活での役割と地域との関わり、家庭生活や地域生活における余暇、消費者の基本的な権利と責任、環境に配慮した生活〔家庭〕など、各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の観点から充実した。

第2章 改訂の要点

第1節 学校教育法施行規則改正の要点

高等部の教育課程を構成する領域等，各教科・科目又は各教科の編成，卒業までに修得すべき単位数等については，学校教育法施行規則第8章に規定している。今回の改訂では，各学科に共通する教科として「理数」を新設したほか，別表第3に掲げられている各教科・科目の見直しを行った。また，総合的な学習の時間について，より探究的な活動を重視する視点から位置付けを明確にするため，総合的な学習の時間を「総合的な探究の時間」に改めた（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号））。

また，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，従前から位置付けられている道徳を「特別の教科 道徳」と改めるため，学校教育法施行規則128条第2項を「前項の規定にかかわらず，知的障害者である生徒を教育する場合は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語，情報，家政，農業，工業，流通・サービス及び福祉の各教科，第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科，特別の教科である道徳，総合的な探究の時間，特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。」と規定した（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第3号））。

第2節 高等部学習指導要領改訂の要点

1 前文の趣旨及び要点

学習指導要領等については、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおおよそ10年ごとに改訂を行ってきた。今回の改訂は、本解説第1編第1章第2節で述べた基本方針の下に行っているが、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文を設け、次の事項を示した。

(1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標とこれからの学校に求められること

学習指導要領は、教育基本法に定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、いわば学校教育の「不易」として、平成18年の教育基本法の改正により明確になった教育の目的及び目標を明記した。

また、これからの学校には、急速な社会の変化の中で、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育むなど、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを明記した。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。

そのため、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

(3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

学習指導要領は、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、それぞれの学校は、学習指導要領を踏まえ、各学校の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることを示した。

2 総則改正の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から構成及び内容の改善を図っている。

(1) 総則改正の基本的な考え方

今回の改訂における総則の改善は、①資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める、②カリキュラム・マネジメントの充実を図る、③生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働等を重視するといった基本的

な考え方に基づき行った。これらの考え方は今回の学習指導要領全体に通底するものであり、改訂の趣旨が教育課程の編成及び実施に生かされるようにする観点から、総則において特に重視しているものである。

① 資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善した。
- ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力が教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した。
- ・ 資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう改善した。
- ・ 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善した。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善した。
- ・ 生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善した。

③ 生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- ・ 生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実について示した。
- ・ 海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難のある生徒への指導と教育課程の関係について示した。
- ・ 教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程との関連が図られるようにするとともに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることを示した。
- ・ 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

④ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- ・ カリキュラム・マネジメントの視点から、本規定を適用する際の基本的な考え方を示した。

(2) 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントの実現に資するよう、総則の構成を大幅に見直した。すなわち、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて総則の項目立てを改善することで、校内研修等を通じて各学校がカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていくことができるようにしている。

上記の観点から、総則は以下の通りの構成としている。

第1節 教育目標

第2節 教育課程の編成

- 第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の調和的な発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道德教育に関する配慮事項
- 第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- 第9款 専攻科

それぞれの款の内容及び主な改善事項を以下に示す。

ア 教育目標（第1章第1節）

特別支援学校については、学校教育法第72条を踏まえ、学習指導要領において教育目標を示している。学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標とともに、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うという目標の達成に努めることを示している。

イ 高等部における教育の基本と教育課程の役割（第1章第2節第1款）

従前、「一般方針」として規定していた内容を再整理し、教育課程編成の原則（第1章第2節第1款の1）を示すとともに、生徒に生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（確かな学力、豊かな心、健やかな体、自立活動）（第1章第2節第1款の2）、育成を目指す資質・能力（第1章第2節第1款の3）、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導（第1章第2節第1款の4）、カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第2節第1款の5）について示している。

今回の改訂における主な改善事項としては、育成を目指す資質・能力を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で整理したこと、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実について明記したことが挙げられる。これは、今回の改訂全体の理念とも深く関わるものである。

なお、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導については、従前同様適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図ることとしている。

ウ 教育課程の編成（第1章第2節第2款）

各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2節第2款の1）、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章第2節第2款の2）、教育課程の編成における共通の事項（第1章第2節第2款の3）、学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）について示している。

主な改善事項を以下に示す。

(7) 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2節第2款の1）

本項は、今回新たに加えたものである。各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標を明確に設定すること、教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有すべきこと、各学校の教育目標を設定する際に総合的な探究の時間について各学校の定める目標との関連を図ることについて規定している。

(4) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章第2節第2款の2）

本項も、今回新たに加えたものである。生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが重要であることを示している。

(ウ) 教育課程の編成における共通的事項（第1章第2節第2款の3）

(1)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修、(2)知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、(3)選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成、(4)各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い、(5)指導計画の作成に当たっての配慮すべき事項、(6)キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項の6項目で再整理して示すなど構成の改善を図っている。

また、高等学校に準じ「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部において育成を目指す資質・能力を踏まえて教科・科目等の構成の見直しを図っている。一方で、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）や専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において全ての生徒に履修させる専門教科・科目（第1章第2款の3の(1)のアのウ)に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）の単位数の下限（25単位）については従前と変更しておらず、高等部において共通に履修しておくべき内容は、引き続き担保しているところである。

(エ) 学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）

本項は、今回新たに加えたものである。初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう、卒業後の進路を含めた学部段階間及び学校段階等の接続について明記したものである。

エ 教育課程の実施と学習評価（第1章第2節第3款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実のためには、教育課程の編成のみならず、実施、評価、改善の過程を通じて教育活動を充実していくことが重要である。

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントに資する観点から、教育課程の実施及び学習評価について独立して項目立てを行い、主体的・対話的で深い学

びの実現に向けた授業改善（第1章第2節第3款の1）及び学習評価の充実（第1章第2節第3款の3）について規定している。

主な改善事項を以下に示す。

(7) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第2節第3款の1）

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を確実に育むため、単元や題材な内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことを明記した。加えて、言語環境の整備と言語活動の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用、見通しを立てたり振り返ったりする学習活動、体験活動、学校図書館、地域の公共施設の利活用について、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっての配慮事項として整理して示している。

(4) 学習評価の充実（第1章第2節第3款の3）

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。生徒の学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。今回の改訂においては、こうした点を踏まえ、学習評価に関する記載を充実している。

また、カリキュラム・マネジメントを推進する観点から、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすることについて新たに示している。

オ 単位の修得及び卒業の認定（第1章第2節第4款）

本項については、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校それぞれに整理して示している。

なお、学校教育法施行規則等においては、学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられており、それらの制度についても適切な運用がなされるよう、本解説第2編第2部第1章第5節に説明を加えている。

カ 生徒の調和的な発達の支援（第1章第2節第5款）

今回の改訂においては、生徒の調和的な発達の支援の観点から、従前の規定を再整理して独立して項目立てを行うとともに、記載の充実を図っている。具体的には、生徒の発達を支える指導の充実、特別な配慮を必要とする生徒への指導及び個別の教育支援計画などについて規定しているところである。

主な改善事項を以下に示す。

(7) 生徒の調和的な発達を支える指導の充実（第1章第2節第5款の1）

生徒一人一人の調和的な発達を支える視点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程との関係について明記するとともに、個に応じた指導の充実に関する記載を充実した。

(4) 特別な配慮を必要とする生徒への指導（第1章第2節第5款の2）

海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導など、特別な配慮を必要とする生徒への対応について明

記した。

キ 学校運営上の留意事項（第1章第2節第6款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に資するよう、「教育課程を実施するに当たって何が必要か」という観点から、教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等（第1章第2節第6款の1）、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携（第1章第2節第6款の2）について記載を充実している。

具体的には、教育課程の編成及び実施に当たっての各分野における学校の全体計画等との関連、教育課程外の学校教育活動（特に部活動）と教育課程の関連、教育課程の実施に当たっての家庭や地域との連携・協働について記載を充実している。

ク 道徳教育に関する配慮事項（第1章第2節第7款）

小・中学部学習指導要領総則と同様に、道徳教育の充実に資する観点から、高等部における道徳教育推進上の配慮事項を第7款としてまとめて示すこととした。

詳細は、次節に記載している。

ケ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第1章第2節第8款）

カリキュラム・マネジメントの観点から、本規定を適用する際の基本的な考え方を示した。

(3) 各教科・科目及び各教科

① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ・ 各教科・科目等の目標及び内容等について、高等学校に準ずることは従前と同様であるが、生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実に資するため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善及び充実に資するものを行った。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ・ 各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際、各段階、小学校、中学校及び高等学校とのつながりに留意し、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。
- ・ 各段階に目標を設定した。
- ・ 段階ごとの内容を充実するとともに、教科ごとの指導計画の作成と内容の取扱いを新たに示した。

(4) 道徳科

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における、従前までの道徳を「特別の教科 道徳」と改めた。

指導計画の作成に当たって、各教科等との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるようにすることを新たに示した。

(5) 総合的な探究の時間

従前までの総合的な学習の時間を総合的な探究の時間と改めた。

総合的な探究の時間の目標及び内容等については、高等学校に準ずることは従前と

同様であるが、知的障害者である生徒に対する配慮事項を新たに示した。

(6) 自立活動

① 内容

今回の改訂では、六つの区分は従前と同様であるが、発達障害や重複障害を含めた障害のある生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新たに示した。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。」の項目を「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改めた。

更に、「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めた。

② 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

今回の改訂では、個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、実態把握から指導目標や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項をそれぞれ示した。

また、生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから、「個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

更に、生徒自らが、自立活動の学習の意味を将来の自立と社会参加に必要な資質・能力との関係において理解したり、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりしていくことが重要であることから、「個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

第3節 道徳教育の充実

1 高等部における道徳教育に係る改訂の基本方針と要点

(1) 改訂の基本方針

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ、次のような方針の下で行った。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等部において道徳教育推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を新たに位置付けた。

また、高等部の道徳教育の目標等については、先に行われた小学部・中学部学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を、人間としての在り方生き方に関する教育を通して行う高等部の道徳教育の中核的な指導の場面として関連付けるなど改善を行う。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育においては、これまでの「道徳の時間」を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科である道徳」として新たに位置付けた。

それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育の目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした。

(2) 改訂の要点

今回の特別支援学校高等部学習指導要領においては、総則の中で、道徳教育に関連して以下のとおり改善を図っている。

ア 高等部における教育の基本と教育課程の役割

道徳教育の目標について、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。また、道徳教育を進めるに当たっての留意事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」とした。また、第1章第2節第7款を新たに設け、小・中学部と同様に、道徳教育推進上の配慮事項を示した。

イ 道徳教育に関する配慮事項

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、その配慮事項を以下のように付け加えた。

- (ア) 道徳教育は、学校の教育活動全体で行うことから、全体計画の作成においては、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を行うこと。その際、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを示した。
- (イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳教育は、道徳科の指導方針及び道徳科に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すことを示した。
- (ウ) 各学校において指導の重点化を図るために、高等部において道徳教育を進めるに当たっての配慮事項を示した。
- (エ) 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。
- (オ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示した。

第2編 高等部学習指導要領解説

第1部 教育課程の基準と編成

第1章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義

第2節 教育課程に関する法制

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第1章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育目標

第2節 高等部における教育の基本と教育課程の役割

第3節 教育課程の編成

第4節 教育課程の実施と学習評価

第5節 単位の修得及び卒業の認定

第6節 生徒の調和的な発達の支援

第7節 学校運営上の留意事項

第8節 道徳教育推進上の配慮事項

第9節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第10節 専攻科

第2編 高等部学習指導要領解説

第1部 教育課程の基準と編成

第1章 教育課程の基準

第1節 教育課程の意義

教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっており、その意義が改めて振り返られる機会は多くはないが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言うことができ、その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）とともに、学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、特別支援学校の目的（第72条）が定められており、この目的を達成するために特別支援学校高等部学習指導要領において、教育目標（第1章第1節）を定めている。

これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則においては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う場合は、各学科に共通する各教科として、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び理数を、主として専門学科において開設される各教科として、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術及び英語を示しており、これらの教科並びに総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動によって教育課程を編成することとしている。知的障害者である生徒に対する教育を行う場合は、各学校に共通する各教科として、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語及び情報を、主として専門学科において開設される各教科として家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科を示しており、これらの教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動によって教育課程を編成することとしている。

各学校においては、こうした法令で定められている教育の目的や目標などにに基づき、生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科・科目等又は各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすること（第1章第2節第1款の3）や、各学校の教育目標を設定（第1章第2節第2款の1）することが求められ、それらを実現するために必要な各教科・科目等又は各教科等の教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科・科目は、小・中学部が準ずる小・中学校の各教科のように、標準授業時数を学校教育法施行規則に定めているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したが

って、特別支援学校高等部の各教科・科目及び総合的な探究の時間における授業時数の配当は、その標準単位数等に基づいて、内容との関連を踏まえつつ具体的な単位数を配当することが重要である。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の授業時数については、学習指導要領の総則においてその取扱いを定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない。

各学校においては、以上のことを踏まえ、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育全体や各教科・科目等又は各教科等の目標やねらいを明確にし、それらを実現するために必要な教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、各教科・科目等又は各教科等の相互の関連を図りながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。こうした教育課程の編成は、第1章第2節第1款の5に示すカリキュラム・マネジメントの一環として行われるものであり、総則の項目立てについては、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて、①高等部における教育の基本と教育課程の役割（第1章第2節第1款）、②教育課程の編成（第1章第2節第2款）、③教育課程の実施と学習評価（第1章第2節第3款）、④単位の修得及び卒業の認定（第1章第2節第4款）、⑤生徒の調和的な発達の支援（第1章第2節第5款）、⑥学校運営上の留意事項（第1章第2節第6款）、⑦道徳教育に関する配慮事項（第1章第2節第7款）、⑧重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第1章第2節第8款）、⑨専攻科（第1章第2節第9款）としているところである。

第2節 教育課程に関する法制

1 教育課程とその基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

特別支援学校高等部は義務教育ではないが、また、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために各学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

このような観点から、学習指導要領は、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しており、各学校における指導の具体化については、学校や教職員の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としている。前文において、「学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の実態や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である」としているのも、こうした観点を反映したものである。

具体的には、全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。また、これまでどおり学校設定教科・科目（知的障害者である生徒の対する教育を行う特別支援学校においては学校設定教科）を設けたり、授業の1単位時間を弾力的に運用したりすることを可能としていること、総合的な探究の時間における各学校の創意工夫を重視していることなどにも変更はない。

各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置くことが大切である。

2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

(1) 教育基本法

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、教育の機会均等（第4条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）、私立学校（第8条）、教

員（第9条）、幼児期の教育（第11条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、政治教育（第14条）、宗教教育（第15条）、教育行政（第16条）、教育振興基本計画（第17条）などについて定めている。

(2) 学校教育法、学校教育法施行規則

学校教育法では、教育基本法における教育の目的及び目標並びに義務教育の目的に関する規定を踏まえ、義務教育の目標が10号にわたって規定されている（第21条）。その上で、特別支援学校の目的については、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」（第72条）と定められている。更に、この規定に従い、文部科学大臣が特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項を、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて定めることになっている（第77条）。

なお、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）、第23条（幼稚園の教育目標）、第30条（小学校教育の目標）、第46条（中学校教育の目標）及び第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定している。これらは、児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、教育を行う者は「目標を達成するよう」に教育を行う必要があることに留意する必要がある。

この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程について、その基本的な要素である各教科等の種類（第126条～第128条）や教育課程編成の特例（第130条～第131条）を定めている。これらの定めのほか、特別支援学校の幼稚部の教育課程及びその他の保育内容、小・中学部、高等部の教育課程については、教育課程その他の教育内容の基準又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によらなければならないこと（第129条）を定めている。

(3) 学習指導要領

学校教育法第77条及び学校教育法施行規則第129条の規定に基づいて、文部科学大臣は特別支援学校高等部学習指導要領を告示という形式で定めている。学校教育法施行規則第129条が「特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。」と示しているように、学習指導要領は、特別支援学校高等部における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。

前述のとおり、学習指導要領は「基準性」を有することから、全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（第1章第2節第2款の

3の(4)のア)。また、各教科・科目等又は各教科等の指導の順序について適切な工夫を行うこと（第1章第2節第2款の3の(4)のイ）や、授業の1単位時間の設定や時間割の編成を弾力的に行うこと（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(カ)及び(2)のイの(ク)）、総合的な探究の時間において目標や内容を各学校で定めることなど、学校や教職員の創意工夫が重視されているところである。

更に、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた教育課程を編成できるように、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示しているところである。

今回の改訂においては、後述するとおり、各教科・科目等又は各教科等の目標や内容について、第1章第2節第1款の3の(1)から(3)までに示す、資質・能力の三つの柱に沿って再整理している。この再整理は、各教科・科目等又は各教科等において示す目標、内容等の範囲に影響を及ぼすものではなく、それらを資質・能力の観点から改めて整理し直したものである。したがって各教科・科目等又は各教科等の目標、内容等が中核的な事項にとどめられていること、各学校の創意工夫を加えた指導の展開を前提とした大綱的なものとなっていることは従前と同様である。

(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

公立の特別支援学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第21条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

私立の特別支援学校においては、学校教育法（第82条の規定により特別支援学校に準用される第44条）及び私立学校法（第4条）の規定により、都道府県知事が所轄庁であり、教育課程を改める際には都道府県知事に対して学則変更の届出を行うこととなっている（学校教育法施行令第27条の2）。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第27条の5）の規定により、都道府県知事が私立学校に関する事務を管理、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して教育課程の編成及び実施に当たっていくことが求められる。

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第1章 教育課程の編成及び実施

第1章総則においては、教育目標を定めるとともに、教育課程の編成、実施について各教科・科目等又は各教科等にわたる通則的事項を示している。各学校においては、これらの総則に示されている事項に従い、創意工夫を生かして教育課程を編成し、実施していく必要がある。

第1節 教育目標（第1章第1節）

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

○学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

教育基本法には教育の目的（第1条）及び教育の目標（第2条）が定められ、学校教育法には、高等学校の目的（第50条）及び教育の目標（第51条）並びに特別支援学校の目的（第72条）が定められており、この目的を実現するために総則において教育目標を定めている。

すなわち、「高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、」として、教育目標が特別支援学校の目的を実現するために限定されることを明らかにするとともに、この目標の達成に当たっては、「生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮」すべきことを明示した。また、教育目標は次の2項目にわたって示されている。

特別支援学校の高等部の教育目標については、1において示すとおり、学校教育法第72条の前段「... 高等学校に準ずる教育を施す」という規定の意味を明らかにしたものである。つまり、特別支援学校の高等部の教育目標については、高等学校教育の目標（同第51条）と同一の目標の達成に努めなければならないことを示している。

また、高等学校教育は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと（第50条）とされており、高等部における教育についても同様である。

○学校教育法

第 50 条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第 51 条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

2は、第 72 条の後段「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」を受けて設定されたものである。すなわち、特別支援学校の高等部は、高等学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としているのである。

したがって、特別支援学校における教育については、高等学校における教育にはない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。2は、このような観点から定められたものであって、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣の形成に至るまでを目指している。

特別支援学校における教育の目的や目標については、以上のように教育基本法、学校教育法及び小学部・中学部学習指導要領において、一般的な定めがなされているので、各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

第2節 高等部における教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程の編成の原則（第1章第2節第1款の1）

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、第1章第2節第1款において「各学校においては、適切な教育課程を編成するものとし」と示している。また、第1章第2節第1款の2では、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示されており、教育課程の編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法（第82条の規定により特別支援学校に準用される第37条第4項）において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。総合的な探究の時間をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、ホームルーム、学年や学部の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。

各学校には、校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うよう努めることが必要である。

(2) 教育課程の編成の原則

本項が規定する「これらに掲げる目標」とは、学習指導要領を含む教育課程に関する法令及び各学校が編成する教育課程が掲げる目標を指すものである。また、「目標を達成するよう教育を行うものとする」の規定は、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第51条（高等学校教育の目標）が、「目標を達成するよう行われるものとする」と規定していることを踏まえたものであり、生徒が目標を達成することを義務づけるものではないが、教育を行う者は、これらに掲げる目標を達成するように教育を行う必要があることを示したものである。

本項は、そうした教育を行うための中核となる教育課程を編成するに当たって、次

の2点が編成の原則となることを示している。

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から、本解説第2編第1部第1章第2節の2において説明したとおり法令により種々の定めがなされている。本項が規定する「教育基本法及びその他の法令」とは、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令であり、各学校においては、これらの法令に従って編成しなければならない。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

○教育基本法

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

次に、本項に規定する「この章以下に示すところ」とは、言うまでもなく学習指導要領を指している。

学習指導要領は、学校教育法第77条を受けた学校教育法施行規則第129条において「特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならない。

教育課程は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

前述アのとおり、学習指導要領は、法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の基準であると同時に、その規定は大綱的なものであることから、学校において編

成される教育課程は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに、学科の特色及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成されるものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、各学校においては、校長を中心として全教職員が連携協力しながら、学習指導要領を含む教育課程に関する法令の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校として統一のあるしかも特色を持った教育課程を編成することが大切である。

本項が規定する「生徒の人間としての調和のとれた育成を目指」ということは、まさに教育基本法や学校教育法の規定に根ざした学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。第1章総則においても、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成（第1章第2節第1款の2）や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養^{かんよう}という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成（第1章第2節第1款の3）、中学部における教育又は中学校教育との接続や高等部卒業以降の教育や職業との円滑な接続など学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）など、生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視していることに留意する必要がある。

次に、「生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮」ということは、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学校、地域の実態を的確に把握し、それを、生徒の人間として調和のとれた育成を図るという観点から、学校の教育目標の設定、教育の内容等の組織、あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要があるということである。

(7) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等

第1章第2節第1款の規定は、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

一般に、特別支援学校に在籍する生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きい。また、個々の生徒についてみると、心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては、このような生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮することが必要である。

高等部段階は、身体、心理面はもちろん、心身の全面にわたる発達が急激に進む時期である。また、義務教育の基礎の上に立って、自らの在り方生き方を考えさせ、将来の進路を選択する能力や態度を育成するとともに、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図ることが求められている。

これらを踏まえ、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な発達の段階に即しながら、生徒の障害の状態とそれに起因する発達の遅れのみが目向きがちであるが、能力・適性、興味・関心や性格、更には進路の違いにも注目していくことが大切である。

各学校においては、生徒の発達の過程などを的確に把握し、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について十分配慮し、適切な教育課程を編成することが必要である。

教育課程の編成に当たっては、こうした障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた課題を踏まえつつ、生徒一人一人の多様な資質・能力、適性等を的確に捉え、生徒一人一人の調和的な発達を支援していくことが重要である（第1章第2節第5款）。

(イ) 学科の特色を十分考慮すること

第1章第2節第1款の1においては、「各学校においては、…学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。

ここでいう「学科」とは、普通科、専門学科（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、農業科、工業科、商業科、理数科、音楽科、保健医療科、印刷科、理容・美容科、クリーニング科等、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、家政科、農業科、工業科、流通・サービス科、福祉科）のことである。

もとより、高等部における教育としては、学科の別を問わず、その目標とするところが変わりはないが、教育課程としては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては必履修教科・科目の履修や卒業に必要な74単位以上の修得（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各学科に共通する各教科等について、特に示す場合を除き、全ての生徒の履修させるものとする）を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する必要がある。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては単位制が採用され、修得した各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計が卒業までに必要な単位数を上回った場合に全課程の修了を認定することとしている趣旨を踏まえ、適切な教育課程の編成、実施が望まれる。

また、普通科においては、各学科に共通する各教科・科目（以下「共通教科・科目」という。）だけでなく、生徒の特性や進路等、学校や地域の実態を踏まえながら、専門教科・科目を適切に開設するなど、それぞれの生徒や学校の実態等に一層対応した教育課程の編成が求められる。専門学科は、産業の動向等に適切に対応できるよう、専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深めることが必要である。

(ウ) 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態は学校によって異なっている。

教育課程の編成は、第1章第2節第1款の5に示すカリキュラム・マネジメントの一環として、このような学校の体制の実態が密接に関連してくるものであり、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。そのためには、特に、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

(エ) 地域の実態

教育基本法第13条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるもの

とする。」と規定している。また、学校教育法第43条は「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と規定している（特別支援学校は同法第82条の規定により準用）。

これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。こうした地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成することが必要である。とりわけ、学校の教育目標の設定や教育の内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが重要である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で生徒の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような生徒を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

以上、教育課程の編成の原則を述べてきたが、校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のあるしかも特色をもった教育課程を編成することが望まれる。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第2節第1款の2）

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

本項は、学校の教育活動を進めるに当たっては、後述するとおり、第1章第2節第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことを示している。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。

平成21年の改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成（教育基本法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学校教育法第30条第2項）など、教育基本法や学校教育法の規定に基づき、生徒に「生きる力」を育むことが重視されたところである。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことが重要となる。このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している。なお、本項では(1)から(3)までにわたって、それぞれが確かな学力、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項を示す項目となっていることに加えて、(4)として、特別支援学校に位置付けられている、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う自立活動の事項を示す項目もある。これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

(1) 確かな学力（第1章第2節第1款の2の(1)）

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養う」ことを規定し、特別支援学校において準ずる学校教育法第30条第2項は、高等部における教育の実施に当たって、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必

要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定している。

このことは、高等学校と同一の目標の達成に努めなければならない特別支援学校の高等部における教育についても同様である。

本項は、こうした法令の規定を受け、生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養^{かん}を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第30条第2項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。

こうした知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度、多様性や協働性の重視といった点は、第1章第2節第1款の3の(1)から(3)までに示す資質・能力の三つの柱とも重なり合うものであることから、その詳細や資質・能力の三つの柱との関係については、本解説第2編第2部第1章第2節の3において解説している。また、確かな学力の育成は、第1章第2節第3款の1の(1)に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第2編第2部第1章第4節の1の(1)において解説している。

本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、生徒の発達の段階を考慮して、まず「生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成については第1章第2節第2款の2の(1)において、言語活動の充実については第1章第2節第3款の1の(2)において、個に応じた指導の充実については第1章第2節第2款の3の(5)のイの(イ)においてそれぞれ規定している。

加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学部、中学部及び高等部を通じ、学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

(2) 豊かな心（第1章第2節第1款の2の(2)）

① 豊かな心や創造性の涵養^{かん}（第1章第2節第1款の2の(2)の1段目）

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定しており、本項では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めることを示している。創造性とは、感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力であり、豊かな心の涵養^{かん}と密接に関わるものであることから、本項において一体的に示している。

豊かな心や創造性の涵養^{かん}は、第1章第2節第3款の1に示すとおり、単元や題材など内

容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第2編第2部第1章第4節の1の(1)において解説している。

本項で示す教育活動のうち、道徳教育については次に示す②から④までの解説のとおりであり、体験活動については第1章第2節第3款の1の(5)において示している。多様な表現や鑑賞の活動等については、芸術科（知的障害者である生徒の対する教育を行う特別支援学校においては、音楽及び美術）における表現及び鑑賞の活動や、保健体育科における表現運動、特別活動における文化的行事等の充実を図るほか、各教科・科目等又は各教科等における言語活動の充実（第1章第2節第3款の1の(2)）を図ることや、教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。

② 高等部における道徳教育（第1章第2節第1款の2の(2)の2段目）

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、生徒の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。

各教科・科目又は各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、生徒の一般的な発達の段階や個々人の特性等を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。今日の家庭や学校及び地域社会における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

高等部における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学部及び小・中学校における道徳科の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別

支援学校高等部においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。このため、高等部における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げている。小・中学校においては、「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」の四つの視点から示されている内容について、道徳科を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等部における道徳教育を行うことが大切である。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、道徳科を要^{かなめ}として各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章第1款特別の教科 道徳」において準ずるものとしている小学校学習指導要領と中学校学習指導要領のそれぞれ第3章特別の教科道徳の第2に示す内容を基盤とし、生徒の発達の段階にふさわしい高等部における道徳教育を行うことが大切である。

③ 道徳教育の目標（第1章第2節第1款の2の(2)の3段目）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく

道徳教育は、まず、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて行われるものである。

教育基本法においては、我が国の教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うことを目的としていることが示されている（第1条）。そして、その目的を実現するための目標として、「真理を求める態度を養う」ことや「豊かな情操と道徳心を培う」ことなどが挙げられている（第2条）。また、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的」とすることが規定されている（第5条第2項）。

学校教育法においては、義務教育の目標として、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（第21条第1号）、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境

の保全に寄与する態度を養うこと」(同条第2号)、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(同条第3号)などが示されている。その上で、高等部の教育の目標として、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」(第51条第1号)、「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること」(同条第2号)、「個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと」(同条第3号)が示されている。

学校で行う道徳教育は、これら教育の根本精神に基づいて行われるものである。

イ 自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階

高等部段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かということについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、更には、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。高等部においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

ウ 「人間としての在り方生き方」を考える

人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも、必ずしも全て同じ生き方をすると限らず、同一の状況の下でもいくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしく、しかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、第1章第2節第1款の4でも示しているよう、就業やボランティアなどに関わる体験的な活動を重視することが大切である。

エ 主体的な判断の下に行動する

生徒が日常生活の様々な道徳的な問題や自己の生き方についての課題に直面したときに、自らの「主体的な判断の下に行動」することが重要である。「主体的な判断の下に行動」するとは、生徒が自立的な生き方や社会の形成者としての在り方について自ら考えたことに基づいて、人間として在り方に根ざしよりよく生きるための行為を自分の意

志や判断によって選択し行うことである。人間としての在り方に根ざしよりよく生きていくためには、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、人間としての在り方生き方について深く考え、道徳的価値を実現するための適切な行為を自分の意志や判断によって選択し、実践することができるような資質・能力を培う必要がある。

またそれは、生徒が日常生活での問題や自己の生き方に関する課題に正面から向き合い、多様な価値観から考え方の対立がある場合にも、誠実にそれらの価値に向き合い、自らの力で考え、よりよいと判断したり適切だと考えたりした行為の実践に向けて具体的な行動を起こすことである。

オ 自立した人間として他者と共によりよく生きる

一人一人の生徒が「自立した人間」へと成長するためには、自己の生き方を模索し自己の価値観を確立することが必要となる。どのように生きるべきか、いかなる人間になることを目指すべきかを探求することを通して、自分自身に固有な判断基準となる自らの価値観をもつことができる。

「自立した人間」としての自己は、他者との関わりの中で形成されていく存在であり、同時に「他者と共に」よりよい社会の実現を目指そうとする社会的な存在としての自己を志向する。人は誰もがよりよい自分を求めて自己の確立を目指すとともに、他者と共に心を通じ合わせて生きようとしている。したがって、他者との関係を主体的かつ適切にもつことができるようにすることが求められる。

カ そのための基盤となる道徳性を養う

こうした思考や判断、行動などを通してよりよく生きるための営みを支える基盤となるのが道徳性であり、道徳教育はこの道徳性を養うことを目標とする。

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。個人の生き方のみならず、人間の文化的活動や社会生活を根底で支えている。道徳性は、人間が他者と共によりよく生きていく上で大切にしなければならないものである。

学校における道徳教育においては、各教育活動に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことを求めている。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えとすることができる。

これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

④ 道徳教育を進めるに当たっての留意事項（第1章第2節第1款の2の(2)の4段目）

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第1章第2節第1款の2の(2)の4段目においては、道徳教育の目標に続けて、それを進めるに当たって留意すべき事項について次のように示している。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす

人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、更には、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。具体的な人間関係の中で道徳性を養い、それによって人格形成を図るという趣旨に基づいて、「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命があらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。更に、生命あるもの全てに対する感謝の心や思いやりの心を育み、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。これは、生徒の自殺やいじめに関わる問題、環境問題などを考える上でも、常に根本において重視すべき事柄である。

道徳教育は、この人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生徒自らが培い、それらを家庭での日常生活、学校での学習や生活及び地域での活動、行事への参画などの具体的な機会において生かすことができるようにしなければならない。

イ 豊かな心をもつ

豊かな心とは、例えば、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、自分の成長を感じ生きていることを素直に喜ぶ、美しいものを美しいと感じることができる、他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切にする心である。道徳教育は、生徒一人一人が日常生活においてこのような心を育み、生きていく上で必要な道徳的価値を理解し、様々な体験や思索の機会を通して、自分自身に固有の選択基準ないし判断基準を形成していくことができるようにしなければならない。

ウ 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る

個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、古いものを改めていくことも大切であり、先人の残した有形・無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み

出した精神に学び、それを継承し発展させることも必要である。また、国際社会の中で主体性をもって生きていくには、国際感覚をもち、国際的視野に立ちながらも、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要である。

したがって、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度が養われなければならない。

エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める

人間は個としての尊厳を有するとともに、平和で民主的な国家及び社会を形成する一人としての社会的存在でもある。私たちは、身近な集団のみならず、社会や国家の一員としての様々な帰属意識をもっている。一人一人がそれぞれの個をその集団の中で生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を実現しようとする公共の精神が必要である。

また、平和で民主的な社会は、国民主権、基本的人権、自由、平等などの民主主義の理念の実現によって達成される。これらが、法によって規定され、維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の自覚によって初めて達成される。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において他者と協同する場を実現していくことは、社会及び国家の発展に努めることでもある。

したがって、道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点にも留意して取り扱う必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する

民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することは、教育基本法の前文において掲げられている理念である。

平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあるが、日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、他者と協同する場を実現していく努力こそ、平和で民主的な国家及び社会を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらし環境の保全に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつことができる人間である。道徳教育は、このような視点に立ち、生徒が自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。

このことは、人間としての在り方の根本に関わるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、歴史的・文化的に育まれてきた日本人としての自覚をもって文化の継

承，発展，創造を図り，民主的な社会の発展に貢献するとともに，国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し，世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

(3) 健やかな体（第1章第2節第1款の2の(3)）

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科・科目，総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

教育基本法第2条第1号は，教育の目的として「健やかな身体を養う」ことを規定しており，本項では，体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体として取り組むことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることを示している。健やかな体の育成は，心身の調和的な発達の中で図られ，心身の健康と安全や，スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから，体育・健康に関する指導のねらいとして，心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。

これからの社会を生きる生徒に，健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は，人間の活動の源であり，健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており，「生きる力」を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的な発達を図るためには，運動を通して体力を養うとともに，食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど，健康的な生活習慣を形成することが必要である。また，東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や，情報化等の進展に伴う生徒を取り巻く環境の変化などを踏まえ，生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから，安全に関する指導の充実が必要である。更に，心身の健康の保持増進に関する指導を適切に行うとともに，生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。

こうした現代的課題を踏まえ，体育・健康に関する指導は，健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て，心身の調和的な発達を図り，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。こうした教育は，第1章第2節第3款の1の(1)に示すとおり，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり，そうした学習の過程の在り方については，本解説第2編第2部第1章第4節の1の(1)において解説している。

本項で示す体育に関する指導については，積極的に運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向が指摘されていることなどから，生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに，現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し，生徒が自ら進

んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

このため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、体育祭、集団宿泊活動や集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、痩せ、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、保健体育科、家庭科、特別活動などの指導を相互に関連させながら、教師の連携に努めるとともに学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが重要である。その際、生徒や学校、地域の実情に応じて栄養教諭等の専門性を有する教職員や地域の有識者との連携に努めることが重要となる。また、学校給食を実施する場合には、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

また、安全に関する指導においては、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い生徒を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。

更に、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章第2節第5款の1の(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり明るく豊かで活力ある生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく家庭科、特別活動や自立活動のほか、関連の教科、道徳科、総合的な探究の時間なども含めた学校の教育活動

全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、高等部にあつては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教師に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教師だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

(4) 自立活動の指導（第1章第2節第1款の2の(4)）

(4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動。）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

この規定の前段において、学校における自立活動の指導は、「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。「自立し社会参加する資質」とは、生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味している。

そして、「学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性に鑑み、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば^{かたみ}要となる重要な時間であるが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではない。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動。（以下、この項について同じ））における指導とが密接な関連を保つことが必要である。

このため、この規定の後段においては、「特に、自立活動の時間における指導は、各教科・

科目，総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，総合的な探究の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち」と示し，このことを強調しているのである。その際，次のことに留意する必要がある。例えば，教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，教科（この項について，以下同じ）別の指導においては，教科・科目の目標を達成するための時間であるため，自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより，自立活動の時間における指導を参考にして配慮や手立てを行うことが考えられる。ただし，学校教育法施行規則第130条第2項の規定により，各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行うことによって，一層効果の上がる授業を行う場合には，自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことはあり得る。

今回の改訂では，「第6章自立活動」において，自立活動における個々の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの手続きを具体的に示した。このことを踏まえ，前述した自立活動の時間における指導と各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動における指導とが密接な関連を保つという点に対しては，自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか，自立活動の観点から必要な配慮なのか，その関連性について十分留意することが必要である。

いずれの場合にも，自立活動の時間における個別の指導計画が明確にならなければ自立活動の指導を具体化することは難しい。このためこの規定の後段においては，「個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して，適切な指導計画の下に行う」と示し，特に，個々の生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に，適切な授業実践が行われることが必要である。更に，高等部においては将来の職業や生活を見通して，自立し社会参加をする観点から指導計画を作成することが重要である。このため，第6章第3款の2の(3)のエで示す「個々の生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容」について，卒業後の生活を見通しながら指導内容を設定するよう留意する必要がある。

3 育成を目指す資質・能力（第1章第2節第1款の3）

3 2の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に，生きる力を育むことを目指すに当たっては，学校教育全体，各教科・科目等並びに知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科，道徳科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）において，それぞれの指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら，教育活動の充実を図るものとする。その際，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力，判断力，表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力，人間性等を^{かん}涵養すること。

本項は，生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては，各教科・科目等又は各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること，その際には生徒の発達の段階や特性等を踏まえ，「知識及び技能」の習得と「思考力，判断力，表現力等」の育成，「学びに向

かう力、人間性等」の涵養^{かん}という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

今回の改訂は、「生きる力」の育成という教育の目標が各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化され、教育課程に基づく個々の教育活動が、生徒一人一人に、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓^{ひら}き、未来の創り手となるために必要な力を育むことに効果的につながっていくようにすることを目指している。そのためには、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、生徒がその内容を既得の知識及び技能と関連付けながら深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる生きて働く知識及び技能となることを含め、その内容を学ぶことで生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視する必要がある、生徒に対してどのような資質・能力の育成を目指すかを指導のねらいとして設定していくことがますます重要となる。

このため、学習指導要領においては、各教科・科目等又は各教科等の指導を通して育成する資質・能力を明確にすることの重要性を本項で示すとともに、第2章以降において各教科・科目等又は各教科等の目標や内容を、資質・能力の観点から再整理して示している。これは各教科・科目等又は各教科等の指導に当たって、指導のねらいを明確にするための手掛かりとして学習指導要領が活用されやすいようにしたものである。

平成28年12月の中央教育審議会答申において指摘されているように、国内外の分析によれば、資質・能力に共通する要素は、知識に関するもの、思考や判断、表現等に関わる力に関するもの、情意や態度等に関するものの三つに大きく分類できる。本項が示す資質・能力の三つの柱は、こうした分析を踏まえ、生きる力や各教科・科目等又は各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力（第1章第2節第2款の2の(1)）、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（第1章第2節第2款の2(2)）といった、あらゆる資質・能力に共通する要素を整理したものである。

生徒に育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理することは、これまで積み重ねられてきた一人一人の生徒に必要な力を育む学校教育の実践において、各教科・科目等又は各教科等の指導を通して育成してきた資質・能力を再整理し、教育課程の全体として明らかにしたものである。そのことにより、経験年数の短い教師であっても、各教科・科目等又は各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を確実に捉えられるようにするとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できるようにすること、更には、学校教育を通してどのような力を育むのかということ和社会と共有することを目指すものである。

これらの三つの柱は、学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されるものであることに留意が必要である。生徒は学ぶことに興味を向けて取り組んでいく中で、新しい知識や技能を得て、それらの知識や技能を活用して思考することを通して、知識や技能をより確かなものとして習得するとともに、思考力、判断力、表現力等を養い、新たな学びに向かったり、学びを人生や社会に生かそうとしたりする力を高めていくことができる。

なお、資質や能力という言葉は、教育課程に関する法令にも規定があるところであり、例えば、教育基本法第5条第2項においては、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」を規定している。この「資質」については、教育を通して先天的な資質を更に向上させることと、一定の資質を後天的に身に付けさせるという両方の観点をもつものとされていることから、教育を通して育まれるもののどれが資質でどれが能力かを分けて捉えることは困難である。これまでも学習指導要領やその解説においては、資質と能力を一体的に扱うことが多かったところでもあり、今回の改訂

においては、資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記することとしている。

また、確かな学力については、第1章第2節第1款の2の(1)においてそれを支える重要な要素が明記されているが、豊かな心の涵養^{かん}や健やかな体の育成も、それを支えているのは「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かん}という、資質・能力の三つの柱である。すなわち、資質・能力の三つの柱は、学校教育法第30条第2項や第1章第2節第1款の2の(1)に示された要素と大きく共通するとともに、確かな学力に限らず、知・徳・体にわたる「生きる力」全体を捉えて、共通する重要な要素を示したものである。

① 知識及び技能が習得されるようにすること

資質・能力の育成は、生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、生徒が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得したりしていくことも難しい。こうした知識及び技能と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科・科目等又は各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。

このように、知識の理解の質を高めることが今回の改訂においては重視されており、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、学習に必要な個別の知識については、教師が生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深い理解を伴う知識の習得につなげていくため、生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。

こうした学習の過程はこれまでも重視され、習得・活用・探究という学びの過程の充実に向けた取組が進められている。今回の改訂においては、各教科・科目等又は各教科等の特質を踏まえ、優れた実践に共通して見られる要素が第1章第2節第3款の1の(1)の「主体的・対話的で深い学び」として示されている。

技能についても同様に、一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるようにしていくことが重要となるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要となる。

今回の改訂においては、こうした知識及び技能に関する考え方は、確かな学力のみ

ならず「生きる力」全体を支えるものであることから、各教科・科目等又は各教科等において育成することを目指す「知識及び技能」とは何か、発達の段階に応じて学習指導要領において明確にされたところである。

② 思考力、判断力、表現力等を育成すること

生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、①において述べたように、「思考力、判断力、表現力等」を発揮することを通して、深い理解を伴う知識が習得され、それにより更に思考力、判断力、表現力等も高まるという相互の関係にあるものである。

学校教育法第30条第2項において、「思考力、判断力、表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されている。この「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、平成28年12月の中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

教育課程においては、これらの過程に必要な「思考力、判断力、表現力等」が、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、それぞれの過程について、例えば第1章第2節第2款の2の(1)に示す言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、第1章第2節第2款の2の(2)に示す現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要となる。

③ 学びに向かう力、人間性等を涵養^{かん}すること

生徒が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

我が国の学校教育の特徴として、各教科・科目等又は各教科等の指導を含めて学校の教育活動の全体を通して情意や態度等に関わる資質・能力を育んできたことを挙げることができる。例えば、国語を尊重してその能力の向上を図る態度（国語科）、科学的に探究しようとする態度（理科）、明るく豊かで活力ある生活を営む態度（保健体育科）など、各教科・科目等又は各教科等においてどういった態度を育むかということを意図して指導が行われ、それぞれ豊かな実践が重ねられている。

生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓^{ひら}いていくためには、主体的に学

習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

こうした情意や態度等を育てていくためには、前述のような我が国の学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。教育課程の編成及び実施に当たっては、第1章第2節第5款に示す生徒の調和的な発達の支援に関する事項も踏まえながら、学習の場でもあり生活の場でもある学校において、生徒一人一人がその可能性を発揮することができるよう、教育活動の充実を図っていくことが必要である。

なお、学校教育法第30条第2項に規定される「主体的に学習に取り組む態度」や、第1章第2節第1款の2の(1)が示す「多様な人々と協働」することなどは、「学びに向かう力、人間性等」に含まれる。資質・能力の三つの柱は、確かな学力のみならず、知・徳・体にわたる生きる力全体を捉えて整理していることから、より幅広い内容を示すものとなっているところである。

このように、今回の改訂は、日常の指導における創意工夫のために「何のために学ぶのか」という学習の意義を、我が国の学校教育の様々な実践の蓄積を踏まえて、学習指導要領において育成を目指す資質・能力として明示している。

4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導（第1章第2節第1款の4）

4 学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

今回の改訂においては、従前と同様、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことを示している。

「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」については、生徒を取り巻く生活環境の変化の中で、生徒の社会的な体験の機会が減少している状況を踏まえ、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、学校教育を地域社会に開かれたものにし、地域との連携を強めることを趣旨として示されてきたものである。今回の改訂においても、この基本的な趣旨を変えるものではなく、体験的な学習の指導がより具体性をもって、各教科・科目等又は各教科等のそれぞれにおいて更に充実するよう、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を進めると示したものである。このような体験的な学習は、高等部段階の生徒にとって、自分と社会の関わりに対する理解と認識を深め、生徒が自己の在り方生き方を考える上でも極めて重要となっている。

就業体験活動（インターンシップ）については、平成20年1月に示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（以

下「平成20年1月の中央教育審議会答申」という。)において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。就業体験活動は、職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起すること、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、生徒が教師や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されることなど、高い教育効果を期待できるものである。就業体験活動については、職業教育に関する配慮事項としても、学校においては、キャリア教育を推進するために、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験活動の機会を積極的に設けるよう配慮すべきことを示している(第1章第2節第2款の3の(6)のア)。なお、平成28年12月の中央教育審議会答申においては、これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動(いわゆる「アカデミック・インターンシップ」)を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開について提言されている。

また、ボランティア活動は、生徒が社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考える上で意義があると同時に、単に社会に貢献するというだけでなく、自分自身を高める上でも大きな教育的意義がある。生徒は、自分が価値のある大切な存在であることを実感するとともに、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範を学ぶことができる。また、ボランティア活動は、国際協力、環境保全、少子高齢社会への対応など様々な社会問題に対する生徒の問題意識を広げたり深めたりすることにも資するものである。

就業やボランティアに関わる体験的な学習は、学校や地域の実態に応じて、学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。そのため、各学校が教育課程を編成するに当たっては、次のような教育課程上の位置付けが考えられる。

第一は、各教科・科目の中で実施する場合である。学習指導要領に示す各教科・科目については、職業に関する各教科の「課題研究」(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、職業科)等の中で産業現場等における実習が位置付けられているほか、各学科に共通する教科である家庭科の「家庭総合」において、ボランティア活動への参加をはじめ、身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めることとされている。

また、職業に関する各教科・科目又は各教科における実習については、その各教科・科目又は各教科の内容に直接関係のある就業体験活動により替えることができることとされている。(第1章第2節第2款の3の(6)のエの(ア))

このほか、就業体験活動やボランティア活動を行うための学校設定教科・科目を設けることも考えられる。特に、学校設定教科に関する科目として設けることができる「産業社会と人間」については、就業体験活動等を通じた指導に配慮すべきこととしている(第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ウ)の④)。

第二は、特別活動で実施する場合である。今回の改訂では、従前と同様に、ボランティア活動や就業体験活動など勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れることを示していることに加え、学校行事の勤労生産・奉仕の行事の中で就業体験活動を例示と

して明確に示している。特に、ボランティア活動については、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げることとしている。また、学校行事においては、幼児、高齢者などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫を求めている。

第三は、総合的な探究の時間における学習活動として実施する場合である。総合的な探究の時間においては、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指して、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じた探究課題を設定し、その解決に向けた様々な学習活動を展開する。そうした探究課題の一つとして、職業や自己の進路に関する課題を設定し、ボランティア活動、就業体験活動などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動もこの時間の活動の一つの柱になることが考えられる。

第四に、学校外における就業体験活動やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法である。学校教育法施行規則第 98 条及び平成 10 年文部省告示第 41 号の規定により、平成 10 年 4 月より、学校外におけるボランティア活動、就業体験活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっている。これは、関連する既存の科目の増加単位として修得を認定したり、学校外活動に単位を認定するための独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、様々な方法が考えられるものである。

就業やボランティアに関わる体験的な学習の教育効果を高めるためには、そのねらいを明確にすることが重要である。主なねらいとしては、①勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること、②望ましい勤労観や職業観の育成に資すること、③自分の能力・適性の判断や高等部卒業後の進路の選択に資すること、④職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること、⑤社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養に資することなどが挙げられる。

就業やボランティアに関わる体験的な学習は、地域の実態や学校の諸条件違い等によってその進め方が様々に異なってくるものである。各学校においては、地域や学校の実態に応じて、入学年次から卒業年次までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

5 カリキュラム・マネジメントの充実（第 1 章第 2 節第 1 款の 5）

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第 2 款の 3 の (5) のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

本項は、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともにその充実について示している。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を

中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、平成28年12月の中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の四つの側面から整理して示している。具体的には、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、

- ・ 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- ・ 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続を踏まえて、①高等部における教育の基本と教育課程の役割（第2節第1款）、②教育課程の編成（第2節第2款）、③教育課程の実施と学習評価（第2節第3款）、④単位の修得及び卒業の認定（第2節第4款）、⑤生徒の調和的な発達の支援（第2節第5款）、⑥学校運営上の留意事項（第2節第6款）、⑦道徳教育に関する配慮事項（第2節第7款）、⑧重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第2節第8款）、⑨専攻科（第2節第9款）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められる。

ア 生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、第1章第2節第1款の1が示すとおり「生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色や学校や地域の実態を十分考慮して」編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

イ カリキュラム・マネジメントの四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、第1章第2節第6款の1に示すとおり、「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う」ことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、同じく第1章第2節第6款の1に示すとおり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な

組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、既存の組織を精選して新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。第1章第2節第2款の1に示すとおり、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程についての基本的な方針を家庭や地域とも共有していくことが求められる。

(7) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な単位数や授業時数を配当していくことが必要となる。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科・科目等又は各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

その際、今回の改訂では、「生きる力」の育成という教育の目標が教育課程の編成により具体化され、よりよい社会と幸福な人生を切り拓くために必要な資質・能力が生徒一人一人に育まれるようにすることを目指しており、「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくことが求められていることに留意が必要である。教育課程の編成に当たっては、第1章第2節第2款の2に示す教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な探究の時間において各教科・科目等又は各教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、各教科・科目等又は各教科等の間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

(8) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。こうした改善については、校内の取組を通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもあるため、必要な体制や日程を具体化し組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

こうした教育課程の評価や改善は、第1章第2節第6款の1の(1)に示すとおり、学校評価と関連付けながら実施することが必要である。文部科学省が作成している「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」(平成28年3月)では、各学校や設置者において設定する評価項目・指標等の参考例として、学力調査や運動・体力調査

の結果など、生徒の学力・体力の状況を把握するデータを例示している。また、平成30年3月に制度化され平成31年度から本格的に利活用が開始される予定の「高校生のための学びの基礎診断」（高等学校における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み）を高等部における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用し、生徒自身の学習の改善や教師による指導の改善に生かすことも考えられる。

○ 教育課程の改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できる。

○ 教育課程の改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ① 評価の資料を収集し、検討すること。
- ② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ③ 改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、指導内容の配列や構成、予測される学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。更に学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。

このようにして、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するよう努めなければならない。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導助言を役立てるようにすることも大切である。

以上のような教育課程の評価や改善は、第1章第2節第6款の1の(1)に示すとおり、学校評価と関連付けながら実施することが必要である。

(4) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要となる。学校規模、教

職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。とりわけ高等部においては、学科が様々で、生徒の特性や進路に対応するため類型や選択科目の配当等が多様であることから、各学校の実態を踏まえて体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが特に重要となる。その際、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

本項では、こうした人的又は物的な体制を確保することのみならず、その改善を図っていくことの重要性が示されている。各学校には、校長、副校長や教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担して処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図っていくことが重要である。また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、学校評議員制度や学校運営協議会制度、地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

以下、それぞれの項目の趣旨を踏まえて学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示す。もっとも、編成した教育課程に基づき実施される日々の教育活動はもとより、教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。この点に十分留意することが求められる。

(イ) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

個別の指導計画に基づいて生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章第2節第2款の3の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってくる。

このことについては、本解説第2編第2部第1章第4節の3の(2)に示している個別の指導計画の作成と実施に対する学習評価の実施に当たっての配慮事項について参照すること。

以下、それぞれの項目の趣旨を踏まえて学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示す。もとより教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律ではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。この点に留意することが求められる。

(手順の一例)

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

ア 学校として教育課程の意義，教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし，全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め，作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。

教育課程の編成・実施は，校長のリーダーシップの下，組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに，それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。

また，編成・実施の作業日程を明確にするとともに，学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際，既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつことも重要である。

ア 編成・実施のための組織を決める。

(ア) 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方を明確にする。

(イ) 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け，組織内の役割や分担を具体的に決める。

イ 編成・実施のための作業日程を決める。

分担作業やその調整を含めて，各作業ごとの具体的な日程を決める。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって，教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに，教育課程の編成に関わる学校の実態や諸条件を把握する。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を把握する。その際，保護者や地域住民の意向，生徒の状況等を把握することに留意する。

ウ 実施した教育課程に対する生徒の達成状況等を把握する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は，学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら，しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し，両者を統一的に把握して設定する。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し，学校教育の目的や目標に照らして，それぞれの学校や生徒が直面している教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため，各学校の教育課題に応じて，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって，特に留意すべき点を明確にする。

(5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して，各教科・科目等及び指導内容を選択し，組織し，それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 学校の教育目標の効果的な達成を図るため，重点を置くべき事項を明確にしなが

ら、修得総単位数や各年次の修得単位数、類型の有無や種類、必履修教科・科目と選択科目などの構成と履修年次、総合的な探究の時間、特別活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら定める。

イ 各教科・科目等及びその指導内容を選択し、定める。

(ア) 各教科・科目（必履修教科・科目、選択科目、学校設定教科・科目）の構成、総合的な探究の時間の内容、特別活動の構成等を具体的に定める。

(イ) 指導内容について、その基礎的・基本的な知識及び技能を明確にする。

(ロ) 各教科・科目等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(ハ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導及び自立活動の指導及び就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(ニ) 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。

(ホ) 生徒や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な探究の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(ヘ) 各教科・科目等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

ウ 各教科・科目等及びその指導内容を組織する。

(ア) 基礎的、基本的な指導を重視するとともに、発展的、系統的な指導ができるように類型や年次に応じ、各教科・科目等を配列し組織する。また、指導のまとめ方、指導の順序及び重点の置き方に工夫を加える。

(イ) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、各教科・科目等間の指導内容相互の関連を図る。

(ロ) 各教科・科目等の指導内容相互の関連を明確にする。

(ハ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。

(ニ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において各教科等の内容の一部又は全部を合わせて行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

エ 単位数や授業時数を配当する。

(ア) 指導内容との関連において、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動について、それぞれの単位数や授業時数を定める。

(イ) 各教科・科目等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科・科目等の授業時数を定める。

(ロ) 各教科・科目等の授業の1単位時間を、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等及び各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

(ハ) の内容の一部又は全部を合わせて行う場合には、授業時数を適切に定めること。

(6) 教育課程を実施する。

(7) 教育課程を評価し改善する。

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

ア 個別の指導計画などの評価の資料を収集し、検討する。

イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

ウ 改善案をつくり、検討し、教育課程の編成に反映する。

第3節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2節第2款の1）

第2款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体、各教科・科目等及び各教科等において、それぞれの指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な探究の時間において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

本項は、各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標の設定と、教育課程の編成についての基本的な方針の家庭や地域との共有、総合的な探究の時間について各学校が定める目標との関連について示している。

各学校の教育課程の編成の基本となる学校の教育目標は、法令等に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定することが重要となる。各学校における教育課程は、当該学校の教育目標の実現を目指して、教育の内容を選択し、組織し、それに必要な各教科・科目等又は各教科等を編成する。

今回の改訂においては、次項のとおり、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に立って育成することを規定している。また、各教科・科目等又は各教科等においても、当該教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って再整理し、当該教科等の目標及び内容として明確にしている。

各学校において、教育目標に照らしながら各教科・科目等又は各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、教育目標は具体性を有するものであることが求められる。法令や教育委員会の規則、方針等を踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、第1章第2節第1款の3に基づき、学校教育全体及び各教科・科目等又は各教科等の指導を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、そうした実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である。また、長期的な視野をもって教育を行うことができるよう、教育的な価値や継続的な実践の可能性も十分踏まえて設定していくことが重要である。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が効果的に行われていくことが求められる。

また、高等部においては高等学校学習指導要領第4章第2の1に基づき各学校が定めることとされている総合的な探究の時間の目標については、上記により定められる学校の教

育目標との関連を図り、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じてふさわしい探究課題を設定することができるという総合的な探究の時間の特質が、各学校の教育目標の実現に生かされるようにしていくことが重要である。

以上のことを整理すると、各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。その際、実施した教育課程に対する生徒の達成状況等を把握すること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力（第1章第2節第2款の2）

生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等又は各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にすることが求められる。育成を目指す資質・能力の具体例については、様々な提案がなされており、学習指導要領に基づき各学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じてどのような資質・能力の育成を図っていくのかを明らかにしていく必要があるが、平成28年12月の中央教育審議会答申では、数多く論じられている資質・能力を以下のように大別している。

- ・ 例えば国語力、数学力などのように、伝統的な教科等の枠組みを踏まえながら、社会の中で活用できる力としてのあり方について論じているもの。
- ・ 例えば言語能力や情報活用能力などのように、教科等を越えた全ての学習の基盤として生まれ活用される力について論じているもの。
- ・ 例えば安全で安心な社会づくりのために必要な力や、自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくるための力などのように、今後の社会の在り方を踏まえて、子供たちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力の在り方について論じているもの。

1点目の教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力については、高等部学習指導要領の各教科・科目等又は各教科等の目標や内容において、それぞれの教科等の特質を踏まえて整理されている。これらの資質・能力の育成を目指すことが各教科・科目等又は各教科等を学ぶ意義につながるものであるが、指導に当たっては、教科等ごとの枠の中だけではなく、教育課程全体を通じて目指す学校の教育目標の実現に向けた各教科・科目等又は各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要となる。

このような教科等横断的な視点からの指導のねらいの具体化や、教科等間の指導の関連付けは、前述の答申が大別した2点目及び3点目にあるような教科等の枠組みを越えた資質・能力の育成にもつながるものである。変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、生徒一人一人に育てていくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に

付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡して育てていくことが重要となる。

(1) 学習の基盤となる資質・能力（第1章第2節第2款の2の(1)）

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

本項は、生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことができるよう、教育課程の編成を図ることを示している。学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を挙げている。

ア 言語能力

言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、ホームルームにおいて生徒間で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

言語能力を育成するためには、第1章第2節第3款の1の(2)や各教科・科目等又は各教科等の内容の取扱いに当たっての配慮事項に示すとおり、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。今回の改訂に当たっては、平成28年12月の中央教育審議会答申において人間が認識した情報を基に思考し、思考したものを表現していく過程に関する分析を踏まえ、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面から言語能力とは何かが整理されたことを踏まえ、国語科の目標や内容の見直しを図ったところである。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

また、外国語科は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科等であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。そうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組みなどの言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

(参考：言語能力を構成する資質・能力)

(知識・技能)

言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解、既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解が挙げられる。

特に、「言葉の働きや役割に関する理解」は、自分が用いる言葉に対するメタ認知に関わることであり、言語能力を向上する上で重要な要素である。

（思考力・判断力・表現力等）

テキスト（情報）を理解したり、文章や発話により表現したりするための力として、情報を多面的・多角的に精査し構造化する力、言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力、言葉を通じて伝え合う力、構成・表現形式を評価する力、考えを形成し深める力が挙げられる。

（学びに向かう力・人間性等）

言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、集団としての考えを発展・深化させようとする態度、心を豊かにしようとする態度、自己や他者を尊重しようとする態度、自分の感情をコントロールして学びに向かう態度、言語文化の担い手としての自覚が挙げられる。

【中央教育審議会答申 別紙2-1】

イ 情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、更に、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科・科目等又は各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育てていくためには、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科・科目等又は各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

今回の改訂に当たっては、資質・能力の三つの柱に沿って情報活用能力について整理されている。情報活用能力を育成するためには、第1章第2節第3款の1の(3)や第

2章第1節第1款において準ずることとしている高等学校学習指導要領の各教科・科目の内容の取扱い、第2章第2節第3款の8に示すとおり、各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各学科に共通する教科である情報科は、高等部における情報活用能力の育成の中核を担うものであるが、その育成においては情報科と他の各教科・科目等とが相互に関連を図ることが重要であり、また、他の各教科・科目等においても積極的に実施していくことが必要である。

(参考：情報活用能力を構成する資質・能力)

(知識・技能)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

【中央教育審議会答申 別紙3-1】

ウ 問題発見・解決能力

各教科・科目等又は各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を教科等の特性に応じて図ることを通じて、各教科・科目等又は各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科・科目等又は各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要である。

ここに挙げられた資質・能力の育成以外にも、各学校においては生徒の実態を踏まえ、学習の基盤づくりに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められる。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（第1章第2節第2款の2の(2)）

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

本項は、「生きる力」の育成という教育の目標を、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化していくに当たり、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことができるようにすることを示している。特に、未曾有の大災害となった東日本大震災や平成 28 年熊本地震をはじめとする災害等による困難を乗り越え次代の社会を形成するという大きな役割を担う生徒に、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが一層重要となっている。そのため、今回の改訂では、例えば、放射線の科学的な理解や科学的に探究する態度（「物理基礎」、「物理」）、環境と健康についての理解（「保健」）、食品の安全確保の仕組み（「家庭基礎」、「家庭総合」）、情報の妥当性や信頼性の吟味の仕方（「現代の国語」）、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力（「公共」）などの内容の充実を図っており、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を育成することとしている。

このような現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では

- ・ 健康・安全・食に関する力
- ・ 主権者として求められる力
- ・ 新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・ グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・ 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・ 自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・ 豊かなスポーツライフを実現する力

などが考えられるとされたところである。

各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが求められる。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

ア 各教科・科目及び単位数

(7) 卒業までに履修させる単位数等（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の (1) のアの (7)）

3 教育課程の編成における共通的事項

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

ア 各教科・科目及び単位数等

(7) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(ウ)までに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、卒業までに履修させる単位数の計は、イの(ア)及び(イ)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて 74 単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教育課程は、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動によって編成するものとし（学校教育法施行規則第 128 条，別表第 3，別表第 5），学習指導要領において、各学科に共通する各教科・科目（共通教科・科目）の標準単位数、全ての生徒に履修させる必履修教科・科目及び専門学科における各教科・科目の履修、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及び自立活動の授業時数、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の目標及び内容等を定めている。

各学校においては、これらの内容を十分検討して教育課程を編成しなければならない。そして、それぞれの学校の目標に従って、卒業までに生徒に履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動とその授業時数、自立活動の授業時数を定めることが教育課程編成の最も基本的な事項となる。

① 各学校における教育課程の編成

学校が教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、及び特別活動とその授業時数並びに自立活動の授業時数を定めなければならない。この場合、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目の単位数及び総合的な探究の時間の単位数の合計は 74 単位以上でなければならない。ただし、これは高等部在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。各学校においては、学校の教育目標や生徒の負担等を十分に考慮した上で、適切な単位数及び授業時数を設定することが求められる。

各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計の中には必ず次の単位数を含めなければならない。第一に、全ての生徒に履修させる必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 (1) のイの(ア)の①），第二に、専門学科において、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 (1) のイの(イ)の②）である。

総合的な探究の時間は、全ての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数については各学校において適切に定める（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 (1) のイの(ア)の①）こととされている。なお、各学校において単位数を定めるに当たっては、高等学校学習指導要領において標準単位数が明示されている趣旨を踏まえることが大切である。

また、自立活動の授業については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を

1 単位として計算することを標準として、卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数に含めることができる。

特別活動及び自立活動についても学校において卒業までに履修させるべき授業時数を定めることとなっているが、そのうち高等部学習指導要領において具体的に授業時数の規定があるのは、ホームルーム活動である。ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとしている（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(ウ)）。また、自立活動については、各学年において、生徒の障害の状態に応じて、適切に授業時数を定めるものとしている（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(ウ)）。

② 教科と科目

学校教育法においては、高等部の教育課程に関する事項は、高等学校に準じて文部科学大臣が定めると規定されている（学校教育法第 77 条）。

これを受けて学校教育法施行規則において教育課程について規定されており、同施行規則別表第 3 に各学科に共通する各教科・科目及び主として専門学科において開設される各教科・科目、別表第 5 に視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科・科目が列挙され、更に、同表の備考において、同表に掲げる各教科・科目以外の教科・科目（学校設定教科・科目）を設けることができることとされている。これらが、学習指導要領においては、第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のアの(イ)から(ウ)までに示されている。

また、小・中学部の場合は各教科が定められているが、科目には区分されていない。一方、高等部においては、教科は、それぞれ幾つかの科目に分かれる。教科には、その教科としての目標が定められているが、内容は、その教科に属する科目において具体的に示されている。各科目は、教科のもつ一般的な目標及び内容のうち、ある特定の分野・領域等に重点を置いてこれを組織的に学習することができるようにしたものである。しかし、一つの教科に属する各科目は、単にその教科を分割した一部分ではなく、目標において共通点をもつと同時に内容の組織と範囲においても、相互に深い関連をもつものである。

各教科・科目は、必履修教科・科目として学習指導要領に基づき全ての生徒に共通に履修させるもの及びそれ以外のいわゆる選択科目に分けることができ、更に後者は、学校で選択配列して当該学校として学科や類型の別などに応じそれぞれに属する全ての生徒に履修させるもの及び生徒が選択履修することができるものに分けることができる。

③ 単位

各教科・科目及び総合的な探究の時間については、その目標と内容に応じた学習時間を単位数によって表している。すなわち、単位は、各教科・科目について必要となる学習時間を測る尺度として用いられるものであり、標準としては、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間行われた授業を 1 単位と計算するのである。そして、例えば、4 単位と定められた科目の授業を履修し、その成果が当該教科及び科目の目標に照らして満足できると認められたときは、その科目について 4 単位を修得したと認定することになる（第 1 章第 2 節第 4 款の 1 の(1)のア）。

各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得については、上述のように当該

各教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の成果が満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則であり、それより多く認定されたり、少なく認定されたりするものではない。例えば、生徒が「数学Ⅰ」を3単位履修すれば3単位全部与えられるか、又は、全く単位を与えられないかのいずれかであって、その修得の程度によって3単位のうち2単位を与えられるということではない。ただし、あらかじめ計画して、各教科・科目又は総合的な探究の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは、それぞれの学期ごとに単位を認定することができる（第1章第2節第2款の3のイの(4)のウ）。また、2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに単位を認定することが原則である（第1章第2節第4款の1の(1)のウ）。

なお、授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めるものとしている（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(カ)）。すなわち、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用できることとしている。

イ 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数（第1章第2節第2款の3の(1)のアの(イ)）

(イ) 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	現代の国語	2	保健体育	体育	7～8
	言語文化	2		保健	2
	論理国語	4	芸術	音楽Ⅰ	2
	文学国語	4		音楽Ⅱ	2
	国語表現	4		音楽Ⅲ	2
地理歴史	古典探究	4	美術Ⅰ	2	
	地理総合	2	美術Ⅱ	2	
	地理探究	3	美術Ⅲ	2	
	歴史総合	2	工芸Ⅰ	2	
	日本史探究	3	工芸Ⅱ	2	
公民	世界史探究	3	工芸Ⅲ	2	
	公共	2	書道Ⅰ	2	
	倫理	2	書道Ⅱ	2	
数学	政治・経済	2	書道Ⅲ	2	
	数学Ⅰ	3	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーション	3
	数学Ⅱ	4		英語コミュニケーションⅡ	4
	数学Ⅲ	3		英語コミュニケーションⅢ	4

	数学A	2	外国語	ケーションⅡ	4
	数学B	2		英語コミュニ	
	数学C	2		ケーションⅢ	
理科	科学と人間生活	2		論理・表現Ⅰ	2
	物理基礎	2		論理・表現Ⅱ	2
	物理	4		論理・表現Ⅲ	2
	化学基礎	2	家庭	家庭基礎	2
	化学	4		家庭総合	4
	生物基礎	2	情報	情報Ⅰ	2
	生物	4		情報Ⅱ	2
	地学基礎	2	理数	理数探究基礎	1
	地学	4		理数探究	2～5

① 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の改善

高等部の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数については、原則として増加させていない。

「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」や「情報Ⅰ」、「情報Ⅱ」、あるいは「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」のように、Ⅰ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものである。一方、「数学A」、「数学B」、「数学C」については、A、B、Cとしている科目は、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成したものである。

また、例えば、地理歴史科において、「地理総合」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を、それぞれ履修させるものとしていたり、理科において、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとしていたりするなど、必履修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて定めている。一方、家庭科については、「家庭基礎」と「家庭総合」を設けているが、科目の名称はその特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。

英語以外の外国語については、英語以外の多様な外国語に関する科目が各学校において一層柔軟に開設されるようにする観点から、それらの科目は学習指導要領上示さず、引き続き学校設定科目として設けることとした。

総合的な探究の時間については、従前の総合的な学習の時間に関する規定と同様に、教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものであることを踏まえ、共通教科・科目と同じ表の中で標準単位数を示していないが、各学校において、その単位数を適切に定めることとしている。

なお、国語科の「古典探究」、地理歴史科の「地理探究」、「日本史探究」及び「世界史探究」については、科目名称に「探究」が付されているが、これらは、「総合的な探究の時間」や「理数探究基礎」、「理数探究」において用いられている「探究」とは意味の異なるものである。すなわち、前者は、当該教科・科目における理解をより深めることを

目的とし、教科の内容項目に応じた課題に沿って探究的な活動を行うものであるのに対して、「総合的な探究の時間」や「理数探究」、「理数探究基礎」は、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成することを目的とし、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究のプロセスを通して資質・能力を育成するものである。なお、「探究」の名称が付されていない教科・科目等についても、それぞれの内容項目に応じて、探究的な活動が取り入れられるべきことは当然である。

② 標準単位数

共通教科・科目については、学習指導要領において、標準単位数を示している。

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。例えば、「数学Ⅱ」の標準単位数は4単位であるが、学校で5単位を配当し、その5単位の修得を認定し、これを卒業に必要な単位数に計算することができる。

各教科・科目の内容はそれぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められている。したがって、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。

標準単位数より多くの単位数を配当する場合に、どの程度の単位数を追加的に配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合、学校の方針により増加単位数を含めて全ての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を特定の類型に所属する生徒など一部の生徒のみに履修させることもあり得る。ただし、いずれの場合においても、指導計画に位置付けた上で、各教科・科目の目標等に照らして適切な範囲で行われるべきことは当然であり、例えば、履修の途中で追加的に単位を配当したり、学習の進度に応じて一部の生徒のみに追加的に単位を配当したりすることなどは認められない。

各教科・科目に増加単位を充当して行うのが適当と思われる例を示すと次のような場合が考えられる。

- (ア) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- (イ) 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- (ウ) 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

他方、必修教科・科目以外の各教科・科目について、標準単位数より少ない単位数を配当することは、①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該科目の目標の実現が可能であると判断される場合、②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合のいずれかの場合に行うことが可能であると考えられる。などに行うことが考えられる。その場合にも、生徒の実態や各教科・科目の特質等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。

例えば、選択科目である「数学C」については、(1)から(3)までの内容で構成しており、三つの内容すべてを履修させるときは3単位程度を要するが、標準単位数2単位である。このため、原則的には標準単位数である2単位で授業を行うことが望ましいが、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じてやむを得ない場合には、教科・科目の特質により内容を適宜選択し1単位として設定することも可能である。その場合であっても、

指導に当たっては、履修目的に沿って、履修内容や履修順序を適切に定めるとともに、各科目の内容相互の関連と学習の系統性を十分に図ることにより、生徒の多様な特性などに対応できるようにすることが大切であることはいままでもない。

なお、必履修教科・科目については、原則として標準単位数を下らないこととされており、標準単位数より少ない単位数を配当することができるのは「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされており、また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることができないことに留意する必要がある（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦）。必履修教科・科目に関する一部単位減については、本節(2)③において留意事項を詳述しているので参照されたい。

更に、学校においては、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することもできる。すなわち、標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。

各教科・科目における増単・減単の条件

	単位を増加すること（増単）	単位を減ずること（減単）
必履修教科・科目の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。 ①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合 ②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。 ○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることができない。
必履修教科・科目以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合 ○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。 ○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。 ①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合 ②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定され

	<p>Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。</p>	<p>ており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>
--	--	--

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目（第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ウ)）

<p>(ウ) 主として専門学科において開設される各教科・科目</p>	
<p>各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の㉞及び㉟、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の㉞及び㉟、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては次の表の㉞に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。</p>	
<p>㉞ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</p>	
<p>教科</p>	<p>科目</p>
<p>農業</p>	<p>農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用</p>
<p>工業</p>	<p>工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史</p>
<p>商業</p>	<p>ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネ</p>

	ス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
保健理療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健理療, 臨床保健理療, 地域保健理療と保健理

	療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報， 課題研究
--	---------------------------------------

㊦ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
印刷	印刷概論，印刷デザイン，印刷製版技術，DTP技術，印刷情報技術，デジタル画像技術，印刷総合実習，課題研究
理容・美容	関係法規・制度，衛生管理，保健，化粧品化学，文化論，理容・美容技術理論，運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報，課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規，公衆衛生，クリーニング理論，繊維，クリーニング機器・装置，クリーニング実習，課題研究

① 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

主として専門学科において開設される各教科・科目のうち，職業に関する各教科・科目については，平成28年12月の中央教育審議会の答申を受け，地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応の視点から，各教科の科目構成や各科目の内容の改善を図っている。

また，産業界で求められる人材の育成を重視する観点から，例えば工業科で「船舶工学」，商業科で「観光ビジネス」，家庭科で「総合調理実習」，情報科で「情報セキュリティ」及び「メディアとサービス」，理学療法科で「理学療法管理学」を新設している。

② 専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については，従前から，地域の実態や学科の特色等に応じるため，その標準単位数の決定を設置者に委ねており，今回の改訂においても同様の扱いとしている。したがって，これらの各教科・科目について，公立学校にあつては各都道府県教育委員会等が，また，私立学校にあつては各学校法人がその標準単位数を定め，その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることとなる。各設置者においては，当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し，適切な標準単位数を定めることが必要である。

エ 学校設定科目及び学校設定教科（第1章第2節第2款の3の(1)の(イ)及び(オ)）

(イ) 学校設定科目

学校においては，生徒や学校，地域の実態及び学科の特色等に応じ，特色ある教育課程の編成に資するよう，(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科について，これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において，学校設定科目の名称，目標，内容，単位数等については，その科目の属する教科の目標に基づき，高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し，各学校の定めるところによるものとする。

(オ) 学校設定教科

⑦ 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第4款の1の(2)において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

⑧ 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- a 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- b 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- c 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

① 学校設定科目

(エ)では、第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)及び(イ)の表に掲げる教科について、これらに列挙されている科目以外の科目を設けることができることを示している。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

② 学校設定教科及び当該教科に関する科目

(オ)では、第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)及び(イ)の表に掲げられている教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができることを示している。

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。すなわち、学校教育法第51条に定める「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」などの高等学校の教育目標と同一の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるように定めなければならない。

③ 学校設定科目・学校設定教科への取組

第1章第2節第2款の3の(1)のアの(エ)の学校設定科目及び(オ)の学校設定教科（学校設定教科・科目）のいずれも、学校における特色ある教育、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして、有効に活用されることが期待される。

特に、学部段階間及び学校段階間の円滑な接続を確保する観点から、教育課程の編成に当たって、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務

教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること（第1章第2節第2款の4の(2)のウ）が示されている。このため、こうしたことも踏まえながら、生徒や学校の実態等に応じた適切な学校設定科目又は学校設定教科を開設することが重要である。なお、高等部における教育の目標は、高等学校教育の目標と同様に、義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について学び直し、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を高等部の教科・科目として開設することは、このような高等部における教育の目標に適合するものである。

また、ボランティア活動や就業体験活動など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。こうした様々な学校設定教科・科目の指導に当たっては、地域の専門家など外部の協力を得ることも効果的であると考えられる。

なお、学校設定教科・科目については、各学校の判断で設けられることとなるが、このことは、学校設定教科・科目を含め、教育課程の編成について、教育委員会が公立学校に対して指導・助言を行う権限を有すること自体に変更を及ぼすものではない。

④ 「産業社会と人間」

「産業社会と人間」は、平成5年の総合学科の創設に伴い、その原則履修科目とされた科目である。総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、その教育課程における各教科・科目は、高等学校の必履修科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成し、原則履修科目として「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすることが、平成5年3月に初等中等教育局長名の通知で示された。

「産業社会と人間」は、人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。このねらいを達成するため、各学校では、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域との積極的な連携を図り、実習、見学、調査研究などの体験的な活動を取り入れた学習を展開してきている。また、「産業社会と人間」の学習は、自らの進路等を考慮した適切な教科・科目の選択能力の育成にも大きな役割を果たしている。

このような自己の在り方生き方や進路について考察するとともに、それらを通して自らの進路等に応じて適切な教科・科目を選択する能力を育成する学習は、これからの高等部において、どの学科でも重要な意義を有することから、平成11年の改訂において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものである。

各学校において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験活動や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮することを総則において示しているものである。

㉗ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観，職業観の育成

㉘ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

㉙ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

この「産業社会と人間」の指導事項については，平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において，職業と生活，我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し，具体的には次のようなことを指導することが提言された。

① 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験活動やボランティア活動，卒業生や職業人等との対話，発表や討論等を通して，職業の種類や特徴，職業生活などについて理解するとともに，勤労の意義について考察し，職業人として必要とされる能力・態度，望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

② 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学，技術者や海外勤務者等の講話，調査研究や発表・討論等を通して，我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し，それがもたらした情報化，国際化等の社会の変化，人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

③ 進路と自己実現

発表・討論，自己の学習計画の立案等を通して，自己の能力・適性，興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ，自己の将来の生き方や進路について考察すること。

これらの項目は，職業と生活が第1章第2節第2款第1の5の(2)に示された a の事項，我が国の産業と社会の変化が b の事項，進路と自己実現が c の事項とそれぞれ対応するものと考えられ，各学校においては，この報告の内容を十分配慮して，「産業社会と人間」の指導内容を設定することが大切である。

オ 各教科・科目の履修等（第1章第2節第2款の3の(1)のイ）

(7) 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(7)）

イ 各教科・科目の履修等

(7) 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

㉗ 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし，その単位数は，アの(イ)に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし，生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，特に必要がある場合には，「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ，その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

a 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」

b 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」

c 公民のうち「公共」

d 数学のうち「数学Ⅰ」

e 理科のうち「科学と人間生活」，「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び

	「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」,「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
f	保健体育のうち「体育」及び「保健」
g	芸術のうち「音楽Ⅰ」,「美術Ⅰ」,「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
h	外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は,学校設定科目として設ける1科目とし,その標準単位数は3単位とする。）
i	家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
j	情報のうち「情報Ⅰ」

① 必履修教科・科目の種類及びその単位数

第1章第2節第2款の3の(1)のイにおいては,必履修教科・科目及びその単位数を示している。ここに示されている各教科・科目は,課程や学科を問わず,全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり,標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとしている。ただし,生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し,「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については例外的に2単位とすることができるほか,その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については,その単位数の一部を減じることができるとしている。

改訂後の各学科に共通する各教科・科目について一覧表にすると,次のとおりである。必履修科目については丸印で示している。

改訂後の各学科に共通する各教科・科目

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	

	数学C	2	
理 科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む 2科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸 術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位まで減可
	英語コミュニケーションⅡ	4	
	英語コミュニケーションⅢ	4	
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	
	論理・表現Ⅲ	2	
家 庭	家庭基礎	2	┌ ○
	家庭総合	4	
情 報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理 数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2～5	

今回の改訂では、前回に引き続き、高等部の生徒に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるという必修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数を増加させていない。

これを踏まえ、国語、地理歴史、公民、数学、保健体育、外国語及び情報の各教科については、選択的な履修を認めるのではなく、全ての高等部の生徒が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等部の教育課程の共通性を高めることとした。具体的

には、「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」を共通必修科目として設けている。なお、前述のとおり、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、「特に必要がある場合」には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」について2単位まで単位を減じて指導することを可能としている。また、理科、芸術、家庭の各教科においては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、理科、芸術、家庭の各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようにしている。

理科については、前回の改訂に引き続き、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念の下、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を確保する観点から、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとしている。

外国語科については、従前と同様、各学校で多様な外国語がより柔軟に開設できるよう、英語に関する科目以外の科目は示さず、英語に関する科目に準じて学校設定科目として開設できることとしている。このため、必修教科・科目については、英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とすることとした。この場合においても、特に必要がある場合には、2単位まで単位を減ずることは可能となる。

以上の必修教科・科目の設定により、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなうように履修した際の単位数の合計は、従前と同様、各学科とも35単位となっている。

なお、必修教科・科目につき、特に規定している場合を除き、年次をまたがって分割履修することは差し支えない。

なお、専門学科においては、以上の必修教科・科目について、後述のような特例が規定されている（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(イ)の④）。

② 必修教科・科目の履修（一部単位減）についての留意点

各教科・科目の単位数については、標準単位数の制度がとられており、学校においては、学習指導要領に示す単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができることは、先に述べたとおりであるが、必修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされている（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦）。

しかし、第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦には、ただし書きとして必修教科・科目について、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

これは、高等部の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、能力・適性等が多様になっているという実態があること、個々の生徒について個性の伸長を図るため、一方においては大幅な増加単位の措置を認めるとともに、必修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置が必要な場合もあり得ること、必修教科・科目に加え専門教科・科目を履修しなければならない専門学科において多様な選択履修を可能とする必要があることなどを考慮したものである。

なお、標準単位数の一部単位減を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行

うことが前提となる。例えば、「数学Ⅰ」では「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」及び「課題学習」の全てを取り扱うことが必要であり、「英語コミュニケーションⅠ」では「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」の五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、総合的に指導をする必要がある。

このような措置をとった場合、標準単位数を下回る単位数であっても、その修得が認定されれば、これを卒業に必要な単位数に組み入れることが可能である。

第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦のただし書きにおいては、従前と同様に、「標準単位数が2単位であるものを除く」としている。このため、当該2単位の科目を必履修教科・科目として履修する場合には、その単位数を更に減じて1単位とすることはできない。したがって、例えば、国語科については、必履修科目とされた「現代の国語」と「言語文化」のいずれも2単位科目であることから、これらについて、単位数の一部を減じることは認められない。

また、「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされている。このため、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

なお、必履修教科・科目以外で標準単位数を示している科目についても、標準の限度を超えない範囲で単位数の一部を減じて配当することは可能であるが、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないよう単位数を定める必要がある。

① 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものとする。

特別支援学校高等部における総合的な探究の時間については、必履修教科・科目と同様、全ての生徒に履修させる必要があるものとして、第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦でその単位数について、各学校において生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものと規定している。

高等学校学習指導要領においては、総合的な探究の時間の標準単位数は第1章第2節第2款の3の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な探究の時間の単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。他方、高等学校学習指導要領第1章第2款の3の(2)のアの(イ)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とある。これは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目（学校設定教科・科目を含む。本項において、以下同じ）において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探求のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。従って、2単位に減じることができるのは、限定的であることに十分注意しなければならない。

生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な探究の時間の位置付けを明確にすることが必要である。特に、高等学校学習指導要領に示す標準単位数を減じる場合においては、

その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められる。

㉞ 外国の高等学校等に留学していた生徒について、外国の高等学校等における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校等における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

本項は、外国の高等学校等（当該国における正規の後期中等教育機関）に留学していた生徒の履修の認定に係る取扱いを明確化するため、今回の改訂において新設した規定である。ここで言う留学とは、いったん日本の特別支援学校高等部や高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学をすること（学校教育法施行規則第135条第5項において特別支援学校高等部に準用する第93条第1項）を意味し、もともと外国の高等学校等に在籍していた生徒が、日本の特別支援学校高等部に編入する場合は含まない。

外国の高等学校等に留学した場合、36単位を限度として我が国の特別支援学校高等部の単位として認めることができる（学校教育法施行規則第135条第5項において特別支援学校高等部に準用する第93条第2項）が、留学をした場合でも、必履修教科・科目の履修は必要となる。この場合、外国における学習について、必履修教科・科目と照合して個別に単位を認定することが基本であり、海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められる。その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、添削指導や補充学習等も活用しながら、適切に補うことが必要である。

また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が修了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる（学校教育法施行規則第135条第5項において特別支援学校高等部に準用する第93条第3項）。これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学をする必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

(イ) 専門学科における各教科・科目の履修（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(イ)）

(イ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、(ア)のほか次のとおりとする。

㉞ 専門学科においては、専門教科・科目（アの(ウ)の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。

㉟ 専門教科・科目の履修によって、(ア)の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目

の履修の一部又は全部に替えることができること。

- ㊦ 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健医療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門学科における各教科・科目の履修については、必履修教科・科目のほかに専門教科・科目を一定単位数以上履修するために、選択科目に相当する時間が制約される場合が多い。そこで、専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置や専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修とする代替措置、職業学科の原則履修科目である「課題研究」等と総合的な探究の時間の履修との代替措置を設け、専門学科において、より一層弾力的な教育課程の編成ができるように配慮している。

① 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に 25 単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25 単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の 25 単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・科目に含まれることとなる。

② 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができることとしている。

③ 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・

科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、職業教育を主とする学科（以下「職業学科」という。）では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替することなどが考えられるほか、工業に関する学科で「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に、理療に関する学科で「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」等を「保健」に代替することなどが考えられる。なお、これらの例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

④ 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健理療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科に属する「課題研究」、看護の「看護臨地実習」、福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の科目においては、自ら課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化を図り、課題の解決に取り組むこととしている。一方、総合的な探究の時間は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものである。したがって、課題研究において、総合的な探究の時間と同様に、様々な教科・科目等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせて探究を行う活動を行う場合など、総合的な探究の時間の目標と「課題研究等」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修により、「課題研究等」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、相互の代替が可能とされているのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではない。

例えば、職業学科における「課題研究」においては、「調査、研究、実験」、「作品製作」、「産業現場等における実習」、「職業資格の取得」等の内容に関わる課題を設定し、学習を行うこととされており、「課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。また、「課題研究等」において課題を研究する際には、様々な教科等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせる、教科等横断的な視点に基づくことが必要である。

なお、本規定においては、「一部又は全部に替えることができる」とされており、例えば、「課題研究等」において様々な学習活動を行う場合であって、その一部においてのみ、

「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、教科等横断的な視点に基づいて課題を研究しながら、探究の過程を通して行う場合、当該部分のみを総合的な探究の時間と代替するという事は可能である。

総合的な探究の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(イ)の㊦）に含めることはできないことについては、十分に留意する必要がある。

本規定は、「同様の成果が期待できる場合」においてのみ適用できる規定であり、総合的な探究の時間や課題研究等の目標を満たすものでなければ、それぞれ代替することはできない。具体的には、例えば、職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくないことは言うまでもない。

カ 各教科・科目等の授業時数等（第1章第2節第2款の3の(1)のウ）

(7) 年間授業週数（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(7)）

ウ 各教科・科目等の授業時数等

(7) 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目、総合的な探究の時間並びにホームルーム活動、生徒会活動、学校行事及び自立活動それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが、このうち、各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

「年間35週行うことを標準と」するとは、35週を上回ったり、あるいはこれを下回ったりしてもよいということであるが、それには教育的な配慮に基づく適切な幅の範囲という一定の限界があることを示している。

各学校においては、これを踏まえ、それぞれの学校や生徒の実態に応じて、各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の年間授業週数を定めることとなる。

また、「各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる」ことを示し、各教科・科目及び自立活動の授業については、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにしている。例えば、実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられるほか、2学期制をとっている学校において、2単位の科目を週に4単位時間の授業を行うことにより前期で終え、後期には別の2単位の科目を開設するというようなことも考えられる。このような場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとされている（第1章第2節第4款の1の(1)のウ）ので、それを併せて活用することもできる。

平成21年の改訂では、「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授

業日を設定する場合を含む」との規定を追加し、各教科・科目及び自立活動の特質に応じ、特定の期間に集中して授業を行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしたが、今回の改訂においても、引き続き同様の規定を設けている。

なお、総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間 35 週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせ活用することも可能である。

(イ) 週当たりの授業時数（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(イ)）

(イ) 週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。

週当たりの授業時数については、従前と同様、30 単位時間を標準とすることとしている。「標準」ということは、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、生徒や学校の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。

また、平成 21 年の改訂では、生徒や学校の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30 単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしたところであるが、今回も、同様に規定している。

(ウ) ホームルーム活動の授業時数（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(ウ)）

(ウ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする。

① 特別活動の履修

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

特別活動の履修については、その性格上、各教科・科目や総合的な探究の時間の場合と異なり、単位による計算は行わない。しかし、特にホームルーム活動については、第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(ウ)において履修すべき単位時間数を定めている。

なお、特別活動については、その成果が目標からみて満足できると認められることが卒業の要件となっているが、単位の修得の認定は行われ^かない（第 1 章第 2 節第 4 款の 1 の(2)）。

② ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等部における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすこと、更には、学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要^かとしての役割を果たすことから、その授業は、各教科・科目及び自立活動とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)のウの(ア)）。このことは教科担任制におけるホームルーム担任と生徒の信頼関係の構築の観点からも徹底しなければならない。学

校においては、教育課程を編成する際、その全体計画を定めるとともに、学期、月間、週間などの計画を立てるが、特に毎週継続的に繰り返される各教科・科目等については、いわゆる週間授業時間割として定められ、生徒にも提示される。ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目及び自立活動と同じようにこの授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めることとしている（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(カ)）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科・科目及び自立活動と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

その際、ここでは、第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)で規定しているように、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上確保すべきことを示している。また、ホームルーム活動の重要性に鑑み、「標準」とはせず、ここに示す時間以上の授業時数を確保すべきことを定めている。

なお、毎日の授業の前後に「ショートホームルーム」や「朝の会」、「帰りの会」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるものである。

(イ) 生徒会活動及び学校行事の授業時数（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(エ)）

(エ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動及び学校行事の実施については、これらの活動の性質上学校ごとの特色ある実施が望まれるものであり、その授業時数を全国一律に標準として定めることは必ずしも適切でなく、活動ごとに時期を考慮し、学科の特色、生徒、学校及び地域の実態を生かした実施が望ましいと考えられる。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示すのではなく、生徒や学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしている。「適切な授業時数を充てる」とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。

なお、これらの生徒会活動及び学校行事については、教育課程を編成する場合の重要な要素として、生徒や学校の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

(オ) 自立活動の時間に充てる授業時数（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(オ)）

(オ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の時間は、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて

適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

(カ) 授業の1単位時間（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(カ)）

(カ) 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

この規定は、授業の1単位時間の運用について定めたものである。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。このため、各教科・科目等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科・科目等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科・科目等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとしている。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものである。

一方、第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)においては、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としており、ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を一単位として計算した授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。

すなわち、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位はその単位数に見合う時数の授業を行うことを条件として認定されるものであり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、第1章第2節第2款の3の(1)のウの(ウ)で規定しているように、ホームルーム活動については、1単位時間を50分として計算して、年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

更に、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

(キ) 短い時間を活用して行う指導（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(キ)）

(キ) 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。

本項では、各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科・科目等の指導を行う際の配慮事項を示している。具体的には、例えば15分の短

時間を活用した授業や、50分と10分の組み合わせによる60分授業など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習内容に応じて特定の教科・科目等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科・科目等の年間授業時数に含めることができることとするものである。

特に教科担任制である高等部では、例えば、10分から15分程度の短い時間を活用して、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分から15分程度の短い時間を活用した学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、授業時数に算入できることを明確化したものである。

この規定を活用し、10分から15分程度の短い時間により特定の教科・科目等の指導を行う場合については、当該教科・科目等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分から15分程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について、読書活動を実施するなど指導計画に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

なお、各教科・科目等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を整理すると、次のとおりとなる。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

(ウ) 総合的な探究の時間に実施による特別活動の代替（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(ウ)）

(ウ) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な探究の時間においては、生徒や学校、地域の実態等に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこととしている。

今回の改訂においては、各学校で定める総合的な探究の時間の目標について、「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す」とともに、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視する」こととしており（特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第2の3の(1)及び(2)）、各学校の教育目標と直接つながる重要な役割を位置付けている。

また、特に他教科等との関係について、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、

第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と規定し(特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第3の1の(5))、他教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な探究の時間の特質を十分に踏まえた活動を展開する必要性を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、「探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と規定している(特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第3の2の(4))。これらを前提として、総合的な探究の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにし、その際は、体験活動を探究の過程に適切に位置付けることを求めている。

総合的な探究の時間において、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な探究の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした課題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、
- ・ 総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

このような場合、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、本項により、総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替を認めている。

なお、本項の記述は、総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまないことは、特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間に示すとおりである。

(ケ) 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による、総合的な探究の時間の代替(第1章第2節第2款の3の(1)のウの(ケ))

(ケ) 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履

修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

理数科は、「数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力」を育成することを目指すものであり、総合的な探究の時間は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものである。いずれも、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して資質・能力を育成するものであることから方向性は同じであると言える。そのため、理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修した成果が、総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果が期待できることが必要であり、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではない。

総合的な探究の時間では、「自己の在り方生き方」を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指しており、総合的な探究の時間において生徒が設定する課題は、自己の在り方生き方を考えながら、自分にとって関わりが深いものであることが求められる。そのため、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

(2) 年間授業日数

年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で定められている。

○学校教育法施行令

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的な学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村または市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的な学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的な学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則

第 61 条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第 29 条第 1 項の規定により教育委員会が定める日

第 62 条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

（注）これらの規定は、同施行規則第 135 条において特別支援学校に準用されている。

各教育委員会及び各学校においては、これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。また、年間授業日数については、高等部学習指導要領で示している各教科・科目等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要がある。

なお、休業日の設定に当たっては、必要な授業時数の確保及び生徒への効果的な指導の実現の観点はもとより、生徒や学校、地域の実態を踏まえつつ、地域の年中行事その他の様々な学習や体験の機会の確保等に配慮することも大切である。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

ア 各教科等の履修

(7) 卒業までに履修させる各教科等（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の (2) のアの (7)）

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

ア 各教科等の履修

(7) 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる (イ) から (エ) までに示す各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

従前同様、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、卒業までに履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動の授業時数に関する事項を定めている。

(イ) 各学科に共通する各教科等（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の (2) のアの (イ) の (7)）

(イ) 各学科に共通する各教科等

- ㊦ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。

従前から示している国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭については、各学科に共通する教科であり、全ての生徒が履修するものである。これらに道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動を加えて、「各学科に共通する各教科等」としている。

なお、特に示す場合とは、第 1 章第 2 節第 8 款に示す「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」による場合のものを示している。

(第1章第2節第2款の3の(2)のアの(イ)の①)

① 外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

外国語科及び情報科の取扱いは従前とおりである。外国語科及び情報科を含めて教育課程を編成するかについての検討に当たっては、各学校において、カリキュラム・マネジメントを通じて、学びの連続性などを考慮して判断すること大切である。

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科 (第1章第2節第2款の3の(2)のアの(ウ))

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科

⑦ 専門学科においては、(イ)のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は(エ)に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの(以下「専門教科」という。)のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

⑧ 専門教科の履修によって、(イ)の⑦の全ての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

従前どおり、主として専門学科において開設される各教科を家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉(以下「専門教科」という。以下同じ。)の5教科としている。

⑦において、それらの各教科のうち、いずれか1以上履修させるものとしている。

⑧において、専門教科の履修によって、第1章第2節第2款の3の(2)のアの(イ)の⑦で示す各学科に共通する各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、専門教科において開設される各教科の履修をもって、各学科に共通する各教科の履修に替えることができることを示している。

実施に当たっては、専門教科と各学科に共通する教科の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。例えば、「家政」の履修をもって、「家庭」の履修に替えることが考えられる。この例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

(I) 学校設定教科 (第1章第2節第2款の3の(2)のアの(イ))

(I) 学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)に掲げる教科以外の教科(以下この項において「学校設定教科」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

ここでは、第1章第2節第2款の3の(2)のアの(イ)及び(ウ)に掲げられている教科以外の教科を設けることができることを示している。

学校設定教科とは、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、学習指導要領に示す教科以外の教科を一層柔軟に設けられるようにする観点

から、各学校が名称、目標、内容等を定めることができる教科である。そのため、学校設定教科は、学校における特色ある教育、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして有効に活用されることが期待される。

学校設定教科の名称、目標、内容等を定めるに当たっては、「高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。

専門学科において、主として専門学科において開設される教科として学校設定教科を設け履修させる場合は、第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ウ)の⑦において、「いずれか1以上履修させる」と示されていることから、例えば、家政、農業、工業、流通・サービス又は福祉の各教科の履修をしない場合も考えられることになる。

なお、学校設定教科については、各学校の判断で設けられることとなるが、このことは、学校設定教科を含め、教育課程の編成について、教育委員会が公立学校に対して指導・助言を行う権限を有すること自体に変更を及ぼすものではない。

イ 各教科等の授業時数等

(7) 年間総授業時数（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(7)）

イ 各教科等の授業時数等

(7) 各教科等（ただし、この項及び(ウ)において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。(ウ)において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。

総授業時数の考え方は、従前と同様であり、各学年における総授業時数には、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動に限る。）及び自立活動の授業時数が含まれている。また、従前どおり、総授業時数については、各学年とも1,050単位時間を標準としている。

なお、授業の1単位時間については、第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ウ)において、「生徒の実態及び各教科の特質を考慮して、適切に定めるもの」としているが、本規定において、各学年の総授業時数を求める際には、1単位時間は50分として計算することを示している。

この総授業時数については、特に必要がある場合には、増加することができる。

更に、各教科等の年間の授業時数については、従前同様、生徒の知的障害の状態、学校や地域の実態等に応じ、一層弾力的な教育課程が編成できるようにする視点から、「各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。」としている。

この規定は、道徳科、特別活動及び自立活動については、それぞれの学年において履修することとし、その年度の授業時数を適切に定めるようにすることを示しているが、各教科及び総合的な探究の時間については、履修する学年を定め、その学年における授業時数を適切に定めるようにすることを意味している

(イ) 年間授業週数（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(イ)）

(イ) 各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事及び自立活動それぞれについて授業の計画を立てる必要があるが、このうち各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、それに応じて計画されなければならないことを示している。

総合的な探究の時間については、履修する学年及び授業時数を適切に定めることとなっている。（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(2)のイの(ア)）

「年間 35 週行うことを標準と」するとは、35 週を上回ったり、あるいはこれを下回ったりしてもよいということであるが、そこには教育的配慮に基づく適切な幅の範囲という一定の限界があることを示している。

各学校においては、これを踏まえ、それぞれの生徒や学校の実態に応じて、各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の年間授業週数を定めることとなる。

各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業を年間 35 週以上にわたって行うようにすることとしているのは、これらの授業時数を年間 35 週以上にわたって配当すれば、生徒の負担過重にならない程度に、週当たり、1 日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。このことは、これらの授業時数を 35 週にわたって平均的に配当することを定めたものではない。したがって、生徒の知的障害の状態等や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることが大切である。

また、「各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる」ことを示し、各教科、道徳科及び自立活動の授業については、各学校の創意工夫でより一層弾力的に運用できるようにしている。例えば、主として専門学科において開設される各教科や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられる。

なお、総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各学年において実施する方法のほか、特定の学年において実施する方法も可能である。また、年間 35 週行う方法と、特定の学期又は特定の期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

(ウ) 主として専門学科に置いて開設される各教科の授業時数（第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(2)のイの(ウ)）

(ウ) 専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875 単位時間を下らないものとする。

専門学科における専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875 単位時間を下らないものとして示している。

これは、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にするための措置であり、専門学科における専門教科については、専門教育の深化等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、875 単位時間を超えて履修することができるよう配慮する必要がある

る。

その際、例えば、農業科だけで875単位時間以上とすることや、農業科と工業科の各教科を合算して875単位時間以上とすることができるほか、3教科以上の授業時数を合算して、875単位時間以上とすることもできる。必要に応じて適切に組合せを検討することが大切である。

(イ) ホームルーム活動の授業時数（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(イ)）

(イ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等部における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすこと、更には学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要^{かなめ}としての役割を果たすことから、その授業は、各教科、道德科及び自立活動とは異なり、特定の学期又は特定の期間に集中して行うことはできない（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(イ)）。このことは教科担任制におけるホームルーム担任と生徒の信頼関係の構築の観点からも徹底しなければならない。学校においては、教育課程を編成する際、その全体計画を定めるとともに、学期、月間、週間などの計画を立てるが、特に毎週継続的に繰り返される各教科及び自立活動については、いわゆる週間授業時間割として定められ、生徒にも提示される。ホームルーム活動の授業時数は、各教科及び自立活動と同じようにこの授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

授業の1単位時間については、各学校において、各教科等の特質を考慮して適切に定めることとしている（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ウ)）。したがって、毎回のホームルーム活動の授業の1単位時間についても各教科、道德科、総合的な探究の時間及び自立活動と同様に、弾力的な運用ができることとしているが、年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

その際、ここでは、第1章第2節第2款の3のイの(フ)で規定しているように、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上確保すべきことを示している。また、ホームルーム活動の重要性に鑑み、「標準」とはせず、「原則として」示し、年間35単位時間以上の授業時数を確保すべきことを定めている。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせた授業として、「ショートホームルーム」や「朝の会」、「帰りの会」等の名称の活動においては、学習指導要領で定めるホームルーム活動のねらいを達成することが求められることは当然である。

(ロ) 生徒会活動及び学校行事の授業時数（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ロ)）

(ロ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動及び学校行事の実施については、これらの活動の性質上学校ごとの特色ある実施が望まれるものであり、その授業時数を全国一律に標準として定めることは必ずしも適切でなく、活動ごとに時期を考慮し、学科の特色、生徒、学校及び地域の実態を生かし

た実施が望ましいと考えられる。このため、ホームルーム活動のように、一定の授業時数を示すのではなく、生徒や学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしている。「適切な授業時数を充てる」とは、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであるという趣旨である。

なお、これらの生徒会活動及び学校行事については、教育課程を編成する場合の重要な要素として、生徒や学校の実態等に即し、年間、学期又は月ごとなどの教育課程の中に位置付けるものであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数をあらかじめ明らかにしておくことが大切である。

(カ) 総合的な探究の時間に充てる授業時数（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(カ)）

(カ) 総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

総合的な探究の時間に充てる授業時数については、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の授業時数との関連や生徒や学校の実態との関連から、各学校において、適切に定めることとしている。ただし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等の総授業時数を、各学年で1,050単位時間を標準とし、総合的な探究の時間については、配当学年を定めた上で授業時数を適切に定めるものとしている。

(キ) 自立活動の時間に充てる授業時数（1章第2節第2款の3の(2)のイの(キ)）

(キ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の時間は、個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

なお、各教科等の一部又は全部を合わせた指導において、自立活動を合わせる場合であっても授業時数を適切に定める必要があることに留意が必要である。

(ク) 授業の1単位時間（1章第2節第2款の3の(2)のイの(ク)）

(ク) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

この規定は、授業の1単位時間の運用について定めたものである。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。このため、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の障害

の状態や特性及び心身の発達の段階等及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとしている。これは、教科の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能としているものである。

一方、第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ア)においては、総授業時数は、各学年とも1,050単位時間を標準として示しているが、これは1単位時間を50分として計算した際の総授業時数であることに留意する必要がある。

また、第1章第2節第2款の3の(2)のアの(ウ)の⑦で示す専門教科についても、専門学科において、全ての生徒に履修させるべき授業時数が875単位時間を下らないこととされているが、1単位時間を50分として計算した際の授業時数であること、第1章第2節第2款の3の(2)のイの(エ)で規定しているように、ホームルーム活動については、これも1単位時間を50分として計算して、年間35単位時間以上の授業時数を確保することが前提条件となる。

すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとまりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

更に、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

(ク) 短い時間を活用して行う指導（1章第2節第2款の3の(2)のイの(ク)）

(ク) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科等の指導を行う場合において、当該各教科等を担当する教師が単元や題材など内容の時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科等の授業時数に含めることができる。

本項では、各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う際の配慮事項を示している。具体的には、例えば15分の短時間を活用した授業や、50分と10分の組み合わせによる60分授業など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習内容に応じて特定の教科等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができることとするものである。

特に教科担任制である高等部では、例えば、10分から15分程度の短い時間を活用して、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分から15分程度の短い時間を活用した学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、授業時数に算入できることを明確化したものである。

この規定を活用し、10分から15分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分から15分程度

の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について、読書活動を実施するなど指導計画に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

なお、各教科等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を整理すると、次のとおりとなる。

【授業時間設定に際しての留意点】

- ・ 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

(ロ) 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替（第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ロ)）

(ロ) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な探究の時間においては、生徒や学校、地域の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこととしている。

今回の改訂においては、各学校で定める総合的な探究の時間の目標について、「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す」とともに、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視する」こととしており（特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第2の3の(1)及び(2)）、各学校の教育目標と直接つながる重要な役割を位置付けている。

また、特に他教科等との関係について、「他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と規定し（特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第3の1の(5)）、他教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な探究の時間の特質を十分に踏まえた活動を展開する必要を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、高等学校学習指導要領第4章第3の2の(4)において、「探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と規定している（特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間第3の1の(4)）。これらを前提として、総合的な探究の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにし、その際は、体験活動を探究の過程に適切に位置付けることを求めている。

総合的な探究の時間において、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合に

において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な探究の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした課題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」旅行・集団宿泊の行事と、
 - ・ 総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、
- それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。

このような場合、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、本項により、総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替を認めている。

なお、本項の記述は、総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまないことは、特別支援学校学習指導要領第4章で準用する高等学校学習指導要領第4章総合的な探究の時間に示す通りである。

(3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成（第1章第2節第2款の3の(3)）

(3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。以下この項、(4)のイ、(6)及び第5款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

① 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目又は各教科の履修

第1章第2節第1款の2の(1)において「個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」と規定しているように、個性を生かす教育の充実は、高等部における教育の重要な考え方の一つとなっている。

今回の改訂においては、前回改訂に引き続き、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、共通性を確保す

る必要のある国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健体育，芸術，外国語，家庭，情報各教科において必履修科目（選択必履修科目を含む）を設定している（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の⑦）。また，標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）は従前と同様とするとともに，学校設定教科・科目の設定を可能としていること（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(エ)及び(オ)）など，多様性に配慮して，学校や生徒の選択の幅を確保している。

これらの仕組みは，既に述べたように，選択科目や学校設定教科・科目の履修を通して，生徒の興味・関心，進路等に応じ，それぞれの分野について，より深く高度に学んだり，より幅広く学んだりすることを可能にし，それぞれの能力を十分伸ばすことができるようにするためのものである。

更に，今回の改訂では，前回改訂に続き，生徒や学校実態等に応じ，義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る必要がある場合には，そのための学校設定科目等を設けるなどの工夫を促しており（第1章第2節第2款の4の(2)のウ），こうした面においても個性を生かす教育の工夫が必要であることを明確にしている。

これらを踏まえ，高等部における選択の幅の拡大や柔軟な教育課程編成が目的意識が欠き，安易な教科・科目の選択や計画性のない学習に陥ることのないよう，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう配慮すべきことを求めている。

この観点から，生徒の卒業までの学習計画に系統性，計画性，継続性をもたせるために，類型を設け，ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられるが，類型における各教科・科目の配列に当たっても，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた履修がなされるよう十分な配慮が必要である。

なお，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においても，同様に各教科の履修ができるよう配慮することが必要である。

② 多様な各教科・科目又は各教科の開設と生徒の選択履修

他方，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の多様化に対応し，それらに応じた適切な教育を行うためには，いわゆる学校選択という形だけで教育課程を編成するのではなく，学校が多様な各教科・科目又は各教科を用意し，その中から生徒が自由に選択し履修することのできる，いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

このことは，教育課程の類型を設ける場合にも重要であり，類型において履修させることになっている各教科・科目又は各教科以外の各教科・科目又は各教科を履修させたり，生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目又は教科を設けたりすることが大切である。類型自体をあまり固定的なものとせず，生徒が自由に選択履修できる幅を設ける配慮を行うことが必要とされている。

このように，生徒の選択の幅を拡大する際に留意しなければならないことは，適切なガイダンスを併せて行うということである。第1章第2節第5款の1の(1)においてガイダンス機能の充実を，第1章第2節第5款の1の(4)において，教育課程実施上の配慮事項として，「生徒が適切な各教科・科目や類型を選択...できるようにすること」を引き続き示している。また，特別活動のホームルーム活動の内容として「教科・科目の適切な選択」を示すとともに，指導計画の作成に当たって，「・・・教科・科目や進路の選択などについては，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生

徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと」を示している。

③ 教育課程の種類

類型方式による教育課程の編成は、一般的には入学年次で共通の教科・科目を履修させ、2年次以降に数種類の科目の望ましい配列をいくつか設け、それらのいずれかを生徒に選択させるものである。一つの類型を構成する科目は、その類型の目的・目標に即した共通の性格をもっているものである。

数種類の類型を設け、それに応じて生徒に各教科・科目又は各教科を履修させる方式は、生徒に全学年を通して一定の計画の下に系統的・組織的に各教科・科目又は各教科を履修させることができるが、その一方で類型は生徒の自由な選択を制限する一面をもっている。

教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなる。

類型を設定する際、配慮すべき点は次のとおりである。

第一は、類型を設ける場合にも、生徒の障害の状態、能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かすよう配慮することである。高等部卒業後の進路も見据えながら、進路先で学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりしていく中で必要となる教科等が履修されるよう、こうした類型上の区分を設ける際には十分配慮する必要がある。

第二に、類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目又は各教科が有機的、系統的に構成されることが必要である。

第三に、選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必履修教科・科目と選択科目との関わりについて、学習の体系性や発展性が確保されるよう配慮することが必要である。知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、外国語や情報などの教科の設定に当たっても、同様に配慮することが必要である。

第四に、適切なガイダンスを行うことである。学校は、設定している類型について、そのねらい、各教科・科目又は各教科の構成とその特徴、進路との関わり等を明示し、生徒が各類型を選択し、学習する意義をよく理解できるようにしなければならない。また、日頃から学校は生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択決定できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。

第五に、類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるよう配慮しておく必要がある。

(4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い（第1章第2節第2款の3の(4)）

第1章第2節第4款の2では、各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱いに関する原則的な事項を定めている。

ア 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（第1章第2節第2款の3の(4)のア）

(4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い

ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目又は第2節第1款及び第2款に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

本項は、各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動。以下、本項において同じ。）の指導に当たり、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができることを示しているものである。このように、学習指導要領に示している全ての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

例えば、第2章第1節第1款で準じることとしている高等学校学習指導要領第2章第4節数学第2款の第1「数学Ⅰ」の2の(2)図形と計量のイ(ア)「図形の構成要素間の関係を三角比を用いて表現するとともに、定理や公式として導くこと。」についての指導を行った上で、特に必要があると判断する場合には、ヘロンの公式を導く指導を行うこともできる。ヘロンの公式は、三角形の三辺の長さから三角形の面積を求める有用な公式であるが、導く際に分数式の計算（同第2章第4節数学第2款の第2「数学Ⅱ」の2の(1)いろいろな式のア(イ)）を含むものである。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、更に知識及び技能を深めたり高めたりするとともに、思考力・判断力・表現力等を豊かにしたり、学びに向かう力、人間性等を涵養したりすることが期待される。

その際、学習指導要領に示した各教科・科目、特別活動及び自立活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示している内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならない。更に、これらの指導によって、生徒の負担が過重になったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

イ 各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序（第1章第2節第2款の3の(4)のイ）

イ 第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動。）の内容に掲げる事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、

その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校並びに地域の実態等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

ウ 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学期ごとの分割指導についての配慮事項（第1章第2節第2款の3の(4)のウ）

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業は特定の学期に行うことも可能であり、また、第1章第2節第4款の1のウに規定しているように、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。これにより、例えば、2学期制をとる学校において、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能となっている。更に、ここで規定している科目の分割指導を活用し、科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることなどにより、年間を通じた履修にこだわらず、多様な各教科・科目を生徒の選択履修の便を考慮したり、教育効果の向上に配慮したりしながら弾力的に開設することが可能となる。

既に述べたように、各教科・科目の内容及び掲げる事項の順序については、学校においてその取扱いに工夫を加えることができることとされている（第1章第2節第2款の(4)のイ）ので、工夫の仕方により、科目の分割指導の利点を一層生かすこともできる。

なお、科目の分割指導を行う場合、単位の修得についても分割して認定する場合には、1科目のある部分のみ単位の修得が認定され、他の部分については認定されないということがあり得る。

また、第1章第2節第4款の1のウに規定しているように、1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することが原則とされていることに留意する必要がある

エ 学習指導要領に示している内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（第1章第2節第2款の3の(4)のエ）

エ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容及び掲げる事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

第2章の各教科・科目の内容及び掲げる事項については、学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

内容の一部省略を認める場合の「特に必要がある場合」とは、第1章第2節第2款の3

の(1)の1のイの(ア)の⑦の必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置を認める場合に
限らないが、その認定については十分に慎重を期さなければならない。また、その場合に
あっても無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわな
いよう十分配慮する必要がある。

オ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の指導内容の 設定（第1章第2節第2款の3の(4)のオ）

オ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に
当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じ
て、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、高等部の3年間を見通して計
画的に指導するものとする。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、第2章第2節第1
款及び第2款において、各教科の目標及び内容を示している。

高等部の各教科の内容については、在学する生徒の知的発達や運動発達、社会性や生活
能力、経験、興味・関心など、知的障害の状態等が多様であること及び、中学部からの進
学者や中学校の特別支援学級等からの進学者の実態等も考慮して、具体的な指導内容が設
定しやすいように、各学科に共通する各教科については2段階に区分して示している。

なお、各段階の考え方については、本解説第5章第1節の5で詳述している。

よって、各教科の指導については、これまで同様に、第2章第2節第1款及び第2款に
示された各教科の内容を基に、生徒の知的障害の状態等に応じて、具体的な指導内容を設
定する必要がある。

更に、今回の改訂では、各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われる
よう、高等部の3年間を見通して、計画的に指導することを示した。

カ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳科の指導内容の 設定（第1章第2節第2款の3の(4)のカ）

カ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、道徳科の指導に
当たっては、第3章に示す道徳科の目標及び内容に示す事項を基に、生徒の知的障害
の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、第3章において、
道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いを示している。道徳科の指導内容
については、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢を踏まえ、中学部又は中学校の特別
支援学級等における学習状況や経験等を考慮しながら、高等部の3年間を見通して、具体
的な指導内容を設定することが大切である。その際、生徒の学習上の特性から、実際のな
体験を重視し、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが必要である。

(5) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第1章第2節第2款の3の(5)）

ア 調和のとれた具体的な指導計画の作成（第1章第2節第2款の3の(5)のア）

(5) 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項
ア 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体と
して、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

教育課程は、各教科・科目等又は各教科等について、それらの目標やねらいを実現する

ように、教育の内容を学年ごとに、また学年の区分によらずに授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法、使用教材など具体的な実施に重点を置いたものが指導計画であるということができる。

すなわち、指導計画は、各教科・科目等又は各教科等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。一般的には、指導計画には、年間計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

例えば、年間指導計画とは、その年度の各教科・科目等又は各教科等における学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って単元等を配列し、学習活動の概要を示したものである。それらを踏まえ、更に細かな計画として単元計画等が作成されるのである。また、2年間にわたる長期の指導計画とは、目標及び内容を2学年ずつまとめて示している教科、内容を2学年ずつまとめて示している教科や道徳科などについて、2学年間を見通した長期の指導計画を適切に作成し、効果的な指導ができるようにする必要がある。各学校においては、第1章第2節第2款の3に示された教育課程の編成における共通的事項を踏まえるとともに、第1章及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成と内容の取扱いに関する配慮事項などにも十分配慮し、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

指導計画の作成に当たっては、第1章第2節第2款の3の(5)のAで特に配慮すべき事項を示しているところである。

(7) 資質・能力を育む効果的な指導（第1章第2節第2款の3の(5)のAの(7)）

(7) 各教科・科目等又は各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

本項は、各学校において指導計画を作成するに当たり、各教科・科目等又は各教科等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導を行うことができるように配慮することを示している。

第1章第2節第2款の3の(4)のイに示しているように、「各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える」とこととされている。同じくA及びエに示しているように、「学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる」とともに、「特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる」とこととされている。

各学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目又は各教科の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。また、各教科・科目又は各教科の目標を達成す

るための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸長したり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成することが必要である。また、教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

こうした工夫は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、その中でどのような資質・能力の育成を目指すのかを踏まえて行われるものであり、教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てていくことも重要となる。その際、教材・教具の工夫や、生徒の理解度の把握なども重要になる。

各学校においては、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

(イ) 各教科・科目等又は各教科等の相互間の関連及び発展的、系統的な指導（第1章第2節第2款の3の(5)のアの(イ)）

(イ) 各教科・科目等又は各教科等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

指導計画は、各教科・科目等又は各教科等のそれぞれの目標が達成されるように作成されるものであるが、これらの全ての教育活動の成果が統合されて、初めて、学校教育の目標が達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科・科目等又は各教科等のそれぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等又は各教科等との関連を十分図るよう作成される必要がある。

そのためには、各教科・科目等又は各教科等の相互の関連を図り、各教科・科目等又は各教科等の間の不要な重複を避け、指導の要点を明確にすることが必要である。同一教科内における各科目相互の関連については、第2章各教科の各科目の「内容の取扱い」と「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校等においては「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」）具体的に示されているので留意する必要がある。

総合的な探究の時間についても、第4章総合的な探求の時間に示された目標などについて、各教科・科目又は各教科及び特別活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた指導計画を作成する必要がある。

各教科・科目等又は各教科等の相互の関連を図るとともに、各教科・科目等又は各教科等において、発展的、系統的な指導を行うことは、生徒の発達の段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。

高等部にあっては、多様な選択履修の機会を設けることが期待されるが、これは、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等が多様化している状況を踏まえ、学校や地域の特色を生かした学校づくり、生徒の個性を生かす教育課程の編成・実施ができるようにするものであって、教育内容の発展性や系統性を軽視していることを意味するものではない。

各教科・科目又は各教科の履修の際に安易な選択が行われることになると、学習内容に偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が行われ難くなる。したがって、生徒の人間として調和のとれた育成を目指す教育課程の編成・実施という面から、生徒が主体的、自律的に選択科目を選択できるような態度の育成に努めることが大切である。

総合的な探究の時間の指導計画の作成に際しても、教科等の枠を超えた現代的な諸課題

に対応する横断的・総合的な課題，地域や学校の特色に応じた課題，生徒の興味・関心に基づく課題，職業や自己の進路に対する課題などについて，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。

学校において指導計画を作成するに当たっては，各教科・科目等又は各教科等の目標や指導内容についての発展性，系統性を研究し，指導の時期，順序，方法等について検討を行った上で，これらを総合した系統化，組織化の観点からの指導が行われるように配慮しなければならない。

なお，指導計画の実施の過程においては，重点を置き換えなければならなかったり，指導の内容，方法や順序を改めたりするなど変更しなければならない場合もあり得る。このような場合には，それまでの指導過程の実態を踏まえ，各教科・科目等又は各教科等の目標に照らして当初の指導計画を再検討し，修正を加えていかなければならない。このようなことも考慮して指導計画を作成し，生徒の実態に即応しながら効果的な指導が進められるようにすることが大切である。

（ウ）知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等（第1章第2節第2款の3の(5)のアのウ）

（ウ）知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の内容を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合は，授業時数を適切に定めること。

学校教育法施行規則第130条第2項の規定に基づき，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において特に必要があるときは，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導（以下，本項において「各教科等を合わせた指導」という。）を行うことによって，一層効果の上がる授業をすることができる場合も考えられることから，こうした規定が設けられている。

したがって，各学校においては，各教科等を合わせて指導を行う際には，学年ごとあるいはホームルームごとなどに，各教科，道徳科，特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして，それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら，指導目標，指導内容，指導の順序，指導の時間配当等を十分に明らかにした上で，適切に年間指導計画等を作成する必要がある。その際，個々の生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要である。

また，年間指導計画等を作成する場合には，第1章第2節第2款の3の(2)のイの(ア)を踏まえ，合わせることとなった各教科等の目標及び内容を考慮し，各教科等それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとしている。

イ 個別の指導計画の作成（第1章第2節第2款の3の(5)のイ）

イ 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては，個々の生徒の実態を的確に把握し，次の事項に配慮しながら，個別の指導計画を作成すること。

特別支援学校の生徒の実態は多様化しており，個々の生徒に応じた適切な指導が求められていることから，平成11年の改訂において，自立活動や重複障害者の指導に際して，個別の指導計画を作成することとした。更に，前回の改訂で，障害の状態が重度・重複化，

多様化している生徒の実態に即した指導を一層推進するため、各教科・科目又は各教科等にわたり個別の指導計画を作成することとした。このことは、今回の改訂においても同様である。

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。個別の指導計画は、第1章第2節第2款の3の(5)のアを具体化し、障害のある生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

また、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた教育課程を編成することができるよう、第8款には重複障害者等に関する教育課程の取扱いの各種規定が設けられていることや、各教科・科目又は各教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きに違いがあることなどを踏まえると、教師間の共通理解を図り指導の系統性を担保するためには、各学校において個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理する必要がある。

例えば、各教科・科目又は各教科において作成する個別の指導計画は、生徒一人一人の各教科・科目又は各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握が必要である。また、第1章第2節第1款の3に示しているとおおり、生徒が卒業するまでに各教科・科目等又は各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのか、第1章第2節第2款の3の(5)のアの(イ)に示しているとおおり、各教科・科目等又は各教科等の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすることが大切である。更に、指導内容を習得し指導目標を達成するために第2章第1節第2款及び第2節第3款に示すとおおり、生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなど、生徒の実態や各教科・科目等又は各教科等の特質等を踏まえて、様式を工夫して作成することが大切である。

また、第6章に示されている自立活動の内容は、各教科・科目又は各教科のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の実態に即した指導目標を達成するために必要な項目を選定して取り扱うものである。そのため、自立活動の個別の指導計画を作成するに当たっては、まず、個々の生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、第6章の第2に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが必要である。また、個別の指導計画に基づく系統的な指導を展開するためには、個別の指導計画の作成担当者は、なぜその指導目標を設定したのかなど、その設定に至るまでの考え方（指導仮説）について記述し、次の担当者に引き継ぐような工夫も大切である。なお、自立活動の指導における個別の指導計画の作成については、特別支援学校学習指導要領解説の自立活動において、詳述しているので参照されたい。

このように、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が生徒の実態や各教科・科目又は各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

個別の指導計画は、生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

個別の指導計画と関連するものに、個別の教育支援計画がある。個別の教育支援計画に関しては、本解説第2編第2部第1章第6節の1の(7)を参照されたい。

個別の指導計画の作成に当たっては、第1章第2節第2款の3の(5)のイに特に配慮す

る必要がある事項を2項目にわたり示しているので、これらの事項に留意する必要がある。

(7) 基礎的・基本的な事項（第1章第2節第2款の3の(5)のイの(7)）

(7) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。

生徒はそれぞれ障害の状態や特性及び心身の発達の段階等が異なるが、その障害により学習に時間がかかったり、自立活動の時間があることや、治療や訓練等が行われることなどの関係から各教科・科目等又は各教科等の学習時間に制約を受けたりする者も多い。また、中学校から特別支援学校高等部に入学してきた生徒については、学習の進捗等の差が見られる。よって、生徒一人一人の学習内容の習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を工夫して基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容の着実な理解を図っていくことが大切である。そのためには、それぞれの生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということをも十分見極めながら、第1章第2節第2款の3の(5)のイの(1)に示しているように、各教科・科目等又は各教科等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすることが大切である。なお、今回の改訂では、総則のほか、第2章第1節第2款及び第2節第3款においても、障害種別に生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くことなどについて規定されていることに留意する必要がある。

各学校においては、各教科・科目等又は各教科等の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要である。

(1) 指導方法や指導体制の工夫（第1章第2節第2款の3の(5)のイの(1)）

(1) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進捗を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

特別支援学校に在籍する生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等は多様であり、生徒はそれぞれ能力、適性、興味・関心、知識、思考、価値、心情、技能、行動等についても個人差が大きい。生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の生徒の特性等を十分理解し、それぞれの生徒に作成した個別の指導計画に基づいて指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。それによって、生徒一人一人の資質・能力を偏りなく育成し、その後の学習や生活に生かすことができるようにすることが大切である。また、生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための生徒からの相談にも個別に応じたり、自立活動の指導と密接

な関連を保つようにしたりすることが望まれる。なお、こうした指導方法の工夫は全ての生徒に対応するものであるが、障害による学習上又は生活上の困難のある生徒には特に配慮する必要がある。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、生徒の実態、学校の実態などに応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。すなわち、各学校は、その環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それらに応じて最も効果的な方法を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。学校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭や栄養教諭など専門性を有する教職員がおり、これら全ての教職員が協力して生徒の指導に当たることが必要である。また、特別支援学校には、種々の障害に応じた指導についての専門的な知識や技能を有する教師がおり、生徒の多様な実態に応じた指導の充実を図る上で、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導を行うことが大切である。指導体制の充実は、学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり、学校全体が、共通理解の下に協力して教育活動を進めていかななくてはならない。

指導体制の工夫改善を進める上で校長の果たす役割は大きいので、校長は指導力を発揮して、指導体制の活性化を図るよう努めることが必要である。また、校長や副校長、教頭が授業の指導を行ったり参加したり、学習指導について経験豊かな指導教諭などの教師が他のホームルームの授業を支援したりするなど、様々な工夫をすることが求められる。更に、指導案の作成、授業研究などを学年会や教科部会、学校全体などで行い、広く意見を交わし合い、教師間で情報の共有を図るような機会を設け、それぞれの役割分担を明確にすることも、より効果的な指導を行うためには大切である。なお、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整などに充てる時間を可能な限り確保できるよう、会議の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することも重要である。

指導方法については、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科等により生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切であることから、これらの指導方法等が例示されているものであるが、その指導については、ホームルーム内で学習集団を編成する場合とホームルームの枠を超えて学習集団を編成する場合が考えられる。その実施に当たっては、学校の実情や生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。また、各学校で学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には、生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないように十分留意する必要がある。また、学習集団の編成の際は、教師が一方向的に生徒を割り振るのではなく、生徒の興味・関心等に応じ、自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。その際、生徒が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば、教師は適切な助言を行うなどの工夫を行うことが大切である。また、保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。

生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導を実施する際には，それぞれのねらいを明らかにし，授業で扱う内容と学習指導要領に示す各教科・科目等又は各教科等の目標と内容との関係を明確にして取り組むことが大切である。特に，補充的な学習を取り入れた指導を行う際には，様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め，当該学年までに学習する内容の確実な定着を図ることが必要であるし，発展的な学習を取り入れた指導を行う際には，生徒の負担過重とならないように配慮するとともに，学習内容の理解を一層深め，広げるという観点から適切に導入することが大切である。

このほかにも，教材・教具の工夫や開発，コンピュータ等の教育機器の活用，指導の過程における形成的評価などの評価の工夫など生徒の実態や指導の場面に応じ，多方面にわたる対応が求められる。

また，指導体制の工夫に当たっては，教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので，それを生かしたり，学習形態によっては，教師が協力して指導したりすることにより，指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては，専科指導やチーム・ティーチング，合同授業，交換授業などが考えられ，各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。また，食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導において，これらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること，学校内にとどまらず，学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い，指導の効果を高めることが大切である。

コンピュータ等の情報手段は適切に活用することにより個に応じた指導の充実にも有効であることから，今回の改訂において，指導方法や指導体制の工夫改善により個に応じた指導の充実を図る際に，第1章第2節第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ることとしている。情報手段の活用の仕方は様々であるが，例えば大型提示装置で教師が教材等をわかりやすく示すことは，生徒の興味・関心を喚起したり，課題をつかませたりする上で有効である。更に，学習者用コンピュータによってデジタル教科書やデジタル教材等を活用することにより個に応じた指導を更に充実していくことが可能である。その際，学習内容の習熟の程度に応じて難易度の異なる課題に個別に取り組みせるといった指導のみならず，例えば，観察・実験を記録した映像や実技の模範を示す映像，外国語の音声等を，生徒が納得を得るまで必要な箇所を選んで繰り返し視聴したり，分かったことや考えたことをワープロソフトやプレゼンテーションソフトを用いてまとめたり，更にそれらをグループで話し合い整理したりするといった多様な学習活動を展開することが期待される。

なお，コンピュータや大型提示装置等で用いるデジタル教材は教師間での共有が容易であり，教材作成の効率化を図ることができるとともに，教師一人一人の得意分野を生かして教材を作成し共有して，更にその教材を用いた指導についても教師間で話し合い共有することにより，学校全体の指導の充実を図ることもできることから，こうした取組を積極的に進めることが期待される。

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項（第1章第2節第2款の3の(6)）

高等部における教育は，普通教育及び専門教育を施すことを目的としており，将来社会に出て職業に就くのに必要な職業教育も行っている。特に職業教育に関連した規定としては，各学科における就業体験活動の機会の確保，普通科における職業に関する各教科・科目（職業科目）の履修，職業学科における配慮事項，更に職業科目についての配慮事項を示している。なお，従前は，職業学科について，特定の専門分野に細分化しす

ざることはないようにとの配慮もあり、その基幹的なものを標準的な学科として示していたが、平成11年の改訂から、地域性や社会の変化、産業の動向等を踏まえ、各設置者における創意工夫をこらした特色ある学科の設置が促進されるよう、標準的な学科については示していない。

ア 就業体験活動の機会の確保（第1章第2節第2款の3の(6)のア）

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

ア 学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業学科では、従来から各教科における「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。現場実習は、実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性或将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものである。

これらの実践等を踏まえ、平成20年1月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験活動等、実社会や職業との関わりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきであると提言されている。これらのことは、特別支援学校においても同様である。

これを踏まえ、第1章第2節第1款の4において、引き続き就業に関わる体験的な学習の指導を適切に行うように示すとともに、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを示したものである。

就業体験活動の実施形態は、大きく分けて①学校が主体となっていくもの、②企業等があらかじめ用意したプログラムへの生徒の参加を単位認定するものなどが考えられる。

学校が主体となっていく場合は、各教科における「課題研究」や各科目の実習、あるいは総合的な探究の時間や特別活動の一環として取り組むことが考えられる。また、地域の実態等に応じて、学校の判断により独自の学校設定教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校設定教科。）を設けることも考えられる。

また、企業等があらかじめ用意したプログラムに生徒が参加した場合について、このような学校外における就業体験活動等の単位認定（学校教育法施行規則第135条により特別支援学校に準用する第98条）する場合には、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導が望まれる。

なお、就業体験活動の実施に当たっては、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨

やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験活動は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要がある。

就業体験活動については、特別活動においても勤労観、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験として一定期間行うことが望まれているところであるが、キャリア教育の一層の推進の観点からは、受け入れ先の状況を考慮しつつ、学校の実態、学科の特色、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、関係する各教科・科目等又は各教科等の指導計画に位置付けて、より長期間の実習を取り入れることも期待される。

なお、特別支援学校高等部においては、障害種別や学科の特色、個々の生徒の実態等に応じて、これまでも職業教育を重視し、比較的長期間に及ぶ実習を行うなどして、指導の成果を上げてきている。したがって、引き続き、より一層就業体験等の機会を設けるよう努めることが大切である。

各学校においては、体系的なキャリア教育を推進するとともに、以上のことを踏まえつつ、地域や産業界等と十分な連携・協力を図り、就業体験活動を適切に実施できるように十分配慮する必要がある。

イ 普通科における職業に関する各教科・科目の履修(第1章第2節第2款の3の(6)のイ)

イ 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観、職業観の育成は全ての生徒に必要なものである。また、急速な社会の変化に伴い、学校教育を終えた後も生涯にわたり職業生活に必要な知識や技術・技能の向上に努める必要性が高まってきている一方で、最近の若者は働くことに対する意識が希薄であるとの指摘もなされている。したがって、普通科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

この点に関しては、学校において、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科・科目を設けることができるようにしており、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示している。「産業社会と人間」は、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度等を養うことをねらいとして、就業体験活動等の体験的な学習等を通じ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成等について指導するものである。このような、自己の在り方生き方や進路について考察する学習は、今後、高等部のどの学科においても取り組む必要があり、普通科においても、積極的に取り組むことが望まれる。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援においては、必履修教科である職業が設けられていることを踏まえ、普通科においても同様の取組が望まれる。

普通科においてどのような各教科・科目を履修させるのがよいかは、生徒の特性、進路等により、また、各学校の教師の構成、施設・設備等の人的・物的条件等により、一律には決められないが、普通科で履修させることが考えられる各教科・科目としては、例えば、次のようなものがある。

農業	「農業と環境」, 「栽培と環境」, 「食品流通」, 「生物活用」, 「地域資源活用」
工業	「工業技術基礎」, 「製図」, 「工業情報数理」, 「工業環境技術」
商業	「ビジネス基礎」, 「ビジネス・コミュニケーション」, 「簿記」, 「情報処理」
水産	「水産海洋基礎」, 「水産海洋科学」, 「海洋環境」
家庭	「消費生活」, 「保育基礎」, 「子ども文化」, 「生活と福祉」, 「住生活デザイン」, 「ファッション造形基礎」, 「フードデザイン」
看護	「基礎看護」
情報	「情報産業と社会」, 「情報の表現と管理」, 「情報テクノロジー」, 「情報セキュリティ」
福祉	「社会福祉基礎」, 「介護福祉基礎」

なお、特に、職業準備として履修させる場合には、入学年次やその次の年次から、ある程度まとまった単位数（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、授業時数）を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要である。

更に、第1章第2節第1款の4には、就業に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことが掲げられており、また、第1章第2節第2款の3の(6)には、学校においてはキャリア教育及び職業教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けることが示されている。また、特別活動の学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験活動が例示として明示されている。一般に、専門学科では、生徒の進路に関連の深い教育が行われており、特に職業学科では、現場実習等の就業体験の機会も多い。これに対して、普通科ではそのような機会が少ないため、特に普通科における体験的な学習の必要性が指摘されている。就業に関わる体験的な学習は、各学校が地域や生徒の実態等に応じて創意工夫をこらすことによって行われるものであり、学習指導要領では科目を特定していないので、学校において、関係の各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動において、適切に配慮する必要がある。また、平成28年12月の中央教育審議会答申においては、これまで主に高等部卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に就業体験活動が行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等部においても、例えば、大学、大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点をあて、大学の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの生徒や学校の特性を踏まえた多様な展開について提言されており、こうした視点からの就業体験活動の充実を図ることも大切である。また、生徒一人一人が現代の社会の変化や自己の特性等についての理解を深め、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成することができるようガイダンス機能の充実を図ることが重要である。

普通科における職業科目の実施に当たっては、特に、生徒の自発的、積極的な活動が行われるよう指導方法に工夫を加えるなどして、働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成することが必要である。

更に、専門的な知識と技術の習得を図るため類型を設けて履修させる場合と、各教科・科目を選択して履修させる場合があるが、いずれの場合も発展的・系統的に学習できるように配慮することが望まれる。

なお、学習の評価に関しては、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうかなどの実施状況に関する観点のみにとどまらず、意図した成果が得られたかどうか、勤労観、職業観の育成に役立ったかどうかなど、「何が身に付いたか」という観点から評価を行い、それをもとに教育活動の質の向上を図っていくことが求められる。

ウ 職業学科における配慮事項（第1章第2節第2款の3の(6)のウ）

ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

① 実験・実習に相当する授業時数の確保（第1章第2節第2款の3の(6)のウの(ア)）

(ア)は、職業科目における実験・実習の重視について示したものである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に対処するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

② 生徒の実態に応じた配慮（第1章第2節第2款の3の(6)のウの(イ)）

(イ)に示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業科目の選択、②は職業科目の内容の取扱い、③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の職業に関する教科においては科目構成の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切

に選択して履修させることが大切である。特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。更に、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

エ 職業に関する各教科・科目についての配慮事項（第1章第2節第2款の3の(6)のエ）

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることのできる。

① 就業体験活動による実習の代替（第1章第2節第2款の3の(6)のエの(ア)）

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替えることができることを示したものである。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

② ホームプロジェクト等（第1章第2節第2款の3の(6)のエの(イ)）

ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を農業や水産業、家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。したがって、専門教科の農業、水産及び家庭の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果をあげることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることのできる。この規定は、各教科・科目の授業時数のうちホームプロジェクトとして生徒に家庭等において実習させてもよい許容の範囲を示すもので、例えば4単位の科目においては、28単位時間（ $140 \times 2 / 10 = 28$ ）までホームプロジェクトに充てることのできることを示している。

4 学部段階間及び学校段階等間の接続（第1章第2節第2款の4）

(1) 中学部における教育との接続（第1章第2節第2款の4の(1)）

4 学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が高等部における教育に円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。

中学部又は中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5

条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められている。

このため、今回の改訂では、平成21年改訂の学習指導要領の各教科・科目等又は各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、平成28年12月の中央教育審議会答申で示された視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に教育を行う特別支援学校の高等部において準用される高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等部を見通した改善・充実の中で、高等部における教育の充実を図っていくことが重要となる。

また、高等部においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学部又は中学校までの教育課程においては、選択教科を置かない場合には、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等部への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

なお、生徒の適切な教科・科目選択に関しては、第1章第2節第5款の1の(4)の規定にも留意する必要がある。(本解説第2編第2部第1章第6節の1の(4))

小学部や中学部及び高等部を併設した特別支援学校においては、こうした工夫にとどまらず、12年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程編成し、小学部から高等部までの一体的な指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要である。

(2) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫(第1章第2節第2款の4の(2))

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

本項では、従来に引き続き、生徒や学校の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示し、生徒が高等部段階の学習に円滑に移行できるようにすることを重視している。

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導を行うことが求められるのは、「生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合」であり、全ての生徒に対して必ず実施しなければならないものではないが、前述の必要がある場合には、こうした指導を行うことで、高等部段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められている。

これは、高等部を卒業するまでに全ての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものである。

こうした指導を行うために指導計画を作成する上で考えられる具体的な工夫をアからウに例示している。

アでは、高等部における各教科・科目の指導にあたり、義務教育段階の学習内容の定着を図るための学習機会を適宜設けるという方策である。

イでは、必履修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保し、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容の確実な習得を図ることができるよう丁寧な指導を行うという対応策を示している。

ウでは、必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるという方策を示している。学校設定科目等となっているのは、学校設定科目以外にも、学校設定教科や外国語の「英語コミュニケーション」などを活用することが考えられるためである。

なお、学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており（第1章第2節第2款の3の(1)のアの(エ)）、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育の水準の確保に十分配慮」しなければならないとされているが（第1章第2節第2款の3の(1)のアの(オ)の⑦）、高等部における教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等部の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や第1章第2節第2款の3の(1)のアの(エ)及び(オ)の⑦の規定に適合するものである。

(3) 高等部卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫（第1章第2節第2款の4の(3)）

(3) 大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために、高等部卒業以降の進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

高等部卒業後、大学や専門学校等に進学する者や就職する者など、高等部の生徒の進路は様々である。しかしながら、どのような進路に進むにしても、高等部における教育に求められるのは、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識及び技能などを自ら身に付けていくことができるようにすることである。

こうした観点から、高等部における教育には、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められるのであり、そのための手段として、例えば、企業や福祉施設等と連携して実践的な教育活動を導入していくことなども考えられる。

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(第1章第2節第3款の1の(1))

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等又は各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

本項は、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たって、(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科・科目等又は各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科・科目等又は各教科等の学習の過程を重視して充実を図ることを示している。

平成26年11月20日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、生徒に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科・科目等又は各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

特に高等部段階においては、選挙権年齢及び成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、平成28年12月の中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や生徒の状況等に応じて、こ

これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

また、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科・科目等又は各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとし、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科・科目等又は各教科等の解説において示している各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の観点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的

な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

このため、今回の改訂においては、各教科・科目等又は各教科等の指導計画の作成上の配慮事項として、当該教科・科目又は各教科等の特質に応じた主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善について示している。具体的には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する特別支援学校においては、準用することとしている高等学校学習指導要領の各教科・科目等の「第3款 指導計画の作成と内容の取扱い」、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第2章第2節第1款の第2及び第2款の第2の各教科の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、共通に「単元（題材）など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。」とした上で、当該教科等の特質に応じてどのような学習活動等の充実を図るよう配慮することが求められるかを示している。例えば、共通教科、総合的な探究の時間及び特別活動については、次のように示している。

- ・ 「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること」(国語科)
- ・ 「科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること」(地理歴史科)
- ・ 「科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象等の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること」(公民科)
- ・ 「数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること」(数学科)
- ・ 「理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること」(理科)
- ・ 「体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、その合理的、計画的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること」(保健体育科)
- ・ 「各科目における見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること」(芸術科)

※ 解説において、芸術科の特質に応じた学習の充実について以下の通り具体的に記述している。

「各科目における見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞の活動の関連を図るなどして、芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりする過程を大切にした学習の充実を図ること」(芸術科解説)

- ・ 「具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること」(外国語科)
- ・ 「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解

するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること」(家庭科)

- ・ 「情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること」(情報科)
- ・ 「生徒が数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、様々な事象や課題に向き合い、主体的に探究することができるよう創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること」(理数科)
- ・ 「生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること」(総合的な探究の時間)
- ・ 「よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること」(特別活動)

こうした学習は、これまでも学習指導要領において重視してきたものであり、今回の改訂においては各教科・科目等又は各教科等において行われる学習活動の質を更に改善・充実させていくための視点として主体的・対話的で深い学びの視点を示している。

前述のように、このような学びの質を高めるための授業改善の取組については、既に多くの実践が積み重ねられてきており、具体的な授業の在り方は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習課題等により様々である。単元や題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となるような、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせる授業を組み立てていくことが重要であり、例えば、高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実(第1章第2節第3款の1の(2))

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

本項は、第1章第2節第2款の2の(1)において学習の基盤となる資質・能力として言語能力を育成することを示していることを受けて、教育課程の編成に当たり、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を^{かなめ}要として、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることを示している。

平成21年の改訂においては、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用する学習活動やその成果

を踏まえた探究活動を充実させることとし、これらの学習が全て言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成を重視して各教科・科目等又は各教科等における言語活動を充実させることとした。

今回の改訂においても、言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けている。

その上で、言語能力の育成を図るために、各学校において取組が求められる事項を示している。

具体的には、言語環境を整えることである。生徒の言語活動は、生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師との関わりに関係することとして①教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、②校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、④より適切な話し言葉や文字が用いられているような教材を使用すること、⑤教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること、⑥生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。なお、言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

次に、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要^{かなめ}として各教科・科目等又は各教科等において言語活動の充実を図ることである。視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する特別支援学校に準用することとしている高等学校学習指導要領の国語科では、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をどのような言語活動を通して育成するかを言語活動例として示している。また、各教科・科目等においても、

- ・ 「社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること」(地理歴史科)
- ・ 「社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること」(公民科)
- ・ 「思考力、判断力、表現力等を育成するため、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、数学的な表現を解釈したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けること」(数学科)
- ・ 「問題を見だし観察、実験などを計画する学習活動、観察、実験などの結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること」(理科)
- ・ 「言語能力を育成する言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり身振りや身体を使って動きの修正を図ったりする活動や、個人及び社会生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図ること」(保健体育科)

- ・ 「内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。」(芸術科 音楽)
- ・ 「内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。」(芸術科 美術)
- ・ 「内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。」(芸術科 工芸)
- ・ 「内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。」(芸術科 書道)
- ・ 「衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探究したりする活動などを充実すること。」(家庭科)
- ・ 「情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において、自らの考察や解釈、概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。」(情報科)
- ・ 「理数に関する学科においては、「理数探究基礎」及び「理数探究」の指導に当たり、観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するなどの学習活動を充実すること。」(理数科)

知的障害者である生徒に対する特別支援学校における各教科については、例示として、

- ・ 「問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視すること」(理科 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教科(以下「知的教科」という。))
- ・ 「各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては、気付いたり感じたりしたことを自分なりに体の動きや絵、言葉で表現できるよう指導を工夫すること」(音楽科 知的教科)
- ・ 「言語能力を育成する言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や思考力の育成を促し、主体的な学習活動の充実を図ること」(保健体育科 知的教科)
- ・ 「2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品等について説明したり、話し合ったりして、周りの人と共有できる機会を設けるようにすること」(美術科 知的教科)

など、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。

また、外国語科においては、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す。

更に、総合的な探究の時間では「探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」を、特別活動では「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること」をそれぞれ重視している。

このように言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科・科目等又は各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。前述（本解説第2編第2部第1章第4節の1の(1)）のとおり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

また、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つである。そのため、本項において、読書活動の充実について規定し、具体的な充実の在り方については、学校図書館等の活用と関連付けて第1章第2節第3款の1の(6)に規定している。

こうした、読書活動の充実や、前述の生徒の言語環境の整備のためにも、学校図書館の充実を図ることが重要である。

なお、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた言語活動等を充実させるためには、第2章第1節第1款及び第2節第1款に示されているとおり、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項を踏まえた上で、適切に指導する必要がある。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、本解説第2編第2部第5章第6節に示されていることに留意し、適切に指導する必要がある。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用（第1章第2節第3款の1の(3)）

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

生徒に第1章第2節第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科・科目等又は各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット PC 等に見られるように情報機器の使いやすさの向上も相まって、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更には自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。

そうした社会において、生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようになるため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。第1章第2節第2款の2の(1)に示すとおり、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科・科目等又は各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。今回の改訂においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科・科目等又は各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、教師がこれらの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。各教科・科目等又は各教科等における指導が、生徒の主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにするためには、必要な資料の選択が重要であり、とりわけ信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要であることから、今回の改訂において、各種の統計資料と新聞を特に例示している。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。なお、コンピュータや大型提示装置等で用いるデジタル教材は教師間での共有が容易であり、教材作成の効率化を図ることができるとともに、教師一人一人の得意分野を生かして教材を作成し共有して、更なる教材を用いた指導についても教師間で話し合い共有することにより、学校全体の指導の充実を図ることもできることから、こうした取組を積極的に進めることが期待される。

特に、特別支援学校においては、生徒の学習を効果的に進めるため、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。例えば、話し言葉や書き言葉による表現が難しかったり、辞書や辞典の活用が困難であったりする肢体不自由の生徒には、視聴覚教材やコンピュータなどの教育機器を適切に利用すること、弱視の生徒には障害の状態に合わせて、各種の弱視レンズや拡大教材映像装置、文字を拡大するソフトウェア等を活用したり、文字や図の拡大教材や書見台を利用したりすることなどの工夫が見られる。

これらのコンピュータ等の教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について、絶えず研究するとと

もに、校内の ICT 環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

第 1 章第 2 節第 2 款の 2 の (1) においては、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」として、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。携帯電話・スマートフォンや SNS が子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっている。

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。このため、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、情報技術やサービスの変化、生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。併せて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。更に、情報モラルに関する指導は、情報科や公民科、特別活動のみで実施するものではなく、各教科・科目等又は各教科等との連携や、更に生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

情報手段を活用した学習活動を充実するためには、国において示す整備指針等を踏まえつつ、校内の ICT 環境の整備に努め、生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。すなわち、学習者用コンピュータのみならず、例えば、大型提示装置を各普通教室と特別教室に常設する、安定的に稼働するネットワーク環境を確保するなど、学校と設置者とが連携して、情報機器を適切に活用した学習活動の充実に向けた整備を進めるとともに、教室内での配置等も工夫して、生徒や教師が情報機器の操作に手間取ったり時間がかかったりすることなく活用できるよう工夫することにより、日常的に活用できるようにする必要がある。

更に、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、個人情報漏えい等の情報セキュリティ事故が生じることのないよう、学校において取り得る対策を十全に講じたりすることなどが必要である。

加えて、情報活用能力の育成や情報手段の活用を進める上では、地域の人々や民間企業等と連携し協力を得ることが特に有効であり、学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮することも必要である。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動（第 1 章第 2 節第 3 款の 1 の (4)）

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。

本項は、生徒が自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲の向上に資する観点から、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たり、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することが重要であることを示している。

本項は、教育基本法第6条第2項（「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない」）及び学校教育法第30条第2項（「主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」）を踏まえ、生徒の学習意欲の向上を重視する観点から設けられたものである。

今回の改訂においても、引き続き生徒の学習意欲の向上を重視しており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、特に主体的な学びとの関係からは、生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげることが重要になることから、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たり、本項の規定を踏まえる必要がある。

具体的には、例えば、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ、生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、各教科・科目等又は各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

(5) 体験活動（第1章第2節第3款の1の(5)）

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあつて、また、少子高齢化等が進み成熟社会を迎えている我が国において、これからの学校教育には、生徒に知・徳・体のバランスのとれた資質・能力を育成することが一層重要となっている。

資質・能力を偏りなく育成していくに当たり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からは、体験活動の充実が重要である。「学びに向かう力、人間性等」は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていくのかを決定付ける重要な要素であることから、本項において、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することを示している。

生徒を取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化し、生徒が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘がされている。それにより、例えば生命の有限性を実感することや異年齢の幼児児童生徒が

協働する経験が少なくなり、現実的には学校教育は生徒がそうした経験をすることができない数少ない場となっている。

平成 21 年の改訂において、体験活動は言語活動とともに重要なものとして位置付けられたが、今回の改訂においては、前述の生徒を取り巻く環境等を踏まえ、生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことを示している。

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

また、体験活動を継続的に実施していくためには、その時間の確保も課題となる。この点では、各教科・科目等又は各教科等の指導に当たり、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視しなければならない。例えば、就業体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動、自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一人として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加などにおいて、各教科・科目等又は各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、各教科・科目等又は各教科等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。このように、各教科・科目等又は各教科等の特質やその関連を踏まえ、生徒の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことが、カリキュラム・マネジメントの重要な視点である。

なお、このような体験活動を効果的に実施していくためには、その意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することが重要である。また、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

(6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用（第 1 章第 2 節第 3 款の 1 の (6)）

(6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科・科目等又は各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が、生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科・科目等又は各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科・科目等又は各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。更に、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

こういった学校図書館の利活用を進めるに当たって、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質・能力の向上の双方を図ることが大切である。図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）等の図書以外の資料が含まれており、これらの資料について、生徒の発達の段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。また、司書教諭及び学校司書については、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の館長としての役割も担う校長のリーダーシップの下、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが大切である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。なお、本項においては「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず生徒の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが期待される。

2 訪問教育の場合（第1章第2節第3款の2）

2 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

生徒の障害は、重度・重複化、多様化しており、「障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合」（訪問教育）は、障害の状態や学習環境等に応じ、指導内容や指導方法及び指導体制を工夫し、効果的な指導を一層推進する必要がある。

訪問教育は、授業時数が限られ、生徒の体調も変化しやすいことから、生徒のもてる力を最大限に引き出すためには指導内容の一層の精選が必要となる。また、生徒の障害の状

態や訪問先（家庭，児童福祉施設，医療機関等）は様々であり，学校での指導方法をそのまま実践することが難しい場合がある。このため，訪問教育を実施する際は，一人一人の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等，学習時間，学習する場所等に応じて，指導内容，指導方法及び指導体制を工夫し，学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。

指導内容及び方法の工夫としては，例えば，生徒の治療上又は健康上の理由や，学習する場所などによって，指導時間や教材・教具等が制限される場合があることから，これらの状況等に応じ，各教科・科目等又は各教科等の指導内容の精選を行うとともに，個々の生徒の実態や学習環境に応じた教材・教具を活用することが重要である。

また，訪問教育の対象となる生徒は，集団への参加や友達との関わりが少なくなるなどの課題がある。そのため，例えば，コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして，間接的に関わり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制の工夫としては，訪問教育の担当者だけでなく，学校全体で訪問教育を充実させるよう，校内体制を整備することが大切である。例えば，指導内容に応じて他の専門的な知識や技能を有する教師と連携して訪問教育を進めたり，訪問教育の生徒が登校する際に他の教職員と協力したりすることなどが考えられる。

また，訪問教育を効果的に行うためには，家族，福祉施設や医療機関の職員など，生徒の生活を支える関係者の理解や協力が欠かせない。そのため，日頃からこれらの関係者との連携を図ることが大切である。

訪問教育における教育課程を編成するに当たっては，個々の生徒の障害の状態等に応じた弾力的な教育課程を編成（第1章第2節第8款の5）することが可能となっており，これらの規定を活用することも含めて教育内容の選択や指導時間確保のための工夫をすることが大切である。

3 学習評価の充実

(1) 指導の評価と改善（第1章第2節第3款の3の(1)）

3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や可能性，進歩の状況などを積極的に評価し，学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また，各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価し，指導の改善や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。

学習評価は，学校における教育活動に関し，生徒の学習状況を評価するものである。「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え，教師が指導の改善を図るとともに，生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも，学習評価の在り方は重要であり，教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては，いわゆる評価のための評価に終わることなく，教師が生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し，生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで，自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように，評価を行うことが大切である。

実際の評価においては，各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習の状況

を把握するために、指導内容や生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、日頃の学習活動を通じて、生徒一人一人のよい点や可能性を積極的に評価し、生徒の主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。例えば、障害により、音声や文字による表現の難しい生徒であっても、身体のかすかな動きや視線の変化などによって、自分の気持ちや考えを表現することができることがある。このような生徒が、身体の動きや視線の変化などによって、コンピュータ等を操作できるようになれば、文章作成や描画等が可能になり、情報通信ネットワークを活用して多くの人に対して自分の考えを伝えたり作品を発表したりしていくことが期待できる。したがって、障害のある生徒の評価に当たっては、現在の学習状況について一面的に把握するだけでなく、多面的に他の可能性についても常に検討してみることが大切である。

また、障害特性により、物の位置や配列などの細かな差異に強いこだわりを示す生徒の場合、例えば、保管棚の決められた場所に、指示に従って特定の品物を入れたり、コンピュータを使って、文章の入力を行ったりする作業を正確に行うことができる力があることに気付かされることがある。更に、これらの作業が速く正確にできることを産業現場等における実習で評価され、就労につながる場合もある。特性を生かした指導内容・方法を工夫することにより、生徒の主体的な学習を促進するとともに、適性に応じた進路選択につなげていくことが考えられる。

教師による評価とともに、生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

今回の改訂では、各教科・科目等又は各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、平成28年12月の中央教育審議会答申において、目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されている。

その際、ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、更に社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

(2) 個別の指導計画に基づく評価（第1章第2節第3款の3の(2)）

(2) 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

本項は、第1章第2節第2款の3の(5)のイにおいて示した個別の指導計画の作成と実施に対する学習評価の実施に当たっての配慮事項を示している。

個別の指導計画は、生徒の実態を把握した上で作成され、その個別の指導計画に基づいて各教科・科目等又は各教科等の指導が行われるが、生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、学習状況や結果を適宜、適切に評価を行うことが大切である。

更にその評価の結果、指導目標、指導内容、指導方法のどこに課題があり、効果的な指導をできるようにするために、何を、どのように改善していくのかを明確にする必要がある。

そこで、今回の改訂では、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること」を「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」と改善した。

個々の生徒の学習状況等の評価の結果、個別の指導計画で設定した指導目標を達成できていなかった場合、個々の生徒の実態からみて、設定した指導目標が高すぎたり、指導目標は適切であったが、その指導目標を達成するための指導内容や指導方法が適切でなかったりなどの場合が考えられる。また、指導目標、指導内容、指導方法に一貫性がないなどの場合も考えられよう。これらのように課題が明らかになれば、その課題の背景や要因を踏まえて、改善を図る必要がある。

評価と改善の時期としては、授業ごとに行う場合もあれば、週、月、学期などの期間を設定して行う場合も考えられる。また、軽微な課題であればすぐに改善できるものもあるが、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならぬものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、全体修正を必要とするものもある。

また、このように個別の指導計画に基づいて生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第1章第2節第1款の5に示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切になってくる。例えば、第1章第2節第2款の3の(5)のアの(ア)に示すとおり、学校としてすでに十分な実践経験が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の生徒の個別の指導計画の実施状況の評価を踏まえ、学習集団を構成する生徒一人一人が達成した指導目標や指導内容等を集約し、学習集団に対して作成される年間指導計画等の単元や題材など内容や時間のまとまりなどについて検討する仕組みを工夫することが大切になってくる。つまり、各授業や個別の指導計画の計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルの中で蓄積される生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善に臨むカリキュラム・マネジメントを実現する視点が重要である。

(3) 学習評価に関する工夫(第1章第2節第3款の3の(3))

(3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続さ

れるように工夫すること。

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また、学習評価は生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

このため、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。更に、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

また、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるようにすることは、学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて、生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要なことである。

このため、学年間で生徒の学習の成果が共有され円滑な接続につながるよう、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組むことが大切である。

更に、今回の改訂は学部間並びに学校間の接続も重視しており、進学時に生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要である。例えば、法令の定めに基づく指導要録の写し等の適切な送付に加えて、今回の改訂では、特別活動の指導に当たり、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用することとしており（高等学校学習指導要領第5章特別活動 第2〔ホームルーム活動〕の3(2))、そうした教材を学校段階や学部段階を越えて活用することで生徒の学習の成果を円滑に接続させることが考えられる。

第5節 単位の修得及び卒業の認定

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定（第1章第2節第4款の1の(1)）

第4款 単位の修得及び卒業の認定

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

① 単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される（第1章第2節第4款の1の(1)のア）。

単位の修得の認定は、学校が行うことになっている。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということである。したがって、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要であり、また、校長は、教師に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければならない。

② 総合的な探究の時間の単位の認定

総合的な探究の時間の単位の認定の要件についても、各教科・科目と基本的に同様である（第1章第2節第4款の1の(1)のイ）。すなわち、第一に、生徒が学校の定める指導計画に従って学習活動を行うこと、第二に、その学習活動の成果が総合的な探究の時間の目標に照らして満足できると認められることが、単位の修得の認定の要件となる。単位の修得の認定に当たっては、各教科・科目と同様、総合的な探究の時間における学習活動を2以上の年次にわたって行ったときには各年次ごとに単位の修得を認定する

ことが原則である。また、学期の区分ごとに単位の修得を認定することもできる。

③ 教科・科目の単位数の配当

各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし、2以上の年次にわたって分割して履修する場合もある。2以上の年次にわたって分割履修する場合には、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる（第1章第2節第4款の1の(1)のウ）。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。また、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することもできる（第1章第2節第2款の3の(4)のウ）が、この場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、第1章第2節第4款の1の(1)のウ後段により、学期の区分ごとに行うことも可能である。

2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様であるが、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とするため、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」とされている。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に含めて取り扱うことが可能である。

また、学校においては、学習指導要領で標準単位数が定められている各教科・科目について、標準の幅の範囲内で、標準単位数を下回って単位数を配当することもあり得る。この場合、学校は各教科・科目の目標や教育的な配慮に基づく適切な単位数を配当する必要があるが、学校が定めた単位数を修得すればその各教科・科目を修得したと認めることができる。

第1章第2節第4款の1の(1)のウが適用されるのは、既に述べたように、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合のほか、特定の各教科・科目の授業を特定の学期に行う場合、特定の各教科・科目の授業を特定の期間に集中的に行う場合（第1章第2節第2款の3の(1)のウの(ア)）、学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、特定の各教科・科目の一部又は全部を特定の学期に履修する場合などが考えられる。このような場合に、各教科・科目の単位の修得の認定を当該学期末に行うことを可能としたものであるが、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことも可能である。

④ 修得を認定された単位の取扱い

高等部在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる（学校教育法施行規則第135条第5項により高

等部に準用される第92条第2項)。

なお、高等学校卒業程度認定試験を受験する場合においては、高等部又は高等学校において、各試験科目に相当する科目を修得した生徒については、その願い出により、当該試験科目について受験が免除される(高等学校卒業程度認定試験規則第5条)。

⑤ 単位の修得の認定と卒業の認定

ある学年においてある各教科・科目の単位の修得が認められなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、例えば次の学年の1学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。

しかし、この規定は、例えば、最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である(学校教育法施行規則第135条第1項により特別支援学校に準用される第59条)ことから、校長が全課程の修了を認定する時期も3月末が適当であり、上述のような学年途中における卒業は許されない。ただし、留学に係る場合(同施行規則第135条第1項により特別支援学校に準用される第93条第3項)や帰国生徒・外国人留学生在が学期の区分に従い入学・卒業する場合(同施行規則第135条第5項により高等部に準用される第104条第3項)は、それぞれの学校教育法施行規則の定めによるものであり、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められるが、この項の定める学期の区分による単位修得の認定の規定によるものではない。

(2) 卒業までに習得させる単位数(第1章第2節第4款の1の(2))

(2) 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位(自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。)以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

① 卒業までに修得させる単位数

ここでは、卒業までに修得させる単位数を学校において定めるべきことを示している。学校においては、卒業までに修得すべき単位数を定めなければならないが、卒業までに修得すべき各教科・科目について定めることまでは求められていない。

第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)は、「卒業までに履修させる」単位数等についての規定であるが、本項は「卒業までに修得させる」単位数についての規定である。「修得」とは、各教科・科目又は総合的な探究の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげることである。

ところで、第1章第2節第2款の3の(1)のアの(イ)に掲げる必履修教科・科目及び総合的な探究の時間(以下「必履修教科・科目等」という。)の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目等の単位数に含めることが求められている(第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア))が、ここではそのような定めはなく、国の基準上は、卒業までに修得させる単位数の中に、必履修教科・科目等の単位数を含めるべきこととはさ

れていない。すなわち、生徒は必ず必履修教科・科目等を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められない。

次に、卒業までに修得させる単位数については、従前と同様、74 単位以上としている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74 単位を下回ってはならないという最低必要要件を定めたものである。したがって、学校が 74 単位を上回る単位数を定めることは可能である。なお、自立活動の授業については、1 単位を 50 分とし、35 単位の授業を 1 単位として計算することを標準として、この単位数に含めることができる。

また、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮し、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて 20 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとしているが、専門学科についてはこのような制限は設けられていない（第 1 章第 2 節第 4 款の 1 の(2)）。

② 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する（第 1 章第 2 節第 4 款の 1 の(2)）。学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な探究の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

なお、以上のことについては、学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第 135 条第 2 項により高等部に準用される第 57 条）。

また、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同施行規則第 135 条第 2 項により高等部に準用される第 58 条）。

(3) 各学年の課程の修了の認定（第 1 章第 2 節第 4 款の 1 の(3)）

(3) 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

高等部においては、各学年の課程の修了の認定を行うこととされている（学校教育法施行規則第 135 条第 2 項により特別支援学校に準用される第 57 条）。この規定は、いわゆる学年制をとる高等部においても単位制が採用され、修得した各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動の単位数の合計が卒業までに必要な単位数を上回った場合に全課程の修了を認定することとしていることも考慮し、各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮することを求めているものである。

学年制を厳格に運用すると、当該学年で修得すべきとされる科目が未修得の場合には、たとえそれが 1 科目でも上級学年への進級が認められず、原級留置とされてしまう。あま

りに厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点からみて、必ずしも適当とはいえない。

そのような観点から、各学年における課程の修了の認定については、特定の学年において一部の単位の修得が不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することを求めたものである。

具体的には、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられる。また、未修得の各教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・科目として定めたものである場合も考えられるので、次の学年に進級した後に前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成することなどの配慮も考えられる。

(4) 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている（【別表】参照）。

① 海外留学に係る単位認定

外国の高等学校（正規の後期中等教育機関）へ留学した場合に、36 単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができる。単位認定に当たっては、外国における学習を当該高等部の特定の教科・科目の履修とみなして単位認定することも、逐一各教科・科目と対比せずに、まとめて「留学」として単位認定を行うことも可能である。なお、当然ながら、単位認定に当たっては、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要であり、留学した場合に一律に 36 単位が自動的に認められるわけではない。

留学をした場合でも必履修教科・科目の履修は必要であることから、例えば、外国における学習の一部を必履修教科・科目の履修とみなして単位を認定し、残りを「留学」としてまとめて単位認定を行うことなども考えられる。海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められる。その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことが必要である。

また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができる。

これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学する必要がなくなるため、当該制度の積極的な活用が期待される。

なお、外国の高等学校への留学とは、いったん高等学校に入学し在学関係が生じた生徒が校長の許可を受けて一定期間外国の高等学校で学習することである。これに対して、外国の高等学校等に在学していた生徒が、これまで在学関係の存在しなかった日本の特別支援学校高等部との間で新たに在学関係が生じる場合は、編入として、留学とは異なるものであることに留意が必要である。

② 学校間連携による単位認定

生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する特別支援学校高等部が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。この制度は、自校の全日制の課程と定時制の課程又は通信制の課程との間において相互に併修する場合についても適用される。

この学校間連携により、自校の卒業に必要な単位数に加えることのできる単位数及び以下のウからオまでにより認定できる単位数については、従来、その合計数が20単位を超えないものとされていたが、平成17年度より、これらの単位数の合計数の上限が拡大され、36単位を超えないものとされている。

これは、高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における体験的な活動等の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る観点から、拡大されたものであり、これを高等部に準用するものである。

ウからオまでの場合を含め、これらの制度の活用にあたっては、「高等学校等における学校外学修の単位認定について」（平成29年5月9日付け初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）を踏まえ、以下の点に留意が必要である。

① 学校教育法施行規則第98条各号の規定により、学校外学修を当該生徒の在学する高等学校等における科目の履修とみなし、当該科目の単位の修得を認めることができる科目は、同施行規則別表第三に定める各教科及び学校設定教科に関する科目であり、総合的な探究の時間及び特別活動については含まれていない。このため、学校外学修を総合的な探究の時間の履修とみなし、単位の修得を認めることはできず、また、特別活動の履修とみなすこともできないこと。

なお、就業やボランティア等に関わる体験的な学習を、同施行規則別表第三に定める各教科及び学校設定教科に関する科目、総合的な探究の時間又は特別活動に位置付け、学校の校舎等の外で行うことはもとより可能であること。

② 学校外学修の単位認定の制度を活用する際には、各学校において、当該学修が教育上有益と認められるか、単位認定の対象となる科目が当該高等学校等の教育課程の全体からみて適切であること等について判断する必要があること。

③ 学校外学修は、生徒が主体的に行う学修であり、かつ、自らの在り方生き方を考えて努力した結果であることから、その単位認定にあたっては、通常の教科・科目の単位認定の方法によらず、その趣旨を活かしたものとなるよう工夫することが必要であること。また、学校外学修の種類、態様等に応じてオリエンテーションの実施、活動計画書の提出、活動レポート等による成果の報告など、事前・事後の適切な指導が望まれること。

なお、学校外学修を在学校の科目の履修とみなす場合の単位数の検討にあたっては、高等学校等では、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としていることに留意する必要があること。

④ 学校外学修の単位認定の制度は、その学修成果を在学校の科目の履修とみなして単位の修得を認めるものである。このため、どの程度の成果が当該科目の目標からみて満足できると認められるものであるのかなどを学校外学修に対応する科目の

指導計画において明確にしておく必要があること。

③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

(ア)大学や高等専門学校における学校教育法第 105 条（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生，研究生，聴講生としての学修，(イ)専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第 133 条において準用する同法第 105 条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修，(ウ)専修学校の高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修，(エ)大学の公開講座，公民館などの社会教育施設が開設する講座などにおける学修について，それを自校の科目の履修とみなし，単位の修得を認めるものである。単位認定に当たっては，各学校の判断により，その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき，また，増加単位として認定することもできる。

④ 技能審査の成果の単位認定

高等部において設けられている各教科・科目の学習内容に対応しており，かつ一定の要件を満たす知識・技能審査において相当程度の成果を収めた場合，それを自校の科目の履修とみなし，単位として認めるものである。単位認定に当たっては，各学校の判断により，その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき，また，増加単位として認定することもできる。

なお，従前は，実用英語能力検定や簿記検定などの知識・技能審査に合格した場合のみ，単位認定が可能であったが，平成 18 年度より，TOEFL・TOEIC などのように合格・不合格の区別のない知識・技能審査の成果に係る学修についても単位認定ができるようになった。

⑤ ボランティア活動等の単位認定

学校外の活動として，①社会福祉施設等においてボランティア活動を行った場合，②企業，工場や農家等において就業体験活動を行った場合，③各種のスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合，それを自校の科目の履修とみなし，単位の修得を認めるものである。単位認定に当たっては，各学校の判断により，その学修成果に対応する科目の一部又は全部の単位として認めることもでき，また，増加単位として認定することもできる。

⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定

生徒が在学中又は入学する前に，高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目（旧大学入学資格検定により合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修について，それを自校の科目の履修とみなして，単位の修得を認めるものである。

平成 17 年から従来の大学入学資格検定に代わり高等学校卒業程度認定試験が導入されるとともに，従来の大学入学資格検定と異なり，高等学校の全日制課程の生徒にもその受験が認められることとなった。

これらのことを踏まえ，平成 17 年度より，全日制課程，定時制課程及び通信制課程の別を問わず，生徒が，在学中又は入学する前の高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について，校長の判断により，当該高等学校における科目の履修とみな

し、当該科目の単位を与えることができることとしたものである。また、旧大学入学資格検定に合格した科目についても同様の取り扱いとされている。

単位認定の対象とする試験科目の範囲や認定方法等は、各学校において適切に判断する必要があり、例えば、生徒が現に高等学校において履修中の科目を対象とするか、高等学校卒業程度認定試験においてどのような評点での合格を要件とするかなど、具体的な範囲や認定方法は、各学校の判断に委ねられている。

なお、この制度が学校教育法施行規則で規定されたことに伴い、高等学校学習指導要領の大学入学資格検定合格科目の単位認定についての規定は削除された。

⑦ 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

別科とは、高等学校に置かれ、高等学校の入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とする教育機関であり、その修業年限は1年以上とされている(学校教育法第82条の規定により準用される第58条第1項、第3項)。

生徒が在学中又は入学する前に、別科において高等部学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修について、それを自校の科目の履修とみなして、単位の修得を認めるものである。「高等学校学習指導要領(特別支援学校高等部学習指導要領)に定めるところに準じて」とあるのは、別科における科目の履修が内容的にも、量的にも、高等部における科目の履修に準じていることを要することとしているものである。

【別表】

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る 単位認定	学校教育法施行規則第135条 第5項の規定により準用され る第93条	外国の高等学校への留学を許可 された場合に、外国の高等学校に おける履修を自校における履修 とみなし、単位の修得を認定でき る制度(36単位まで)
②学校間連携によ る単位認定	学校教育法施行規則第135条 第5項の規定により準用され る第97条の第1項及び第2 項	他の高等学校において一部の科 目の単位を修得したときは、その 単位数を自校の定めた卒業に必 要な単位数のうちに加えること のできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
③大学、高等専門 学校又は専修学校 等における学修の 単位認定	学校教育法施行規則第135条 第5項の規定により準用され る第98条第1号 平成10年文部省告示第41号 第1項	大学、高等専門学校若しくは専修 学校における学修、大学、公民館 その他の社会教育施設において 開設する講座等における学修を 自校における科目の履修とみな し、当該科目の単位を与えること のできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
④技能審査の成果 の単位認定	学校教育法施行規則第135条 第5項の規定により準用され	文部科学大臣が認定した技能審 査など一定の要件を満たす知識

	る第 98 条第 2 号 平成 10 年文部省告示第 41 号 第 2 項	及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第 135 条第 5 項の規定により準用される第 98 条第 3 号 平成 10 年文部省告示第 41 号第 3 項	学校外におけるボランティア活動、就業体験活動、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて 36 単位まで)
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第 135 条第 5 項の規定により準用される第 100 条第 1 号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第 135 条第 5 項の規定により準用される第 100 条第 2 号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 卒業の認定等（第 1 章第 2 節第 4 款の 2）

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科等のそれぞれの授業時数を定めるものとする。

校長は、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

従前どおり、卒業までに履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの授業時数を定めることとしている。また、卒業までに履修させる総授業時数については、第 1 章第 2 節第 2 款の(2)のイの(ア)各学年の総授業時数を 1,050 単位時間を標準として示していることから、3,150 単位時間を標準とすることとなる。

また、それらを履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとしている。

なお、学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第 135 条第 2 項により特別支援学校に準用される第 57 条）。

更に、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同第 135 条第 2 項により特別支援学校に準用される第 58 条）。

第6節 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(1) ホームルーム経営，生徒の発達の支援（第1章第2節第5款の1の(1)）

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

教育は本来、個々の生徒のもつ能力を最大限まで発達させることを目指すものである。このためには、個々の生徒の特性等を的確に捉え、その伸長・発達のために、高等部に於ける教育の全教育活動を通じて、適切な指導・援助を行う必要がある。

学校は、生徒にとって安心感がある場でなければならない。生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、生徒が自分の個性に気付き、可能性を発揮し、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

ホームルームは、生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、ホームルーム担任の教師の営みは重要である。ホームルーム担任の教師は、学校、学部、学年、学科などの経営を踏まえて、調和のとれたホームルーム経営の目標を設定し、指導の方向及び内容をホームルーム経営案として整えるなど、ホームルーム経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

ホームルーム経営を行う上で最も重要なことは生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな生徒理解である。ホームルーム担任の教師の、日頃のきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識することが生徒理解の第一歩である。日頃から、生徒の気持ちを理解しようとするホームルーム担任の教師の姿勢は、生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、ホームルームを一人一人の生徒にとって存在感を実感できる場として作りあげることが大切である。すなわち、生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、ホームルーム担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相互理解と協調に努めるホームルーム、言い換えれば、生徒相互のよりよい人間関係を育てていく上で、規律ある生活及び集団づくりが大切である。更に、集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日頃から、生徒に自己存在感や意思決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えな部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

ホームルーム経営に当たって、ホームルーム担任の教師は、校長や副校長、教頭の指導の下、学部や学年の教師や生徒指導の主任、更に養護教諭など他の教職員と連携しながらホームルーム経営を進めることが大切であり、開かれたホームルーム経営の実現を目指す必要がある。特に、学部・学年・学科というまとまりを大事にする高等部においては学部

主任，学年主任及び学科主任の果たす役割も大きい。また，充実したホームルーム経営を進めるに当たっては，家庭や地域社会との連携を密にすることが大切である。特に保護者との間では，日頃から連絡を取り合い，生徒理解，生徒に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要がある。

全ての生徒が学校や学部，ホームルームの生活によりよく適応し，豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるようにし，生徒一人一人の興味や関心，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の課題等を踏まえ，生徒の発達を支え，その資質・能力を高めていくことは重要なことである。

このため，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や教育活動の特性を踏まえて，あらかじめ適切な時期や機会を設定し，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒が抱える課題を受け止めながら，その解決に向けて，主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により，生徒の発達を支援することが重要である。

高等学校学習指導要領第5章特別活動の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(3)において「学校生活への適応や人間関係の形成，教科・科目の選択や進路の選択などについては主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。」とあり，特別支援学校に準用される。

高等部の教育課程は，必履修教科・科目，生徒に選択履修させる各教科・科目，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動）から編成されている。

第1章第2節第2款の3で示しているように，選択の幅の大きい高等部の教育課程の下では，生徒が安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることなく，自己の特性等と将来の進路との関わりにおいて適切な各教科・科目又は各教科を履修することができるようにするとともに，類型が設けられている場合には，適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要になってくる。

更に，社会に対する認識を深め，自己の在り方生き方を考えて，将来の進路を選択したり，主体的，自律的に学んだりできるよう指導・援助することも，高等部段階の重要な課題である。

以上のような課題に対応する上で，ガイダンスの機能の充実がとりわけ大切となっている。

また，ガイダンスの機能の充実を図ることは，全ての生徒が学校や学部，ホームルームの生活によりよく適応し，豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに，選択や決定，主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で，極めて重要な意味をもつものである。具体的には，学習活動など学校生活への適応，よりよい人間関係の形成，学業や進路等における選択，自己の生き方などに関わって，生徒が適応し，主体的な選択やよりよい意思決定ができるよう，適切な情報提供や案内・説明，活動体験，各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものであり，単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではない。

各学校においては，計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることによって，一人一人の生徒に関し，学校や学部，ホームルームの生活によりよく適応させ，

これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせ、自己実現に関わって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにし、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促すことが重要である。

特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互のよりよい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校や学部、ホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助の充実を図ること。

イ 各教科・科目等又は各教科等や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるよう十分に配慮すること。

ウ 不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実を配慮すること。

エ 生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目又は各教科や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよう配慮すること。

オ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

また、カウンセリングの機能を充実させることによって、生徒一人一人の教育上の問題等について、本人又はその保護者などにその望ましい在り方についての助言を通して、生徒のもつ悩みや困難の解決を援助し、生徒の発達に即して、よりよい人間関係を育て、生活に適応させ、人格の成長への援助を図ることは重要なことである。

カウンセリングの実施に当たっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

(2) 生徒指導の充実（第1章第2節第5款の1の(2)）

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全

な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっており、また、生徒の成育環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、ホームルーム担任の教師の日頃の人間的な触れ合いに基づききめ細かい観察や面接などに加えて、学部や学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高等部の生徒一人一人の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日頃の人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も進み、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学部や学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深く関わっている。生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。教育課程における選択の幅の大きい高等部にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

以上のことを基盤として、高等部における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人としての調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない。そのため、生徒指導において、ガイダンスの機能の充実が求められるのである。

なお、教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動におけるホームルーム活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

更に、わかる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は生徒にとって苦痛であり、生徒の劣等感を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となることも考えられる。教師は、生徒一人一人の特性を十分把握した上で、他の教師の助言や協力を

得て、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、日頃の学習指導を一層充実させることが大切である。

生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。そのためには、保護者との間で学校だよりや学年・ホームルーム通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより相互の交流を通して、生徒理解、生徒に対する指導の在り方等について共通理解をしておく必要がある。また、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めるなど、日頃から生徒指導の充実に取り組むことが必要である。

(3) キャリア教育の充実（第1章第2節第5款の1の(3)）

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

本項は、生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることを示している。

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」と混同され、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目、知的障害者である生徒に教育を行う特別支援学校においては道徳科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

更に、今回の改訂では特別活動のホームルーム活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の2点に留意することが重要である。

一つ目は、第1章において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての在り方生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意してホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、ホームルーム活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等部のつながりが明確になるよう整理したということである。ここで扱う内容については、将

来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主眼的な意思決定を大切にする活動である。小学部から高等部へのつながりを考慮しながら、高等部段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

特に、高等部段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという特色をもつ。このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等部卒業後の就職や進学等について意思決定することがゴールではない。高等部卒業後の社会的移行においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

このような高等部におけるキャリア教育や進路指導は、高等部における教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させることや、「個性の確立に努めること」を目指して行われるものであり（学校教育法第51条）、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて組織的、計画的、継続的に行われなければならない。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教育課程は、卒業までに履修すべき単位数に比べて必履修教科・科目の最低合計単位数は半分以下であり、学校設定教科・科目、総合的な探究の時間等の活用により、各学校において、生徒、学科の特色、学校及び地域の実態等に応じて、より弾力的な教育課程の編成が可能になっている。したがって、生徒が自己の特性等と将来の進路との関わりにおいて適切な各教科・科目を選択できるように指導する必要がある。

学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップの下、進路指導主事やキャリア教育担当教師を中心とした校内の組織体制を整備し、学年や学部、学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

また、キャリア教育は、生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、就業体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められる。

更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、必修教科である職業が設けられていることなどを踏まえた取組が望まれる。

(4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成（第1章第2節第5款の1の(4)）

(4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。

高等部における教育活動全体を通じて、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等の的確な把握に努め、その伸長を図ること及び生徒に適切な各教科・科目や類型を選択させるよう指導することについては、従前から示していた。今回の改訂においても、高等部の教育課程における選択の幅を確保することに配慮がなされていることから、各教科・科目の履修指導等は引き続き重要であるとともに、学校やホームルームでの生活への適応指導や現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成も重視する必要がある。

教育は本来、個々の生徒のもつ能力を最大限まで発達させることを目指すものである。このためには、個々の生徒の特性等を的確に捉え、その伸長・発達のために、高等部における教育の全教育活動を通じて、適切な指導・援助を行う必要がある。

高等部の教育課程は、必修教科・科目、生徒に選択履修させる各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必修教科、生徒に選択履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動）から編成されている。第1章第2節第2款の3の(3)で示しているように、選択の幅の大きい高等部の教育課程の下では、生徒が安易な科目選択や計画性のない学習に陥ることなく、自己の特性等と将来の進路との関わりにおいて適切な各教科・科目を履修することができるようにするとともに、類型が設けられている場合には、適切な類型を選択できるように指導・援助することが重要になってくる。

そのためには、第1章第2節第5款の1の(1)に示されたガイダンスの機能の充実がとりわけ大切となっている。ここでいうガイダンスの機能とは、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などに関わって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい意思決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくことを指している。それは、学習指導、生徒指導など学校教育活動の様々な場面で発揮される機能である。

各学校においては、ガイダンスの機能の充実に計画的・組織的に取り組むことによって、一人一人の生徒が、学校やホームルームの生活によりよく適応し、諸活動に対して主体的に取り組む意欲をもって、自己実現に関わって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにするとともに、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの得られる生活を築く中でよりよい発達を促すことが重要である。したがって、それは、単なる事前の説明や資料配付で足りるものではない。

第5章において準ずることとしている高等学校学習指導要領第5章特別活動の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(3)においても「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に対応したカウンセリング

(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に、入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、家庭との連絡を密にすること。」と示している。このような特別活動における配慮をはじめ、各教科・科目等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

特に、ガイダンスの機能の充実に関わる教育活動については、本解説第2編第2部第1章第6節の1の(1)において述べている通り、例えば、次のようなものに配慮することが考えられる。

ア 入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助の充実を図ること。

イ 各教科・科目又は各教科や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるよう十分に配慮すること。

ウ 不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。

エ 生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目又は各教科や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるよう配慮すること。

オ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

(5) 生涯学習への意欲の向上 (第1章第2節第5款の1の(5))

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うと

もに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

(6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項（第1章第2節第5款の1の(6)）

(6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

本項では、第1章第2節第2款の4の(2)と同様の趣旨から、学習の遅れがちな生徒に対する配慮の方策の一つとして、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れることを例示として示している。なお、第1章第2節第2款の3の(5)では指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として示されているが、本項は、教育課程の実施に当たって配慮すべき事項として示されているものである。

学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等又は各教科等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

この規定の「各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなど」の「など」には、個々の生徒に応じた学習意欲を高める指導方法などが考えられる。

学習の遅れがちな生徒の指導に当たっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握することと、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（第1章第2節第2款の3の(1)のアの(イ)のただし書き）、必履修教科・科目の単位数の一部減（第1章第2節第2款の3の(1)のイの(ア)の(イ)のただし書き）、各科目・科目の内容の選択（第1章第2節第2款の3の(4)のエ）などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、一人一人の生徒の障害の状態等に応じた指導内容を設定することとなっていることに留意する必要がある。

(7) 個別の教育支援計画の作成（第1章第2節第5款の1の(7)）

(7) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成す

ること。

高等部の教育においては、これまでも、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることが示されてきた。したがって、保護者との連携はもとより、生徒一人一人の障害の状態等に応じて、福祉施設や医療機関等との連携に努めてきているところである。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

障害のある生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

特に高等部の段階においては、学校から進路先への移行が円滑に進むようにすることが重要である。そのため、例えば、企業や福祉施設等での就業体験活動等の体験学習を通して生徒が就業への意欲を高めたり、進路先で課題に落ち着いて取り組んだりできるよう、関係者間で連携・協力しながら個別の教育支援計画を作成していくことが大切である。

その際、関係者間で個々の生徒の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするため、国際生活機能分類(ICF)の考え方を参考とすることも有効である。なお、ICFの考え方については、特別支援学校学習指導要領解説の自立活動で解説しているので、参照されたい。

このように、個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として各教科・科目等又は各教科等にわたる個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

高等部における個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、中学部や中学校で作成される個別の教育支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先である企業や福祉施設等に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

また、個別の教育支援計画については、これまで学習指導要領に規定されてきたところであるが、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進するための方策の一つとして、平成30年8月に行われた学校教育法施行規則の一部改正により、新たに省令にも位置付けられたところである。省令改正の内容及び詳細な趣旨等については、「学校教育法施行規則の一部を

改正する省令の施行について」(平成30年8月27日付け30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)を参照されたい。

個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画があるが、それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。なお、個別の指導計画については、本解説第2編第2部第1章第3節の3の(5)のイを参照されたい。

(8) 重複障害者の指導(第1章第2節第5款の1の(8))

(8) 複数の種類の障害を併せ有する生徒(以下「重複障害者」という。)については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。

特別支援学校に在籍する生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援が求められている。

重複障害者は、複数の種類の障害を併せ有していることから、指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に、一人一人の生徒について個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。

また、重複障害者は、一人一人の障害の状態が極めて多様であったり、発達の諸側面にも不均衡が大きかったりすることから、校内において、それぞれの障害についての専門性を有する教師間で連携するだけでなく、例えば、学校医等を含めた関係する教職員によって検討する機会を設けるなどして、適切な指導内容・方法を追究することも大切である。

更に、重複障害者の指導に当たっては、実態把握や指導計画の作成、評価において、より専門的な知識や技能を有する者との協力や連携が求められる場合もある。その際、必要に応じて、専門の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等に指導・助言を求めたり、連絡を取り合ったりすることが重要である。

なお、重複障害者については、一人一人の実態に応じた弾力的な教育課程の取扱い(第1章第2節第8款)が定められており、これらの規定の活用も含め、より適切な教育課程の編成について工夫することが大切である。

(9) 学校医等との連絡(第1章第2節第5款の1の(9))

(9) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。

特別支援学校においては、生徒の保健及び安全について留意することは極めて大切なことである。特に、各学校に在籍する生徒の障害が重度・重複化、多様化してきていることから、生徒の中には、発熱しやすい、発作が起きやすい、疲労しやすいなどの傾向のある者が見られる。そのため、生徒の保健及び安全について留意することが極めて重要である。そこで、学校医等との連絡を十分にとることが必要であるが、地域や学校の実態により、例えば医療機関や福祉施設等に併設又は隣接している特別支援学校においては、これらの医療機関等の医師などの専門家との連絡を十分にとるよう努めることが大切である。

生徒の保健及び安全に留意するためには、まず、生徒一人一人の障害の状態の把握が必要であり、それには、養護教諭やホームルーム担任をはじめとして、生徒に日常接する教

職員の絶えざる観察と情報交換が必要である。

また、保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、保健体育科、ホームルーム活動及び自立活動においてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等を中心として、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

(10) 実験・実習への配慮（第1章第2節第5款の1の(10)）

(10) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。

障害のある生徒は、障害による種々の制約があり、必要で十分な実験・実習が行えないことが多い。したがって、このような生徒に対しては、危険防止の見地から、使用する機械器具、材料などを適切に選び、その取扱いにも十分注意して、実験・実習の目的が達せられるよう留意することが必要であることから、従前同様に示した。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導（第1章第2節第5款の2の(1)）

2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

(1) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

国際化の進展に伴い、学校では帰国生徒や外国人生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる生徒の受入れが多くなっている。これらの生徒の多くは、異文化における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、それぞれの言語的・文化的背景、年齢、就学形態や教育内容・方法、更には家庭の教育方針などによって様々である。このため、これらの生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒は、他の生徒が経験していない異文化での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科・科目等又は各教科等の学習に生かすことができるよう配慮することが大切である。また、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の生徒についても、帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、このような相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。このような機会としては、外国語科において、外国語でコミュニケーションを行ったり、外国語の背景にある生活や文化などについて理解を深める学習活動を進めたりする際に配慮を行うことなどが考えられるほか、例えば地理歴史科や芸術科などの教科、総合的な探究の時間での学習活動、特別活動における学校行事などが考えられ、生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

小学部及び中学部は義務教育であり、学齢児童生徒が、海外から帰国した場合、住居地

の小・中学校又は特別支援学校小学部、中学部に編入学させることになっているが、高等部においては、校長が帰国生徒について、相当年齢に達し、入学させようとする学年に在学する他の生徒と同等以上の学力があると認めた場合には、第1学年の途中から又は各学年を通じ、編入学を認めることができるとされている（学校教育法施行規則第135条第5項において特別支援学校高等部に準用する第91条）。また、特別の必要があり、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い入学の許可、各学年の課程の修了及び卒業の認定ができることとされている（同施行規則第135条第5項において特別支援学校高等部に準用する第104条第3項）。これは、外国の学校と我が国の学校とでは卒業、入学の時期に相当のずれがある場合が多いので、外国において我が国の中学校又は特別支援学校中学部に相当する学校教育の課程を修了した者について、4月以外の時期に我が国の特別支援学校高等部に入学・編入学させることを認めるものである。このように、帰国生徒に対する高等部への入学・編入学について特例を設けているのは、我が国における国際化の進展に対応したものである。

(2) 日本語の習得に困難のある生徒への指導（第1章第2節第5款の2の(2)）

(2) 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒の中には、日本語の能力が不十分であったり、日常的な会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じたりする場合がある。このため、生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ各教科・科目等又は各教科等の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うことが大切である。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となる。

平成26年に学校教育法施行規則が改正され、義務教育諸学校においては、日本語の習得に困難がある生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。特別支援学校高等部においても、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。例えば、指導内容については、学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科・科目等又は各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる。指導方法については、在籍するホームルーム等における日本語の能力に配慮した指導や放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。

生徒にとって学習や学校生活の基盤であるホームルームにおける指導に当たっては、一人一人の生徒の日本語の能力などに応じ、①授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援、②学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援、③理解したことを適切に表現できるようにするための支援、④自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援、⑤学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援といった側面からの支援が求められる。このため、指導に当たっては、例えば、ゆっくりはっきり話す、生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用などの教材の工夫、生徒の日本語習得状況や学習理解度の把握に基づいた指導計画の作成など、生徒の状況に応じた支援を行うことが考えられる。

更に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる生徒の不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該生徒の言語的・文化的背景に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするようホームルーム経営等において配慮する必要がある。また、外国人生徒や外国につながる生徒については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

これらの日本語の習得に困難のある生徒の指導を効果的に行うためには、教師や管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、日本語教育や母語によるコミュニケーションなどの専門性を有する学校外の専門人材の参加・協力を得ることも大切である。

第7節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第2節第6款の1の(1)）

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

- (1) 各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

本項は，カリキュラム・マネジメントを，校長の方針の下に，全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに，学校評価と関連付けて行うことを示している。

カリキュラム・マネジメントは，本解説第2編第2部第1章第2節の5において示すように，学校教育に関わる様々な取組を，教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し，教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって，「校長の方針の下に」としているのは，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに，校長が定める校務分掌に基づくことを示しており，全教職員が適切に役割を分担し，相互に連携することが必要である。その上で，生徒の実態や地域の実情，指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や，授業時間や週時程の在り方等について，校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり，こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また，各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は，学校が担う様々な業務の進め方の改善を伴ってより充実することができる。この点からも，「校長の方針の下に」学校の業務改善を図り，指導の体制を整えていくことが重要となる。

また，各学校が行う学校評価は，学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い，その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており，教育課程の編成，実施，改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は，学校教育法施行規則第66条から第68条までに，自己評価・学校関係者評価の実施・公表，評価結果の設置者への報告について定めるとともに，文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは，具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが，その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは，教育課程・学習指導に係る項目はもとより，当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は，例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく，その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され，こうした例示も参照しながら各教科・科目等又は各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげ

ていくことが求められる。

○学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(学校教育法第 42 条及び第 43 条については、同法第 82 条において特別支援学校に準用する)

○学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の生徒の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(学校教育法施行規則第 66 条、67 条及び 68 条については、同規則第 135 条において、特別支援学校に準用する)

(参考：学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価)

文部科学省が作成する「学校評価ガイドライン」では、各学校や設置者において評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを便宜的に分類した学校運営における以下の 12 分野ごとに例示している。

①教育課程・学習指導、②キャリア教育（進路指導）、③生徒指導、④保健管理、⑤安全管理、⑥特別支援教育、⑦組織運営、⑧研修（資質向上の取組）、⑨教育目標・学校評価、⑩情報提供、⑪保護者、地域住民等との連携、⑫環境整備

これらの例示を参考にしつつ、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきであるが、各学校は設定した学校の教育目標の実現に向けた教育課程や人的又は物的な体制に関わる評価項目・指標について、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、真に必要な項目・指標等を精選して設定することが期待される。

(例えば「教育課程・学習指導」については、以下の項目が例示されている)

■ 教育課程・学習指導

○ 各教科等の授業の状況

- ・ 説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法

- ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習，生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・ 個別指導やグループ別指導，習熟度に応じた指導，生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
- ・ 学級内における生徒の様子や，学習に適した環境に整備されているかなど，学級経営の状況
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり，生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
- ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し，よりよいものとする工夫の状況

○ 教育課程等の状況

- ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 生徒の学力・体力の状況を把握し，それを踏まえた取組の状況
- ・ 生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・ 学校図書館の計画的利用や，読書活動の推進の取組状況
- ・ 体験活動，学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
- ・ 必要な教科等の指導体制の整備，授業時数の配当の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり，生徒の発達の段階に即した指導の状況
- ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況（例：教育課程の実施に必要な，教科等ごとの年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか）
- ・ 生徒の実態を踏まえた，個別指導やグループ別指導，習熟度に応じた指導，補充的な学習や発展的な学習など，個に応じた指導の計画状況
- ・ 幼小連携，小中連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・ （データ等）学力調査等の結果
- ・ （データ等）運動・体力調査の結果
- ・ （データ等）生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

なお，特別支援学校は，生徒の障害に応じた教育を行うことから，教育課程の編成や教材・教具，施設・設備の工夫と整備，医療・福祉等関係機関との連携，個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成など，生徒の多様な実態等を踏まえた対応が必要である。また，小・中学校等の要請に応じ，特別支援教育に関する助言・援助を行うこと（センター的機能）も期待されるなどの特性が存在する。このことから，学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては，その特性にかんがみ，適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

(2) 各分野における学校の全体計画等の関連付け（第1章第2節第6款の1の(2)）

(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

本項は、教育課程の編成及び実施に当たり、法令等の定めにより学校が策定すべき各分野の全体計画等と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるようにすることを示している。

各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等には、生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなる。そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、効果的な指導を実現することにつながる。

〔学校保健計画〕

○学校保健安全法

(学校保健計画の策定等)

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

〔学校安全計画〕

○学校保健安全法

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

〔食に関する指導の全体計画〕

○学校給食法

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

〔いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針〕

○いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 2 節第 6 款の 1 の(3)）

(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

高等部の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、高等部の生徒が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第 2 章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指

導者や地域の人々の協力，体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと，をそれぞれ規定している。

学校が部活動を実施するに当たっては，本項や中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論，また，運動部活動については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」，文化部活動については「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」を参考に，教師の勤務負担を考慮しつつ，生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに，生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際，生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

2 家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習

(1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会（第1章第2節第6款の2の(1)）

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

教育基本法には，第13条において「学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定されている。また，学校教育法には，「小学校は，当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と規定されている（同法第82条で特別支援学校に準用する第43条）。このように，学校がその目的を達成するためには，家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち，家庭，地域社会との連携を深め，学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また，学校，家庭，地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し，全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには，教育活動の計画や実施の場面では，家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である（第1章第2節第1款の5）。特に高等部では，就業体験活動の機会の確保（第1章第2節第2款の3の(6)のア）を図るためにも，産業界等とも十分に連携することが極めて重要である。また，例えば，地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度の活用などにより，各学校の教育方針や特色ある教育活動，生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり，家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。更に，家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し，休業日も含め学校施設の開放，地域の人々や生徒向けの学習機会の提供，地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して，家庭や地域社会に積極的に働きかけ，それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるよう

にすることも大切である。なお、その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に行い、適切な役割分担を図ることが必要である。

また、都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。また、異年齢の子供など地域の様々な人々との世代を越えた交流を図っていくことも考えられる。

こうした取組を進めるに当たっては、特に、家庭科において、子供や高齢者に関する内容について指導する際に、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めるとともに、総合的な探究の時間や特別活動などを活用することが考えられる。また、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

(2) 学校相互間の連携や交流（第1章第2節第6款の2の(2)）

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

学校間の連携としては、例えば、同一都道府県等や近隣の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、他の特別支援学校や他の高等学校などとの間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

学校同士の交流としては、例えば、近隣の他の特別支援学校や高等学校、中学校、小学校、幼稚園、認定こども園、保育所と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、

視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

特別支援学校や高等学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者とない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成23年8月の障害者基本法の改正によって、第16条第3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定されている。よって、今回の改訂においても、特別支援学校の生徒と高等学校等の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けている。

障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分ちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

交流及び共同学習は、生徒が他の学校の生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。交流及び共同学習の内容としては、例えば、高等学校等と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

なお、高等部については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第135条5項により特別支援学校に準用される第97条第1項及び第2項）、ボランティア活動や就業体験活動などの学校外活動に対する単位認定（同施行規則第135条5項により特別支援学校に準用される第98条第3項、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待される。

(3) 特別支援教育に関するセンターとしての役割（第1章第2節第6款の3）

3 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

特別支援学校は、特別支援教育に関する相談のセンターとして、その教育上の専門性を生かし、地域の高等学校等の教師や保護者に対して教育相談等の取組を進めてきた。

学校教育法第74条においては、特別支援学校が高等学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられていることを踏まえて、特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、児童生徒やその保護者に対して行ってきた教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の高等学校等の要請に応じ、障害のある児童生徒等や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校や高等学校等と連携を図ることを示している。

なお、高等部学習指導要領では、「高等学校等の要請により……」としており、高等学校だけではなく、幼稚園、認定こども園、保育所、小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれていることに留意する必要がある。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、中央教育審議会答申においては、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけでなく、例えば、高等学校等に在籍する生徒に対する巡回による指導を行ったり、特別支援学校の教師の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で、コーディネーターとしての機能を発揮していくことが求められるとしている。

そうしたことを踏まえ、高等学校学習指導要領等においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示されている（高等学校学習指導要領第1章第5款の2の(1)のア）。

高等学校等に対する具体的な支援の活動内容としては、例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する際の支援のほか、自立活動の指導に関する支援、難聴の生徒の聴力測定の実施や補聴器の調整、弱視の生徒に対する教材・教具の提供、授業に集中しにくい生徒の理解や対応に関する具体的な支援等が考えられる。

特に、高等学校においては、平成28年12月に学校教育法施行規則及び学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号)の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等において通級による指導ができることとなった。高等学校等における通級による指導の制度化を踏まえ、今回改訂された高等学校学習指導要領では、第1章第5款の2の(1)のイにおいて、通級による指導を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする、通級による指導が効果的に行われるよう、高等学校における各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めることが、新たに示された。その際、特別支援学校が、自立活動に関する助言や援助を行っていくことも考えられる。

更に、保護者等に対して、障害のある生徒にとって必要な教育の在り方や見通しについての情報を提供するなどして、特別支援教育の実際についての理解を促す活動もある。

支援に当たっては、例えば、特別支援学校の教師が高等学校等を訪問して助言を行ったり、障害種別の専門性や施設・設備の活用等について伝えたりすることなども考えられる。

以上のように、特別支援教育のセンターとしての役割には様々な活動が考えられるが、特別支援学校においては、在籍する生徒に対する教育を今後一層充実するとともに、それ

それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

また、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、各学校において、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、校内体制を整備し、学校として組織的に取り組むことが必要である。

更に、高等学校においては、普通科、専門学科及び総合学科の各学科や全日制、定時制及び通信制の各課程が設けられており、多様で柔軟な教育の機会を提供している。また、専修学校や高等専門学校を含め、それぞれの学校に在籍する障害のある生徒の実態は多様であることから、他の特別支援学校や高等学校等との連携の下、例えば、実習等における安全の確保や就労に向けた指導など、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めていくことが重要である。このほか、特別支援教育センター等の教育機関、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関、ハローワーク（公共職業安定所）等の労働機関などとの連携協力を図り、ネットワークを形成する中で特別支援学校が適切な役割を果たすことも考えられる。

第8節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制（第1章第2節第7款の1前段）

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第1節及び第1款から第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

ア 校長の方針の明確化

高等部における道徳教育は第1章第1款の2の(2)の2段目に示すように、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要である。校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。中学部又は中学校までの道徳教育とのつながりを意識するとともに、各学校や生徒の実態を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を示すことが重要である。

校長が道徳教育の方針を明示することにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、具体的な指導を行うことができる。また、校長の方針は、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころになるものである。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

(7) 道徳教育推進教師の役割

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。全教師による協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要があり、その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ・ 道徳教育の全体計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・ 道徳科の充実と指導体制に関すること（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）
- ・ 道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育の全体計画の評価に関すること など

また、各教師がそれぞれの役割を自覚しその役割を進んで果たす上でも、全教師による協力体制を整えることは重要である。なお、道徳教育推進教師については、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められる。更に、道徳教育推進教師の研修や他の特別支援学校及び近隣の高等学校等の道徳教育推進教師との連携等も積極的に進め、道徳教育の充実に努めることが大切である。

(イ) 協力体制の充実

学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるためには、校長の明確な方針と道徳教育推進教師等の役割の明確化とともに、全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整える必要がある。例えば、家庭や地域社会との共通理解など、道徳教育を推進する上での課題に合わせた組織を設けるなど、学校の実態に応じて全教師が積極的に関わることができる機能的な協力体制を構築することが大切である。特に、小学部・中学部と異なり、道徳科が設けられていない視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部では、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。校長は道徳教育の推進体制の充実に努めるだけでなく、例えば校長自身も節目節目での講話等を通じて直接生徒に語りかけ、生徒が人間としての在り方生き方について考える機会を作ることにも大きな意義がある。

(2) 道徳教育の全体計画（第1章第2節第7款の1後段）

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章第3節の公民科の「公共」及び「倫理」並びに第5章の特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

① 道徳教育の全体計画

ア 全体計画の意義

高等部における道徳教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育の中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本的な方針である。全体計画は、その基本方針を具現化し、学校としての道徳教育の目標を達成するために、どのようなことを重点的に取り組むのか、各教育活動はどのような役割を分担し関連を図るのか、家庭や地域社会との共通理解をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(7) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校においては、様々な教育の営みが人格の形成や国家、社会の形成者として必要な資質の育成につながっていることを意識し、特色があり、課題を押さえた道徳教育の充実を図ることができる。答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働し自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められている。

(4) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして推進することができる

学校としての重点目標を明確にし、それを全教師が共有することにより、学校の教育活動全体で行う道徳教育に方向性をもたせることができる。

(7) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、「人間としての在り方生き方」を目標に掲げる公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動の中核的な指導の場面としての位置付けや役割が明確になる

公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動で担うべきことを理解する。また、全体計画は、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動の年間指導計画を作成するよりどころにもなる。

(E) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道徳教育の^{かなめ}要としての道徳科の位置付けや役割が明確になる

道徳科で進めるべきことを押さえるとともに、教育活動相互の関連を図ることができる。また、全体計画は、道徳科の年間指導計画を作成するよりどころにもなる。

(4) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

全教師が全体計画の作成に参加し、その活用を図ることを通して、道徳教育の方針やそれぞれの役割についての理解が深まり、組織的で一貫した道徳教育の展開が可能になる。

(カ) 家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、保護者や地域住民の協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、家庭や地域社会と連携し、その協力を得ながら道徳教育の充実を図ることができる。

イ 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の協力により創意と英知を結集して作成されるものであるとともに、学校全体で行う道徳教育の全体計画を作成、実施するに当たっては、小・中学部及び小・中学校の道徳教育との接続を意識することが求められる。その上で、各学校において全体計画を作成、実施するに当たっては、各学校や生徒の実態に応じて、取り扱う内容を重点化して示すことが大切である。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(7) 基本的把握事項

計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

- ・ 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- ・ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ・ 生徒の実態や発達の段階等

(イ) 具体的計画事項

基本的把握事項を踏まえ、各学校が全体計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

- ・ 学校の教育目標，道德教育の重点目標，学部及び各学年の重点目標
- ・ 各教科・科目，総合的な探究の学習の時間，特別活動及び自立活動における道德教育の指導の方針及び内容（視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

重点的指導との関連や各教科・科目等の指導計画を作成する際の道德教育の観点を記述する。また，中核的な指導の場面である公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動をはじめとして，各教科・科目等の方針に基づいて進める道德性を養うことに関わる指導の内容を整理して示す。

- ・ 道德科の指導の方針（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫，校長や副校長，教頭等の参加，他の教師との協力的な指導等を記述する。

- ・ 各教科，外国語活動，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動などにおける道德教育の指導の方針，内容及び時期（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

重点内容項目との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道德教育の観点を記述する。また，各教科等の方針に基づいて進める道德性の育成に関わる指導の内容及び時期を整理して示す。

- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
学校や地域の特色を生かした取組や生徒指導との関連，就業体験活動，ボランティア活動，自然体験活動など生徒の内面に根ざした道德性を養うことに関わる豊かな体験活動との関連を示す。
- ・ ホームルーム，学校の間人関係，環境の整備や生活全般における指導の方針
日常的なホームルーム経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。
- ・ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・中学校・高等学校等との連携の方針
道德教育講演会の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る具体的な計画や方策，学校・中学校・高等学校等との連携方針等を記述する。
- ・ 道德教育の推進体制
道德教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制等を示す。
- ・ その他

重点的指導に関する添付資料等

例えば，道德教育の重点目標に関わる各教科・科目等における指導の内容，体験活動や実践活動の時期，研修計画などに関する資料等を整理して添付する。

なお，「重点的指導」とは，各学校が定める道德教育の重点目標に関わる各教科・科目等又は各教科等における指導を示すことが考えられる。

このようにして作成した全体計画は，家庭や地域の人々の積極的な理解を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするなど，積極的に公開していくことが求

められる。

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、具体的な指導に生きて働くものになるよう体制を整え、全教師で創意工夫をして、特に次のことに留意しながら作業を進めることが大切である。

(ア) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、学校の教育活動全体で指導し、家庭や地域社会との連携の下に進めねばならないことから、特に校長が指導力を発揮し、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に参画するよう体制を整える必要がある。

(イ) 道徳教育及び道徳科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

全教師が、道徳教育及び道徳科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）の重要性や特質について理解が深められるよう、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請、生徒の実態、保護者や地域の人々の意見等について研修を行い、教師自身の日常的な指導の中での課題が明確になるようにする。そのことを通して、全体計画の作成に関わる教師の意識の高揚を図ることができ、その積極的な活用につなげることができる。

(ロ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域の実態を踏まえ、各学校の課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や学部、各学年の指導の重点を明確にするなど、各学校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。

第1章第2節第7款の2には、各学校において指導の重点化を図るために、今日的課題と高等部段階の発達上の課題を踏まえて道徳教育推進上の配慮事項を示している。各学校においては、それぞれの実態に応じて、学校の教育活動全体を通じてこれらの事項の指導が適切に行われ充実するよう工夫する必要がある。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳科の年間指導計画の作成に当たっても、全体計画に示した重点的な指導が反映されるよう工夫する必要がある。

(ハ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道徳教育の指導の方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における道徳教育の関連を捉え、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動において人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面としての役割が果たされるよう計画を工夫することが必要である。

また、学校教育全体において、豊かな体験活動がなされるよう計画することも大切である。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、外国語活動、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育を、道徳科の内容との関連で捉え、道徳科が要^{かなめ}としての役割を果たせるよう計画を工夫することが重要である。

また、学校教育全体において、豊かな体験活動がなされるよう計画するとともに、

体験活動を生かした道徳科が効果的に展開されるよう道徳科の年間指導計画等においても創意工夫することが大切である。

(オ) 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関などとの連携に努める

全体計画の作成に当たっては、生徒の実態や発達の段階、生徒との信頼関係を育む具体的な方策、保護者や地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。

また、関係する幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校などとの連携や交流を図り、共通の関心の下に指導を行うとともに、福祉施設、企業等との連携や交流を深めることも大切であり、それらが円滑に行われるような体制等を工夫することが必要である。

(カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって、その実施状況を評価し、改善の必要があれば直ちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善に当たって必要となる事項についての理解を深める必要がある。

② 各教科・科目等又は各教科等における人間としての在り方生き方に関する教育

各教科・科目等又は各教科等における道徳教育を行う際には、次のような配慮をすることが求められる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、次のように、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「公共」では、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解し、それらについての考え方や公共的な空間における基本的な原理を活用して、現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことを議論する力を養う学習を行い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとした。

特に、内容の「A「公共」の扉」の「(2)公共的な空間における人間としての在り方生き方」では、倫理的主体として選択・判断する際の手掛かりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解し、それらの考え方を活用することを通して、行為者自身の人間としての在り方生き方について探求することが重要であることを理解できるようにしている。指導に当たっては、思考実験などを通して人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、表現できるようにすることが必要となる。

「倫理」では、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、古今東西の幅広い知的蓄積を通して、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解し活用して、現代の倫理的諸課題の解決に向けて、論理的に思考し、思索を深め説明したり対話したりする力を養い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとした。

特に、内容の「A現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方」の「(1)人間としての在り方生き方の自覚」では、生きる主体としての自己を確立する上での核となる自分自身に固有な選択基準ないし判断基準、つまり人生観、世界観ないし価値観を形成するために、人間の存在や価値に関わる基本的な課題について思索する活動を通して、人間の心の在り方、人生観、倫理観、世界観について理解し、それらを手掛かりとして、人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。指導に当たっては、いかに生きればよいかという問いを切実に問い、その問いに、まず先哲がどのように問い、どのように答えを求めているかを参考にしながら、自らの答えを求めて思索を深めることができるようにすることが必要となる。

なお、公民科については、「公共」を全ての生徒に履修させることとしている（第1章第2款3(1)）。

次に、特別活動におけるホームルーム活動や学校の生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場であり、特別活動が道徳教育に果たす役割は大きい。特別活動の目標には、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道徳教育でもねらいとする内容が含まれている。また、目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての生き方」、「自己実現」など、道徳教育でもねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道徳教育において果たすべき役割は極めて大きい。

具体的には、例えば、自他の個性や立場を尊重しようとする態度、義務を果たそうとする態度、よりよい人間関係を深めようとする態度、社会に貢献しようとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、より高い目標を設定し諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性を大切にして集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して身に付けることができる道徳性である。

ホームルーム活動の内容(1)の「ホームルームや学校における生活づくりへの参画」は、ホームルームや学校の生活上の諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して課題解決していく自発的、自治的な活動である。このような生徒による自発的、自治的な活動によって、よりよい人間関係の形成や生活づくりに参画する態度などに関わる道徳性を身に付けることができる。

また、ホームルーム活動の内容(2)の「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」では、自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成、男女相互の理解と協力、国際理解と国際交流の推進、青年期の悩みや課題とその解決、生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立を示している。

更にホームルーム活動の内容(3)の「一人一人のキャリア形成と自己実現」では、学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用、社会参画意識の醸成や勤労観、職業観の形成、主体的な進路の選択決定と将来設計を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、粘り強く取り組み、よりよい生活態度を身に付けようとすることは、道徳性の育成に密接な関わりをもっている。

生徒会活動においては、全校の生徒が学校におけるよりよい生活を築くために、問題を見いだし、これを自主的に取り上げ、協力して課題解決していく自発的、自治的な活動を通して、異年齢によるよりよい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画する態度などに関わる道徳性を身に付けることができる。

学校行事においては、特に、就業体験活動やボランティア精神を養う活動などの社会体験や自然体験、幼児児童生徒、高齢者などとの触れ合いや文化や芸術に親しむ体験を通して、よりよい人間関係の形成、自立的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性の育成を図ることができる。

以上に加え、総合的な探究の時間においては、目標を「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成する」とし、育成を目指す資質・能力の三つの柱を示している。

総合的な探究の時間の内容は、各学校で定めるものであるが、目標を実現するにふさわしい探究課題については、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定することが考えられる。生徒が、横断的・総合的な学習を探究の見方・考え方を働かせて行うことを通して、このような現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方在り方を考えながらよりよく課題を発見し解決していくことにつながっていくことになる。

また、探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力については、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたり、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする資質・能力の育成は道徳教育につながるものである。

また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（第1章第2節第2款の3の(1)のア）を行う指導をすることを示している。

このほかの各教科・科目又は各教科においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

ア 国語科

国語で的確に理解したり効果的に表現したりする資質・能力を育成する上で、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていくための基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばすこと及び言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。更に、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養うことは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

教材選定の観点として、道徳性の育成に資する項目を国語科の特質に応じて示している。

イ 地理歴史科

現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して、多面的・多角的に考察し理解を深めることは、それらを通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深めることなどにつながるものである。

ウ 数学科

数学科の目標にある「数学を活用して事象を論理的に考察する力」、「事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力」、「数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力」を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、「数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度」、「粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度」を養うことは、工夫して生活や学習をしようとする態度を養うことにも資するものである。

エ 理科

自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどについて考えさせ、自然と人間との関わりについて認識させることは、生命を尊重し、自然科学の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する力を育て、科学的に探究しようとする態度を養うことは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

オ 保健体育科

科目「体育」における様々な運動の経験を通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、自己の責任を果たす、一人一人の違いを大切にするといった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

カ 芸術科

芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培うことは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。

キ 外国語科

外国語科においては、第1款の目標(3)として「外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う」と示している。「外国語の背景にある文化に対する理解を深め」ることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。また、「聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮」することは、外国語の学習を通して、他者を配慮し受け入れる寛容の精神や平和・国際貢献などの精神を獲得し、多面的思考ができるような人材を育てることにつながる。

ク 家庭科

家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けることは、よりよい生活習慣を身に付けることにつながるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにもつながるものである。また、家族・家庭の意義や社会との関わりについて理解することや、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の

生き方を考え、生活をよりよくしようとするものにつながるものである。

ケ 情報科

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養うことは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせることにつながるものである。

コ 理数科

多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、「様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度」、「探究の過程を振り返って評価・改善しようとする態度」、「倫理的な態度」を養うことは、工夫して生活や学習をしようとする態度を養うことにも資するものである。

更に、主として専門学科において開設される各教科・科目又は各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標を「農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する」とし、職業に関する各教科を通じて職業人に求められる倫理観の育成の重要性をより強調して示すなど、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

2 道徳教育推進上の留意事項（第1章第2節第7款の2）

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学部又は中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

道徳教育を進めるに当たっては、中学部又は中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められる。その際、高等部段階の発達や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての道徳教育の重点目標に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切である。

また、小・中学部及び小・中学校の道徳教育の内容項目とのつながりを意識することも大切である。

どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題、中学部又は中学校までの道徳科の学習を通じた道徳的諸価値の理解についても考慮し、次の(1)から(5)までについて指導するよう配慮することが求められる。

(1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする

高等部の時期は、自ら考え主体的に判断し行動することができるようになり、人間としての在り方生き方についての関心が高まってくる。また、教師や保護者など大人への依存から脱却して、自分なりの考えをもって精神的に自立していく時期である。更に、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという自律性を確立していく時期でもある。生徒が自己を振り返り、自己を深く見詰め、人間としての在り方生き方について考えを深め、生徒の自立心や自律性を高め、規律ある生活が送れるようにする取組が求められる。

(2) 生命を尊重する心を育てること

近年、生徒を取り巻く社会環境や生活様式も変化し、自然や人間との関わりの希薄さから、いじめや暴力行為、自殺・自傷行為など生命を軽視する行動につながり、社会問題になることもある。人間としての在り方生き方についての関心も高まるこの時期の生徒に、乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会をもったり、生命倫理に関わる問題を取り上げ話し合ったりすることなど、生命の尊さを深く考えさせ、かけがえのない生命を尊重する心を育成する取組が求められる。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培っていくことは、豊かな心を育むことの根本に置かれる課題の一つである。

(3) 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

地域社会は家庭や学校とともに大切な生活の場であり、生徒にとって、家庭、学校だけでなく、地域社会の一員としての自覚を深めることが大切である。自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできるという社会連帯の自覚を高めることが求められている。地域の人々との人間関係を問い直したり、就業体験活動を通して自らの将来の生き方を思い描いたり、地域についての学習を通して将来の社会の在り方を協働して探究したり、ボランティア活動などの体験活動を生かしたりするなどして、社会の形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていくことが大切である。

(4) 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと

人間は集団や社会をつくり、他の人と互いに協力し合って生活している。社会の秩序と規律の理解を深めて、自らに課せられた義務や責任を確実に果たすことの大切さを自覚することが求められる。更には、自分と異なる他者の意見に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の人権を尊重し、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

(5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

知識基盤社会化やグローバル化がますます進展する中で、国際的規模の相互依存関係がより深まっている。将来の我が国を担う生徒は、郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うことが大切である。また、国際社会の中で独自性を持ちながら国際社会の平和と発展、地球環境の保全に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（第1章第2節第7款の3）

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

(1) 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えること

ア 教師と生徒の人間関係

生徒の道徳性の多くの部分は、日々の人間関係の中で養われる。学校やホームルームにおける人的な環境は、主に教師と生徒及び生徒相互の関わりにおいて形成される。

教師と生徒の人間関係においては、教師が生徒に対してもつ人間的関心と教育的愛情、生徒が教師の生き方に寄せる尊敬と相互の信頼が基盤となる。教師自身がよりよく生きようとする姿勢を示したり、教師が生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢を見せたりすることで信頼が強化される。そのためにも、教師と生徒が共に語り合える場を日頃から設定し、生徒を理解する有効な機会となるようにすることが大切である。

イ 生徒相互の人間関係

生徒相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。生徒一人一人が、寛容の心を持ち互いに認め合い、助け合い、学び合う場と機会を意図的に設け、様々な体験の共有や具体的な諸問題の解決を通して、互いに尊重し合い、協働的に学び合えるよう配慮しなければならない。教師は生徒の人間関係が常に変化していることに留意しつつ、座席配置やグループ編成の在り方などについても適切に見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流や特別支援学級の生徒との交流などは、生徒相互のよりよい人間関係や道徳性を養う機会を増すことになる。

ウ 環境の整備

生徒の道徳性を養う上で、人的な環境とともに物的な環境も大切である。具体的には、言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、各種掲示物の工夫などは、生徒の道徳性を養う上で、大きな効果が期待できる。各学校や各ホームルームにおいては、計画的に環境の充実・整備に取り組むとともに、日頃から生徒の道徳性を養うという視点で学校や教室の環境の整備に努めたい。

また、学校やホームルームの環境の充実・整備を教職員だけが中心となって進めるだけでなく、生徒自らが自分たちのホームルームや学校の環境の充実・整備を積極的

に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導することも大切である。

(2) 豊かな体験の充実

勤労観、職業観を育むことができる就業体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動、自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加など、様々な体験活動の充実が求められている。学校外のような人や物に出会う体験活動は、生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や人間としての在り方生き方について考えることができる貴重な経験となる。共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを実感させ、他者、社会、自然・環境との関わりの中で共に生きる自分への自信をもたせることが大切である。各学校においては、学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関してどのように配慮しながら指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

更に、地域の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域に対する愛着を高めるだけでなく、地域貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、生徒にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には、学校行事や総合的な探究の時間などでの体験活動として、自治会や社会教育施設など地域の関係機関・団体等で行う地域振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学部、学年として参加することなどが考えられる。その場合には、地域の行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら生徒の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

(3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活の様々な場面で意図的、計画的に学習の機会を設け、生徒が多様な意見に学び合いながら、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育及び道徳科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。子供から大人まで、社会全体でいじめの防止等に取り組んでいく必要がある。その対応として、いじめ防止対策推進法が公布され、平成25年9月から施行されている。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に一丸となって取り組むことが求められている。教師は、い

じめはどの生徒にもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての在り方生き方について生徒と率直に語り合う場を通して生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

いじめの防止等と道德教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

すなわち、道德教育においては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面としながらも、教育活動全体を通して、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるようにすることが大切である。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道德科を^{かなめ}要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にす心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。そして、こうして学んだことが、日常生活の中で、よりよい人間関係やいじめのないホームルーム生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

とりわけ高等部では、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切である。生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、様々な体験活動や協働して探究する学習活動を通して、学校・ホームルームの諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められる。

なお、道德教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道德教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。その際、「生徒指導提要」（文部科学省）等を活用して、いじめを捉える視点やいじめの構造などについて理解を深め、いじめの問題に取り組む基本姿勢を確認するとともに、開発的・予防的生徒指導を充実させていくことが求められる。

イ 安全の確保

生徒自身が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、次世代の安全文化の構築にとって重要なことである。

道德教育においては、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、

学校の安全教育の目標や全体計画、各教科・科目等及び各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

4 家庭や地域社会との連携（第1章第2節第7款の4）

4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

(1) 道德教育に関わる情報発信

学校で行う道德教育は、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標として行われる。このような道德性は学校生活だけに限られたものではなく、家庭や地域社会においても、生徒の具体的な行動を支える内面的な資質である。このため、学校で行う道德教育をより充実するためには、学校と家庭や地域社会との間に、生徒の道德性を養う上での共通理解を図ることが不可欠である。

道德教育は学校が主体的に行う教育活動であることから、学校が道德教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。

具体的には、学校通信などで校長の方針に基づいて作成した道德教育の全体計画を示したり、道德教育の成果としての生徒のよさや成長の様子を知らせたりすることなどが考えられる。また、学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信も家庭や地域社会に周知する上で効果的である。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

道德教育の主体は学校であるが、学校の道德教育の充実を図るためには、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を深めることが必要である。学校の道德教育に関わる情報発信と併せて、学校の実情や実態に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。例えば、学校での道德教育の実情について説明したり、家庭や地域社会における生徒のよさや成長などを知らせてもらったりする情報交換会を定例化し、生徒の道德性の発達や学校、家庭、地域社会の願いを交流し合う機会をもつことが考えられる。また、こうした情報交換で把握した問題点や要望などに着目した講演会の開催なども有効である。これらの会の開催は学校が会場となることが多いと予想されるが、より参加しやすいよう、例えば、会場を地域の公民館等としたり、生徒と保護者で道德について学ぶ機会を設けたりするなどの工夫も考えられる。

また、学校運営協議会制度などを活用して、学校での道德教育の成果を具体的に報告し、意見を得ようとすることも考えられる。それらを学校評価に生かし道德教育の改善を図るとともに、学校が家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を深める方法を検討することも考えられる。更に、学校、家庭、地域社会の共通理解・連携を深めることで、保護者や地域住民の道德教育に関わる意識が高まることも期待できる。

第9節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

学校教育法施行規則及び学習指導要領においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、卒業後の進路や生活に必要な資質・能力等（以下、障害の状態等）に応じた教育課程を編成することができるよう、教育課程の取扱いに関する各種の規定が設けられている。各学校においては、生徒の障害の状態等に応じたより効果的な学習を行うことができるよう、これらの規定を含め、教育課程の編成について工夫することが大切である。

以下の規定を適用する際には、第1章第1節の教育目標において示したとおり、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、生徒が学年や学部において、その在学期間に学校教育として提供する教育の内容を決定する際に、生徒一人一人の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定が「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」である。そのため、生徒一人一人の障害の状態等を考慮することなしに、例えば、重複障害者である生徒は、自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とするなど、最初から既存の教育課程の枠組みに生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。そうならないためにも、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえ、個々の生徒が前各学年までに、何を目標として学び、どの程度の内容を習得しているのかなど、個別の指導計画を基にして、生徒一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが必要である。その上で、生徒の残りの在学期間を見通しながら、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえて、更にどのような内容を、どれだけの時間をかけて指導するのかを検討するなど、各学校には教育の内容や授業時数の配当を決定する裁量が委ねられている。

そのため、各学校が教育課程の編成について検討する際には、生徒一人一人が、それまでの学習を継承し積み上げていくといったボトムアップの視点のほか、高等部を卒業するまでの限られた時間の中で、どのような資質・能力を、どこまで育むとよいのかといった、卒業までに育成を目指す資質・能力を整理して、それらに重点を置いて指導するといったトップダウンの視点も必要になる。

また、第1章第2節第8款の3の規定を適用した場合、各教科・科目等又は各教科等の一部又は全部について、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、指導を担う教師が教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科・科目等又は各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。つまり、各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、最適な指導の形態を選択するということを改めて認識した上で、教育の内容に照らした個々の生徒の学習評価に努めなければならない。

このように、以下の各種規定を適用する際には、各学校において、特にカリキュラム・マネジメントに努めることが重要である。学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしていきながら教育課程の編成を工夫することが求められており、このことは、教育課程の評価を実施する上でも重要であることを踏まえる必要がある。

なお、「第8款重複障害者等に関する教育課程の取扱い」は、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。

1 障害の状態により特に必要がある場合（第1章第2節第8款の1）

第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

この規定は、生徒の障害の状態により、例えば、各教科・科目又は各教科等の学習を行う際に、特に必要がある場合には、その実態に応じて、弾力的な教育課程を編成できることについて、その取扱いごとに3項目に分けて示したものである。

「障害の状態により特に必要がある場合」とは、例えば、障害の状態等により学習場面において様々なつまずきや困難が生じているため、当該学年の学習の一部又は全部が困難な状態を指すものである。このことを勘案し、各学校が主体となって、弾力的な教育課程の編成について、その適用の判断を行うものである。その際、(1)から(3)までの3項目の規定は、あくまでも文末表現が「できること」となっていることに留意する必要がある。つまり、第1章第2節第3款の3の(5)のアの規定に基づき、調和のとれた具体的な指導計画を作成する上で、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標及び内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては、その後の生徒の学習の在り方を大きく左右するため、慎重に検討を進めなければならない。

(第1章第2節第8款の1の(1))

- (1) 各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。

この規定は、各教科・科目又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることを示している。

なお、「一部を取り扱わないことができる」とあるが、安易に取り扱わなくてもよいということではないことに留意する必要がある。

本規定の適用の判断に際しては、各教科・科目又は各教科の目標に対応した評価規準に生徒の実態を照らし、障害により想定される学習上の困難を把握すること、また、評価規準を質的に逸脱しない範囲で学習上の困難に応じた手立てを適切に講じても、目標達成が困難であるのかどうかを慎重に吟味することが不可欠である。

(第1章第2節第8款の1の(2))

- (2) 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。

この規定は、高等部の生徒に対して、その実態に応じて中学部又は小学部の各教科の指導を行うことができることを示している。

なお、当該各教科・科目又は各教科に相当する中学部又は小学部の各教科とは、原則として教科名称同一のものを指すが、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、高等部の「地理歴史」、「公民」に相当する中学部又は小学部の各教科とは「社会」、同じく「芸術」に相当するのは中学部の「音楽」、「美術」又は小学部の「音楽」、「図画工作」、同じく「家庭」に相当するのは中学部の「技術・家庭」又は小学部の「家庭」、同じく「数学」に相当するのは小学部において

は「算数」と考えてよい。また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、高等部の「職業」、「家庭」に相当する中学部の各教科とは「職業・家庭」と考えてよい。この場合、中学部又は小学部との代替は、目標及び内容に関する事項の一部であって、全部を替えることまではできない点に留意する必要がある。

(第1章第2節第8款の1の(3))

(3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において外国語科を指導する際に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることを示している。

今回の改訂では、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部においても教育課程に外国語活動が位置付けられていることから、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部において外国語科を指導する際の規定も合わせて示した。

なお、いずれにおいてもその際には、目標及び内容の一部を取り入れることができるが、全部を替えることまではできない点に留意する必要がある。

生徒の障害の状態により特に必要がある場合に、上記(1)、(2)、(3)の規定を適用するに当たっては、取り扱わない事項や替えた事項について、どのように事後の措置をするかについて十分考慮した指導計画を作成する必要がある。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2 知的障害者である生徒の場合（第1章第2節第8款の2）

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階における目標及び内容は、本解説第2編第2部第5章第1節の1に示されている生徒の知的障害の状態を想定し、卒業後の進路や生活に必要なと考えられる資質・能力等を考慮して整理されている。

しかし、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の知的障害の状態等は多様であり、本解説第2編第2部第5章第1節の1で想定した知的障害の状態よりも障害の程度や学習状況等が大きく異なる場合がある。このような生徒の中には、第2章第2節の第1款の1に示す各教科の目標及び内容のうち既に2段階に示す内容を習

得し、目標を達成していることも想定される。

このように高等部の２段階に示す各教科の内容を既に習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第２章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第２章に示す各教科又は小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることを示した。

しかしながら、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。

なお、取り入れることのできる当該各教科に相当する高等学校の各教科・科目、中学校の各教科、小学校の各教科及び外国語活動は、原則として教科名称が同一のものを指す。

3 重複障害者の場合

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。

しかし、教育課程を編成する上で、以下に示す規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害や自閉症、情緒障害などを併せ有する場合も含めて考えてもよい。

(1) 知的障害を併せ有する生徒の場合（第 1 章第 2 節第 8 款の 3 の (1)）

3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する第 2 章第 2 節第 1 款及び第 2 款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第 2 章第 2 節第 1 款及び第 2 款に示す各教科については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とするものとする。

この規定は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に、知的障害を併せ有する生徒が就学している実情を考慮し、これらの生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示したものである。

今回の改訂では、知的障害の特長及び学習上の特性等を踏まえ、各学校段階及び小学部・中学部の目標及び内容との連続性を確保する観点から、各教科の目標及び内容が設定されている。高等部の段階ごとの目標及び内容の基本的な考え方については、本解説第 2 編第 2 部第 5 章第 1 節の 5 及び第 3 節の 1 に示されているので、本規定を適用する際の参考にすること。

① 各教科・科目の目標及び内容の一部を替える場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科の目標及び内容の一部によって替えることができる。

なお、当該各教科・科目に相当する各教科とは、原則として教科名称の同一のもの

を指すが、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の「地理歴史」、「公民」に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の教科とは「社会」、同じく「芸術」に相当するのは「音楽」、「美術」と考えてよい。

その際、各教科・科目の目標及び内容の一部を替えるのであるから、教科・科目の名称を替えることはできないことに留意しなければならない。

② 各教科・科目を替える場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科・科目を、当該教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科によって替えることができる。考え方は、①と同様であり、各教科・科目の名称を替えることはできないことに留意しなければならない。

なお、知的障害を併せ有する生徒についても、74単位以上の修得が高等部の全課程の修了を認定するのに必要であるため、知的障害者である生徒に対して教育を行う特別支援学校の各教科を履修する場合、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とし、単位に換算することとなる。

(第1章第2節第8款の3の(2))

(2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。

本規定は、知的障害を併せ有する生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第1章第2節第2款の3の(2)「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等」のア「各教科等の履修」の各項や、イ「各教科等の授業時数等」の各項に示す規定を適用できることを示している。「履修等」とは、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科等の履修だけにとどまらず、第1章第2節第2款に示す規定を適用することにより、例えば、各教科等の目標及び内容を考慮し各教科及び総合的な探究の時間の配当学年並びに各学年における授業時数を適切に定めたりするなどして、生徒の実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができることを示している。

なお、本項の規定を適用する際には、第1章第2節第2款の3の(2)のアの(ア)の「卒業までに履修させる各教科等」において、道徳科の履修が必要とされていることなどにも留意する必要がある。

(第1章第2節第8款の3の(3))

(3) 校長は、(2)により、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

本規定は、前項に基づき、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者に対して、全課程の修了の認定に関する規定である。

前項の規定を用いた場合には、単位制によるのではなく、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における全課程の修了の認定等にかかる規定（第1章

第2節第4款の2)と同様となる。すなわち、各教科等の学習の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、校長は、高等部の全課程の修了を認定するものとしている。

なお、学校において卒業を認めるに当たっては、平素の成績を評価して、これを定めなければならないこととされている（学校教育法施行規則第135条第2項により高等部に準用される第57条）。

また、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与することとされている（同135条第2項により高等部に準用される第58条）。

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合（第1章第2節第8款の4）

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

(2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

この規定は、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合についての教育課程の取扱いを示している。

障害の状態により特に必要がある場合には、各教科・科目又は特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科又は特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動の指導を主として行うほか、各教科・科目又は各教科の目標及び内容の全部又は総合的な探究の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできることを示している。

この規定を適用する際には、次のことに留意することが必要である。

重複障害者については、一人一人の障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きい。他の生徒と同様、第1章第1節「教育目標」において示したとおり、第2章以下に示す各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動）に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、次に示すとおり、各教科・科目又は各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、高等部の在学期間に学校教育として提供すべき教育の内容を卒業後の生活も考慮しながら、障害の状態により特に必要がある場合か否かを検討していくことが必要である。

① 各教科・科目の目標設定に至る手続きの例

- a 準ずることとしている高等学校学習指導要領の第2章各学科に共通する各教科の目標、中学校学習指導要領又は小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標に照らし、生徒の学習状況を把握する。
 - ・高等学校の各教科・科目の目標について
 - ・中学校又は小学校の各教科の目標について
- b 上記aの学習が困難又は不可能な場合、第2章第2節に示されている知的障害者である生徒を教育する特別支援学校高等部の各教科の目標に照らし、生徒の学習状況が何段階相当か把握する。
- c 上記a又はbを踏まえ、高等部卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育の内容を十分見極める。
- d 知的障害者である生徒を教育する特別支援学校高等部の各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

② 自立活動の目標設定に至る手続きの例

自立活動の内容は、各教科・科目等又は各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものである。

- a 個々の生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 第6章第2款の内容から、個々の生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

重複障害者については、例えば、上記①の手続きを経て、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の1段階の内容を習得し目標を達成することが難しそうな生徒に対し、1段階から丁寧に指導するという判断がある一方で、自立活動に替えて指導するという判断もある。特に、後者の判断をする場合には慎重になされるべきである。なぜならば、第1章第2節第2款の3の(2)のアの(ア)に示すとおり、第2章以下に示す各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。よって、1段階の内容を習得し目標を達成するための指導に加え、上記②の手続きを経て、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動の指導も実施するという検討も必要である。

よって、この規定を適用する場合、障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないように留意しなければならない。

なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

また、(2)では、高等部の全課程の修了の認定に当たって、必要単位数を規定せず、この履修の成果が目標からみて満足できると認められるものについてこれを行うこととしている。

5 訪問教育の場合（第1章第2節第8款の5）

5 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。

- (1) 1, 2, 3の(1)若しくは(2)又は4の(1)に示すところによることができること。
- (2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。
- (3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。

障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒は、一般的に障害が重度であるか又は重複しており、医療上の規制や生活上の規制を受けている場合がある。こうした生徒に教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育）には、個々の実態に応じた指導を行うため、弾力的な教育課程を編成することが必要となる。そのため本項では、訪問教育の場合の教育課程の取扱いや授業時数について、3項目を示している。

(1)では、訪問教育の際は、第1章第2節第8款の1から3(1)若しくは(2)又は4の(1)に示す教育課程の取扱いによることができると規定している。すなわち、生徒の障害の状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱い（第8款の1）や重複障害者に関する教育課程の取扱い（第8款の2及び3の(1)若しくは(2)又は4の(1)）を適用して学習ができることを規定しているのである。

また、(2)では、訪問教育を行う場合に、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めることができることを示している。

授業時数を定める際には、生徒の実態を的確に把握するとともに、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、適切に定める必要がある。

更に、(3)では、訪問教育を受けた生徒の高等部の全課程の修了の認定については、校長が、生徒の学習の成果に基づき、これを行うことができると規定している。この場合の生徒の学習の成果とは、自立活動を主とした指導による成果等、又は、各教科・科目を履修する場合の学習の成果全体（履修状況、単位数、学習態度・意欲等を総合的に判断する）を意味し、校長が、それを評価し、卒業を認定できることとしており、全課程の修了の認定に当たっての必要な単位数については規定していない。

なお、単位の修得については、第1章第2節第4款1の(1)に示す「各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定」に関する規定及び次項に示す療養中及び訪問教育の生徒について通信により教育を行う場合の規定によることになる。

また、訪問教育に関する教育課程の取扱いは、学校教育法施行規則第131条第1項にも規定されているので、この点に留意する必要がある。

6 療養中及び訪問教育の生徒の通信による教育を行う場合（第1章第2節第8款の6）

6 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

本規定は、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒について、各教科・科目等の一部を通信により教育を行う場合の指導の回数等について示している。

療養中の生徒や訪問教育を受ける生徒については、各教科・科目の一部を通信により教

育を行うことができる。この場合の1単位当たりの添削指導、面接指導の回数及び試験の実施等については、「実情に応じて適切に定めるものとする。」としており、弾力的な取扱いができる。しかし、その回数等を定めるに当たっては、各教科・科目の目標が達成できるようにする必要がある。

また、本規定では、療養中の生徒のみならず、訪問教育を受ける生徒で各教科・科目の履修が可能な場合にも、通信による指導を合わせて行うことにより、単位を修得することができることを示している。

療養中の生徒は、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍することが多いが、生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、例えば視覚障害者の生徒が網膜剥離の手術のため入院する場合などもあることから、本規定は全ての特別支援学校の療養中の生徒や訪問教育が必要な生徒に対して適用できるものとして示している。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて適切に定めるものと示している。

通信により行う教育には、添削指導及び面接指導によるもののほか、様々な通信回線を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向的に行われるもの及び事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なものを含む。この場合、当該授業が行われる各教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の回数行うことが必要である。

第10節 専攻科

(第1章第2節第9款)

第9款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教科	科目
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保健理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報，課題研究
	理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報，課題研究
	理学療法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法管理学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，理学療法臨床実習，理学療法情報，課題研究
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理容・美容	関係法規・制度，衛生管理，保健，化粧品化学，文化論，理容・美容技術理論，運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報，課題研究
	歯科技工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報，課題研究

- 2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科においては、必要がある場合には1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に専攻科を置くことについては、学校教育法第82条により特別支援学校に準用される第58条によって、

その法的根拠を有している。高等部の専攻科の教育課程に関する諸事項については、各学校及びその設置者において、専攻科の設置目的等に従って定めることが適当であるので、従前と同様に、専攻科に関する最小限の規定をすることにとどめた。

- ① 高等部同様に学科については示さず、教科及び科目の標準的なものを示した。
- ② 上記1の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目については、各学校において設けることができる。
- ③ 上記1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設ける場合については、各学校において設けることができる。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者 又は病弱者である生徒に対する教育を行 う特別支援学校の各教科

第2章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者

である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第1 各教科の目標及び各科目の目標と内容等（第2章第1節第1款及び第2款）

第2章 各教科

第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の各教科の目標及び各科目の目標及び内容並びに各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前より，高等学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということの意味している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領に準ずるのみならず，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。

このようなことから，各教科の指導に当たっては，高等学校学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え，本章に示す視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で，適切に指導する必要がある。

今回の改訂では，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について，それぞれの学

校に在籍する生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科・科目全般にわたって特色があり、しかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてではないことに留意する必要がある。

第2 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 点字又は普通の文字に関する配慮（第2章第1節第2款の1の(1)）

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。

点字又は普通の文字についての指導を継続して受けてきた生徒は、中学部までの指導で基礎は身に付けている。高等部では、これまでの基礎の上に、文字や図等を速く的確に読み取る力などを一層向上させるとともに、豊かに表現できる力を高めるように指導する必要がある。

特に点字では、古文・漢文の表現、数学や理科の記号と式の表現、英語点字などについて、各教科・科目の内容に即して理解を深めることになる。

また、六点漢字や漢点字のような点字による漢字表記の工夫があるように、漢字の理解は、日本語を正しく理解・表現するために重要である。例えば、「握手」という熟語では二文字目が一文字目の目的語であるように、漢語を構成する漢字相互の関係を知るなど、点字を常用して学習する生徒が、小学部及び中学部における学習の基礎の上に、漢字・漢語に対する理解を深めることが大切である。さらに、普通の文字の装飾や文書のレイアウト等の表現の工夫を理解しておくことも、コンピュータ等情報機器を活用して普通の文字を表現する上で重要である。

なお、途中で視覚障害が進行するなどした生徒については、現在の視力や視野等の状態、眼疾患の状態、読速度など学習の効率性、本人の希望や意欲等を考慮して、学習や読書等に際して常用する文字を点字にするか、普通の文字にするかを決定しなければならない。その上で、コンピュータ等情報機器を活用したデジタルデータの読み上げが情報の理解に有効な場面があるので、生徒の状態に応じて活用できるようにする必要がある。

このように、文字の読み書きの力を高めることは、文字を用いて自分の考えをまとめたり、情報を他者に正確に伝えたりするために重要な役割を果たす。さらには、主題を明確にして、取材メモなどを活用して書きたい事柄を充実させ、的確な用語を選択して文を組み立て、必要に応じて推敲を加えるなどにより、文字による豊かな表現の力を高めることができる。

そこで、今回の改訂では、「点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現の力を一層養うこと」とした。

2 視覚的なイメージを伴う事柄の指導（第2章第1節第2款の1の(2)）

(2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促すようにすること。

高等部では、各教科・科目の内容が多岐にわたり、多様な事象について理解を深めることが求められる。しかし、視覚に障害のある生徒は、視覚による情報収集の困難があることから、視覚的なイメージを伴い、他の感覚で実態を捉えることが難しい事象などでは、理解が曖昧だったり、一面的だったりすることがある。そのような場合に、これまでの経験や知識と関連付けて具体的に説明を加えることで、事象の理解を深めることができる。例えば、「鮮やかな新緑」という事象を理解するために、「鮮やか」という言葉について、「際立ってはっきりしている」というイメージを捉えられるように指導する場合を考えてみる。これまでの生徒の経験を生かして、触地図の中でも際立ってはっきりしている線など、鮮やかさを感じる例をあげることで、新緑も「周りから際立ってはっきりしている色あい」であることを説明できる。同様に、見事な技や動きは、きわだって目立つ（多くの人の目を引く）ことから、「鮮やかな包丁さばき」のように、技が巧みで見事な様子を表現する際にも「鮮やか」という言葉が使われることを説明して理解を広げると、イメージはさらに確かになる。その際、文中の表現であれば、前後の内容を手掛かりにしたり、他の題材から分かりやすい用例をあげたりしながらイメージを具体的にしていけることが必要である。

同様に、運動・動作をイメージ化して技能の習得につなげることもある。例えば、水泳のスタートを、「壁を蹴った後に身体を細くする」といったように、できる動作を基に動きを理解させたり、ダンスで両手を上下に交互に動かす動作を、「たいこを叩く」といったように、既習の動作に置き換えて確かなイメージをもたせたりするような例である。その際、運動の流れを連続的、総合的に理解させる工夫と、十分に経験できる機会が必要である。

このように視覚的なイメージを伴う事象や技能については、既習の内容や経験と関連付けながら理解を促すとともに、自分から調べたり、様々な学習場面で用いてみたりするなど積極的な態度を養うことが大切である。

そこで、今回の改訂では、「理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促す」と示した。

3 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の1の(3)）

(3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていけるよう指導すること。

高等部においては、生徒の視覚障害の状態等に応じて、各教科・科目の目標を達成できるよう、一人一人の生徒に応じて指導内容を適切に精選することが必要である。その一つとして、模型を用いた観察やモデル実験等により、基礎的・基本的な事柄から具体的に指導し、帰納的に規則性、関係性、特徴などを見いだせるようにすることがある。また、法則などの視点を基に、演繹的に予想を立て、それを実験等で確かめるようにすることも大切である。

例えば、理科では、自由落下が等加速度直線運動であることを学習する。等加速度直線

運動について具体的に理解するために、1本のひもに間隔をあけて四つのナットをしぼり付けたものの上端を持って静かに落とし、それぞれのナットが落ちた音の間隔の違いにより、落下時間と落下距離の関係を確認する実験を行うことが考えられる。ナットを等間隔にしぼり付けたひもと、最初のナットを基準として、ナットの間隔が1の2乗、2の2乗と、2乗の比になるようにしぼり付けたひもを落とした時の様子を比較すると、前者の四つの音は次第に速くなるリズムで聞こえるが、後者の音の連なりは等間隔に聞こえる。この事実から、一本のひもにしぼり付けられた四つのナットは落ちる速さが加速しており、2乗の比ずつ移動距離が増していることに考えが整理できる。すると、重力による加速度が働くことを具体的に理解した上で、落下距離は、落下にかかった時間の2乗に比例するという自由落下の式の理解につなげることができる。さらに、この着目点を、投げ下ろした場合や投げ上げた場合の加速度にも関連付けることができる。

今回の改訂では、各教科・科目の内容の基礎的・基本的な事項を確実に習得することと、関連付けてより深く理解したり、考えを形成したりできるように指導することについて、「基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていくことができるよう指導する」と示した。

なお、考えを深めるために観察や実験など直接体験の機会を設ける場合、指導の順序や観察・実験等の内容や方法を工夫することや、必要に応じて教師が事象について説明を補うなどの配慮をすることで、効率的・効果的に学習できるようにすることが大切である。

一方、指導の工夫や配慮により履修が可能であるにもかかわらず、見えないことなどを理由に各教科・科目の内容を安易に取り扱わなかったり、省略したりすることは、指導内容の精選にはあたらないことに留意が必要である。

4 主体的に学習を進めるための教材等の活用（第2章第1節第2款の1の(4)）

(4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の活用を通して、生徒が効率的に多様な情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

高等部では、中学部に較べて教科・科目の内容が大幅に増え、難しくなり、授業展開も速くなる。生徒は、視覚障害による情報の制約を補うことにとどまらず、多様な情報を素早く読み取り、主体的に学習できる能力と態度を養うことが必要である。そのためには、触覚教材や拡大教材、音声教材等の教材・教具を効果的に組み合わせて活用するだけでなく、様々な視覚補助具や情報機器等を活用して、効率的に情報を収集できる力を育成することが重要である。

その際、生徒の視覚障害の状態や視覚補助具等の活用能力は多様であることを踏まえる必要がある。例えば、視覚活用の有無は当然のこと、同じ視力値であっても、視野や色覚の状態、眼振や羞明の有無など、視機能の状態は異なる。さらに、弱視レンズ、拡大読書器等の視覚補助具や情報機器の活用についての習熟度にも違いがあることなどである。

その上で、点字や点図、必要な箇所を拡大した教材、白黒反転の教材、最適な文字サイズなどの選択を生徒自身で判断できるようにするとともに、視覚補助具や、デジタルデータの活用を適切に組み合わせられるように指導することが大切である。

コンピュータ等の情報機器は、視覚障害者が情報を収集・発信することを容易にする。近年は情報端末が様々な機能をもつようになってきているので、有効に活用できるようにした

い。同時に、情報モラルについても十分な指導が必要である。

なお、授業で使う教材等や様々な方法で得た情報を分かりやすく整理しておくことも重要である。例えば、情報の記録と管理のために、教科ごとのファイルを作った上で通し番号を付けたり、必要な情報をすぐに取り出せるようにインデックスを付けたりすることがある。また、よく使う資料は取り出しやすい場所に置いておくなどして活用を容易にすることも重要である。同様に、電子データについても適切に整理できるようにしておくことが必要である。

そこで、今回の改訂においては、生徒が主体的な学習をできるようにするために視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、各種教材がいずれも重要であること、それらを活用して、効率的に情報を収集・整理することが大切であることから、「視覚補助具やコンピュータ等の情報機器等、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、生徒が効率的に多様な情報の収集・整理ができるようにするなど」とした。

5 見通しをもった学習活動の展開（第2章第1節第2款の1の(5)）

(5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

生徒が実験、実技、実習等での活動を通して各教科・科目の内容の理解を深めるためには、授業が行われている教室等の場の状況や自分の位置関係を十分に把握できていることが必要である。また、時間の経過に伴い状況等が変化する場合、変化の全体像と現在の状況についての理解も重要である。しかし、障害により視覚からの情報が不足することで、状況の把握と判断に困難を来すことがある。そこで、視覚障害の状態に応じて、人や物がどのような位置にありどう動いているのか、また、その中での自分の位置や動き、時間の経過による変化など、空間的な位置関係や役割分担、さらには、時間的経過による変化などが理解できるよう地図や各種資料を効果的に活用しながら、指導方法等を工夫することが大切である。

例えば、保健体育科でネット型の球技としてフロアバレーボールを取り扱う際に、前衛選手であれば、ネットに対して自分がどのように位置しており、ボールの動きに伴ってどのようにポジションを取る必要があるかを、ボールの音や後衛選手の声などを手掛かりに判断できるように指導する必要がある。さらに、ボールが打たれた音や転がってくる音から、ボールのスピードやコースを判断しつつ、ブロックするなど守備に関わる動きや、前衛が受けたボールをアタックするなどボール操作に関わる動きができるよう指導することになる。これらのことを、これまでに培ってきた空間や時間の概念を活用して段階を追って指導することで、生徒は主体的にゲームに参加することができる。

同様に、取り組んでいる活動が活動全体のどのあたりに位置しているかを生徒が理解できるようにすることも重要である。例えば、家庭科で被服制作に取り組む際に、あらかじめ型紙などを組み合わせて完成作品をシミュレーションしたり、手順書で完成までの工程を確認したりできるようにしておくことよい。そのことで、どの段階でどの部分の作業を進めているかが把握できるようになる。このように、制作過程を見通して全体が理解できるようにすることで、主体的に制作を進めることにつながる。

学習活動に見通しを持てるように配慮や工夫をすることは、「意欲的な学び」をさらに進め、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体

的な学び」の実現につながる。

6 高等学校等を卒業後、社会経験を経て高等部に入学した生徒への対応（第2章第1節第2款の1の(6)）

(6) 高等学校等を卒業した者が、社会経験を経るなどした後に、専門学科又は専攻科に入学した場合においては、その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では、高等学校等を卒業して一定期間を経て、視覚障害の進行等をきっかけに理療科等の専門教育を主とする学科に入学する生徒がいることから、今回の改訂で新たに本項を設けた。

このような生徒は、社会経験や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがある。例えば、理療や保健理療に含まれる内容を大学等で学んだ経験があったり、実務経験を通じて身に付けた見方や考え方を学習に生かすことができたりする生徒である。一方、高等学校等を卒業した後に社会生活の期間が長くなっていることなどから、各教科・科目の基本的な内容について振り返りを要する場合もあることから、入学した者の年齢、入学するまでの経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、各教科・科目の目標を達成できるように十分配慮することが必要である。例えば、各教科・科目の発展的な内容を加えて指導したり、基礎的・基本的な事項から指導したりするなどである。その際、各教科・科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないように配慮しながら、個別学習やグループ別学習など学習集団を工夫したり、繰り返し学習、課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れたりするとともに、教師間の連携を図るなどの工夫により、個に応じた指導と体験を重視した指導の充実を図ることが必要である。

また、視力の著しい低下により、読字や書字の困難がある生徒も多い。コンピュータ等情報端末を活用してデータの拡大や読み上げにより情報を収集したり、フェルトペンを使って書いたりするなど、個に応じて視覚障害を補う効果的な学習方法を身に付けられるようにする必要がある。さらに、個別の指導計画で自立活動の目標設定を適切に行い、自立活動の指導の成果を各教科・科目の指導に生かすことも重要である。特に、障害の心理的な受容、点字の書字や触読など個々の生徒の実態により対応が異なることに留意し、各教科・科目の指導での困難を改善・克服できるようにすることが必要である。

第3 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 抽象的、論理的な思考力の伸長（第2章第1節第2款の2の(1)）

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 生徒の興味・関心を生かして、主体的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。

学習内容の確実な理解や定着を図るためには、言語活動の活発化とともに、これらの活動を通して、抽象的な言語表現の理解を図ったり、筋道立てて考えることができるようにしたりするなど、抽象的かつ論理的な思考力の伸長を目指すことが必要である。聴覚障害者である生徒の言語活動の活発化を図るためには、個々の生徒の興味・関心に即するとと

もに、それぞれの有する言語力を駆使して、言語による積極的な活動を促すことが大切である。

「生徒の興味・関心を生かして」とは、小学部・中学部では「体験的な活動を通して」指導してきたことを踏まえ、高等部では生徒の興味・関心を生かすよう発展させたものである。例えば、生徒が興味・関心のある時事問題などの話題を扱ったり、身近な話題を取り上げ生徒の経験と結び付けるようにしたりするなど、生徒の言語力や学力に応じた扱い方を工夫することが考えられる。

また、高等部における学習の範囲の広がりや内容の深まりに応じ、言語による抽象的、論理的な思考力の伸長が求められる。その際、生徒が自己の学びに対して目的意識をもったり、他との関わり合いを通して学びを深めたりするといった生徒の主体的な学習活動を行うことが重要である。このため、今回の改訂では、「積極的な言語活動」を「主体的な言語活動」に改めた。ここでいう「言語活動」とは、生徒が日常使用している音声や文字、手話や指文字等を適切に活用して、日本語による言語活動を積極的に促すことを示している。特に、高等部においては、生徒同士の話し合い活動やこれまでに形成された言語概念を用いた学習活動などを重視する必要がある。

また、抽象的、論理的な思考力の伸長を図るよう、例えば、経験した事柄や既習事項などを分類したり一般化したりする活動、既習事項に基づき批判的に読む活動、各教科の学習過程における思考・判断に関する活動などを取り上げるなどして、指導の工夫を行うことが必要である。

2 読書習慣や書いて表現する力の育成と情報の活用（第2章第1節第2款の2の(2)）

(2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。

聴覚に障害のある高等部の生徒の読書や、文字による表現に関する指導は、幼稚部から中学部までの「読むこと」や「書くこと」に関する指導に基盤を置く必要があることはもちろんである。また、これらの言語活動は相互に結び付いており、それらの基礎となる生徒個々の力には、個人差が著しいことを十分踏まえておくことが大切である。

読書習慣の育成については、生徒自らが分からないことを分かりたいと思うことが読書に興味・関心をもったり、成就感を得たりすることなどの内面的な必要感を養うことにつながるようにする必要がある。読書指導が生徒の生活経験を拡充したり、教科指導の基礎を豊かにしたりすることを生徒自身が実感するように配慮するとともに、様々な分野に関する図書などを意図的に紹介して、生徒の興味・関心を高めるようにすることが大切である。

また、情報機器や情報通信ネットワーク等の進歩により、文字情報を活用する方法が多様化し、活用する機会も増えている。聴覚障害のある生徒が自立と社会参加を果たしていくためには、自分の感じたことや考えを適切に表現したり、書かれたものから情報を得たり考えを深めたりする力を育成することが重要である。このため、適切な読書習慣や書いて表現する力を育成することがより一層求められている。「書いて表現する力」とは、文字を書くことに限らず、電子メールの文章を入力したり、コンピュータを用いて文章を作成したりする力も含まれている。小学部・中学部段階では、実際に書く活動に重点を置き、

高等部では、文字情報の伝達のための様々な活動を取り上げることが大切である。

一般に、生徒による読書活動や読書感想文を書かせて文集にまとめさせる活動などは、他人の作文を読むことによって経験や感情の交流となったり、成就感を満足させたりすることになることから、読書や書いて表現する習慣の育成にも役立つ点で有効な方法と言える。このようにして、日常的に読んだり書いたりする力を育てるよう努めることも大切である。

情報の獲得や活用について、今回の改訂では、学習の基盤となる資質・能力である言語能力や情報活用能力を育成する観点から「主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度」と「収集」を加えた。

聴覚に障害のある生徒が主体的に情報を収集・獲得する手立てとしては、身近にある新聞や雑誌、広告、情報通信ネットワーク等における文字や図表などを活用することが考えられる。したがって、新聞等に親しませるよう配慮して指導するとともに、こうした多種多様な情報の中から、自分にとって必要なものは何かを見極めたり、事実かどうかを確かめたりする態度の形成に努めることも重要である。

学校図書館は、生徒の読書活動を支える重要な場である。したがって、多彩な図書やDVDなどの映像資料を用意することが望まれる。また、生徒の読書意欲を高めるために、新刊図書の紹介や読書調査の報告など幅広い広報活動が行われることが必要である。

3 正確かつ効率的な意思の相互伝達（第2章第1節第2款の2の(3)）

(3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

高等部における授業では、生徒と教師、生徒間の意思の相互伝達がより正確かつ効率的に行われることが求められる。今回の改訂では、「指文字」を加え「音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して」と改めた。また、対話的な学習活動を通して学習内容の理解を図ったり、深い学びにつなげたりするため、「発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ」を加えた。高等部では、発表や意見交換、話し合いによる考えの共有や交流、案の練り上げや議論などの学習活動が考えられる。

個々の生徒の聴覚障害の状態等が異なることは当然であるが、高等部の生徒においては、聴覚障害の程度だけでなく、障害の生じた部位や時期といった要因が言語発達や学習に影響を及ぼすことから、言語面や思考力などの発達の状況、さらにそれまでの学習状況等についても考慮することが必要である。

「音声、文字、手話、指文字等を適切に活用する」とは、それぞれの機能や特徴、生徒の実態等を踏まえ、教科の指導目標が達成され指導内容が習得されるよう選択・活用されることを示している。

音声、文字、手話、指文字等の選択・活用に当たって留意すべき点は、まず、第一に、それぞれの方法が学習活動を進めていく上でどのような意義を有しているかについて、十分に理解することが重要である。意思の相互伝達を行うための方法として、音声、文字、手話、指文字、聴覚活用、読話、発音・発語、キュード・スピーチなどが挙げられる。

第二に、それぞれの方法には、特有の機能があり、これらの選択に当たっては、学習内容との関連から、その機能を十分に考慮する必要がある。一般的には、話し言葉の形で直

接意思を伝達する方法として、聴覚活用、読話、発音・発語等が挙げられる。これに加えて、音素に分けて意思を伝達する方法にはキュード・スピーチが挙げられる。さらに、文字を単位として意思を伝達する方法には文字や指文字が、意味を単位として意思を伝達する方法には手話が挙げられる。

こうしたことを踏まえ、学習活動を進める上で、生徒と教師、あるいは生徒同士の意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるためにはどのような方法が適切かという視点が大切である。

第三に、その選択・活用に当たっては、基本的には生徒個人に即する必要がある。前述したように、生徒一人一人の聴覚障害の状態等が異なること、また、高等部の生徒であることに配慮し、指導内容等も考慮しながら慎重に行うようにすることが大切である。

学校生活におけるすべての教育活動は、相互のコミュニケーションによる意思の疎通が基盤となって進行する。このことから、音声、文字、手話、指文字等の適切な選択・活用により、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われることが重要である。このため、教師は、授業や学校生活などにおける生徒のコミュニケーションの状況を的確に理解し、適切なコミュニケーション手段の選択・活用を行うことが必要である。

4 保有する聴覚の活用（第2章第1節第2款の2の(4)）

(4) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

医療や科学技術の進歩等に応じて、聴覚補償機器等の性能は向上している。特に、近年人工内耳の手術が普及し、特別支援学校に在籍する人工内耳装用者数も増加している。この結果、在籍する生徒の聞こえの程度や聞こえ方はより一層多様化しており、個に応じた適切な指導や配慮が求められる。

そこで、今回の改訂では、「生徒の聴覚障害の状態等に応じて」を加えるとともに、従前の「補聴器等」を「補聴器や人工内耳等」に改めた。生徒一人一人の保有する聴覚を最大限に活用することは、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育全般にわたって重要なことであるが、各教科の指導においても、このことは特に配慮すべきことである。

聴覚活用の可能性は、聴覚障害の程度だけではなく、他の様々な条件によって左右されるものである。その時点における生徒の聴覚障害の状態そのものについては、オーディオグラムに示された聴力型や補充現象の程度などが補聴器の効果に影響を及ぼすものと考えられる。また、障害発生の時期や進行の経過、あるいは幼児期の指導の在り方なども、聴取能力に大きな影響を及ぼす。こうした諸条件については、生徒一人一人で異なることから、聴覚活用について一律の扱いをすることは適切ではない。

大部分の生徒が、以上のような諸条件に応じて聴覚活用の指導を受けてきたことを前提として考慮すれば、高等部においては、生徒が自分の聴覚活用の効果や意義を自覚して、これを学習や生活に生かすようにすることが主眼になる。

このため、個々の生徒の聴覚障害の状態や指導の経過、現在の聴覚活用の可能性や限界を把握し、指導に当たることが大切である。また、個別に補聴器や人工内耳等の保守・管理についての指導・助言を行ったり、教室等の聴覚学習関連機器の整備や活用に努めたりすることが必要である。

なお、予想される聴覚活用の可能性と生徒の実態とが著しく異なる場合には、その原因を調べて対策を講ずる必要がある。また、教育歴等の事情から、保有する聴覚が十分に生かされていない場合も考えられる。このような場合は、精密な聴力測定を行うなど必要な情報を収集した上で作成された個別の指導計画に基づき、最大限の聴覚活用を図るための指導を行うことが大切である。

5 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の2の(5)）

(5) 生徒の言語力等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。

今回の改訂においては、生徒の「生きる力」を明確にした資質・能力の三つの柱で各教科の目標及び内容が整理された。これを踏まえ、従前重視されてきたそれぞれの発達段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることがより一層求められる。このため、各教科の指導計画の作成に当たっては、生徒一人一人の聴覚障害の状態等を的確に把握し、指導内容を適切に精選して学習活動を設定していくことが重要である。

従前、指導内容の精選の観点として、生徒の「聴覚障害の状態等」を示していたが、その内容をより分かりやすくするよう、今回の改訂では、小学部・中学部では「言語概念や読み書きの力などに応じて」とし、高等部では「生徒の言語力等に応じて」と改めた。「生徒の言語力等」とは、聴覚障害や言語習得の状況等を示しており、例えば、これまでの教育歴、対人関係、言語の受容及び表出能力、思考等概念の形成状況、興味・関心等についての的確に把握し、これらを指導計画に反映させるとともに、実際の指導に役立てることが大切である。

また、今回の改訂では、従前の「指導すること」を「指導を工夫すること」と改めた。これは、指導内容をどのように適切に精選して指導するかという点において指導の工夫が重要であることから改めたものである。

「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど」とは、今回の改訂においても重視されている基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図ることを踏まえた指導の工夫例である。例えば、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合は、生徒の学習状況等を踏まえ、生徒の主体性を引き出しつつ基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導するよう指導内容の精選を図る必要がある。また、基礎的・基本的な知識及び技能が習得されている場合など、生徒の実態等を踏まえ、基礎的・基本的な事項のみに留まることなく、各教科で育成を目指す資質・能力が育まれるよう指導内容を設定するといった指導の工夫を行うことも大切である。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の2の(6)）

(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

高等部において指導すべきすべての分野において、その範囲や量、内容の抽象性や困難度等は、中学部と比較して著しく増大する。これらの課題を解決する方法の一つとしては、視覚的に情報を獲得しやすいように工夫された教材・教具や生徒の興味・関心に応じて取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器、障害の状態に対応

した周辺機器の活用が考えられる。生徒の実態等に応じて、これらの教材・教具やコンピュータ等の情報機器等を適切に活用して、生徒の学習活動を効率よく進めたり、学習内容の理解を容易にしたりすることは、各教科・科目の指導上極めて重要なことである。

例えば、視覚教材としては、地理歴史科の地図類、理科における人体模型などのほか、図書や種々の図等がある。また、実験の動画、指導事項となる概念又は物事の関係などを表す図や動画など、情報機器を活用した視覚教材の活用も考えられる。視覚教具としては、液晶プロジェクター、実物投影機、DVD プレーヤー、タブレット端末などの情報機器等がある。ソフトウェアについても、文書作成や表計算、デザイン関係、諸現象のシミュレーションなど、専門教科の内容等に関連するものも含め、多種多様ある。また、情報通信ネットワークを利用した視覚的な情報の提示や情報保障なども可能となっている。

実際の指導に当たっては、生徒の理解を支援するという側面及び効率的な時間の使用という側面から、それぞれの教材・教具やソフトウェアの特徴や機能を熟知し、これらを有効に活用することによって、指導の効果を高めるよう配慮することが必要である。その際、生徒が視覚的に受け取った情報に対して、例えば、動画や図を見て理解したことを発表したり書いたりするなど言語的な側面から確認するなどして、指導内容的確かな理解が図られるよう配慮することも大切である。

これらの教材・教具を利用する際には、教科の趣旨や目標などを踏まえて利用する目的や指導の意図を明確にすることが必要である。その上で、提示的に用いて興味・関心を引き出したり、写真や動画などで学習の記録を取って振り返りの手掛かりにしたりするなど、その活用の方法に工夫を加えることが大切である。さらに、生徒の自主的な学習場面でこれらの教材・教具やコンピュータ等の情報機器などが有効に使用されるよう配慮することが必要である。

なお、いずれの教材・教具を活用する場合においても、綿密な教材研究の下に、教師による発問や板書など、授業を展開していく上での創意工夫がなされることが重要である。

第4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 思考力、判断力、表現力等の育成（第2章第1節第2款の3の(1)）

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を一層図り、生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

肢体不自由のある生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や単位を使ったりすることがある。また、脳性疾患等の生徒には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。このような知識や言語概念等の不確かさは、各教科・科目の学びを深める活動全般に影響することから、今回の改訂においては、従前の「生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること。」を、「生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。」に改め、思考力等の育成の充実をより求めることにした。

各教科・科目の指導に当たっては、生徒一人一人の障害の状態や発達の段階、高等部入

学前までの学習の履歴等に応じて体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化するなどして、言葉の意味の正しい理解や言語概念等の形成を一層図る必要がある。そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要である。

2 指導内容の設定等（第2章第1節第2款の3の(2)）

(2) 生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒が身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約される場合もあるため、指導内容を適切に設定することが求められる。

指導内容の設定に当たって、従前は「生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して」を、今回の改訂では、脳性疾患等の生徒にみられる認知の特性や学習の履歴などを踏まえる必要があることから、「生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して」に改めた。

また、指導内容を適切に設定する観点として、従前の「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど」を、今回の改訂においては、「重点を置く事項に時間を多く配当するなど」に改め、さらに「計画的に指導すること。」を加えた。「重点を置く事項」とは、例えば、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とする生徒に対し、数学Ⅰの「図形と計量」を取り扱う際に、中学部又は中学校段階で学習した図形の相似や三平方の定理などの内容をあらためて取り扱い、振り返ったり確認したりすることが考えられる。このように学習効果を高めるために必要な事項には、時間を多く配当して丁寧に指導し、別の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要となる。そのため、各教科・科目の目標と指導内容との関連を十分に研究し、各教科・科目の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、指導内容の取扱いに軽重を付け、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して、計画的に指導することが重要であることを示すこととした。

なお、従前まで「指導内容を適切に精選する」としていた規定を、「指導内容を適切に設定し」に改めた。今回の改訂においては、肢体不自由のある生徒が、様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして、履修が可能である各教科・科目の内容であるにもかかわらず、取り扱わなくてよいとするような誤った解釈を避けることを意図したものである。

3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫（第2章第1節第2款の3の(3)）

(3) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

各教科・科目において、肢体不自由のある生徒が、効果的に学習をするためには、学習時の姿勢や認知の特性等に配慮して、指導方法を工夫する必要がある。

肢体不自由のある生徒が、学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、身体の上肢等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることにもつながる。また、適切な姿勢を保持して自分の身体を基点に様々な学習に取り組むこと

は、学習内容を理解する点とともに、側わんや拘縮を予防する観点からも重要である。したがって、学習を効果的に進めるための必要な配慮として適切な姿勢の保持を行うだけでなく、生徒の卒業後の生活を見据え、自ら活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置及び高さなどを調整したりできるように指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の生徒には、視覚的な情報や複合的な情報を処理することを苦手とし、提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合がある。こうした場合には、例えば文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなどが考えられる。また、地図や統計グラフのように多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報だけを取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられる。このように生徒の認知の特性を把握し、各教科・科目を通じて指導方法を工夫することが求められる。

4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の3の(4)）

(4) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な生徒や、話し言葉が不自由な生徒などに対して、補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助具の例として、歩行の困難な生徒については、つえ、車いす、歩行器などが挙げられる。また、筆記等の動作が困難な生徒については、筆記用自助具や筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器、滑り止めシートなどが挙げられる。補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

近年の情報通信ネットワークを含めた情報機器の進歩は目覚ましく、今後さらに様々な活用が想定されることから、情報機器に関する知見を広く収集し、個々に応じた学習への効果的な活用の仕方を検討することが求められる。

なお、補助具や補助的手段の使用は、生徒の身体の動きや意思の表出の状態、またそれらの改善の見通しについて、生徒本人や保護者、医師等の意見も踏まえて慎重に判断し、自立活動の指導との関連を図りながら、適切に活用することが大切である。また、補助具や補助的手段の使用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められる。

5 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第2款の3の(5)）

(5) 各教科・科目の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

肢体不自由のある生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科・科目の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困

難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。

このことについて、従前は、保健体育、芸術、家庭などの教科・科目の内容を念頭に置き、「身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導」の際に配慮を求めていたが、今回の改訂では、どの教科・科目の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科・科目の指導」で配慮を求めることとした。

各教科・科目の指導において学習効果を高めるためには、生徒一人一人の自立活動の時間における指導とどのように関連を保つのかを、指導に当たる教員間で十分に共通理解した上で、一貫した指導を組織的に行う必要がある。また、学習上の困難に対し、生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、自分で対処できたり、周囲の人に対処を求めたりすることができるように指導していくことも大切である。

なお、生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科・科目の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

第5 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 指導内容の精選等（第2章第1節第2款の4の(1)）

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱者である生徒は入院や治療、体調不良等のため学習時間の制約や学習できない期間（学習の空白）等があるため学びが定着せず、学習が遅れることがある。また、活動の制限等により学習の基礎となる体験や社会生活上の経験が不足するため、学習内容の理解が難しい場合がある。さらに、病気の状態等も個々に異なっているので、各教科・科目の指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の学習の状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約、発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

各教科・科目の内容に関する事項は、特に示す場合を除き取り扱わなければならない。しかし、具体的な指導内容は生徒の実態等を踏まえて決定するものなので、学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど、効果的に指導する必要がある。また、各教科・科目の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科・科目を合わせて指導する、各教科・科目横断的な指導を行うなど、他の教科・科目と関連させて指導することも大切である。

例えば、国語科の話し合う活動での学習を外国語科のスピーチやディスカッション、ディベートなどの活動に生かしたり、公民科で経済活動と市場について学習する際は、家庭科の生活における経済との関わりについて関連させて指導したりすることなどが考えられる。

病弱者である生徒の中には、学習の空白がある、又は学習した事項が断片的になっている、学習が定着していないといったことがある。入院等のため転学等をした場合は、前籍校と教科書が異なっている、卒業するまでに履修が必要な教科・科目が異なっている、学

習進度が違っていることがある。

そのため、前籍校との連携を密にするとともに、教科・科目それぞれの目標や指導内容の関連性や学年間での指導内容のつながりや指導の連続性を検討し、指導内容を適切に設定するよう配慮して指導計画を作成する必要がある。その際、入院期間や病気の状態等を勘案して、指導の時期や方法、時間配分等も考慮することが重要である。また、必要に応じて、総合的な探究の時間又は特別活動との関連を図ることも重要である。

2 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第2款の4の(2)）

(2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科・科目の指導に当たっては、自立活動の指導と密接な関連を保つようにする必要がある。

「健康状態の維持」とは、例えば、がん等の生徒が寛解時に感染症等にかかって状態が悪くならないようにするため、マスクをする、人混みをさける、疲れた時は無理をせず休養をとるなどの予防的対応により、現在の健康状態を保ち続けることを意味する。また、予防的観点から健康観察や管理の重要性が増している。例えば、アレルギー疾患の生徒が生活や服薬の管理を主体的に行うことで、体調を把握し、維持・改善に向けて取り組めるようにする必要がある。

そのため特に、保健の「健康の考え方」、「現代の感染症とその予防」、「精神疾患の予防と回復」、生物基礎の「ヒトの体の調節」、家庭基礎の「食生活と健康」、家庭総合の「食生活の科学と文化」など、直接心身の活動に関わる内容については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

3 体験的な活動における指導方法の工夫（第2章第1節第2款の4の(3)）

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱者である生徒は、治療のため活動が制限されていたり、運動・動作の障害があったりするため、各教科・科目や特別活動等での体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがある。そのため、このような内容の指導に当たっては、生徒が活動できるように指導内容を検討するとともに、指導方法を工夫して、効果的に学習が展開できるようにする必要がある。

例えば、食物アレルギーの生徒が調理実習を行う場合には、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替えたり、それに応じた調理方法に変更したりする。

病室に持ち込むことが出来ない植物等の観察を行う場合には、医療関係者に了解を得た上で、ビニール袋に密閉して行う、パウチ加工をして行う、テレビ会議システム等を活用して病室からリアルタイムで病室外にある植物や地層等を観察するなど、できる限り、生

徒が実際に見て体験し、興味・関心をもって学習できるように工夫することが重要である。

また、知らない場所へ行くことに強い不安を感じる生徒が社会見学をする場合には、例えば、仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できる VR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合があるので、その際は、例えば、火気を使用する実験では Web サイトでの実験の様子を見て間接体験をする、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする、現地調査（フィールドワーク）を行う際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする、体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第2款の4の(4)）

(4) 生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

がんや膠原病等の合併症により身体活動が制限されている生徒や、高次脳機能障害を含む認知上の特性がある生徒の指導に当たっては、実態に応じて教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫することが求められる。例えば、運動・動作の障害がある生徒がスイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置等の入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したり、本を読むことが困難な生徒がタブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使ったりして、学習が効果的に行えるようにすることが重要である。また病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする、また事前に収録された授業を、学校から離れた空間でインターネット等のメディアを利用して配信を行うなどして、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報機器やネットワークを活用して、理科室の顕微鏡を操作する、教室の具体物を遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的、対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

5 負担過重とならない学習活動（第2章第1節第2款の4の(5)）

(5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

生徒の病気は、心身症、精神疾患、筋ジストロフィー、がん、アレルギー疾患、心臓疾患など多様であり、軽い症状から重篤な症状まで様々である。個々の生徒の病気の特性を理解し日々の病気の状態の変化等を十分に考慮した上で、学習活動が負担過重にならないようにする必要がある。例えば、活動量が制限されている生徒に、過度な負荷をかけて健康状態を悪化させるといったことがないようにすることが重要である。特に、高等部では

進学や就労，単位の修得などへの不安から，生徒が無理して学習し，病気の状態等が悪化することがあるので，指導に当たっては，より一層の配慮が必要である。

ただし，可能な活動はできるだけ実施できるように学校生活管理指導表等を活用して，適切に配慮をすることが必要であり，必要以上に制限しないことが重要である。

これらの点を例示すると以下のとおりである。

- ①心身症や精神疾患の生徒は，日内変動が激しいため，常に病気の状態等を把握し，例えば過度なストレスを与えないなど，適切に対応する。
- ②筋ジストロフィーの生徒は，身体の状態に応じた運動負荷を考慮して学習活動を設定する。
- ③アレルギー疾患の生徒については，アレルゲン（抗原）となる物質を把握し，日々の対応や緊急時の対応を定め，校内で情報を共有する。
- ④心臓疾患の生徒については，活動の量と活動の時間，及び休憩時間を適切に定めること。運動や学校行事を計画する際は，学校生活管理指導表を活用する。
- ⑤高次脳機能障害の生徒は，事故や発病以前にはできていたことや理解できていたことが難しくなっていることがあり，精神的に負担を感じることもある。そのため生徒と一緒に学習活動や手順等を確認するなど，症状に応じて適切に対応する。

6 病気の状態の変化に応じた指導上の配慮（第2章第1節第2款の4の(6)）

(6) 病気のため，姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については，姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

病気の状態の変化や治療方法，生活規制（生活管理）等は，個々の病気により異なる。進行性疾患は病気の状態が日々変化し，急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は健康状態の維持・改善のため常に生活管理が必要である。病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには，医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに，適宜，健康観察を行い，病気の状態や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

例えば，座り続けることが難しくても，授業を受けるために無理をして座り続ける生徒がいるので，適宜，声をかけて，自ら休憩を取らせたり，姿勢を交換させたりすることが必要である。そのことにより，体調の変化に気付かせ，自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。また，精神疾患の生徒には，長時間の学習が病気の状態を悪化させることがあるので，学習時間の配分を工夫した指導が必要である。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第1節 保健医療科

第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校高等部の専門教科・科目

第1節 保健理療科

第1 保健理療科改訂の要点

今回の改訂においては、平成29年3月31日に、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成するため、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）」（以下「認定規則」という。）が一部改正されたこと、また平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性並びに各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、保健理療科の改訂を行った。

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては【指導項目】として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

「保健理療情報活用」については、保健理療の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「保健理療情報」に変更した。

保健理療に属する科目の構成については、「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「臨床保健理療」、「地域保健理療と保健理療経営」、「保健理療基礎実習」、「保健理療臨床実習」、「保健理療情報」、「課題研究」の11科目を設けており、科目数は従前同様である。

新旧科目対照表

改 訂	改 訂 前	備 考
医療と社会	医療と社会	名称変更
人体の構造と機能	人体の構造と機能	
疾病の成り立ちと予防	疾病の成り立ちと予防	
生活と疾病	生活と疾病	
基礎保健理療	基礎保健理療	
臨床保健理療	臨床保健理療	
地域保健理療と保健理療経営	地域保健理療と保健理療経営	
保健理療基礎実習	保健理療基礎実習	
保健理療臨床実習	保健理療臨床実習	
保健理療情報	保健理療情報活用	
課題研究	課題研究	

3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るよう示した。

第2 保健理療科の設置と教育課程の編成

昭和 63 年 5 月に行われた「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」（以下「あん摩等法」という。）の改正によって、あん摩マッサージ指圧師の養成を行う保健理療科の入学資格は、大学に入学できる者と改められたが、著しい視覚障害者の場合は、特例措置として、当分の間、高等学校に入学できる者も認められることとなった。その結果、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、いわゆる本科にも、あるいは専攻科にも保健理療科を設置することができるようになった。

1 本科に設置される保健理療科における教育課程の編成

本科に設置される保健理療科（以下「本科保健理療科」という。）については、特別支援学校高等部卒業の資格とあん摩マッサージ指圧師国家試験の受験資格の両方を得るように教育課程を編成する必要がある。したがって、本科保健理療科の教育課程の編成に当たっては、高等部学習指導要領の規定に十分留意するとともに、あん摩等法を受けて制定されている認定規則の規定をも踏まえる必要がある。

高等部学習指導要領については、第 1 章から第 6 章までに示されている各規定（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校についての規定を除く）を踏まえて教育課程を編成することとなるが、特に、各教科・科目及び単位数等、各教科・科目の履修等、各教科・科目等の授業時数等、単位の修得及び卒業の認定などの規定に留意する必要がある。これらの詳細については、特別支援学校高等部学習指導要領解説総則編を参照されたい。

認定規則は、前述のとおり、平成 29 年 3 月 31 日にその一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から一部が施行されている。

認定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

(1) 教育の内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

- ① 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。
- ② 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。
- ③ 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念」である。
- ④ 専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「社会あん摩マッサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。
- ⑤ 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色を發揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられている。ただし、本科保健医療科については、「総合領域」を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史」については、総合領域で取り扱うこととされているが、他の教育内容においても取り扱うことができるものとする。

本科保健医療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうに関わる教育内容については、取り扱わない。

(2) 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の例によることとなっている。ただし、本科保健医療科の単位の取扱いについては、第1章第2節第2款の3の(1)の規定によることになる。

(3) 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(4) 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。ただし、本科保健医療科の場合は、この規定は適用されない。

高等部学習指導要領においては、本科保健理療科に属する科目として 11 科目を示した。これらの科目のうち「保健理療情報」と「課題研究」を除く 9 科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。ただし、本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうに関わる内容については取り扱わないので、この点に留意する必要がある。

認定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防
		生活と疾病
保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	医療と社会	
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	基礎保健理療
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	臨床保健理療
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	地域保健理療と保健理療経営
	実習	保健理療基礎実習
	臨床実習	保健理療臨床実習

「総合領域」については、前述のとおり、本科保健理療科の場合は、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができることになっている。したがって、必履修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目に関する科目、保健理療科に属する科目、あるいは学校設定科目などの中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することになる。

また、認定規則は単位制を導入しているが、本科保健理療科の場合は、1 単位について第 1 章第 2 節第 2 款の 3 の(1)の(ア)において「単位については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。」と規定されている。したがって、本科保健理療科における教育課程の編成に当たっては、大学設置基準の例によって計算した単位数を、この規定に基づいた単位数に換算する必要がある。

2 専攻科に設置される保健理療科における教育課程の編成

専攻科に設置される保健理療科（以下「専攻科保健理療科」という。）の教育課程は、

学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

また、あん摩マッサージ指圧師試験の受験資格取得の関係から、併せてあん摩等法に係る一連の法令に基づくことになるが、特に認定規則に留意する必要がある。この認定規則については、1に述べたとおりである。また、高等部学習指導要領において、専攻科保健医療科に属する科目として示した11科目のうち「保健医療情報」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係は、上表のとおりである。なお、専攻科保健医療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうに関わる内容については取り扱わない。

「総合領域」については、専攻科保健医療科の場合は、専門分野に位置付けられている。したがって、認定規則の専門分野に対応する保健医療科に属する科目、「保健医療情報」及び「課題研究」の中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付け、教育課程を編成することになる。また、各学校において、必要がある場合に、高等部学習指導要領に示した専攻科保健医療科に属する科目以外の科目を専門分野の科目として設け、「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することもできる。

第3 教科の目標

保健医療科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、保健医療を巡る状況等の動向などを踏まえ、保健医療における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

- 1 「保健医療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する」について

保健医療の見方・考え方とは、健康に関する事象を当事者の考えや状況、健康の保持増進への取組や疾病とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者によ

る自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどは、保健理療に関する具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実習を行うなどの実践的な活動、病院や施術所等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力とは、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、人々の生活におけるあん摩・マッサージ・指圧の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的にはあん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1) あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

あん摩・マッサージ・指圧についての実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的・基本的な知識及び専門的な知識を確実に身に付け、それらを関連付け、統合化を図るとともに、関連する技術についても同様に身に付け、適切な施術に活用できるようにすることを意味している。

3 「(2) あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

あん摩・マッサージ・指圧に関する課題とは、その対象に応じた個別の課題やあん摩・マッサージ・指圧の施術における組織的な課題等を指し、それらの課題を発見する力を養うとともに、課題の解決に当たっては、(3)で養う職業人としての態度をもって、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重及び意思決定支援等の視点を踏まえた解決方法について創造的に思考、判断、表現する力を養うことを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単にあん摩・マッサージ・指圧に関する技術のみを高めることを優先するだけでなく、職業人に求められる倫理観等を踏まえ、あん摩・マッサージ・指圧が健康に及ぼす影響に責任をもち、あん摩・マッサージ・指圧の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、あん摩・マッサージ・指圧に関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進と疾病の治療に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

あん摩マッサージ指圧師として生命の尊重、人権の擁護を基盤とした望ましい職業観及び倫理観を養い、常に自覚と責任をもって行動する態度を育成するとともに、多様な人々と信頼関係を構築し、施術を行うあん摩マッサージ指圧師には豊かな人間性の育成が重要であることを示している。また、この豊かな人間性をもとに医療に携わ

る職業人として、人々の健康の保持増進や疾病の治療、よりよい社会の構築のために主体的かつ協働的に役割を果たす態度を養うことを意味している。

第4 保健医療科の各科目

1 医療と社会

この科目は、医学や保健医療の歴史的背景を概観した上で、現代の医療における保健医療の法制上の位置付けを明らかにするとともに、施術者として遵守すべき法令や倫理規範に関する基本的な知識を理解させ、保健医療業務が適切かつ効率的に実施できる能力が身に付くようにすることを目指している。

とくに、現代社会における保健医療の役割、課題等を発見し、地域における医療と介護との関わり方や今後の在り方を主体的に考える態度を養うためには、その基礎となる社会保障制度に関する知識を理解させることが大切である。また、あん摩マッサージ指圧師が遵守すべき法規と倫理規範を理解させることにより、臨床実習や卒業後の業務が適切かつ効率的に実施できる能力を養うことが大切である。

そこで、今回の改訂では、超高齢社会における社会保障の仕組みを体系的・系統的に理解させる観点から、従前の「医療制度の現状と課題」を「(2)社会保障制度の概要」に改めた上で、認定規則の改訂の趣旨を踏まえ、主に次の2つの指導項目の充実・改善を行った。

まず、「(1)医学、医療及び保健医療の歴史」では、保健医療に係る近現代史を含めて扱うこととした。また、「(2)社会保障制度の概要」では、施術に受領委任払い制度が導入されることになったことを踏まえ、療養費の取扱に関する指導を充実させるとともに、障害者基本法等の障害者関係法令の改正を踏まえ、「エ障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要」を追記するなど、情勢の変化と社会の要請に応える内容となるよう改めた。

なお、従前の「医療制度の現状と課題」で扱っていた「医療と社会」と「医療行政」の内容は、「(2)社会保障制度の概要」の「イ社会保障の概念」と「ウ社会保険制度の概要」で扱うこととした。同様に、「医療従事者」と「医療機関」の内容は「(3)保健医療の現状と課題」の「イ医療提供体制と地域包括ケアシステム」に移動した。また、「(6)あん摩マッサージ指圧師の倫理」では法律に基づいた内容が含まれることから、学習の系統性を考慮し、指導項目の並び順を法規関係の次に位置付けた。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、医療と社会の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養

う。

この科目においては、歴史観に立って保健理療の本質を理解した上で、あん摩マッサージ指圧師が地域や産業における保健・医療・福祉を支える職業人として、保健理療に関する業務を円滑に行うための基礎的な知識を習得することをねらいとしている。

目標の(1)は、歴史的な背景を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師の現代社会における位置付けと医療との関わりを理解するとともに、体系的・系統的な学習を通して、保健理療の発展的な在り方を主体的に考えるための基礎的な知識が身に付くようにすることを意味している。

目標の(2)は、あん摩マッサージ指圧師としての倫理観を踏まえ、保健理療が直面している課題について、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、地域における保健・医療・福祉を支える職業人としての自覚を育み、自ら主体的に多職種と協働して保健理療の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)医学、医療及び保健理療の歴史、(2)社会保障制度の概要、(3)保健理療の現状と課題、(4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、(5)関係法規の概要、(6)あん摩マッサージ指圧師の倫理の六つの指導項目で、3単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)による。以下同じ)以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、保健理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう、保健理療以外の他の医学の歴史や現状、諸外国における保健理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。

医学の歴史を体系的・系統的に理解することができるよう、西洋、中国、韓国等における医学、医療の歴史を学習した後、これらの影響を受けて成立した日本の医学の歴史を扱う。

日本における医学、医療の歴史を扱う際には、今の保健理療教育や業に係る諸制度の礎となった先達の足跡に学ぶとともに、歴史観に立った思考力が身に付くよう、近現代史を含めて扱うことが重要である。

イ [指導項目]の(2)、(3)及び(6)については、「地域保健理療と保健理療経営」との関連を考慮して指導すること。

[指導項目]の(2)については、「地域保健理療と保健理療経営」の[指導項目]の(1)及び(3)と、[指導項目]の(3)については、「地域保健理療と保健理療経営」の[指導項目]

の(3)と、〔指導項目〕の(6)については、「地域保健医療と保健医療経営」の〔指導項目〕の(4)とそれぞれ関連付けながら、社会保障や社会保険制度の概要と保健医療の現状と課題を扱うとともに、施術者としての基本的な心構え、コミュニケーション能力、法令を遵守する態度等の倫理規範が身に付くよう指導することが重要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 医学，医療及び保健医療の歴史

- ア 西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史
- イ 日本における医学，医療及び保健医療の歴史

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、保健医療の近現代史に重点を置くこと。

(1) 医学，医療及び保健医療の歴史

ここでは、科目の目標を踏まえ、西洋、中国、韓国等における医学、医療の歴史を概観するとともに、日本における保健医療の歴史については、近現代史を含めて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 医学・医療及び保健医療の歴史について、その概要を理解すること。
- ② 医学・医療及び保健医療の歴史の意義を、業・教育の現状と関連付けて見いだすこと。
- ③ 医学・医療及び保健医療の歴史について自ら学び、歴史観に立って、保健医療の課題や展望を考える学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史

近・現代医学発展の歴史を、ギリシャ医学を起点に、各時代の特徴と医学に関する主な発見等の事項について、日本の医学に大きな影響を与えた中国、韓国等の歴史を中心に、インドのアーユルベーダ医学の概要を含めて扱う。

イ 日本における医学，医療及び保健医療の歴史

我が国の東洋医学の発展を、大宝律令の医疾令から各時代の特徴と主な事項を中心に扱う。また、西洋医学の伝来、明治の医学改革、視覚障害者に対する鍼灸^{しんきゅう}教育の成立、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師等に関する法律の制定と展開、療術問題と指圧の包含など、保健医療に係る近現代史を含めて扱う。さらに、保健医療教育の成立から特別支援教育に至るまでの保健医療及び保健医療教育の発展、1970年代以降の鍼灸^{はり}への関心の高まりや鍼灸^{はり}のグローバル化、我が国における鍼灸^{しんきゅう}関係の高等教育機関の成立、世界の補完代替医療、統合医療への関心の高まりなどについても触れる。

〔指導項目〕

(2) 社会保障制度の概要

- ア 医学の分野
- イ 社会保障の概念
- ウ 社会保険制度の概要
- エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要
- オ 医療行政

(内容の範囲や程度)

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、少子高齢化が進む我が国の社会の課題や展望について取り扱うこと。ウについては、医療保険（療養費を含む。）、介護保険及び主な公費負担医療を中心に制度の概要を取り扱うこと。

(2) 社会保障制度の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域保健医療と保健医療経営」の〔指導項目〕の(1)及び(3)と関連付けながら、社会保障制度の概要と少子高齢化が進む我が国の地域社会の現状、課題及び改革の動向が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会保障制度の概要について理解すること。
- ② 社会保障制度の概要についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 社会保障制度の概要について自ら学び、医療従事者としての責務を自覚できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医学の分野

医学における保健医療の位置付けを明らかにするとともに、社会保障制度を学ぶ基盤として、基礎医学、臨床医学及び社会医学の各医学分野を系統的に扱う。

イ 社会保障の概念

社会保障の基本的な考え方について、日本国憲法第 25 条の理念と関連付けながら扱うとともに、少子高齢化社会の現状と課題、社会保障制度の現状と課題及び医療・介護問題と制度改革の動向について扱う。

ウ 社会保険制度の概要

保険の一般原理、社会保険の基本的な考え方と種類を扱うとともに、医療保険、療養費、公費負担医療及び介護保険の制度の概要を扱う。

エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要

共生社会の概念の理解に資するため、障害者の権利に関する条約や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の障害者施策に関する法令の概要及び障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための制度や精神保健福祉に関する主な制度の概要を扱う。

オ 医療行政

ウで学習した内容を基礎に、各社会保険制度に基づいた行政サービスの概要を、国や自

治体の衛生行政を含め、身近な事例を踏まえて具体的に扱う。

〔指導項目〕

(3) 保健理療の現状と課題

- ア 保健理療の概念
- イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム
- ウ 保健理療業務の現状と課題
- エ 諸外国の保健理療

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては、地域医療や労働衛生におけるプライマリ・ケアの重要性と関連付けながら、現代社会における保健理療の役割と意義を取り扱うこと。イについては、医療機関の種類並びに医療従事者の資格、免許及び業務範囲を取り扱うとともに、地域包括ケアシステムにおける多職種間連携の意義を取り扱うこと。ウについては、保健理療業務の現状と課題について、関連する統計や資料を踏まえながら、療養費を適切に扱うための基礎的な知識が身に付くよう指導すること。

(3) 保健理療の現状と課題

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域保健理療と保健理療経営」の〔指導項目〕の(2)及び(3)と関連付けながら、現代社会における保健理療の意義と役割、地域における多職種間との連携の大切さを理解するとともに、保健理療を取り巻く環境や課題への認識を深め、発展的な業の在り方を自ら考察できる基本的な能力が養われるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療の現状と課題について理解すること。
- ② 保健理療の現状と課題について、各種の統計や地域包括ケアシステムの考え方と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療の現状と課題について自ら学び、保健理療が直面している課題に対する解決策や発展的な業の在り方を考察できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健理療の概念

高齢化が一層進む地域社会において、保健理療の医療・介護資源としての有用性を理解させるとともに、自信と誇りをもって業に臨むことができるよう、地域や企業社会の健康課題と関連付けながら、保健理療業務の特質と現状、あん摩マッサージ指圧師に係る免許の特質と教育制度を中心に扱う。

イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム

地域における保健・医療・福祉・介護の分野間及び行政を含む多職種間の連携の必要性が理解できるよう、次に示す職種の専門性、業務の範囲及び医療・介護施設の機能・役割を扱うとともに、地域包括ケアシステムの理念と意義について扱う。

医師及び歯科医師、看護師、助産師及び保健師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士、介護福祉士及び介護支

援専門員，その他の医療及び介護の従事者。

ウ 保健業務の現状と課題

理療業務を提供する施術所の数と就業者数及び経営の実態，病院及び診療所と介護保険施設に従事する施術者数等の現状を最新の統計や資料に基づいて扱うとともに，各職場における保健理療業務の課題と背景について扱う。

エ 諸外国の保健理療

アジア域内の国・地域における視覚障害者の保健理療業務の現状を中心に，欧米や中国等における鍼灸・手技療法の現状についても扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (4) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律
ア 法令の沿革
イ 法令の主な内容 |
|---|

(4) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律

ここでは，科目の目標を踏まえ，あん摩マッサージ指圧師として必要な「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律」の沿革の概要と保健理療に係る業，教育及び医業類似行為等を規定している法令の基本的事項が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律について，その沿革と内容の概要を理解すること。
- ② あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律についての基本的な課題を発見し，保健理療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律について自ら学び，法律を踏まえた保健理療業務を行えるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 法令の沿革

法令の沿革については，保健理療に係る業・教育制度の発展の足跡が理解できるよう，明治期に制定された按摩術理業取締規則及び鍼灸術営業取締規則（内務省令）からの法制の変遷を，時代背景と関連付けながら，重要な改正点を中心に扱う。

イ 法令の主な内容

施術者の身分について，十分な法的理解の上で業務を適切に行うことができるよう，免許，業務，教育，医業類似行為及び罰則の各規定を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------------------------------|
| (5) 関係法規の概要
ア 医事関係法規
イ その他の関係法規 |
|---------------------------------------|

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(5)のアについては、医療法、医師法等の概要を取り扱うこと。イについては、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法等の概要を取り扱うこと。

(5) 関係法規の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、[指導項目] の(2)と関連付けながら、保健医療業務と関わりの深い医事、薬事及び福祉等関係法規の体系の概要が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 保健医療業務と関わりの深い関係法規について理解すること。
- ② 保健医療業務と関わりの深い関係法規についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健医療業務と関わりの深い関係法規について自ら学び、その意義が理解できるよう、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医事関係法規

医療法、医師法、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法について、保健医療業務との関係性や具体的な場面と関連付けながら、それぞれの法の概要を扱う。

イ その他の関係法規

保健医療業務と関わりの深い薬事法規、一般衛生法規について、その概要を扱うとともに、[指導項目] の(2)のウと関連付けながら、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の概要を扱う。

[指導項目]

- (6) あん摩マッサージ指圧師の倫理
- ア 医療従事者の倫理
 - イ 保健医療業務と倫理

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目] の(6)については、あん摩マッサージ指圧師としての心構えや倫理観、患者の権利、法令遵守、コミュニケーション能力等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

(6) あん摩マッサージ指圧師の倫理

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域保健医療と保健医療経営」の[指導項目] の(4)と関連付けながら、患者と施術者との良好な信頼関係を築くために必要なコミュニケーション能力、保健医療従事者の基本的な心構え及び法令遵守の重要性等について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① あん摩マッサージ指圧師の倫理について理解すること。

- ② あん摩マッサージ指圧師倫理についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩マッサージ指圧師の倫理について自ら学び、多様な機会を通じて自ら研鑽できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療従事者の倫理

医療技術や生命科学の進歩・発展とともに変遷してきた倫理的問題を概観しながら、医の倫理（ヒポクラテスの誓い、ヘルシンキ宣言など）を理解させるとともに、脳死と臓器移植、終末期医療、高度先進医療、生殖医療などの現状と課題の概要を扱う。

イ 保健医療業務と倫理

患者と施術者との良好な信頼関係を築くために必要なコミュニケーション能力、保健医療従事者の基本的な心構えや患者への思いやり、施術情報の管理や守秘義務等の法令遵守の重要性、インフォームド・コンセント、インフォームド・ディシジョンなど施術者の説明責任や患者の意思決定モデルを中心に扱う。指導に当たっては、身近な事例や臨床実習で学習する内容と関連させながら、具体的に指導する。

2 人体の構造と機能

この科目は、人体諸器官の形態と構造及び機能の基本的な事項を相互に関連付けて、人体を対象とする保健医療にとって必要な基礎的・基本的な知識を習得し、保健医療の施術に応用する能力と態度を育てることを目指している。

今回の改訂では、人体の構造と機能とを関連付けながら、指導内容を効率的に理解することができるよう、解剖学と生理学に分けて扱っていた指導項目をまとめた。具体的には、従前の「解剖学の基礎」と「生理学の基礎」を「解剖生理学の基礎」とし、「人体の系統別構造及び生体の観察」と「人体の機能」を「系統別構造と機能」にそれぞれ整理・統合した。これに伴い、「生体観察」の内容は、「解剖生理学の基礎」に「人体の体表区分」を設けて扱うこととした。

また、保健医療施術で対応することの多い運動器疾患に対する臨床力を高める観点から、運動器の構造と機能を体系的・系統的に理解することができるよう、「生活と疾病」で扱っていた「運動学の基礎」を本科目に移動し、「運動学」に改めた上で内容の改善・充実を図った。なお、従前の「主な部位の局所解剖」については、保健医療施術との関連の深い頸部、胸部及び背腰部を中心に、系統別解剖ごとに体表解剖及び生体観察と合わせて指導することとし、削除した。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業

倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 人体の構造と機能について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、人体の構造と機能について、解剖学と生理学で扱う内容を総合して理解することができるよう配慮するとともに、指導に当たっては、保健医療施術との関連を考慮しつつ、具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切である。

目標の(1)については、解剖学と生理学の基本的な知識が体系的・系統的に身に付けられるようにするとともに、触察を中心とした生体観察など、理療臨床と関連の深い技術についても重点をおいて扱うことを意味している。

目標の(2)については、人体の構造と機能とを関連付けながら学ぶことの意義を発見し、施術者としての職業倫理に立って、合理的かつ創造的に病態推論や施術計画を立案できるようにするための基礎的な資質と能力を養うことを意味している。

目標の(3)については、人体の構造と機能に関する知識と技術を踏まえた適切かつ合理的な保健医療の施術に主体的かつ協働的に取り組むことができるよう指導することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)解剖生理学の基礎、(2)系統別構造と機能、(3)生体機能の協調、(4)運動学の四つの指導項目で、12以上単位履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体の構造と機能についての理解が知識に偏ることがないように、実験・実習を取り入れるようにすること。

内容を取り扱う際には、解剖学と生理学を関連付けて把握できるようにするとともに、学習内容が知識の習得に偏ることがないように、生体観察、解剖実習、脈拍・体温の計測、血圧の測定、肺活量の測定等及び実験・実習を取り入れて指導することが大切である。

イ [指導項目]の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるように配慮すること。

[指導項目]の(2)については、標本、模型などを活用し、諸器官の構造の理解を深めることが大切である。特に、「ア運動器系」の指導に当たっては、「(4)運動学」で扱う内容との関連に留意しながら指導すること。

ウ [指導項目]の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して指導

すること。

〔指導項目〕の(3)については、免疫現象の基礎を説明するにとどめ、免疫反応の詳細は、「疾病の成り立ちと予防」の〔指導項目〕の(11)で扱うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 解剖生理学の基礎

- ア 解剖生理学の意義
- イ 人体の体表区分
- ウ 細胞
- エ 人体の発生
- オ 組織
- カ 器官と器官系

(1) 解剖生理学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体の構造と機能の基礎を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 解剖生理学の基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 解剖生理学の基礎についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 解剖生理学の基礎について自ら学び、生体観察、標本学習、実験・実習などの学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 解剖生理学の意義

諸器官の形態・構造の知識がなければ正常な生理機能を理解することができないことを理解できるよう、身近な生命現象と関連付けながら扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

解剖学の意義、生理学の意義、形態・構造と生理機能との関係性、解剖学用語、生理学用語

イ 人体の体表区分

保健医療施術が体表からの触察で得られる情報を重視する医療行為であることを踏まえ、触察に係る体表に関する知識と技術を身に付ける観点から、骨性指標、体表の筋、内臓の体表投影などの生体観察を中心に、各系統解剖と関連付けて扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

身体の区分と解剖学的表現、頭頸部の体表解剖、体幹の体表解剖、上肢の体表解剖、下肢の体表解剖

ウ 細胞

生体の構造上・機能上の最小単位である細胞の構成物質，同化・異化などの物質代謝・エネルギー代謝の基礎となる事項について扱う。

具体的には，次の事項を中心に扱う。

細胞の構造と機能，細胞膜と物質の移動，静止電位と活動電位，刺激と興奮，興奮の伝導・伝達，物質代謝とエネルギー代謝

エ 人体の発生

受精から出産に至るまでの人体形成の発生過程について，細胞を基本単位として，形態学的及び分子生物学的にその概要を扱う。

具体的には，次の事項を中心に扱う。

生殖の一般，配偶子（生殖細胞）の形成（減数分裂，精子・卵子の形成），受精と着床，初期発生（卵割，胚葉形成），器官形成，性の分化

オ 組織

組織の概念を扱った上で，人体を構成する組織の種類と構造，それぞれの機能について扱う。なお，ここでは人体の構成原則を理解させるために，主として上皮組織と結合組織について扱い，筋組織，神経組織，骨・軟骨組織の詳細については，それぞれ該当する器官系で扱う。

具体的には，次の事項を中心に扱う。

組織の概念，上皮組織，結合組織，筋組織，神経組織，骨・軟骨組織

カ 器官と器官系

人体の全体的な構成を把握できるように，器官と器官系の概念を扱った上で，各器官・器官系について最小限必要な内容の概要を扱う。また，細胞から組織を経て器官・器官系というように，より高い次元の構造がつけられる仕組みを扱う。

〔指導項目〕

(2) 系統別構造と機能

- ア 運動器系
- イ 消化器系
- ウ 呼吸器系
- エ 泌尿・生殖器系
- オ 内分泌系と代謝
- カ 循環器系
- キ 神経系
- ク 感覚器系

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(2)については，施術と関連の深いア及びキに重点を置いて指導すること。

(2) 系統別構造と機能

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体における諸器官の構造と機能を、体表解剖や生体観察を含め、体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 系統別構造と機能について理解すること。
- ② 系統別構造と機能についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 系統別構造と機能について自ら学び、生体観察、標本学習、実験・実習などの体験的学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、基本的事項に重点を置くとともに、標本、模型などを有効に活用することで、その概要を指導することを原則とする。全体を通して細部にわたっての扱うのではなく、保健理療施術に関連の深い運動器系及び神経系を中心に扱い、保健理療施術に必要な知識を習得させることが重要である。

ア 運動器系

骨及び筋の構造と生理学的な機能の一般を扱った上で、人体を構成する骨と筋について関節運動との関連を重視しながら系統的に扱う。また、骨の突出部、隆起部、陥凹部、体表から触れることのできる筋・腱^{けん}など体表解剖の知識と関連付けながら、生体の観察を扱う。具体的には、次の事項を中心に扱う。

骨の構造と機能、骨の連結、筋の構造と機能（筋の興奮、筋の収縮）、体幹の骨と筋、頭頸部^{けい}の骨と筋、上肢の骨と筋、下肢の骨と筋

イ 消化器系

消化器ならびに消化腺の各形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能を、消化・吸収の機序と消化管の運動を含めて系統的に扱うとともに、体表から触察が可能な器官については生体の観察を取り入れる。具体的には、次の事項を中心に扱う。

口腔^{くわう}の構造と機能、咽頭の構造と機能、食道の構造と機能、胃の構造と機能、小腸の構造と機能、大腸の構造と機能、肝臓の構造と機能、胆嚢^{のう}の構造と機能、膵臓^{すい}の構造と機能

ウ 呼吸器系

呼吸器の各形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能を、換気とガス交換、呼吸の運動と調節を含めて系統的に扱うとともに、甲状軟骨など触察が可能な器官については生体の観察を取り入る。具体的には、次の事項を中心に扱う。

外鼻の構造と機能、鼻腔^{くわう}の構造と機能、咽頭の構造と機能、喉頭の構造と機能、気管と気管支の構造と機能、肺の構造と機能

エ 泌尿・生殖器系

各泌尿・生殖器の形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能について、体液の量や組成が一定に保たれる仕組み、生殖器の生理、妊娠と出産、成長と老化の過程における生理機能の変化を含めて扱う。具体的には、次の事項を中心に扱う。

腎臓の構造と機能、尿管の構造と機能、膀胱^{ぼうこう}の構造と機能、尿道の構造と機能、男性生殖器の構造と機能、女性生殖器の構造と機能

オ 内分泌系と代謝

各内分泌腺の形態，構造，体内の位置及びそれぞれの機能について，ホルモンの作用機序と分泌の調節，代謝の調整，体熱の産生と体温調節の仕組みを含めて系統的に扱うとともに，甲状腺など触察が可能な器官については，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

下垂体の構造と機能，松果体の構造と機能，甲状腺の構造と機能，上皮小体の構造と機能，副腎の構造と機能，^{すい}膵臓（ランゲルハンス島）の構造と機能，精巣・卵巣の構造と機能

カ 循環器系

各循環器の形態，構造，体内の位置及びそれぞれの機能について，血液の組成と働き，血液凝固，循環の調節を含めて系統的に扱うとともに，皮静脈，リンパ節など体表から触れることのできる器官や拍動部位については，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

循環器系の一般，心臓の構造と機能，動脈系の構造と機能，静脈系の構造と機能，胎児の循環系の構造と機能，リンパ系（^ひ脾臓，胸腺を含む）の構造と機能

キ 神経系

神経組織の構造と，中枢神経系と末梢^{しゅう}神経系の構成及びそれぞれの機能について，反射運動，身体運動の調節を含めて系統的に扱うとともに，腕神経叢^{そう}，末梢^{しゅう}神経幹など触察が可能な神経については，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

神経細胞の構造（細胞体，軸索，樹状突起，^{こう}神経膠細胞，シナプス），神経細胞の機能（活動電位，興奮と伝導），中枢神経系の構成と機能（脳，脊髄，脳脊髄液，反射機能と統合），末梢^{しゅう}神経系の構成の機能（体性神経，自律神経），体性神経系の構成と機能（運動神経，感覚神経），自律神経系の構成と機能（交感神経系，副交感神経系，自律神経系による調節機構）

ク 感覚器系

感覚器の形態と構造及び体内の位置について理解させ，外耳，舌及び眼球など体表からの触察が可能な部位においては，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

感覚の一般（感覚とその分類，感覚の性質，受容器と興奮伝達），体性感覚（皮膚感覚，深部感覚，受容器と伝導路），内臓感覚，臓器感覚，特殊感覚（味覚と嗅覚，平衡感覚，聴覚，視覚）

〔指導項目〕

- | |
|-------------------------------------|
| (3) 生体機能の協調
ア 全身的協調
イ 生体の防御機構 |
|-------------------------------------|

(3) 生体機能の協調

ここでは，科目の目標を踏まえ，生体の環境の変化に対する調節機序と防御機構の基礎について理解し，関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，

〔指導項目〕を指導する。

- ① 生体機能の協調について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 生体機能の協調についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生体機能の協調について自ら学び、実験・実習などの体験的学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 全身的協調

生体の生活環境の変化への対応、順化などに見られる全身機能の調節機構について、自律神経系と内分泌系との相互作用とも関連付けながら指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

恒常性維持機能、バイオリズム

イ 生体の防御機構

生体の防御機構について具体的に理解させた上で、免疫に関する基礎的事項を指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

非特異的生体防御システム（皮膚、粘膜、貪食細胞、補体）、特異的生体防御システム（液性免疫、細胞性免疫）

〔指導項目〕

- | |
|------------------------------------|
| (4) 運動学
ア 運動学の基礎
イ 各関節の構造と機能 |
|------------------------------------|

（内容の範囲や程度）

イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、肩関節、肘関節、手関節、股関節、 ^{ひざ} 膝関節、足関節の各構造と機能を中心に扱うこと。
--

内容の範囲や程度については、指導項目の(2)のアと関連付けながら、保健理療臨床で多く扱う整形外科疾患や脳血管疾患に対する運動療法に必要な運動学に関する基礎的な事項を指導すること。

(4) 運動学

ここでは、科目の目標を踏まえ、運動学の基礎及び四肢と体幹の構造と機能を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 運動学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 運動学についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 運動学について自ら学び、運動療法への応用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動学の基礎

整形外科疾患や脳血管疾患の運動療法を実践する際に必要となる運動学の基礎的な事

項を体験的に指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

骨運動学と関節運動学の一般、力学の基礎、正常歩行と病的歩行、姿勢と反射、運動発達

イ 各関節の構造と機能

〔指導項目〕の(2)のア及び「保健医療基礎実習」における〔指導項目〕の(5)のウと関連付けながら、四肢と体幹の関節の構造と動きを体験的に指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

肩関節の構造と機能、肘関節の構造と機能、手関節の構造と機能、股関節の構造と機能、^{ひざ}膝関節の構造と機能、足関節の構造と機能

3 疾病の成り立ちと予防

この科目は、健康と疾病の概念、健康と疾病間の連続性、疾病の機序と予防などに関する基本的な知識を習得し、健康の保持増進、疾病の予防及び治療に関する一連の医療活動における保健医療施術の意義を理解できるようにすることを目指している。

今回の改訂では、疫学と衛生統計が、いずれも、それぞれの知見を健康関連の諸問題に対する有効な対策や保健衛生の向上に役立てることを目的としている学問領域である点を考慮し、従来、個別に設定されていた「疫学」と「衛生統計」を「(7)疫学と衛生統計」に統合した上で、指導事項の一部を改めた。また、指導内容を順序立てて系統的に理解することができるよう、「(2)健康の保持増進と生活」と密接に関連する「(5)生活習慣病」の指導項目を(5)から(3)に移動した他、従前の「健康の保持増進と生活」で扱っていた「食生活と健康」及び「生活環境と公害」で扱っていた「衣服と住居」については、高等学校段階までの教科で学習する内容であることを踏まえ削除した。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと予防に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病の成り立ちと予防について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと予防に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと予防について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、疾病の成り立ちと予防について、衛生学・公衆衛生学と病理学で扱う内容を総合して理解できるようにすることをねらいとしている。指導に当たっては、保健医療施術との関連を考慮しつつ、具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切である。

目標の(1)は、衛生学・公衆衛生学と病理学の知識を基礎として、保健医療臨床と関わり

の深い疾病や愁訴の成り立ちと予防に関する基本的知識が体系的・系統的に身に付けられるようにすることを意味している。

目標の(2)は、高齢者や労働者のメンタルヘルスを含む多様な健康課題と予防医学としての保健理療の意義を発見し、施術者としての職業倫理に立って、合理的かつ創造的に地域医療に貢献できる資質と能力を養うことを意味している。

目標の(3)は、地域包括ケアシステムの中で、疾病の成り立ちと予防に関する知識を踏まえた保健理療施術を、主体的かつ協働的に取り組むができる、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質が身に付けられるようにすることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)衛生学・公衆衛生学の概要、(2)健康の保持増進と生活、(3)生活習慣病、(4)生活環境と公害、(5)感染症、(6)消毒、(7)疫学と衛生統計、(8)産業衛生、精神衛生及び母子衛生、(9)疾病の一般、(10)疾病の原因、(11)各病変の大要の十一の指導項目で、「生活と疾病」と合わせて12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(6)については、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に取り扱うこと。

[指導項目]の(6)については、感染を防止・予防するための消毒が、あん摩マッサージ指圧師としての基本的な態度・習慣として重要であることから、その意義や基本的な知識を体験的に、かつ確実に身に付けることができるよう、「保健理療基礎実習」の[指導項目]の(1)、「保健理療臨床実習」の[指導項目]の(1)のイと関連付けながら扱うこと。

イ [指導項目]の(9)から(11)までについては、疾患や愁訴に対する病態機序の理解と、施術の適応の判断に関する基礎的な能力が身に付くよう指導すること。

[指導項目]の(9)については、東洋医学の未病の考え方を取り入れながら、健康と疾病の概念が理解できるよう具体的な事例を扱うこと。

[指導項目]の(10)については、[指導項目]の(3)から(5)で学習する内容と関連付けながら、病因と疾病の関係が理解できるよう扱うこと。

[指導項目]の(11)については、疾病の成り立ちや病態機序の基礎が具体的な事例を通して理解できるよう扱うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義

イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、衛生学・公衆衛生学が予防医学として発展してきた歴史とともに、個人の健康と公衆の衛生とが相互に関連し合っていることの仕組みと意義を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 衛生学・公衆衛生学について理解すること。

② 衛生学・公衆衛生学基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 衛生学・公衆衛生学について自ら学び、各種の保健活動や衛生思想の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生学・公衆衛生学の意義

衛生学の目的と役割、公衆衛生学の目的と役割、衛生学及び公衆衛生学の体系と意義を中心に扱う。

イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

衛生学・公衆衛生学が発展してきた歴史について、その概要を扱う。

〔指導項目〕

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念

イ 生活習慣と健康

ウ ストレスと健康

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)については、特に生活習慣病と関連付けて取り扱うこと。ウについては、産業衛生と関連付けて取り扱うこと。

(2) 健康の保持増進と生活

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康の保持増進が良好な生活、労働習慣を獲得することによって達成できることを自覚するとともに、そのための自助努力の重要性を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康の保持増進と生活との関係性について理解すること。
- ② 健康の保持増進と生活との関係性についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康の保持増進と生活との関係性について自ら学び、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するための保健衛生活動に主体的かつ協働的に取り組む。

ア 健康の概念

健康の定義、主観的健康と客観的健康、正常と異常、健康と疾病を中心に扱う。

イ 生活習慣と健康

健康教育、健康管理とプライマリ・ケア、健康診断と検査結果の正常値を中心に扱う。

ウ ストレスと健康

ストレスと現代社会、ストレスと心の健康、ストレスと体の健康を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (3) 生活習慣病
 - ア 生活習慣病の概念
 - イ 生活習慣病の発生要因
 - ウ 生活習慣病の予防対策

(3) 生活習慣病

ここでは、科目の目標を踏まえ、疾病構造の変遷を概観し、生活習慣病の概念、発生要因などを扱うとともに、生活習慣病が急増している現状とその背景、課題、予防対策について東洋医学の未病の概念と関連付けながら、理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活習慣病について理解すること。
- ② 生活習慣病についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生活習慣病について自ら学び、身近な保健衛生に関する活動に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うこと。

ア 生活習慣病の概念

疾病構造の変遷、生活習慣病の概念について扱う。

イ 生活習慣病の発生要因

生活様式や生活・労働習慣の変化など、生活習慣病の背景にある諸要因について、心身のストレスを含めて扱う。

ウ 生活習慣病の予防対策

生活習慣病発生の特質を踏まえ、日常生活における適度な運動と睡眠、バランスの取れた食生活及び禁煙など、身近な生活習慣の獲得を含めた予防対策について扱う。

〔指導項目〕

- (4) 生活環境と公害
 - ア 環境と健康
 - イ 地域の環境衛生
 - ウ 公害

(4) 生活環境と公害

ここでは、科目の目標を踏まえ、環境衛生の意義とともに、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害が生活環境の悪化や人の健康に影響を及ぼすことを、具体的な過去の事例や原発事故を含む現状を通して理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活環境と公害との関係性について理解すること。
- ② 生活環境と公害との関係性についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生活環境と公害について自ら学び、環境保全や公害対策に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 環境と健康

環境衛生の意義、環境因子の分類（物理的因子、化学的因子、生物学的因子、社会的因子）、環境因子と健康障害を中心に扱う。

イ 地域の環境衛生

上水道、下水道、廃棄物の処理を中心に扱う。

ウ 公害

公害の定義と特徴、環境保全、主な公害の現状と対策を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (5) 感染症
 - ア 感染症の概念
 - イ 感染症の発生要因
 - ウ 感染症の予防対策

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(5)については、最新の情報に配慮しながら、代表的な疾患を取り上げ、発生因子の回避に重点を置いて取り扱うこと。ウについては、免疫学についても取り扱うこと。

(5) 感染症

ここでは、科目の目標を踏まえ、感染症対策の一般、インフルエンザ、肝炎、後天性免疫不全症候群 (AIDS)、薬剤耐性感染症など保健医療施術と関わりの深い代表的な感染症に関する正しい知識とワクチンを含めた予防対策に関する最新の知識が、人権を尊重する態度とともに身に付けられるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 感染症について理解すること。
- ② 感染症についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 感染症について自ら学び、感染予防に関する公衆衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症の概念

感染症の概念と分類について扱う。

イ 感染症の発生要因

感染源、感染経路、感受性体を中心に扱う。

ウ 感染症の予防対策

感染症の予防対策、防疫の意義と種類、免疫の意義と種類を中心に扱う。

〔指導項目〕

(6) 消毒

ア 消毒法の一般

イ 消毒の種類と方法

ウ 消毒法の応用

(6) 消毒

ここでは、科目の目標を踏まえ、消毒の重要性とその具体的方法を、保健医療施術と関連付けて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 消毒について理解すること。
- ② 消毒についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 消毒について自ら学び、病原性微生物を除去したり無害化したりする方法や応用の実際について、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消毒法の一般

消毒及び滅菌の定義、消毒及び滅菌の作用機転、消毒及び滅菌実施上の注意、医療廃棄物とその処理について中心に扱う。

イ 消毒の種類と方法

物理的方法とその実施法、化学的方法とその実施法具を中心に扱う。

ウ 消毒法の応用

保健医療臨床における消毒の意義と方法、感染にかかわる動物の駆除について中心に扱う。

〔指導項目〕

(7) 疫学と衛生統計

- ア 疫学の基礎
- イ 衛生統計の基礎
- ウ 主な衛生統計

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(7)のウについては、保健医療業務と関係の深い統計等について取り扱うこと。

(7) 疫学と衛生統計

ここでは、科目の目標を踏まえ、疫学調査や衛生統計の意義と方法に関する基本的な知識を身に付けることをねらいとしている。指導に当たっては、健康関連事象の観察や衛生状態の分析を通して、国民の健康に関する諸問題に対する有効な対策を公衆衛生の観点から考えられるようにすることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 疫学と衛生統計について理解すること。
- ② 疫学と衛生統計についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疫学と衛生統計について自ら学び、最新の関連統計の学習と情報収集に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疫学の基礎

疫学の意義、疫学の対象、疫学の特徴、治療の効果とリスクの判定、疫学調査の方法、疫学の現状を中心に扱う。

イ 衛生統計の基礎

衛生統計の意義、衛生統計の種類を中心に扱う。

ウ 主な衛生統計

人口統計、生命表、疾患統計、医療統計を中心に扱う。

〔指導項目〕

(8) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生

- ア 産業衛生
- イ 精神衛生
- ウ 母子衛生

(8) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、それぞれの衛生分野における健康課題を扱うとともに、東洋医学の未病の概念を取り入れ、施術者として貢献できる課題領域を自覚し、理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 産業衛生，精神衛生及び母子衛生について理解すること。
- ② 産業衛生，精神衛生及び母子衛生についての基本的な課題を発見し，保健医療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 産業衛生，精神衛生及び母子衛生について自ら学び，関連する衛生統計の学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 産業衛生

産業衛生の意義，労働衛生行政，労働疲労とその対策，労働災害とその対策，職業病を中心に扱う。

イ 精神衛生

精神衛生の意義，欲求不満，適応障害，非行と犯罪，精神障害者の現状と対策を中心に扱う。

ウ 母子衛生

母子衛生の意義，母体の健康，乳幼児の健康，母子衛生対策を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (9) 疾病の一般
- ア 疾病の概念
 - イ 疾病の分類
 - ウ 疾病と症状
 - エ 疾病の経過，予後及び転帰

(内容の範囲や程度)

- エ 〔指導項目〕の(9)については，半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

健康と疾病とは切り離された別のものではなく，その間に連続性があることを理解させる。

(9) 疾病の一般

ここでは，科目の目標を踏まえ，疾病論，病因論，病変論など病理学で学ぶ内容と関連付けて，世界保健機関が定めた健康の定義や東洋医学の未病の概念を取り入れ，疾病の一般的概念を総括的かつ系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 疾病の一般について理解すること。
- ② 疾病の一般についての基本的な課題を発見し，保健医療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疾病の一般について自ら学び，疾病の症状，経過，予後及び転機に関する知識を系統的に身に付ける学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾病の概念

健康と疾病，疾病と病的状態を中心に扱う。

イ 疾病の分類

先天性疾患と後天性疾患，局所性疾患と全身性疾患，器質的疾患と機能的疾患，急性疾患と慢性疾患，原発性疾患と続発性疾患，合併症，小児疾患と老人性疾患，伝染性疾患，特発性疾患を中心に扱う。

ウ 疾病と症状

病変の意義と種類，症状の意義，自覚症状と他覚症状，直接症状と間接症状，指定症状を中心に扱う。

エ 疾病の経過，予後及び転帰

急性熱性疾患の経過，予後の種類，転帰の種類を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|------------|
| (10) 疾病の原因 |
| ア 病因の意義 |
| イ 病因の分類 |
| ウ 加齢と老化 |

(10) 疾病の原因

ここでは，科目の目標を踏まえ，病因と疾病との関係について，保健理療施術の適否を考慮しつつ，加齢に伴う心身の活力の低下した状態（フレイル）を含めて，病因論の概要が系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 疾病の原因について理解すること。
- ② 疾病の原因についての基本的な課題を発見し，保健理療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疾病の原因について自ら学び，保健理療臨床における適否の判断を適切に行う能力の基盤が身に付くよう，加齢を含めた病因論に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 病因の意義

病因の意義，病因の種類を中心に扱う。

イ 病因の分類

内因（素因と体質，遺伝と染色体異常，内分泌異常，免疫とアレルギー及び心因性疾患），外因（栄養障害，物理的病因作用，化学的病因作用，生物学的病因作用）を中心に扱う。

ウ 加齢と老化

老化の機序，加齢に伴う臓器・組織の変化を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|-------------|
| (11) 各病変の概要 |
| ア 循環障害 |
| イ 退行性病変 |
| ウ 進行性病変 |

- エ 炎症
- オ 腫瘍^{しゅよう}
- カ 免疫の異常とアレルギー

(11) 各病変の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、病変と疾病との関係について、保健理療施術の適否を考慮しつつ、炎症、腫瘍^{しゅよう}、アレルギーを含めた病変論の概要が系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 各病変の概要について理解すること。
- ② 各病変の概要についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各病変の概要について自ら学び、保健理療臨床における適否の判断を適切に行う能力の基盤が身に付くよう、炎症、腫瘍^{しゅよう}、アレルギーを含めた病変論に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 循環障害

充血とうっ血、貧血と虚血、出血、血栓症と塞栓症、梗塞、側副循環、水症を中心に扱う。

イ 退行性病変

萎縮、変性、壊死・死を中心に扱う。

ウ 進行性病変

肥大と増殖、再生、化生、移植、創傷の治癒、組織内異物の処理を中心に扱う。

エ 炎症

炎症の概念、催炎体とその種類、炎症の経過、炎症性病変を中心に扱う。

オ 腫瘍^{しゅよう}

腫瘍^{しゅよう}の概念、腫瘍^{しゅよう}の形態と構造、腫瘍^{しゅよう}の発育と進展、腫瘍^{しゅよう}の発生原因、腫瘍^{しゅよう}の分類を中心に扱う。

カ 免疫の異常とアレルギー

免疫グロブリン、免疫担当臓器と細胞、アレルギー反応の種類と調節機序、自己免疫異常、免疫不全を中心に扱う。

4 生活と疾病

この科目では、「臨床保健理療」、「保健理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の基盤として、現代医学の知識と技術を学び、臨床の対象者について、適応の判断や病態把握が適切にできる能力の育成を目指している。

今回の改訂では、内容の症状名や疾患名を現状に合わせて見直したこと、「(7)主な疾患のリハビリテーション」の内容について、診療報酬等との関連を踏まえて改善したこと、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が介護現場で働く場合に重視する内容として、「(8)機能訓練の概要」を新設するなど改善を図った。また、従前「リハビリテーショ

ンの一般」に位置付けていた「運動学の基礎」を「人体の構造と機能」に移動した。

(1) 目標

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、疾病と日常生活の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病と日常生活の関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 疾病と日常生活の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と日常生活の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、現代医学の診察法や治療法の概要を理解するとともに、現代医学の立場から、各疾患や症状についての診察法、検査法及び治療法を指導し、東洋医学の知識と総合して保健理療施術を適切に行う能力と態度を育てることを目指している。さらに、臨床医学としてのリハビリテーション医学の基本的な知識と技術を身に付け、現代の医療体制の中であん摩マッサージ指圧師が担うべき役割を明確にすることを目指している。

目標の(1)は、施術を行うために必要な疾病と日常生活との関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する現代医学の技能を身に付け、臨床の対象者について病態やその重症度を踏まえ、保健理療施術について適応及び相対的禁忌・絶対禁忌の判断が適切にできる能力を養うことを意味している。

目標の(2)は、疾病と日常生活との関わりに関する課題を発見し、合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、疾病と日常生活との関わりについて主体的に学び、現代医学の知識と技能を活かして適切に施術に取り組む態度を育てることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)診察法、(2)主な症状の診察法、(3)治療法、(4)臨床心理、(5)系統別疾患の概要、(6)リハビリテーションの一般、(7)主な疾患のリハビリテーション、(8)機能訓練の概要の八つの指導項目で、「疾病の成り立ちと予防」と合わせて12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。

指導項目の各事項については、現代医学の立場から取り扱い、時間配当を工夫して、この科目の内容を正確に理解できるよう配慮する。なお、この分野の指導は、「臨床保健理療」や「保健理療基礎実習」との関連に留意して行うようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系に配慮すること。

主な症状や疾患を病態生理学的に理解させ、診断の手順や各指標の意味、治療の概要についての知識を指導するとともに、東洋医学の知識と総合して保健医療施術を、より適切に行うことができるように配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 診察法

- ア 診察の意義
- イ 診察法の種類
- ウ 臨床検査の概要

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、保健医療と直接関わりの深い事項に重点を置き、実習及び「臨床保健医療」との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を取り扱うこと。

保健医療施術との関連を十分に考慮することが大切である。特に、ウについては、生徒相互で実習を行うなどして、その計測値を記録させるとともに、検査結果の意味を理解できるようにする必要がある。また、知覚検査や徒手筋力検査が、脊髄や脊柱の疾患、末梢^{しょう}神経疾患などの診察に重要であることを理解できるようにする。

(1) 診察法

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代医学の立場から、主な症状や疾患を病態生理学的に理解した上で、正確な診断や診察法、検査法についての知識を習得し、東洋医学の知識と総合して保健医療施術を適切に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 診察法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診察法についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 診察法について自ら学び、患者にとって望ましい医療に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、正確な診察所見が得られるよう、診察用具の使用法等を工夫し、視

覚障害に配慮して指導すること。また、診察手技の指導法について「臨床保健理療」や「保健理療基礎実習」を担当する教師と連携を図ることが大切である。

ア 診察の意義

診断学の意義などを扱う。指導に当たっては、理療施術の対象者を心身両面から正確に把握することが、適切な施術の決定に重要であることを理解できるようにする。

イ 診察法の種類

診察の意義と種類，評価と記録，問診法，視診法，聴診法，打診法，触診法などを扱う。指導に当たっては，病歴の詳細な聴取が重要であること，理学的検査，臨床検査を行った上で治療方針が決定されることなどを理解できるようにする。また，病歴の記録には，POS (Problem Oriented System) を取り入れ，SOAP (Subjective Objective Assessment Plan) での経過記録を行うことを指導する。

ウ 臨床検査の概要

理学的検査と臨床検査を扱う。指導に当たっては，身体の一般的計測法については実習を行い，測定値の臨床的意味を考えられるようにするとともに，神経学的検査法が，脊髄や脊柱の疾患，末梢^{しゅう}神経疾患などの診察に重要であることを理解できるようにする。臨床検査法については，一般的な医学的知識として検査の意味，検査データの正常と異常などを扱う。

〔指導項目〕

(2) 主な症状の診察法

- ア 頭痛
- イ 肩こり
- ウ 肩関節痛
- エ 頸^{けい}肩腕痛
- オ 腰痛
- カ 腰下肢痛
- キ 膝^{ひざ}痛
- ク 高血圧と低血圧
- ケ 心身の疲労
- コ その他の症状

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については，各症状の病態生理と鑑別診断を取り扱い，施術の適応の判断に生かせるよう指導すること。

日常の施術において対象になりやすい疼痛について重点的に指導する。

(2) 主な症状の診察法

ここでは，科目の目標を踏まえ，それぞれの症状の病態生理，必要な検査法，推定される疾患と鑑別診断の要点を理解し，臨床において適応と禁忌の判断，リスク管理に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，

〔指導項目〕を指導する。

- ① 主な症状の診察法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な症状の診察法についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な症状の診察法について自ら学び、現代医学の立場から適応の判断ができる能力の習得を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、保健理療施術の適応の判断に生かせるよう、保存療法の限界と手術療法の適応の時期を明確にする。

ア 頭痛

片頭痛型血管性頭痛、緊張型頭痛について病態と治療法の概要を扱う。また、二次性頭痛の特徴と鑑別の要点を扱う。

イ 肩こり

肩こりの病態生理、日常生活指導及び他の治療法の概要を扱う。

ウ 肩関節痛

主な肩関節痛の病態と特徴を踏まえ、肩関節周囲炎を中心に扱う。

エ 頸肩腕痛

頸椎症を中心に扱う。

オ 腰痛

腰痛を訴える重篤な疾患・症状（危険な徴候がみられる疾患）に留意し、非特異的腰痛を中心に扱う。

カ 腰下肢痛

特異的腰痛、特に、腰椎椎間板ヘルニア及び脊柱管狭窄症を中心に扱う。

キ 膝痛

主な膝痛の病態と特徴を踏まえ、変形性膝関節症を中心に扱う。

ク 高血圧と低血圧

高血圧と低血圧の病態生理、分類、必要な検査を扱う。また、管理目標を併せて扱う。

ケ 心身の疲労

従前は「筋疲労」と示していたが、現代社会における疾病構造の変化や臨床の対象者の実態を踏まえて「心身の疲労」に改めた。具体的には、心療内科の疾患の特徴を踏まえ、単純性疲労を中心に扱う。

コ その他の症状

発熱、呼吸困難、悪心と嘔吐、便秘と下痢、食欲不振、咳と痰、浮腫、排尿異常、月経異常、胸痛、腹痛、発疹、めまい、耳鳴と難聴、不眠、疲労と倦怠、動悸と息切れ及び肥満と痩せについて、その病態生理や鑑別診断などの要点を「臨床保健理学」と関連付けて扱う。

〔指導項目〕

(3) 治療法

ア 治療法の基礎

イ 治療法の実際

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

各治療法の概要について理解させる。また、自然治癒だけでなく、合理的医療を加えることの重要性を理解できるようにする、対症療法に属する保健医療施術の位置付けを明確にする。さらに、手術療法及び放射線療法の対象となる疾患や保健医療施術の適応症、禁忌症についても取り扱う。

(3) 治療法

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代医学の治療の意義や治療法の種類について取り扱うとともに、各治療法についてはその概要、適応疾患について理解し、東洋医学の知識と統合して保健医療施術を適切に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 治療法についてその概要を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 治療法についての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 治療法について自ら学び、患者にとって望ましい医療に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、治療効果について有効性と有用性の観点に留意して指導するとともに、病気の治癒に関して、自然治癒についても理解させる。また、合理的医療を加えることの重要性を理解させるとともに、保健医療施術の位置付けを明確にする。さらに、手術療法及び放射線療法の対象となる疾患について、現代医学の治療と保健医療施術との関係を含めて指導する。

ア 治療法の基礎

治療の意義と分類、治療法の種類を中心に扱う。

イ 治療法の実際

薬物療法、食事療法、理学療法、手術療法、放射線療法、集中治療などの概要について扱う。指導に当たっては、それらの療法でどのような改善が期待されるのかを理解できるようにする。

[指導項目]

- (4) 臨床心理
 - ア 臨床心理の一般
 - イ 心理療法の概要

(4) 臨床心理

ここでは、科目の目標を踏まえ、患者の心理を理解し、臨床において適切な対応ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 心理療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 心理療法についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 心理療法について自ら学び、臨床における患者理解と適切な対応を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臨床心理の一般

臨床心理の意義、患者の心理及び、CMI(Cornell Medical Index)や SDS(Self-rating Depression Scale)などの心理学的検査と評価方法などを中心に扱う。

イ 心理療法の概要

認知行動療法、カウンセリングの概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (5) 系統別疾患の概要
- ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
 - オ 消化器系疾患
 - カ 泌尿・生殖器系疾患
 - キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症
 - ク 感染症
 - ケ その他の疾患

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、施術の有効性との関連を考慮し、保健理療と直接関わりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床保健理療」と関連付けて取り扱うこと。

〔指導項目〕の(1)から(4)までとの関連に留意し、各疾患の原因、主要症状、検査法、治療法などについての基礎的な知識を扱い、疾患名のみを列挙することは避けるようにする。

(5) 系統別疾患の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、保健理療施術との関連性に留意しながら現代医学の立場からそれぞれの疾患の原因、主要症状、診断の概要及びその治療法について理解し、保健理療の適応の判断に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 系統別疾患の概要について理解すること。
- ② 系統別疾患についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 系統別疾患について自ら学び、適応の判断に必要な知識と技術の習得を目指して主

体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、主要兆候、概要、原因、症状、検査法、治療法についての基礎的な知識を中心に扱い、疾患名のみを列挙することは避けるようにする。

ア 運動器系疾患

整形外科的診察法とともに扱う。指導に当たっては、それに基づき保健理療施術の有用性を理解できるようにする。

代表的疾患は、関節炎、骨折、^{けんしやう}腱鞘炎、^{けんしやう}發育性股関節形成不全、筋原性疾患（重症筋無力症及び筋ジストロフィー）等である。スポーツ外傷及びスポーツ障害については、「臨床保健理療」で扱う。

イ 神経系疾患

代表的疾患は、脳出血、脳梗塞、髄膜炎、^{しゆよう}脳腫瘍、^{しゆよう}脊髄腫瘍、パーキンソン病、認知症、筋萎縮性側索硬化症、ニューロパチー、^{しゆよう}末梢神経痺、^{しゆよう}神経痛等である。

ウ 呼吸器系疾患

代表的疾患は、上気道炎、肺炎、肺結核、慢性閉塞性呼吸器疾患（COPD）、肺線維症、^{しゆよう}気胸、^{しゆよう}肺腫瘍等である。

エ 血液・循環器系疾患

代表的疾患は、心不全、心弁膜疾患、狭心症、心筋梗塞、貧血、白血病、^{しゆよう}悪性リンパ腫、紫斑病、血友病、ショック等である。

オ 消化器系疾患

代表的疾患は、^{くう}口腔粘膜及び^{がく}顎の炎症、^{しゆよう}胃食道逆流症（GERD）、^{しゆよう}食道腫瘍、^{しゆよう}胃炎、^{しゆよう}胃十二指腸潰瘍、^{しゆよう}機能性ディスぺプシア（FD）、^{しゆよう}胃腫瘍、^{しゆよう}腸炎、^{しゆよう}過敏性腸症候群、^{しゆよう}慢性炎症性腸疾患（^{しゆよう}潰瘍性大腸炎、^{しゆよう}クローン病）、^{しゆよう}虫垂炎、^{しゆよう}イレウス、^{しゆよう}大腸腫瘍、^{しゆよう}肝炎、^{しゆよう}肝硬変、^{しゆよう}肝腫瘍、^{しゆよう}胆石症、^{しゆよう}膵炎、^{しゆよう}膵腫瘍等である。

カ 泌尿・生殖器系疾患

腎機能検査の一般的な知識についても扱う。

代表的疾患は、糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、腎盂腎炎、^{しゆよう}腎腫瘍、^{ぼうこう}膀胱炎、^{ぼうこう}腎尿路結石症、^{ぼうこう}膀胱腫瘍、^{がん}前立腺肥大症、^{がん}前立腺癌、男性不妊である。

キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症

病態生理も扱う。

代表的疾患は、下垂体疾患（先端巨大症、中枢性尿崩症）、甲状腺疾患（甲状腺機能低下症、バセドウ病、橋本病、^{しゆよう}甲状腺腫瘍）、^{しゆよう}副腎疾患（^{しゆよう}原発性アルドステロン症、^{しゆよう}クッシング症候群、^{しゆよう}褐色細胞腫アジソン病）、^{しゆよう}蛋白質代謝疾患、^{しゆよう}糖代謝疾患（^{しゆよう}Ⅱ型糖尿病、^{しゆよう}脂質異常症、^{しゆよう}メタボリックシンドローム）、^{しゆよう}ビタミン代謝疾患等である。

ク 感染症

あん摩・マッサージ・指圧と関連の深い感染症、集団感染の高い疾患を中心に、治療法の概要について扱う。

代表的疾患は、インフルエンザ、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、B型肝炎、C型肝炎、後天性免疫不全症候群（AIDS）等である。

感染源、感染経路、宿主については「衛生学、公衆衛生学」で、指定症状については「生活と疾病」で、院内感染・日和見感染については「疾病の成り立ちと予防」で学習する。

ケ その他の疾患

代表的疾患は、膠原病（全身性エリテマトーデス，全身性皮膚硬化症，多発性筋炎，関節リウマチ，ベーチェット病），婦人科疾患（月経前緊張症，子宮筋腫，子宮癌，子宮内膜症，卵巣嚢腫，女性不妊，更年期障害），眼科疾患（結膜炎，白内障，緑内障），耳鼻科疾患（メニエール病，突発性難聴，中耳炎），心療内科疾患（心身症，神経症性障害），麻酔科・ペインクリニック（神経ブロック療法の種類と適応）である。

〔指導項目〕

(6) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

ウ 診察，評価，治療計画と記録

(6) リハビリテーションの一般

ここでは，科目の目標を踏まえ，リハビリテーションの位置付けと役割，リハビリテーションの過程などについて，症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を交えて理解し，関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。なお，なお，「運動学の基礎」については，「人体の構造と機能」の〔指導項目〕の(4)で学習することとした。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① リハビリテーションの一般について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② リハビリテーションの一般についての基本的な課題を発見し，保健医療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ リハビリテーションの一般について自ら学び，リハビリテーションチームにおける施術者の役割に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア リハビリテーションの概念と歴史

リハビリテーションの定義，歴史，分類及びリハビリテーションチームを中心に扱う。

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学との違いに配慮しながら，その内容を扱うとともに，障害の概念，リハビリテーション医学の対象についても扱う。

ウ 診察，評価，治療計画と記録

診察・評価の意義，障害の評価，診察・評価の実際，治療計画，記録の意義，記録方法を中心に扱う。

〔指導項目〕

(7) 主な疾患のリハビリテーション

ア 運動器系疾患

イ 神経系疾患

ウ 呼吸器系疾患

エ 血液・循環器系疾患

(内容の範囲や程度)

カ [指導項目] の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保健医療と直接関わりの深いアからウまでを中心に扱うこと。

リハビリテーション分野の地域医療や在宅ケアで扱うことの多い保健医療と関わりの深い整形外科疾患や片麻痺のリハビリテーションについて重点的に扱う。

(7) 主な疾患のリハビリテーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、主要疾患ごとにリハビリテーション医学の立場で、障害発生から社会復帰までの全過程の概要を理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。その際、保健医療の意義と役割を踏まえて指導することが大切である。

今回の改訂では、診療報酬点数表に示されている運動器リハビリテーション、脳血管リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションを中心に疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 主な疾患のリハビリテーションについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な疾患のリハビリテーションについての基本的な課題を発見し、保健医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な疾患のリハビリテーションについて自ら学び、技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、診療報酬点数表で示されている疾患を中心に、「保健医療基礎実習」の内容と関連させながら、機能訓練の基本的な技術についても扱い、医学的管理とリスク管理、理学療法及びリハビリテーションに関与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフター・ケアについて理解できるようにする。

ア 運動器系疾患

整形外科的疾患（肩関節周囲炎、腰痛症、変形性^{ひざ}膝関節症及び関節リウマチ）及び廃用症候群を中心に扱う。指導に当たっては、廃用症候群については、フレイル、サルコペニア及びロコモティブシンドロームの概念を踏まえるようにする。

イ 神経系疾患

脳血管障害（片痺）、パーキンソン病を中心に扱い、脊髄損傷、脳性まひについてはその概要を扱う。

ウ 呼吸器系疾患

慢性閉塞性呼吸器疾患（COPD）に対する呼吸器リハビリテーションを中心に扱う。

エ 血液・循環器系疾患

心大血管疾患リハビリテーションの概要を中心に扱う。

[指導項目]

(8) 機能訓練の概要

ア 関節可動域訓練

イ 筋力強化訓練

ウ 日常生活動作訓練

(内容の範囲や程度)

キ [指導項目] の(8)については、介護保険施設で行われる介護技術を含めて取り扱うこと。

基本訓練の方法を学習するとともに、各機能の評価に基づき、関節拘縮、筋力低下、麻痺の状況、精神状態など利用者の状況を踏まえて実践するために必要な応用についても扱うとともに、車いす・ベッド間の移乗動作、褥瘡予防のためのシーティング、ベッド上での体位変換も扱う。指導に当たっては、リスク管理を含めて、視覚障害者である生徒が工夫をして、安全かつ適切に訓練等が行えるよう留意する。

(8) 機能訓練の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護保険施設利用者に対する機能訓練の知識と技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。移乗動作等、介護技術も併せて指導するとともに、個別機能訓練計画書の作成に向けて、各機能の評価を踏まえた訓練計画が立てられるよう配慮して指導することが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 機能訓練の概要について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 機能訓練の概要についての基本的な課題を発見し、保健理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 機能訓練の概要について自ら学び、多職種と連携して利用者の機能の維持・向上に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 関節可動域訓練

肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節、足関節を中心に扱う。

イ 筋力強化訓練

等尺性訓練、等張性訓練を中心に扱う。

ウ 日常生活動作訓練

IADL (Instrumental Activities of Daily Living) 尺度やバーセル・インデックス等を用いて日常生活動作の評価を扱う。指導に当たっては、その評価結果に基づいて訓練計画を作成できるようにする。また、生活自立に結び付く日常生活動作の機能を獲得することを目標に、訓練を計画して実践する能力が身に付くよう配慮して指導すること。

5 基礎保健理療

この科目は、「臨床保健理療」、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」の基盤となるものである。東洋医学の基礎的な知識と現代医学に基づく科学的治効理論を学び、それらを統合して効果的な臨床を行う能力の育成を目指している。

今回の改訂では、[指導項目] の(3)に「十四経脈の経穴」を加えるなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、基礎保健理療に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 基礎保健理療について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 基礎保健理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎保健理療について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、保健理療施術の基盤となっている長い伝統と経験から成り立っている東洋医学の概念を理解させるとともに、保健理療施術の基礎となる科学的治効理論を明らかにして、保健理療施術のもつ意義の重要性を理解させ、施術を効果的に行うことができるようにすることを目指している。

目標の(1)は、保健理療施術を行うために必要な東洋医学の知識を体系的・系統的に理解するとともに、関連する東洋医学の技術を身に付け、臨床の対象者に対して効果的な保健理療施術を適切に行うことができる能力を育成することを意味している。

目標の(2)は、現代社会における東洋医学の課題を発見し、合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、東洋医学について主体的に学び、東洋医学の知識と技能を活かして適切に保健理療施術に取り組む態度を育成することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)東洋医学の基礎、(2)東洋医学の診断と治療、(3)経絡と経穴、(4)経絡、経穴と現代医学、(5)保健理療施術の概要、(6)保健理療施術の治効理論と関連学説の六つの指導項目で、7単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、保健理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、保健理療に対する研究的な態度が培われるよう配慮すること。

保健理療に関する具体的な研究成果を取り上げることによって、保健理療に対する興味・関心をもたせ、研究的な態度を培うように指導することが大切である。内容を取り扱う際には、近年の研究成果についても取り入れるなど研究の動向に留意して指導すること。

イ [指導項目] の(1)から(4)までについては、保健理療施術との関連を重視して指導すること。

保健理療施術との関連を重視し、長い生活体験から生み出された自然観の重要性を踏まえ、科学的に解明されていないこと（未科学）と科学的でないこと（非科学）との違いを理解できるようにすることが大切である。内容を取り扱う際には、東洋医学について興味・関心を喚起できるよう体験的に指導する。

ウ [指導項目] の(6)については、「人体の構造と機能」の関連を考慮して取り扱うこと。また、(4)や研究の成果を総合し、保健理療臨床の観点から指導すること。

「人体の構造と機能」で学習した内容や経絡、経穴に関する現代医学的な研究の成果などを基に、保健理療施術の臨床効果を科学的に理解できるように指導する。内容を取り扱う際には、あん摩マッサージ指圧の臨床研究の状況に留意して指導する。また、保健理療施術の治効理論が科学的に解明されていない部分については、研究の現状を踏まえその解明の必要性に重点を置いて指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

[指導項目]

(1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色
- イ 陰陽五行論
- ウ 臓腑経絡論
- エ 気血、営衛、津液
- オ 病因
- カ 証しょう

(1) 東洋医学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、東洋医学の基礎概念、生理観と疾病観及び東洋医学の診察法と診断法について知識と技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 東洋医学の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の基礎についての基本的な課題を発見し、現代医学と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 東洋医学の基礎について自ら学び、臨床で応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、長い伝統と経験から成り立っている東洋医学は、現代科学的及び西洋医学的思考だけでは理解が難しい面もあることから、できるだけ生活に密着した事例を取り上げるなどして具体的に指導することが大切である。

ア 東洋医学の意義と特色

東洋医学が、人間は自然の一部であり、自然と同じ法則の下に生活を営み、肉体の諸組織・器官は有機的な関係をもって統一体として機能し、心身一如であるという自然観、身体観に基づいて成り立っており、病人を全体的にとらえ、調和のとれた健康体へ戻そうとする考え方であることを扱う。

イ 陰陽五行論

古代中国の人たちが、日常生活の中から生み出した考え方である陰陽五行論を扱う。ここでは、陰陽論の基本概念、陰陽論の人体への応用、五行論の基本概念、五行論の医学的応用などについて扱う。

ウ 臟腑経絡論

臟腑論の概要、六臟六腑、特に脾や腎のように現代医学における同名の内臓とはかなり異なった扱いをしている臓、または心包や三焦のように現代医学では存在していない臓腑について重点を置いて扱う。また、経絡論では、経絡論の概要、経絡の概念、十二経脈及び奇経八脈の名称などを扱う。指導に当たっては、経脈が臟腑に属し、あるいは絡する関係にあり、臟腑と経脈が密接な関係にあることを理解できるようにする。

エ 気血、営衛、津液

気と血の概念、気血と営衛の捉え方の違い、津液又は湿痰の概念、津液と血の関係についての概要を中心に扱う。

オ 病因

現代医学の病因論との違いを考慮しつつ、内因、外因、不内外因を中心に扱う。

カ 証

病名と証の違いを考慮しつつ、証の概念、証の分類としての八綱弁証、陰陽虚実証、経病証、臟腑病証を中心に扱う。

〔指導項目〕

(2) 東洋医学の診断と治療

- ア 日本の伝統医学的診断と治療
- イ 現代の中医学的診断と治療

診断と治療の概念の理解にとどまらず、臨床で実践できる能力と態度の育成を目指している。指導に当たっては、日本の東洋医学と中医学について対比させながらそれぞれの特徴が理解できるよう留意すること。

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(2)のアについては、問診と切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。イについては、臟腑の生理と病理を踏まえた治療原則と治法を中心に扱うこと。

問診と切診に重点を置いて指導するが、切診のうち、腹診や切経では、身体各部の解剖学的構造の違いで触診時の感覚が異なることや、経絡や経穴反応を触診で確認する重要性を指導する。また、脈診の実習を通して、人により脈が変わることを実感できるようにする。なお、内容の範囲や程度については、科目内での重複を避け、一貫性をもたせて指導する。

(2) 東洋医学の診断と治療

ここでは、科目の目標を踏まえ、東洋医学の診断法と治療法について理解するとともに、その技術を身に付け、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 東洋医学の診断法と治療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の診断法と治療法についての基本的な課題を発見し、現代医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 東洋医学の診断法と治療法について自ら学び、臨床で応用することができる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本の伝統医学的診断と治療

日本の診断法の特徴、四診法の概要、望診、聞診、問診、切診、証の立て方など、また、本治法と標治法、補瀉法、鍼灸治療、手技による治療、湯液治療の概要などの治療法を中心に扱う。

イ 現代の中医学的診断と治療

中医学の診断法と治療法の概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (3) 経絡と経穴
ア 臟腑経絡とその流注
イ 十四経脈の経穴
ウ その他の特定穴 |
|--|

(3) 経絡と経穴

ここでは、科目の目標を踏まえ、長年集積されてきた経験医術としての東洋医学の根幹をなす経絡と経穴について、基礎的な知識と取穴の技術を身に付けるとともに、その他の反応点の示す現象を正確にとらえる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 経絡と経穴について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 経絡と経穴についての基本的な課題を発見し、取穴法と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 経絡と経穴について自ら学び、臨床に応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臟腑経絡とその流注

経絡の走行，連結，分布，経絡の表裏関係，流注の順序，臓腑と経絡の関係を中心に扱う。

イ 十四経脈の経穴

骨度法，同身寸法，十四経脈所属の主要な経穴の名称と取穴部位，要穴，五行穴の内，輪穴と合穴を中心に扱う。

ウ その他の特定穴

主な奇穴，阿是穴を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (4) 経絡，経穴と現代医学
ア 経絡，経穴の現代医学的研究
イ 関連する反応点，反応帯 |
|--|

(4) 経絡，経穴と現代医学

ここでは，科目の目標を踏まえ，現代医学的な視点で経絡と経穴を捉え，経絡と経穴の臨床的意義や特徴を理解し，臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 経絡，経穴と現代医学について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 経絡，経穴と現代医学についての基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 経絡，経穴と現代医学について自ら学び，臨床に応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 経絡と経穴の現代医学的研究

経絡と経穴に関する現代医学的研究の成果を中心に扱う。

イ 関連する反応点，反応帯

電気特性，知覚異常などの反応点の現象と出現メカニズムやその意義，皮膚及び皮下組織に見られる諸反応帯を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (5) 保健理療施術の概要
ア あん摩
イ マッサージ
ウ 指圧
エ 保健理療の臨床応用 |
|--|

〔指導項目〕の(5)については，あん摩・マッサージ・指圧による施術の定義とそれぞれの違いや特徴などを指導する。

(内容の範囲や程度)

- | |
|---|
| イ 〔指導項目〕の(5)については，基本手技を取り上げ，その特徴を理解させるととも |
|---|

に、臨床における施術の適応の判断についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による主な施術法についても取り扱うこと。エについては、病態を踏まえながら、アからウまでを適切に組み合わせた総合的な施術法を取り扱うこと。

あん摩・マッサージ・指圧による施術の定義とそれぞれの違いを指導するとともに、アからウについては、適応と応用を中心に指導し、エについては、実践力に結び付くよう「理療基礎実習」の〔指導項目〕の(5)及び(6)との関連を考慮して指導することが大切である。

(5) 保健理療施術の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、各手技の特徴とその応用について理解し、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療施術の概要について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健理療施術の概要についての基本的な課題を発見し、臨床の実践と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療施術の概要について自ら学び、臨床で実践できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア あん摩

基本手技とその応用を扱い、古法あん摩にも触れる。

イ マッサージ

基本手技とその応用を扱い、結合織マッサージなどにも触れる。

ウ 指圧

指圧の三原則や基本手技とその応用を扱い、カイロプラクティックなど、その他の手技による療法にも触れる。

エ 保健理療の臨床応用

効果的な保健理療施術を行うための施術の組合せ方、それぞれの施術の適応、不適応、禁忌、刺激量と感受性、過誤と副作用の危険性、消毒を中心に扱う。

〔指導項目〕

(6) 保健理療施術の治効理論と関連学説

- ア 刺激の伝達
- イ 身体組織・器官への影響
- ウ 生体反応と治効メカニズム
- エ 関連学説

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(6)のアからウまでについては、特に、運動器系疾患や内臓器系疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点で取り扱うこと。

「人体の構造と機能」との関連を考慮して、具体的に理解できるようするとともに、近年の研究成果の動向に留意して指導する。

(6) 保健理療施術の治効理論と関連学説

ここでは、科目の目標を踏まえ、保健理療施術の治効理論を科学的視点で学び、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療施術の治効理論と関連学説について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健理療施術の治効理論と関連学説についての基本的な課題を発見し、近年の研究成果と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療施術の治効理論について自ら学び、保健理療施術の効果を科学的に説明できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 刺激の伝達

あん摩・マッサージ・指圧の刺激との関連で、皮膚感覚の受容器と神経線維、骨格筋の受容器と神経線維、神経伝達経路・反射を中心に扱う。

イ 身体組織・器官への影響

組織、器官、自律神経、体液、免疫機構などへの影響を中心に扱う。

ウ 生体反応と治効メカニズム

刺激の定義、刺激の種類、生体反応としての調整作用、鎮痛、興奮、鎮静、防御を中心に扱う。

エ 関連学説

ホメオスタシス、ストレス学説、圧自律神経反射、鎮痛学説の概要を中心に扱う。

6 臨床保健理療

この科目は、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」の基盤となるものであり、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」及び「基礎保健理療」と関連付けながら、保健理療施術で取り扱う機会が多い症状・疾患・病態について適応の判断と治療計画・治療法の考え方を中心に学び、臨床で応用する能力を身に付けることを目指している。

今回の改訂では、患者理解を促進する観点から「(1)臨床理療学の基礎」のイにインフォームド・チョイス及びインフォームド・ディシジョンを加えた。また、認定規則を踏まえ、「(3)生体観察の基礎」を新設するとともに、「(2)東洋医学における診断、治療の原則」に、「適応の判断」や「施術計画」を位置付けた。さらに、〔指導項目〕の(5)から(7)の項目において、病態生理と適応の判断を強調するなどを示した。

(1) 目標

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床保健理療に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 臨床保健理療について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に

付けるようにする。

- (2) 臨床保健理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床保健理療について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、東洋医学と現代医学の立場から内容を有機的に関連させ、保健理療施術の対象となる主な症状についての患者への対応、診察法や治療法、患者の生活管理などを具体的に理解させ、適切な施術を行うことができるようにすることを目指している。また、保健理療施術の効果を客観的なデータで評価したり、適否を判断したりして、適切な処置を講ずることができるようにすることも目指している。

目標の(1)は、施術を行うために必要な臨床保健理療の知識を体系的・系統的に理解するとともに、関連する現代医学と東洋医学に関する技術を身に付け、臨床の対象者に対して効果的な保健理療施術を適切に行うことができる能力を育成することを意味している。

目標の(2)は、現代社会における臨床保健理療の課題を発見し、適応の判断や治療の有効性・有用性と関連づけながら合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、臨床保健理療について主体的に学び、現代医学と東洋医学の知識と技能を活かして適切に施術に取り組む態度を育成することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)臨床保健理療の基礎、(2)東洋医学における診断、治療の原則、(3)生体観察の基礎、(4)健康と保健理療施術、(5)主な症状の保健理療施術、(6)主な疾患の保健理療施術、(7)高齢者に対する保健理療施術、(8)スポーツ領域における保健理療施術、(9)産業衛生における保健理療施術の九つの指導項目で、11単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」及び「保健理療基礎実習」等で学んだ知識を総合し、生体の機能異常を的確に診察し、適切な治療を行い、必要な対策を講ずることのできる知識を体系的に指導する。内容を取り扱う際には、保健理療は、診察、治療の両面にわたり東洋医学の経験的知恵と現代医学の科学的知識を有機的に総合したものであり、生体が本来もっている調節力を主体としていることが大きな特色であることを理解できるように配慮して指導する。

イ 指導に当たっては、「保健理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

本科目での学習が、「保健理療基礎実習」の〔指導項目〕の(6)における実習場面で実践され、「保健理療臨床実習」の基盤となることを踏まえ、指導の一貫性を高めることが大切である。内容は、「生活と疾病」、「基礎保健理療」などとの関連を図りながら、診察から治療に至るまでの過程を理解できるように構成してある。したがって、各科目の指導の実態をよく把握して授業の構成を組み立てる必要がある。現代医学と東洋医学の知識を生かし、生徒が興味・関心を高めることができるように、指導内容・方法を工夫することが大切である。

内容を取り扱う際には、実技実習の内容との関連性を十分に考慮し、指導者間の連携を密にしたり、ティーム・ティーチングを取り入れたり、時間割上の指導時間の設定を工夫したりすることなどが必要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 臨床保健理療の基礎

- ア 臨床保健理療の意義と役割
- イ 施術対象者の心理と施術者の対応

保健理療臨床における施術者としての基本的な考え方、在り方を理解できるようにする。
(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう取り扱うこと。

「生活と疾病」の〔指導項目〕の(4)の学習を基礎とし、また、「医療と社会」の〔指導項目〕の(3)及び(6)との関連に留意しながら、あん摩マッサージ指圧師として子どもから高齢者まで幅広い年齢層にわたって信頼されるような態度、行動及び言葉遣いなどを身に付けるように指導すること。

(1) 臨床保健理療の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代社会における保健理療の役割を理解した上で、施術者としての基本的な態度や患者接遇・医療面接の技法を具体的に身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 臨床保健理療の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨床保健理療の基礎についての基本的な課題を発見し、現代社会における保健理療

と役割と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 臨床保健理療の基礎について自ら学び、施術者として相応しい態度の確立とコミュニケーションスキルの向上を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臨床保健理療の意義と役割

次の事項を中心に扱う。

(ア) 経験医術の特徴と社会からの期待、特に、自然との共生ということが根底にあること。

(イ) 治未病の現代社会における役割、特に、生活習慣病の予防への意義、近代医学との併用の意義と役割、施術対象、施術法の種類等。

特徴として以下を取り上げ、これが、視覚に障害のある人が、その触圧覚を生かして適切な施術を行うことができる背景となっていること。

- ㉞ 痛くないこと
- ㉟ 触圧覚を十分に活用することができること
- ㊱ 軽微な刺激による治療であること
- ㊲ 生体の調節力を意図的、積極的に調節する治療であること
- ㊳ 未病の徴に対する治療であること

イ 施術対象者の心理と施術者の対応

施術対象者の心理、施術者として必要な条件、インフォームド・コンセント、インフォームド・チョイス、インフォームド・ディシジョンを中心に扱う。

〔指導項目〕

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

- ア 診察
- イ 適応の判断
- ウ 施術計画
- エ 施術原則
- オ 記録

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

ここでは、科目の目標を踏まえ、東洋医学における診断、治療の原則を理解し、施術を行うことができるよう、体性系症状に対する施術や、生体の調節力に対する施術、未病の徴に対する施術などを身に付けること、また、「基礎保健理療」で学習した内容を発展させ、西洋医学の診察結果と併せて東洋医学の診察を行い、適応の判断から施術計画、記録までの流れを具体的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 東洋医学の診断、治療の原則について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の診断、治療の原則についての基本的な課題を発見し、西洋医学の診察結果と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 東洋医学の診断、治療の原則について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指して

その実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 診察

基本的には現代医学の体系によって診察を行い、そこに生体の微妙な変化を把握しようとする東洋医学の四診法の特色が生かせるように、次の事項を扱う。

- (ア) 切診については、保健理療施術で最も特徴的な診察法であること。十分に活用できるように具体的に扱う。
- (イ) 脈診については祖脈。
- (ウ) 東洋医学の診断である病証については、臓腑経絡系の立場から臓腑病証、経絡病証の基本。
- (エ) 施術の適否と限界、予後の判定、リスク管理など。

イ 適応の判断

治療計画の立て方、治療法の組立て方、治療効果の判定、他の治療法及び健康法との関連、禁忌の場合の対応、施術計画を中心に扱う。

ウ 施術計画

治療が生体の調節力（自然治癒力）に対する施術、症状に対する施術、そして自覚されていないけれども不調の状態にある未病の徴に対する施術からなることを明確に理解させた上で、次の事項を中心に扱う。

- (ア) 刺激による生体反応の起こり方（局所反応、遠隔部反応及び全身反応）
- (イ) 治療手順
 - a 生体の調節力を高める治療を最初に行うことで、続いて行われる治療の効果が高くなること。
 - b 調節力を高める治療を最後に行うことにより、それまでに行われた治療の反応を好ましい方向に整え、自然治癒力の高まった状態をつくれること。

エ 施術原則

基本的な施術原則について次の事項を中心に扱う。

- (ア) 生体の調節力を高めるための施術原則
- (イ) 未病を治するための施術原則
- (ウ) 症状に対する施術原則

オ 記録

POS、カルテ記載の仕方、各種検査記録、各種評価表、紹介状の書き方、記録の保存とカルテ管理を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|-------------|
| (3) 生体観察の基礎 |
| ア 骨の触察 |
| イ 筋の触察 |
| ウ 関節の触察 |
| エ 神経、血管の触察 |

(3) 生体観察の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、診察・取穴・施術実技の基本となる生体観察に関する

知識を身に付け、目的に合わせて正確に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生体観察の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 生体観察の基礎について基本的な課題を発見し、視覚障害に配慮した技術と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生体観察の基礎について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 骨の触察

触察・取穴、診察などの基準となる骨の隆起や骨溝を中心に扱う。

イ 筋の触察

体表から触察可能な筋を中心に扱う。指導に当たっては、起始・停止・走行、筋緊張・筋萎縮・硬結などが体験的に理解できるようにする。

ウ 関節の触察

頸部、肩関節、肘関節、手関節、手指、腰部、股関節、膝関節、足関節を中心に扱う。指導に当たっては、関節の変形、炎症所見、運動時のクリックや痛みの状態及びアライメントの異常などが理解できるようにする。

エ 神経、血管の触察

三叉神経、後頭神経、顔面神経、腕神経叢、橈骨神経、正中神経、尺骨神経、腰神経叢、坐骨神経、外側大腿皮神経、大腿神経、伏在神経について、神経の走行、体表から観察できる部位及び絞扼されやすい部位を中心に扱う。血管については、体表から観察できる動脈拍動部及び皮静脈の走行を中心に扱う。指導に当たっては、筋や骨との関係を明確にして具体的に理解できるようにする。

〔指導項目〕

(4) 健康と保健理療施術

- ア 健康観と疾病観
- イ 健康の保持増進のための保健理療施術
- ウ 生活習慣病予防のための保健理療施術
- エ その他の健康療法

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて取り扱うこと。

ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

イについては、他の治療学には見られない特色のあるところであるから、十分にその意味を理解し、具体的に実践できるよう指導する。ウについては、保健理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養う

とともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧が適応する主な症状や疾患に対して適切に保健理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。

(4) 健康と保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康増進や生活習慣病予防のための保健理療施術の意義と役割を理解し、保健理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康と保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康と保健理療施術についての基本的な課題を発見し、現代社会における疾病構造や健康観と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康と保健理療施術について自ら学び、国民の健康保持・増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 健康観と疾病観

健康の成立条件、社会構造の変化と健康概念、未病の概念を中心に扱う。

イ 健康の保持増進のための保健理療施術

日本人の健康状態、鍛錬療法と調整療法、未病の徴、未病を治する保健理療施術を中心に扱う。

ウ 生活習慣病予防のための保健理療施術

本態性高血圧症、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患などの代表的な生活習慣病を取り上げ、予防の観点を重視し、生体の調節力を高める治療及び未病を治する治療を中心に扱う。

エ その他の健康療法

健康の保持増進を促す観点から、運動法、食事法、酒など嗜好品の好ましい用い方を中心に扱う。

〔指導項目〕

(5) 主な症状の保健理療施術

- ア 頭痛
- イ 肩こり
- ウ 肩関節痛
- エ 頸肩腕痛
- オ 腰痛
- カ 腰下肢痛
- キ 膝痛
- ク 高血圧と低血圧
- ケ 心身の疲労
- コ その他の症状

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過につ

いて、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

エ [指導項目] の(5)及び(6)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。

ウについては、保健理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧が適応する主な症状や疾患に対して適切に保健理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。エについては、「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し、本科目では主な症状や疾患に対して適切な保健理療施術を行うという観点から扱い、一貫した指導を行うようにする。また、健康指導、生活指導及び応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導すること。ここで取り上げる症状及び疾患は、臨床上扱うことが多いので、十分な指導が必要である。

(5) 主な症状の保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、各症状について保健理療施術の適応の判断及び適応症状に対して保健理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 主な症状の保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な症状の保健理療施術についての基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な症状の保健理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 頭痛

イ 肩こり

ウ 肩関節痛

エ 頸^{けい}肩腕痛

オ 腰痛

カ 腰下肢痛

キ 膝^{ひざ}痛

ク 高血圧と低血圧

ケ 心身の疲労

コ その他の症状

アからケについては、「生活と疾病」の[指導項目]の(2)で扱った症状を中心に扱い、コについては、保健理療施術による有効性が高いものを中心に扱う。

指導に当たっては、次の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に扱う。

- (ア) 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位及び症状部位と経絡等）
- (イ) 治療法、適応と不適応、治療の限界及び治療計画等
- (ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

〔指導項目〕

(6) 主な疾患の保健理療施術

- ア 運動器系疾患
- イ 神経系疾患
- ウ 呼吸器系疾患
- エ 血液・循環器系疾患
- オ 消化器系疾患
- カ 泌尿・生殖器系疾患
- キ 内分泌系・代謝疾患
- ク 感染症
- ケ その他の疾患

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

エ 〔指導項目〕の(5)及び(6)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。

ウについては、保健理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧が適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。エについては、「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し、本科目では主な症状や疾患に対して適切な保健理療施術を行うという観点から扱い、一貫した指導を行うようにする。また、健康指導、生活指導及び応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導する。ここで取り上げる症状及び疾患は、臨床上扱うことが多いので、十分な指導が必要である。

(6) 主な疾患の保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、主な疾患について適応の判断及び適応疾患に対する保健理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 主な疾患の保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な疾患の保健理療施術について基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な疾患の保健理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、「生活と疾病」での学習を基本として、治療法選択の重要な判断材料となる各疾患及びその症状の病態生理、軽快因子及び増悪因子をまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

ア 運動器系疾患

イ 神経系疾患

ウ 呼吸器系疾患

エ 血液・循環器系疾患

オ 消化器系疾患

カ 泌尿・生殖器系疾患

キ 内分泌系・代謝疾患

ク 感染症

ケ その他の疾患

アからケについては、「生活と疾病」の〔指導項目〕の(5)で取り上げた疾患を中心に扱う。

ケについては、保健理療施術による有効性が高いものを中心に扱う。

指導に当たっては、次の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に扱う。

(ア) 診察（圧痛点の部位，筋緊張の部位，疾患及び症状部位と経絡等）

(イ) 治療法，適応と不適応及び治療計画

(ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

なお、アにおいて脱臼及び骨折については、患部への施術が法的な制限行為であることを考慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に扱う。

〔指導項目〕

(7) 高齢者に対する保健理療施術

ア 高齢者の心身機能の特徴

イ 高齢者の主な症状に対する保健理療施術

ウ 要支援・要介護高齢者に対する保健理療施術

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

オ〔指導項目〕の(7)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて取り扱うこと。

ウについては、保健理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧が適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。オについては、人口の急激な高齢化、在宅介護の必要性などから施術対象となるケースが多くなることが考えられ、重度な医療的対処が必要な患者よりも、軽症、未病の段階においてこそ理療の力を発揮する場合がある。脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについて理解を深めることが大切である。

(7) 高齢者に対する保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康な高齢者及び要支援・要介護高齢者の保健理療施術について、適応の判断及び適応症状に対して保健理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者の保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者の保健理療施術についての基本的な課題を発見し、高齢者の心身特性や適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の保健理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、高齢者にとって、快適な日常生活を維持し、QOL(Quality of life)の向上を図る上で体調の調整維持療法としての保健理療施術の果たす役割が大きいこと、介護を必要としない健康高齢者の体調の維持が重要であることなど、社会の要請を十分に理解して対応できるよう指導する。今回の改訂では、介護保険の対象に要支援者も含まれることから、従前の「要介護高齢者」を「要支援・要介護高齢者」に改めた。

ア 高齢者の心身機能の特徴

老化の機序、高齢者の身体的特徴、高齢者の心理的特徴を中心に扱う。

イ 高齢者の主な症状に対する保健理療施術

認知症、排尿・排便障害及び咳・痰、動悸・息切れなどを中心に、各症状の病態、軽快因子及び増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となることから、これらをまとめて扱うとともに、次の事項を順序立てて、具体的に扱う。

- (ア) 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位及び症状部位と経絡等）
- (イ) 治療法、適応と不適応及び治療計画等
- (ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

ウ 要支援・要介護高齢者に対する保健理療施術

イを基本として、要支援・要介護者の運動機能、長期臥床者の褥創予防、各器官の機能維持を配慮した診察と治療を中心に扱う。

なお、地域の実態により、保健理療施術者が担当する対象も変わる可能性があることから、各学校で生徒の卒業後の状況を踏まえ、指導内容を検討する必要がある。

〔指導項目〕

- | |
|----------------------|
| (8) スポーツ領域における保健理療施術 |
| ア スポーツ障害・外傷の一般 |
| イ スポーツ障害・外傷の予防と管理 |
| ウ 主なスポーツ障害・外傷の保健理療施術 |

この〔指導項目〕は、健康な心身を保持増進するために注目される分野である。市民スポーツが広がりを見せている一方、アマチュア、プロフェッショナルを含めてレベルの高い競技スポーツも盛んになっている。そのなか保健理療施術が、スポーツを行う人の体調を整える上で有効であることから、スポーツ領域における理療施術の新たな発展が期待さ

れるところである。

(内容の範囲や程度)

カ [指導項目] の(8)のウについては、応急処置及びテーピングの基本について取り扱うこと。

スポーツ障害・外傷への対応の一つとしてテーピングの基本的事項に指導の重点を置くとともに、スポーツ障害・外傷の予防と管理では、オーバーユース症候群、捻挫、肉離れに対する予防・管理の基本を指導する。また、生徒の進路希望に応じて、更に学習できるよう配慮することが大切である

(8) スポーツ領域における保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、スポーツ領域における保健理療施術について、適応の判断及びスポーツ障害・外傷の予防並びに適応症状に対する保健理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① スポーツ領域における保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② スポーツ領域における保健理療施術についての基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ スポーツ領域における保健理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア スポーツ障害・外傷の一般

スポーツ医学の役割、スポーツ障害・外傷の定義、スポーツ障害・外傷の分類、部位別のスポーツ障害・外傷（野球、テニス、中・長距離走等のスポーツ活動によるオーバーユース障害）、スポーツ障害・外傷に対する応急手当を中心に扱う。

イ スポーツ障害・外傷の予防と管理

保健理療が、自律神経機能の調節作用を高めることにより、スポーツ選手のコンディションづくりに力を発揮する施術であることを理解させる観点から、筋疲労と筋肉痛の除去、筋緊張の緩和と筋柔軟性の獲得、筋力の増強、心身の調整、スポーツ前後の処置を中心に扱う。

ウ 主なスポーツ障害・外傷の保健理療施術

保健理療施術を行う場合、単に症状に対する治療のみでなく、生体の調節力を高める治療、未病に対する治療を総合して行うことが健康度を高める上で重要であることを理解させる。また、「生活と疾病」の[指導項目] (5)のアで取り扱う障害・外傷を中心に、スポーツ障害・外傷に対する治療、適応と不適応、治療の限界、他の医療分野との関連、応急処置。

[指導項目]

(9) 産業衛生における保健理療施術
ア 仕事と健康

- イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師の業務と役割
- ウ 主な職業起因性症状の保健理療施術

(9) 産業衛生における保健理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、産業衛生における保健理療施術について対象者の健康管理と職業起因性症状に対する保健理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 産業衛生における保健理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 産業衛生における保健理療施術についての基本的な課題を発見し、対象者の実態と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 産業衛生における保健理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指し、その実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、不特定多数を対象とするのではなく、企業等の特定された対象集団において健康管理を適切に行うことができるようにすることが必要である。この場合、企業内等において健康管理を行ういわゆるヘルスキーパー（企業内理療師）として信頼されるためには、施術に関する優れた知識や技術とともに、社会性や豊かな人間性などが求められるので、これらの点について扱う。

ア 仕事と健康

「疾病の成り立ちと予防」の〔指導項目〕の(2)、(4)及び(8)の学習を基礎に、職場とストレス、仕事と疲労を中心に扱う。

イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師の業務と役割

ヘルスキーパー（企業内理療師）の業務と役割を理解させる観点から、職場のストレス病、物的環境要因と身体的疲労の一般的な対策、職場における身体的疲労の一般的な予防策を中心に扱う。

ウ 主な職業起因性症状の保健理療施術

ヘルスキーパー（企業内理療師）が扱うことの多い主な職業起因性症状として頭痛、肩こり、肩の痛み、不眠、イライラ、目の疲れ、胃腸の不調、腰痛、^{ひざ}膝痛、冷えなどを扱い取り上げ、それぞれについて、発症メカニズムの分析法、発症メカニズムによる保健理療施術の使い方、自己管理法（セルフケア）の概要を扱う。

7 地域保健理療と保健理療経営

この科目は、超高齢化を伴いながら人口減少が進む日本社会の課題と社会保障制度の動向について理解を深め、地域における多職種との連携・協働やチーム医療の大切さを学ぶとともに、地域包括ケアシステムにおける保健理療業務の意義と役割を自覚し、併せて、施術所の現代的経営の在り方を考える能力を養うことを目指している。

今回の改訂では、少子高齢社会の現状と課題及び医療・介護を中心とする社会保障制度改革の動向を踏まえた上で、地域における保健理療業務の意義や在り方を系統的かつ効率的に扱うことができるよう改善するとともに、地域医療の沿革と地域保健理療の概念を追

加した。また、認定規則を踏まえ、療養費の受領委任払い制度を中心とする健康保険制度と保健医療業務との関連性を充実させるなど、指導項目の改善を行った。一方、従前の「保健医療と社会」で扱われていた「諸外国における鍼灸^{きゅう}、徒手による施術」については、「医療と社会」の〔指導項目〕の(1)及び(3)と重複することから削除した。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、地域保健医療及び保健医療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 地域保健医療及び保健医療経営について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域保健医療及び保健医療経営に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 地域保健医療及び保健医療経営について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、地域保健医療及び保健医療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、あん摩マッサージ指圧師が地域保健・医療・福祉の構成員として業務を円滑に行うための基礎的な知識を習得するとともに、その知識を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、地域保健医療と保健医療経営の本質を理解するとともに、施術所の開設準備から経営の実際に至る過程で求められる基礎的な知識や経営スキルが身に付くようにすることを意味している。

目標の(2)は、あん摩マッサージ指圧師が従事する医療及び介護領域における制度上の課題を理解し、その解決策について自ら考える力が身に付くようにすることを意味している。

目標の(3)は、超高齢社会を迎えた地域における保健医療の意義と役割を自覚し、医療及び介護領域の関係機関や多職種と連携・協働して保健医療経営を実践できる能力が身に付くようにすることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)少子高齢社会と社会保障、(2)地域社会と保健医療、(3)地域保健医療の業務と社会保険、(4)保健医療と経営の四つ指導項目で構成し、2単位以上履修されることを想定している。また、内容を扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、地域社会における保健医療の役割と意義を理解できるようにすること。

内容を取り扱う際には、「医療と社会」の〔指導項目〕の(2)のイ及びウで扱う社会保障の概念や社会保険制度の概要の内容と関連付けながら指導するとともに、地域包括ケアシステムにおける保健医療の意義と役割を理解できるようにすることが重要である。

イ 〔指導項目〕の(3)については、制度に関する基本的な考え方や法令遵守についても指導すること。

〔指導項目〕の(3)については、医療及び介護を中心とする社会保険制度に関する基本的な知識が身に付くよう扱うとともに、「医療と社会」の(6)のア及びイの内容と関連付けながら指導することが重要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 少子高齢社会と社会保障

ア 少子高齢化の現状と動向

イ 医療保障と介護保障の現状と課題

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、最新の統計や資料を踏まえて取り扱うこと。

指導に当たっては、関係機関等が発表する統計や資料を用意できるようにすることが大切である。

(1) 少子高齢社会と社会保障

ここでは、科目の目標を踏まえ、少子高齢社会の現状と課題及び医療・介護を中心とする社会保障制度に関する基本的な知識を理解し、地域保健医療と保健医療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 少子高齢社会の現状と社会保障の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 少子高齢社会と社会保障制度についての基本的な課題を発見し、日常生活と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 少子高齢社会における社会保障制度について自ら学び、その解決策を考える学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 少子高齢化の現状と動向

人口構造と高齢化の特徴，少子高齢化の要因，少子高齢社会と介護問題，少子高齢社会と社会保障を中心に扱う。指導に当たっては，人口，医療及び介護に関する最新の政府統計を踏まえる。

イ 医療保障と介護保障の現状と課題

社会保障制度の理念と枠組み，社会保険の一般，医療保険制度の概要，介護保険制度の概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (2) 地域社会と保健医療
ア 地域医療の沿革
イ 地域保健医療の概念
ウ 地域社会の医療と介護 |
|---|

(2) 地域社会と保健医療

ここでは，科目の目標を踏まえ，地域医療の沿革と地域保健医療の概念を指導するとともに，地域社会における医療及び介護の現状と保健医療の意義・役割について理解し，地域保健医療と保健医療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 地域社会における保健医療の意義と役割について理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 地域社会における保健医療についての基本的な課題を発見し，保健医療の実践事例と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 地域における保健医療について自ら学び，その発展的な在り方や改善策に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域医療の沿革

地域保健・医療の概念，地域保健・医療の背景と動向を中心に扱う。

イ 地域保健医療の概念

地域保健医療の考え方，地域保健医療の意義と役割を中心に扱う。

ウ 地域社会の医療と介護

社会保障制度の課題，医療保険制度改革の動向，介護保険制度改革の動向，地域包括ケアシステムの概念を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (3) 地域保健医療の業務と社会保険
ア 保健医療業務と療養費
イ 保健医療業務と診療報酬
ウ 保健医療業務と介護報酬 |
|--|

(3) 地域保健医療の業務と社会保険

ここでは、科目の目標を踏まえ、施術所、医療機関、介護保険事業所で展開される保健理療業務と社会保険との関係性を理解し、地域保健理療と保健理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 地域保健理療の業務と社会保険との関連性について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 地域保健理療の業務と社会保険との関連性についての基本的な課題を発見し、施術所、医療機関及び介護保険事業所における各業務と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 地域における保健理療業務と社会保険の仕組みや課題について自ら学び、その課題や発展的な在り方に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健理療業務と療養費

保健理療施術と健康保険、療養費の支給基準、受領委任払い制度を中心に扱う。

イ 保健理療業務と診療報酬

診療報酬制度、マッサージ療法の診療報酬、あん摩マッサージ指圧師とリハビリテーション料、混合診療の禁止を中心に扱う。

ウ 保健理療業務と介護報酬

機能訓練指導員とその業務、機能訓練指導員と介護報酬を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------|
| (4) 保健理療と経営 |
| ア 経営の一般 |
| イ 施術所の開設準備 |
| ウ 障害者雇用と助成金制度 |
| エ 経営の管理と運営 |
| オ 経営の展開と実際 |

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4)については、経営の実際的基本的な事項を取り扱うこと。
--

経営学一般の基本的事項を踏まえた上で、地域理療を実践する観点を重視し、施術所経営の企画から業務管理に至る具体的な過程を、「保健理療臨床実習」の〔指導項目〕の(2)のウとの関連を図りながら、体験的な学習を取り入れるとともに、生徒自らにも考えさせるようにすることが大切である。また、地域医療や地域福祉と施術所経営との関連についても扱うようにする。

(4) 保健理療と経営

ここでは、科目の目標を踏まえ、施術所経営に必要な経営学一般の基本的事項とともに、施術所開設の企画から業務管理・運営に至る一連の過程を、関係法規等で学習した内容と関連付けながら具体的に理解し、地域保健理療と保健理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療経営について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健理療経営についての基本的な課題を発見し、保健理療経営の事例と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療経営について自ら学び、模擬的な経営学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 経営の一般

経営学の基本概念、施術所経営の特性を中心に扱う。

イ 施術所の開設準備

経営理念と運営方針の検討、開業地選定と需要分析、事業計画と資金計画、資金調達計画と融資制度、施術所の構造と施設・設備、健康保険の取扱い、従業員の雇用と待遇、施術所の開設届と保健所検査、開院と広告・宣伝、介護保険制度下における施術所経営を中心に扱う。

ウ 障害者雇用と助成金制度

障害者雇用率と障害者雇用納付金制度、障害者雇用のための助成金を中心に扱う。

エ 経営の管理と運営

施術記録の管理、リスク管理と事故賠償保険、労務管理と従業員教育、総合管理と営業分析を中心に扱う。

オ 経営の展開と実際

医療機関や保健医療福祉機関との連携、あん摩・マッサージ・指圧、鍼灸^{しんきゅう}業務と税金、施術所経営の展開、訪問マッサージ業務の展開、機能訓練特化型デイサービスの展開を中心に扱う。

8 保健理療基礎実習

この科目は、臨床の基礎としてあん摩・マッサージ・指圧の基礎的な技術を身に付けるとともに、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」及び「臨床保健理療」で学習した知識、技術と関連付け、臨床を想定して医療面接、身体診察及び応用・総合施術等の統合化を図り、臨床の基礎を体験的・実践的に学習することを目指している。

今回の改訂では、衛生・安全管理を重視するとともに、「保健理療臨床実習」の〔指導項目〕の(1)から「医療面接実習」を移動させ、臨床をより意識した実習となるよう改善を行った。また、認定規則を踏まえ、臨床実習前施術実技評価を具体的に行うことを求めている。

(1) 目標

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床の基礎に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床の基礎について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。

- (2) 臨床の基礎に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床の基礎について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、あん摩・マッサージ・指圧の基礎的な技術と「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」及び「臨床保健理療」で育成した資質・能力を統合して活用することにより、保健理療の理論と技術を結び付け、安全で適切な臨床の基礎を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は、保健理療施術の導入として、施術者としての基本的な態度・習慣を身に付けるとともに、あん摩・マッサージ・指圧の実技の基本を確実に身に付けることを意味している。

目標の(2)は、臨床実習への導入の段階として、代表的な症状や疾患に対する施術を、評価と理論に基づいて、併用する療法とともに、実践的かつ適切に行うことにより、保健理療の基礎実技について課題を発見し、合理的かつ想像的に解決することができるようにすることを意味している。

目標の(3)は、応用実習や総合実習を通してあん摩・マッサージ・指圧の基礎的な技術の習熟を図るとともに、保健理療業務の役割やその広がりについて学び、適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)施術に必要な衛生と安全管理、(2)あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習、(3)保健理療応用実技実習、(4)保健理療総合実技実習の四つの指導項目で、「保健理療臨床実習」と合わせて14単位以上履修されることを想定して内容を構成している。

内容の構成は、あん摩マッサージ指圧師の臨床領域で扱われる施術の基本が系統的かつ総合的に学習できるよう配慮してある。取扱いに当たっては、理論と実技を統合し、総合的な施術の考え方が身に付くよう、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「臨床保健理療」との関連に十分留意することが大切である。

また、この科目の基礎段階は、基本実技を反復練習する内容であるので、生徒が、常に技術習得への意欲をもって学習に取り組むことができるよう指導方法を工夫することが必要である。例えば、体表観察や刺鍼と施灸^{しん きゅう}を織り交ぜるなどして授業の展開に変化をもたせたり、基礎的な実技の評価基準を創意工夫し、学習の到達度を客観的に示したりすることなどが考えられる。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱

うこと。ウについては、施術の過誤を予防するための適切な安全管理ができるように取り扱うこと。

〔指導項目〕の(1)については、施術者として必要な資質が習慣化されるように、指導と評価を繰り返し、その定着を図ること。ウについては、この科目において指導を徹底することはもとより、学校生活の全般を通じて、指導に当たることが大切である。

イ 〔指導項目〕の(2)については、他の科目と関連付けながら、基礎的な施術ができるよう指導すること。

〔指導項目〕の(2)については、特に、「生活と疾病」の〔指導項目〕の(1)、(2)、(4)、(7)及び(8)、「基礎保健理療」の〔指導項目〕の(2)及び(3)、「臨床保健理療」の〔指導項目〕の(3)から(9)との関連に留意して指導すること。

ウ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるよう指導すること。また、(3)のアについては、患者の立場に立ち、安全な施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。(4)のイについては、臨床実習前施術実技に関する評価を行うこと。

〔指導項目〕の(3)及び(4)については、模擬患者を設定し、医療面接をはじめ・診察・施術の実習が実践的に行えるよう計画すること。〔指導項目〕の(4)のイについては、施術者としての態度・習慣及び基礎的な実技の習熟の程度について形成的評価及び到達度評価を行うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 施術に必要な衛生と安全管理

ア 施術室の管理

イ 施術者の衛生保持

ウ リスク管理

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて取り扱うこと。

皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化できるようにする。

(1) 施術に必要な衛生と安全管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、保健医療施術を行う上で基本となる施術室の管理と清潔保持の態度・習慣及び施術上注意すべき事項について理解し、保健医療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。その際、施術者としての心構え、患者等に対する接し方の基本についても指導することが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 施術に必要な衛生と安全管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 施術に必要な衛生と安全管理についての多様な課題を発見し、他の科目で学習した内容と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 施術に必要な衛生と安全管理について自ら学び、臨床で求められる基礎的な技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化させることが大切である。

ア 施術室の管理

施設・設備の管理の実際、施術室等の環境整備を中心に扱う。施設・設備の管理の実際の指導に当たっては、安全な動線を意識して施設・設備を整備するとともに、配置している機器の点検を含めて安全な環境が保持できるよう具体的に扱う。また、施術室等の環境整備の指導に当たっては、照明、清掃、ベッドメイク、施術道具の消毒・滅菌等の管理について具体的に扱い、施術室全体が衛生的な環境に保持できるようにする。

イ 施術者の衛生保持

衛生的な手洗い、施術前後の手指消毒、施術者の消毒を中心に扱う。指導に当たっては、施術者から患者、患者から施術者、施術者を介して患者から患者への感染を予防できるよう、適切な手洗い・手指消毒の方法を具体的に指導するとともに、習慣化できるようにする。

ウ リスク管理

施術に必要なリスク管理の実際と施術過誤の実態を中心に扱う。指導に当たっては、施術過誤の実態を踏まえて、安全な施術が行えるよう具体的に指導する。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習
ア あん摩の基本手技と身体各部の施術
イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術 |
|---|

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、運動法の基本等についても取り扱うこと。

各学校の指導体制や生徒の状況等を考慮し、関節モビライゼーション・カイロプラクティックなどその他の徒手による療法、テーピングの実際についても扱うよう配慮する。また、短時間で行うあん摩・マッサージ・指圧への需要が増大していることを踏まえ、マッサージ用の専用いすを使ったあん摩・マッサージ・指圧施術についても扱うことが大切で

ある。

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、あん摩・マッサージ・指圧の各基本手技及び運動法の基本について理解し、保健理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技についての多様な課題を発見し、臨床で求められる技術の習熟度と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技について自ら学び、臨床で求められる基礎実技の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、基本手技と運動法について扱うとともに、手技療法の応用範囲に合わせて局所施術や全身施術ができるよう、時間的なまとまりに配慮すること。

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（あんぶ按摩法、じゅうねつ揉捏法、しゅうねつ圧迫法、しゅうねつ振戦法、しゅうねつ叩打法、しゅうねつ曲手、しゅうねつ運動法）
- (イ) 座位のあん摩（けい頸部、けい肩上部、けい肩甲部、けい背部、けい上肢部、けい頭部、けい顔面部）
- (ウ) 側臥位のあん摩（けい頸部、けい肩上部、けい肩甲部、けい背腰部、けい仙骨部、けい殿部、けい上肢・手部、けい下肢・足部、けい頭部、けい顔面部）
- (エ) 腹臥位のあん摩（けい背腰部、けい仙骨部、けい殿部、けい下肢部、けい足底部）
- (オ) 背臥位のあん摩（けい前胸部、けい腹部、けい下肢部、けい顔面部）

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

パウダーマッサージとオイルマッサージを扱うとともに、具体的には、次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（しゅうねつ軽擦法、じゅうねつ揉捏法、しゅうねつ圧迫法、しゅうねつ振戦法、あんねつ強擦法、あんねつ按摩法、しゅうねつ叩打法）
- (イ) 上肢のマッサージ（しゅうねつ手指、しゅうねつ手部、しゅうねつ手関節、しゅうねつ前腕、しゅうねつ肘関節、しゅうねつ上腕、しゅうねつ肩関節）
- (ウ) 下肢のマッサージ（しゅうねつ足指、しゅうねつ足部、しゅうねつ足関節、しゅうねつ下腿、しゅうねつ膝関節、しゅうねつ大腿、しゅうねつ殿部、しゅうねつ股関節）
- (エ) 背腰部のマッサージ（しゅうねつ腰部、しゅうねつ背部、しゅうねつ肩甲部）
- (オ) けい頸肩部のマッサージ（けい肩甲帯、けい肩上部、けい頸部）
- (カ) 胸腹部のマッサージ（しゅうねつ前胸部、しゅうねつ肋間部、しゅうねつ乳房部、しゅうねつ腹壁、しゅうねつ腹部内臓）、しゅうねつ顔面部のマッサージ（しゅうねつ表情筋、しゅうねつ咀嚼筋、しゅうねつ顎関節）
- (キ) 結合織マッサージの基本手技（しゅうねつ反射帯の検査法、しゅうねつ擦過軽擦、しゅうねつカギ型軽擦）
- (ク) 運動法の基本（しゅうねつ他動運動、しゅうねつ自動介助運動、しゅうねつ自動運動、しゅうねつ抵抗運動、しゅうねつ伸張運動）

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（しゅうねつ押圧の三原則、しゅうねつ押圧の強弱段階、しゅうねつ通常圧法、しゅうねつ緩圧法、しゅうねつ持続圧法、しゅうねつ吸引圧法、しゅうねつ衝圧法、しゅうねつ振動圧法、しゅうねつ運動操作）
- (イ) けい伏臥指圧法（けい背腰部、けい仙骨部、けい殿部、けい下肢部）

- (ウ) 仰臥^が指圧法（胸部，腹部，上肢部，下肢部，頭部，顔面部）
- (エ) 正座指圧法（頸部^{けい}，肩上部，上肢部）

〔指導項目〕

- (3) 保健理療応用実技実習
 - ア 医療面接実習
 - イ 評価と理学的検査の実際
 - ウ 運動療法の応用
 - エ 物理療法の応用

(3) 保健理療応用実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、代表的な症状や疾患の評価・測定の方法及び理学的検査法の実際を扱い、保健理療施術に応用する運動療法及び物理療法の実際を理解し、保健理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療応用実技実習について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健理療応用実技について多様な課題を発見し、臨床で求められる応用的な能力と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療応用実技について自ら学び、臨床で求められる技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療面接実習

医療面接と問診の違い、患者理解のための情報収集、ラポールの確立と患者の感情への対応、患者教育と動機づけ、言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーション、傾聴の態度とその技法、共感の態度とその技法、支持的態度とその技法、質問法（開かれた質問と閉ざされた質問）、医療面接の実際を中心に扱う。

指導に当たっては、医療面接の技法とともに、施術者として適切な態度・習慣・身だしなみについても扱う。

イ 評価と理学的検査の実際

バイタルサインの測定の実際、関節可動域検査の実際、徒手筋力検査の実際、肢長・周径測定の実際、反射検査の実際、片痺^{ひび}機能評価の実際、腰の痛みに対する理学的検査の実際、主な関節の痛みに対する理学的検査の実際、下肢の痛みに対する理学的検査の実際、頸肩腕痛^{けい}に対する理学的検査の実際を中心に扱う。指導に当たっては、安全で適切な評価ができるよう、診察手技や測定方法について視覚障害のある施術者に配慮した工夫が必要である。

ウ 運動療法の応用

関節可動域訓練の実際、筋力増強訓練の実際、筋弛緩訓練と筋ストレッチングの実際、片麻痺^{ひび}の機能回復訓練の実際、腰の痛みに対する運動療法の応用、主な関節の痛みに対する運動療法の応用、下肢の痛みに対する運動療法の応用、頸肩腕痛^{けい}に対する運動療法の応用次の事項を中心に扱う。また、各学校の状況に応じ、関節モビライゼーション、PNF(Proprioceptive Neuromuscular Facilitation)等の実際についても扱うよう配慮する。

また、手を当てる位置や把持の方法など、基礎・基本を中心に扱うとともに、臨床の場で患者に指導できるよう、模擬患者を想定して実習する。

エ 物理療法の応用

温熱・水治療法の実際、光線療法の実際、電気療法の実際、牽引療法の実際を中心に扱う。指導に当たっては、併用する物理療法について、安全な危機の操作方法、施術過誤を含める。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (4) 保健理療総合実技実習
ア 総合実技の基礎
イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習 |
|--|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健理療」の〔指導項目〕の(5)及び(6)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を取り扱うこと。
--

(4) 保健理療総合実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、臨床実習の前段階として、保健理療施術への多様なニーズに適切に対応できる実践力を養う観点から、理論と実技を総合する態度の定着を図るとともに、あん摩・マッサージ・指圧実技と応用実技とを総合した施術が実践できるようにすることをねらいとしている。

地域の施術所で受療した体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習見学など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図るようにすることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健理療の総合実技について理解するとともに、総合的な技術を身に付けること。
- ② 保健理療の総合実技についての多様な課題を発見し、臨床で求められる応用的な能力と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健理療の総合実技について自ら学び、保健理療施術の実践力の定着を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

臨床実習入門としての位置付けであることを踏まえ、地域の施術所で受療した体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習補助など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図る。

また、「臨床保健理療」と関連させながら、模擬患者を想定して体験的に扱う。

ア 総合実技の基礎

総合施術の基本原則（有熱時に対する施術原則、局所炎症に対する施術原則、関節拘縮に対する施術原則、体性神経症状に対する施術原則、自律神経症状に対する施術原則、虚・実と補・瀉^{しや}）、医療面接の実際、現代医学的な診察と施術の構成、東洋医学的な診察と施術の構成、リスク管理の実際を中心に扱う。

イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

健康の保持増進のための総合施術、主な症状（頭痛、肩こり、腰痛、^{ひざ}膝痛など）に対する総合施術、主な疾患（片痺、^ひ腱鞘炎、捻挫の後遺症など）に対する総合施術、要介護高齢者に対する総合施術、スポーツ領域における総合施術、産業衛生における総合施術を中心に扱う。

9 保健理療臨床実習

この科目は、保健理療科に属する各科目で育成した資質・能力を臨床実習で活用することにより、基本的な臨床に関わる実践力を身に付けるとともに、保健理療科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図り保健理療業務の意義と役割を体験的に理解させることにより、プライマリ・ケアの一翼を担う職業人としての基本的な態度を確立することを目指している。

今回の改訂では、国民の期待に応えられる臨床力の向上を目指した認定規則の改正を踏まえ、臨床実習の一層の充実を目指して学習内容を整理するなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、保健理療に属する各科目で育成した資質・能力を統合して活用することにより、保健理療の理論と技術を結び付け、適切で効果的な臨床の実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、施術対象者、臨床施設・設備、社会資源を理解し、保健理療に属する各科目で習得した知識と技術の統合を図るとともに、施術を実践する際のリスクマネジメントを踏まえた知識と技術も身に付けられるようにすることを意味している。

目標の(2)は、臨床における保健理療施術の対象者が抱えている様々な健康課題について、対象の理解を基盤とした上で必要な施術を探求し、職業倫理の原則、施術の科学的根拠、現代医療との関わり、社会資源の活用、対象の多様な価値観の尊重と意志決定の支援などを踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、多様な健康課題の解決に当たっては、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、あん摩マッサージ指圧師の職業倫理、生命倫理、人権尊重などに基づく望ましい施術者観を醸成し、あん摩マッサージ指圧師の果たすべき役割を踏まえ、保健医療福祉に関わる他職種と連携・協働し主体的に臨床の実践に取り組む態度を養うことを意味

している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)校内実習、(2)校外実習の二つの指導項目で、4単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、あん摩マッサージ指圧師としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。

内容を取り扱う際には、保健医療業務への多様なニーズに対応できる基礎的な技能が体験的に習得できるように留意する。

アについては、「医療と社会」の〔指導項目〕の(4)及び(6)と関連させ、インフォームド・コンセント、インフォームド・チョイス、インフォームド・ディシジョンを重視し、常に、情報提供に勤め、患者や利用者の選択と決定を尊重して施術を行う態度を習慣化させるとともに、患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などについて、校内実習と校外実習の全過程にわたって指導を徹底することが大切である。また、患者の立場に立った実習の心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮することが重要である。

他の科目との関連のうち、〔指導項目〕の(2)では、「地域保健医療と保健医療経営」で扱う内容を实际的に体験できるよう配慮することが重要である。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。

各学校に付置されている臨床実習室を、地域医療の一機関として機能させ、関連施設との間で、具体的なケースについて双方向の情報交換を行うなどの連携を図る体制を整えるよう努力することが大切である。なお、臨床実習施設について「施術所としての届出」を行う必要がある。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

教育課程の編成に当たっては、学校ごとの教育方針や生徒及び地域の実態等を考慮しながら、校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当を弾力的に行うことが大切である。

エ 〔指導項目〕の(2)については、保健医療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

保健医療業務や生徒個々の進路希望との関連を考慮し、適切な施設を選定するとともに、当該施設に対し、実際に体験できる機会が多く得られるよう理解と協力を求めながら、計画的に進めることが重要である。なお、当該施設との連携・調整を図るために担当者を位置付けることが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象
- イ 施術の実際
- ウ カルテの記載と管理
- エ 症例検討

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。エについては、病態の把握、適応の判断、施術法や施術効果の検討、リスクの検討などを取り扱うこと。

〔指導項目〕の(1)の範囲や程度については、「臨床保健医療」の〔指導項目〕の(4)に掲げた症状を有する症例を中心に扱うとともに、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについても具体的に指導する必要がある。また、臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成するとともに、生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるようきめ細かな指導を徹底して行う体制を整備することが大切である。エについては、臨床で具体的に施術している症例を取り上げ、病態把握の考え方、適応の判断の視点、施術計画の作成、施術法や施術効果の検討、個々の症例に応じたリスクマネジメントを実践的に扱うようにする。

(1) 校内実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、「生活と疾病」、「基礎保健医療」、「臨床保健医療」及び「保健医療基礎実習」で学習した知識と技術を統合し、患者を対象にして医療面接、身体診察、施術、カルテの記入等を実践的・体験的に学習することを通じて、適切で効果的な臨床の実践力を身に付けることをねらいとしている。

また、患者の権利の擁護と意志決定を支援するとともに、施術の臨床に関する技術の習熟を図り、対象者の疾病の予防と治療、健康の保持増進を目指す保健医療施術の課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師の職業倫理と保健医療施術の役割を踏まえて自ら学び、施術の臨床に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 校内実習における保健理療の施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 校内実習における保健理療の施術についての多様な課題を発見し、他の医療資源と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 校内実習における保健理療の施術について自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、施術者としての基本的な態度を実践的・具体的に指導するとともに、施術を希望している対象者について、初診の面接から施術終了までが完結できる技能を、体験的かつ段階的に指導する。今回の改訂では、「模擬患者との医療面接実習」について「保健理療基礎実習」に移動し、この科目では、初診の医療面接、経過の医療面接を実践的に学ぶこととした。

ア 施術者と施術対象

医療面接及び身体診察を通して対象者の理解が深まるようにすること。

医療面説の指導に当たっては、実践を通してその技法の習熟を図り、受療の動悸や病態・症状に対する患者の解釈モデル等を明らかにし、良好な患者・施術者関係を気づき患者理解が深められるようにする。身体診察の指導に当たっては、医療面接の結果を踏まえて身体診察の範囲を判断し、安全で正確な診察所見が得られるようにする。

また、医療面接と身体診察の結果を踏まえて病態を推定し、適応の判断を明確にしてインフォームド・コンセント、インフォームド・チョイス、インフォームド・ディシジョンの理念を踏まえて施術計画を患者に説明できるようにする。

具体的には、施術者としての態度と心構え、施術対象者（患者、健康の保持増進を目的とする施術対象者、子ども、高齢者など）の取扱い、主な症状（頭痛、肩こり、肩関節痛、頸肩腕痛、腰痛、腰下肢痛、膝痛、高血圧、低血圧、心身の疲労等）、主な疾患（片痺、狭心症、糖尿病、慢性関節リウマチ、気管支喘息、アレルギー疾患、末梢神経痺、筋膜炎、腱鞘炎、捻挫の後遺症等）を中心に扱う。

イ 施術の実際

指導に当たっては、施術計画に基づき施術を実践し、その効果について、直後効果、持続効果、累積効果の観点から検討すること。施術効果の評価には、VAS (Visual Analogue Scale) や各種の評価方法を活用し、客観的な評価ができるよう指導する。評価の結果、効果がみられない場合には病態把握、適応の判断、施術感覚、患者の生活上の課題、施術者の技術的課題等の観点で施術計画を再検討することが必要である。漫然と効果が少ない施術を継続したり、頻回・過剰な施術になったりしないよう留意すること。具体的には、施設・設備の点検、衛生保持、清潔の保持と消毒・滅菌の実施、医療面接の実施、診察・評価の実施と施術計画の立案、施術計画に基づいた施術の実施、経過の観察と再評価の実施を中心に扱う。

なお、視覚障害があっても安全で衛生的な環境整備、衛生的手洗い、速乾性消毒剤の適正な使用方法が身に付くよう指導方法を工夫し、その定着を図ることが大切である。

ウ カルテの記載と管理

過誤・事故が発生し、訴訟に至ったときに、客観的な証拠として役に立つようなカルテの記載が求められていることから、正確な記録をつける習慣が身に付くようにする。具体

的には、施術に関するカルテ記録の記入法、カルテ記録の保管と管理の方法を中心に扱う。

エ 症例検討

臨床で具体的に施術している症例を取り上げ、病態把握の考え方、適応の判断の視点、施術計画の作成、施術法や施術効果の検討、個々の症例に応じたリスクマネジメントを実践的に扱う。また、「生活と疾病」では取り上げられていない難治性疼痛やフレイル、ロコモティブ症候群についても、患者の受療動向や社会の変化を踏まえて扱うことが考えられる。

〔指導項目〕

(2) 校外実習

- ア 校外実習の意義
- イ 校外実習の実際
- ウ 経営実習の実際

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のイについては、多様な保健医療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的な知識が養われるように、臨床経験の豊富な者の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、保険の取扱いの実際を含めて具体的に指導すること。

〔指導項目〕の(2)のイについては、保健医療関連業務を幅広く理解するために、ホームルームや学年単位による施設見学と進路希望に応じた個別の見学・実習に分け、履修時期を考慮して計画することが大切である。特に後者は、多様な価値観や経験をもつ人たちと触れ合う環境の中で自己を磨く貴重な機会であるから、十分な時間を確保するように配慮する。ウについては、臨床経験の豊富な人の講演会を開いたり、施術所見学や模擬経営実習を行ったりするなどして、保険の取り扱いを含めた施術所経営に関する具体的な知識を養うとともに、実習先と連携して生徒個々の進路希望に応じた実際的な技術指導も行うこと。

(2) 校外実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、多様な保健医療業務について、体験を通して理解し、自己の進路について具体的に考えることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 校外実習における保健医療の施術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 校外実習における保健医療の施術についての多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 校外実習における総合的な保健医療の施術について自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

校外実習の意義と目的を十分理解させた上で、保健、医療、福祉、産業衛生などの領域における多様な保健医療業務の見学・実習を行うとともに、施術所経営に関する基礎的な

知識や生徒個々の進路希望に応じた技術指導についても扱う。

ア 校外実習の意義

校外実習の意義，保健医療業務への理解の深化，保健医療従事者として求められる人間性，社会性の育成，進路選択の動機付けを中心に扱う。

指導に当たっては，臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成する中で，生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるようきめ細かな指導を徹底して行う体制を整備し，実習先と連携して指導することが大切である。

イ 校外実習の実際

事前オリエンテーションの実施，施術所の見学・実習，病院・診療所の見学・実習，高齢者保健・福祉施設の見学・実習，ヘルスキーパー(企業内理療師)業務の見学・実習，体験発表会の開催，個々の生徒の進路希望に応じた技術指導を中心に扱う。

ウ 経営実習の実際

施術所の見学・実習，模擬経営実習を中心に扱う。

10 保健医療情報

この科目は，保健医療の実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し，保健医療における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり，保健医療科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では，社会の変化への対応として，保健医療科における情報の活用と管理，保健医療における課題解決を位置付けるとともに，学習内容を整理するなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ，保健医療情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 保健医療情報について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 保健医療情報に関する基本的な課題を発見し，あん摩・マッサージ・指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 保健医療情報について，地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進及び疾病の治療に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では，情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し，保健医療の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は，保健医療の実践に必要な保健医療福祉に関わる情報と個人情報及び，それらを実際の保健医療で活用するための知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は，保健医療の実践に必要な多職種で共有する情報と情報活用に関する課題

について、医療情報に関する法・制度、情報セキュリティ、職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、保健医療の実践に当たっては、情報と情報技術の適切な活用に努めて多職種との連携・協働の円滑化を図るとともに、情報の管理や取扱いに責任をもち保健医療における健康の保持増進と疾病の治療の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)保健医療における情報の活用と管理、(3)保健医療における課題解決の三つの指導項目で構成し、履修単位数については、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、保健医療福祉分野の情報を適切に取り扱う（情報収集・分析・管理）とともに、保健医療科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、保健医療臨床実習における実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 情報社会の倫理と責任

- ア 情報社会の特徴
- イ 情報社会の倫理
- ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を遵守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報社会の倫理と責任について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報社会の倫理と責任にの基本的な課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と責任について自ら学び、適切な情報の取扱いに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

情報技術の発展によって変化を続ける情報社会の現状と課題について扱う。日常生活の便利さとともに個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

情報社会で求められる倫理観や関連する法・制度を扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用することや、個人と世界が直接とつながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな責任が生じている現状を扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけたり、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象ともなることを関係法規とともに扱う。

〔指導項目〕

(2) 保健医療における情報の活用と管理

- ア 保健医療福祉分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用
- エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

(2) 保健医療における情報の活用と管理

ここでは、保健医療福祉分野では様々な個人情報を扱うとともに、多職種との情報共有が重要であることを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏ま

えて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健医療における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健医療における情報の活用と管理についての基本的な課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健医療における情報の活用と管理について自ら学び、保健医療に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健医療福祉分野の情報

保健医療福祉分野における情報の特徴として、保健医療の対象の様々な個人情報を連携・協働する多職種と共有する現状について扱うとともに、保健医療の質の向上に資する統計資料や研究データ、論文などを扱う。

イ 情報システムの特徴

保健医療福祉分野における情報システムとして、保健医療の対象の個人情報をはじめ、様々な情報を多職種と共有し、健康支援に適切かつ効果的に活用している現状について、保健医療臨床実習などの事例を取り上げて扱う。また、療養の場の多様性に応じたシステムの特徴、業務における情報セキュリティと関係法規についても取り上げる。

ウ 情報の活用

保健医療における健康問題の発見から解決の過程において、多職種が発信する情報を互いに適切かつ効果的に活用することによって、問題解決の円滑化に繋がることを取り上げる。また、保健医療の対象への情報提供の現状についても取り上げる。

エ 情報の管理

保健医療の業務として個人情報を扱う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第2項に基づく守秘義務及び個人情報保護法を遵守しなければならないこと及び使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを取り上げる。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (3) 保健医療における課題解決
ア 課題に応じた情報収集
イ 情報分析と解決方法
ウ 情報の発信方法 |
|--|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 保健医療における課題解決

ここでは、保健医療に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情

報技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健医療における課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 保健医療における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 保健医療における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

保健医療における課題に応じた情報収集の視点（信頼性、標準性、公平性、国際性など）と収集の方法（文献検索、統計資料など）を扱う。

イ 情報分析と解決方法

保健医療における課題に応じた情報の分析と解決方法として、統計処理の手法やモデル化、シミュレーションなどを取り上げる。また、必要に応じて思考過程をアルゴリズムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

保健医療における課題に応じた情報の発信方法として、対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し、互いに発表するなどの学習活動を取り入れる。

11 課題研究

この科目は、生徒の多様な実態に応じて個々の生徒の特性や進路希望などに即した教育活動を一層適切に進めるとともに、保健医療で学んだ知識及び技術などを基に、健康の保持増進と疾病の治療に関する課題を発見し、解決策を探究して創造的に解決するなど、保健医療を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を一層高めることを主眼としたものである。

今回の改訂では、職業資格の取得については、職業資格への理解を深める視点から、職業資格を取得する意義、職業との関係などに関して探究する学習活動を取り入れるようにするなど改善を図った。

(1) 目標

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 保健医療について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 保健医療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的か

つ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、保健理療を適切に行い保健医療福祉における社会的責任を果たす視点を持ち、保健理療に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、保健理療に関する課題を生徒が自ら設定し、主体的かつ協働的にその課題を探究し、課題の解決を図る実践的・体験的な学習活動などを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え人々の健康の保持増進を担うため、保健理療について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、保健理療の学習で身に付けた知識と技術について、保健理療に即して深化・総合化を図り、課題の解決に生かすことができる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、唯一絶対の答えがない保健理療にあつて、深化・総合化された知識、技術などを活用し、保健理療に関する課題を発見するとともに、保健理療が社会に及ぼす影響を踏まえ、保健医療福祉の動向、保健理療に関する理論、データ、成功事例や改善を要する事例など科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理療で学んだ専門的な知識、技術などの深化・総合など課題を解決する力の向上を目指して自ら学ぶ態度、組織の一員として自己の役割を認識し、当事者としての意識を持ち、他者と信頼関係を構築して積極的に関わって課題の解決を図り、理療に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)職業資格の取得の二つの指導項目で、履修単位数については、各学校で適切に定める。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで保健理療に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、保健理療に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

アについては、保健理療に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしている。

そのため、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)の項目や、(1)及び(2)にまたがる項目から、個人又はグループで保健理療に関する適切な課題を生徒自らが設定し、課題の解決策を探究し、評価・改善を図る学習活動などを取り入れることが大切である。

探究の過程においては、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて取り組むようにすることが大切である。

また、保健医療における成功事例や改善を要する事例などを踏まえるとともに、保健医療に関する情報を入手し、ポジショニング・マップ、SWOT(Strengths Weaknesses Opportunities Threats)分析、PPM(Product Portfolio Management)分析などの技法を用いて分析し、保健医療をはじめとした様々な知識、技術などとともに活用するなどして探究の質の向上を図り、保健医療に関する専門的な知識、技術などについて、実践に即して深化・総合化を図ることができるようにすることが大切である。

イについては、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることとしている。

そのため、課題研究発表会の機会を設けるようにすることが大切である。なお、成果の発表に際しては、学習の成果についての分かりやすい報告書を生徒自ら作成するとともに、地域や医療の関係者などを招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、理療を通じ、地域や社会の保健医療福祉を支え人々の健康の保持増進について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健医療について実践に即して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 保健医療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、保健医療を通じた人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 職業資格の取得

(1) 調査，研究，実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、保健医療科に属する科目で学んだ内容に関連した調査、研究、実験を取り入れる。専門基礎分野については、医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病に関する内容を主とした調査、研究、実験、専門分野については、「基礎保健医療」、「臨床保健医療」、「地域保健医療と保健医療経営」、「保健医療基礎実習」、「保健医療臨床実習」に関する内容を主とし

た調査や研究，などの例が考えられる。

(2) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、あん摩マッサージ指圧師の資格について、資格を取得する意義、資格を国家資格化している目的などを探究するとともに、その一環としてあん摩マッサージ指圧師の資格に関連する知識、技術などについて深化・総合化を図る学習活動、あん摩マッサージ指圧師に関連する課題の解決策を考案する学習活動などを取り入れる。生徒が自らの進路希望などに応じて適切な職業資格に関する課題を設定し、将来の職業を見通して更に専門的な学習を続けることにつながる学習活動を通して、専門性の高い職業人になることを目指した継続的な学習態度を養うことが大切である。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際的、具体的に理解させるようにすること。

保健理療科は、あん摩・マッサージ・指圧の知識と技術を生徒に習得させ、卒業後、保健理療に係る施術者として人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与することを目指している。したがって、講義のみの授業は避け、触覚や保有する視覚を活用して生体を観察させたり、視覚に障害のある生徒が使いやすいように工夫した器具・機械を用いたりして、実験・実習を行うことにより、実際的、具体的に理解させるように工夫することが大切である。また、各種の模型、標本、点図、あるいは視聴覚教材を活用するとともに、平素から教材・教具の製作や指導方法を工夫するように努めることが大切である。なお、実習については、校内における実習のみならず、病院や施術所、福祉施設などの臨床現場における見学実習や臨床実習を通して指導することが必要である。

- (2) 実技や実習を伴う科目の指導に当たっては、臨床に応用する力を育むため、生徒が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意すること。

保健理療における実習は、「保健理療基礎実習」と「保健理療臨床実習」とで構成されている。また、臨床保健理療など実技を伴う科目もある。これらの実技や実習は、将来、生徒があん摩マッサージ指圧師として、施術を適切に行うことができる知識や技術を習得するための基礎となるものである。したがって、実技や実習の指導に当たっては、保健理療臨床で扱うことの多い症状や疾患に対する知識や技術を確実に身に付けることができるよう、生徒が常に達成感や新たな技術習得への意欲をもって学習に取り組めるようにする必要がある。そのためには、指導のねらいを明確にしたり、指導内容に変化をもたせたり、学習の成果を自己評価できるようにしたりするなど、指導内容の構成や指導方法を工夫することが大切である。

また、種々の施設等における見学や実習、症例検討会などを行うなど、問題解決的な学

習，体験的な学習を取り入れるなどの工夫も大切である。

(3) 各科目の指導に当たっては，施術の対象となる代表的な疾患や愁訴に対する施術の適応を判断し確実に施術ができるようにするため，個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

個々の生徒の学習の習熟度や希望進路等の実態を十分に考慮し，保健医療施術の対象となる代表的な症状や疾患を中心に，施術の適否を判断する能力や確実に施術することができる能力を育む内容となるよう指導に当たる必要がある。そのためには，個々の生徒の実態に応じた年間指導計画の下に，学期ごとや単元ごとの指導計画を作成するなど，個別の指導計画の作成と活用が重要である。

2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，保健医療の見方・考え方を働かせ，健康に関する事象を，当事者の考えや状況，保健医療が生活に与える影響に着目して捉え，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な保健医療を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，保健医療科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，保健医療科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくり出すために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった観点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせることで授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」

の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

保健医療科においては、「保健医療の見方・考え方」を働かせ、情報収集・分析、問題の明確化、援助方法の立案、実施、結果の評価について科学的根拠を基に探究する学習活動を通して、全体を振り返り「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」は、例えば、保健医療に関する課題を発見し、その課題の背景や原因を整理して仮説を立て、仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技術を基に次の課題を発見したり、新たな視点でよりよい保健医療を考えたりしているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば保健医療に関する課題について調査・検証するときに、保健医療科に属する他の科目で学んだ知識と技術を活用して考察したことを、生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して、自分の考えの質をより高めるなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「保健医療の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、保健医療科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、保健医療科に属する各科目の知識と技術を関連付け、科学的な概念を形成しているか、そして新たな医療の創造や発展に向けて活用されているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、医療科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

(2) 「保健医療基礎実習」及び「保健医療臨床実習」については、対象となる者の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

国民医療の一翼を担う者として、人間尊重を第一とすることは当然であり、実習を通して、これを体得させることが大切である。実習における安全とは、施術過誤を起こさないようにすることに加え、感染を防止することであり、平素の実習から、これらの点についての配慮を怠らないよう指導する必要がある。また、規律とは、実習生としての基本的な心得や態度にとどまらず、就職・就業後の職場において求められる社会人としての規範を含めた概念である点に留意が必要である。

(3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

医療分野及び社会生活における情報化の一層の進展に伴い、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用が従前にも増して必要になっている。したがって、学校においては、「保健医療情報」をはじめ、各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の

工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(4) 地域や保健医療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

生徒が地域の住民に対する市民講座に関わったり、地域のおん摩・マッサージ・指圧師を対象とした公開講座における学術交流を企画したりすることなどを通して、生徒の実践的な学習活動を取り入れたり、病院や施術所、福祉施設などにおける就業体験活動の機会を確保したりするなど、地域との連携・交流を積極的に深めることが大切である。

また、各科目の内容の取扱いに当たっては、施術所経営者、機能訓練指導員、ヘルスキーパー（企業内理療師）など臨床経験豊富な臨床家を社会人講師として招聘するなど、積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態などを考慮して、事故防止の指導を徹底し、実験・実習が効率よく、安全に行われるよう十分な配慮が必要である。特に、不注意な施術によって骨折や脱臼、折鍼などの事故を起こさないようにするための留意点について、具体的に指導することが重要である。さらに、衛生面においても、日ごろから清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第2節 理療科

第2節 理療科

第1 理療科改訂の要点

今回の改訂においては、平成29年3月31日に、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成するため、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）」（以下「認定規則」という。）が一部改正されたこと、平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性並びに各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、理療科の改訂を行った。

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2内容」においては【指導項目】として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

「理療情報活用」については、理療の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「理療情報」に変更した。

理療科に属する科目の構成については、「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎理療学」、「臨床理療学」、「地域理療と理療経営」、「理療基礎実習」、「理療臨床実習」、「理療情報」、「課題研究」の11科目を設けており、科目数は従前同様である。

新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
医療と社会	医療と社会	

人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎理療学 臨床理療学 地域理療と理療経営 理療基礎実習 理療臨床実習 理療情報 課題研究	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎理療学 臨床理療学 地域理療と理療経営 理療基礎実習 理療臨床実習 理療情報活用 課題研究	名称変更
--	--	------

3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るよう示した。

第2 理療科の教育課程の編成

理療科は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって、理療科の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験の受験資格取得の関係から、併せて「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」に係る一連の法令に基づくことになるが、特に認定規則に留意する必要がある。

認定規則は、前述のとおり、平成29年3月31日にその一部が改正され、平成30年4月1日から一部が施行されている。

認定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

1 教育内容

教育内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

- (1) 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。
- (2) 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。
- (3) 専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念」である。
- (4) 専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「社会あん摩マッサージ指圧学」、「社会はり学」、「社会きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。
- (5) 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育

等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられている。

2 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例によることとなっている。

3 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

4 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

高等部学習指導要領においては、理療科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「理療情報」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。

認定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領	
	教育内容	科目	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能	
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの理念	医療と社会	
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	基礎理療学	
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	臨床理療学	
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	地域理療と理療経営	
	実習	理療基礎実習	
	臨床実習	理療臨床実習	

「総合領域」については、理療科の場合は、基礎分野で取り扱うことになる。

したがって、認定規則の専門分野に対応する理療科に属する科目、「理療情報」及び「課題研究」の中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付け、教育課

程を編成することになる。この際、各学校において、必要がある場合に、高等部学習指導要領に示した理療科に属する科目以外の科目を専門分野の科目として設け、「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することもできる。

第3 教科の目標

理療科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、理療を巡る状況等の動向などを踏まえ、理療における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する」について

理療の見方・考え方とは、健康に関する事象を当事者の考えや状況、健康の保持増進への取組や疾病とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理療と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどとは、理療に関する具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実習を行うなどの実践的な活動、病院や施術所等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力とは、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうに関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、人々の生活におけるあん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうの意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的にはあん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1) あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうについて体系的・系統的に理解するとともに, 関連する技術を身に付けるようにする。」について

あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうについての実践的・体験的な学習活動を通して, 基礎的・基本的な知識及び専門的な知識を確実に身に付け, それらを関連付け, 統合化を図るとともに, 関連する技術についても同様に身に付け, 適切な施術に活用できるようにすることを意味している。

3 「(2) あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうに関する課題を発見し, 職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうに関する課題とは, その対象に応じた個別の課題やあん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうの施術における組織的な課題等を指し, それらの課題を発見する力を養うとともに, 課題の解決に当たっては, (3)で養う職業人としての態度をもって, 倫理原則, 科学的根拠, 優先順位, 社会資源の活用, 多様な価値観の尊重及び意思決定支援等の視点を踏まえた解決方法について創造的に思考, 判断, 表現する力を養うことを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは, 情報化などが進展する社会において, 変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で, 単にあん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうに関する技術のみを高めることを優先するだけでなく, 職業人に求められる倫理観等を踏まえ, あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうが健康に及ぼす影響に責任をもち, あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうの進展に対応するなどして解決策を考え, 科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった, あん摩・マッサージ・指圧, はり及びきゅうに関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力, 判断力, 表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み, よりよい社会の構築を目指して自ら学び, 人々の健康の保持増進と疾病の治療に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

あん摩マッサージ指圧師, はり師及びきゅう師として生命の尊重, 人権の擁護を基盤とした望ましい職業観及び倫理観を養い, 常に自覚と責任をもって行動する態度を育成するとともに, 多様な人々と信頼関係を構築し, 施術を行うあん摩マッサージ指圧師, はり師及びきゅう師には, 豊かな人間性の育成が重要であることを示している。また, この豊かな人間性をもとに医療に携わる職業人として, 人々の健康の保持増進や疾病の治療, よりよい社会の構築のために主体的かつ協働的に役割を果たす態度を養うことを意味している。

第4 理療科の各科目

1 医療と社会

この科目は, 医学や理療の歴史的背景を概観した上で, 現代の医療における理療の法制上の位置付けを明らかにするとともに, 施術者として遵守すべき法令や倫理規範に関する基本的な知識を理解させ, 理療業務が適切かつ効率的に実施できる能力が身に付くようにすることを目指している。

とくに, 現代社会における理療の役割, 課題等を発見し, 地域における医療と介護との

関わり方や今後の在り方を主体的に考える態度を養うためには、その基礎となる社会保障制度に関する知識を理解させることが大切である。また、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が遵守すべき法規と倫理規範を理解させることにより、臨床実習や卒業後の業務が適切かつ効率的に実施できる能力を養うことが大切である。

そこで、今回の改訂では、超高齢社会における社会保障の仕組みを体系的・系統的に理解させる観点から、従前の「医療制度の現状と課題」を「(2) 社会保障制度の概要」に改めた上で、認定規則の改訂の趣旨を踏まえ、主に次の二つの指導項目の充実・改善を行った。

まず、「(1) 医学、医療及び理療の歴史」では、理療に係る近現代史を含めて扱うこととした。また、「(2) 社会保障制度の概要」では、施術に受領委任払い制度が導入されることになったことを踏まえ、療養費の取扱に関する指導を充実させるとともに、障害者基本法等の障害者関係法令の改正を踏まえ、「エ障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要」を追記するなど、情勢の変化と社会の要請に応える内容となるよう改めた。

なお、従前の「医療制度の現状と課題」で扱っていた「医療と社会」と「医療行政」の内容は、「(2) 社会保障制度の概要」の「イ社会保障の概念」と「ウ社会保険制度の概要」で扱うこととした。同様に、「医療従事者」と「医療機関」の内容は「(3) 理療の現状と課題」の「イ医療提供体制と地域包括ケアシステム」に移動した。また、「(6) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理」では法律に基づいた内容が含まれることから、学習の系統性を考慮し、指導項目の並び順を法規関係の次に位置付けた。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、医療と社会の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、歴史観に立って理療の本質を理解した上で、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が地域や産業における保健・医療・福祉を支える職業人として、理療に関する業務を円滑に行うための基礎的な知識を習得することをねらいとしている。

目標の(1)は、歴史的な背景を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の現代社会における位置付けと医療との関わりを理解するとともに、体系的・系統的な学習を通して、理療の発展的な在り方を主体的に考えるための基礎的な知識が身に付くようにすることを意味している。

目標の(2)は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての倫理観を踏まえ、

理療が直面している課題について、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、地域における保健・医療・福祉を支える職業人としての自覚を育み、自ら主体的に多職種と協働して理療の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)医学、医療及び理療の歴史、(2)社会保障制度の概要、(3)理療の現状と課題、(4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、(5)関係法規の概要、(6)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の倫理の六つの指導項目で、3単位（大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)による。以下同じ）以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう、理療以外の他の医学の歴史や現状、諸外国における理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。

医学の歴史を体系的・系統的に理解することができるよう、西洋、中国、韓国等における医学、医療の歴史を学習した後、これらの影響を受けて成立した日本の医学の歴史を扱う。

日本における医学、医療の歴史を扱う際には、今の理療教育や業に係る諸制度の礎となった先達の足跡に学ぶとともに、歴史観に立った思考力が身に付くよう、近現代史を含めて扱うことが重要である。

イ [指導項目]の(2)、(3)及び(6)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。

[指導項目]の(2)については、「地域理療と理療経営」の(1)及び(3)と、[指導項目]の(3)については、「地域理療と理療経営」の(3)と、[指導項目]の(6)については、「地域理療と理療経営」の(4)とそれぞれ関連付けながら、社会保障や社会保険制度の概要と理療の現状と課題を扱うとともに、施術者としての基本的な心構え、コミュニケーション能力、法令を遵守する態度等の倫理規範が身に付くよう指導することが重要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

[指導項目]

- (1) 医学，医療及び理療の歴史
- ア 西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史
 - イ 日本における医学，医療及び理療の歴史

(内容の範囲や程度)

- (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
- ア [指導項目] の(1)のイについては，理療の近現代史に重点を置くこと。

(1) 医学，医療及び理療の歴史

ここでは，科目の目標を踏まえ，西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史を概観するとともに，日本における理療の歴史については，近現代史を含めて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，[指導項目] を指導する。

- ① 医学・医療及び理療の歴史について，その概要を理解すること。
- ② 医学・医療及び理療の歴史の意義を，業・教育の現状と関連付けて見いだすこと。
- ③ 医学・医療及び理療の歴史について自ら学び，歴史観に立って，理療の課題や展望を考える学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史

近・現代医学発展の歴史を，ギリシャ医学を起点に，各時代の特徴と医学に関する主な発見等の事項について，日本の医学に大きな影響を与えた中国，韓国等の歴史を中心に，インドのアーユルベーダ医学の概要を含めて扱う。

イ 日本における医学，医療及び理療の歴史

我が国の東洋医学の発展を，大宝律令の医疾令から各時代の特徴と主な事項を中心に扱う。また，西洋医学の伝来，明治の医学改革，視覚障害者に対する鍼灸^{しんきゅう}教育の成立，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律の制定と展開，療術問題と指圧の包含など，理療に係る近現代史を含めて扱う。さらに，理療教育の成立から特別支援教育に至るまでの理療及び保健理療教育の発展，1970年代以降の鍼^{しん}への関心の高まりや鍼^{しん}のグローバル化，我が国における鍼灸^{しんきゅう}関係の高等教育機関の成立，世界の補完代替医療，統合医療への関心の高まりなどについても触れる。

[指導項目]

- (2) 社会保障制度の概要
- ア 医学の分野
 - イ 社会保障の概念
 - ウ 社会保険制度の概要
 - エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要
 - オ 医療行政

(内容の範囲や程度)

- イ [指導項目] の(2)のイについては，少子高齢化が進む我が国の社会の課題や展望に

ついて取り扱うこと。ウについては、医療保険（療養費を含む。）、介護保険及び主な公費負担医療を中心に制度の概要を取り扱うこと。

(2) 社会保障制度の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域理療と理療経営」の〔指導項目〕の(1)及び(3)と関連付けながら、社会保障制度の概要と少子高齢化が進む我が国の地域社会の現状、課題及び改革の動向が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会保障制度の概要について理解すること。
- ② 社会保障制度の概要についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 社会保障制度の概要について自ら学び、医療従事者としての責務を自覚できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医学の分野

医学における理療の位置付けを明らかにするとともに、社会保障制度を学ぶ基盤として、基礎医学、臨床医学及び社会医学の各医学分野を系統的に扱う。

イ 社会保障の概念

社会保障の基本的な考え方について、日本国憲法第 25 条の理念と関連付けながら扱うとともに、少子高齢社会の現状と課題、社会保障制度の現状と課題及び医療・介護問題と制度改革の動向について扱う。

ウ 社会保険制度の概要

保険の一般原理、社会保険の基本的な考え方と種類を扱うとともに、医療保険、療養費、公費負担医療及び介護保険の制度の概要を扱う。

エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要

共生社会の概念の理解に資するため、障害者の権利に関する条約や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の障害者施策に関する法令の概要及び障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための制度や精神保健福祉に関する主な制度の概要を扱う。

オ 医療行政

ウで学習した内容を基礎に、各社会保険制度に基づいた行政サービスの概要を、国や自治体の衛生行政を含め、身近な事例を踏まえて具体的に扱う。

〔指導項目〕

(3) 理療の現状と課題

- ア 理療の概念
- イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム
- ウ 理療業務の現状と課題
- エ 諸外国の理療

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(3)のアについては、地域医療や労働衛生におけるプライマリ・ケアの重要性と関連付けながら、現代社会における理療の役割と意義を取り扱うこと。イについては、医療機関の種類並びに医療従事者の資格、免許及び業務範囲を取り扱うとともに、地域包括ケアシステムにおける多職種間連携の意義を取り扱うこと。ウについては、理療業務の現状と課題について、関連する統計や資料を踏まえながら、療養費を適切に扱うための基礎的な知識が身に付くよう指導すること。

(3) 理療の現状と課題

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域理療と理療経営」の[指導項目]の(2)及び(3)と関連付けながら、現代社会における理療の意義と役割、地域における多職種間との連携の大切さを理解するとともに、理療を取り巻く環境や課題への認識を深め、発展的な業の在り方を自ら考察できる基本的な「能力が養われるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 理療の現状と課題について理解すること。
- ② 理療の現状と課題について、各種の統計や地域包括ケアシステムの考え方と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療の現状と課題について自ら学び、理療が直面している課題に対する解決策や発展的な業の在り方を考察できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理療の概念

高齢化が一層進む地域社会において、理療の医療・介護資源としての有用性を理解させるとともに、自信と誇りをもって業に臨むことができるよう、地域や企業社会の健康課題と関連付けながら、理療業務の特質と現状、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る免許の特質と教育制度を中心に扱う。

イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム

地域における保健・医療・福祉・介護の分野間及び行政を含む多職種間の連携の必要性が理解できるよう、次に示す職種の専門性、業務の範囲及び医療・介護施設の機能・役割を扱うとともに、地域包括ケアシステムの理念と意義について扱う。

医師及び歯科医師、看護師、助産師及び保健師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士、介護福祉士及び介護支援専門員、その他の医療及び介護の従事者。

ウ 理療業務の現状と課題

理療業務を提供する施術所の数と就業者数及び経営の実態、病院及び診療所と介護保険施設に従事する施術者数等の現状を最新の統計や資料に基づいて扱うとともに、各職場における理療業務の課題と背景について扱う。

エ 諸外国の理療

アジア域内の国・地域における視覚障害者の理療業務の現状を中心に、欧米や中国等における鍼灸・手技療法しんきゅうの現状についても扱う。

[指導項目]

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

- ア 法令の沿革
- イ 法令の主な内容

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

ここでは、科目の目標を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師として必要な「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」の沿革の概要と理療に係る業、教育及び医業類似行為等を規定している法令の基本的事項が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律について、その沿革と内容の概要を理解すること。
- ② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律について自ら学び、法律を踏まえた理療業務を行えるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 法令の沿革

法令の沿革については、理療に係る業・教育制度の発展の足跡が理解できるよう、明治期に制定された按摩術営業取締規則及び鍼術灸術営業取締規則（内務省令）からの法制の変遷を、時代背景を関連付けながら、重要な改正点を中心に扱う。

イ 法令の主な内容

施術者の身分について、十分な法的理解の上に立って業務を適切に行うことができるよう、免許、業務、教育、医業類似行為及び罰則の各規定を中心に扱う。

〔指導項目〕

(5) 関係法規の概要

- ア 医事関係法規
- イ その他の関係法規

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(5)のアについては、医療法、医師法等の概要を取り扱うこと。イについては、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法等の概要を取り扱うこと。

(5) 関係法規の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、〔指導項目〕の(2)と関連付けながら、理療業務と関わりの深い医事、薬事及び福祉等関係法規の体系の概要が理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療業務と関わりの深い関係法規について理解すること。
- ② 理療業務と関わりの深い関係法規についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療業務と関わりの深い関係法規について自ら学び、その意義が理解できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医事関係法規

医療法、医師法、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法について、理療業務との関係性や具体的な場面と関連付けながら、それぞれの法の概要を扱う。

イ その他の関係法規

理療業務と関わりの深い薬事法規、一般衛生法規について、その概要を扱うとともに、〔指導項目〕の(2)のウと関連付けながら、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の概要を扱うこと。

〔指導項目〕

- (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理
- ア 医療従事者の倫理
 - イ 理療業務と倫理

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(6)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての心構えや倫理観、患者の権利、法令遵守、コミュニケーション能力等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

(6) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域理療と理療経営」の〔指導項目〕(4)と関連付けながら、患者と施術者との良好な信頼関係を築くために必要なコミュニケーション能力、理療従事者の基本的な心構え及び法令遵守の重要性等について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理について理解すること。
- ② あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の倫理について自ら学び、多様な機会を通じて自ら研鑽できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療従事者の倫理

医療技術や生命科学の進歩・発展とともに変遷してきた倫理的問題を概観しながら、医の倫理（ヒポクラテスの誓い、ヘルシンキ宣言など）を理解させるとともに、脳死と臓器移植、終末期医療、高度先進医療、生殖医療などの現状と課題の概要を扱う。

イ 理療業務と倫理

患者と施術者との良好な信頼関係を築くために必要なコミュニケーション能力、理療従

事者の基本的な心構えや患者への思いやり，施術情報の管理や守秘義務等の法令遵守の重要性，インフォームド・コンセント，インフォームド・デシジョンなど施術者の説明責任や患者の意思決定モデルを中心に扱う。指導に当たっては，身近な事例や臨床実習で学習する内容と関連させながら，具体的に指導する。

2 人体の構造と機能

この科目は，人体諸器官の形態と構造及び機能の基本的な事項を相互に関連付けて，人体を対象とする理療にとって必要な基礎的・基本的な知識を習得し，理療の施術に応用する能力と態度を育てることを目指している。

今回の改訂では，人体の構造と機能とを関連付けながら，指導内容を効率的に理解することができるよう，解剖学と生理学に分けて扱っていた指導項目をまとめた。具体的には，従前の「解剖学の基礎」と「生理学の基礎」を「解剖生理学の基礎」とし，「人体の系統別構造及び生体の観察」と「人体の機能」を「系統別構造と機能」にそれぞれ整理・統合した。これに伴い，「生体観察」の内容は，「解剖生理学の基礎」に「人体の体表区分」を設けて扱うこととした。

また，理療施術で対応することの多い運動器疾患に対する臨床力を高める観点から，運動器の構造と機能を体系的・系統的に理解することができるよう，「生活と疾病」で扱っていた「運動学の基礎」を本科目に移動し，「運動学」に改めた上で内容の改善・充実を図った。なお，従前の「主な部位の局所解剖」については，理療施術との関連の深い頸部，胸部及び背腰部を中心に，系統別解剖ごとに体表解剖及び生体観察と合わせて指導することとし，削除した。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ，人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を通して，施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関する課題を発見し，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について，地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師を目指して自ら学び，適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては，人体の構造と機能について，解剖学と生理学で扱う内容を総合して理解することができるよう配慮するとともに，指導に当たっては，理療施術との関連を考慮しつつ，具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切である。

目標の(1)については，解剖学と生理学の基本的知識が体系的・系統的に身に付けられるようにするとともに，触察を中心とした生体観察など，理療臨床と関連の深い技術についても重点をおいて扱うことを意味している。

目標の(2)については，人体の構造と機能とを関連付けながら学ぶことの意義を発見し，

施術者としての職業倫理に立って、合理的かつ創造的に病態推論や施術計画を立案できるようにするための基礎的な資質と能力を養うことを意味している。

目標の(3)については、人体の構造と機能に関する知識と技術を踏まえた適切かつ合理的な理療施術に主体的かつ協働的に取り組むことができるよう指導することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)解剖生理学の基礎、(2)系統別構造と機能、(3)生体機能の協調、(4)運動学の四つの指導項目で、12 単位以上単位履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体の構造と機能についての理解が知識に偏ることがないように、実験・実習を取り入れるようにすること。

内容を取り扱う際には、解剖学と生理学を関連付けて把握できるようにするとともに、学習内容が知識の習得に偏ることがないように、生体観察、解剖実習、脈拍・体温の計測、血圧の測定、肺活量の測定等及び実験・実習を取り入れて指導することが大切である。

イ [指導項目] の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるように配慮すること。

[指導項目] の(2)については、標本、模型などを活用し、諸器官の構造の理解を深めることが大切である。特に、「ア運動器系」の指導に当たっては、「(4)運動学」で扱う内容との関連に留意しながら指導すること。

ウ [指導項目] の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して指導すること。

[指導項目] の(3)については、免疫現象の基礎を説明するにとどめ、免疫反応の詳細は、「疾病の成り立ちと予防」の [指導項目] の(11)で扱うこと。

② 内容

2 内 容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の [指導項目] を指導する。

[指導項目]

[指導項目]

(1) 解剖生理学の基礎

- ア 解剖生理学の意義
- イ 人体の体表区分
- ウ 細胞
- エ 人体の発生
- オ 組織
- カ 器官と器官系

(1) 解剖生理学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体の構造と機能の基礎を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 解剖生理学の基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 解剖生理学の基礎についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 解剖生理学の基礎について自ら学び、生体観察、標本学習、実験・実習などの学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 解剖生理学の意義

諸器官の形態・構造の知識がなければ正常な生理機能を理解することができないことを理解できるよう、身近な生命現象と関連付けながら扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

解剖学の意義、生理学の意義、形態・構造と生理機能との関係性、解剖学用語、生理学用語

イ 人体の体表区分

理療施術が体表からの触察で得られる情報を重視する医療行為であることを踏まえ、触察に係る体表に関する知識と技術を身に付ける観点から、骨性指標、体表の筋、内臓の体表投影などの生体観察を中心に、各系統解剖と関連付けて扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

身体の区分と解剖学的表現、頭頸部の体表解剖、体幹の体表解剖、上肢の体表解剖、下肢の体表解剖

ウ 細胞

生体の構造上・機能上の最小単位である細胞の構成物質、同化・異化などの物質代謝・エネルギー代謝の基礎となる事項について扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

細胞の構造と機能、細胞膜と物質の移動、静止電位と活動電位、刺激と興奮、興奮の伝導・伝達、物質代謝とエネルギー代謝

エ 人体の発生

受精から出産に至るまでの人体形成の発生過程について、細胞を基本単位として、形態学的及び分子生物学的にその概要を扱う。

具体的には、次の事項を中心に扱う。

生殖の一般、配偶子（生殖細胞）の形成（減数分裂、精子・卵子の形成）、受精と着床、

初期発生（卵割，胚葉形成），器官形成，性の分化

オ 組織

組織の概念を扱った上で，人体を構成する組織の種類と構造，それぞれの機能について扱う。なお，ここでは人体の構成原則を理解させるために，主として上皮組織と結合組織について扱い，筋組織，神経組織，骨・軟骨組織の詳細については，それぞれ該当する器官系で扱う。

具体的には，次の事項を中心に扱う。

組織の概念，上皮組織，結合組織，筋組織，神経組織，骨・軟骨組織

カ 器官と器官系

人体の全体的な構成を把握できるように，器官と器官系の概念を扱った上で，各器官・器官系について最小限必要な内容の概要を扱う。また，細胞から組織を経て器官・器官系というように，より高い次元の構造がつくられる仕組みを扱う。

〔指導項目〕

(2) 系統別構造と機能

- ア 運動器系
- イ 消化器系
- ウ 呼吸器系
- エ 泌尿・生殖器系
- オ 内分泌系と代謝
- カ 循環器系
- キ 神経系
- ク 感覚器系

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(2)については，施術と関連の深いア及びキに重点を置いて指導すること。

(2) 系統別構造と機能

ここでは，科目の目標を踏まえ，人体における諸器官の構造と機能を，体表解剖や生体観察を含め，体系的・系統的に理解し，関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 系統別構造と機能について理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 系統別構造と機能についての基本的な課題を発見し，理療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 系統別構造と機能にについて自ら学び，生体観察，標本学習，実験・実習などの体験的学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導にあたっては，基本的事項に重点を置くとともに，標本，模型などを有効に活用す

ることで、その概要を指導することを原則とする。全体を通して細部にわたっての扱うのではなく、理療施術に関連の深い運動器系及び神経系を中心に扱い、理療施術に必要な知識を習得させることが重要である。

ア 運動器系

骨及び筋の構造と生理学的な機能の一般を扱った上で、人体を構成する骨と筋について関節運動との関連を重視しながら系統的に扱う。また、骨の突出部、隆起部、陥凹部、体表から触れることのできる筋・腱^{けん}など体表解剖の知識と関連付けながら、生体の観察を取り入れる。具体的には、次の事項を中心に扱う。

骨の構造と機能、骨の連結、筋の構造と機能（筋の興奮、筋の収縮）、体幹の骨と筋、頭頸部^{けい}の骨と筋、上肢の骨と筋、下肢の骨と筋

イ 消化器系

消化器ならびに消化腺の各形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能を、消化・吸収の機序と消化管の運動を含めて系統的に扱うとともに、体表から触察が可能な器官については生体の観察を取り入れる。具体的には、次の事項を中心に扱う。

口腔^{くわう}の構造と機能、咽頭の構造と機能、食道の構造と機能、胃の構造と機能、小腸の構造と機能、大腸の構造と機能、肝臓の構造と機能、胆嚢^{のう}の構造と機能、膵臓^{すい}の構造と機能

ウ 呼吸器系

呼吸器の各形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能を、換気とガス交換、呼吸の運動と調節を含めて系統的に扱うとともに、甲状軟骨など触察が可能な器官については生体の観察を取り入る。具体的には、次の事項を中心に扱う。

外鼻の構造と機能、鼻腔^{くわう}の構造と機能、咽頭の構造と機能、喉頭の構造と機能、気管と気管支の構造と機能、肺の構造と機能

エ 泌尿・生殖器系

各泌尿・生殖器の形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能について、体液の量や組成が一定に保たれる仕組み、生殖器の生理、妊娠と出産、成長と老化の過程における生理機能の変化を含めて扱う。具体的には、次の事項を中心に扱う。

腎臓の構造と機能、尿管の構造と機能、膀胱^{ぼうこう}の構造と機能、尿道の構造と機能、男性生殖器の構造と機能、女性生殖器の構造と機能

オ 内分泌系と代謝

各内分泌腺の形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能について、ホルモンの作用機序と分泌の調節、代謝の調整、体熱の産生と体温調節の仕組みを含めて系統的に扱うとともに、甲状腺など触察が可能な器官については、生体の観察を取り入れる。具体的には、次の事項を中心に扱う。

下垂体の構造と機能、松果体の構造と機能、甲状腺の構造と機能、上皮小体の構造と機能、副腎の構造と機能、膵臓^{すい}（ランゲルハンス島）の構造と機能、精巣・卵巣の構造と機能

カ 循環器系

各循環器の形態、構造、体内の位置及びそれぞれの機能について、血液の組成と働き、血液凝固、循環の調節を含めて系統的に扱うとともに、皮静脈、リンパ節など体表から触れることのできる器官や拍動部位については、生体の観察を取り入れる。具体的には、次の事項を中心に扱う。

循環器系の一般，心臓の構造と機能，動脈系の構造と機能，静脈系の構造と機能，胎児の循環系の構造と機能，リンパ系（脾臓，胸腺を含む）の構造と機能

キ 神経系

神経組織の構造と，中枢神経系と末梢神経系の構成及びそれぞれの機能について，反射運動，身体運動の調節を含めて系統的に扱うとともに，腕神経叢，末梢神経幹など触察が可能な神経については，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

神経細胞の構造（細胞体，軸索，樹状突起，神経膠細胞，シナプス），神経細胞の機能（活動電位，興奮と伝導），中枢神経系の構成と機能（脳，脊髄，脳脊髄液，反射機能と統合），末梢神経系の構成の機能（体性神経，自律神経），体性神経系の構成と機能（運動神経，感覚神経），自律神経系の構成と機能（交感神経系，副交感神経系，自律神経系による調節機構）

ク 感覚器系

感覚器の形態と構造及び体内の位置について理解させ，外耳，舌及び眼球など体表からの触察が可能な部位においては，生体の観察を取り入れる。具体的には，次の事項を中心に扱う。

感覚の一般（感覚とその分類，感覚の性質，受容器と興奮伝達），体性感覚（皮膚感覚，深部感覚，受容器と伝導路），内臓感覚，臓器感覚，特殊感覚（味覚と嗅覚，平衡感覚，聴覚，視覚）

〔指導項目〕

- | |
|-------------------------------------|
| (3) 生体機能の協調
ア 全身的協調
イ 生体の防御機構 |
|-------------------------------------|

(3) 生体機能の協調

ここでは，科目の目標を踏まえ，生体の環境の変化に対する調節機序と防御機構の基礎について理解し，関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 生体機能の協調について理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 生体機能の協調についての基本的な課題を発見し，理療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生体機能の協調について自ら学び，実験・実習などの体験的学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 全身的協調

生体の生活環境の変化への対応，順化などに見られる全身機能の調節機構について，自律神経系と内分泌系との相互作用とも関連付けながら指導する。具体的には，次の事項を中心に扱う。

恒常性維持機能，バイオリズム

イ 生体の防御機構

生体の防御機構について具体的に理解させた上で、免疫に関する基礎的事項を指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

非特異的生体防御システム（皮膚、粘膜、貪食細胞、補体）、特異的生体防御システム（液性免疫、細胞性免疫）

〔指導項目〕

(4) 運動学

ア 運動学の基礎

イ 各関節の構造と機能

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、肩関節、肘関節、手関節、股関節、関節、足関節の各構造と機能を中心に扱うこと。

内容の範囲や程度については、指導項目の(2)のアと関連付けながら、理療臨床で多く扱う整形外科疾患や脳血管疾患に対する運動療法に必要な運動学に関する基礎的な事項を指導すること。

(4) 運動学

ここでは、科目の目標を踏まえ、運動学の基礎及び四肢と体幹の構造と機能が体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 運動学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 運動学についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 運動学について自ら学び、運動療法への応用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動学の基礎

整形外科疾患や脳血管疾患の運動療法を実践する際に必要となる運動学の基礎的な事項を体験的に指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

骨運動学と関節運動学の一般、力学の基礎、正常歩行と病的歩行、姿勢と反射、運動発達

イ 各関節の構造と機能

〔指導項目〕の(2)のア及び「理療基礎実習」における〔指導項目〕の(5)のウと関連付けながら、四肢と体幹の関節の構造と動きを体験的に指導する。具体的には、次の事項を中心に扱う。

肩関節の構造と機能、肘関節の構造と機能、手関節の構造と機能、股関節の構造と機能、^{ひざ}膝関節の構造と機能、足関節の構造と機能

3 疾病の成り立ちと予防

この科目は、健康と疾病の概念、健康と疾病間の連続性、疾病の機序と予防などに関する

る基本的な知識を習得し、健康の保持増進、疾病の予防及び治療に関する一連の医療活動における理療施術の意義を理解できるようにすることを目指している。

今回の改訂では、疫学と衛生統計が、いずれも、それぞれの知見を健康関連の諸問題に対する有効な対策や保健衛生の向上に役立てることを目的としている学問領域である点を考慮し、従来、個別に設定されていた「疫学」と「衛生統計」を「(7)疫学と衛生統計」に統合した上で、指導事項の一部を改めた。また、指導内容を順序立てて系統的に理解することができるよう、「(2)健康の保持増進と生活」と密接に関連する「(5)生活習慣病」の指導項目を(5)から(3)に移動した他、従前の「健康の保持増進と生活」で扱っていた「食生活と健康」及び「生活環境と公害」で扱っていた「衣服と住居」については、高等学校段階までの教科で学習する内容であることを踏まえ削除した。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと予防に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病の成り立ちと予防について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと予防に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと予防について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、疾病の成り立ちと予防について、衛生学・公衆衛生学と病理学で扱う内容を総合して理解することができるようにすることが大切である。指導に当たっては、理療施術との関連を考慮しつつ、具体的な事例を通して取り扱うようにすることが大切である。

目標の(1)は、衛生学・公衆衛生学と病理学の知識を基礎として、理療臨床と関わりの深い疾病や愁訴の成り立ちと予防に関する基本的知識が体系的・系統的に身に付けられるようにすることを意味している。

目標の(2)は、高齢者や労働者のメンタルヘルスを含む多様な健康課題と予防医学としての理療の意義を発見し、施術者としての職業倫理に立って、合理的かつ創造的に地域医療に貢献できる資質と能力を養うことを意味している。

目標の(3)は、地域包括ケアシステムの中で、疾病の成り立ちと予防に関する知識を踏まえた理療施術を、主体的かつ協働的に取り組むことができる、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質が身に付けられるようにすることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)衛生学・公衆衛

生学の概要，(2)健康の保持増進と生活，(3)生活習慣病，(4)生活環境と公害，(5)感染症，(6)消毒，(7)疫学と衛生統計，(8)産業衛生，精神衛生及び母子衛生，(9)疾病の一般，(10)疾病の原因，(11)各病変の概要の十一の指導項目で、「生活と疾病」と合わせて12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また，内容を取扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(6)については，「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら，実践的に取り扱うこと。

[指導項目]の(6)のについては，感染を防止・予防するための消毒が，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師としての基本的な態度・習慣として重要であることから，その意義や基本的な知識を体験的に，かつ確実に身に付けることができるよう，「理療基礎実習」の[指導項目]の(1)，「理療臨床実習」の[指導項目]の(1)のイと関連付けながら扱うこと。

イ [指導項目]の(9)から(11)までについては，疾患や愁訴に対する病態機序の理解と，施術の適応の判断に関する基礎的な能力が身に付くよう指導すること。

[指導項目]の(9)については，東洋医学の未病の考え方を取り入れながら，健康と疾病の概念が理解できるよう具体的な事例を扱うこと。

[指導項目]の(10)については，[指導項目]の(3)から(5)で学習する内容と関連付けながら，病因と疾病の関係が理解できるよう扱うこと。

[指導項目]の(11)については，疾病の成り立ちや病態機序の基礎が具体的な事例を通して理解できるよう扱うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

[指導項目]

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義

イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ここでは，科目の目標を踏まえ，衛生学・公衆衛生学が予防医学として発展してきた歴史とともに，個人の健康と公衆の衛生とが相互に関連し合っていることの仕組みと意義を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 衛生学・公衆衛生学について理解すること。
- ② 衛生学・公衆衛生学の基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 衛生学・公衆衛生学について自ら学び、各種の保健活動や衛生思想の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生学・公衆衛生学の意義

衛生学の目的と役割、公衆衛生学の目的と役割、衛生学及び公衆衛生学の体系と意義を中心に扱う。

イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

衛生学・公衆衛生学が発展してきた歴史について、その概要を扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (2) 健康の保持増進と生活
ア 健康の概念
イ 生活習慣と健康
ウ ストレスと健康 |
|---|

(内容の範囲や程度)

- | |
|---|
| (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 〔指導項目〕の(2)については、特に生活習慣病と関連付けて取り扱うこと。ウについては、産業衛生と関連付けて取り扱うこと。 |
|---|

(2) 健康の保持増進と生活

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康の保持増進が良好な生活、労働習慣を獲得することによって達成できることを自覚するとともに、そのための自助努力の重要性を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康の保持増進と生活との関係性について理解すること。
- ② 健康の保持増進と生活との関係性についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康の保持増進と生活との関係性について自ら学び、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するための保健衛生活動に主体的かつ協働的に取り組む。

ア 健康の概念

健康の定義、主観的健康と客観的健康、正常と異常、健康と疾病を中心に扱う。

イ 生活習慣と健康

健康教育、健康管理とプライマリ・ケア、健康診断と検査結果の正常値を中心に扱う。

ウ ストレスと健康

ストレスと現代社会、ストレスと心の健康、ストレスと体の健康を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (3) 生活習慣病
 - ア 生活習慣病の概念
 - イ 生活習慣病の発生の要因
 - ウ 生活習慣病の予防対策

(3) 生活習慣病

ここでは、科目の目標を踏まえ、疾病構造の変遷を概観し、生活習慣病の概念、発生の要因などを扱うとともに、生活習慣病が急増している現状とその背景、課題、予防対策について東洋医学の未病の概念と関連付けながら、理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活習慣病について理解すること。
- ② 生活習慣病についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生活習慣病について自ら学び、身近な保健衛生に関する活動に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うこと。

ア 生活習慣病の概念

疾病構造の変遷、生活習慣病の概念について扱う。

イ 生活習慣病の発生の要因

生活様式や生活・労働習慣の変化など、生活習慣病の背景にある諸要因について、心身のストレスを含めて扱う。

ウ 生活習慣病の予防対策

生活習慣病発生の特質を踏まえ、日常生活における適度な運動と睡眠、バランスの取れた食生活及び禁煙など、身近な生活習慣の獲得を含めた予防対策について扱う。

〔指導項目〕

- (4) 生活環境と公害
 - ア 環境と健康
 - イ 地域の環境衛生
 - ウ 公害

(4) 生活環境と公害

ここでは、科目の目標を踏まえ、環境衛生の意義とともに、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害が生活環境の悪化や人の健康に影響を及ぼすことを、具体的な過去の事例や原発事故を含む現状を通して理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活環境と公害との関係性について理解すること。
- ② 生活環境と公害との関係性についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生活環境と公害について自ら学び、環境保全や公害対策に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 環境と健康

環境衛生の意義、環境因子の分類（物理的因子、化学的因子、生物学的因子、社会的因子）、環境因子と健康障害を中心に扱う。

イ 地域の環境衛生

上水道、下水道、廃棄物の処理を中心に扱う。

ウ 公害

公害の定義と特徴、環境保全、主な公害の現状と対策を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (5) 感染症
- ア 感染症の概念
 - イ 感染症の発生要因
 - ウ 感染症の予防対策

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(5)については、最新の情報に配慮しながら、代表的な疾患を取り上げ、発生因子の回避に重点を置いて取り扱うこと。ウについては、免疫学についても取り扱うこと。

(5) 感染症

ここでは、科目の目標を踏まえ、感染症対策の一般、インフルエンザ、肝炎、後天性免疫不全症候群(AIDS)、薬剤耐性感染症など理療施術と関わりの深い代表的な感染症に関する正しい知識とワクチンを含めた予防対策に関する最新の知識が、人権を尊重する態度とともに身に付けられるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 感染症について理解すること。
- ② 感染症についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 感染症について自ら学び、感染予防に関する公衆衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症の概念

感染症の概念と分類について扱う。

イ 感染症の発生要因

感染源、感染経路、感受性体を中心に扱う。

ウ 感染症の予防対策

感染症の予防対策，防疫の意義と種類，免疫の意義と種類を中心に扱う。

〔指導項目〕

(6) 消毒

- ア 消毒法の一般
- イ 消毒の種類と方法
- ウ 消毒法の応用

(6) 消毒

ここでは，科目の目標を踏まえ，消毒の重要性とその具体的方法を，理療施術と関連付けて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 消毒について理解すること。
- ② 消毒についての基本的な課題を発見し，理療と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 消毒について自ら学び，病原性微生物を除去したり無害化したりする方法や応用の実際について，主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消毒法の一般

消毒及び滅菌の定義，消毒及び滅菌の作用機転，消毒及び滅菌実施上の注意，医療廃棄物とその処理について中心に扱う。

イ 消毒の種類と方法

物理的方法とその実施法，化学的方法とその実施法具を中心に扱う。

ウ 消毒法の応用

理療臨床における消毒の意義と方法，感染にかかわる動物の駆除について中心に扱う。

〔指導項目〕

(7) 疫学と衛生統計

- ア 疫学の基礎
- イ 衛生統計の基礎
- ウ 主な衛生統計

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(7)のウについては，理療業務と関係の深い統計等について取り扱うこと。

(7) 疫学と衛生統計

ここでは，科目の目標を踏まえ，疫学調査や衛生統計の意義と方法に関する基本的な知識を身に付けることをねらいとしている。指導に当たっては，健康関連事象の観察や衛生状態の分析を通して，国民の健康に関する諸問題に対する有効な対策を公衆衛生の観点から考えられるようにすることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 疫学と衛生統計について理解すること。
- ② 疫学と衛生統計についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疫学と衛生統計について自ら学び、最新の関連統計の学習と情報収集に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疫学の基礎

疫学の意義、疫学の対象、疫学の特徴、治療の効果とリスクの判定、疫学調査の方法、疫学の現状を中心に扱う。

イ 衛生統計の基礎

衛生統計の意義、衛生統計の種類を中心に扱う。

ウ 主な衛生統計

人口統計、生命表、疾患統計、医療統計を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (8) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生
- ア 産業衛生
 - イ 精神衛生
 - ウ 母子衛生

(8) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、それぞれの衛生分野における健康課題を扱うとともに、東洋医学の未病の概念を取り入れ、施術者として貢献できる課題領域を自覚し、理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 産業衛生、精神衛生及び母子衛生について理解すること。
- ② 産業衛生、精神衛生及び母子衛生についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 産業衛生、精神衛生及び母子衛生について自ら学び、関連する衛生統計の学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 産業衛生

産業衛生の意義、労働衛生行政、労働疲労とその対策、労働災害とその対策、職業病を中心に扱う。

イ 精神衛生

精神衛生の意義、欲求不満、適応障害、非行と犯罪、精神障害者の現状と対策を中心に扱う。

ウ 母子衛生

母子衛生の意義、母体の健康、乳幼児の健康、母子衛生対策を中心に扱う。

〔指導項目〕

(9) 疾病の一般

- ア 疾病の概念
- イ 疾病の分類
- ウ 疾病と症状
- エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(9)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

健康と疾病とは切り離された別のものではなく、その間に連続性があることを理解させる。

(9) 疾病の一般

ここでは、科目の目標を踏まえ、疾病論、病因論、病変論など病理学で学ぶ内容と関連付けて、世界保健機関が定めた健康の定義や東洋医学の未病の概念を取り入れ、疾病の一般的概念を総括的かつ系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 疾病の一般について理解すること。
- ② 疾病の一般についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疾病の一般について自ら学び、疾病の症状、経過、予後及び転機に関する知識を系統的に身に付ける学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾病の概念

健康と疾病、疾病と病的状態を中心に扱う。

イ 疾病の分類

先天性疾患と後天性疾患、局所性疾患と全身性疾患、器質的疾患と機能的疾患、急性疾患と慢性疾患、原発性疾患と続発性疾患、合併症、小児疾患と老人性疾患、伝染性疾患、特発性疾患を中心に扱う。

ウ 疾病と症状

病変の意義と種類、症状の意義、自覚症状と他覚症状、直接症状と間接症状、指定症状を中心に扱う。

エ 疾病の経過, 予後及び転帰

急性熱性疾患の経過、予後の種類、転帰の種類を中心に扱う。

〔指導項目〕

(10) 疾病の原因

- ア 病因の意義
- イ 病因の分類

ウ 加齢と老化

(10) 疾病の原因

ここでは、科目の目標を踏まえ、病因と疾病との関係について、理療施術の適否を考慮しつつ、加齢に伴う心身の活力の低下した状態（フレイル）を含めて、病因論の概要が系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 疾病の原因について理解すること。
- ② 疾病の原因についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 疾病の原因について自ら学び、理療臨床における適否の判断を適切に行う能力の基盤が身に付くよう、加齢を含めた病因論に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 病因の意義

病因の意義、病因の種類を中心に扱う。

イ 病因の分類

内因（素因と体質、遺伝と染色体異常、内分泌異常、免疫とアレルギー及び心因性疾患）、外因（栄養障害、物理的病因作用、化学的病因作用、生物学的病因作用）を中心に扱う。

ウ 加齢と老化

老化の機序、加齢に伴う臓器・組織の変化を中心に扱う。

〔指導項目〕

(11) 各病変の概要

- ア 循環障害
- イ 退行性病変
- ウ 進行性病変
- エ 炎症
- オ 腫瘍^{しゅよう}
- カ 免疫の異常とアレルギー

(11) 各病変の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、病変と疾病との関係について、理療施術の適否を考慮しつつ、炎症、腫瘍^{しゅよう}、アレルギーを含めた病変論の概要が系統的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 各病変の概要について理解すること。
- ② 各病変の概要についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各病変の概要について自ら学び、理療臨床における適否の判断を適切に行う能力の

基盤が身に付くよう、炎症、腫瘍、アレルギーを含めた病変論に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 循環障害

充血とうっ血、貧血と虚血、出血、血栓症と塞栓症、梗塞、側副循環、水症を中心に扱う。

イ 退行性病変

萎縮、変性、壊死・死を中心に扱う。

ウ 進行性病変

肥大と増殖、再生、化生、移植、創傷の治癒、組織内異物の処理を中心に扱う。

エ 炎症

炎症の概念、催炎体とその種類、炎症の経過、炎症性病変を中心に扱う。

オ 腫瘍

腫瘍の概念、腫瘍の形態と構造、腫瘍の発育と進展、腫瘍の発生原因、腫瘍の分類を中心に扱う。

カ 免疫の異常とアレルギー

免疫グロブリン、免疫担当臓器と細胞、アレルギー反応の種類と調節機序、自己免疫異常、免疫不全を中心に扱う。

4 生活と疾病

この科目では、「臨床理学療法」、「理学療法基礎実習」及び「理学療法臨床実習」の基盤として、現代医学の知識と技術を学び、臨床の対象者について、適応の判断や病態把握が適切にできる能力の育成を目指している。

今回の改訂では、内容の症状名や疾患名を現状に合わせて見直したこと、「(7)主な疾患のリハビリテーション」の内容について、診療報酬等との関連を踏まえて改善したこと、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が介護現場で働く場合に重視する内容として、「(8)機能訓練の概要」を新設するなど改善を図った。また、従前「リハビリテーションの一般」に位置付けていた「運動学の基礎」を「人体の構造と機能」に移動した。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、疾病と日常生活の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病と日常生活の関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 疾病と日常生活の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と日常生活の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ

協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、現代医学の診察法や治療法の概要を理解するとともに、現代医学の立場から、各疾患や症状についての診察法、検査法及び治療法を指導し、東洋医学の知識と総合して理療施術を適切に行う能力と態度を育てること、臨床医学としてのリハビリテーション医学の基本的な知識と技能を身に付け、現代の医療体制の中であん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が担うべき役割を明確にすることをねらいとしている。

目標の(1)は、施術を行うために必要な疾病と日常生活との関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する現代医学の技術を身に付け、臨床の対象者について病態やその重症度を踏まえ、理療施術について適応及び相対的禁忌・絶対禁忌の判断が適切にできる能力を養うことを意味している。

目標の(2)は、疾病と日常生活との関わりに関する課題を発見し、合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、疾病と日常生活との関わりについて主体的に学び、現代医学の知識と技能を活かして適切に施術に取り組む態度を育てることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)診察法、(2)主な症状の診察法、(3)治療法、(4)臨床心理、(5)系統別疾患の概要、(6)リハビリテーションの一般、(7)主な疾患のリハビリテーション、(8)機能訓練の概要の八つの指導項目で、「疾病の成り立ちと予防」と合わせて12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。

指導項目の各事項については、現代医学の立場から取扱い、時間配当を工夫して、この科目の内容を正確に理解できるよう配慮する。なお、この分野の指導は、「臨床理療学」や「理療基礎実習」との関連に留意して行うようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系に配慮すること。

主な症状や疾患を病態生理学的に理解させ、診断の手順や各指標の意味、治療の概要についての知識を指導するとともに、東洋医学の知識と総合して理療施術を、より適切に行うことができるように配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 診察法

- ア 診察の意義
- イ 診察法の種類
- ウ 臨床検査の概要

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、理療と直接関わりの深い事項に重点を置き、実習及び「臨床理療学」との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を取り扱うこと。

理療施術との関連を十分に考慮することが大切である。特に、ウについては、生徒相互で実習を行うなどして、その計測値を記録させるとともに、検査結果の意味を理解できるようにする必要がある。また、知覚検査や徒手筋力検査が、脊髄や脊柱の疾患、末梢^{しゅう}神経疾患などの診察に重要であることを理解できるようにする。

(1) 診察法

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代医学の立場から、主な症状や疾患を病態生理学的に理解した上で、正確な診断や診察法、検査法についての知識を習得し、東洋医学の知識と総合して理療施術を適切に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 診察法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診察法についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 診察法について自ら学び、患者にとって望ましい医療に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、正確な診察所見が得られるよう、診察用具の使用法等を工夫し、視覚障害に配慮して指導すること。また、診察手技の指導法について「臨床理療学」や「理療基礎実習」を担当する教師と連携を図ることが大切である。

ア 診察の意義

診断学の意義などを扱う。指導に当たっては、理療施術の対象者を心身両面から正確に把握することが、適切な施術の決定に重要であることを理解できるようにする。

イ 診察法の種類

診察の意義と種類、評価と記録、問診法、視診法、聴診法、打診法、触診法などを扱う。指導に当たっては、病歴の詳細な聴取が重要であること、理学的検査、臨床検査を行った上で治療方針が決定されることなどを理解できるようにする。また、病歴の記録には、POS (Problem Oriented System) を取り入れ、SOAP (Subjective Objective Assessment Plan) での経過記録を行うことを指導する。

ウ 臨床検査の概要

理学的検査と臨床検査を扱う。指導に当たっては、身体の一般的計測法については実習

を行い、測定値の臨床的意味を考えられるようにするとともに、神経学的検査法が、脊髄や脊柱の疾患、末梢^{しゅう}神経疾患などの診察に重要であることを理解できるようにする。臨床検査法については、一般的な医学的知識として検査の意味、検査データの正常と異常などを扱う。

〔指導項目〕

(2) 主な症状の診察法

- ア 頭痛
- イ 肩こり
- ウ 肩関節痛
- エ 頸^{けい}肩腕痛
- オ 腰痛
- カ 腰下肢痛
- キ 膝^{ひざ}痛
- ク 高血圧と低血圧
- ケ 心身の疲労
- コ その他の症状

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を取り扱い、施術の適応の判断に生かせるよう指導すること。

日常の施術において対象になりやすい疼痛について重点的に指導する。

(2) 主な症状の診察法

ここでは、科目の目標を踏まえ、それぞれの症状の病態生理、必要な検査法、推定される疾患と鑑別診断の要点を理解し、臨床において適応と禁忌の判断、リスク管理に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 主な症状の診察法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な症状の診察法についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な症状の診察法について自ら学び、現代医学の立場から適応の判断ができる能力の習得を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、理療施術の適応の判断に生かせるよう、保存療法の限界と手術療法の適応の時期を明確にする。

ア 頭痛

片頭痛型血管性頭痛、緊張型頭痛について病態と治療法の概要を扱う。また、二次性頭痛の特徴と鑑別の要点を扱う。

イ 肩こり

肩こりの病態生理、日常生活指導及び他の治療法の概要を扱う。

ウ 肩関節痛

主な肩関節痛の病態と特徴を踏まえ、肩関節周囲炎を中心に扱う。

エ 頸肩腕痛

頸椎症を中心に扱う。

オ 腰痛

腰痛を訴える重篤な疾患・症状（危険な徴候がみられる疾患）に留意し、非特異的腰痛を中心に扱う。

カ 腰下肢痛

特異的腰痛，特に，腰椎椎間板ヘルニア及び脊柱管狭窄症を中心に扱う。

キ 膝痛

主な膝痛の病態と特徴を踏まえ，変形性膝関節症を中心に扱う。

ク 高血圧と低血圧

高血圧と低血圧の病態生理，分類，必要な検査を扱う。また，管理目標を併せて扱う。

ケ 心身の疲労

従前は「筋疲労」と示していたが，現代社会における疾病構造の変化や臨床の対象者の実態を踏まえて「心身の疲労」に改めた。具体的には，心療内科の疾患の特徴を踏まえ，単純性疲労を中心に扱う。

コ その他の症状

発熱，呼吸困難，悪心と嘔吐，便秘と下痢，食欲不振，咳と痰，浮腫，排尿異常，月経異常，胸痛，腹痛，発疹，めまい，耳鳴と難聴，不眠，疲労と倦怠，動悸と息切れ及び肥満と痩せについて，その病態生理や鑑別診断などの要点を「臨床理療学」と関連付けて扱う。

〔指導項目〕

(3) 治療法

ア 治療法の基礎

イ 治療法の実際

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては，代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

各治療法の概要について理解させる。また，自然治癒だけでなく，合理的医療を加えることの重要性を理解させるとともに，対症療法に属する理療施術の位置付けを明確にする。さらに，手術療法及び放射線療法の対象となる疾患や理療施術の適応症，禁忌症についても取り扱う。

(3) 治療法

ここでは，科目の目標を踏まえ，現代医学の治療の意義や治療法の種類について取り扱うとともに，各治療法についてはその概要，適応疾患について理解し，東洋医学の知識と統合して理療施術を適切に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，

〔指導項目〕を指導する。

- ① 治療法についてその概要を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 治療法についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 治療法について自ら学び、患者にとって望ましい医療について主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、治療効果について有効性と有用性の観点に留意して指導するとともに、病気の治癒に関して、自然治癒についても理解させる。また、合理的医療を加えることの重要性を理解させるとともに、理療施術の位置付けを明確にする。さらに、手術療法及び放射線療法の対象となる疾患について、現代医学の治療と理療施術との関係を含めて指導する。

ア 治療法の基礎

治療の意義と分類、治療法の種類を中心に扱う。

イ 治療法の実際

薬物療法、食事療法、理学療法、手術療法、放射線療法、集中治療などの概要について扱う。指導に当たっては、それらの療法でどのような改善が期待されるのかを理解できるようにする。

〔指導項目〕

- | |
|------------------------------------|
| (4) 臨床心理
ア 臨床心理の一般
イ 心理療法の概要 |
|------------------------------------|

(4) 臨床心理

ここでは、科目の目標を踏まえ、患者の心理を理解し、臨床において適切な対応ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 心理療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 心理療法についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 心理療法について自ら学び、臨床における患者理解と適切な対応を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臨床心理の一般

臨床心理の意義、患者の心理及び、CMI(Cornell Medical Index)や SDS(Self-rating Depression Scale)などの心理学的検査と評価方法などを中心に扱う。

イ 心理療法の概要

認知行動療法、カウンセリングの概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

(5) 系統別疾患の概要

- ア 運動器系疾患
- イ 神経系疾患
- ウ 呼吸器系疾患
- エ 血液・循環器系疾患
- オ 消化器系疾患
- カ 泌尿・生殖器系疾患
- キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症
- ク 感染症
- ケ その他の疾患

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接関わりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて取り扱うこと。

[指導項目] の(1) から(4)までとの関連に留意し、各疾患の原因、主要症状、検査法、治療法などについての基礎的な知識を扱い、疾患名のみを列挙することは避けるようにする。

(5) 系統別疾患の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、理療施術との関連性に留意しながら現代医学の立場からそれぞれの疾患の原因、主要症状、診断の概要及びその治療法について理解し、理療の適応の判断に生かすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 系統別疾患の概要について理解すること。
- ② 系統別疾患の概要についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 系統別疾患について自ら学び、適応の判断に必要な知識と技術の習得を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動器系疾患

整形外科的診察法とともに扱う。指導に当たっては、それに基づき理療施術の有用性を理解できるようにする。

代表的疾患は、関節炎、骨折、^{けんしゅう}腱鞘炎、^{けんしゅう}發育性股関節形成不全、筋原性疾患（重症筋無力症及び筋ジストロフィー）等である。スポーツ外傷及びスポーツ障害については、「臨床理療学」で扱う。

イ 神経系疾患

代表的疾患は、脳出血、脳梗塞、髄膜炎、^{しゅよう}脳腫瘍、^{しゅよう}脊髄腫瘍、パーキンソン病、認知症、^{しゅよう}筋萎縮性側索硬化症、^{しゅよう}ニューロパチー、^{しゅよう}末梢神経痺、^{しゅよう}神経痛等である。

ウ 呼吸器系疾患

代表的疾患は、上気道炎、肺炎、肺結核、慢性閉塞性呼吸器疾患（COPD）、肺線維症、気胸、肺腫瘍等である。

エ 血液・循環器系疾患

代表的疾患は、心不全、心弁膜疾患、狭心症、心筋梗塞、貧血、白血病、悪性リンパ腫、紫斑病、血友病、ショック等である。

オ 消化器系疾患

代表的疾患は、口腔粘膜及び顎の炎症、胃食道逆流症（GERD）、食道腫瘍、胃炎、胃十二指腸潰瘍、機能性ディスペプシア（FD）、胃腫瘍、腸炎、過敏性腸症候群、慢性炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病）、虫垂炎、イレウス、大腸腫瘍、肝炎、肝硬変、肝腫瘍、胆石症、膵炎、膵腫瘍等である。

カ 泌尿・生殖器系疾患

腎機能検査の一般的な知識についても扱う。

代表的疾患は、糸球体腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、腎盂腎炎、腎腫瘍、膀胱炎、腎尿路結石症、膀胱腫瘍、前立腺肥大症、前立腺癌、男性不妊である。

キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症

病態生理も扱う。

代表的疾患は、下垂体疾患（先端巨大症、中枢性尿崩症）、甲状腺疾患（甲状腺機能低下症、バセドウ病、橋本病、甲状腺腫瘍）、副腎疾患（原発性アルドステロン症、クッシング症候群、褐色細胞腫アジソン病）、蛋白代謝疾患、糖代謝疾患（Ⅱ型糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム）、ビタミン代謝疾患等である。

ク 感染症

鍼灸と関連の深い感染症、集団感染の高い疾患を中心に、治療法の概要について扱う。

代表的疾患は、インフルエンザ、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、B型肝炎、C型肝炎、後天性免疫不全症候群（AIDS）等である。

感染源、感染経路、宿主については「衛生学、公衆衛生学」で、指定症状については「生活と疾病」で、院内感染・日和見感染については「疾病の成り立ちと予防」で学習する。

ケ その他の疾患

代表的疾患は、膠原病（全身性エリテマトーデス、全身性皮膚硬化症、多発性筋炎、関節リウマチ、ベーチェット病）、婦人科疾患（月経前緊張症、子宮筋腫、子宮癌、子宮内膜症、卵巣嚢腫）、女性不妊、更年期障害）、眼科疾患（結膜炎、白内障、緑内障）、耳鼻科疾患（メニエール病、突発性難聴、中耳炎）、心療内科疾患（心身症、神経症性障害）、麻酔科・ペインクリニック（神経ブロック療法の種類と適応）である。

〔指導項目〕

(6) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

ウ 診察、評価、治療計画と記録

(6) リハビリテーションの一般

ここでは、科目の目標を踏まえ、リハビリテーションの位置付けと役割、リハビリテー

ションの過程などについて、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を交えて理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。なお、「運動学の基礎」については、「人体の構造と機能」の〔指導項目〕の(4)で学習することとした。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① リハビリテーションの一般について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② リハビリテーションの一般についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ リハビリテーションの一般について自ら学び、リハビリテーションチームにおける施術者の役割に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア リハビリテーションの概念と歴史

リハビリテーションの定義、歴史、分類及びリハビリテーションチームを中心に扱う。

イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学

医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学との違いに配慮しながら、その内容を扱うとともに、障害の概念、リハビリテーション医学の対象についても扱う。

ウ 診察、評価、治療計画と記録

診察・評価の意義、障害の評価、診察・評価の実際、治療計画、記録の意義、記録方法を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (7) 主な疾患のリハビリテーション
ア 運動器系疾患
イ 神経系疾患
ウ 呼吸器系疾患
エ 血液・循環器系疾患 |
|--|

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接関わりの深いアからウまでを中心に扱うこと。

リハビリテーション分野の地域医療や在宅ケアで扱うことの多い理療と関わりの深い整形外科疾患や片麻痺のリハビリテーションについて重点的に扱う。

(7) 主な疾患のリハビリテーション

ここでは、科目の目標を踏まえ、主要疾患ごとにリハビリテーション医学の立場で、障害発生から社会復帰までの全過程の概要を理解し、関連する技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。その際、理療の意義と役割を踏まえて指導することが大切である。

今回の改訂では、診療報酬点数表に示されている運動器リハビリテーション、脳血管リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーションを中心に疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 主な疾患のリハビリテーションについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な疾患のリハビリテーションについての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な疾患のリハビリテーションについて自ら学び、技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、診療報酬点数表で示されている疾患を中心に、「理療基礎実習」の内容と関連させながら、機能訓練の基本的な技術についても扱い、医学的管理とリスク管理、理学療法及びリハビリテーションに関与する理学療法士や看護師等の他のスタッフによるケア、アフター・ケアについて理解できるようにする。

ア 運動器系疾患

整形外科的疾患（肩関節周囲炎、腰痛症、変形性膝関節症及び関節リウマチ）及び廃用症候群を中心に扱う。指導に当たっては、廃用症候群については、フレイル、サルコペニア及びロコモティブシンドロームの概念を踏まえるようにする。

イ 神経系疾患

脳血管障害（片痺）、パーキンソン病を中心に扱い、脊髄損傷、脳性まひについてはその概要を扱う。

ウ 呼吸器系疾患

慢性閉塞性呼吸器疾患（COPD）に対する呼吸器リハビリテーションを中心に扱う。

エ 血液・循環器系疾患

心大血管疾患等リハビリテーションの概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

- | |
|-------------|
| (8) 機能訓練の概要 |
| ア 関節可動域訓練 |
| イ 筋力強化訓練 |
| ウ 日常生活動作訓練 |

(内容の範囲や程度)

キ 〔指導項目〕の(8)については、介護保険施設で行われる介護技術を含めて取り扱うこと。
--

基本訓練の方法を学習するとともに、各機能の評価に基づき、関節拘縮、筋力低下、麻痺の状況、精神状態など利用者の状況を踏まえて実践するために必要な応用についても扱うとともに、車いす・ベッド間の移乗動作、褥瘡予防のためのシーティング、ベッド上での体位変換も扱う。指導に当たっては、リスク管理を含めて、視覚障害者である生徒が工夫をして、安全かつ適切に訓練等が行えるよう留意する。

(8) 機能訓練の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、介護保険施設利用者に対する機能訓練の知識と技術を

身に付けることができるようにすることをねらいとしている。移乗動作等、介護技術も併せて指導するとともに、個別機能訓練計画書の作成に向けて、各機能の評価を踏まえた訓練計画が立てられるよう配慮して指導することが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 機能訓練の概要について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 機能訓練の概要についての基本的な課題を発見し、理療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 機能訓練の概要について自ら学び、多職種と連携して利用者の機能の維持・向上に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 関節可動域訓練

肩関節、肘関節、手関節、股関節、^{ひざ}膝関節、足関節を中心に扱う。

イ 筋力強化訓練

等尺性訓練、等張性訓練を中心に扱う。

ウ 日常生活動作訓練

IADL（Instrumental Activities of Daily Living）尺度やバーセル・インデックス等を用いて日常生活動作の評価を扱う。指導に当たっては、その評価結果に基づいて訓練計画を作成できるようにする。また、生活自立に結び付く日常生活動作の機能を獲得することを目標に、訓練を計画して実践する能力が身に付くよう配慮して指導すること。

5 基礎理療学

この科目は、「臨床理療学」、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の基盤となるものである。東洋医学の基礎的な知識と現代医学に基づく科学的治効理論を学び、それらを統合して効果的な臨床を行う能力の育成を目指している。

今回の改訂では、〔指導項目〕の(3)の経穴を十四経脈の経穴に改めるなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、基礎理療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 基礎理療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 基礎理療学に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎理療学について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、理療施術の基盤となっている長い伝統と経験から成り立っている東洋医学の概念を理解させるとともに、理療施術の基礎となる科学的治効理論を明らかにして、

理療施術のもつ意義の重要性を理解させ、施術を効果的に行うことができるようにすることを目指している。

目標の(1)は、理療施術を行うために必要な東洋医学の知識を体系的・系統的に理解するとともに、関連する東洋医学の技術を身に付け、臨床の対象者に対して効果的な理療施術を適切に行うことができる能力を育成することを意味している。

目標の(2)は、現代社会における東洋医学の課題を発見し、合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、東洋医学について主体的に学び、東洋医学の知識と技能を活かして適切に理療施術に取り組む態度を育成することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)東洋医学の基礎、(2)東洋医学の診断と治療、(3)経絡と経穴、(4)経絡、経穴と現代医学、(5)理療施術の概要、(6)理療施術の治効理論と関連学説の六つの指導項目で、9単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度が培われるよう配慮すること。

理療に関する具体的な研究成果を取り上げることによって、理療に対する興味・関心をもたせ、研究的な態度を培うように指導することが大切である。内容を取り扱う際には、近年の研究成果についても取り入れるなど研究の動向に留意して指導する。

イ [指導項目] の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して指導すること。

理療施術との関連を重視し、長い生活体験から生み出された自然観の重要性を踏まえ、科学的に解明されていないこと（未科学）と科学的でないこと（非科学）との違いを理解できるようにすることが大切である。内容を取り扱う際には、東洋医学について興味・関心を喚起できるよう体験的に指導する。

ウ [指導項目] の(6)については、「人体の構造と機能」との関連を考慮して取り扱うこと。また、(4)や研究の成果を総合し、理療臨床の観点から指導すること。

「人体の構造と機能」で学習した内容や経絡、経穴に関する現代医学的な研究の成果などを基に、理療施術の臨床効果を科学的に理解できるように指導する。内容を取り扱う際には、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの臨床研究の状況に留意して指導する。

また、理療施術の治効理論が科学的に解明されていない部分については、研究の現状を踏まえその解明の必要性に重点を置いて指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色
- イ 陰陽五行論
- ウ 臓腑経絡論
- エ 気血，営衛，津液
- オ 病因
- カ 証しょう

(1) 東洋医学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、東洋医学の基礎概念、生理観と疾病観及び東洋医学の診察法と診断法について知識と技術を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 東洋医学の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の基礎についての基本的な課題を発見し、現代医学と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 東洋医学の基礎について自ら学び、臨床で応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、長い伝統と経験から成り立っている東洋医学は、現代科学的及び西洋医学的思考だけでは理解が難しい面もあることから、できるだけ生活に密着した事例を取り上げるなどして具体的に指導することが大切である。

ア 東洋医学の意義と特色

東洋医学が、人間は自然の一部であり、自然と同じ法則の下に生活を営み、肉体の諸組織・器官は有機的な関係をもって統一体として機能し、心身一如であるという自然観、身体観に基づいて成り立っており、病人を全体的にとらえ、調和のとれた健康体へ戻そうとする考え方であることを扱う。

イ 陰陽五行論

古代中国の人たちが、日常生活の中から生み出した考え方である陰陽五行論を扱う。ここでは、陰陽論の基本概念、陰陽論の人体への応用、五行論の基本概念、五行論の医学的応用などについて扱う。

ウ 臓腑経絡論

臓腑論の概要、六臓六腑、特に脾や腎のように現代医学における同名の内臓とはかなり

異なった扱いをしている臓、または心包や三焦のように現代医学では存在していない臓腑について重点を置いて扱う。また、経絡論では、経絡論の概要、経絡の概念、十二経脈及び奇経八脈の名称などを扱う。指導に当たっては、経脈が臓腑に属し、あるいは絡する関係にあり、臓腑と経脈が密接な関係にあることを理解できるようにする。

エ 気血、営衛、津液

気と血の概念、気血と営衛の捉え方の違い、津液又は湿痰の概念、津液と血の関係を中心に扱う。

オ 病因

現代医学の病因論との違いを考慮しつつ、内因、外因、不内外因を中心に扱う。

カ 証

病名と証の違いを考慮しつつ、証の概念、証の分類としての八綱弁証、陰陽虚实証、経病証、臓腑病証、三陰三陽病証を中心に扱う。

〔指導項目〕

(2) 東洋医学の診断と治療

- ア 日本の伝統医学的診断と治療
- イ 現代の中医学的診断と治療

診断と治療の概念の理解にとどまらず、臨床で実践できる能力と態度の育成を目指している。指導に当たっては、日本の東洋医学と中医学について対比させながらそれぞれの特徴が理解できるよう留意する。

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(2)のアについては、問診と切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。イについては、臓腑の生理と病理を踏まえた治療原則と治法を中心に扱うこと。

問診と切診に重点を置いて指導するが、切診のうち、腹診や切経では、身体各部の解剖学的構造の違いで触診時の感覚が異なることや、経絡や経穴反応を触診で確認する重要性を指導する。また、脈診の実習を通して、人により、又は、鍼によって脈が変わることを実感できるようにする。なお、内容の範囲や程度については、科目内での重複を避け、一貫性をもたせて指導する。

(2) 東洋医学の診断と治療

ここでは、科目の目標を踏まえ、東洋医学の診断法と治療法について理解するとともに、その技術を身に付け、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 東洋医学の診断法と治療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の診断法と治療法についての基本的な課題を発見し、現代医療と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 東洋医学の診断法と治療法について自ら学び、臨床で応用することができる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本の伝統医学的診断と治療

日本の診断法の特徴、四診法の概要、望診、聞診、問診、切診、証^{ししょう}の立て方など、また、本治法と標治法、補瀉法^{しや}、鍼灸^{しんきゅう}治療、手技による治療、湯液治療の概要などの治療法を中心に扱う。

イ 現代の中医学的診断と治療

中医学の診断法と治療法の概要や特徴について、日本の伝統的な方法と異なる点を中心に扱う。特に、治則について扱う。

〔指導項目〕

(3) 経絡と経穴

- ア 臓腑^ふ経絡とその流注
- イ 十四経脈の経穴
- ウ その他の特定穴

(3) 経絡と経穴

ここでは、科目の目標を踏まえ、長年集積されてきた経験医術としての東洋医学の根幹をなす経絡と経穴について、基礎的な知識と取穴の技術を身に付けるとともに、その他の反応点の示す現象を正確にとらえる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 経絡と経穴について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 経絡と経穴についての基本的な課題を発見し、取穴法と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 経絡と経穴について自ら学び、臨床に応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臓腑^ふ経絡とその流注

経絡の走行、連結、分布、経絡の表裏関係、流注の順序、臓腑^ふと経絡の関係をを中心に扱う。

イ 十四経脈の経穴

骨度法、同身寸法、十四経脈所属の経穴の名称と取穴部位、要穴を中心に扱う。

ウ その他の特定穴

主な奇穴、阿是穴を中心に扱う。

〔指導項目〕

(4) 経絡、経穴と現代医学

- ア 経絡、経穴の現代医学的研究
- イ 関連する反応点、反応帯

(4) 経絡、経穴と現代医学

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代医学的な視点で経絡と経穴を捉え、経絡と経穴の臨床的意義や特徴を理解し、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 経絡、経穴と現代医学について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 経絡、経穴と現代医学についての基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 経絡、経穴と現代医学について自ら学び、臨床に応用できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 経絡と経穴の現代医学的研究

経絡と経穴に関する現代医学的研究の成果を中心に扱う。

イ 関連する反応点、反応帯

電気特性、知覚異常などの反応点の現象と出現メカニズムやその意義、皮膚及び皮下組織に見られる諸反応帯を中心に扱う。

〔指導項目〕

(5) 理療施術の概要

- ア あん摩
- イ マッサージ
- ウ 指圧
- エ はり
- オ きゅう
- カ 理療の臨床応用

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床における施術の適応の判断についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による主な施術法についても取り扱うこと。エについては、特殊な鍼法しんも取り扱うこと。カについては、病態を踏まえアからオまでを適切に組み合わせた総合的な施術法を取り扱うこと。

あん摩・マッサージ・指圧による施術の定義とそれぞれの違い、はり、きゅうの定義や特徴などを指導するとともに、アからオについては、適応と応用を中心に指導し、カについては、実践力に結び付くよう「理療基礎実習」の〔指導項目〕の(5)及び(6)との関連を考慮して指導することが大切である。

(5) 理療施術の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、各手技の特徴とその応用について理解し、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療施術の概要について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。

- ② 理療施術の概要についての基本的な課題を発見し、臨床の実践と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療施術の概要について自ら学び、臨床で実践できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア あん摩

基本手技とその応用を扱い、古法あん摩にも触れる。

イ マッサージ

基本手技とその応用を扱い、結合織マッサージなどにも触れる。

ウ 指圧

指圧の三原則や基本手技とその応用を扱い、カイロプラクティックなど、その他の手技による療法にも触れる。

エ はり

用具としてのはりの材質や種類、刺鍼法^{しん}を扱い、特殊鍼法^{しん}や古代九鍼^{しん}などにも触れる。

オ きゅう

もぐさの成分、種類、良否の鑑別、燃焼温度及びきゅう施術の種類を中心に扱う。

カ 理療の臨床応用

効果的な理療施術を行うための施術の組合せ方、それぞれの施術の適応、不適応、禁忌、刺激量と感受性、過誤と副作用の危険性、消毒を中心に扱う。

〔指導項目〕

(6) 理療施術の治効理論と関連学説

- ア 刺激の伝達
- イ 身体組織・器官への影響
- ウ 生体反応と治効メカニズム
- エ 関連学説

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(6)のアからウまでについては、特に、運動器系疾患や内臓器系疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点で取り扱うこと。

「人体の構造と機能」との関連を考慮して、具体的に理解できるようするとともに、近年の研究成果の動向に留意して指導する。

(6) 理療施術の治効理論と関連学説

ここでは、科目の目標を踏まえ、理療施術の治効理論を科学的視点で学び、臨床に応用できる能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療施術の治効理論と関連学説について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 理療施術の治効理論と関連学説についての基本的な課題を発見し、近年の研究成果と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 理療施術の治効理論について自ら学び、理療施術の効果を科学的に説明できる能力を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 刺激の伝達

あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの刺激との関連で、皮膚感覚の受容器と神経線維、骨格筋の受容器と神経線維、神経伝達経路・反射を中心に扱う。

イ 身体組織・器官への影響

組織、器官、自律神経、体液、免疫機構などへの影響を中心に扱う。

ウ 生体反応と治効メカニズム

刺激の定義、刺激の種類、生体反応としての調整作用、鎮痛、興奮、鎮静、防御、免疫、消炎作用を中心に扱う。

エ 関連学説

サイバネティックス、ホメオスタシス、ストレス学説、レイリー現象、圧自律神経反射、鎮痛学説を中心に扱う。

6 臨床理療学

この科目は、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の基盤となるものであり、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」及び「基礎理療学」と関連付けながら、理療施術で取り扱う機会が多い症状・疾患・病態について適応の判断と治療計画・治療法の考え方を中心に学び、臨床で応用する能力を身に付けることを目指している。

今回の改訂では、患者理解を促進する観点から「(1)臨床理療学の基礎」のイにインフォームド・チョイス及びインフォームド・ディシジョンを加えた。また、認定規則を踏まえ、「(3)生体観察の基礎」を新設するとともに、「(2)東洋医学における診断、治療の原則」に、「適応の判断」や「施術計画」を位置付けた。さらに、〔指導項目〕の(5)から(7)の項目において、病態生理と適応の判断を強調するなどを示した。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、臨床理療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床理療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床理療学に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床理療学について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、東洋医学と現代医学の立場から内容を有機的に関連させ、理療施術の対象となる主な症状についての患者への対応、診察法や治療法、患者の生活管理などを具体的に理解させ、適切な施術を行うことができるようにすることを目指す。また、理療施術の効果を客観的なデータで評価したり、適否を判断したりして、適切な処置を講ずる

ことができるようにすることも目指している。

目標の(1)は、施術を行うために必要な臨床理療学の知識を体系的・系統的に理解するとともに、関連する現代医学と東洋医学に関する技術を身に付け、臨床の対象者に対して効果的な理療施術を適切に行うことができる能力を育成することを意味している。

目標の(2)は、現代社会における臨床理療学の課題を発見し、適応の判断や治療の有効性・有用性と関連づけながら合理的かつ創造的に解決する能力を育てることを意味している。

目標の(3)は、臨床理療学について主体的に学び、現代医学と東洋医学の知識と技能を活かして適切に施術に取り組む態度を育成することを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)臨床理療学の基礎、(2)東洋医学における診断、治療の原則、(3)生体観察の基礎、(4)健康と理療施術、(5)主な症状の理療施術、(6)主な疾患の理療施術、(7)高齢者に対する理療施術、(8)スポーツ領域における理療施術、(9)産業衛生における理療施術の九つの指導項目で、15 単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎理療学」及び「理療基礎実習」等で学んだ知識を総合し、生体の機能異常を的確に診察し、適切な治療を行い、必要な対策を講ずることのできる知識を体系的に指導する。内容を取り扱う際には、理療は、診察、治療の両面にわたり東洋医学の経験的知恵と現代医学の科学的知識を有機的に総合したものであり、生体が本来もっている調節力を主体としていることが大きな特色であることを理解できるように配慮して指導する。

イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

本科目での学習が、「理療基礎実習」の〔指導項目〕の(6)における実習場面で実践され、「理療臨床実習」の基盤となることを踏まえ、指導の一貫性を高めることが大切である。内容は、「生活と疾病」、「基礎理療学」などとの関連を図りながら、診察から治療に至るまでの過程を理解できるように構成してある。したがって、各科目の指導の実態をよく把握して授業の構成を組み立てる必要がある。現代医学と東洋医学の知識を生かし、生徒が興味・関心を高めることができるように、指導内容・方法を工夫することが大切である。

内容を取り扱う際には、実技実習の内容との関連性を十分に考慮し、指導者間の連携を密にしたり、チーム・ティーチングを取り入れたり、時間割上の指導時間の設定を工夫

したりすることなどが必要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 臨床理療学の基礎

ア 臨床理療学の意義と役割

イ 施術対象者の心理と施術者の対応

理療臨床における施術者としての基本的な考え方、在り方を理解できるようにする。

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう取り扱うこと。

「生活と疾病」の〔指導項目〕の(4)を基礎とするとともに、「医療と社会」の〔指導項目〕の(3)及び(6)との関連に留意しながら、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として子供から高齢者まで幅広い年齢層にわたって信頼されるような態度、行動及び言葉遣いなどを身に付けるようにする。

(1) 臨床理療学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、現代社会における理療の役割を理解した上で、施術者としての基本的な態度や患者接遇・医療面接の技法を具体的に身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 臨床理療学の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨床理療学の基礎についての基本的な課題を発見し、現代社会における理療の役割と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨床理療学の基礎について自ら学び、施術者として相応しい態度の確立とコミュニケーションスキルの向上を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臨床理療学の意義と役割

次の事項を中心に扱う。

- (ア) 経験医術の特徴と社会からの期待、特に、自然との共生ということが根底にあること。
- (イ) 治未病の現代社会における役割、特に、生活習慣病の予防への意義、近代医学との併用の意義と役割、施術対象、施術法の種類等。

特徴として以下を取り上げ、これが、視覚に障害のある人が、その触圧覚を生かして適切な施術を行うことができる背景となっていること。

- ㊦ 痛くないこと

- ① 刺鍼時に触圧覚を十分に活用することができること
- ② 軽微な刺激による治療であること
- ③ 生体の調節力を意図的、積極的に調節する治療であること
- ④ 未病の徴に対する治療であること

イ 施術対象者の心理と施術者の対応

施術対象者の心理，施術者として必要な条件，インフォームド・コンセント，インフォームド・チョイス，インフォームド・ディジションを中心に扱う。

〔指導項目〕

(2) 東洋医学における診断，治療の原則

- ア 診察
- イ 適応の判断
- ウ 施術計画
- エ 施術原則
- オ 記録

(2) 東洋医学における診断，治療の原則

ここでは，科目の目標を踏まえ，東洋医学における診断，治療の原則を理解し，施術を行うことができるよう，体性系症状に対する施術や，生体の調節力に対する施術，未病の徴に対する施術などを身に付けること，また，「基礎理療学」で学習した内容を発展させ，西洋医学の診察結果と併せて東洋医学の診察を行い，適応の判断から施術計画，記録までの流れを具体的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 東洋医学の診断，治療の原則について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 東洋医学の診断，治療の原則についての基本的な課題を発見し，西洋医学の診察結果と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 東洋医学の診断，治療の原則について自ら学び，適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 診察

基本的には現代医学の体系によって診察を行い，そこに生体の微妙な変化を把握しようとする東洋医学の四診法の特色が生かせるように，次の事項を扱う。

- (ア) 切診については，理療施術で最も特徴的な診察法であること。十分に活用できるよう具体的に扱う。
- (イ) 脈診については祖脈。
- (ウ) 東洋医学の診断である病証については，臓腑経絡系の立場から臓腑病証，経絡病証の基本。
- (エ) 施術の適否と限界，予後の判定，リスク管理など。

イ 適応の判断

治療計画の立て方，治療法の組立て方，治療効果の判定，他の治療法及び健康法との関

連、禁忌の場合の対応、施術計画を中心に扱う。

ウ 施術計画

治療が生体の調節力（自然治癒力）に対する施術、症状に対する施術、そして自覚されていないけれども不調の状態にある未病の徴に対する施術からなることを明確に理解させた上で、次の事項を中心に扱う。

(ア) 刺激による生体反応の起こり方（局所反応、遠隔部反応及び全身反応）

(イ) 治療手順

- a 生体の調節力を高める治療を最初に行うことで、続いて行われる治療の効果が高くなること。
- b 調節力を高める治療を最後に行うことにより、それまでに行われた治療の反応を好ましい方向に整え、自然治癒力の高まった状態をつくれること。

エ 施術原則

基本的な施術原則について次の事項を中心に扱う。

(ア) 生体の調節力を高めるための施術原則

(イ) 未病を治するための施術原則

(ウ) 症状に対する施術原則

オ 記録

POS (Problem Oriented System)、カルテ記載の仕方、各種検査記録、各種評価表、紹介状の書き方、記録の保存とカルテ管理を中心に扱う。

〔指導項目〕

(3) 生体観察の基礎

ア 骨の触察

イ 筋の触察

ウ 関節の触察

エ 神経、血管の触察

(3) 生体観察の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、診察・取穴・施術実技の基本となる生体観察に関する知識を身に付け、目的に合わせて正確に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生体観察の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 生体観察の基礎についての基本的な課題を発見し、視覚障害に配慮した技術と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 生体観察の基礎について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 骨の触察

触察・取穴、診察などの基準となる骨の隆起や骨溝を中心に扱う。

イ 筋の触察

体表から触察可能な筋を中心に扱う。指導に当たっては、起始・停止・走行、筋緊張・

筋萎縮・硬結などが体験的に理解できるようにする。

ウ 関節の触察

頸部、肩関節、肘関節、手関節、手指、腰部、股関節、膝関節、足関節を中心に扱う。指導に当たっては、関節の変形、炎症所見、運動時のクリックや痛みの状態及びアライメントの異常などが理解できるようにする。

エ 神経、血管の触察

三叉神経、後頭神経、顔面神経、腕神経叢、橈骨神経、正中神経、尺骨神経、腰神経叢、坐骨神経、外側大腿皮神経、大腿神経、伏在神経について、神経の走行、体表から観察できる部位及び絞扼されやすい部位を中心に扱う。血管については、体表から観察できる動脈拍動部及び皮静脈の走行を中心に扱う。指導に当たっては、筋や骨との関係を明確にして具体的に理解できるようにする。

〔指導項目〕

(4) 健康と理療施術

- ア 健康観と疾病観
- イ 健康の保持増進のための理療施術
- ウ 生活習慣病予防のための理療施術
- エ その他の健康療法

(内容の範囲や程度)

- イ 〔指導項目〕の(4)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて取り扱うこと。
- ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

イについては、他の治療学には見られない特色のあるところであるから、十分にその意味を理解し、具体的に実践できるよう指導する。ウについては、理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうが適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。

(4) 健康と理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康増進や生活習慣病予防のための理療施術の意義と役割を理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康と理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康と理療施術についての基本的な課題を発見し、現代社会における疾病構造や健康観と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康と理療施術について自ら学び、国民の健康保持・増進に主体的かつ協働的に取

り組むこと。

ア 健康観と疾病観

健康の成立条件，社会構造の変化と健康概念，未病の概念を中心に扱う。

イ 健康の保持増進のための理療施術

日本人の健康状態，鍛錬療法と調整療法，未病の徴，未病を治する理療施術を中心に扱う。

ウ 生活習慣病予防のための理療施術

本態性高血圧症，糖尿病，心臓疾患，呼吸器疾患などの代表的な生活習慣病を取り上げ，予防の観点を重視し，生体の調節力を高める治療及び未病を治する治療を中心に扱う。

エ その他の健康療法

健康の保持増進を促す観点から，運動法，食事法，酒など嗜好品の好ましい用い方を中心に扱う。

〔指導項目〕

(5) 主な症状の理療施術

- ア 頭痛
- イ 肩こり
- ウ 肩関節痛
- エ 頸^{けい}肩腕痛
- オ 腰痛
- カ 腰下肢痛
- キ 膝^{ひざ}痛
- ク 高血圧と低血圧
- ケ 心身の疲労
- コ その他の症状

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては，疾患ごとにその症状の機序や経過について，病態生理学と関連付けながら扱うとともに，施術の適応の判断ができるよう指導すること。

エ 〔指導項目〕の(5)及び(6)については，「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに，健康指導，生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。

ウについては，理療臨床で扱う疾患や症状について，「病態生理学」と関連付けながら，適応の判断が適切にできる能力を養うとともに，健康増進や生活習慣病の予防を含め，あん摩・マッサージ・指圧，はり及びきゅうが適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。エについては，「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し，本科目では主な症状や疾患に対して適切な理療施術を行うという観点から扱い，一貫した指導を行うようにする。また，健康指導，生活指導及び応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導すること。こ

こで取り上げる症状及び疾患は、臨床上扱うことが多いので、十分な指導が必要である。

(5) 主な症状の理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、各症状について理療施術の適応の判断及び適応症状に対して理療施術が適切に行え知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 主な症状の理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な症状の理療施術についての基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な症状の理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 頭痛

イ 肩こり

ウ 肩関節痛

エ 頸^{けい}肩腕痛

オ 腰痛

カ 腰下肢痛

キ 膝^{ひざ}痛

ク 高血圧と低血圧

ケ 心身の疲労

コ その他の症状

アからケについては、「生活と疾病」の〔指導項目〕の(2)で扱った症状を中心に扱い、コについては、理療施術による有効性が高いものを中心に扱う。

指導に当たっては、次の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に扱う。

- (ア) 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位及び症状部位と経絡等）
- (イ) 治療法、適応と不適応、治療の限界及び治療計画等
- (ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

〔指導項目〕

- | |
|---------------|
| (6) 主な疾患の理療施術 |
| ア 運動器系疾患 |
| イ 神経系疾患 |
| ウ 呼吸器系疾患 |
| エ 血液・循環器系疾患 |
| オ 消化器系疾患 |
| カ 泌尿・生殖器系疾患 |
| キ 内分泌系・代謝疾患 |
| ク 感染症 |
| ケ その他の疾患 |

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。

エ [指導項目] の(5)及び(6)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。

ウについては、理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうが適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。エについては、「生活と疾病」における指導との関連を十分に考慮し、本科目では主な症状や疾患に対して適切な理療施術を行うという観点から扱い、一貫した指導を行うようにする。また、健康指導、生活指導及び応急処置の方法等についても「生活と疾病」との関連を踏まえて指導する。ここで取り上げる症状及び疾患は、臨床上扱うことが多いので、十分な指導が必要である。

(6) 主な疾患の理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、主な疾患について適応の判断及び適応疾患に対する理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 主な疾患の理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な疾患の理療施術について基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 主な疾患の理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、「生活と疾病」での学習を基本として、治療法選択の重要な判断材料となる各疾患及びその症状の病態生理、軽快因子及び増悪因子をまとめて取り上げる。

今回の改訂では、疾患を取り扱う頻度が高いと考えられる順に並べ替え、関連する科目で並行して指導を進めることができるよう改めた。

ア 運動器系疾患

イ 神経系疾患

ウ 呼吸器系疾患

エ 血液・循環器系疾患

オ 消化器系疾患

カ 泌尿・生殖器系疾患

キ 内分泌系・代謝疾患

ク 感染症

ケ その他の疾患

アからケについては、「生活と疾病」の[指導項目] の(5)で取り上げた疾患を中心に扱う。

ケについては、理療施術による有効性が高いものを中心に扱う。

指導に当たっては、次の事項を順序立てて、生体観察を取り入れて具体的に扱う。

- (ア) 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位、疾患及び症状部位と経絡等）
- (イ) 治療法、適応と不適応及び治療計画
- (ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

なお、アにおいて脱臼及び骨折については、患部への施術が法的な制限行為であることを考慮し、これらの後遺症に対する施術方法を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (7) 高齢者に対する理療施術
 - ア 高齢者の心身機能の特徴
 - イ 高齢者の主な症状に対する理療施術
 - ウ 要支援・要介護高齢者に対する理療施術

(内容の範囲や程度)

- ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。
- オ 〔指導項目〕の(7)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて取り扱うこと。

ウについては、理療臨床で扱う疾患や症状について、「病態生理学」と関連付けながら、適応の判断が適切にできる能力を養うとともに、健康増進や生活習慣病の予防を含め、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうが適応する主な症状や疾患に対して適切に理療施術を行うことのできる知識と技術が身に付くよう指導する。オについては、人口の急激な高齢化、在宅介護の必要性などから施術対象となるケースが多くなることが考えられ、重度な医療的対処が必要な患者よりも、軽症、未病の段階においてこそ理療の力を発揮する可能性がある。脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについて理解を深めることが大切である。

(7) 高齢者に対する理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、健康な高齢者及び要支援・要介護高齢者の理療施術について、適応の判断及び適応症状に対して理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者の理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者の理療施術についての基本的な課題を発見し、高齢者の心身特性や適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、高齢者にとって、快適な日常生活を維持し、QOL(Quality of life)の向上を図る上で体調の調整維持療法としての理療施術の果たす役割が大きいこと、介護

を必要としない健康高齢者の体調の維持が重要であることなど、社会の要請を十分に理解して対応できるよう指導する。今回の改訂では、介護保険の対象に要支援者も含まれることから、従前の「要介護高齢者」を「要支援・要介護高齢者」に改めた。

ア 高齢者の心身機能の特徴

老化の機序、高齢者の身体的特徴、高齢者の心理的特徴を中心に扱う。

イ 高齢者の主な症状に対する理療施術

認知症、排尿・排便障害及び咳・痰^{せき たん}、動悸・息切れなどを中心に、各症状の病態、軽快因子及び増悪因子が、治療法選択の重要な判断材料となることから、これらをまとめて扱うとともに、次の事項を順序立てて、具体的に扱う。

(ア) 診察（圧痛点の部位、筋緊張の部位及び症状部位と経絡等）

(イ) 治療法、適応と不適応及び治療計画等

(ウ) リスク管理及び専門医への紹介等

ウ 要支援・要介護高齢者に対する理療施術

イを基本として、要支援・要介護者の運動機能^が、長期臥床者の褥創^{じよく}予防、各器官の機能維持を配慮した診察と治療を中心に扱う。なお、地域の実態により、理療施術者が担当する対象も変わる可能性があることから、各学校で生徒の卒業後の状況を踏まえ、指導内容を検討する必要がある。

〔指導項目〕

(8) スポーツ領域における理療施術

ア スポーツ障害・外傷の一般

イ スポーツ障害・外傷の予防と管理

ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

この指導項目は、健康な心身を保持増進するために注目される分野である。市民スポーツが広がりを見せている一方、アマチュア、プロフェッショナルを含めてレベルの高い競技スポーツも盛んになっている。そのなか理療施術が、スポーツを行う人の体調を整える上で有効であることから、スポーツ領域における理療施術の新たな発展が期待されるところである。

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(8)のウについては、応急処置及びテーピングの基本について取り扱うこと。

スポーツ障害・外傷への対応の一つとしてテーピングの基本的事項に指導の重点を置くとともに、スポーツ障害・外傷の予防と管理では、オーバーユース症候群、捻挫、肉離れに対する予防・管理の基本を指導する。また、生徒の進路希望に応じて、更に学習できるよう配慮することが大切である

(8) スポーツ領域における理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、スポーツ領域における理療施術について、適応の判断及びスポーツ障害・外傷の予防並びに適応症状に対する理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① スポーツ領域における理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② スポーツ領域における理療施術についての基本的な課題を発見し、適応の判断と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ スポーツ領域における理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指してその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア スポーツ障害・外傷の一般

スポーツ医学の役割、スポーツ障害・外傷の定義、スポーツ障害・外傷の分類、部位別のスポーツ障害・外傷（野球、テニス、中・長距離走等のスポーツ活動によるオーバーユース障害）、スポーツ障害・外傷に対する応急手当を中心に扱う。

イ スポーツ障害・外傷の予防と管理

理療が、自律神経機能の調節作用を高めることにより、スポーツ選手のコンディションづくりに力を発揮する施術であることを理解させる観点から、筋疲労と筋肉痛の除去、筋緊張の緩解と筋柔軟性の獲得、筋力の増強、心身の調整、スポーツ前後の処置を中心に扱う。

ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

理療施術を行う場合、単に症状に対する治療のみでなく、生体の調節力を高める治療、未病に対する治療を総合して行うことが健康度を高める上で重要であることを理解させる。また、「生活と疾病」の〔指導項目〕の(5)のアで取り扱う障害・外傷を中心に、スポーツ障害・外傷に対する治療、適応と不適応、治療の限界、他の医療分野との関連、応急処置。

〔指導項目〕

(9) 産業衛生における理療施術

ア 仕事と健康

イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務と役割

ウ 主な職業起因性症状の理療施術

(9) 産業衛生における理療施術

ここでは、科目の目標を踏まえ、産業衛生における理療施術について対象者の健康管理と職業起因性症状に対する理療施術が適切に行える知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 産業衛生における理療施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 産業衛生における理療施術についての基本的な課題を発見し、対象者の実態と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 産業衛生における理療施術について自ら学び、適切な施術を行う能力を目指しその実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、不特定多数を対象とするのではなく、企業等の特定された対象集団において健康管理を適切に行うことができるようにすることが必要である。この場合、企業内等において健康管理を行ういわゆるヘルスキーパー（企業内理療師）として信頼されるためには、施術に関する優れた知識や技術とともに、社会性や豊かな人間性などが求められるので、これらの点について扱う。

ア 仕事と健康

「疾病の成り立ちと予防」の〔指導項目〕の(2)、(4)及び(8)の学習を基礎に、職場とストレス、仕事と疲労を中心に扱う。

イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務と役割

ヘルスキーパー（企業内理療師）の業務と役割を理解させる観点から、職場のストレス病、物的環境要因と身体的疲労の一般的な対策、職場における身体的疲労の一般的な予防策を中心に扱う。

ウ 主な職業起因性症状の理療施術

ヘルスキーパー（企業内理療師）が扱うことの多い主な職業起因性症状として頭痛、肩こり、肩の痛み、不眠、イライラ、目の疲れ、胃腸の不調、腰痛、^{ひざ}膝痛、冷えなどを扱い取り上げ、それぞれについて、発症メカニズムの分析法、発症メカニズムによる理療施術の使い方、自己管理法（セルフケア）の概要を扱う。

7 地域理療と理療経営

この科目は、超高齢化を伴いながら人口減少が進む日本社会の課題と社会保障制度の動向について理解を深め、地域における多職種との連携・協働やチーム医療の大切さを学ぶとともに、地域包括ケアシステムにおける理療業務の意義と役割を自覚し、併せて、施術所の現代的経営の在り方を考える能力を養うことを目指している。

今回の改訂では、少子高齢社会の現状と課題及び医療・介護を中心とする社会保障制度改革の動向を踏まえた上で、地域における理療業務の意義や在り方を系統的かつ効率的に扱うことができるよう改善するとともに、地域医療の沿革と地域理療の概念を追加した。また、認定規則を踏まえ、療養費の受領委任払い制度を中心とする健康保険制度と理療業務との関連性を充実させるなど、指導項目の改善を行った。

一方、従前の「理療と社会」で扱われていた「諸外国における^{しんきゅう}鍼灸、徒手による施術」については、「医療と社会」の〔指導項目〕の(1)及び(3)と重複することから削除した。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、地域理療及び理療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域理療及び理療経営について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域理療及び理療経営に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 地域理療及び理療経営について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、地域理療及び理療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が地域保健・医療・福祉の構成員として業務を円滑に行うための基礎的な知識を習得するとともに、その知識を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、地域理療と理療経営の本質を理解するとともに、施術所の開設準備から経営の実際に至る過程で求められる基礎的な知識や経営スキルが身に付くようにすることを意味している。

目標の(2)は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が従事する医療及び介護領域における制度上の課題を理解し、その解決策について自ら考える力が身に付くようにすることを意味している。

目標の(3)は、超高齢社会を迎えた地域における理療の意義と役割を自覚し、医療及び介護領域の関係機関や多職種と連携・協働して理療経営を実践できる能力が身に付くようにすることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)少子高齢社会と社会保障、(2)地域社会と理療、(3)地域理療の業務と社会保険、(4)理療と経営の四つの指導項目で構成し、2単位以上履修されることを想定している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、地域社会における理療の役割と意義を理解できるようにすること。

内容を取り扱う際には、「医療と社会」の〔指導項目〕の(2)のイ及びウで扱う社会保障の概念や社会保険制度の概要の内容と関連付けながら指導するとともに、地域包括ケアシステムにおける理療の意義と役割を理解できるようにすることが重要である。

イ 〔指導項目〕の(3)については、制度に関する基本的な考え方や法令遵守についても指導すること。

〔指導項目〕の(3)については、医療及び介護を中心とする社会保険制度に関する基本的な知識が身に付くよう扱うとともに、「医療と社会」の(6)のア及びイの内容と関連付けながら指導することが重要である。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 少子高齢社会と社会保障

ア 少子高齢化の現状と動向

イ 医療保障と介護保障の現状と課題

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、最新の統計や資料を踏まえて取り扱うこと。

指導に当たっては、関係機関等が発表する統計や資料を用意できるようにすることが大切である。

(1) 少子高齢社会と社会保障

ここでは、科目の目標を踏まえ、少子高齢社会の現状と課題及び医療・介護を中心とする社会保障制度に関する基本的な知識を理解し、地域理療と理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 少子高齢社会の現状と社会保障の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 少子高齢社会と社会保障制度についての基本的な課題を発見し、日常の生活と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 少子高齢社会における社会保障制度について自ら学び、その解決策を考える学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 少子高齢化の現状と動向

人口構造と高齢化の特徴、少子高齢化の要因、少子高齢社会と介護問題、少子高齢社会と社会保障を中心に扱う。指導に当たっては、人口、医療及び介護に関する最新の政府統計を踏まえて指導する。

イ 医療保障と介護保障の現状と課題

社会保障制度の理念と枠組み、社会保険の一般、医療保険制度の概要、介護保険制度の概要を中心に扱う。

〔指導項目〕

(2) 地域社会と理療

ア 地域医療の沿革

イ 地域理療の概念

ウ 地域社会の医療と介護

(2) 地域社会と理療

ここでは、科目の目標を踏まえ、地域医療の沿革と地域理療の概念を指導するとともに、地域社会における医療及び介護の現状と理療の意義・役割について理解し、地域理療と理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 地域社会における理療の意義と役割について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 地域社会における理療についての基本的な課題を発見し、理療の実践事例と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 地域における理療について自ら学び、その発展的な在り方や改善策に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域医療の沿革

地域保健・医療の概念、地域保健・医療の背景と動向を中心に扱う。

イ 地域理療の概念

地域理療の考え方、地域理療の意義と役割を中心に扱う。

ウ 地域社会の医療と介護

社会保障制度の課題、医療保険制度改革の動向、介護保険制度改革の動向、地域包括ケアシステムの概念を中心に扱う。

〔指導項目〕

- (3) 地域理療の業務と社会保険
- ア 理療業務と療養費
 - イ 理療業務と診療報酬
 - ウ 理療業務と介護報酬

(3) 地域理療の業務と社会保険

ここでは、科目の目標を踏まえ、施術所、医療機関、介護保険事業所で展開される理療業務と社会保険との関係性を理解し、地域理療と理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 地域理療の業務と社会保険との関連性について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 地域理療の業務と社会保険との関連性についての基本的な課題を発見し、施術所、医療機関及び介護保険事業所における各業務と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 地域における理療業務と社会保険の仕組みや課題について自ら学び、その課題や発展的な在り方に関する学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理療業務と療養費

理療施術と健康保険、療養費の支給基準、受領委任払い制度を中心に扱う。

イ 理療業務と診療報酬

診療報酬制度，マッサージ療法の診療報酬，あん摩マッサージ指圧師とリハビリテーション料，混合診療の禁止を中心に扱う。

ウ 理療業務と介護報酬

機能訓練指導員とその業務，機能訓練指導員と介護報酬を中心に扱う。

〔指導項目〕

(4) 理療と経営

- ア 経営の一般
- イ 施術所の開設準備
- ウ 障害者雇用と助成金制度
- エ 経営の管理と運営
- オ 経営の展開と実際

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4)については，経営の実際の基本的な事項を取り扱うこと。

経営学一般の基本的事項を踏まえた上で，地域理療を実践する観点を重視し，施術所経営の企画から業務管理に至る具体的な過程を，「理療臨床実習」の〔指導項目〕の(2)のウとの関連を図りながら，体験的な学習を取り入れるとともに，生徒自らにも考えさせるようにすることが大切である。また，地域医療や地域福祉と施術所経営との関連についても扱うようにする。

(4) 理療と経営

ここでは，科目の目標を踏まえ，施術所経営に必要な経営学一般の基本的事項とともに，施術所開設の企画から業務管理・運営に至る一連の過程を，関係法規等で学習した内容と関連付けながら具体的に理解し，地域理療と理療経営に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療経営について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 理療経営についての基本的な課題を発見し，理療経営の事例と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療経営について自ら学び，模擬的な経営学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 経営の一般

経営学の基本概念，施術所経営の特性を中心に扱う。

イ 施術所の開設準備

経営理念と運営方針の検討，開業地選定と需要分析，事業計画と資金計画，資金調達計画と融資制度，施術所の構造と施設・設備，健康保険の取扱い，従業員の雇用と待遇，施術所の開設届と保健所検査，開院と広告・宣伝，介護保険制度下における施術所経営を中心に扱う。

ウ 障害者雇用と助成金制度

障害者雇用率と障害者雇用納付金制度，障害者雇用のための助成金を中心に扱う。

エ 経営の管理と運営

施術記録の管理，リスク管理と事故賠償保険，労務管理と従業員教育，総合管理と営業分析を中心に扱う。

オ 経営の展開と実際

医療機関や保健医療福祉機関との連携，あん摩・マッサージ・指圧，鍼灸業務と税金，施術所経営の展開，訪問マッサージ業務の展開，機能訓練特化型デイサービスの展開を中心に扱う。

8 理療基礎実習

この科目は，臨床の基礎としてあん摩・マッサージ・指圧，はり及びきゅうの基礎的な技術を身に付けるとともに，「疾病の成り立ちと予防」，「生活と疾病」，「基礎理療学」及び「臨床理療学」で学習した知識，技術と関連付け，臨床を想定して医療面接，身体診察及び応用・総合施術等の統合化を図り，臨床の基礎を体験的・実践的に学習することを目指している。

今回の改訂では，衛生・安全管理を重視するとともに，「理療臨床実習」の〔指導項目〕の(1)から「医療面接実習」を移動させ，臨床をより意識した実習となるよう改善を行った。また，認定規則を踏まえ，臨床実習前施術実技評価を具体的に行うことを求めている。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ，臨床の基礎に関する実践的・体験的な学習活動を通して，施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床の基礎について体系的・系統的に理解するとともに，関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床の基礎に関する課題を発見し，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床の基礎について，地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師を目指して自ら学び，適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は，あん摩・マッサージ・指圧，はり及びきゅうの基礎的な技術と「疾病の成り立ちと予防」，「生活と疾病」，「基礎理療学」及び「臨床理療学」で育成した資質・能力を統合して活用することにより，理療の理論と技術を結び付け，安全で適切な臨床の基礎を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は，理療施術の導入として，施術者としての基本的な態度・習慣を身に付けるとともに，あん摩・マッサージ・指圧，はり及びきゅうの実技の基本を確実に身に付けることを意味している。

目標の(2)は，臨床実習への導入の段階として，代表的な症状や疾患に対する施術を，評価と理論に基づいて，併用する療法とともに，実践的かつ適切に行うことにより，理療の基礎実技について課題を発見し，合理的かつ想像的に解決することができるようにすることを意味している。

目標の(3)は、応用実習や総合実習を通してあん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうの基礎的な技術の習熟を図るとともに、理療業務の役割やその広がりについて学び、適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けることを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)施術に必要な衛生と安全管理、(2)あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習、(3)はり基礎実技実習、(4)きゅう基礎実技実習、(5)理療応用実技実習、(6)理療総合実技実習の六つの指導項目で、「理療臨床実習」と合わせて23単位以上履修されることを想定して内容を構成している。

内容の構成は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の臨床領域で扱われる施術の基本が系統的かつ総合的に学習できるよう配慮してある。取扱いに当たっては、理論と実技を統合し、総合的な施術の考え方が身に付くよう、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎理療学」及び「臨床理療学」との関連に十分留意することが大切である。

また、この科目の基礎段階は、基本実技を反復練習する内容であるので、生徒が、常に技術習得への意欲をもって学習に取り組むことができるよう指導方法を工夫することが必要である。例えば、体表観察や刺鍼^{しん}と施灸^{きゅう}を織り交ぜるなどして授業の展開に変化をもたせたり、基礎実技の評価基準を創意工夫し、学習の到達度を客観的に示したりすることが考えられる。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。ウについては、施術の過誤を予防するための適切な安全管理ができるように取り扱うこと。

[指導項目]の(1)については、施術者としての必要な資質が習慣化されるように、指導と評価を繰り返し、その定着を図ること。ウについては、この科目において指導を徹底することはもとより、学校生活の全般を通じて、指導に当たることが大切である。

イ [指導項目]の(2)から(4)までについては、他の科目と関連付けながら、基礎的な施術ができるよう指導すること。

[指導項目]の(2)から(4)までについては、特に、「生活と疾病」の[指導項目]の(1)、(2)、(4)、(7)及び(8)、「基礎理療学」の[指導項目]の(2)及び(3)、「臨床理療学」の[指導項目]の(3)から(9)との関連に留意して指導すること。

ウ [指導項目]の(5)及び(6)については、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際の施術ができるよう指導すること。また、(5)のアについて

は、患者の立場に立ち、安全な施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。(6)のイについては、臨床実習前施術実技に関する評価を行うこと。

〔指導項目〕の(5)及び(6)については、模擬患者を設定し、医療面接をはじめ・診察・施術の実習が実践的に行えるよう計画すること。〔指導項目〕の(6)のイについては、施術者としての態度・習慣及び基礎的な実技の習熟の程度について形成的評価及び到達度評価を行うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 施術に必要な衛生と安全管理

- ア 施術室の管理
- イ 施術者の衛生保持
- ウ リスク管理

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて取り扱うこと。

皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化できるようにする。

(1) 施術に必要な衛生と安全管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうの施術を行う上で基本となる施術室の管理と清潔保持の態度・習慣及び施術上注意すべき事項について理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。その際、施術者としての心構え、患者等に対する接し方の基本についても指導することが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 施術に必要な衛生と安全管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 施術に必要な衛生と安全管理についての多様な課題を発見し、他の科目で学習した内容と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 施術に必要な衛生と安全管理について自ら学び、臨床で求められる基礎的な技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、皮膚感染に関する具体的な事例を取り上げながら消毒の重要性を理解させた上で、特に、施術前後における手指消毒を習慣化させることが大切である。

ア 施術室の管理

施設・設備の管理の実際、施術室等の環境整備を中心に扱う。施設・設備の管理の実際

の指導に当たっては、安全な動線を意識して施設・設備を整備するとともに、配置している機器の点検を含めて安全な環境が保持できるよう具体的に扱う。また、施術室等の環境整備の指導に当たっては、照明、清掃、ベッドメイク、施術道具の消毒・滅菌等の管理について具体的に扱い、施術室全体が衛生的な環境に保持できるようにする。

イ 施術者の衛生保持

衛生的な手洗い、施術前後の手指消毒、施術者の消毒を中心に扱う。指導に当たっては、施術者から患者、患者から施術者、施術者を介して患者から患者への感染を予防できるよう、適切な手洗い・手指消毒・清拭の方法を具体的に指導するとともに、習慣化できるようにする。

ウ リスク管理

施術に必要なリスク管理の実際と施術過誤の実態を中心に扱う。指導に当たっては、施術過誤の実態を踏まえて、安全な施術が行えるよう具体的に指導する。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習
ア あん摩の基本手技と身体各部の施術
イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術 |
|---|

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、運動法の基本等についても取り扱うこと。

各学校の指導体制や生徒の状況等を考慮し、関節モビライゼーション・カイロプラクティックなどその他の徒手による療法、テーピングの実際についても扱うよう配慮する。また、短時間でを行うあん摩・マッサージ・指圧への需要が増大していることを踏まえ、マッサージ用の専用いすを使ったあん摩・マッサージ・指圧施術についても扱うことが大切である。

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、あん摩・マッサージ・指圧の各基本手技及び運動法の基本について理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技についての多様な課題を発見し、臨床で求められる技術の習熟度と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ あん摩・マッサージ・指圧の基本的な実技について自ら学び、臨床で求められる基礎実技の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、基本手技と運動法について扱うとともに、手技療法の応用範囲に合わせて局所施術や全身施術ができるよう、時間的なまとまりに配慮すること。

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（**按撫法**、**揉捏法**、**圧迫法**、**振戦法**、**叩打法**、**曲手**、**運動法**）
- (イ) 座位のあん摩（**頸部**、**肩上部**、**肩甲部**、**背部**、**上肢部**、**頭部**、**顔面部**）
- (ウ) 側臥位のあん摩（**頸部**、**肩上部**、**肩甲部**、**背腰部**、**仙骨部**、**殿部**、**上肢・手部**、**下肢・足部**、**頭部**、**顔面部**）
- (エ) 腹臥位のあん摩（**背腰部**、**仙骨部**、**殿部**、**下肢部**、**足底部**）
- (オ) 背臥位のあん摩（**前胸部**、**腹部**、**下肢部**、**顔面部**）

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

パウダーマッサージとオイルマッサージを扱うとともに、具体的には、次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（**軽擦法**、**揉捏法**、**圧迫法**、**振戦法**、**強擦法**、**按捏法**、**叩打法**）
- (イ) 上肢のマッサージ（**手指**、**手部**、**手関節**、**前腕**、**肘関節**、**上腕**、**肩関節**）
- (ウ) 下肢のマッサージ（**足指**、**足部**、**足関節**、**下腿**、**膝関節**、**大腿**、**殿部**、**股関節**）
- (エ) 背腰部のマッサージ（**腰部**、**背部**、**肩甲部**）
- (オ) 頸肩部のマッサージ（**肩甲帯**、**肩上部**、**頸部**）
- (カ) 胸腹部のマッサージ（**前胸部**、**肋間部**、**乳房部**、**腹壁**、**腹部内臓**）、**顔面部のマッサージ**（**表情筋**、**咀嚼筋**、**顎関節**）
- (キ) 結合織マッサージの基本手技（**反射帯の検査法**、**擦過軽擦**、**カギ型軽擦**）
- (ク) 運動法の基本（**他動運動**、**自動介助運動**、**自動運動**、**抵抗運動**、**伸張運動**）

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

次の事項を中心に扱う。

- (ア) 基本手技（**押圧の三原則**、**押圧の強弱段階**、**通常圧法**、**緩圧法**、**持続圧法**、**吸引圧法**、**衝圧法**、**振動圧法**、**運動操作**）
- (イ) 伏臥指圧法（**背腰部**、**仙骨部**、**殿部**、**下肢部**）
- (ウ) 仰臥指圧法（**胸部**、**腹部**、**上肢部**、**下肢部**、**頭部**、**顔面部**）
- (エ) 正座指圧法（**頸部**、**肩上部**、**上肢部**）

〔指導項目〕

(3) はり基礎実技実習

ア 刺鍼の方法

イ 刺鍼の手技

ウ 特殊な鍼法

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のウについては、**小児鍼**、**皮内鍼**、**低周波鍼通電療法**を中心に扱うこと。

各種の小児鍼及び皮内鍼の基本を留意点とともに扱う。また、**低周波鍼通電療法**については、**機器の基本操作**、**通電中のリスク管理**及びその**臨床応用**に重点をおいて指導する。

(3) はり基礎実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、はりの基礎的・基本的事項から刺鍼の応用実技までを理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① はりの基本的な実技について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② はりの基本的な実技について多様な課題を発見し、臨床で求められる技術の習熟度と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ はりの基本的な実技について自ら学び、臨床で求められる技術を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

刺鍼の実際においては、多様な種類の鍼を使用して指導すること。また、実習では、切皮痛や刺鍼時痛など、痛みを少なくする技術の習熟や出血を防止するための技術を身に付け、身体各部の構造的特徴と刺鍼によるリスクを踏まえ、安全で効果的な刺鍼が確実にできるよう、刺入の深さ、方向及び刺激量についても扱うとともに、不拔鍼、折鍼などの施術過誤への対策についても、その防止策とともに、処置の方法について扱うことが重要である。

ア 刺鍼の方法

鍼具の取扱いと管理、刺鍼前後における消毒の実際、前揉法と後揉法の実際、押し手と刺し手の実際、両手挿管法と片手挿管法の実際、管鍼法の実際、撚鍼法の実際を中心に扱う。

イ 刺鍼の手技

単刺術、雀啄術、旋撚術、置鍼術、回旋術、間欠術、屋漏術、振戦術、刺鍼転向法、その他の刺鍼手技、治療点への正しい刺鍼、刺鍼に伴うリスクの管理を中心に扱う。

ウ 特殊な鍼法

小児鍼法（皮膚鍼法）、皮内鍼法、散鍼（浅表多鍼術）、低周波鍼通電療法を中心にリスクを含めて扱う。

〔指導項目〕

- (4) きゅう基礎実技実習
 - ア きゅう施術の基礎
 - イ 各種の施灸法とその実際

(4) きゅう基礎実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、きゅうの基礎的・基本的事項に関する実習から各種施灸法の実際までを理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① きゅうの基本的な実技について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② きゅうの基本的な手技について多様な課題を発見し、臨床で求められる技術の習熟度と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ きゅうの基本的な実技について自ら学び、臨床で求められる技術を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

全盲生徒への指導に当たって、点火を含め独力で施灸^{きゅう}できるように指導することはもとより、臨床において、施術補助者などに対し施灸^{きゅう}技術を適切に指導できる能力を確実に養うことが大切である。なお、点火の指導に当たっては、生徒の視覚障害の状況に応じて、視覚障害者用として開発されている種々の点火用器具を活用するなどの工夫が必要である。

ア きゅう施術の基礎

もぐさの品質と良否の鑑別，線香ともぐさの管理を中心に扱う。

イ 各種の施灸^{しきゅう}法とその実際

無痕灸^{きゅう}の実際，有痕灸^{きゅう}の実際，治療点への正しい施灸^{きゅう}，施灸^{きゅう}に伴うリスクの管理を中心に扱う。無痕灸^{きゅう}では，知熱灸^{きゅう}・間接灸^{きゅう}を中心に，また，有痕灸^{きゅう}の学習では，透熱灸^{きゅう}を中心に，もぐさのひねり方と立て方，点火の方法，燃焼中の注意，施灸^{きゅう}後の灰の処置を扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------|
| (5) 理療応用実技実習 |
| ア 医療面接実習 |
| イ 評価と理学的検査の実際 |
| ウ 運動療法の応用 |
| エ 物理療法の応用 |

(5) 理療応用実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、代表的な症状や疾患の評価・測定の方法及び理学的検査法の実際を扱い、理療施術に応用する運動療法及び物理療法の実際を理解し、理療施術が適切に行える能力の育成をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 医療面接の技法，疾患・症状に応じた診察法とその評価について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 理療の応用実技について多様な課題を発見し，臨床で求められる応用的な能力と関連付け，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療の応用実技について自ら学び，臨床で求められる技術の習熟を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療面接実習

医療面接と問診の違い，患者理解のための情報収集，ラポールの確立と患者の感情への対応，患者教育と動機づけ，言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーション，傾聴の態度とその技法，共感の態度とその技法，支持的態度とその技法，質問法（開かれた質問と閉ざされた質問），医療面接の実際を中心に扱う。

指導に当たっては，医療面接の技法とともに，施術者として適切な態度・習慣・身だしなみについても扱う。

イ 評価と理学的検査の実際

バイタルサインの測定の実際，関節可動域検査の実際，徒手筋力検査の実際，肢長・周径測定の実際，反射検査の実際，片痺機能評価の実際，腰の痛みに対する理学的検査の実

際、主な関節の痛みに対する理学的検査の実際、下肢の痛みに対する理学的検査の実際、頸肩腕痛に対する理学的検査の実際を中心に扱う。指導に当たっては、安全で適切な評価ができるよう、診察手技や測定方法について視覚障害のある施術者に配慮した工夫が必要である。

ウ 運動療法の応用

関節可動域訓練の実際、筋力増強訓練の実際、筋弛緩訓練と筋ストレッチングの実際、片麻痺の機能回復訓練の実際、腰の痛みに対する運動療法の応用、主な関節の痛みに対する運動療法の応用、下肢の痛みに対する運動療法の応用、頸肩腕痛に対する運動療法の応用を中心に扱う。また、各学校の状況に応じ、関節モビライゼーション、PNF (Proprioceptive Neuromuscular Facilitation)等の実際についても扱うよう配慮する。また、手を当てる位置や把持の方法など、基礎・基本を中心に扱うとともに、臨床の場で患者に指導できるよう、模擬患者を想定して実習する。

エ 物理療法の応用

温熱・水治療法の実際、光線療法の実際、電気療法の実際、牽引療法の実際を中心に扱う。指導に当たっては、併用する物理療法について、安全な危機の操作方法、施術過誤を含める。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (6) 理療総合実技実習
ア 総合実技の基礎
イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習 |
|--|

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理学」の〔指導項目〕の(5)及び(6)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を取り扱うこと。
--

(6) 理療総合実技実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、臨床実習の前段階として、理療施術への多様なニーズに適切に対応できる実践力を養う観点から、理論と実技を総合する態度の定着を図るとともに、あん摩・マッサージ・指圧実技、はり実技及びきゅう実技と応用実技とを総合した施術が実践できるようにすることをねらいとしている。

地域の施術所で受療した体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習見学など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図るようすることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療の総合実技について理解するとともに、総合的な技術を身に付けること。
- ② 理療の総合実技についての多様な課題を発見し、臨床で求められる応用的な能力と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療の総合実技について自ら学び、理療施術の実践力の定着を目指して主体的かつ

協働的に取り組むこと。

臨床実習入門としての位置付けであることを踏まえ、地域の施術所で受療した体験、模擬臨床実習の実施、校内臨床室での実習補助など、体験的に学習できる機会の確保に努め、施術の実践感覚を身に付けるとともに、代表的な症状・疾患に対する施術への理解を図る。

また、「臨床理療学」と関連させながら、模擬患者を想定して体験的に扱う。

ア 総合実技の基礎

総合施術の基本原則（有熱時に対する施術原則，局所炎症に対する施術原則，関節拘縮に対する施術原則，体性神経症状に対する施術原則，自律神経症状に対する施術原則，虚・実と補・瀉^{しや}），医療面接の実際，現代医学的な診察と施術の構成，東洋医学的な診察と施術の構成，リスク管理の実際を中心に扱う。

イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

健康の保持増進のための総合施術，主な症状（頭痛，肩こり，腰痛，膝痛^{ひざ}など）に対する総合施術，主な疾患（片痺^ひ，腱鞘炎^{けんしやう}，捻挫の後遺症など）に対する総合施術，要介護高齢者に対する総合施術，スポーツ領域における総合施術，産業衛生における総合施術を中心に扱う。

9 理療臨床実習

この科目は、理療科に属する各科目で育成した資質・能力を臨床実習で活用することにより、基本的な臨床に関わる実践力を身に付けるとともに、理療科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図り理療業務の意義と役割を体験的に理解させることにより、プライマリ・ケアの一翼を担う職業人としての基本的な態度を確立することを目指している。

今回の改訂では、国民の期待に応えられる臨床力の向上を目指した認定規則の改正を踏まえ、臨床実習の一層の充実を目指して学習内容を整理するなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、臨床に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、理療に属する各科目で育成した資質・能力を統合して活用することにより、理療の理論と技術を結び付け、適切で効果的な臨床の実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、施術対象者、臨床施設・設備、社会資源を理解し、理療に属する各科目で習得した知識と技術の統合を図るととも

に、施術を実践する際のリスクマネジメントを踏まえた知識と技術も身に付けられるようにすることを意味している。

目標の(2)は、臨床における理療施術の対象者が抱えている様々な健康課題について、対象の理解を基盤とした上で必要な施術を探求し、職業倫理の原則、施術の科学的根拠、現代医療との関わり、社会資源の活用、対象の多様な価値観の尊重と意志決定の支援などを踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、多様な健康課題の解決に当たっては、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の職業倫理、生命倫理、人権尊重などに基づく望ましい施術者観を醸成し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の果たすべき役割を踏まえ、保健医療福祉に関わる他職種と連携・協働し主体的に臨床の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)校内実習、(2)校外実習の二つの指導項目で、4単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。

内容を取り扱う際には、理療業務への多様なニーズに対応できる基礎的な技能が体験的に習得できるように留意する。

アについては、「医療と社会」の〔指導項目〕の(4)及び(6)と関連させ、インフォームド・コンセント、インフォームド・チョイス、インフォームド・ディシジョンを重視し、常に、情報提供に勤め、患者や利用者の選択と決定を尊重して施術を行う態度を習慣化させるとともに、患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などについて、校内実習と校外実習の全過程にわたって指導を徹底することが大切である。また、患者の立場に立った実習の心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮することが重要である。

他の科目との関連のうち、〔指導項目〕の(2)では、「地域理療と理療経営」で扱う内容を実際的に体験できるよう配慮することが重要である。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。

各学校に付置されている臨床実習室を、地域医療の一機関として機能させ、関連施設との間で、具体的なケースについて双方向の情報交換を行うなどの連携を図る体制を整えるよう努力することが大切である。なお、臨床実習施設について「施術所としての届出」を

行う必要がある。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

教育課程の編成に当たっては、学校ごとの教育方針や生徒及び地域の実態等を考慮しながら、校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当を弾力的に行うことが大切である。

エ [指導項目]の(2)については、理療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

理療業務や生徒個々の進路希望との関連を考慮し、適切な施設を選定するとともに、当該施設に対し、実際に体験できる機会が多く得られるよう理解と協力を求めながら、計画的に進めることが重要である。なお、当該施設との連携・調整を図るために担当者を位置付けることが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

[指導項目]

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象
- イ 施術の実際
- ウ カルテの記載と管理
- エ 症例検討

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目]の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。エについては、病態の把握、適応の判断、施術法や施術効果の検討、リスクの検討などを取り扱うこと。

[指導項目]の(1)の範囲や程度については、「臨床理療学」の[指導項目]の(4)に掲げた症状を有する症例を中心に扱うとともに、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアも踏まえて、片麻痺患者等のリハビリテーションについても具体的に指導する必要がある。また、臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成するとともに、生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるようきめ細かな指導を徹底して行う体制を整備することが大切である。エについては、臨床で具体的に施術している症例を取り上げ、病態把握の考え方、適応の判断の視点、施術計画の作成、施術法や施術効果の検討、個々の症例に応じたリスクマネジメントを実践的に扱うようにする。

(1) 校内実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、「生活と疾病」、「基礎理療学」、「臨床理療学」及び「理療基礎実習」で学習した知識と技術を統合し、患者を対象にして医療面接、身体診察、施術、カルテの記入等を実践的・体験的に学習することを通じて、適切で効果的な臨床の実践力を身に付けることをねらいとしている。

また、患者の権利の擁護と意志決定を支援するとともに、施術の臨床に関する技術の習熟を図り、対象者の疾病の予防と治療、健康の保持増進を目指す理療施術の課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の職業倫理と理療施術の役割を踏まえて自ら学び、施術の臨床に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 校内実習における理療の施術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 校内実習における理療の施術についての多様な課題を発見し、他の医療資源と関連付け、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 校内実習における理療の施術について自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、施術者としての基本的な態度を実践的・具体的に指導するとともに、施術を希望している対象者について、初診の面接から施術終了までが完結できる技能を、体験的かつ段階的に指導する。今回の改訂では、「模擬患者との医療面接実習」について「理療基礎実習」に移動し、この科目では、初診の医療面接、経過の医療面接を実践的に学ぶこととした。

ア 施術者と施術対象

医療面接及び身体診察を通して対象者の理解が深まるようにする。

医療面接の指導に当たっては、実践を通してその技法の習熟を図り、受療の動悸や病態・症状に対する患者の解釈モデル等を明らかにし、良好な患者・施術者関係を気づき患者理解が深められるようにする。身体診察の指導に当たっては、医療面接の結果を踏まえて身体診察の範囲を判断し、安全で正確な診察所見が得られるようにする。

また、医療面接と身体診察の結果を踏まえて病態を推定し、適応の判断を明確にしてインフォームド・コンセント、インフォームド・チョイス、インフォームド・デシジョンの理念を踏まえて施術計画を患者に説明できるようにする。

具体的には、施術者としての態度と心構え、施術対象者（患者、健康の保持増進を目的とする施術対象者、子ども、高齢者など）の取扱い、主な症状（頭痛、肩こり、肩関節痛、頸肩腕痛、腰痛、腰下肢痛、膝痛、高血圧、低血圧、心身の疲労等）、主な疾患（片痺、狭心症、糖尿病、慢性関節リウマチ、気管支喘息、アレルギー疾患、末梢神経痺、筋膜炎、腱鞘炎、捻挫の後遺症等）を中心に扱う。

イ 施術の実際

指導に当たっては、施術計画に基づき施術を実践し、その効果について、直後効果、持続効果、累積効果の観点から検討する。施術効果の評価には、VAS (Visual Analogue Scale) や各種の評価方法を活用し、客観的な評価ができるよう指導する。評価の結果、効果がみ

られない場合には病態把握，適応の判断，施術感覚，患者の生活上の課題，施術者の技術的課題等の観点で施術計画を再検討することが必要である。また漫然と効果が少ない施術を継続したり，頻回・過剰な施術になったりしないよう留意することも大切である。

具体的には，施設・設備の点検，衛生保持，清潔の保持と消毒・滅菌の実施，医療面接の実施，診察・評価の実施と施術計画の立案，施術計画に基づいた施術の実施，経過の観察と再評価の実施を中心に扱う。

なお，視覚障害があっても安全で衛生的な環境整備，衛生的手洗い，速乾性消毒剤の適正な使用方法が身に付くよう指導方法を工夫し，その定着を図ることが大切である。

ウ カルテの記載と管理

過誤・事故が発生し，訴訟に至ったときに，客観的な証拠として役に立つようなカルテの記載が求められていることから，正確な記録をつける習慣が身に付くようにすること。具体的には，施術に関するカルテ記録の記入法，カルテ記録の保管と管理の方法を中心に扱う。

エ 症例検討

「生活と疾病」では取り上げられていない難治性疼痛やフレイル，ロコモティブ症候群についても，患者の受療動向や社会の変化を踏まえて扱うことが考えられる。

〔指導項目〕

(2) 校外実習

- ア 校外実習の意義
- イ 校外実習の実際
- ウ 経営実習の実際

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のイについては，多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては，施術所経営に関する実際的な基礎的な知識が養われるように，臨床経験の豊富な者の話や施術所見学，模擬経営実習などを通して，保険の取扱いの実際を含めて具体的に指導すること。

〔指導項目〕の(2)のイについては，理療関連業務を幅広く理解するために，ホームルームや学年単位による施設見学と進路希望に応じた個別の見学・実習に分け，履修時期を考慮して計画することが大切である。特に後者は，多様な価値観や経験をもつ人たちと触れ合う環境の中で自己を磨く貴重な機会であるから，十分な時間を確保するように配慮する。ウについては，臨床経験の豊富な人の講演会を開いたり，施術所見学や模擬経営実習を行ったりするなどして，保険の取り扱いを含めた施術所経営に関する具体的な知識を養うとともに，実習先と連携して生徒個々の進路希望に応じた実際的な技術指導も行うこと。

(2) 校外実習

ここでは，科目の目標を踏まえ，多様な理療業務について，体験を通して理解し，自己の進路について具体的に考えることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，

〔指導項目〕を指導する。

- ① 校外実習における理療の施術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 校外実習における理療の施術についての多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 校外実習における総合的な理療の施術について自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

校外実習の意義と目的を十分理解させた上で、保健、医療、福祉、産業衛生などの領域における多様な理療業務の見学・実習を行うとともに、施術所経営に関する基礎的な知識や生徒個々の進路希望に応じた技術指導についても扱う。

ア 校外実習の意義

校外実習の意義、理療業務への理解の深化、理療従事者として求められる人間性、社会性の育成、進路選択の動機付けを中心に扱う。

指導に当たっては、臨床実習の習熟度に応じた全体の年間指導計画を作成する中で、生徒の多様な臨床能力の実態に対応できるようきめ細かな指導を徹底して行う体制を整備し、実習先と連携して指導することが大切である。

イ 校外実習の実際

事前オリエンテーションの実施、理療施術所の見学・実習、病院・診療所の見学・実習、高齢者保健・福祉施設の見学・実習、ヘルスキーパー(企業内理療師)業務の見学・実習、体験発表会の開催、個々の生徒の進路希望に応じた技術指導を中心に扱う。

ウ 経営実習の実際

施術所の見学・実習、模擬経営実習を中心に扱う。

10 理療情報

この科目は、理療の実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、理療における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり、理療科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、理療科における情報の活用と管理、理療における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を行った。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、理療情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理療情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理療情報に関する基本的な課題を発見し、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理療情報について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に関する課題解

決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う

この科目は、情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し、理療の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理療の実践に必要な保健医療福祉に関わる情報と個人情報及び、それらを実際の理療で活用するための知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理療の実践に必要な多職種で共有する情報と情報活用に関する課題について、医療情報に関する法・制度、情報セキュリティ、職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理療の実践に当たっては、情報と情報技術の適切な活用に努めて多職種との連携・協働の円滑化を図るとともに、情報の管理や取扱いに責任をもち理療における健康の保持増進と疾病の治療の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)理療における情報の活用と管理、(3)理療における課題解決の三つの指導項目で構成し、1～3単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、保健医療福祉分野の情報を適切に取り扱う（情報収集・分析・管理）とともに、理療科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、理療臨床実習における実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理

ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を遵守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 情報社会の倫理と責任について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報社会の倫理と責任についての基本的な課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と責任について自ら学び、適切な情報の取扱いに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

情報技術の発展によって変化を続ける情報社会の現状と課題について扱う。日常生活の便利さとともに個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

情報社会で求められる倫理観や関連する法・制度を扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用することや、個人と世界が直接とつながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな責任が生じている現状を扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけたり、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象ともなることを関係法規とともに扱う。

[指導項目]

(2) 理療における情報の活用と管理

- ア 保健医療福祉分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用

エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

(2) 理療における情報の活用と管理

ここでは、保健医療福祉分野では様々な個人情報を扱うとともに、多職種との情報共有が重要であることを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 理療における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理療における情報の活用と管理についての基本的な課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理療における情報の活用と管理について自ら学び、理療に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健医療福祉分野の情報

保健医療福祉分野における情報の特徴として、理療の対象の様々な個人情報を連携・協働する多職種と共有する現状について扱うとともに、理療の質の向上に資する統計資料や研究データ、論文などを扱う。

イ 情報システムの特徴

保健医療福祉分野における情報システムとして、理療の対象の個人情報をはじめ、様々な情報を多職種と共有し、健康支援に適切かつ効果的に活用している現状について、理療臨床実習などの事例を取り上げて扱う。また、療養の場の多様性に応じたシステムの特徴、業務における情報セキュリティと関係法規についても取り上げる。

ウ 情報の活用

理療における健康問題の発見から解決の過程において、多職種が発信する情報を互いに適切かつ効果的に活用することによって、問題解決の円滑化に繋がることを取り上げる。また、理療の対象への情報提供の現状についても取り上げる。

エ 情報の管理

理療の業務として個人情報を扱う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項に基づく守秘義務及び個人情報保護法を遵守しなければならないこと及び使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを取り上げる。

[指導項目]

- (3) 理療における課題解決
- ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 理療における課題解決

ここでは、理療に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 理療における課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理療における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 理療における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

理療における課題に応じた情報収集の視点（信頼性、標準性、公平性、国際性など）と収集の方法（文献検索、統計資料など）を扱う。

イ 情報分析と解決方法

理療における課題に応じた情報の分析と解決方法として、統計処理の手法やモデル化、シミュレーションなどを取り上げる。また、必要に応じて思考過程をアルゴリズムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

理療における課題に応じた情報の発信方法として、対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し、互いに発表するなどの学習活動を取り入れる。

11 課題研究

この科目は、生徒の多様な実態に応じて個々の生徒の特性や進路希望などに即した教育活動を一層適切に進めるとともに、理療で学んだ知識、技術などを基に、健康の保持増進と疾病の治療に関する課題を発見し、解決策を探究して創造的に解決するなど、理療を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を一層高めることを主眼としたものである。

今回の改訂では、職業資格の取得については、職業資格への理解を深める視点から、職業資格を取得する意義、職業との関係などに関して探究する学習活動を取り入れるようにするなど改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理療について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は、理療を適切に行い保健医療福祉における社会的責任を果たす視点を持ち、理療に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、理療に関する課題を生徒が自ら設定し、主体的かつ協働的にその課題を探究し、課題の解決を図る実践的・体験的な学習活動などを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え人々の健康の保持増進を担うため、理療について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理療の学習で身に付けた知識と技術について、理療に即して深化・総合化を図り、課題の解決に生かすことができる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、唯一絶対の答えがない理療にあつて、深化・総合化された知識、技術などを活用し、理療に関する課題を発見するとともに、理療が社会に及ぼす影響を踏まえ、保健医療福祉の動向、理療に関する理論、データ、成功事例や改善を要する事例など科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理療で学んだ専門的な知識、技術などの深化・総合など課題を解決する力の向上を目指して自ら学ぶ態度、組織の一員として自己の役割を認識し、当事者としての意識を持ち、他者と信頼関係を構築して積極的に関わって課題の解決を図り、理療に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)職業資格の取得の二つの指導項目で、履修単位数については、各学校で適切に定める。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで理療に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理療に関

する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

アについては、理療に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしている。

そのため、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)の項目や、(1)及び(2)にまたがる項目から、個人又はグループで理療に関する適切な課題を生徒自らが設定し、課題の解決策を探究し、評価・改善を図る学習活動などを取り入れることが大切である。

探究の過程においては、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて取り組むようにすることが大切である。

また、理療における成功事例や改善を要する事例などを踏まえるとともに、理療に関する情報を入手し、ポジショニング・マップ、SWOT(Strengths Weaknesses Opportunities Threats)分析、PPM(Product Portfolio Management)分析などの技法を用いて分析し、理療をはじめとした様々な知識、技術などとともに活用するなどして探究の質の向上を図り、理療に関する専門的な知識、技術などについて、実践に即して深化・総合化を図ることができるようにすることが大切である。

イについては、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることとしている。

そのため、課題研究発表会の機会を設けるようにすることが大切である。なお、成果の発表に際しては、学習の成果についての分かりやすい報告書を生徒自ら作成するとともに、地域や医療の関係者などを招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、理療を通じ、地域や社会の保健医療福祉を支え人々の健康の保持増進について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理療について実践に即して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、理療を通じた人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 職業資格の取得

(1) 調査, 研究, 実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理療科に属する科目で学んだ内容に関連した調査、研究、実験を取り入れる。専門基礎分野については、医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病に関する内容を主とした調査、研究、実験、専門分野については、基礎理療学、臨床理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習に関する内容を主とした調査や研究、などの例が考えられる。

(2) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資格について、資格を取得する意義、資格を国家資格化している目的などを探究するとともに、その一環としてあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資格に関連する知識、技術などについて深化・総合化を図る学習活動、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に関連する課題の解決策を考案する学習活動などを取り入れる。生徒が自らの進路希望などに応じて適切な職業資格に関する課題を設定し、将来の職業を見通して更に専門的な学習を続けることにつながる学習活動を通して、専門性の高い職業人になることを目指した継続的な学習態度を養うことが大切である。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際的、具体的に理解させるようにすること。

理療科は、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうの知識と技術を生徒に習得させ、卒業後、理療に係る施術者として人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与することを目指している。したがって、講義のみの授業は避け、触覚や保有する視覚を活用して生体を観察させたり、視覚に障害のある生徒が使いやすいように工夫した器具・機械を用いたりして、実験・実習を行うことにより、実際的、具体的に理解させるように工夫することが大切である。また、各種の模型、標本、点図、あるいは視聴覚教材を活用するとともに、平素から教材・教具の製作や指導方法を工夫するように努めることが大切である。なお、実習については、校内における実習のみならず、病院や施術所、福祉施設などの臨床現場における見学実習や臨床実習を通して指導することが必要である。

- (2) 実技や実習を伴う科目の指導に当たっては、臨床に応用する力を育むため、生徒が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意すること。

理療における実習は、「理療基礎実習」と「理療臨床実習」とで構成されている。また、「臨床理療学」など実技を伴う科目もある。これらの実技や実習は、将来、生徒があん

摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として、施術を適切に行うことができる知識や技術を習得するための基礎となるものである。したがって、実技や実習の指導に当たっては、理療臨床で扱うことの多い症状や疾患に対する知識や技術を確実に身に付けることができるよう、生徒が常に達成感や新たな技術習得への意欲をもって学習に取り組めるようにする必要がある。そのためには、指導のねらいを明確にしたり、指導内容に変化をもたせたり、学習の成果を自己評価できるようにしたりするなど、指導内容の構成や指導方法を工夫することが大切である。

また、種々の施設等における見学や実習、症例検討会などを行うなど、問題解決的な学習、体験的な学習を取り入れるなどの工夫も大切である。

(3) 各科目に指導に当たっては、施術の対象となる代表的な疾患や愁訴に対する施術の適応を判断し確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

個々の生徒の学習の習熟度や希望進路等の実態を十分に考慮し、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患を中心に、施術の適否を判断する能力や確実に施術することができる能力を育む内容となるよう指導に当たる必要がある。そのためには、個々の生徒の実態に応じた年間指導計画の下に、学期ごとや単元ごとの指導計画を作成するなど、個別の指導計画の作成と活用が重要である。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理療の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理療を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、理療科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、理療科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚でき

る場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

理療科においては、「理療の見方・考え方」を働かせ、情報収集・分析、問題の明確化、援助方法の立案、実施、結果の評価について科学的根拠を基に探究する学習活動を通して、全体を振り返り「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」は、例えば、理療に関する課題を発見し、その課題の背景や原因を整理して仮説を立て、仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技術を基に次の課題を発見したり、新たな視点でよりよい理療を考えたりしているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば理療に関する課題について調査・検証するときに、理療科に属する他の科目で学んだ知識と技術を活用して考察したことを、生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して、自分の考えの質をより高めるなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「理療の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理療科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、理療科に属する各科目の知識と技術を関連付け、科学的な概念を形成しているか、そして新たな理療の創造や発展に向けて活用されているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、理療科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

(2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる者の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

国民医療の一翼を担う者として、人間尊重を第一とすることは当然であり、実習を通して、これを体得させることが大切である。実習における安全とは、施術過誤を起こさないようにすることに加え、感染を防止することであり、平素の実習から、これらの点についての配慮を怠らないよう指導する必要がある。また、規律とは、実習生としての基本的な心得や態度にとどまらず、就職・就業後の職場において求められる社会人としての規範を含めた概念である点に留意が必要である。

(3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

医療分野及び社会生活における情報化の一層の進展に伴い、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用が従前にも増して必要になっている。したがって、学校においては、「理療情報」をはじめ、各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(4) 地域や理療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

生徒が地域の住民に対する市民講座に関わったり、地域のあん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師を対象とした公開講座における学術交流を企画したりすることなどを通して、生徒の実践的な学習活動を取り入れたり、病院や施術所、福祉施設などにおける就業体験活動の機会を確保したりするなど、地域との連携・交流を積極的に深めることが大切である。

また、各科目の内容の取扱いに当たっては、施術所経営者、機能訓練指導員、ヘルスキーパー(企業内理療師)など臨床経験豊富な臨床家を社会人講師として招聘するなど、積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態などを考慮して、事故防止の指導を徹底し、実験・実習が効率よく、安全に行われるよう十分な配慮が必要である。特に、不注意な施術によって骨折や脱臼、折鍼しんなどの事故を起こさないようにするための留意点について、具体的に指導することが重要である。さらに、衛生面においても、日ごろから清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第3節 理学療法科

第3節 理学療法科

第1 理学療法科改訂の要点

今回の改訂においては、平成31年10月5日に、国民の信頼と期待に応える質の高い理学療法士並びに作業療法士を養成するため、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）」（以下「指定規則」という。）が一部改正されたこと、並びに平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性、各教科等における改訂の具体的方向性を踏まえて、理学療法科の改訂を行った。

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては、【指導項目】として「(1)、(2)」などの大項目や「ア、イ」などの小項目を示すこととし、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

より質の高い理学療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・介護保険制度を含む。）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、理学療法倫理、理学療法教育についての理解を深める必要があることから、新たに「理学療法管理学」を位置付けるとともに、「臨床実習」の名称を「理学療法臨床実習」に変更した。また、「理学療法情報活用」については、理学療法の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「理学療法情報」に変更した。

「理学療法科」に属する科目の構成については、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法管理学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法臨床実習」、「理学療法情報」、「課題研究」であり、「理学療法管理学」の新設に伴い、従前の10科目から11科目となっている。

新旧科目対照表

改 訂	改 訂 前	備 考
人体の構造と機能 疾病と障害 保健・医療・福祉とリハビリテーション 基礎理学療法学 理学療法管理学 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 理学療法臨床実習 理学療法情報 課題研究	人体の構造と機能 疾病と障害 保健・医療・福祉とリハビリテーション 基礎理学療法学 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 臨床実習 理学療法情報活用 課題研究	新規 名称変更 名称変更

3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすることを示した。

第2 理学療法科の教育課程の編成

理学療法科は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって、理学療法科の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

「理学療法科」に属する科目の構成については、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法臨床実習」、「理学療法情報」、「課題研究」であり、「理学療法管理学」の新設に伴い、従前の10科目から11科目となっている。

また、理学療法士国家試験の受験資格取得の関係から、併せて「理学療法士及び作業療法士法」に係る一連の法令に基づくことになるが、特に指定規則に留意する必要がある。

この指定規則は、平成30年10月5日にその一部が改正され、平成32年4月1日から施行される。

指定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

1 教育内容

教育内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

- (1) 教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。
- (2) 基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」、「社会の理解」である。
- (3) 専門基礎分野は、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び

回復過程の促進」,「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」である。

(4) 専門分野は,「基礎理学療法学」,「理学療法管理学」,「理学療法評価学」,「理学療法治療学」,「地域理学療法学」,「臨床実習」である。

なお,臨床実習は,実習時間の3分の2以上は医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設(薬局,助産所を除く。)をいう。)において行うこと。ただし,医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこととなっている。また,訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこととなっている。

2 単位制の導入

教育内容について,単位数による規定とし,単位の計算方法については,大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例によることとなっている。

3 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし,その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することを可能とするため,複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ,所定の単位数以上を指導する場合には,個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

4 既修科目の免除

過去に在学した大学等において既に履修した科目については,免除することができる。

高等部学習指導要領においては,理学療法科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「理学療法情報」と「課題研究」を除く9科目と指定規則における教育内容との対応関係を示すと下表のとおりである。

指定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	指定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	疾病と障害
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	保健・医療・福祉とリハビリテーション
専門分野	基礎理学療法学(ただし,義肢装具の内容を除く)	基礎理学療法学
	理学療法管理学	理学療法管理学
	理学療法評価学	理学療法評価学
	理学療法治療学(ただし,義肢装具の内容を加える)	理学療法治療学
	地域理学療法学	地域理学療法学
	臨床実習	理学療法臨床実習

第3 教科の目標

教科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、理学療法を巡る状況等の動向などを踏まえ、理学療法における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

理学療法の見方・考え方とは、理学療法に関する事象を、当事者の考えや状況、理学療法が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理学療法と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実習を行うなどの実践的な活動、医療提供施設における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力とは、理学療法に関する基礎的・基本的な知識や技術の習得、人々の生活における理学療法の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的には理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

理学療法についての実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的・基本的な知識及び専門的な知識を確実に身に付け、それらを関連付け、統合化を図るとともに、関連する技術についても同様に身に付け、適切な理学療法に活用できるようにすることを意味している。

3 「(2) 理学療法に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

理学療法に関する課題とは、対象に応じた個別の課題や理学療法における組織的な課題等を指し、それらの課題を発見する力を養うとともに、課題の解決に当たっては、(3)で養う職業人としての態度をもって、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重、意思決定支援等の視点を踏まえた解決方法について創造的に思考、判断、表現する力を養うことを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単に理学療法に関する技術のみを高めることだけを優先するだけではなく、職業人としての倫理観を踏まえ、理学療法が健康に及ぼす影響に責任をもち、理学療法の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、理学療法に関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

理学療法士として生命の尊重、人権の擁護を基盤とした望ましい職業観及び倫理観を養い、常に自覚と責任をもって行動する態度を育成するとともに、多様な人々と信頼関係を構築し、理学療法士には豊かな人間性の育成が重要であることを示している。また、この豊かな人間性をもとに医療に携わる職業人として、人々の健康の保持増進やリハビリテーション、よりよい社会の構築のために主体的かつ協働的に役割を果たす態度を養うことを意味している。

第4 理学療法科の各科目

1 人体の構造と機能

この科目は、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」及び「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、人体の構造、機能及び心身の発達に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な人体の構造、機能及び心身の発達について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 人体の構造、機能及び心身の発達に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造、機能及び心身の発達と機能について地域や社会を支える理学療法士

を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達の基礎的な知識を習得し、習得した知識を理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の基礎となり、他の科目を理解し、実際の理学療法で活用するために必要となる医学的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、人体の構造及び機能、並びに心身の発達に関する課題を発見し、理学療法士を目指し科学的根拠や職業倫理等を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、人体の構造及び機能、及び心身の発達の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)人体の構造、(2)人体の機能、(3)人体の運動、(4)人間の発達の四つの指導項目で、12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 人体についての理解が抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、实际的に指導すること。

イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。

内容を取り扱う際には、人体の構造と機能を系統的に理解するために、講義と観察及び実験・実習を組み合わせ、より具体的、实际的に理解できるように配慮して指導する。また、人体の構造面と機能面を相互に関連付けて指導することが大切である。

アについては、模型、標本による実習、生体観察、生理的及び運動学的実験・実習などを通して、人体の構造と機能が単なる抽象的な概念の把握にとどまることなく、より具体的、实际的に理解できるように指導することが大切である。

イについては、人体の構造、機能及び発達などの内容相互の関連性を図りながら取り扱うことによって、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるように指導する必要がある。また、理学療法に関わりが深い内容である運動機能面に重点を置くとともに、「理学療法評価学」などとの関連を図りながら指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 人体の構造
 - ア 解剖学の基礎
 - イ 系統解剖
 - ウ 体表解剖
 - エ 機能解剖
 - オ 解剖学実習

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が実際に理解できるようにすること。

(1) 人体の構造

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体の構成及び構造を、生体における機能面との関連性に留意し、生体観察などを通して、実際に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 人体の構成及び構造について理解すること。
- ② 人体の構成及び構造についての基本的な課題を発見し、生体における機能面と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 人体の構成及び構造について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、上肢、下肢及び体幹の機能解剖に重点を置き、人体の構造をより具体的に、実際に理解させるために、模型、標本の観察、生体の観察などに十分時間をかけることが大切である。

ア 解剖学の基礎

解剖学の定義、歴史、目的、分類及び人体の構成について扱う。

人体の構成については、各部位の名称、細胞と組織、器官と器官系、個体発生及び解剖学用語などを扱う。

イ 系統解剖

骨格系、筋系、内臓系、脈管系、神経系及び感覚器系などにおける各器官の名称、位置、形状及び構造などを扱う。

ウ 体表解剖

頭蓋部、頸部、脊柱、胸腹部、上肢及び下肢などの身体各部の体表の特徴について扱う。特に理学療法と関連の深い皮膚と皮下組織、骨格、筋、神経及び脈管などの特徴を理解させることに重点を置いて扱う。

エ 機能解剖

機能解剖学の定義及び身体各部の機能解剖について扱う。

身体各部の機能解剖については、頭蓋部、頸部、脊柱、胸腹部、上肢及び下肢などの各部位並びに各部位間の組織、器官の機能的構造について指導する。特に理学療法と関連の深い骨格、筋及び神経の機能解剖の理解に重点を置いて扱う。

オ 解剖学実習

模型、標本による実習、生体観察などにより、より具体的、実際的に理解できるように扱う。

〔指導項目〕

(2) 人体の機能

- ア 生理学の基礎
- イ 人体各器官の機能
- ウ 運動生理学
- エ 生理学実習

(2) 人体の機能

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体の生理機能を、生体における構造面や身体運動との関連性に留意し理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 人体の生理機能について理解すること。
- ② 人体の生理機能について基本的な課題を発見し、生体における構造面や身体運動と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見出すこと。
- ③ 人体の生理機能について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生理学の基礎

生理学の定義、歴史、目的、分類、細胞及び生体の物理化学的基礎事項などについて扱う。

イ 人体各器官の機能

血液、循環、呼吸、消化・吸収、排泄、代謝・栄養・体温、内分泌、生殖及び免疫などを扱い、人体の正常な機能について理解できるようにする。

ウ 運動生理学

神経、筋、感覚及び人体の正常な運動機能などを取り扱い、神経、筋、感覚などの機能の協調について理解させる。運動機能については、身体運動の一般、身体運動の仕組み、関節運動と筋の動き、随意運動、不随意運動、姿勢と歩行、総合運動、筋作業、及び体力テストとトレーニングなどについて扱う。

エ 生理学実習

神経と筋、運動と感覚、循環と呼吸、代謝と体温などの実験・実習の指導を通して、生体機能を実際的に理解できるようにする。

神経と筋については、神経・筋の標本を用いた実験、筋電図、脊髄反射及びクロナキシーなどを扱う。

運動と感覚については、各種の反射、筋力、柔軟度、作業曲線、体力テスト及び感覚テストなどについて扱う。

循環と呼吸については、血圧、心拍数、末梢循環、血球測定、心電図、呼吸容量及び呼気ガス分析などについて扱う。

代謝と体温については、基礎代謝、体温測定、尿検査、発汗及び疲労などについて扱う。

〔指導項目〕

- (3) 人体の運動
 - ア 運動学の基礎
 - イ 身体の運動
 - ウ 運動学実習

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を取り扱うこと。

(3) 人体の運動

ここでは、科目の目標を踏まえ、身体運動の実際を、物理学、生体における構造面や機能面との関連を図りながら、理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 人体の運動について理解すること。
- ② 人体の運動についての基本的な課題を発見し、物理学、生体における構造面や機能面と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 人体の運動について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動学の基礎

運動学の定義、歴史、目的、力学の基礎及び筋と骨格の運動力学などについて扱う。

イ 身体の運動

身体運動の解剖・生理、身体各部の姿勢や運動などについて扱う。

ウ 運動学実習

上肢、下肢及び体幹の動きや各種の姿勢・動作の分析に重点を置き、「理学療法評価学」と指導内容が重複しないように留意し、概略的に扱うようにする。具体的には、上肢、下肢及び体幹、各種の姿勢と運動の分析、歩行及び日常生活動作などの運動・動作の分析について扱う。

[指導項目]

- (4) 人間の発達
 - ア 人間発達の基礎
 - イ 各期における発達の特徴と評価

(4) 人間の発達

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法に必要な心身の発達に関する知識の概要を、生体における構造面や機能面、医学的な側面との関連を図りながら理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 人間の発達について理解すること。
- ② 人間の発達についての基本的な課題を発見し、生体における構造面や機能面、医学的

な側面と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 人間の発達について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人間発達の基礎

人間の発達の理論と法則などを扱う。

イ 各期における発達の特徴と評価

小児期、青年期、成人期、老年期における身体と運動機能の発達及び知的、心理的、社会的発達の特徴や発達の評価などについて扱う。

2 疾病と障害

この科目は、「人体の構造と機能」の学習を基礎とし、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」に関連付けていくことが重要であり、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」及び「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では、高度化する医療ニーズや保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化への対応として、栄養学、薬理学及び救急救命医学を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な疾病と障害の成り立ち及び回復過程について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、疾病と障害の成り立ち、疾病及び障害の診断、治療、予後および転帰などに関する知識を習得し、理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な、疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて、課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)病理学、(2)内科疾患、(3)整形外科疾患、(4)神経内科疾患、(5)精神科疾患、(6)小児科疾患、(7)高齢者の疾患、(8)臨床心理学、(9)栄養学、(10)薬理学、(11)救急救命医学の十一の指導項目で、14単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療及び予防などを系統的に理解できるよう取り扱うこと。

イ [指導項目]の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置くとともに、医用画像評価や疾病の予測や再発予防についても取り扱うこと。

内容を取り扱う際には、疾病と障害を系統的に理解するために、「人体の機能と構造」の学習を基に、より具体的、实际的に理解できるように配慮して指導することが大切である。

アについては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療及び予防など系統的に理解できるように配慮するとともに、理学療法と関連付けながら指導することが大切である。

イについては、特に理学療法と関係の深い疾患に重点を置いて扱うとともに、「理学療法評価学」などとの連携を図りながら、理学療法の臨床に生かすことができるよう指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) 病理学

ア 病理学の基礎

イ 病因

ウ 病変

(1) 病理学

ここでは、科目の目標を踏まえ、病理学について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

① 病理学について理解すること。

② 病理学についての基本的な課題を発見し、生体の構造、機能などと病因発生までの過程と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 病理学について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 病理学の基礎

病理学の定義，歴史，目的，分類及び疾病の一般，特に疾病の経過，症候の意義と分類，予後及び転帰などの概要を扱う。

イ 病因

内因（素因と体質，内分泌，栄養障害，免疫，過敏症及び遺伝など），外因（物理的病因作用，化学的病因作用，病原微生物及び寄生体など）の概要を扱う。

ウ 病変

循環障害，退行性病変，進行性病変，炎症，腫瘍，奇形などの概要を扱う。

〔指導項目〕

- | |
|----------------------------------|
| (2) 内科疾患
ア 内科学の基礎
イ 主な内科疾患 |
|----------------------------------|

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(2)については，理学療法と関係の深い循環器系，呼吸器系及び代謝系に重点を置いて取り扱うこと。
--

(2) 内科疾患

ここでは，科目の目標を踏まえ，内科疾患について統合的に理解するとともに，それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 内科疾患について理解すること。
- ② 内科疾患についての基本的な課題を発見し，理学療法と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 内科疾患について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 内科学の基礎

内科学の定義，歴史，目的，診断及び治療の概要について扱う。

イ 主な内科疾患

理学療法と関係の深い代表的な内科疾患について，各系統別疾患の原因，症状，経過及び予後，治療法の概要及び理学療法の適否などについて扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (3) 整形外科疾患
ア 整形外科学の基礎
イ 主な整形外科疾患 |
|--|

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)のイについては，スポーツ障害や急性期の外傷についても取り扱うこと。

(3) 整形外科疾患

ここでは、科目の目標を踏まえ、整形外科疾患について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 整形外科疾患について理解すること。
- ② 整形外科疾患についての基本的な課題を発見し、「理学療法評価学」及び「理学療法治療学」の内容と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 整形外科疾患について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 整形外科学の基礎

整形外科学の定義、歴史、目的、診断と治療について扱う。

イ 主な整形外科疾患

理学療法と関係の深い代表的な整形外科疾患（形態異常、骨折、脱臼、骨関節疾患、筋及び軟部組織の疾患、整形外科的神経疾患、四肢末梢循環障害、スポーツ障害、外傷、腫瘍、切断など）について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法や予防について扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (4) 神経内科疾患
ア 神経内科学の基礎
イ 神経症候学の基礎
ウ 主な神経内科疾患 |
|--|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)のイ及びウについては、理学療法と関係の深い中枢神経疾患及び末梢 ^{しよく} 神経疾患に重点を置いて取り扱うこと。

(4) 神経内科疾患

ここでは、科目の目標を踏まえ、神経内科疾患について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 神経内科疾患について理解すること。
- ② 神経内科疾患についての基本的な課題を発見し、「理学療法評価学」及び「理学療法治療学」の内容と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 神経内科疾患について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 神経内科学の基礎

神経内科学の定義、歴史、目的、神経学的診断法及び治療法の概要について扱う。

イ 神経症候学の基礎

中枢性麻痺、末梢性麻痺、失調、錐体外路障害、感覚障害などの症候の概要について扱う。

ウ 主な神経内科疾患

理学療法と関係の深い代表的な神経内科疾患（末梢^{しょう}神経系疾患，中枢神経系疾患など）について，各系統別疾患の原因，症状，経過及び予後，治療法の概要などについて扱う。

〔指導項目〕

(5) 精神科疾患

- ア 精神医学の基礎
- イ 主な精神科疾患

(5) 精神科疾患

ここでは，科目の目標を踏まえ，精神科疾患について統合的に理解するとともに，それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 精神科疾患について理解すること。
- ② 精神科疾患についての基本的な課題を発見し，心理学や作業療法の内容と関連付けて，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 精神科疾患について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 精神医学の基礎

精神医学の定義，歴史，目的，分類，診断及び治療の概要について扱う。

イ 主な精神科疾患

理学療法と関係の深い代表的な精神科疾患（器質性精神障害，内因性精神障害，心因性精神障害及び精神病質など）について，各系統別疾患の原因，症状，経過及び予後，治療法などについて扱う。

〔指導項目〕

(6) 小児科疾患

- ア 小児科学の基礎
- イ 主な小児科疾患

(6) 小児科疾患

ここでは，科目の目標を踏まえ，小児科疾患について統合的に理解するとともに，それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 小児科疾患について理解すること。
- ② 小児科疾患についての基本的な課題を発見し，「人体の構造と機能」及び「理学療法評価学」の内容と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 小児科疾患について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 小児科学の基礎

小児科学の定義，歴史，目的，成長と発達，栄養，保健及び診断と治療の概要について扱

う。

イ 主な小児科疾患

理学療法と関係の深い代表的な小児科疾患について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法などについて扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------------------------------|
| (7) 高齢者の疾患
ア 老年医学の基礎
イ 主な高齢者の疾患 |
|---------------------------------------|

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(7)のアについては、 ^{えんげ} 嚥下の仕組みについても取り扱うこと。
--

(7) 高齢者の疾患

ここでは、科目の目標を踏まえ、高齢者の疾患について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者の疾患について理解すること。
- ② 高齢者の疾患についての基本的な課題を発見し、〔指導項目〕の(2)と関連付けて、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の疾患について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 老年医学の基礎

老年医学の定義、目的、高齢者における身体と運動機能、心理的反応などについて扱う。

イ 主な高齢者の疾患

理学療法と関係の深い代表的な高齢者の疾患について、各系統別疾患の原因、症状、経過及び予後、治療法や疾患などの予防について扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------------------------------|
| (8) 臨床心理学
ア 臨床心理学の基礎
イ 臨床心理学の応用 |
|---------------------------------------|

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを取り扱うこと。

(8) 臨床心理学

ここでは、科目の目標を踏まえ、臨床心理学について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 臨床心理学について理解すること。
- ② 臨床心理学についての基本的な課題を発見し，〔指導項目〕の(5)と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨床心理学について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 臨床心理学の基礎

臨床心理学の定義，歴史，目的，治療対象などについて扱う。

イ 臨床心理学の応用

患者及び障害者の心理，臨床心理学的検査法，臨床心理療法及びカウンセリングなどについて扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (9) 栄養学 ア 栄養学の基礎 |
|---|

(9) 栄養学

ここでは，科目の目標を踏まえ，栄養学について統合的に理解するとともに，それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養学について理解すること。
- ② 栄養学についての基本的な課題を発見し，理学療法と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 栄養学について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養学の基礎

栄養学の定義，目的，内容と分類，対象及び適応と応用などの概要について扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (10) 薬理学 ア 薬理学の基礎 |
|--|

(10) 薬理学

ここでは，科目の目標を踏まえ，薬理学について統合的に理解するとともに，それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 薬理学について理解すること。
- ② 薬理学についての基本的な課題を発見し，理学療法と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 薬理学について自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 薬理学の基礎

薬理学の定義，目的，内容と分類，対象及び適応と応用などの概要について扱う。

〔指導項目〕

- | |
|----------------------------|
| (11) 救急救命医学
ア 救急救命医学の基礎 |
|----------------------------|

(11) 救急救命医学

ここでは、科目の目標を踏まえ、救急救命医学について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 救急救命医学について理解すること。
- ② 救急救命医学についての基本的な課題を発見し、理学療法と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 救急救命医学について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 救急救命医学の基礎

救急救命医学の定義、救急救命の方法、目的、対象などの概要について扱う。

3 保健・医療・福祉とリハビリテーション

この科目は、「人体の構造と機能」の学習を基礎として、「疾病と障害」に関連付けていくことが重要であり、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」及び「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では、地域包括ケアシステムにおける自立支援や介護予防等の理解を深められるよう改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な保健・医療・福祉とリハビリテーションについて体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 保健・医療・福祉とリハビリテーションについて、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、保健・医療・福祉とリハビリテーションの基礎的な知識を習得するとともに、各種のリハビリテーション及び主な疾患のリハビリテーションについて理解し、理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な、保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する

る課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進とリハビリテーションのために、保健・医療・福祉とリハビリテーションの内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)保健・医療・福祉の体系、(2)リハビリテーションの二つの指導項目で、4単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう、また多職種との連携の重要性についての理解が図られるよう、症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。

内容を取り扱う際には、地域包括ケアシステムにおいて地域における保健・医療・福祉との連携の下に、リハビリテーションにおける理学療法の役割を理解し、理学療法の実臨床に生かすことができるような実践力を身に付けるように指導する必要がある。

疾病や障害についての症例を示したり、保健所、老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者福祉センター及びリハビリテーション病院等を見学などを交えたりして、具体的に理解できるように指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 保健・医療・福祉の体系

- ア 保健・医療・福祉の概要
- イ 各種の保健・医療・福祉制度
- ウ 地域包括ケアシステムの概要

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、理学療法に関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について取り扱うこと。

イ 〔指導項目〕の(1)のウについては、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供及び地域ケア会議について取り扱うこと。

(1) 保健・医療・福祉の体系

ここでは、科目の目標を踏まえ、保健・医療・福祉の分野の体系の概要を理解し、関係諸機関との連携の下に適切に理学療法を行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 保健・医療・福祉について理解すること。
- ② 保健・医療・福祉についての基本的な課題を発見し、リハビリテーションと関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 保健・医療・福祉について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健・医療・福祉の概要

保健・医療・福祉の意義，歴史，目的及び関係法規の概要などについて扱う。

イ 各種の保健・医療・福祉制度

障害者保健福祉，保健医療及び老人保健福祉等に関する制度など，理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題の概要を扱う。

ウ 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムについて概略的に触れたうえで，地域包括ケアシステムにおけるケア会議の役割について扱うとともに，〔指導項目〕の(2)と常に関連付けながら指導することが大切である。具体的には，高齢者及び障害者の生活を支援する諸サービスについて，その概要および医療・介護・生活支援などとの相互連携を扱う。

〔指導項目〕

(2) リハビリテーション

ア リハビリテーションの理念

イ 主要疾患のリハビリテーション

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(2)のアについては，自立支援及び就労支援について取り扱うこと。

エ 〔指導項目〕の(2)のイについては，理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ，その原因，症状，経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を取り扱うこと。

(2) リハビリテーション

ここでは，科目の目標を踏まえ，医学的リハビリテーションをはじめ，社会的リハビリテーションの分野についても十分な理解が得られることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① リハビリテーションについて理解すること。
- ② リハビリテーションについての基本的な課題を発見し，保健・医療・福祉と関連付け，理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ リハビリテーションについて自ら学び，理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては，〔指導項目〕の(1)と常に関連付けながら指導することが大切である。

ア リハビリテーションの理念

リハビリテーションの定義，歴史，目的，種類，リハビリテーションチーム，関係法規，自立支援及び就労支援などを扱う。

イ 主要疾患のリハビリテーション

理学療法の対象となる中枢神経疾患，骨・関節疾患，神経・筋疾患，小児疾患及び呼吸・循環器疾患など代表的な疾患について，「疾病と障害」と関連付けながら，原因，症状，経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を扱う。

4 基礎理学療法学

この科目は，「人体の構造と機能」，「疾病と障害」及び「保健・医療・福祉とリハビリテーション」の学習を基礎とし，「理学療法管理学」，「理学療法評価学」，「理学療法治療学」，「地域理学療法学」及び「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では，系統的に理学療法を学ぶことができるよう，「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「地域理学療法学」と関連させるなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ，基礎理学療法学に関する実践的・体験的な学習活動を通して，理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な基礎理学療法学について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 基礎理学療法学に関する課題を発見し，理学療法士としての職業倫理踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎理学療法学について，地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では，基礎理学療法学に関する基礎的な理論を理解し，理学療法の内容を系統的に活用できる能力と態度を育てることをねらいとしている。また，多職種とのチーム医療，患者や家族への指導・助言の在り方などについての理解を深め，理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は，理学療法の実践に必要な，基礎理学療法に関する基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は，理学療法の実践に必要な，基礎理学療法に関する課題を発見し，理学療法士として職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は，人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために，基礎理学療法学の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して，主体的かつ協働的に理学療法に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)理学療法の概要，(2)関係法規の二つの指導項目で，6単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「地域理学療法学」との関連に留意して取り扱うこと。また、理学療法士と多職種との連携によるチーム医療の大切さについても触れること。

イ [指導項目] の(1)については、統計学や教育学、情報科学などとの関連を図りながら指導すること。

内容を取り扱う際には、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「地域理学療法学」との関連に留意し、より具体的、実際に理解できるように配慮して指導することが大切である。

アについては、リハビリテーション理念や地域における理学療法などについて扱うとともに、理学療法士としての職業倫理、職場管理及び多職種との連携によるチーム医療の大切さなどを具体的に理解できるように指導することが大切である。

イについては、理学療法の基礎に関連する内容、健康増進や疾病及び障害の予防並びに理学療法研究法などに対して統計学や教育学、情報科学などに関連付けながら、コンピュータ等の情報手段・ICTの活用を通じて、具体的に理解できるように指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) 理学療法の概要

- ア 理学療法の歴史
- イ 理学療法の基礎
- ウ 健康増進と予防に関する理学療法
- エ 理学療法研究法

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)のアについては、医療の歴史における理学療法の位置付けも含めて取り扱うこと。イについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて取り扱うこと。ウについては、予防医学と理学療法とを関連付けて行うこと。

(1) 理学療法の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法に関する一般的な知識や理学療法士としての在り方などについて、総合的に理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 理学療法の概要について理解すること。
- ② 理学療法についての基本的な課題を発見し、理学療法の医療における位置付けや予防医学と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法の概要について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理学療法の歴史

理学療法の歴史及び医療の歴史における位置付けなどを扱う。

イ 理学療法の基礎

理学療法の定義、原理、分類、対象、業務内容、治療理論、関連組織及び医療における位置付けなどを扱う。また、日本理学療法士協会や日本作業療法士協会などの関連組織について扱う。

ウ 健康増進と予防に関する理学療法

健康増進や疾病及び障害の予防に対する指導の意義、目的及び方法などについて扱う。

エ 理学療法研究法

理学療法に関する研究の意義、研究対象、研究方法、研究手順及び研究報告書の作成などについて扱う。

〔指導項目〕

(2) 関係法規

- ア 理学療法士及び作業療法士法
- イ その他の関係法規

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のイについては、医師法などの概要を取り扱うこと。

(2) 関係法規

ここでは、科目の目標を踏まえ、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連に留意しながら、理学療法に必要な法規を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法に関する法規について理解すること。
- ② 理学療法に関する法規についての基本的な課題を発見し、理学療法が関係する医療及び福祉領域における諸法律と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法に関する法規について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理学療法士及び作業療法士法

理学療法士及び作業療法士法について具体的に扱う。

イ その他の関係法規

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）などについて理学療法と関係が深い内容に重点を置くとともに、その概要について扱う。

5 理学療法管理学

この科目は、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「基礎理学療法学」の学習を基礎とし、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」と関連付けていくことが重要であり、「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では、科目として新設し、保健、医療、福祉に関する諸制度や職場管理、組織運営、理学療法教育及び職業倫理などの内容で構成した。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法管理学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な理学療法管理学について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 理学療法管理学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法管理学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、理学療法管理学に関する基礎的な理論を理解し、理学療法の内容を系統的かつ効率的に活用できる能力と態度を育てることをねらいとしている。また、理学療法士に必要な職場管理や職場倫理の在り方などについての理解を深め、理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な、理学療法管理に関する基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、理学療法管理に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、理学療法管理学の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)理学療法管理学の基礎、(2)理学療法と職業倫理の二つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ理学療法管理学を体系的・系統的に理解できるようにすること。

イ [指導項目]の(1)のアについては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」の[指導項目]と関連付けながら、医療保険制度、介護保険制度、組織運営及びチーム医療に

ついて取り扱うこと。

ウ [指導項目] の(2)のアについては、医療従事者としての心構え、倫理観、患者の人権、法令遵守などについて取り扱うこと。

内容を取り扱う際には、理学療法管理学を体系的・系統的に理解するために、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「理学療法臨床実習」とも関連させ、具体的、実際に理解できるように指導し、理学療法の臨床に生かすように配慮する必要がある。

アについては、臨床でのリスク管理や職場管理、個人情報保護や人権尊重などの職業倫理について関連をもたせて指導し、より理解しやすいよう配慮して扱うこと。

イについては、特に理学療法と関係の深い医療・介護保険制度と関連付け、組織運営やチーム医療に重点を置いて扱い、生徒が理学療法の職場管理と運営に興味・関心を高めることができるよう配慮して扱うこと。

ウについては、医療従事者としての心得、倫理観及び患者の権利の保護などについて理解できるように重点を置いて扱い、生徒が理学療法における職業倫理に対する興味・関心を高めることができるよう配慮して扱うこと。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 理学療法管理学の基礎

ア 職場管理と運営

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)のアについては、安全衛生、リスク管理及び理学療法教育を含めて取り扱うこと。

(1) 理学療法管理学の基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法管理学について統合的に理解するとともに、それらを理学療法と関連付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法管理学について理解すること。
- ② 理学療法管理学についての基本的な課題を発見し、医療現場における理学療法の職場管理と職業倫理と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法管理学について自ら学び、理学療法士に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 職場管理と運営

医療事故や感染症などのリスク管理、再発予防などの安全管理及び多職種とのチーム医療などを扱う。また、理学療法教育を含めて理学療法を総合的にマネジメントできる人材の育成に関する内容を扱う。

〔指導項目〕

(2) 理学療法と職業倫理

ア 理学療法倫理

(2) 理学療法と職業倫理

ここでは、科目の目標を踏まえ、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連に留意しながら、理学療法と職業倫理に関する理解ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法と職業倫理について理解すること。
- ② 理学療法と職業倫理についての基本的な課題を発見し、医療現場における職業倫理と理学療法の業務と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法と職業倫理について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理学療法倫理

患者の権利や人権尊重、個人情報保護及び職業上知り得た情報の守秘義務など理学療法士として職業倫理や医療倫理の全般について扱う。

6 理学療法評価学

この科目は、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「基礎理学療法学」の学習を基礎とし、「理学療法管理学」、「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」に関連付けていくことが重要であり、「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では、理学療法対象疾患の多様化に伴い、より安全かつ効果的な理学療法を提供できるよう医用画像評価を加えるなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法評価学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法評価学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法評価学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法評価学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、種々の疾病や障害に対する検査測定を扱うことで、理学療法評価学の重要性を理解させ、理学療法を進めていく上での科学的な情報を得て、正しい治療プログラムを立てることができるようにし、理学療法の実践に適切に活用できるようにすること

をねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な、理学療法評価学に関する基礎的な知識、技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、理学療法評価学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、理学療法評価学の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)理学療法評価、(2)運動学的評価、(3)医用画像評価の三つの指導項目で、6単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。(内容を取り扱う際の留意事項)

- ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げる。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。
- イ 「理学療法治療学」及び「理学療法臨床実習」との関連を図りながら、理学療法評価とともに、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も取り扱うこと。
- ウ 指導に当たっては、動画による理学療法評価が行えるようコンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすること。

内容を取り扱う際には、「理学療法治療学」及び「理学療法臨床実習」との関連を図り、具体的な症例を取り上げながら、より具体的、実際的に指導することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態に応じた指導方法を工夫することが必要である。

アについては、生徒が学習しやすいように、視覚障害の状態に応じて機械・器具に工夫を加えるなどして、評価や分析がしやすいように配慮し、基本的な実習に十分時間をかけて、定着を図るように指導する。

イについては、「理学療法治療学」及び「理学療法臨床実習」との関連を図りながら、具体的な症例を取り上げ、総合的な評価ができるよう指導する。

ウについては、「理学療法情報」との関連を図りながら、生徒の視覚障害の状態に応じて機器を利用し、効果的に学習が行えるよう指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 理学療法評価

- ア 理学療法評価の基礎
- イ 各種の理学療法評価の方法
- ウ 理学療法評価の実習

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて取り扱うこと。
また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。

(1) 理学療法評価

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法評価に関する知識や技術を習得し、理学療法を科学的・合理的に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 理学療法評価について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理学療法評価についての基本的な課題を発見し、姿勢・動作・歩行及び日常生活活動と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法評価について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理学療法評価の基礎

理学療法評価の意義、歴史、目的、分類、機械・器具の仕組みや使い方の概要及び記録法と分析法などを扱う。

イ 各種の理学療法評価の方法

各種の評価法の概略を指導するとともに、特に運動機能面の評価法に重点を置いて指導する。また、血圧、体温及び呼吸機能などのバイタルサインの評価は、リスク管理の点からも重要であるので、十分指導することが大切である。具体的には、身体計測、運動機能評価（関節可動域、筋力、スピード、持久力及び協調性など）、神経学的検査（感覚、反射、高次脳機能など）、呼吸・循環機能検査、運動発達検査、及び日常生活活動検査などを扱う。

ウ 理学療法評価の実習

各種の理学療法評価法及び各種疾患の評価法について扱う。

[指導項目]

(2) 運動学的評価

- ア 運動学的評価の基礎
- イ 運動・動作の分析の方法

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを取り扱うこと。

(2) 運動学的評価

ここでは、科目の目標を踏まえ、運動学的評価に関する知識や技術を習得し理学療法を科学的・合理的に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 運動学的評価について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。

- ② 運動学的評価についての基本的な課題を発見し、姿勢・動作・歩行及び日常生活活動と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 運動学的評価について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動学的評価の基礎

運動学的評価法の意義、目的及び理学療法への応用などについて扱う。

イ 運動・動作の分析の方法

運動学に関する知識と関連付けながら、障害者の姿勢、動作、歩行及び日常生活活動などの評価法について具体的症例を挙げながら指導することが大切である。具体的には、「人体の構造と機能」の〔指導項目〕の(3)で学習した基礎的な知識や技術を踏まえ、各種疾患や障害の運動・動作学的評価と考察の仕方及び治療計画への応用などについて扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (3) 医用画像評価 <ul style="list-style-type: none"> ア 医用画像評価の基礎 イ 医用画像評価の方法 |
|--|

(内容の範囲や程度)

<p>ウ 〔指導項目〕の(3)については、静止画や動画を用いた、理学療法と関係の深い姿勢や動作の分析、神経系、運動器系、呼吸器系及び循環器系の画像評価を中心に扱うこと。</p>
--

(3) 医用画像評価

ここでは、科目の目標を踏まえ、医用画像評価に関する知識技術を習得し、理学療法を科学的・合理的に行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 医用画像評価について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 医用画像評価についての基本的な課題を発見し、姿勢・動作・歩行及び日常生活活動と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 医用画像評価について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

理学療法の主な対象である運動機能の評価に重点を置いて、原疾患から身体構造・心身機能、活動及び参加の静止画や動画を用いた評価について幅広く指導することが大切である。

ア 医用画像評価の基礎

医用画像評価の意義、目的、種類及び理学療法への応用などについて扱う。

イ 医用画像評価の方法

他の科目において学習した基礎的な知識や技術を踏まえ、各種疾患・障害における医用画像評価と考察の仕方及び治療計画への応用などについて扱う。

7 理学療法治療学

この科目は、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション

ョン」及び「基礎理学療法学」の学習を基礎とし、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」及び「地域理学療法学」と関連付けていくことが重要であり、「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

今回の改訂では、患者の高齢化や在宅医療における訪問リハビリテーションの必要性の高まりに伴い、喀痰等の吸引の必修化に対応するよう内容の改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法治療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法治療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法治療学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法治療学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、運動療法、物理療法、義肢装具、日常生活活動などの理学療法の実践に関する基礎的な知識や技術を習得し、臨床の場において各種疾病や障害に対して理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な、理学療法治療に関する基礎的な知識、技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な、理学療法治療に関する課題を発見し、理学療法士として職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、理学療法治療学の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)運動療法、(2)物理療法、(3)義肢装具、(4)日常生活活動、(5)理学療法技術論の五つの指導項目で、20単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて实际的に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。

イ [指導項目]の(4)については、「地域理学療法学」との関連を図り、指導内容が重複しないよう配慮すること。

内容を取り扱う際には、理学療法治療学を体系的・系統的に理解するために、「人体の構造と機能」及び「疾病と障害」の学習を基に、「基礎理学療法学」及び「理学療法評価学」などと関連付けながら、各種の基礎実技の実習に重点を置いて、より具体的、実践的に理解できるよう配慮して指導することが大切である。

アについては、基礎実技の実習については、各疾患別や各種障害別に対して、予防と治療の観点から、効果的に理学療法を行うことができるよう構成すること。また、臨床場面での重大な事故の発生を防ぐために、各種のリスク管理について十分に扱うこと。

イについては、日常生活活動の評価や指導法など、「地域理学療法学」との関連に留意し、指導内容が重複しないよう扱うこと。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 運動療法

- ア 運動療法の基礎
- イ 各種の運動療法
- ウ 各障害に対する運動療法
- エ 運動療法実習

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども取り扱うこと。

(1) 運動療法

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法の中でも最も重要な治療法であることを理解させ、基礎実習を十分に行い、臨床の場で実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 運動療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 運動療法についての基本的な課題を発見し、疾患別及び障害別対象者の支援と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 運動療法について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 運動療法の基礎

運動療法の意義、歴史、種類、対象、運動療法機器及び運動療法治療理論などについて扱う。

イ 各種の運動療法

関節可動域運動、筋力増強運動、持久力運動、協調性運動、神経・筋再教育運動及び水中運動などの理学療法に関する各種運動療法を扱う。

ウ 各障害に対する運動療法

中枢神経障害、神経・筋障害、骨・関節障害、呼吸・循環障害、小児期及び老年期障害などに対する運動療法を扱う。

エ 運動療法実習

各種の運動療法や各障害に対する運動療法の基礎実習を行うとともに、実際の症例に近い状況を想定した実習を扱う。

〔指導項目〕

(2) 物理療法

- ア 物理療法の基礎
- イ 各種の物理療法
- ウ 物理療法実習

(2) 物理療法

ここでは、科目の目標を踏まえ、指導項目(1)と関連させながら、電気、光線、温熱及び水などの治療法とマッサージなどの徒手療法についての知識や技術を身に付け、臨床の場で実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 物理療法について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 物理療法についての基本的な課題を発見し、疾患別及び障害別対象者の支援と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 物理療法について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 物理療法の基礎

物理療法の意義、歴史、目的、分類、生理作用及び適応と禁忌などについて扱う。

イ 各種の物理療法

徒手療法、温熱療法、寒冷療法、光線・電気療法、水治療法及び牽引療法などについて扱う。

ウ 物理療法実習

各種の物理療法についての基礎実習を扱う。

〔指導項目〕

(3) 義肢装具

- ア 義肢装具の基礎
- イ 義肢
- ウ 装具
- エ 義肢装具の実習

(3) 義肢装具

ここでは、科目の目標を踏まえ、作業療法と関連させながら、理学療法に必要な基礎知識と適合判定について指導し、臨床の場で実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 義肢装具について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。

- ② 義肢装具についての基本的な課題を発見し、疾患別及び障害別対象者の支援と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 義肢装具について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 義肢装具の基礎

義肢装具の意義、歴史、目的、分類及び適応疾患などについて扱う。

イ 義肢

切断術と断端管理、義肢の種類と構造、機能、製作過程、適合判定及び切断術後の理学療法などについて扱う。

ウ 装具

装具の原理、種類、構造、機能、製作過程、適合判定及び装具療法などについて扱う。

エ 義肢装具の実習

義肢装具の分解・組立て、義肢装具装着訓練及び義肢装具装着による日常生活訓練などについて扱う。

〔指導項目〕

- (4) 日常生活活動
 - ア 日常生活活動の基礎
 - イ 日常生活活動の評価
 - ウ 日常生活活動の指導法

(4) 日常生活活動

ここでは、科目の目標を踏まえ、「地域理学療法学」と関連させながら、障害者等の具体的な日常生活活動の改善に結びつく訓練法や評価方法などを理解し、臨床の場で実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 日常生活活動について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 日常生活活動についての基本的な課題を発見し、疾患別及び障害別対象者の支援と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 日常生活活動について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日常生活活動の基礎

日常生活活動の意義、目的、分類及び記録などについて扱う。

イ 日常生活活動の評価

日常生活活動の評価法、住宅・生活環境の評価及び分析と考察について扱う。

ウ 日常生活活動の指導法

日常生活基本動作、応用動作、身の回り動作及び住宅改造と在宅ケアなどの指導法について扱う。

〔指導項目〕

(5) 理学療法技術論

- ア 理学療法技術論の基礎
- イ 疾患別理学療法治療の方法
- ウ 疾患別理学療法治療の実習

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(5)については、健康増進のための理学療法、診療記録の仕方や管理及び喀痰^{かくたん}等の吸引についても取り扱うこと。

(5) 理学療法技術論

ここでは、科目の目標を踏まえ、各種疾患等に対する理学療法の評価から治療までに関する知識を総合的、系統的に理解させ、理学療法臨床実習に結び付けることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 理学療法技術論について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理学療法技術論についての基本的な課題を発見し、疾患別及び障害別対象者の支援と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法技術論について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理学療法技術論の基礎

疾病や障害に対する基礎的な知識を整理し、理学療法の評価、目標設定と治療計画の作成、リスク管理、診療記録の仕方や管理及び喀痰^{かくたん}等の吸引の知識や技術を含めた各種特殊テクニックなどを扱う。また、健康管理や疾病予防に対する理学療法についても同様に扱う。

イ 疾患別理学療法治療の方法

中枢神経疾患、神経・筋疾患、骨・関節疾患、呼吸・循環疾患、小児期及び老年期疾患などに対する理学療法治療について系統的に扱う。

ウ 疾患別理学療法治療の実習

各疾患別の理学療法治療法に対して、「基礎理学療法学」及び「理学療法評価学」などと関連付けながら、喀痰^{かくたん}等の吸引を含め、各治療法の実習に重点を置いて具体的、実際的に扱う。

なお、喀痰^{かくたん}等の吸引については、安全に実施できるよう多職種との適切な連携について扱う。

8 地域理学療法学

この科目は、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」及び「保健・医療・福祉とリハビリテーション」の学習を基礎として、患者及び障害者の地域における生活を支援するために必要なリハビリテーションにおける「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」及び「理学療法治療学」の学習に関連付けていくことが重要であり、「理学療法臨床実習」を学習する基盤となるものである。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、地域理学療法学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域理学療法学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域理学療法学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 地域理学療法学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、地域理学療法に関する基礎的な知識を習得し、患者及び障害者の地域における生活を支援するために必要なリハビリテーションにおける評価、治療計画などを理解し、理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践における、地域理学療法に関する基礎的な知識や技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践における、地域理学療法に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションのために、地域理学療法学の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)地域理学療法の概要、(2)地域理学療法各論の二つ指導項目で、3単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。

イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、指導内容が重複しないよう配慮すること。

内容を取り扱う際には、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図りながら、福祉施設、老人保健施設などの見学及び在宅訪問などを取り入れながら、具体的に指導することが大切である。

アについては、症例検討を行ったり、保健所、福祉センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの見学や障害者の在宅訪問などを取り入れたることにより、地域における具体的、実際的な理学療法が実践できるように指導する。

イについては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図りながら、我が国における保健・医療・福祉制度などについての内容が重複しないよう配慮して指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 地域理学療法の概要

ア 地域理学療法の基礎

イ 地域理学療法における理学療法士の役割

(1) 地域理学療法の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、地域理学療法に対する社会的ニーズと理学療法士が担うべき役割について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 地域理学療法の概要について理解すること。

② 地域理学療法の概要についての基本的な課題を発見し、リハビリテーションと関連付けて解決策を見いだすこと。

③ 地域理学療法について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域理学療法の基礎

地域理学療法の意義、目的、変遷及び現状と課題などについて扱う。

イ 地域理学療法における理学療法士の役割

地域リハビリテーションにおける共通的作用と専門的作用について扱う。

〔指導項目〕

(2) 地域理学療法各論

ア 地域理学療法における生活評価

イ 地域理学療法の実践

ウ 在宅ケアと生活指導

エ リハビリテーション関連機器

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を取り扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。その際、施設等への通院・通所者の在宅ケアなどについても扱うこと。

(2) 地域理学療法各論

ここでは、科目の目標を踏まえ、在宅における要介護者に対する理学療法を中心に、地域理学療法の実践を具体的に理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 地域理学療法各論について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。

② 地域理学療法各論についての基本的な課題を発見し、要介護者の生活と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 地域理学療法各論について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

指導に当たっては、各種の保健・医療・福祉施設の理学療法のみならず、デイケアやデイサービスに対する理学療法士の役割についても扱う。

ア 地域理学療法における生活評価

地域における障害者や高齢者に対する理学療法に関して、保健所や介護老人保健施設等の保健・福祉施設等の利用者を含め幅広い事例を取り上げ、その概要を指導する。具体的には、在宅要介護者の、地域環境、日常生活様式及びADL（日常生活活動）の評価などについて扱う。

イ 地域理学療法の実際

保健所、福祉センター、特別養護老人ホーム及び老人保健施設などにおける理学療法について扱う。

ウ 在宅ケアと生活指導

施設等への通院者や通所者の在宅ケア等を扱うとともに、在宅における介護法や介護者の健康管理の指導及び住宅改造などを含めて、在宅訪問リハビリテーションの意義、目的、実践と介護を含めた生活指導などについて扱う。

エ リハビリテーション関連機器

歩行補助具や自助具など地域理学療法に応用されるリハビリテーション機器の概要について扱う。

9 理学療法臨床実習

この科目は、理学療法科に属する各科目で育成した資質・能力を臨床で活用することにより、基本的な理学療法の実践力を身に付けるとともに、理学療法科に属する全ての科目を関連付け、深化・統合化を図るものである。

今回の改訂では、臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を加えるとともに、地域包括ケアに配慮するなど学習内容の改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法臨床実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法臨床実習について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法臨床実習に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法臨床実習について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、理学療法科に属する各科目において育成した資質・能力を深化・統合化して活用することにより、理学療法の理論と実践を結び付け、臨床における理学療法を実践する能力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、臨床の施設・設備や社

会資源を理解し、理学療法に属する各科目で習得した知識や技術の深化・統合化を図るとともに、理学療法を実践する際のリスクマネジメントを踏まえた知識、技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、臨床における理学療法の対象者がもつ様々な課題について、対象の理解を基盤とした上で必要な介入を探究し、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、対象の多様な価値観の尊重と意思決定の支援などを踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、課題の解決に当たっては、臨床における実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法の職業倫理、生命倫理、人権擁護などに基づく望ましい理学療法観を醸成し、理学療法士の果たすべき役割を踏まえ、保健医療福祉に関わる多職種と連携・協働し主体的に理学療法の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)理学療法の見学実習、(2)理学療法の臨床実習の二つの指導項目で、20単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 指導に当たっては、患者の人権の尊重や患者のリスク管理について指導すること。また、生徒の安全や健康管理についても指導すること。

イ 指導に当たっては、「地域理学療法学」及び「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、地域包括ケアシステムについて触れること。

ウ [指導項目]の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。

エ [指導項目]の(2)については、各種の疾患や障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう実習施設及び臨床実習指導者と連携を図りながら、調整すること。

オ [指導項目]の(2)については、理学療法に関する総合的な知識や基本的な技術及び態度等に関する臨床実習前の評価と臨床実習後の評価を行うこと。

アについては、患者の個人情報や人権尊重について指導するとともに、実習内容が過重な負担とならないようにすること。

イについては、多職種との連携や自立支援などのリハビリテーションの理念及び地域包括ケアシステムについて理解できるよう配慮するとともに、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を含めること。

ウについては、病院やリハビリテーション関連施設などを見学し、理学療法士の役割などを実際に理解させることによって、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう配慮すること。

エについては、各疾患、各障害に対して、適切な病院や施設を選択し、診療参加型の臨床実習に重点を置くことができるよう臨床実習指導者との密接な連携を図りながら、確かな理学療法の実践力が身に付くよう指導すること。

オについては、臨床実習前に生徒の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的な技能及び態度を備えていることを評価す

るとともに、臨床実習後にも評価を行い、生徒の成長を評価できるようにすること。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 理学療法の見学実習

ア 医療機関の見学実習

イ その他の施設の見学実習

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮すること。

(1) 理学療法の見学実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、病院や診療所、福祉施設等の見学実習を通して、理学療法の医療における位置付けや基本的な理学療法業務等について統合的に理解できることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 実際の理学療法業務について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 実際の理学療法業務についての基本的な課題を発見し、理学療法の基本的な知識及び技術や理学療法業務と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 実際の理学療法業務について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療機関の見学実習

学習の進行状況に応じて、地域における病院や診療所、福祉施設など、様々な臨床の場における理学療法の実際を見学できるよう配慮することが大切である。具体的には、総合病院、大学病院、リハビリテーション病院及び介護老人保健施設などを見学し、理学療法業務の内容、理学療法士の役割と責任、多職種連携、リスク管理及び病院組織と運営などを扱う。

イ その他の施設の見学実習

保健所、福祉センター及び特別養護老人ホームなどを見学し、理学療法業務の内容、理学療法士の役割と責任、多職種連携、リスク管理及び施設の組織と運営などを扱う。

〔指導項目〕

(2) 理学療法の臨床実習

ア 症例観察と基礎臨床実習

イ 総合臨床実習

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のイについては、理学療法臨床に必要な症例報告の書き方や症例

研究の方法などを含めて取り扱うこと。

(2) 理学療法の実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法における全ての知識や技術の深化・統合化を図るとともに、臨床現場での実践的な学習活動を通して、理学療法を統合的、合理的に実践することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法の実習について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理学療法の実習についての基本的な課題について、臨床実習現場における理学療法業務や職業倫理と関連付け、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法の実習について自ら学び、臨床実習における知識や技術等の習熟度を客観的に理解し、その後の理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 症例観察と基礎臨床実習

理学療法の実習の場において、各疾患や各障害の症例の観察及び基本的な理学療法評価とその分析、問題点の抽出及び治療計画の立案など、基礎的な臨床実習を扱う。

イ 総合臨床実習

理学療法の実習の場において、臨床実習指導者の指導・監督の下、各疾患や各障害の症例の身体状況の把握、理学療法評価及び分析結果の抽出、治療計画の立案、治療の実践及び治療効果の判定など、診療参加型臨床実習に重点を置いた総合的な臨床実習を扱う。また、診療の記録や症例報告の仕方や研究方法、リスク管理及び多職種連携を扱う。

10 理学療法情報

この科目は、理学療法の実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、理学療法における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり、理学療法科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、理学療法科における情報の活用と管理、理学療法における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことを通して、理学療法の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法情報に関する課題を発見し、理学療法の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法情報について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに関する課題解決に主体的かつ協働的に

取り組む態度を養う。

この科目では、情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識や技術を習得し、理学療法の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の実践に必要な保健医療福祉に関わる情報と個人情報及びそれらを実際の理学療法で活用するための知識や技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理学療法の実践に必要な多職種で共有する情報と情報活用に関する課題について、医療情報に関する法・制度、情報セキュリティ、職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理学療法の実践に当たっては、情報と情報技術の適切な活用に努めて多職種との連携・協働の円滑化を図るとともに、情報の管理や取扱いに責任をもち理学療法における健康の保持増進とリハビリテーションの課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)理学療法における情報の活用と管理、(3)理学療法における課題解決の三つの指導項目で構成し、履修単位数については、各学校で適切に定める。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、保健医療福祉分野の情報を適切に取り扱う（情報収集・分析・管理など）とともに、理学療法科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、理学療法臨床実習における実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 情報社会の倫理と責任

- ア 情報社会の特徴
- イ 情報社会の倫理
- ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、

個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などについて関係法規を遵守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報社会の倫理と責任について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報社会の倫理と責任についての基本的な課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と責任について自ら学び、適切な情報の取扱いに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

情報技術の発展によって変化を続ける情報社会の現状と課題について扱う。日常生活の便利さとともに個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

情報社会で求められる倫理観や関連する法・制度を扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用することや、個人と世界が直接とつながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな責任が生じている現状を扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけたり、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象ともなることを関係法規とともに扱う。

〔指導項目〕

(2) 理学療法における情報の活用と管理

- ア 保健医療福祉分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用
- エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、保健・医療・福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

(2) 理学療法における情報の活用と管理

ここでは、保健医療福祉分野では様々な個人情報を扱うとともに、多職種との情報共有が重要であることを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理学療法における情報の活用と管理についての基本的な課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法における情報の活用と管理について自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健医療福祉分野の情報

保健医療福祉分野における情報の特徴として、理学療法の対象の様々な個人情報を連携・協働する多職種と共有する現状について扱うとともに、理学療法の質の向上に資する統計資料や研究データ、論文などを扱う。

イ 情報システムの特徴

保健医療福祉分野における情報システムとして、個人情報をはじめ、様々な情報を多職種と共有し、健康支援に適切かつ効果的に活用している現状について、理学療法臨床実習などの事例を扱う。また、療養の場の多様性に応じたシステムの特徴、業務における情報セキュリティと関係法規についても扱う。

ウ 情報の活用

理学療法における健康問題の発見から解決の過程において、多職種が発信する情報を互いに適切かつ効果的に活用することによって、問題解決の円滑化につながることを扱う。また、理学療法の対象への情報提供の現状についても扱う。

エ 情報の管理

理学療法の業務として個人情報を扱う場合は、理学療法士及び作業療法士法第 16 条に基づく守秘義務及び個人情報保護法を遵守しなければならないこと、使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (3) 理学療法における課題解決
ア 課題に応じた情報収集
イ 情報分析と解決方法
ウ 情報の発信方法 |
|--|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 理学療法における課題解決

ここでは、理学療法に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報

技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法についての課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理学療法についての基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 理学療法における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

理学療法における課題に応じた情報収集の視点（信頼性、標準性、公平性、国際性など）と収集の方法（文献検索、統計資料など）を扱う。

イ 情報分析と解決方法

理学療法における課題に応じた情報の分析と解決方法として、統計処理の手法やモデル化、シミュレーションなどを扱う。また、必要に応じて思考過程をアルゴリズムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

理学療法における課題に応じた情報の発信方法として、対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し、互いに発表するなどの学習活動を行う。

11 課題研究

この科目は、生徒の多様な実態に応じて個々の生徒の特性や進路希望などに即した教育活動を一層適切に進めるとともに、理学療法で学んだ知識や技術などを基に、健康の保持増進とリハビリテーションに関する課題を発見し、解決策を探究して創造的に解決するなど、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を一層高めることを主眼としたものである。

今回の改訂では、職業資格の取得については、職業資格に対する理解を深める視点から、職業資格を取得する意義、職業との関係などに関して探究する学習活動を取り入れるようにするなど改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健・医療・福祉を支え人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法に関する課題を発見し、理学療法士として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理学療法を適切に行い保健・医療・福祉における社会的責任を果たす視点を持ち、理学療法に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、理学療法に関する課題を生徒が自ら設定し、主体的かつ協働的にその課題を探究し、課題の解決を図る実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健・医療・福祉を支え人々の健康の保持増進を担うため、理学療法について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理学療法の学習で身に付けた知識や技術について、理学療法に即して深化・総合化を図り、課題の解決に生かすことができる知識や技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、唯一絶対の答えがない理学療法にあつて、深化・総合化された知識や技術などを活用し、理学療法に関する課題を発見するとともに、理学療法が社会に及ぼす影響を踏まえ、保健医療福祉の動向、理学療法に関する理論、データ、成功事例や改善を要する事例など科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理学療法で学んだ専門的な知識、技術などの深化・総合など課題を解決する力の向上を目指して自ら学ぶ態度、組織の一員として自己の役割を認識し、当事者としての意識を持ち、他者と信頼関係を構築して積極的に関わって課題の解決を図り、理学療法に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)職業資格の取得の二つの指導項目で構成し、履修単位数については、各学校で適切に定める。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の留意事項)

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで理学療法に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理学療法に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

アについては、理学療法に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしている。

そのため、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)の項目や、(1)及び(2)にまたがる項目から、個人又はグループで理学療法に関する適切な課題を生徒自らが設定し、課題の解決策を探究し、評価・改善を図る学習活動などを取り入れることが大切である。

探究の過程においては、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて取り組むようにすることが大切である。

また、理学療法における成功事例や改善を要する事例などを踏まえるとともに、理学療法に関する情報を入手し、ポジショニング・マップ、SWOT分析、PPM分析などの技法を用いて分析し、理学療法をはじめとした様々な知識、技術などととも活用するなどして探究の質

の向上を図り、理学療法に関する専門的な知識、技術などについて、実践に即して深化・総合化を図ることができるようにすることが大切である。

イについては、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることとしている。

そのため、課題研究発表会の機会を設けるようにすることが大切である。なお、成果の発表に際しては、学習の成果についての分かりやすい報告書を生徒自ら作成するとともに、地域や医療の関係者などを招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え人々の健康の保持増進について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理学療法について実践に即して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 理学療法についての課題を発見し、理学療法士として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、理学療法を通じた人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

(1) 調査、研究、実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理学療法科に属する各科目で学んだ内容に関連した調査、研究、実験を取り入れる。専門基礎分野については、人体の構造と機能及び心身の発達、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進、保健医療福祉とリハビリテーションの理念に関する内容を主とした調査、研究、実験、専門分野については、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法管理学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習に関する内容を主とした調査や研究などの例が考えられる。

(2) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理学療法士の資格について、資格を取得する意義、資格を国家資格化している目的などを探究するとともに、その一環として理学療法士の資格に関連する知識や技術などについて深化・総合化を図る学習活動、理学療法士に関連する課題を探究する学習活動などを行う。生徒が自らの進路希望などに応じた課題を設定し、将来の職業を見通して更に専門的な学習を続けることにつながる学習活動を通して、専門性の高い職業人になることを目指した継続的な学習態度を養うこ

とが大切である。

3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

理学療法科は、理学療法の知識や技術を生徒に習得させ、卒業後、理学療法士として人々の健康保持増進及びリハビリテーションに寄与することを目指している。したがって、講義のみの授業は避け、触覚や保有する視覚を活用して観察させたり、視覚に障害のある生徒が使いやすいように工夫した器具・機械を用いたりして、実験・実習を行うことにより、实际的、具体的に理解させるように工夫することが大切である。なお、実習については、校内における実習のみならず、病院や診療所、福祉施設などの臨床現場における見学実習や臨床実習を通して指導することが必要である。

(2) 各科目の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな知識及び技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

生徒の指導に当たっては、理学療法士を目指して自ら習得した知識や技術を理学療法の実践と関連付け、成功体験を積み重ねられるよう授業改善を図ることが必要である。

更に実習においては、習得した知識や技術を相互に関連付けられるよう工夫し、自ら課題を発見し新たな学びの意欲を高めるようにすることが大切である。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理学療法の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、理学療法が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理学療法と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、理学療法科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし理学療法科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学

習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

理学療法科においては、「理学療法の見方・考え方」を働かせ、情報収集・分析、問題の明確化、援助方法の立案、実施、結果の評価について科学的根拠をもとに探究する学習活動を通して、全体を振り返り「主体的・対話的で深い学び」の実現をはかるようにすることが重要である。

「主体的な学び」は、例えば、理学療法に関する課題を発見し、その課題の背景や原因を整理して仮説を立て、仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識及び技術を基に、次の課題を発見したり、新たな視点でよりよい理学療法を考えたりしているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、理学療法に関する課題について調査・検証するときに、理学療法科に属する他の科目で学んだ知識や技術を活用して考察したことを、生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して、自分の考えの質をより高めるなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「理学療法の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理学療法で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、理学療法科に属する各科目の知識と技術に関連付け、科学的な概念を形成しているか、そして新たな理学療法の創造や発展に向けて活用されているかなど、学習活動の充実を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、理学療法科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

(2) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。

「基礎理学療法学」の内容は、「理学療法治療学」で実際の治療法を学習する上での基礎となるものである。したがって、「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互に密接な関連を図りながら取り扱うことによって、臨床の場で適切な理学療法を実践する力を身に付けることができるよう配慮することが必要である。

(3) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容については、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。

患者や障害者の地域における生活に対する支援は、保健・医療・福祉など、様々な立場から行われる必要があり、理学療法と関わりの深い作業療法も重要な役割を担っている。したがって、理学療法から具体的な支援の在り方を学習する「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容については、作業療法との関連に十分留意して取り扱うことが必要である。

(4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

医療分野及び社会生活における情報化の一層の進展に伴い、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用が従前にも増して必要になっている。したがって、学校においては、「理学療法情報」をはじめ、各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を行い、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

(5) 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

生徒が地域の住民に対する市民講座に関わったり、地域の理学療法士を対象とした公開講座における学術交流を企画したりするなどにより、生徒の実践的な学習活動を取り入れたり、病院や診療所、福祉施設などにおける就業体験活動の機会を確保したりするなど、地域との連携・交流を積極的に深めることが大切である。

また、各科目の内容の取扱いに当たっては、医療機関等で臨床経験豊富な医師や理学療法士等を社会人講師として招聘し、理学療法の実際についての知識や技術に触れるようにするなど積極的に活用するように工夫することが必要である。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。また、生徒の視覚障害の状態などを考慮して、事故防止の指導を徹底し、実験・実習が能率よく、安全に行われるよう十分な配慮が必要である。さらに、衛生面においても、日頃から清潔に留意するような指導を徹底して行うことが大切である。

また、臨床実習においては、患者の転倒等の医療事故を防止するため、次の観点から実習の指導基準や安全管理の具体的計画を検討するとともに、万一の事故や災害の際の危機管理体制についても整備しておくことが必要である。

- ・臨床実習における患者と生徒の安全に関すること。
- ・機器・器具などの安全な取扱いに関すること。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第1節 印刷科

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校高等部の専門教科・科目

第1節 印刷科

第1 印刷科改訂の要点

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては【指導項目】として「(1), (2)」などの大項目、「ア, イ」などの小項目を、柱書においては「1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前の10科目を「印刷概論」、「印刷デザイン」、「印刷製版技術」、「DTP技術」、「印刷情報技術」、「デジタル画像技術」、「印刷総合実習」、「課題研究」の8科目に改めた。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

指導計画の作成と内容の取扱いに関する主な改善事項は次のとおりである。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにした。

イ 印刷に関する学科において育む資質・能力の育成に向け、原則として全ての生徒に履修させる科目（原則履修科目）を2科目示すとともに、各科目の履修においては実験・実習を充実させるようにした。

ウ 印刷産業に関する課題の発見や解決の過程において、協働して分析、考察、討議するなど言語活動の充実を図ることとした。

エ 個人情報や知的財産の保護と活用について扱うとともに、情報モラルや職業人として求められる倫理観の育成を図ることとした。

第1 印刷科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷の各工程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩などを踏まえ、印刷の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

印刷に関する見方・考え方とは、人々の情報伝達を支えてきた印刷産業に関する事象を情報伝達やコミュニケーションの視点で捉え、公益事業やマーケティングをはじめとする様々な産業活動と関連付けることやその技術を異なる産業技術に応用したり、新たな情報伝達サービスを創造したりすることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどとは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実験を行ったり、協働して作品を制作したりするなどの実践的な活動、産業現場等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力とは、印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、情報社会における印刷や印刷産業の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的には印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1) 印刷の各工程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、印刷の各工程などの学習活動を通して、印刷に関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技術のみならず、相互に関連付けられるとともに、変化する状況や課題

に応じて社会の中で主体的に活用することができる知識と技術及び将来の職業を見通してさらに専門的な学習を続けることにつながる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

3 「(2) 印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

印刷産業に関する課題を発見しとは、印刷の各工程などの学習を通して身に付けた様々な知識、技術などを活用し、地域や社会が健全で持続的に発展する上での印刷産業に関する諸課題を広い視野から課題を発見することを意味している。

職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単に生産性や効率を高めることのみを優先するのではなく、職業人に求められる倫理観等を踏まえ、印刷物などが社会に及ぼす影響に責任をもち、印刷産業の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、印刷に関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

職業人として必要な豊かな人間性を育みとは、印刷技術が現代社会で果たす意義と役割を踏まえ、単に技術的課題を改善するだけではなく、職業人に求められる倫理観、社会に貢献する意識などを育むことを意味している。

よりよい社会の構築を目指して自ら学びとは、ものづくりを通じ、印刷産業の発展が社会の発展と深く関わっており、ともに発展していくために、地域や社会の健全で持続的な発展を目指して印刷の各工程について主体的に学ぶ態度を意味している。

印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、絶え間のない技術革新などを踏まえ、既存の印刷物や印刷工程を改善・改良するのみならず、ものづくりにおける協働作業などを通してコミュニケーションを図り、異分野の技術を融合・組み合わせるなどして、新しい製品や生産プロセスを創造する中で、法規に基づいて印刷産業の発展に責任をもって協働的に取り組む態度を養うことを意味している。このような態度を養うためには、職業資格の取得や競技会への出場などを通して自ら学ぶ意欲を高めるなどの学習活動、課題の解決策を考案する中で、自己の考えを整理し伝え合ったり、討論したりするなどの学習活動、就業体験活動を活用して、様々な職業や年代などつながりを持ちながら、協働して課題の解決に取り組む学習活動などが大切である。なお、職業資格などの取得や競技会への出場については、目的化しないよう留意して取り扱うことが重要である。

第2 印刷科の内容構成

印刷科は、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩などを踏まえ、科目の整理統合、名称変更などを行い、従前の10科目を8科目で構成した。改訂前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
印刷概論	印刷概論	
印刷デザイン	印刷デザイン	
印刷製版技術	写真製版	
	写真化学・光学	整理統合
DTP技術	文書処理・管理	名称変更
印刷情報技術	印刷情報技術基礎	名称変更
デジタル画像技術	画像技術	名称変更
印刷総合実習	印刷総合実習	
	印刷機器・材料	整理統合
課題研究	課題研究	

第3 印刷科の各科目

1 印刷概論

この科目は、印刷とメディアに関する知識及び技能を身に付け、印刷とメディアに関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたもので、印刷に関する各学科においては、原則として全ての生徒に履修する科目として位置付けている。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩とそれに伴う印刷物や印刷産業の在り方も変化していることを踏まえ、指導項目の(1)メディアの基礎、と(2)情報メディアの特性と活用を取り入れて学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷とメディアについて体系的・系統的に理解するとともに、印刷の文化的価値を理解し、印刷メディアに関する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷とメディアに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷とメディアについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷とメディアに関する知識と技術を身に付け、産業における印刷とメディアに関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、印刷とメディアについて体系的・系統的に理解するとともに、印刷の文化的価値を理解し、印刷とメディアに関する基礎的な知識と技術を身に付けるよう

にすることを意味している。

目標の(2)については、現代社会にける印刷とメディアに関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷が社会に与える影響に責任をもち、科学的な根拠に基づき、印刷技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)メディアの基礎、(2)情報メディアの特性と活用、(3)印刷と社会の三つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

イ 情報伝達やコミュニケーションの目的に応じて情報メディアを適切に選択し、効果的に活用することを理解させるとともに、著作権などの知的財産の取扱いにも留意することを理解させること。

内容を取り扱う際は、この科目が印刷科の基礎科目として位置付けられていることから、印刷科を核に展開する産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。

アについては、印刷の沿革やメディアについて、視聴覚教材・教具や具体物を活用したり、産業現場の見学等を通して、できる限り実際に行われていることに触れさせたりするなどして、印刷やメディアに対する興味・関心を喚起するように努めながら指導することが大切である。

イについては、メディアに関する身近な具体例を多く取り上げ、情報伝達やコミュニケーションの目的に応じた情報メディアの選択と効果的な活用について具体的に理解することができるよう工夫することが大切である。また、印刷産業においては、情報通信ネットワークの活用が進んでいることから、情報活用における著作権などの知的財産の取扱いについて留意する必要があることを具体的な例を取り上げて理解させることが重要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) メディアの基礎

ア メディアの定義と機能

イ メディアの種類と特性

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、メディアが社会や情報産業に果たしている役

割について取り扱うこと。イについては、多様なメディアについて取り扱うこと。

(1) メディアの基礎

ここでは、科目の目標を踏まえ、メディアの種類と特性について理解するとともに、メディアの適切な選択と効果的な活用に必要な基礎的な知識と技術を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① メディアの基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② メディアに関する基本的な課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ メディアについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア メディアの定義と機能

ここでは、メディアの定義と機能について取り扱う。ここでのメディアとは、情報を表現し伝達する手段・媒体となるものとして取り扱い、時間や空間を超えて情報を伝達する機能があることについても取り扱う。また、新聞、出版、音楽、放送、映画などにおける情報の配信や受信の方法が多様化していることなど、メディアが社会や産業に大きな影響を及ぼしていることについても触れる。

イ メディアの種類と特性

ここでは、新聞や雑誌など情報を人々に伝えるための情報メディア、文字や画像など伝えたい情報を表現するための表現メディア、紙やDVDなど情報を物理的に伝達するための伝達メディアを取り上げ、それぞれの特性などについて取り扱う。また、情報を表現し伝達するためには、これらのメディアを相互に関連付けて活用していくことも取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 情報メディアの特性と活用

ア 情報メディアの種類と特性

イ 情報メディアの活用

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、新聞、テレビ、電話などを取り上げ、それぞれの情報メディアの特徴や働きについて取り扱うこと。イについては、情報の収集、分析、発信などにおいて情報メディアを効果的に活用するために必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。

(2) 情報メディアの特性と活用

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報メディアの特性を理解し、活用することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報メディアの特性と活用について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報メディアに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 情報メディアについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報メディアの種類と特性

ここでは、情報伝達やコミュニケーションの視点から新聞、テレビ、電話などを取り上げ、それぞれの意義や特性及び情報産業を含む社会に果たしている役割、及ぼしている影響などについて取り扱う。例えば、社会に対する情報伝達については、活版印刷技術の発達により情報の流通量や範囲が爆発的に広がったり、ラジオ放送やテレビ放送などの情報通信技術の発達により、伝達の即時性や伝達する内容のリアリティが高まったりしていることなどを取り上げることが考えられる。また、個人に対する情報伝達については、電話など直接人と会うことなく連絡をとることができたり、電子メールの普及により伝達の即時性や利便性が高まったりしていることなどを取り上げることが考えられる。

イ 情報メディアの活用

ここでは、身近にある情報メディアを活用したサービスを取り上げ、情報を適切に活用することの必要性や重要性など情報メディアを効果的に活用するために必要な基礎的な知識と技術について取り扱う。また、情報メディアの特性、情報を活用する目的や内容、情報の受信者の状況などに応じて情報メディアを適切に選択したり、組み合わせたりして活用することについても事例を取り上げ具体的に扱う。

〔指導項目〕

(3) 印刷と社会

- ア 印刷と技術の進歩
- イ 印刷商品の形態と機能
- ウ 印刷物が社会に及ぼす影響
- エ 印刷と情報産業

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイからエまでについては、印刷産業の動向や様々な産業分野における印刷技術の利活用を含めた今後の展望について取り扱うこと。

(3) 印刷と社会

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷と社会との関係や印刷産業の状況について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 印刷と社会について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 印刷と社会に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 印刷と社会について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 印刷と技術の進歩

ここでは、絵や文字が人類の文明や文化の発達に果たしてきた役割、印刷物とその技術の進歩について取り扱う。木版印刷、活版印刷などからオフセット印刷へといった技術の

変遷と現在のプリンター技術への進歩について取り扱い、印刷技術の進歩が社会にどのような影響を与えてきたのかについても触れる。

イ 印刷商品の形態と機能

ここでは、身の回りに流通している印刷商品などを具体的に取り上げ、印刷商品の形態や機能の視点から分類するなどし、それぞれの役割と意義について取り扱う。また、高精細印刷、高輝度印刷、UV (Ultra Violet) 印刷、箔押し、スクラッチ印刷、香料印刷なども取り上げ、人々の生活と印刷物がどのように結び付いているのかについても取り扱う。

ウ 印刷物が社会に及ぼす影響

ここでは、印刷メディアのメリットとデメリットについて取り上げ、印刷物が果たしている役割と価値について取り扱う。特に、情報社会における印刷物の必要性や役割、社会に及ぼす影響について取り扱う。その際、環境保護や個人情報保護等の社会的責任についても関連させながら取り扱う。

エ 印刷と情報産業

ここでは、グローバル化した情報社会において、今後も情報メディアの価値が創造されることを取り上げ、これからの印刷メディアの在り方や印刷産業の発展について取り扱う。その際、これまで培われてきた印刷技術の他の産業への応用、印刷物に代わる新しい情報メディアの登場など、具体的な事例を取り扱い、新しい情報産業が生じていることについても触れる。

2 印刷デザイン

この科目は、印刷デザインに関する知識及び技能を身に付け、印刷デザインに関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩とそれに伴う印刷物や印刷産業の在り方も変化していることを踏まえ、従前の六つの内容を統合整理して三つの指導項目を設定した。また、指導項目の(4)デザインの制作を新設し、印刷デザインについて体系的・系統的かつ実践的に学習することができるよう改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷デザインについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷デザインに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷デザインについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷デザインに関する知識と技術を身に付け、印刷産業における情

報デザインに関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、情報伝達やコミュニケーションの手段としての役割を担う印刷デザインについて体系的・系統的に理解するとともに、印刷物に求められるデザインに関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、印刷デザインに関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷物が社会に及ぼす影響に責任をもち、科学的な根拠に基づき、印刷技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)視覚の原理とデザイン、(2)構成とデザイン、(3)印刷技術とデザイン、(4)デザインの制作の四つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

- | |
|--|
| ア 具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。 |
| イ [指導項目]の(1)及び(2)については、具体的な事例を提示して指導すること。 |
| ウ [指導項目]の(3)については、実習を通して指導すること。 |
| エ [指導項目]の(4)については、アからウまでのうち、一つ以上を選択し、(1)から(3)までの内容の指導で身に付けたことをもとに作品の制作ができるようにすること。 |

内容を取り扱う際は、基礎的なグラフィックデザインの知識や技術を身に付け、美的感覚や想像力、感性を養い、作品として表現できるよう指導することが大切である。

また、デザインは、社会情勢などの課題や伝達する目的に応じて実践されるものであり、多様な要素を組み合わせられて構成されているものであることから、産業や流通現場、美術館や博物館などの見学や各種情報メディア教材など、実際のデザイン事例を通して具体的に理解できるよう工夫して指導することが大切である。

さらに、デザインが社会に及ぼす影響やデザインに携わる職業人に求められる倫理観を踏まえ、意匠権などの知的財産権に関わる法規など法的な側面からも考察できるよう工夫して指導することが大切である。

アについては、身近で様々な印刷物を鑑賞する学習活動を設定し、印刷デザインに対する興味・関心を喚起し、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるように指導することが必要である。さらに、印刷物の目的や意図などについて分析的に観察をしたり評価したりする機会を設定するなどし、自らの作品制作へ生かすことができるようにすることが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 視覚の原理とデザイン

- ア 視覚の仕組みと認知
- イ 印刷デザインの歴史
- ウ 視覚情報の伝達とメディア

(1) 視覚の原理とデザイン

ここでは、科目の目標を踏まえ、視覚の原理を土台として、印刷デザインによる視覚情報の効果的な伝達について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 視覚の原理とデザインについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 視覚の原理とデザインに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 視覚の原理とデザインについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 視覚の仕組みと認知

ここでは、人間が視覚を通して情報を捉える仕組みについて取り扱う。また、認知については、見えることと見ることとの違い、ものが見える条件、見る目的や意義とその効果などを取り扱う。

イ 印刷デザインの歴史

ここでは、情報伝達を目的とした印刷デザインの歴史について取り扱う。その際、様々なコミュニケーションツールの誕生から今日の情報メディアへと発展してきた歴史について取り扱うとともに、それらが生み出された社会的な背景についても取り上げ、印刷デザインとして用いられる視覚伝達デザインの今日的意義について触れるようにする。

ウ 視覚情報の伝達とメディア

ここでは、情報を表に整理したり、図やグラフなど可視化して表現したりするなど視覚情報の伝達に関する身近な事例を取り上げ、情報を正確かつ効果的に伝達するためのメディアについて取り扱う。

特に、適切な情報伝達が行われるための条件、情報を効果的にデザインすることの意義や重要性についても取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 構成とデザイン

- ア デザインの概要と構成要素
- イ 構成による視覚心理
- ウ デザインの基礎技法

(2) 構成とデザイン

ここでは、科目の目標を踏まえ、構成の原理とデザインに関する基礎技法に関する基礎的な知識と技術を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 構成とデザインについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 構成とデザインに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 構成とデザインについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインの概要と構成要素

ここでは、デザインの概要として、その目的や役割について取り扱う。特に、デザインには社会における情報伝達に関する課題を合理的に解決するという役割があること、デザインされたものが一定の目的にかなった状態で存在していることを取り扱う。その際、目的にかなうデザインに仕上げていくための過程で、デザインの評価と改善を繰り返すことの重要性についても触れる。

デザインの構成要素として、その形態、色彩、光や材質などを取り上げ、形態については、具象・抽象、点、線、面などを、色彩については、色の三属性、色の体系、配色、混色などを取り扱う。

イ 構成による視覚心理

ここでは、造形や色彩を用いるなどといった構成による表現が人間の心理に与える影響について取り上げ、適切な情報伝達を行うための造形と色彩の組み合わせについて取り扱う。その際、造形については、図と地の関係、錯視、ゲシュタルト要因、数理的造形、図形の反復と変化などを、色彩については、暖色、寒色、膨張色、収縮色、進出色、後退色などを取り扱う。また、造形や色彩が人間の心理に与える影響の具体的な事例として、商品パッケージや標識のデザインなどを取り上げ、これらの色彩や造形を変化させたときの印象の変化、人間の心理的影響を考慮したデザインなどについても取り扱う。

ウ デザインの基礎技法

ここでは、効果的な情報伝達やコミュニケーションを実現するために、レイアウトや配色、演出手法の選択などといった基礎技法について取り扱う。レイアウトについては、グリッドシステム、要素のグループ化、ジャンプ率、対称、非対称などを、配色については、補色配色、分裂補色配色、3色配色、類似色相配色などを、演出手法については造形要素のデフォルメ、分割、繰り返し、要素の占有率による空間の使い方、造形による行動の誘導、フォントの使い分け、主題の強調のさせ方などを取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 印刷技術とデザイン

- ア デザインのワークフロー
- イ フィニッシュワーク
- ウ タイポグラフィ
- エ カラー理論
- オ レイアウトデザイン
- カ インフォグラフィックス

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(3)については、レタリングについても取り扱うこと。

(3) 印刷技術とデザイン

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷物を構成するに当たり基本となる印刷技術とデザインに関する知識と技術を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 印刷技術とデザインについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 印刷技術とデザインに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 印刷技術とデザインについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインのワークフロー

ここでは、印刷における企画立案、DTP編集、校正、刷版、印刷、製本加工の各工程の概要とワークフローについて取り扱う。企画立案については、印刷物を企画するに当たっての情報収集の手法や収集した情報を基にデザインのコンセプトを立案することなど、伝達する情報を形に変えていくデザインの流れと手順とともに端物、ページ物を企画するに当たっての台割りやレイアウト用紙について取り扱う。また、サムネール、ラフ、カンブ・コンプについても取り扱う。

イ フィニッシュワーク

ここでは、編集・制作工程における製版・印刷工程に入れるための完全原稿の制作に必要な知識と技術を取り扱う。印刷物の構成要素となる文章原稿、写真原稿などに求められる形態や条件を取り扱うとともに、レイアウト指示に必要なトンボ、グラデーション、平網、カラーチャート、特色、色見本、ノセとヌキなどの用語についても取り扱う。

ウ タイポグラフィ

ここでは、印刷における文字原稿となる活字を美しく組み上げるために必要な知識と技術、効果的な視覚伝達を実現するための文字デザインについて取り扱う。その際、書体の種類、文字サイズと行間、文字揃え、文字のジャンプ率などについても取り扱う。

エ カラー理論

ここでは、色の理論と効果的な配色や色の調和について取り扱い、光と色の関係や光の三原色、色の三原色、色の見え方、色の混合、色の三属性、色相、彩度、明度などを取り扱う。また、印刷インクにおける色の再現性や特色などについても触れる。

オ レイアウトデザイン

ここでは、紙面構成の知識や技術について扱う。紙面のトータルバランスを考えた構成やより目的に応じた紙面を構成する要素や見せ方について取り扱う。その際、版面率、図版率、視線の流れ、ジャンプ率、グリッドの拘束率などについて触れる。

カ インフォグラフィックス

ここでは、伝達する情報やデータを視覚的に表現するための知識や技術について取り扱う。点や線、面で構成されたチャート、表やグラフなどを取り上げ、造形や配色を工夫し、図式化することで適切な情報伝達やコミュニケーションが実現できることを取り扱う。

〔指導項目〕

(4) デザインの制作

- ア 名刺, カレンダー
- イ 広告チラシ, ポスター
- ウ パッケージ

(4) デザインの制作

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷原稿となる紙面をデザインすることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① デザインの制作について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② デザインの制作に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デザインの制作について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 名刺, カレンダー

ここでは、名刺やカレンダーのデザインを取り上げ、実際に印刷物を企画制作することを取り扱う。特に、レイアウト、配色、演出手法の選択について取り扱い、多様なデザインを観察し、その意図を考察したり、演出の可能性について考えたりするなど実際的な活動を取り扱う。

イ 広告チラシ, ポスター

ここでは、啓発ポスターや広告チラシのデザインを取り上げ、実際に印刷物を企画制作することを取り扱う。特に、デザインには社会における情報伝達やコミュニケーションに関する課題を合理的に解決するという役割があること、デザインされたものが一定の目的にかなった仕方では存在していることを体験を通して理解できるよう取り扱う。

ウ パッケージ

ここでは、商品パッケージや標識のデザインなどを取り上げ、実際に印刷物を企画制作することを取り扱う。特に、これらの色彩や造形を変化させたときの印象の変化、人間の心理的影響を考慮した印刷デザインなどについて体験を通して理解できるよう取り扱う。

3 印刷製版技術

この科目は、印刷製版技術に関する知識及び技能を身に付け、印刷製版技術に関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩を踏まえ、従前の二つの科目「写真製版」と「写真光学・化学」とを統合整理した。現在の印刷における製版技術において、写真製版の理論や技術が応用されていることを踏まえ、製版技術に関する基礎的な内容と新しい製版技術を取り入れて整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目 標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷製版技術について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷製版技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷製版技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷における製版技術に関する知識と技術を身に付け、印刷製版技術に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、製版技術に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、製版工程前後の印刷工程に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、印刷における製版技術に関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷が社会に与える影響に責任をもち、科学的な根拠に基づき、印刷技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

② 内容とその取扱い

ア 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)各種版式の特徴と版式、(2)特色印刷とフルカラー印刷における製版、(3)写真製版、(4)デジタル製版の四つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 「印刷総合実習」と関連させながら取扱い、製版の基礎的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。

イ 刷版工程を含むフィルム製版、プレート製版を総合的に取扱い、デジタル製版技術の基礎となる基本的な知識や技術について写真製版等の製版技術を通し習得できるよう留意すること。

ウ 製版材料の保管や取扱いと共に、現像等により生じる廃液等の処理、技術革新による変化についても触れ、環境保全の重要性も取り扱うこと。

内容を取り扱う際は、製版工程前のプリプレス工程、製版工程後の印刷・製本工程と関連付け、製版技術に関する基礎的な知識や技術の習得が総合的に図られるようにすることが大切である。

アについては、知識と技術の統合的に習得することができるよう、「印刷総合実習」と関連させながら取り扱うことが必要である。

イについては、印刷技術のデジタル化といった技術革新により製版技術を可視化して理

解することが難しくなっているが、写真製版技術と比較するなどしてデジタル製版技術の理解を図るようにすることが大切である。

ウについては、製版工程における技術革新を踏まえ、製版工程に用いる薬剤や版材、製版により生じる廃液処理など環境保全の重要性をはじめ、薬剤の取扱いや紫外線やレーザー光に対する安全管理などにも配慮することが必要である。

イ 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 各種版式の特徴と版式

- ア 凸版印刷における製版
- イ 平版印刷における製版
- ウ 凹版印刷における製版
- エ 孔版印刷における製版

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、印刷の版式に応じた製版を取り扱い、製版材料や工程にも触れること。

(1) 各種版式の特徴と版式

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷方式の違いによる各種版式とその特徴について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 各種版式とその特徴について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 各種版式とその特徴に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各種版式とその特徴について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 凸版印刷における製版

ここでは、凸版印刷の特徴と製版について取り扱う。版式の原理から印刷の仕組みや製版方法について取り扱う。また、代表的なフレキソ印刷やドライオフセット印刷とその特徴についても取り扱う。

イ 平版印刷における製版

ここでは、平版印刷の特徴と製版について取り扱う。版式の原理から印刷の仕組みや製版方法について取り扱う。また、代表的なオフセット印刷とその特徴についても取り扱う。

ウ 凹版印刷における製版

ここでは、凹版印刷の特徴と製版について取り扱う。版式の原理から印刷の仕組みや製版方法について取り扱う。また、代表的なグラビア印刷とその特徴についても取り扱う。

エ 孔版印刷における製版

ここでは、孔版印刷の特徴と製版について取り扱う。版式の原理から印刷の仕組みや製版方法について取り扱う。また、代表的なスクリーン印刷とその特徴についても取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 特色印刷とフルカラー印刷における製版

- ア モノクロ製版
- イ カラー製版

(2) 特色印刷とフルカラー印刷における製版

ここでは、科目の目標を踏まえ、平版印刷における製版技術として、特色印刷とフルカラー印刷における製版について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 特色印刷とフルカラー印刷における製版について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 特色印刷とフルカラー印刷における製版に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 特色印刷とフルカラー印刷における製版について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア モノクロ製版

ここでは、写真製版を基礎とし、カメラの仕組み、写真撮影と製版に関する知識と技術について取り扱う。モノクロ製版における網点やスクリーン線数による濃淡や諧調の表現について取り扱う。また、フィルム現像やP S (Presensitized) 版を用いた刷版についても取り扱う。

イ カラー製版

ここでは、フィルムセッタを用いた色分解によるカラー製版について扱う。C (Cyan) 版、M (Magenta) 版、Y (Yellow) 版、K (Key plate) 版と製版におけるスクリーン角度、モアレの軽減、AM (Amplitude Modulation) スクリーン、FM (Frequency Modulation) スクリーンなどのスクリーニングについて取り扱う。また、フィルム現像やP S (Presensitized) 版を用いた刷版についても取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 写真製版

- ア カメラ原理
- イ 写真用感光材料
- ウ 現像処理
- エ 刷版

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、光と色の基礎となる知識に加え、光源と照明、カメラのレンズや絞り、露光と光化学、写真濃度、網点とスクリーン線数についても取り扱うこと。

(3) 写真製版

ここでは、科目の目標を踏まえ、現在の製版技術にも応用されている写真製版について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 写真製版について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 写真製版に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 写真製版について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア カメラ原理

ここでは、カメラに関する基本的な知識や構造など原理的なことについて取り扱う。実際にカメラを用いる場合、取扱い方や保管等についても触れるようにする。

イ 写真用感光材料

ここでは、感光物質として、特に、フィルムや印画紙の組成について取り扱う。また、感光材料における光化学反応の理論については、感光材料の光による変化やカラー写真についても取り扱う。

ウ 現像処理

ここでは、潜像を薬品により現像処理することやその方法についての理解が図られるよう各種薬品の性質と使用方法、現像液の調合について取り扱う。

エ 刷版

ここでは、オフセット印刷（平版印刷）で使用する刷版について、その種類や工程について取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (4) デジタル製版
ア フィルムセッタとプレートセッタ
イ RIP処理
ウ 色分解と色再現 |
|---|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)についてはスキャナーによる色分解、コンピュータからの色分解出力、ダイレクト製版について技術革新によるメリットを含め具体的に扱うこと。また、アナログ製版の知識や技術がデジタル製版に生かされていることも触れること。

(4) デジタル製版

ここでは、科目の目標を踏まえ、製版技術の進歩とデジタル製版の仕組みを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① デジタル製版について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② デジタル製版に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デジタル製版について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア フィルムセッタとプレートセッタ

ここでは、フィルムセッタからプレートセッタへの技術革新について取り扱う。特に、プレートセッタの種類や製版方式、プレートの種類と製版の特徴についても取り扱う。また、技術革新によるメリットについても触れる。

イ R I P (Raster Image Processor) 処理

ここでは、DTPシステムからの製版工程における出力データの処理について取り扱う。DTPで作成した様々なデータをラスターライズし、ビットマップデータに変換する原理や仕組みとワークフローについて取り扱う。また、スクリーニング、面付けなどについても触れる。

ウ 色分解と色再現

ここでは、印刷における色の再現について取り扱う。特に、色分解における網点作成による色の再現性に対する限界と忠実な色再現を行うための製版と印刷について取り扱う。その際、データ出力前のカラーマッチングや色校正やプロセスインクによる印刷とも関連付けて取り扱う。

4 DTP技術

この科目は、DTP技術に関する知識及び技能を身に付け、DTP技術に関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩とそれに伴う印刷物や印刷産業の在り方も変化していることを踏まえ、従前の「文書処理・管理」の科目の内容を現在主流となっているDTP技術を中心とした内容構成にするよう学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) DTP技術について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) DTP技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) DTP技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、デジタルプリプレスに関する知識と技術を身に付け、DTP技術に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展

に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、コンピュータ画面上で行うDTP編集に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、デジタルプリプレスに関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、デジタルプリプレスに関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷が社会に及ぼす影響に責任をもち、科学的な根拠に基づき、印刷技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性、(2)DTPシステム、(3)デジタルプリプレスの三つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、印刷産業における実践的な知識と技術の習得を図るよう、生徒や学校の実態に応じて、適切なアプリケーションソフトウェアを選択し指導すること。また、実習を通し、情報メディアの編集処理に関わる技術を著作権など知的財産の取扱いにも留意して習得させること。

イ [指導項目]の(2)については、(3)と関連付けて指導すること。

ウ 他の印刷に関する各科目と関連付けて指導すること。

アについては、専門的なアプリケーションソフトウェアの活用のみならず、汎用アプリケーションソフトウェアで代用することでの活用上の課題や改善工夫を行うなどの学習活動を取り入れ、生徒や学校の実態に応じた適切なアプリケーションソフトウェアを有効利用して行うこと。また、知的財産保護に留意し、インターネット上の画像について適切に利用するよう指導することが必要である。

イについては、[指導項目]の(2)のDTPシステムを取り扱う際は、実際の作業工程を経るなど実際の活動を通して理解し技術を身に付けることが重要であるため、(3)のワークフローと関連付けて指導を行うことが必要である。

ウについては、内容を取り扱う際は、「印刷情報技術」や「デジタル画像技術」と「印刷総合実習」と関連付けて取り扱うことが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性

ア 文字

イ 図形

ウ 静止画

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、具体的な事例を通して、それぞれの表現メディアの特性やデジタル化に関する基本的な原理について取り扱うこと。

(1) DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性

ここでは、科目の目標を踏まえ、DTP作業で取り扱う情報メディアの種類と特性を理解し、活用することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 文字

ここでは、印刷物を制作する際に活用する文字データの種類、特性について取り扱う。文字コード、機種依存文字、改行コード、書体、文字のアウトライン化などを取り扱う。

イ 図形

ここでは、印刷物を制作する際に活用する図形データの種類、特性について取り扱う。点、線、面、円、多角形などの基本図形の表現や座標変換による図形と投影図の生成などを取り扱う。

ウ 静止画

ここでは、印刷物を制作する際に活用する静止画データの種類や特性について取り扱う。アナログ画像とデジタル画像の比較、画像の標準化と量子化及び符号化、解像度と画像サイズ、階調表現、色彩表現、ペイント系ソフトウェアとドロー系ソフトウェアの特色、様々なファイル形式とその特徴などについて取り扱う。

[指導項目]

(2) DTPシステム

- ア ハードウェア、ソフトウェア
- イ 文書作成、編集、管理
- ウ 画像作成、編集、管理

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)のイについては、ビジネス文書をはじめとした様々なドキュメント様式についても取り上げ、それぞれの特性やコンピュータによる編集に必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。また、校正作業についても取り扱うこと。

ウ [指導項目] の(2)のウについては、ラスタデータ(形式)画像やベクタデータ(形式)画像を取り上げ、それぞれの特性やコンピュータによる編集に必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。また、図表によるグラフィックスについても取り扱うこと。

(2) DTPシステム

ここでは、科目の目標を踏まえ、DTPシステムを理解し、効果的に活用することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① DTPシステムについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② DTPシステムに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ DTPシステムについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ハードウェア，ソフトウェア

ここでは、印刷産業においてDTPシステムの概要を扱う。一般的に利用されているコンピュータの性能や使用ソフトウェア、デジタルカメラやスキャナーなどの入力機器、レーザープリンタやインクジェットプリンタをはじめ刷版処理を行うCTP (Computer To Plate) などの出力機器に至るまで、印刷の工程で活用するシステム全般について取り扱う。

イ 文書作成，編集，管理

ここでは、実践的な文書を作成するための基礎的な知識と技術について取り扱う。産業界で広く利用されている報告書、企画書、提案書、説明書などの文書や新聞や雑誌の記事を取り上げ、文書の構成、定型化、作成目的など情報を文書化することの必要性や重要性について取り扱う。また、収集した情報や作成した文書などを活用しやすくするための分類、整理、保存についても取り扱う。また、情報セキュリティに配慮した情報や文書などの管理手法についても取り扱う。その際、著作権などの知的財産を適切に管理することや情報の管理に関する法規などについても触れる。

ウ 画像作成，編集，管理

ここでは、実践的な図形や画像を作成するための基礎的な知識と技術について取り扱う。写真やイラストレーションなどを取り上げ、それぞれの特性を取り扱うとともに、スキャナーなどの周辺機器を利用した素材の取り込みやペイント系及びドロー系のアプリケーションソフトウェアの特色と編集技法など、コンピュータによる編集について取り扱う。また、画像データに関する静止画の解像度、加法混色と減法混色、色相・彩度・明度、カラーモード (CMYK (Cyan Magenta Yellow Key plate), RGB (Red Green Blue) など)、色調や露出などの補正、キズやごみ取りなどの修正、トリミング、レイヤー、画像合成、様々なファイル形式などについても取り扱う。

エ DTP編集

ここでは、ページレイアウトに関するアプリケーションソフトウェアなどを使って、印刷出力に対応するデータを制作するために必要な知識や技術について取り扱う。具体的な印刷原稿の制作を通して、紙面設計、文字の入稿と組版、画像の配置と紙面構成、入稿データの整理と点検などを取り扱う。

〔指導項目〕

(3) デジタルプリプレス

- ア ワークフロー
- イ フォント，組版
- ウ カラーマネジメント
- エ データの出力，入稿，面付け

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(3)のウの詳細は，デジタル画像技術で取り扱うこと。また，エについては，スクリーニングやカンブとプルーフについても触れること。

(3) デジタルプリプレス

ここでは，科目の目標を踏まえ，DTP技術を用いたデジタルプリプレスについて理解し，関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，[指導項目]を指導する。

- ① デジタルプリプレスの基礎的事項について理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② デジタルプリプレスに関する基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デジタルプリプレスについて自ら学び，印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ワークフロー

ここでは，一般的なDTPのワークフローについて取り扱う。その手順は，ページデザイン，ページフォーマット，素材データのチェックと整理，ページレイアウト，校正紙出力と赤字修正，入稿データの作成を基本として取り扱う。

イ フォント，組版

ここでは，DTP作業にも求められるフォントと組版に関する知識と技術を取り扱う。ビットマップフォントとアウトラインフォント，PostScript フォント，TrueType フォント，文字サイズと行間，字間と文字送り，均等送りとプロポーショナル送り，文字詰め，文字補えなどに加え，禁則処理やルビなどの組版ルールについて取り扱う。

ウ カラーマネジメント

ここでは，DTP作業にも求められるカラーマネジメントに関する知識と技術を扱う。色をより正確に捉えるための色の数値化および規格については，表色系， ΔE ，デバイスインディペンデントカラーについて取り扱う。また，カラーマネジメントの必要性や効果とともにその実際については，カラーマッチング，モニターのキャリブレーションとプロファイルの作成や入手，カラーマネジメントシステム(CMS)運用による補正についても取り扱う。

エ データの出力，入稿，面付け

ここでは，DTP編集後のセット出力データ(入稿データ)に関する知識と技術を扱う。フィルムセットやプレートセットへの出力前のデータ校正(プルーフ)や確認(プレフライト)及び，デジタル色校正(DDCP)，ページを割り付ける面付け，データのRIP(Raster Image Processor)処理やスクリーニングについて取り扱う。

5 印刷情報技術

この科目は，印刷情報技術に関する知識及び技能を身に付け，印刷情報技術に関する課題

を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩に伴い印刷情報技術の意義や重要性が増していることを踏まえ、科目名を変更し、従前の四つの内容について整理して五つの指導項目を設定するなど改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷情報技術について体系的・系統的に理解するとともに、印刷産業に関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷情報技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷情報技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷情報技術に関する知識と技術を身に付け、印刷情報技術に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、印刷情報技術についての基礎的な知識を身に付けるとともに、印刷産業における情報技術の活用に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、印刷情報技術に関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷が社会に及ぼす影響に責任をもち、科学的な根拠に基づき、印刷技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)産業社会と情報技術、(2)コンピュータシステム、(3)プログラミングの基礎とコンピュータ制御、(4)コンピュータネットワーク、(5)印刷産業における情報技術の活用の五つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、コンピュータの操作を通して具体的に理解させること。また、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なオペレーティングシステム及びアプリケー

シジョンプログラムを選択し、印刷に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の印刷に関する各科目と関連付けて実習や演習を中心として取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)については、コンピュータシステムの概要について理解させるとともに、利用に必要な基本的な操作を習得させること。また、印刷産業におけるコンピュータシステムについても触れること。

ウ〔指導項目〕の(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

エ〔指導項目〕の(5)については、情報機器や情報通信ネットワークを活用して、適切な情報の収集、整理、分析、表現及び発表をさせること。また、印刷産業におけるコンピュータネットワークの活用についても触れること。

内容を取り扱う際は、コンピュータの操作による実習を中心として、数値・文字・音声・画像などがデジタル情報としてどのように処理されているかを理解させるとともに、その処理技術を身に付けさせることが大切である。また、実際にこれらの技術を活用していく学習の過程で、情報技術が印刷産業の進展に及ぼす影響を考えさせ、情報社会に生きる職業人としての使命を認識するよう指導することが大切である。

アについては、価値の高い身近な題材を教材として取り入れ、データの作成と活用を目的とした情報を主体的に活用できるように指導することが大切である。

イについては、コンピュータシステムの概要について理解させるとともに、利用に必要な基本的なコンピュータ操作を習得させる。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 産業社会と情報技術

- ア 情報化の進展と産業社会
- イ 情報の価値と情報モラル
- ウ 情報のセキュリティ管理

(内容の範囲や程度)

ア〔指導項目〕の(1)については、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響について、身近な事例を取り扱うこと。また、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルと情報のセキュリティ管理の方法を取り扱うこと。

(1) 産業社会と情報技術

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響や情報の有効活用と管理について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 産業社会と情報技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 産業社会と情報技術に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 産業社会と情報技術について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報化の進展と産業社会

ここでは、情報化の進展と産業社会との関連について取り扱う。特に、コンピュータの歴史や利用形態など情報技術の進展が産業社会に及ぼしている影響について取り扱う。

イ 情報の価値と情報モラル

ここでは、情報の価値とその情報を取り扱う際の留意点について取り扱う。情報の収集・発信の際の責任や情報モラル、個人情報などの保護、著作権などの知的財産の制度や保護について取り扱う。

ウ 情報のセキュリティ管理

ここでは、コンピュータの不正使用、コンピュータウイルスなどを防止するための情報セキュリティについて取り扱う。データの暗号化技術、電子認証技術、コンピュータウイルス対策ソフトウェアなどの活用について取り扱う。その際、コンピュータの誤作動や障害が産業社会に与える影響とその対応策についても触れる。

〔指導項目〕

(2) コンピュータシステム

ア ハードウェアとソフトウェア

イ オペレーティングシステムの基礎

ウ アプリケーションソフトウェアの利用

(2) コンピュータシステム

ここでは、科目の目標を踏まえ、コンピュータの仕組みとシステムについて理解し、ソフトウェアを活用することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① コンピュータシステムについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② コンピュータシステムに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ コンピュータシステムについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ハードウェアとソフトウェア

ここでは、コンピュータを構成するハードウェアとソフトウェアについて取り扱う。コンピュータのハードウェアの基本的な構成、内部で処理されるデータの流れ及びソフトウェアの特徴などを取り扱う。その際、情報セキュリティの技術と関連させて取り扱うようにする。

イ オペレーティングシステムの基礎

ここでは、オペレーティングシステムの基礎として、オペレーティングシステムの役割や機能、その種類と目的、必要性和基本的な操作について取り扱う。

ウ アプリケーションソフトウェアの利用

ここでは、アプリケーションソフトウェアの利用について取り扱う。文書処理、表計算、データベース、グラフィックス、プレゼンテーションなどのアプリケーションソフトウェア

の特徴や役割とその基本的な操作について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) プログラミングの基礎とコンピュータ制御

ア プログラム言語と流れ図

イ 基本的なプログラミング

ウ コンピュータ制御の基礎

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)のイについては、基本的なプログラムの作成方法を取り扱うこと。ウについては、身近な事例を通してコンピュータ制御と組み込みの概要を取り扱うこと。

(3) プログラミングの基礎とコンピュータ制御

ここでは、科目の目標を踏まえ、プログラミングの基礎とコンピュータ制御についての知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① プログラミングの基礎とコンピュータ制御について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② プログラミングの基礎とコンピュータ制御に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ プログラミングの基礎とコンピュータ制御について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア プログラム言語と流れ図

ここでは、プログラム言語と流れ図について取り上げ、基本的な処理のアルゴリズムとしての流れ図、プログラミング言語の種類や役割、プログラミングの意義について取り扱う。

イ 基本的なプログラミング

ここでは、基本的なアルゴリズムを活用した効果的なプログラムの作成方法について取り扱う。その際、プログラム言語を使って、データを入力し、結果を出力するためのプログラムを作成するなど、体験的な活動を取り扱うようにする。

ウ コンピュータ制御の基礎

ここでは、コンピュータ制御の概要について取り扱う。身近な事例を取り上げ、マイクロコンピュータとインタフェースによるLEDの点滅やモータの回転などの基本的な制御技術について取り扱う。

〔指導項目〕

(4) コンピュータネットワーク

ア コンピュータネットワークの概要

イ コンピュータネットワークの構成

ウ コンピュータネットワークの通信技術

(4) コンピュータネットワーク

ここでは、科目の目標を踏まえ、コンピュータネットワークの構成と運用に関する知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① コンピュータネットワークについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② コンピュータネットワークに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ コンピュータネットワークについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア コンピュータネットワークの概要

ここでは、コンピュータネットワークの概要を取り扱う。データ通信の基本構成を取り上げ、データ通信に関する基本的な仕組みや働きについて取り扱う。

イ コンピュータネットワークの構成

ここでは、コンピュータネットワークの構成について取り扱う。コンピュータとネットワークデバイスの接続、コンピュータ同士の接続、データや周辺機器を共有するネットワークの構築について取り扱う。その際、ネットワークシステムの構築と運用するための設定を行うなど、実際的な活動を取り扱うようにする。

ウ コンピュータネットワークの通信技術

ここでは、コンピュータネットワークにおける通信技術を取り扱う。TCP/IP (Transmission Control Protocol/Internet Protocol) やルーティングプロトコルなどを取り上げ、プロトコルの基本的な仕組みと機能について取り扱う。また、伝送制御の手順について取り上げ、情報通信ネットワークを経由し、コンピュータ同士又は通信端末同士が通信できる仕組みについても取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (5) 印刷産業における情報技術の活用
ア 情報の収集と活用
イ DTP活用とデジタル印刷 |
|---|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(5)のアについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信について体験的に理解させること。イについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、入稿、印刷システムへの前段階となるプリプレスに関する知識や技術を含め、取り扱うこと。また、印刷に関する分野における最新の情報機器の活用についても触れること。
--

(5) 印刷産業における情報技術の活用

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷産業における情報技術の活用について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 印刷産業における情報技術の活用について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 印刷産業における情報技術の活用に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報技術について自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報の収集と活用

ここでは、情報の収集及び活用について取り扱う。多くの情報の中から望ましい情報を正しく判断して収集する方法とその際の留意点について取り扱う。また、適切なドキュメンテーションの作成方法や表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどを使った活用についても取り扱う。

イ DTP活用とデジタル印刷

ここでは、コンピュータを用いた統合型デジタル編集を取り扱う。実際に文字や図、イラスト、写真などを取り上げ、印刷産業で活用されるページレイアウトソフトウェアを用いたDTP編集について取り扱う。また、デジタル印刷の原理や特徴についても取り扱う。

6 デジタル画像技術

この科目は、デジタル画像技術に関する知識及び技能を身に付け、デジタル画像技術に関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩に伴い、画像技術もデジタル化されていることを踏まえ、科目名を変更するとともに、学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) デジタル画像技術について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) デジタル画像技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) デジタル画像技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、デジタル画像技術に関する知識と技術を身に付け、情報伝達や印刷産業に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、画像技術について基礎的な知識を身に付けるとともに、印刷データとして取り扱うデジタル画像に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、デジタル画像に関する課題を発見し、単に生産性や効率だけを優先させるのではなく、印刷が社会に与える影響に責任を持ち、科学的な根拠に基づき、印刷

技術の進展に対応し創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)デジタル画像、(2)画像入力機器、(3)デジタルデータ、(4)画像の作成と処理、(5)デジタルデータ入稿の五つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、「印刷情報技術」、「DTP技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的な知識と技術を習得させること。

イ 生徒の実態や興味・関心に応じ、関連ソフトウェアの積極的な活用を図り、表現として画像データを実践的に印刷として応用できるよう知識と技術の習得を図ること。

内容を取り扱う際は、実習を通して、印刷原稿として用いる画像データの作成や処理を行い、入稿を前提としたデジタル画像技術の知識と技術の習得を図ることが大切である。

アについては、基礎教科となる「印刷情報技術」や入稿データの作成など応用教科となる「DTP技術」との関連性と系統性を考慮し、「印刷総合実習」において総合的に技術の習得が図られるようにすることが大切である。

イについては、画像処理ソフトウェアを用いた作品を印刷原稿の教材とするなど、生徒の実態や興味・関心に応じ、実践的に印刷として応用できるよう知識と技術の習得を図ることが大切である。

② 内容

2 内容

1の資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) デジタル画像

ア デジタルデータの特徴

イ 画像のデジタル化

ウ 画像の記憶と再現

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、AD変換における量子化や符号化と共にデータ量を表すバイトやビットなど文字と画像をデジタルデータとして扱う際の基礎的な知識について取り扱うこと。

(1) デジタル画像

ここでは、科目の目標を踏まえ、デジタル画像データについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① デジタル画像について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② デジタル画像に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デジタル画像について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デジタルデータの特徴

ここでは、文字、静止画、動画、三次元映像、音声などのデジタルデータを取り上げ、デジタルデータの種類や特徴について取り扱う。その際、デジタルデータのメリット、デジタルデータの2進数による表現、データの標準化や量子化について取り扱う。特に、コンピュータの内部では文字、音、画像などの情報がいずれも「0」と「1」のビット(Bit)列で表現されていること、情報がデジタル化されていることによって多様な形態の情報を統合化して処理することなどについて触れるようにする。

イ 画像のデジタル化

ここでは、画像のデジタル化について取り扱う。画像をデジタル化するために必要な基礎的な仕組みや理論を取り扱う。その際、実際にデジタル化する際に入力装置として活用するデジタルカメラ、イメージスキャナーについても触れるようにする。

ウ 画像の記憶と再現

ここでは、デジタル化されたデータに関する記憶、符号化、再現について取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 画像入力機器

- ア デジタルカメラ
- イ スキャナー

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、入力機器の仕組みや構造を含め、光情報を電気信号に置き換える仕組みについて取り扱うこと。

(2) 画像入力機器

ここでは、科目の目標を踏まえ、画像入力機器の構造や仕組み、信号変換について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 画像入力機器について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 画像入力機器に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 画像入力機器について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デジタルカメラ

ここでは、コンピュータに接続されるデジタルカメラについて取り扱うとともに、その種類や仕組みや役割、コンピュータとの接続に使われる様々なインタフェースの種類など

について取り扱う。また、画像のデジタル化と画素数と解像度との関係、データの保存形式についても取り扱う。

イ スキャナー

ここでは、コンピュータに接続されるスキャナーについて取り扱い、その種類や仕組みや役割、コンピュータとの接続に使われる様々なインターフェースの種類などについて取り扱う。また、反射原稿と透過原稿、線画原稿と階調原稿などの原稿の取扱いや画像のデジタル化におけるモード、解像度、取り込み機能などについても取り扱う。

〔指導項目〕

(3) デジタルデータ

ア 画像データの形式と特徴

イ 圧縮技術とインフラストラクチャー

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、通信技術についても取り扱うこと。

(3) デジタルデータ

ここでは、科目の目標を踏まえ、デジタルデータの形式や特徴とその圧縮技術、通信技術について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① デジタルデータについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② デジタルデータに関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デジタルデータについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 画像データの形式と特徴

ここでは、画像データの形式と特徴について取り扱う。主に静止画データを取り上げ、静止画の種類、特性やアナログ画像とデジタル画像の比較、画像の標本化と量子化及び符号化、解像度と画像サイズ、階調表現、色彩表現、ペイント系ソフトウェアとドロー系ソフトウェアの特色、様々なファイル形式とその特徴などについて取り扱う。

イ 圧縮技術とインフラストラクチャー

ここでは、圧縮技術とインフラストラクチャーについて取り扱う。また、デジタルデータの圧縮・復元技術に関する圧縮の仕組みについても取り扱う。その際、可逆圧縮、非可逆圧縮、データ圧縮の企画、適切な画像形式の選択について触れる。また、インフラストラクチャーとして、ISO（国際標準化機構）、IEEE（米国電気電子学会）やJIS（日本工業規格）などの標準化団体などを取り上げ、規格を標準化することの必要性や重要性についても取り扱う。

ウ データ通信

ここでは、データ通信について取り扱う。デジタル化されたデータに関するネットワークにおける送受信について、データ通信の方式、伝送方式、無線通信技術について取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 画像の作成と処理

ア ラスタデータ（形式）画像

イ ベクタデータ（形式）画像

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(4)のアについては、画像サイズ、線数、解像度、色分解、アンシャープマスク等にも触れること。

(4) 画像の作成と処理

ここでは、科目の目標を踏まえ画像の作成と処理について理解し、関連する技術を身に付けることに加え、画像の編集や表現に関する実践的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 画像の作成と処理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 画像の作成と処理に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 画像の作成と処理について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ラスタデータ（形式）画像

ここでは、ラスタデータ（形式）画像の作成と編集に必要な知識と技術について取り扱う。ペイント系ソフトウェアを利用した2次元のコンピュータグラフィックスの画像処理を取り上げ、ソフトウェアの特徴、編集技法など取り扱う。また、ラスタデータの画素と解像度、カラーデータ、画像補正、画像合成について取り扱う。特にカラーデータについては、色相・彩度・明度、カラーモードについて、画像補正については、色調や露出などの補正、キズやごみ取りなどの修正、トリミングについて、画像合成については、レイヤー、マスクによる合成や様々なファイル形式の取扱いなどについて触れる。

イ ベクタデータ（形式）画像

ここでは、ベクタデータ（形式）画像の作成と編集に必要な知識と技術について取り扱う。ドロー系ソフトウェアを利用した2次元のコンピュータグラフィックスの画像処理を取り上げ、ソフトウェアの特徴、編集技法など取り扱う。また、ベクタデータのベジェ曲線、オブジェクトの描画、ラスタライズと出力についても取り扱う。

[指導項目]

(5) デジタルデータ入稿

ア プリフライト

イ 分版

ウ 入稿用PDF

エ カラー変換

(5) デジタルデータ入稿

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷原稿として入稿するデータの最終処理として必要な知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① デジタルデータ入稿について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② デジタルデータ入稿に関する基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ デジタルデータ入稿について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア プリフライト

ここでは、入稿データの完成度をチェックし、RIP処理が正しく行われるかを確実に検証するプリフライトについての知識と技術について取り扱う。出力前のリンク管理、フォント管理、画像管理、カラーマネージメント管理などの必要要件について取り扱う。

イ 分版

ここでは、色分解と分版についての知識と技術を取り扱う。出力前のカラーモードの確認、分版プレビューによる不要な特色を使っていないかなど、事前確認や特色のプロセスカラーへの置き換えなどについて取り扱う。

ウ 入稿用PDF

ここでは、入稿用データとして採用されているPDFファイルについての知識と技術を取り扱う。PDFファイルの概要と入稿におけるメリット、国際標準化機構（ISO）にて定められた規格PDF/Xファイルへの書き出しや運用について取り扱う。

エ カラー変換

ここでは、カラー変換についての知識と技術を取り扱う。RGBカラー空間とCMYK空間の色再現域の違いやカラー変換の方法について取り扱う。また、カラーマネージメントによる適切なカラー変換を行うための画像管理についても取り扱う。その際、プロファイルやカラーマッチングなどのカラーマネージメントシステム（CMS）運用とも関連付けて取り扱うようにする。

7 印刷総合実習

この科目は、印刷の各工程に関する知識及び技能を身に付け、印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂においては、印刷技術の進歩とそれに伴う印刷物や印刷産業の在り方も変化していることを踏まえ、従前工程ごとに示していた内容を統合整理し、指導項目の(1)要素実習と(2)総合実習として設定し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 印刷の各工程について、体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身

に付けるようにする。

(2) 印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 印刷技術や印刷産業について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷に関する知識と技術を総合的に身に付け、印刷における技術や産業に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、印刷の各工程について基礎的な知識を身に付けるとともに、印刷物の製造に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、印刷産業に関する課題を発見し、印刷物製造に携わる者として、科学的な根拠に基づき、印刷に関する技術を適切かつ効果的に活用して創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)要素実習、(2)総合実習の二つの指導項目で、4～10単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、安全に配慮するとともに生徒の興味・関心、進路希望等に応じて実習内容を重点化することや生徒に実習内容を選択させることなど弾力的に取り扱うこと。

イ 指導に当たっては、情報機器の積極的な活用を図りながら、印刷技術に関する基礎・基本が習得できるよう、他の印刷に関する科目との関連を図ること。

ウ 指導に当たっては、印刷に関する伝統的な技術・技能を扱うとともに、安全衛生や技術者としての倫理、環境及びエネルギーへの配慮などについて、総合的に理解させること。

内容を取り扱う際は、指導計画の作成に当たって、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて実習内容の重点化を図り、生徒が実習内容を選択しできるようにするなど、弾力的に取り扱うようにする。また、作業における安全衛生に関する指導については、適切に指導計画に位置付けるとともに、実習施設・設備の安全管理に留意し、事故の防止及び衛生管理に努め、排気や廃棄物や廃液などの処理についても十分配慮し、環境汚染の防止などに努めるようにする。

指導に当たっては、印刷に関する日本の伝統的な技術・技能について取り扱うとともに他の教科等との関連を図り学習の効果を高めるようにする。また、「課題研究」における課題設定との関連を図るなどより探求的に主体的な学習が深まるよう工夫して指導することが大切である。また、安全衛生、技術者としての倫理、環境及びエネルギーへの配

慮などについては、実習の適時・適切な機会において具体的に指導し、職業人としての責任を自覚するよう総合的に理解できるようにする。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 要素実習

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)の実習においては、関連機械の仕組みや構造、機械の点検整備や保守管理、印刷用紙や印刷インク、製本に関する知識や技術も併せて取り扱うこと。

(1) 要素実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、印刷の各工程における要素的な内容について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 印刷の各工程における要素的な内容について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 印刷の各工程における要素的な内容について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 印刷の各工程における要素的な内容について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、印刷に関連する要素となる内容としては、版下作成工程におけるドキュメンテーション、写真撮影を含めたコンピュータグラフィックス、画像処理、DTP編集に加え、製版工程における写真現像、製版、刷版、印刷工程における印刷、製本などが考えられる。

〔指導項目〕

(2) 総合実習

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、(1)の個々の要素技術を総合化し、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。

ウ 〔指導項目〕の(2)については、地域の企業等の協力を得るなどし、印刷に関する先端的技術に関わる施設設備の見学を含め、インターンシップ等体験的な実習に取り組めるよう工夫すること。

(2) 総合実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、印刷の各工程における要素技術について、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して作業の流れに沿って総合的に習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 印刷の実践について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 印刷の実践について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 印刷の実践について自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けるよう、要素技術を総合化して扱う内容としては、ポスターやパンフレットの制作をしたり、機関紙や広報の制作をしたり、また、印刷商品の企画から制作を計画したりすることなどが考えられる。

8 課題研究

この科目は、印刷に関する知識及び技能を身に付け、印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し解決する力、印刷産業の創造と発展に寄与する態度など、印刷産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを主眼としたもので、印刷に関する各学科においては、原則として全ての生徒に履修する科目として位置付けている。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

印刷の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し、印刷産業に携わる者として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、印刷産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、印刷に関する知識と技術を身に付け、印刷と印刷産業に関する課題を発見し、職業人として科学的な根拠に基づき創造的に解決する力、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、流通商品としての印刷物について基礎的な知識を身に付けるとともに、印刷物の企画から製造、流通、販売までを一体のものとして捉え、印刷物を製造するための基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、印刷産業に関する課題を発見し、印刷物製造に携わる者として、科学的な根拠に基づき、印刷に関する技術を適切かつ効果的に活用して創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 調査、研究、実験、(2) 作品制作、(3) 産業現場等における実習、(4) 職業資格の取得の四つの指導項目で、2～8単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 生徒の興味・関心、進路指導等に応じて〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から、個人又はグループで印刷に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通し、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、印刷に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

内容を取り扱う際は、課題の設定に当たって、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、これまで学んできた学習成果を活用させ、〔指導項目〕の(1)から(4)の中から個人又はグループで適切な課題を設定するようにする。また、(1)から(4)までの複数の項目を組み合わせた課題を設定することもできる。その際、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の能力・適性などを考慮し、無理のない課題を設定するよう配慮する。

指導に当たっては、学科を越えた課題交流や研究のコラボレーションなどの工夫を図るとともに、事前に上級生の発表会を参観したり、作品を見たりして、生徒自らが課題を発見し、設定できるようにすることが大切である。課題設定から課題解決にいたる探究過程においては、生徒の創造性を引き出すよう工夫して課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

社会的価値のある印刷物の企画から制作を実際に行うことを通し、様々な知識、技術などを活用するとともに、社会や産業の動向及び印刷に関する理論を課題と関連させ、多面的・総合的に分析して考察や討論を行う学習活動、社会や産業の動向やデータなど科学的な根拠に基づいて課題の解決策を考え、未来を予測して計画を立て、実行した結果を検証して改善する学習活動などを取り入れることなどの工夫も考えられる。

さらに、研究の成果を整理し分かりやすく発表する学習活動は、思考力、判断力、表現力等の育成や生徒自身の学習を深める上で効果的であり、言語活動の充実を図るとともに、発表の機会を設けるようにする。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、ものづくりを通じ、印刷産業の発展や社会貢献を担うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 印刷について実践的な学習を通して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。

- ② 印刷に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決すること。
- ③ 印刷に関する課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品制作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1) 調査, 研究, 実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、印刷に属する科目で学んだ内容に関連した調査, 研究, 実験を取り入れる。

環境保全と技術, 印刷産業や印刷技術の発展と生活との関わり方, 印刷の各工程に関わる技術の発達, 歴史的技術や成立過程, 各技術の内容などの調査・研究やそれに基づいた作品や模型の製作などが考えられる。

(2) 作品制作

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、印刷に属する科目で学んだ内容に関連した作品制作を取り入れる。

これまでに各科目で習得した知識や技術を活用し、さらに新しい知識と技術を学びながら作品を完成する。

(3) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、印刷に属する科目で学んだ内容に関連した印刷関連の産業現場等における実習を取り入れる。

印刷関連の産業現場等における体験的実習を通して、勤労の厳しさや尊さ, ものを作り上げるための苦労や感動, 責任の重さ, 安全への配慮, 改善点の発見に努める姿勢などを体得させるとともに、各科目に関連する知識と技術を総合的, 発展的に習得させる。

(4) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、印刷に属する科目で学んだ内容に関連した職業資格や各種検定試験について、生徒自らが取得を希望する職業資格を取得する意義, 職業との関係, 職業資格を制度化している目的などを探究するとともに、その一環として職業資格に関連する専門的な知識, 技術などについて深化・総合化を図る学習活動, 職業資格を必要とする職業に関連するものづくりに関する課題の解決策を考案する学習活動などを取り入れる。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、印刷の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学

的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、印刷科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、印刷科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 印刷に関する各学科においては、「印刷概論」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

印刷に関する各学科において原則として全ての生徒に履修させる科目として「印刷概論」と「課題研究」の2科目を示した。

「印刷概論」については、近年の印刷産業における技術革新や多様なメディアが果たす役割などを踏まえ、内容の改善・充実を図っている。この科目においては、印刷産業におけるメディアの種類と機能や印刷産業における技術の進歩や社会との関わりについての基礎的な内容など、印刷に関する専門的な学習の動機付けとなるような内容で構成している。また、「課題研究」については、生徒が主体的に課題を発見し、知識と技術の深化・総合化を図る学習活動を通して、問題解決の能力や創造的な学習態度を育成することをねらいとしている。

これらの科目の性格やねらいを踏まえ、「印刷概論」は印刷に関する学科の導入段階で、「課題研究」は卒業年次で履修させることが望ましい。

(3) 印刷に関する各学科においては、原則として印刷科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実習に担当すること。

ここでいう実習とは、実験、調査、制作やその工程に係る作業、見学、現場実習などの実地的、体験的な学習活動を指す。

印刷に関する各学科においては、従前より実験・実習を通して実地的、具体的な知識や技術を習得することを重視してきたが、これからの技術革新の進展や新しい印刷産業の形成などに対応するため、創造性や問題解決能力の育成及び望ましい職業観の育成などを一層重視して、実習を充実することがますます重要である。

このことを踏まえ、実習においては、基礎・基本の理解や既に学んだ知識や技術を活用して主体的、創造的に問題を解決する実践的な学習場面が多いことから、これらを通して実践的、具体的な技術を身に付けることができるよう、引き続き時数の確保とともに学習活動の一層の充実に努めることが大切である。

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

印刷に関する学科においては、従前より、「印刷総合実習」において、印刷科に関する各科目において修得した資質・能力を活用することにより、印刷に関する理論と実践とを結び付け実践力を育成してきた。

今回の改訂においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されており、地域や産業界など社会との関わりの中で子供達一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められている。そのため、地域や印刷産業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や印刷産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や印産業界との協力関係を築くことが大切である。このような地域や産業界等との協力関係に基づき、生徒の進路希望等も十分考慮しながら、実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れ、より一層、指導の充実を図ることが求められる。さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

(5) 「印刷製版技術」、「DTP技術」、「デジタル画像技術」については、学校や地域の実態などを考慮して適切な指導内容を設定し、重点的に取り扱うこと。

印刷産業においては、職場の状況そのものが大きく変化しており、コンピュータによるデジタル化されたシステムへと変化している。特に、「印刷製版技術」、「DTP技術」、「デジタル画像技術」、「印刷情報技術」については、学習で用いるコンピュータや情報通信ネットワーク、ソフトウェアなど、学校や地域の実態などを考慮して指導計画を作成する必要がある。このことを踏まえ、各科目で目指す資質・能力が確実に育まれるよう、適切な指導内容を設定し、重点的に取り扱うことが重要である。

(6) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、学校や地域の実

態、生徒の興味・関心、進路希望などを考慮し、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

「課題研究」については、他の科目と同様に週時間割の中に位置付け、継続的に学習することが考えられるが、生徒の設定する課題の内容によっては、指導体制や学習の場の制約などから、週時間割の中で履修できない場合も考えられる。その場合には、年間指導計画の定めるところに従って、必要に応じて、授業時間を弾力的に配当できるようにする必要がある。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 情報メディアや印刷物に関する課題を明確化して解決するための主体的な情報収集や意見交換を積極的に取り入れ、科学的な根拠に基づいて論理的に説明する言語活動に関わる学習活動を一層重視すること。また、印刷に関する知識と技術の定着と概念の深化を図るため、体験したことや解決方法などを説明するなどの言語活動を取り入れること。

言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものと位置付けられている。特に、生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、印刷に関する様々な事象について、科学的な根拠に基づいて説明する学習活動や判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述する学習活動、最適な解決方法を探究するため討論する学習活動などといった言語活動は極めて重要である。このため、印刷の各科目の指導における言語活動をより一層充実させることが求められる。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、学習の効果を高めるよう工夫すること。また、情報の信頼性や信憑性^{びよう}を見極めたり、確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産権や個人情報の保護をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。

印刷に関する科目には、「DTP技術」、「印刷情報技術」、「デジタル画像技術」等コンピュータそのものの学習やコンピュータを使用した学習がある。また、情報通信ネットワークを利用した画像や文字による新しい情報の収集や処理加工などの実習も考えられることから、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるように配慮することが必要である。

また、印刷産業の技術革新による情報活用が益々増えていることから、個人情報や知的財産の保護と活用について取り扱うとともに、印刷に関する知識等に対する科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ることが必要である。

3 実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、廃液などの処理についても、十分留意するものとする。

印刷に関する学科において実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生につ

いて、それぞれ具体的に検討し、対策を講じておく必要がある。

印刷に関する科目の中には、薬品の取扱い、各種機械・器具の取扱いなどが盛り込まれていることから、事前指導を徹底して行い、事故の防止に努め、安全と衛生の指導を徹底する必要がある。

また、情報関連機器の科目では、機器操作の姿勢や照明などにも配慮するとともに、長時間の実習に際しては、目の保護や体を休めるなど、保健面にも十分配慮する必要がある。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第2節 理容・美容科

第2節 理容・美容科

第1 理容・美容科改訂の要点

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては【指導項目】として「(1), (2)」などの大項目、「ア, イ」などの小項目を、柱書においては「1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、理容・美容産業を巡る状況や理容・美容技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「関係法規・制度」、「衛生管理」、「保健」、「化粧品化学」、「文化論」、「理容・美容技術理論」、「運営管理」、「理容実習」、「美容実習」、「理容・美容情報」、「課題研究」の11科目を設けている。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

指導計画の作成と内容の取扱いに関する主な改善事項は次のとおりである。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにした。

イ 理容・美容に関する各種技術や化粧品等の開発状況を考慮して、科学的な知識と実際的な技術の習得について特に留意するよう示した。

第2 理容・美容科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能

力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理感を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、理容・美容産業を巡る状況や理容・美容に関する技術等の進歩などを踏まえ、理容・美容の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「理容・美容に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

理容・美容に関する見方・考え方とは、理容・美容に関する事象を、施術を受ける者の要望や理容・美容を取り巻く環境、衛生などの視点で捉え、審美性や生活の質の向上と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実験を行ったり、作品を制作したりするなどの実践的な活動、産業現場等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力とは、理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、人々の生活における理容・美容や理容・美容産業の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的には理容・美容産業を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1)理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、理容・美容の各工程などの学習活動を通して、理容・美容に関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技術のみならず、相互に関連付けられるとともに、具体的なものづくりと結び付き、変化する状況や課題に応じて社会の中で主体的に活用することができる知識と技術及び将来の職業を見通してさらに専門的な学習を続けることにつながる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

3 「(2)理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

理容・美容に関する課題を発見しとは、理容・美容の各工程などの学習を通して身に付けた様々な知識、技術などを活用し、地域や社会が健全で持続的に発展する上での理容・美容産業に関する諸課題を広い視野から課題を発見することを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単に生産性や効率を高めることのみを優先するのではなく、職業人に求められる倫理観等を踏まえ、理容・美容が社会に及ぼす影響に責任をもち、理容・美容産業の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、理容・美容に関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

職業人として必要な豊かな人間性を育みとは、理容・美容技術が現代社会で果たす意義と役割を踏まえ、単に技術的課題を改善するだけではなく、職業人に求められる倫理観、社会に貢献する意識などを育むことを意味している。

よりよい社会の構築を目指して自ら学びとは、理容・美容を通じ、理容・美容産業の発展が社会の発展と深く関わっており、ともに発展していくために、地域や社会の健全で持続的な発展を目指して理容・美容の各工程について主体的に学ぶ態度を意味している。

人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、絶え間のない技術革新などを踏まえ、既存の理容・美容技術等を改善・改良するのみでなく、理容・美容の工程における協働作業などを通してコミュニケーションを図るなどして、よりよい理容・美容の作業プロセスを創造する中で、法規に基づいて理容・美容産業の発展に責任をもって協働的に取り組む態度を養うことを意味している。このような態度などを養うためには、職業資格の取得や競技会への出場などを通して自ら学ぶ意欲を高めるなどの学習活動、課題の解決策を考案する中で、自己の考えを整理し伝え合ったり、討論したりするなどの学習活動、就業体験活動を活用して、様々な職業や年代などつながりを持ちながら、協働して課題の解決に取り組む学習活動などが大切である。なお、職業資格などの取得や競技会への挑戦については、目的化しないよう留意して取り扱うことが重要である。

第3 理容・美容科の内容構成

理容・美容科は、従前どおりの11科目で構成している。理容・美容産業を巡る状況や理容・美容技術等の進歩などを踏まえ、科目の名称変更などを行った。改訂前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
関係法規・制度 衛生管理	理容・美容関係法規・制度 衛生管理	名称変更
保健	理容・美容保健	名称変更
化粧品化学	理容・美容の物理化学	名称変更
文化論	理容・美容文化論	名称変更

理容・美容技術理論 運営管理 理容実習 美容実習 理容・美容情報 課題研究	理容・美容技術理論 理容・美容運営管理 理容実習 美容実習 理容・美容情報活用 課題研究	名称変更 名称変更
--	---	--------------------------

第4 理容・美容科の各科目

1 関係法規・制度

この科目は、理容・美容の関係法規・制度に関する知識を身に付け、理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、理容師・美容師の資格を取得するために必要とされる理容師法及び美容師法に基づいて定められたそれぞれの養成施設の指定の基準（以下、「養成施設の指定の基準」という。）の改善を踏まえ、科目名を変更するとともに、指導項目の(3)にウ理容師法と美容師法との違いを取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の関係法規・制度について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容の関係法規・制度について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容の関係法規・制度に関する知識を身に付け、理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容の関係法規・制度について基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、法的側面から理容・美容に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)衛生行政、(2)理容師法と美容師法、(3)その他の関係法規の三つの指導項目で、1単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(1)及び(2)については、理容所や美容所、保健所の見学等を通して、理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

内容を取り扱う際は、この科目が理容・美容業に従事する者として必要な関係法規・制度を理解するために位置付けられていることから、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を扱うことが大切である。

アについては、社会生活の中での法律、政治、行政の役割、機能などの基礎的な事項を理解させるとともに、我が国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係及び衛生法規の概略について指導する。その際、実際の理容所や美容所においてどのような衛生措置が行われているか、保健所がどのような活動をするところか、理容・美容の業務とどのように関わっているのかをできるだけ具体的に理解させ、理容師や美容師としての責務を養い、倫理規範を育成するように配慮することが必要である。また、「衛生管理」の科目と関連付けて学習し、衛生措置の具体的な方法についての理解が深められるように指導することが必要である。

また、[指導項目] の(2)については、理容師や美容師の免許制度や業務内容について、社会的な責務と関連させながら扱うことが必要である。また、同様の観点から、業務上講じなければならない衛生措置や届出義務についても扱うよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) 衛生行政

- ア 衛生行政の仕組みと意義
- イ 保健所の組織と活動

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、衛生行政の組織のうち、特に、理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に取り扱うこと。

(1) 衛生行政

ここでは、科目の目標を踏まえ、社会生活での法律、政治、行政の役割、機能などの基礎的な事項を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 衛生行政の概要について理解すること。
- ② 衛生行政について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて、合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 衛生行政の仕組みなどについて自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生行政の仕組みと意義

ここでは、衛生行政の種類や仕組み、衛生行政機関について取り扱う。

イ 保健所の組織と活動

ここでは、衛生行政を行う機関として理容・美容業と関係の深い保健所について、その組織と具体的な活動を取り扱う。また、環境衛生監視員の役割と立入検査についても取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 理容師法と美容師法

- ア 沿革と目的
- イ 理容師及び美容師の資格
- ウ 理容所及び美容所の開設
- エ 罰則規定

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について取り扱うこと。

(2) 理容師法と美容師法

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容師や美容師として必要な理容師法及び美容師法の基本的事項について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容師法及び美容師法の概要について理解すること。
- ② 理容師法と美容師法について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて、合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理容師法と美容師法について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組む。

ア 沿革と目的

ここでは、法の制定経緯や目的をできるだけ簡略に取り扱う。

イ 理容師及び美容師の資格

ここでは、理容師及び美容師の資格に関わる事項や義務に関わる事項等について取り扱う。

ウ 理容所及び美容所の開設

ここでは、理容所及び美容所の開設にかかわる事項や開設者の義務規定等について取り扱う。

エ 罰則規定

ここでは、行政監督と行政処分の内容について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) その他の関係法規

- ア 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
- イ 消費者保護関係法規
- ウ 理容師法と美容師法との違い

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(3)については、理容・美容の業務との関連を図り、関係法規の概要について取り扱うこと。

(3) その他の関係法規

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容師や美容師に密接に関連する法規について、その目的とあらましについて理解することをねらう。特に、関係法規を制定した目的を十分理解するよう配慮することが大切である

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① その他の関係法規について、基礎的・基本的な事項を理解すること。
- ② その他の関係法規について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて、合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ その他の関係法規について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

ここでは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の目的とあらましについて取り上げ、公衆衛生の向上や利用者の利益擁護と関連させながら取り扱う。

イ 消費者保護関係法規

ここでは、消費者保護関係法規のそれぞれの制定の意義と内容を取り上げ、理容・美容業の社会的な位置付けについて取り扱う。

ウ 理容師法と美容師法の違い

ここでは、理容師法と美容師法との法令上の違いについて、それぞれの業務の違いと関連させながら取り扱う。

2 衛生管理

この科目は、理容・美容における衛生管理に関する知識を身に付け、理容・美容における衛生管理に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容における衛生管理に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容における衛生管理に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容における衛生管理について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容における衛生管理に関する知識及び技術を身に付け、

理容・美容における衛生管理に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容における衛生管理について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容における衛生管理に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)公衆衛生概説、(2)環境衛生、(3)感染症、(4)衛生管理技術の四つの指導項目で、3単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、「保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実践的な知識と技術の習得を図ること。

イ [指導項目] の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術などの習得に努めること。

内容を取り扱う際は、この科目が公衆衛生の意義と本質を明らかにし、理容師及び美容師が公衆衛生の維持と増進に重大な責務を担わなければならないことを理解するために位置付けられていることから、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。

アについては、衛生管理の学習内容が日常生活や理容・美容業の中で実際に活用できる知識や技術として生かせるように指導する。特に、感染症とその予防の観点から、理容所や美容所における衛生措置の重要性を認識させるように指導する。

イについては、理容師法及び美容師法に定められている消毒法について、実験・実習を通して確実な習得を促すように指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) 公衆衛生概説

ア 公衆衛生の意義と歴史

イ 保健所と理容・美容業

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や

美容師の責務、保健所の業務などを重点的に取り扱うこと。

(1) 公衆衛生概説

ここでは、科目の目標を踏まえ、公衆衛生の意義や日常生活あるいは理容・美容業と公衆衛生の結び付き、理容師や美容師の責務などについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 公衆衛生の概要について理解すること。
- ② 公衆衛生について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 公衆衛生について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 公衆衛生の意義と歴史

ここでは、公衆衛生の発展の歴史について概観するほか、公衆衛生の水準を示す指標及び予防衛生についての基礎的な事項について取り扱う。

イ 保健所と理容・美容業

ここでは、保健所の機能、組織、業務を取り上げる。また、保健所が地域の保健衛生行政の中核的存在であることや理容・美容業と密接な関係があることについて取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 環境衛生

- ア 環境衛生概論
- イ 環境衛生各論
- ウ 理容所及び美容所における環境衛生

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全などを重点的に取り扱うこと。

(2) 環境衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、環境衛生の意義と内容について理解するとともに、特に、理容所及び美容所の環境衛生について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 環境衛生の概要について理解すること。
- ② 環境衛生について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 環境衛生について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 環境衛生概論

ここでは、環境衛生の意義と内容について取り扱うとともに、理容所及び美容所において特に注意しなければならない点について取り扱う。

イ 環境衛生各論

ここでは、理容所及び美容所における様々な環境要因と日常生活や健康との関わりにつ

いて取り扱う。特に、採光，照明，換気，床などの構造設備，衣服の衛生について理解することができるよう取り扱う。

ウ 理容所及び美容所における環境衛生

ここでは，理容・美容業における環境衛生面での配慮事項について取り扱う。特に，理容所及び美容所における廃物処理，環境保全対策について理解することができるよう取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 感染症

- ア 感染症の種類と発生原因
- イ 感染症の予防
- ウ 理容・美容と感染症

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については，感染症の種類など，理容・美容と関係の深い事項を重点的に取り扱うこと。

(3) 感染症

ここでは，科目の目標を踏まえ，感染症と理容・美容の実際の業務を具体的に理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

- ① 感染症について理解すること。
- ② 感染症について，理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 感染症について自ら学び，理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症の種類と発生原因

ここでは，感染症の種類と特徴，その病原体等について取り扱い，発生原因についての理解を深め予防できるよう取り扱う。

イ 感染症の予防

ここでは，感染症予防のために必要な医学的原理や予防の諸原則について取り上げ，理容所や美容所に関係の深い感染症の感染経路，予防対策について取り扱う。

ウ 理容・美容と感染症

ここでは，理容・美容の業務に関係の深い感染症について取り上げ，その予防のために必要な注意事項について取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 衛生管理技術

- ア 消毒の意義と目的
- イ 消毒法の種類
- ウ 消毒法の実際

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法などの概要を取り扱うこと。

(4) 衛生管理技術

ここでは、科目の目標を踏まえ、消毒法が理容・美容業における衛生措置の中核であることを理解するとともに、理容師法及び美容師法に規定されている消毒の方法と技術を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 衛生管理技術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 衛生管理技術について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 衛生管理技術について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消毒の意義と目的

ここでは、感染症の予防に対する消毒の意義と目的について取り扱うとともに、消毒の実施が理容師や美容師に課せられた責務であることへの理解を深めるよう取り扱う。

イ 消毒法の種類

ここでは、理学的消毒法及び化学的消毒法の種類と特徴、用途、条件等について取り扱う。その際、理容所及び美容所において用いられている代表的な消毒方法の種類、原理、特徴について取り扱う。

ウ 消毒法の実際

ここでは、各消毒器具や消毒薬の扱い方、調整方法や注意事項について取り扱う。また、各消毒法の実際について取扱い、その技法を習得できるよう取り扱う。理容所や美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法及び注意事項を確実に身に付けられるよう取り扱うこと。

3 保健

この科目は、理容・美容の保健に関する知識及び技術を身に付け、理容・美容の保健に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、科目名を変更するとともに、指導項目の(1)人体の構造と機能と(3)皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生について、学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の保健に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容の保健に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理

的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 理容・美容の保健について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容の保健に関する知識を身に付け、生理学的側面から理容・美容に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容の保健について基礎的な知識と関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容の保健に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

② 内容とその取扱い

ア 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)人体の構造と機能、(2)皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、(3)皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生、(4)皮膚及び皮膚付属器官の疾患の四つの指導項目で、3単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、各種の模型や標本の活用、映像等の工夫によって、専門的な知識の習得を図ること。

イ [指導項目]の(2)から(4)までについては、「衛生管理」や「化粧品化学」と関連させながら、皮膚疾患とその感染経路、病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。

内容を取り扱う際は、この科目が理容・美容業に従事する者として必要な人体組織、特に皮膚及び毛髪等の皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を理解するために位置付けられていることから、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。

アについては、人体の構造や各器官・組織の機能について指導するに当たり、できるだけ具体的なイメージをもたせるよう工夫する必要がある。特に、皮膚及び皮膚付属器官等の細かな内容を扱う際には、教材・教具の工夫により、学習効果を高めるよう配慮して指導する必要がある。

イについては、皮膚疾患についての学習と「衛生管理」、「化粧品化学」、「理容・美容技術理論」の科目の学習とを関連付けて指導し、体系的な知識が習得されるよう配慮することが必要である。特に、皮膚・毛髪の保健衛生については、皮膚疾患の指導と関連付けて指導し、適切な処置及び予防ができるよう配慮して指導する必要がある。また、皮膚の生理作用は、理容・美容技術と密接な関連をもつものであることから、皮膚の保護と手入れの方法とを関連させて指導することが大切である。皮膚疾患については、「衛生管理」の学習と関連させ、適切な対応ができるよう実際的な知識として習得させるよう配慮する

ことが重要である。

イ 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 人体の構造と機能

ア 人体の構造

イ 人体の調整機能

ウ 人体の骨格，筋

エ 人体の神経機能

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、施術の際に使う骨格及び筋についても、各器官と関連させながら取り扱うこと。

(1) 人体の構造と機能

ここでは、科目の目標を踏まえ、人体の構造と機能について系統別に概観し、それぞれの働きや仕組みについて基本的な事項を理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 人体の構造と機能について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 人体の構造と機能について、理容業・美容に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 人体の構造と機能について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人体の構造

ここでは、人体を構成する単位について取り扱うほか、人体の解剖学的な区分及び頭部・顔部・頸部について概略的に取り扱う。

イ 人体の調整機能

ここでは、人体の調節機能として働く神経系統と内分泌系統の構造と機能について取り扱う。特に、頭部・顔部・頸部の神経について取り扱う。

ウ 人体の骨格，筋

ここでは、骨格及び関節，筋肉の種類と構造・機能について取り扱う。特に、理容・美容の施術に関係の深い、頭部・顔部・頸部の代表的な筋について取り扱う。

エ 人体の神経機能

ここでは、神経系の名称と構造，機能について取り扱う。その際、理容・美容の施術と関係の深い頭部・顔部・頸部を取り上げ、理容・美容技術と関連させながら基本的な事項を取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

ア 構造

イ 生理作用

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要について取り扱うこと。

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

ここでは、科目の目標を踏まえ、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能について基本的な事項を理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 構造

ここでは、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び特徴について基本的な事項を取り扱う。皮膚付属器官については、毛髪、爪、脂腺、汗腺などについて取り扱う。

イ 生理作用

ここでは、皮膚及び皮膚付属器官の生理的な機能について、理容・美容技術と関連させながら、基本的な事項を取り扱う。その際、毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容・美容技術との関連に配慮しながら取り扱う。

[指導項目]

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

ア 皮膚に影響を及ぼす因子

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(3)については、毛髪の保健衛生について重点的に取り扱うこと。

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容・美容との関連が深い皮膚及び皮膚付属器官の保健面について、特に、毛髪の保健衛生面について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 皮膚に影響を及ぼす因子

ここでは、皮膚及び皮膚付属器官の生理的な機能に影響を与える栄養、環境、体内病変、ホルモン等の因子とその予防について取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

ア 疾患の種類、原因、症状

イ 理容・美容で使用する化粧品とかぶれやアレルギーとの関連

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子、化粧品との関連について重点的に取り扱うこと。

(4) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

ここでは、科目の目標を踏まえ、皮膚及び皮膚付属器官の疾患について、理容・美容の施術と関連付けながら理解し、関連する技術を身に付けることをねらう。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 皮膚及び皮膚付属器官の疾患について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 皮膚及び皮膚付属器官の疾患について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾患の種類、原因、症状

ここでは、皮膚及び皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状などについて取り扱う。

イ 理容・美容で使用する化粧品とかぶれやアレルギーとの関連

ここでは、理容・美容で使用する化粧品等によるかぶれやアレルギーについて、その発生機序と予防方法の概要について取り上げ、理容・美容の業務と関連させながら取り扱う。

4 化粧品化学

この科目は、理容・美容における化粧品に関する知識及び技術を身に付け、理容・美容における化粧品に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、科目名を変更するとともに、従前の内容 (1)理容・美容の物理は取り扱わないこととした。また、指導項目の(2)化粧品の化学については、学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 化粧品化学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 化粧品化学に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造

的に解決する力を養う。

(3) 化粧品化学について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容における化粧品化学に関する知識を身に付け、理容・美容における化粧品に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容における化粧品化学について基礎的な知識を身に付け、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容における化粧品化学に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)化粧品に関する化学の一つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実際的な知識の習得を図ること。

この科目は理容・美容業で使用される各種の薬品や化粧品に関する科学的な知識と適正で安全な取扱いを習得するための科目として位置付けられていることから、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。

アについては、実験や観察は、化学の基本を理解するために不可欠な学習方法であるから、この科目の実施に当たっては、講義に偏ることなく、各種の模型や視覚教材を用いるなど、実験や観察の機会を多く設け、科学的な思考方法が身に付くように配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 化粧品に関する化学

- ア 物質の構造
- イ 化学反応と化合物
- ウ 水と金属
- エ 化粧品概論
- オ 化粧品の種類と原料

カ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、溶液の性質、化粧品の原料、洗浄剤の種類等、化粧品に関する化学及び化粧品の成分の概要を取り扱うこと。

(1) 化粧品に関する化学

ここでは、科目の目標を踏まえ、物質の構成及び化学結合に関する基礎的な事項や溶液の化学的性質、化学反応について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。また、化粧品については、その種類と用途、原料、その取扱い上の注意事項について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 化粧品に関する化学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 化粧品に関する化学について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 化粧品に関する化学について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 物質の構造

ここでは、物質の構造について基本的な元素、化学結合の種類を取り上げ、その概要を取り扱う。特に、溶液の性質と溶解及び希釈、コロイドの性質について取り扱う。

イ 化学反応と化合物

ここでは、中和、加水分解、酸化と還元などの代表的な化学反応と化学式、水素イオン指数と pH、酸化剤と還元剤について取り扱う。また、有機化合物については、できるだけ概略的に取り扱う。特に、石鹼、タンパク質、合成繊維・樹脂の代表的なものについては、その特徴を重点的に取り扱う。

ウ 水と金属

ここでは、硬水と軟水に加え、精製水の特徴について取り扱うほか、理容・美容の用具として使用される金属や合金を中心に、その種類や特徴について取り扱う。その際、金属のイオン化傾向や酸化に触れ、さびや腐食の原理について取り扱う。

エ 化粧品概論

ここでは、化粧品の役割や種類、機能、安全性、品質の保持について、それらの基本的な事項を取り扱う。その際、「関係法規」と関連させながら、消費者保護の観点から様々な規制があることを取り扱う。

オ 化粧品の種類と原料

ここでは、化粧品の定義及び種類、法的な規制や取扱い上の注意事項について取り扱う。また、水性原料、油性原料、界面活性剤等の主要な配合成分については、その特徴や働きを取り扱う。

カ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

ここでは、洗浄剤、化粧水、乳液等の基礎化粧品に関して、その種類と特徴、機能について取り扱う。また、シャンプー用剤、整髪剤、パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の頭毛に使用する各種化粧品については、その種類と特徴、機能及び取扱い上の注意事項を取り扱う。

5 文化論

この科目は、理容・美容の文化に関する知識及び技術を身に付け、理容・美容の文化に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、科目名を変更するとともに、指導項目の(1)理容・美容文化史の小項目にア理容・文化の歴史を位置付けて学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の文化に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容の文化に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容の文化について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容における文化論に関する知識と技術を身に付け、理容・美容の文化に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容の文化について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容の文化に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)理容・美容文化史、(2)服飾の二つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科等と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ヘアスタイルを概括的に取り扱うこと。

内容を取り扱う際は、この科目が、理容・美容業の使命がより優れた人間美の創造実現にあることを理解し、その使命を実現するための力を養うために位置付けられていること

から、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。その際、その使命を実現するための美的感覚、表現力、鑑賞力を養い、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力が、身に付くように配慮することが大切である。

アについては、芸術科や他の専門教科・科目の授業等との関連を図り、理容・美容の実習や競技会、発表会等はもちろんのこと、理容・美容に直接関連しない分野においても、広くデザインや色彩に関心をもたせ、鑑賞力を育成するよう配慮すること。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 理容・美容文化史

ア 理容・美容文化の歴史

イ 理容・美容の変遷

ウ 流行の影響

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、時代や地域を象徴するファッションについても取り扱うこと。

(1) 理容・美容文化史

ここでは、科目の目標を踏まえ、日本及び海外の理容・美容文化の変遷を概観し、人間がヘアスタイルに対してどのように考えてきたのか、どのようなヘアスタイルを創造してきたのかについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容・美容文化史について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 理容・美容文化史について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理容・美容文化史について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理容・美容文化の歴史

ここでは、理容・美容文化の歴史について取り扱う。その際、ヘアスタイルについては、その時代的特徴や地域的特徴、変化の要因、社会的・文化的背景等を関連させながら取り扱う。

イ 理容・美容の変遷

ここでは、日本及び海外における理容・美容業について、その起源、社会的役割及びその変遷について概略的に取り扱う。また、服飾やヘアスタイルについての基本的な用語や名称についても取り扱う。

ウ 流行の影響

ここでは、流行の意味や特徴、人間心理と流行の関係等及び理容・美容業における流行の役割と意義について取り扱う。その際、時代や地域を象徴する代表的なヘアスタイルや服飾について、特に、時代的背景や文化的な背景と人々にどのように取り入れられ流行していったのかということに関連させながら取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 服飾

ア 服飾の歴史

イ 理容・美容業と服飾

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性などの概要を取り扱うこと。

(2) 服飾

ここでは、科目の目標を踏まえ、ヘアスタイルの構成と密接な関係にある服飾について概観し、その時代的な特徴や機能、社会的な役割について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 服飾について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 服飾について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 服飾の歴史

ここでは、日本及び海外における服飾の歴史について概観し、特に、時代や地域を象徴する服飾について、その特徴や機能、ファッション性、時代背景を中心に扱う。

イ 理容・美容業と服飾

ここでは、ヘアスタイルの構成と服飾の関連性について、伝統性や機能性、ファッション性について触れるとともに、特に、礼装や正装におけるヘアスタイルの基本について扱う。

6 理容・美容技術理論

この科目は、理容・美容技術に関する知識及び技術を身に付け、理容・美容技術に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、従前の内容の(3)頭部技術と(4)理容の顔部技術について指導項目の(3)頭部、顔部及び頸部^{けい}技術に統合整理し、学習内容を整理した。また、指導項目の(4)特殊技術にネイル技術を取り入れ、指導項目の(5)理容・美容デザインを新設し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 理容・美容技術に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに

に、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 理容・美容技術に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 理容・美容技術について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容技術に関する知識と技術を身に付け、理容・美容技術に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容技術について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容技術に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)器具類の取扱い、(2)基礎技術、(3)頭部、顔部及び頸部^{けい}技術、(4)特殊技術、(5)理容・美容デザイン、(6)美容の和装技術の六つの指導項目で、5単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また、理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具、用具類の操作等を通して、具体的に知識と技術を習得させること。

内容を取り扱う際は、この科目が理容師及び美容師としての知識と技術を身に付けるための基礎となる科目として位置付けられていることから、理容・美容産業教育全般の導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。

アについては、理容師及び美容師としての技術を身に付けるための基礎となる科目であることから、常に、理容・美容の実習と関連させて指導することはもちろんのこと、他の科目の学習内容とも総合的に関連させて指導することが重要である。また、理論と実際の技術は、表裏一体であり、互いに補完し合うものであることを理解させ、理容・美容業に関わる知識が具体的で実際的なものになるよう配慮して指導することが重要である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 器具類の取扱い

ア 種類と使用目的

イ 形態と機能

- ウ 選定法と手入れ
- エ 理容所と美容所の設備・備品

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、理容・美容器具の正しい使い方、種類と特長及び理容所と美容所の設備・備品について取り扱うこと。

(1) 器具類の取扱い

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容・美容器具の正しい扱い方、種類と特徴などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 器具類の取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 器具類の取扱いについて、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 器具類の取扱いについて自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 種類と使用目的

ここでは、理容・美容器具の分類方法、使用目的及び特徴について取り扱う。

イ 形態と機能

ここでは、^{はさみ} 鋏、^{くし} 櫛、レーザー、クリッパー、アイロンについて、その形態と機能について取り扱う。また、ブラシ、ヘアドライヤー、被布及び布片類などの理容・美容器具等については、その種類、使用目的、形態と機能について取り扱う。

ウ 選定法と手入れ

ここでは、^{はさみ} 鋏、^{くし} 櫛、レーザー、クリッパー、アイロンなど選定方法、研磨方法、手入れ方法について取り扱う。また、ブラシ、ヘアドライヤー、被布及び布片類などの理容・美容器具等について、選定方法や手入れ方法について取り扱う。特に、消毒方法については、それぞれの器具類に応じた適切な方法を、具体的に取り扱う。

エ 理容所と美容所の設備・備品

ここでは、理容所・美容所で用いられるその他の設備・備品、容器類に関して、その種類や名称、使用目的や使用上の注意事項等について取り扱う。

[指導項目]

(2) 基礎技術

- ア 理容・美容技術の意義
- イ 理容・美容技術と人体各部の名称
- ウ 作業姿勢

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構えや倫理観、衛生措置等の概要を取り扱うこと。

(2) 基礎技術

ここでは、理容・美容技術の意義について取り扱い、実際に行う場合の心得等基礎的な事項について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 基礎技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 基礎技術について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 基礎技術について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理容・美容技術の意義

ここでは、理容師及び美容師として社会の一員となり、社会の発展に貢献していく技術者となるために必要な心構え、職業観について取り扱う。具体的には、技術者として客と接する際に心掛ける事項について取り扱う。

イ 理容・美容技術と人体各部の名称

ここでは、理容・美容の技術を行う上で必要となる基本的な人体各部の名称、特に、頭部、顔部、頸部の名称について取り扱う。

ウ 作業姿勢

ここでは、作業における位置及び姿勢について、原則的な事項とその合理性について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 頭部、顔部及び頸部技術

- ア ヘアデザインとカットニング
- イ シャンプー技術とリンシング
- ウ 頭部マッサージとヘアトリートメント
- エ ヘアセッティングの種類と特徴
- オ 理容のシェービング
- カ 顔面処置技術

(内容の範囲や程度)

ウ〔指導項目〕の(3)については、基礎となるヘアデザインを中心に、各種頭部技術の概要について取り扱うこと。

(3) 頭部、顔部及び頸部技術

ここでは、科目の目標を踏まえ、カットニング、シャンプー技術、頭部マッサージとヘアトリートメント、アイロン技術、パーマメント技術等の基本的な頭部技術について、その目的、種類、特徴、技術上の注意点について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 頭部、顔部及び頸部技術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 頭部、顔部及び頸部技術について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 頭部、顔部及び頸部技術について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ヘアデザインとカットイング

ここでは、ヘアデザインの要素、ヘアスタイルの条件と分類について取り上げ、カットイングの一般的順序、スタンダード・ヘアカットイングにおける各種の技法について取り扱う。

イ シャンプー技術とリンスング

ここでは、シャンプーの目的及び種類、シャンプー用剤、シャンプー技術の要領、リンスングの目的とリンス剤の種類について取り扱う。また、スタンドシャンプー及びバックシャンプーの技法について取り扱う。

ウ 頭部マッサージとヘアトリートメント

ここでは、スカルプトリートメント、ヘアトリートメントの目的や種類、用剤や技法等、基本的な事項について取り扱う。また、頭皮マッサージの目的と基本的な技法について取り扱う。

エ ヘアセッティングの種類と特徴

ここでは、ヘアセッティングの種類と特徴について取り扱う。理容にあつては、基本セット、ドライヤーセット、アイロンセットの基本的な技法について取り扱い、美容にあつては、カーリングセット、ローラカーリングセット、ブロードライスタイリングの各技法について取り扱う。また、パーマメント技術については、用剤の種類と特徴及び注点、パーマメント技法の種類と特徴について取り扱うほか、特に、コールド2浴式パーマメントとアイロンパーマの基本的な技法について取り扱う。

オ 理容のシェービング

ここでは、理容におけるシェービング技法、顔面処置技術の基本的な事項について取り扱うとともに、特に、シェービング技術の注意点について取り扱う。シェービングの種類、基本技術と要領、一般的順序について取り扱うほか、レディースシェービング、ネックシェービングの特徴と留意点、基本的な技法について取り扱う。

カ 顔面処置技術

理容では、シェービング後の顔面のトリートメントやスチーミング、マッサージ、ふき取り等の基本的な技法の要領等について取り扱う。また、美容では、メイクアップ等における、基本的な顔部及び頸部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などを取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 特殊技術

ア エステティック技術、ネイル技術など

(4) 特殊技術

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容・美容に関わる特殊技術のうち、エステティック技術やネイル技術などの基礎的な知識と技術を身に付け、安全な施術について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 特殊技術について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 特殊技術について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 特殊技術について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア エステティック技術、ネイル技術など

ここでは、エステティック技術、ネイル技術などの理容・美容の特殊技術について、目的や種類について取り扱う。使用する用具や用剤、使用上の注意点、基本的な技法の要領及び留意点について取り扱う。この他、ヘアカラーリングの意義や目的、染毛剤の種類と特徴、ブリーチ剤の機能と種類について取り扱う。特に、染毛剤の安全性及び取扱い上の注意事項やパッチテストの方法については重点的に取り扱う。

〔指導項目〕

(5) 理容・美容デザイン

- ア ヘアデザインの造形の意義と応用
- イ 色彩の原理と理容・美容における応用

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(5)については、色彩や造形の原理等、基礎的な内容を中心に、理容・美容と関連させながら取り扱うこと。

(5) 理容・美容デザイン

ここでは、科目の目標を踏まえ、造形の原理、造形と心理、色彩と心理等について、特に、理容・美容における意義と応用について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容・美容デザインについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 理容・美容デザインについて、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理容・美容デザインについて自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ヘアデザインの造形の意義と応用

ここでは、造形の構成要素、原理についての基礎的事項について取り扱う。また、ヘアスタイルの構成にどのように応用されるかについて取り扱う。

イ 色彩の原理と理容・美容における応用

ここでは、色彩や造形についての原理を中心に取り上げ、色彩の構成要素、色彩の特性、心理効果等についての基礎的事項を取り扱う。また、ヘアスタイルの構成にどのように応用されるかについて取り扱う。

〔指導項目〕

(6) 美容の和装技術

- ア 美容の和装技術

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(6)については、日本髪由来や名称及びその特徴、着付け技術等

に重点を置いて取り扱うこと。

(6) 美容の和装技術

ここでは、科目の目標を踏まえ、日本髪の種類と特徴、各部の名称について概略的に取り扱うほか、装飾品、髪結い用具、かもし類の種類と用途について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 美容の和装技術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 美容の和装技術について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 美容の和装技術について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 美容の和装技術

ここでは、日本髪の種類と特徴、各部の名称について概略的に取り上げ、装飾品、髪結い用具、かもし類の種類と用途について取り扱う。また、着付けの目的、和装の種類と用途、着付けの一般的要領、代表的な着付けについての留意点及び和装におけるエチケット等も取り扱う。その際、結髪、着付け等の実習と関連させながら、和装に関する基礎的な用語や特殊な名称についても取り扱う。

7 運営管理

この科目は、理容・美容業の運営管理に関する知識及び技術を身に付け、理容・美容業の運営管理に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、科目名を変更するとともに、従前の内容の(1)マーケティングと(2)経営管理及び(3)労務管理を、指導項目の(1)経営管理、(2)労務管理に統合整理した。また、指導項目の(3)接客については、小項目に接客の意義や消費者対応などを取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業の運営管理に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容業の運営管理に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容業の運営管理に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容業の運営管理について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容業の運営管理に関する知識と技術を身に付け、理容・美容業の運営管理に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、

人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容の運営管理について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容の運営管理に関する課題を発見し、理容・美容業に携わる者として、根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)経営管理、(2)労務管理、(3)接客の三つの指導項目で、1単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。

イ [指導項目]の(3)については、「理容実習」又は「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客が身に付くよう留意すること。

内容を取り扱う際は、この科目が、基本的な運営管理に関わる理論や接客法についての知識及び技術の習得を通して、理容・美容に関する職業観を育成するために位置付けられていることから、基本的な経営管理や労務管理に関わる理論や接客方法の習得、理容・美容業の社会的・経済的役割などの内容が扱われることが大切である。

アについては、経営戦略や経営管理、労務管理の理論的な学習だけではなく、理容・美容業のもつ経済的・社会的機能、理容師・美容師のもつ社会的地位や役割、責任についての理解や意識を深め、広い意味での職業観を育成するよう配慮することが必要である。

イについては、経営戦略、経営管理、労務管理の考え方が、具体的にどのような場面で生かされているのか、総合実習や産業現場等における実習等の場面を通して、具体的に取扱う必要がある。また、接客の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーションに関する実態を踏まえて指導する必要がある。このため、生徒が使用するコミュニケーション手段の特性に応じて、的確な接客に必要な技術について、具体的な場面や事例を取り上げて指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 経営管理

ア 経営戦略及び経営管理の基本

イ 理容所・美容所の運営

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、経営管理や事務に関わる基本的な理論と事例について取り扱うこと。また、理容業界や美容業界の現状などを、具体的な事例を基に指導すること。

(1) 経営管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、経営管理に関わる基本的な理論と理容業・美容業の現状など理解し、関連する技術を身に付け、広い意味での職業観を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 経営管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 経営管理について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 経営管理について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 経営戦略及び経営管理の基本

ここでは、経営戦略や経営管理に関する基本的な考え方、用語について概略的に取り扱うほか、企業競争における経営戦略の必要性についても取り扱う。また、経済活動における企業の位置付け、企業の形態や分類及びその特徴について概略的に取り扱うほか、関連する法律についても取り扱う。

イ 理容所・美容所の運営

ここでは、理容業・美容業における経営戦略の意義と必要性に関して、顧客の心理やニーズ、理容業・美容業における競争、サービスの種類等、具体的な事例を基に取り扱う。また、理容業・美容業に関わる経理実務に関して、その必要性について取り扱うとともに、簿記や税務処理、帳簿書類に関する基礎的な事項についても取り扱う。

[指導項目]

(2) 労務管理

ア 労務管理の基本的理論

イ 社会保障制度

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら取り扱うこと。

(2) 労務管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、労務管理及び社会保障制度に関する基礎的な知識について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 労務管理について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 労務管理について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 労務管理について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 労務管理の基本的理論

ここでは、労務管理の概要や労働基準法を中心とした関連法規について、具体的な事例を通して取り扱う。

イ 社会保障制度

ここでは、社会保障制度の体系に関して概括的に取り扱う。また、理容・美容業に関連する社会保障制度についても取り扱う。その際、社会保障制度の抱えている課題等についても取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 接客

- ア 接客の意義と技術
- イ 消費者対応の基本的事項

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、実習を通して、接客の意義、接客用語などを重点的に取り扱うこと。

(3) 接客

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容・美容業における接客の意義について理解するとともに、基本的な接客用語や表現方法、苦情処理など消費者対応に関して、実際的な接客の方法を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 接客について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 接客について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 接客について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 接客の意義と技術

ここでは、サービスの考え方、理容・美容業における接客の意義、接客用語及び接客動作の基本について取り扱う。特に、接客用語の指導に当たっては、生徒個々のコミュニケーション手段の特性に合わせ、実際的な接客について取り扱う。また、単に接客用語の学習だけにとどまらず、適切な接客動作や表現を行うことができるよう取り扱う。

イ 消費者対応の基本的事項

ここでは、事故及び消費者からの苦情等のトラブルに対処するため、一般的な具体例や基本的な対応方法について取り扱う。また、トラブルを未然に防ぐ対策についても取り扱う。

8 理容実習

この科目は、理容に関する実際的な知識及び技術を身に付け、理容の実践に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、理容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、従前の内容の(3)頭部技術実習と(4)理容の顔部技術実習について指導項目の(3)頭部、顔部及び頸部^{けい}技術実習に統合し、学習内容を整理した。また、指導項目の(4)特殊技術実習にネイル技術実習を取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容の実践に関する課題を発見し、理容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい理容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容科に属する各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、理容の理論と実践とを結び付け、産業現場における理容実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)については、理容実習に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容実習に関する課題を発見し、理容の職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、理容の実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)基礎技術実習、(2)器具の取扱い実習、(3)頭部、顔部及び頸部^{けい}技術実習、(4)特殊技術実習、(5)総合実習の五つの指導項目で、30 単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術を取り扱うこと。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

内容を取り扱う際は、この科目が、理容に関する基本的技術の確実な習得とそれらを応

用し、創意・工夫する能力を育て、総合的な理容技術を身に付けさせるために位置付けられていることから、理容に関する専門的な技術を取り扱うことが大切である。また、各種器具類の基本操作の指導に当たっては、生徒の実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して取り扱う。

アについては、理容技術を効率的に習得していくためには、理容技術に関する理論の理解を深めることと実習・実践を積み重ねることとの双方が重要であることを十分理解させるよう配慮して取り扱うことが大切である。

イについては、個々の生徒の興味・関心や進度に合わせて繰り返し指導し、確実に基本操作の習得がなされるよう配慮して取り扱うことが大切である。また、けが等の応急処置については、「運営管理」や「関係法規・制度」の学習とも関連させて扱い、特に、消費者対応については実際的な対応を取り扱うことが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え

イ 作業位置と姿勢

ウ 施設の衛生管理

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について取り扱うこと。

(1) 基礎技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容実習を実施する上で、最も基本となる知識と技術について、実習理論の学習と合わせて身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 基礎技術について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 基礎技術について、理容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 基礎技術について自ら学び、理容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 実習の心構え

ここでは、実習を行う上での一般的な注意事項を取り扱う。特に、手指の消毒、爪切り、清潔なユニフォームの着用、皮膚に接する布片類や器具類の扱い等の衛生措置の実際について取り扱う。

イ 作業位置と姿勢

ここでは、顔面処置、頭部処置等、理容技術を行う場合の位置、姿勢などの基本動作の実際とその合理性について取り扱う。

ウ 施設の衛生管理

ここでは、用具の整理整頓や保管方法、施設の清掃方法等の実際について取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 器具の取扱い実習
 - ア 管理方法と消毒方法
 - イ 基本操作

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、刃物類の安全性に留意して取り扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法などを重点的に取り扱うこと。

(2) 器具の取扱い実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、各種器具類の基本的な操作方法の実際について理解するほか、特に、刃物類の安全な取扱い方や消毒方法を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 器具の取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 器具の取扱いについて、理容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 器具の取扱いについて自ら学び、理容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 管理方法と消毒方法

ここでは、衛生措置面からの管理方法と刃物類の保管等について安全面から重点的に取り扱う。特に、器具類の消毒方法については、器具の特性に合った適切な消毒方法の実際について触れ、その技法を取り扱う。

イ 基本操作

ここでは、特に、刃物類の安全な取扱いについて重点的に取り扱う。また、各種器具類の基本的な操作の指導に当たっては、生徒の実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して取り扱う。

〔指導項目〕

- (3) 頭部、顔部及び頸部技術実習
 - ア ヘアカッティング技法
 - イ シャンプー技術
 - ウ 頭部処置技術
 - エ ヘアアイロン技術
 - オ パーマネントウェービング
 - カ ヘアカラーリング
 - キ シェービングとその他の顔面処理技術

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、準備から事後処理までの順序や各種技法の特徴などを中心に、頭部処置、顔部処置及び頸部処置の実際を取り扱うこと。

(3) 頭部、顔部及び頸部技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、頭部、顔部及び頸部^{けい}に対する理容技術について、カットティングの準備からシャンプー技術、頭部処置、事後処置までの一般的な技法の実際を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について、理容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について自ら学び、理容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ヘアカットング技法

ここでは、スタンダードヘアのカットング技法の種類と特徴やデザインヘアの基本原則に基づくカットングの実際について取り上げ、各カットングの基本的な技法を取り扱う。

イ シャンプー技術

ここでは、シャンプー及びリンスングについて、準備からドライニングまでの一般的な順序について取り扱う。また、シャンプー剤の塗布、シャンプーイング、シャンプーマッサージ等の実際について取り扱う。

ウ 頭部処置技術

ここでは、スキャルプトリートメントの基本的な技法の習得について取り扱う。また、種類や頭皮の状態、用剤について「保健」や「化粧品化学」と関連付けて取り扱う。

エ ヘアアイロン技術

ここでは、アイロン整髪の実際について取り上げ、基本的な技法を取り扱う。また、整髪料等の取扱い方については「化粧品化学」と関連付けて取り扱う。

オ パーマネントウェービング

ここでは、パーマネントウェーブの原理と種類について取り上げ、それぞれの特徴及び施術上の注意点と基本的な技法を取り扱う。また、用剤等については「化粧品化学」と関連付けて取り扱う。

カ ヘアカラーリング

ここでは、ヘアカラーリングの種類及び用いられる用剤の種類や特徴、取扱上の注意点について取り上げ、各種技法の実際や基本的な技法を取り扱う。また、パッチテストの実際についても取り扱う。

キ シェービングとその他の顔面処理技術

ここでは、シェービングの準備から顔面処置に至るまでの一般的な順序と作業位置、作業姿勢、レーザーの持ち方と運行方法、添え手の種類、ラザーリング、スチーミング、清拭法、顔面のトリートメントの実際について取り上げ、その技法を取り扱う。また、レディースシェービング及びネックシェービングの技法の実際とその技法の習得についても取り扱う。特に、施術に当たっては、安全面での配慮事項を取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 特殊技術実習

ア エステティック技術

イ ネイル技術

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目] の(4)については、各種香粧品の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を取り扱うこと。

(4) 特殊技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、各特殊技術の実際について扱い、その基本的な技法の習得を図るとともに、特に、使用する用具、用剤の安全な取扱いができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 特殊技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 特殊技術について、理容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 特殊技術について自ら学び、理容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア エステティック技術

ここでは、基本的な技法の手順及び注意点、使用するクリームや化粧品の性質と適否、用具の名称と機能等について取り扱う。また、顔面のケア及びマッサージの目的及び各種技法の特徴、ボディケアの種類と特徴と各種技法の実際、基本的な技法の習得について取り扱う。

イ ネイル技術

ここでは、マニキュア及びペディキュア技術における基本的な知識及び技法について取り扱う。特に、用具等の取扱い上の注意点に留意して取り扱う。

[指導項目]

(5) 総合実習

(5) 総合実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容実習の最終段階として、それぞれの生徒が身に付けた理容技術全般を発揮して、主体的にモデルに施術し、一定のスタイルを仕上げることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 理容技術全般について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 理容技術全般について、理容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理容技術全般について自ら学び、理容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

9 美容実習

この科目は、美容に関する実際的な知識及び技術を身に付け、美容の実践に関する課題

を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、養成施設の指定の基準の改善を踏まえ、従前の内容の(3)頭部技術実習と(4)特殊技術実習について、学習内容を整理した。また、新しい美容技術に関する学習内容を取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、美容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美容の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 美容の実践に関する課題を発見し、美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容科に属する各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、美容の理論と実践とを結び付け、産業現場における美容実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)については、美容実習に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング実習に関する課題を発見し、美容の職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、美容の実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)基礎技術実習、(2)器具の取扱い実習、(3)頭部、顔部及び頸部^{けいぶ}技術実習、(4)特殊技術実習、(5)和装技術実習、(6)総合実習の六つの指導項目で、30単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術を取り扱うこと。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

内容を取り扱う際は、この科目が美容に関する基本的技術の確実な習得とそれらに応用し、創意・工夫する能力を育て、総合的な美容技術を身に付けるために位置付けられていることから、美容に関する専門的な技術を取り扱うことが大切である。また、各種器具類

の基本操作の指導に当たっては、生徒の実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して取り扱う。

アについては、美容技術を効率的に習得していくためには、美容技術に関する理論の理解を深めることと実習・実践を積み重ねることとの双方が重要であることを十分理解させるよう配慮して取り扱うことが大切である。

イについては、個々の生徒の興味・関心や進度に合わせて繰り返し指導し、確実に基本操作の習得がなされるよう配慮して取り扱うことが大切である。また、けが等の応急処置については、「運営管理」や「関係法規・制度」の学習とも関連させて扱い、特に、消費者対応については実際的な対応を取り扱うことが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 基礎技術実習

- ア 実習の心構え
- イ 作業位置と姿勢
- ウ 施設の衛生管理

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について取り扱うこと。

(1) 基礎技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、美容実習を実施する上で、最も基本となる事柄について、実習理論の学習と合わせて身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 基礎技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 基礎技術について、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 基礎技術について自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 実習の心構え

ここでは、実習を行う上での一般的な注意事項を取り扱う。特に、手指の消毒、爪切り、清潔なユニフォームの着用、皮膚に接する布片類・器具類の扱い等の衛生措置の実際について取り扱う。

イ 作業位置と姿勢

ここでは、顔面処置、頭部処置等、美容技術を行う場合の位置、姿勢などの基本動作の実際、併せてその合理性について取り扱う。

ウ 施設の衛生管理

ここでは、用具の整理整頓や保管法、施設の清掃法等の実際について取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法

イ 基本操作

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、刃物類の安全性に留意して取り扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法などを重点的に取り扱うこと。

(2) 器具の取扱い実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、各種器具類の基本的な操作方法の実際について理解するほか、特に、刃物類の安全な取扱い方法や消毒方法を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 器具の取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 器具の取扱いについて、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 器具の取扱いについて自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 管理方法と消毒方法

ここでは、衛生措置面からの管理方法と刃物類の保管等について安全面から重点的に取り扱う。特に、器具類の消毒方法については、器具の特性に合った適切な消毒方法の実際について触れ、その技法を取り扱う。

イ 基本操作

ここでは、特に、刃物類の安全な取扱いについて重点的に取り扱う。また、各種器具類の基本的な操作の指導に当たっては、生徒の実習の進度に合わせ、確実に操作ができるよう配慮して取り扱う。

[指導項目]

(3) 頭部、顔部及び頸部技術実習

ア トリートメント技術

イ ヘアシャンプー技術

ウ ヘアカットニング技法

エ パーマネント技法

オ ヘアセッティング技法

カ ヘアカラーリング

キ メイクアップ

ク まつ毛エクステンション

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(3)については、準備から事後処置までの準備や、特にカットニング、カーリング及びワインディングについて基礎的な技術を取り扱うこと。

(3) 頭部、顔部及び頸部技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、頭部、顔部及び頸部^{けい}に対する美容技術について基礎的な技術を基本に、一般的な施術の準備から事後処理までの順序を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術について自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア トリートメント技術

ここでは、スカルプトリートメント及びヘアトリートメントについて、その目的や種類、特徴及び使用する用剤等について取り扱う。特に、頭皮マッサージについては、種類と目的、注意点、要領については、実際の技法の習得ができるよう取り扱う。

イ ヘアシャンプー技術

ここでは、準備からドライニングまでの一般的な順序について取り扱うほか、シャンプー剤の塗布、シャンプーイング、リンスング、シャンプーマッサージ等の技法について取り扱う。また、シャンプー剤の種類と特徴、頭皮、頭毛に適した用剤の選択の仕方について取り扱う。

ウ ヘアカットング技法

ここでは、カットングに用いられる用具の基本操作について、安全で確実な取扱いができるよう取り扱う。シザーズカット及びレザークットの種類と特徴について取り扱うとともに、基本的な技法が身に付くよう取り扱う。

エ パーマネント技法

ここでは、パーマネントウェーブの原理と種類について取り扱い、それぞれの特徴及び使用上の注意点について取り扱う。また、コールドウェーブの実際について基本的な技法の習得が図られるよう取り扱う。

オ ヘアセッティング技法

ここでは、ヘアセッティングの各種の技法について、その種類と特徴について取り扱う。特に、ヘアカーリング、ローラカーリング、ブロードライスタイリングの各技法については、重点的に取り扱う。

カ ヘアカラーリング

ここでは、ヘアブリーチ及びヘアティントの目的、種類及び用いられる用剤の種類や特徴、使用上の注意点について取り扱う。また、各種技法の実際と基本的な技法について取り扱う。また、パッチテストの実際については、「化粧品化学」、「保健」と関連させながら、安全性や衛生措置について重点的に取り扱う。

キ メイクアップ

ここでは、化粧法の意義、分類、化粧法のための基礎知識について取り扱う。また、ファンデーション、アイメイク、リップメイクアップ等の基礎化粧法の技法について取り扱う。

ク まつ毛エクステンション

ここでは、まつ毛エクステンションの施術について、その基礎知識と使用する用剤、器具等の成分や特徴を取り上げ、その技法について取り扱う。その際、「香粧品化学」、「保健」、「衛生管理」と関連付けて、安全性や衛生措置について重点的に取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 特殊技術実習

ア エステティック技術

イ ネイル技術

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、各種香粧品の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を取り扱うこと。

(4) 特殊技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、各特殊技術の実際について取り扱い、その基本的な技法の習得を図るとともに、特に、使用する用具、用剤の安全な取扱いができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 特殊技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 特殊技術について、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 特殊技術について自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア エステティック技術

ここでは、基本的な技法の手順及び注意点、使用するクリームや化粧品の性質と適否、用具の名称と機能等について取り扱う。また、顔面のケア及びマッサージの目的及び各種技法の特徴、ボディケアの種類と特徴と各種技法の実際、基本的な技法について取り扱う。

イ ネイル技術

ここでは、マニキュア及びペディキュア技術について取り扱い、基本的な知識及び技法を取り扱うとともに、用具等の取扱い上の注意点について取り扱う。

〔指導項目〕

(5) 和装技術実習

ア 日本髪

イ 着付け

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、着付けの基礎的な技術を取り扱うこと。

(5) 和装技術実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、日本髪の基礎知識、技術、和装に関する基礎知識及び着付け技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 和装技術について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 和装技術について、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 和装技術について自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本髪

ここでは、日本髪の種類と特徴、各部の名称について「文化論」と関連付けて扱い、装飾品、髪結い用具、かもし類の種類と用途についても取り扱う。また、代表的な日本髪の結髪技法の実際について取り扱う。併せて、日本髪の手入れ方法及び鬘の付け方についても取り扱う。

イ 着付け

ここでは、着付けの目的、和装の種類と用途、着付けの一般的要領について取り扱う。また、留め袖、訪問着、振り袖等、代表的な着付けの実際とその基本的な技法について取り扱う。

〔指導項目〕

(6) 総合実習

(6) 総合実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、美容技術の最終的な段階で、それまでに学んできた頭部技術、特殊技術等の技術を用いて、生徒自身が主体的にモデルにかかわり、一定のスタイルに仕上げることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 美容技術全般について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 美容技術全般について、美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 美容技術全般について自ら学び、美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

10 理容・美容情報

この科目は、理容・美容の実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、理容・美容における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成することを主眼としたものであり、理容・美容科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、理容・美容における情報の活用と管理、理容・美容における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、理容・美容情報に関する実践的・体験的な学

習活動を通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容情報に関する基本的な課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容情報について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、理容・美容に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し、理容・美容の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理容・美容の実践に必要な情報と情報活用について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理容・美容の実践に必要な情報と情報活用に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理容・美容に関する課題の解決に当たっては、情報と情報技術の適切な活用を目指し、情報の管理や取扱いに責任をもち、主体的かつ協働的に理容・美容の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)理容・美容における情報の活用と管理、(3)理容・美容における課題解決の三つの指導項目で、1～3単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及びネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、理容・美容の実践に必要な情報を適切に取り扱うとともに、理容・美容科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、理容・美容の実習においても実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 情報社会の倫理と責任

- ア 情報社会の特徴
- イ 情報社会の倫理
- ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を順守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 情報社会の倫理と責任について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 情報社会の倫理と責任について、理容業・美容業に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と責任について自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

ここでは、変化を続ける情報社会の現状と課題について取り扱う。日常生活における情報通信ネットワーク等の活用方法とともに、個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

ここでは、情報社会で求められる倫理観や関連する法・制度を取り扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用することや、個人と世界が直接つながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

ここでは、個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな責任が生じている現状を取り扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけたり、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象となることを関係法規とともに取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 理容・美容における情報の活用と管理

- ア 理容・美容分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用
- エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、理容・美容関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

(2) 理容・美容における情報の活用と管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、理容・美容分野では様々な個人情報を取り扱うことを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容・美容における情報の活用と管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 理容・美容における情報の活用と管理に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 理容・美容における情報の活用と管理について自ら学び、理容・美容における課題解決に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 理容・美容分野の情報

ここでは、理容・美容分野における情報として、理容・美容の業務の中で使われる顧客管理、在庫管理、経営管理などについて取り扱う。

イ 情報システムの特徴

ここでは、理容・美容分野における情報システムとして、顧客の個人情報をはじめ、様々な情報を活用している現状について、現場実習などの事例を取り上げて取り扱う。

ウ 情報の活用

ここでは、顧客管理や在庫管理、経営管理等の事例を取り扱いながら、理容・美容における情報活用の実際について取り扱う。

エ 情報の管理

ここでは、理容・美容の業務上知り得た顧客の個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならないこと及び使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 理容・美容における課題解決

- ア 課題に応じた情報収集
- イ 情報分析と解決方法
- ウ 情報の発信方法

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 理容・美容における課題解決

ここでは、理容・美容に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容・美容における課題の発見から解決の過程について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 理容・美容における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。

③ 理容・美容における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

理容・美容における課題に応じた情報収集の視点（信頼性、標準性、公平性、国際性など）と収集の方法（文献検索、統計資料など）を取り扱う。

イ 情報分析と解決方法

理容・美容における課題に応じた情報の分析と解決方法として、統計処理の手法やモデル化、シミュレーションなどを取り上げる。また、必要に応じて思考過程をアルゴリズムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

理容・美容における課題に応じた情報の発信方法として、対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し、互いに発表するなどの学習活動を取り入れる。

11 課題研究

この科目は、理容・美容の各分野に関する実際的な知識及び技術を身に付け、理容・美容の各分野に関する課題を発見し解決する力、公衆衛生の保持増進に取り組む態度など、理容・美容の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、指導項目については、従前通りに示している。学習活動の質の向上が図られるよう、内容を取り扱う際の配慮事項を充実させ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容に関する課題を発見し、理容師・美容師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、公衆衛生の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術を適用し、創造的な能力と実践的な態度をもち、公衆衛生の保持増進を目指す理容・美容の諸課題を合理的に、かつ倫理観をもって、主体的かつ協働的に解決する力を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、理容・美容に関する知識を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、理容・美容業に関する課題を発見し、職業倫理を踏まえて、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、理容・美容の実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 調査、研究、実験、(2) 作品制作、(3) 産業現場等における実習、(4) 職業資格の取得の四つの指導項目で、1 単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

- ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(4)までのの中から、個人又はグループで理容・美容に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理容・美容に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

内容を取り扱う際には、課題の設定に当たって、生徒の興味・関心、進路希望などに応じて、これまで学んできた学習成果を活用させ、〔指導項目〕の(1)から(4)までのの中から個人又はグループで適切な課題を設定するようにする。また、(1)から(4)までの複数を組み合わせた課題を設定することもできる。その際、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の能力・適正などを考慮し、無理のない課題を設定するよう配慮する。

指導に当たっては、グループ編成などの工夫を図るとともに、事前に上級生の発表会を参観したり、作品を見たりするなどして、生徒自らが課題を発見し、設定できるようにすることが大切である。また、課題設定から課題解決にいたる探究過程においては、生徒の創造性を引き出すよう工夫して課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

アについては、生徒の自主的な課題設定と問題解決の過程を最優先し、個々の生徒の実態に応じて、計画的に取り組ませるようにすることが大切である。また、個人又はグループで理容・美容に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理容・美容に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を定めて理容・美容で身に付けた知識と技術を基盤として主体的かつ協働的な学習活動を通じ、人々の公衆衛生の向上に寄与する産業の発展を担うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 理容・美容について実践的な学習を通して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 理容・美容に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決すること。
- ③ 理容・美容に関する課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に寄与する産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品制作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1) 調査，研究，実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理容・美容に属する科目で学んだ内容に関連した調査，研究，実験を取り入れる。

主体的かつ計画的な学習が進められるよう、課題の設定，調査方法及び実験方法，結果の取りまとめと発表等について適切な助言や援助を行うとともに、調査，研究及び実験の成果について、自ら評価がなされるようにする。

(2) 作品制作

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理容・美容に属する科目で学んだ内容に関連した作品制作を取り入れる。

これまでに各科目で習得した知識や技術を活用し、さらに創意工夫を加えた作品の制作を促すようにする。また、作品の発表や展示を行うことにより、生徒の鑑賞力を育て制作意欲を喚起する。

(3) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理容・美容に関する産業現場等における実習を取り入れる。

理容・美容に関する産業現場等における体験的実習を通して、勤労観や責任感，成就感などを体得させるとともに、各科目に関連する知識と技術を総合的，発展的に習得させる。

(4) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、理容師・美容師の資格を取得する意義や資格取得のための必要事項とそれが制度化されている目的などを探究する学習活動，資格取得に関連する専門的な知識や技術などについて深化，総合化を図る学

習活動などを取り入れる。

生徒自ら明確な目的意識をもち、計画的に資格取得のための学習を進めていくよう適切な助言や援助を行う。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理容・美容の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、理容・美容科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、理容・美容科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて、各科目の内容を選択して指導するこ

と。

高等部学習指導要領第1章総則第2節第2款第1の3(1)に、理容科及び美容科における専門教育に関する各教科・科目として計11科目が定められている。これらの科目は、理容師や美容師の資格を取得するために必要とされる理容師法及び美容師法に基づいて定められたそれぞれの養成施設の指定の基準における必修課目に相当する9科目と、「理容・美容情報」、「課題研究」とで構成されている。

各科目の内容は広範囲にわたるものであるから、指導計画の作成に当たっては、基礎的・基本的な事項を理解し、習得することを中心にして、指導内容の選択を行い、資格の取得が確実になされるよう配慮する必要がある。

(3) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

理容・美容に関する専門科目がいずれも実際の知識と技術の習得を目標としていることを考慮し、指導計画の作成に当たっては、常に、具体的な目標を設定し、理論と実験・実習を関連させて扱うよう配慮することが大切である。

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

理容・美容に関する学科においては、従前より「理容実習」又は「美容実習」において、理容・美容科に関する各科目において修得した資質・能力を活用することにより、理容・美容の理論と実践とを結び付け、理容・美容に関する実践力を育成してきた。

今回の改訂においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されており、地域や産業界など社会との関わりの中で生徒一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められている。そのため、地域や理容・美容業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や理容・美容業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や理容・美容業界との協力関係を築くことが大切である。このような地域や産業界等との協力関係に基づき、生徒の進路希望等も十分考慮しながら、実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れ、より一層、指導の充実を図ることが求められる。さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、各種技術や化粧品等の開発状況を考慮して、科学的な知識と実践的な技術の習得について、特に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(1)については、理容・美容に関する各種技術や化粧品等については、新たな技術や化粧品が開発されたり、既存の器具や技術の向上が図られたりしている。一方、理容・美容の業務においては、安全管理や衛生管理に十分留意し、事故や怪我の防止に努める必要がある。このため、理容・美容に関する事例について科学的な知識と実践的な技術の習得が

図られるよう取り扱うことが必要である。

(2)については、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、理容・美容の実際においては、経営管理や労務管理などにそれらを生かすことができるように指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規などに従い、施設・設備や薬品などの安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

理容・美容に関する学科において実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生について、それぞれ具体的に検討し、対策を講じておく必要がある。

特に、使用する器具及び薬剤については、その使用に際して危険を伴うことが多いことから、特に安全面に関する指導を徹底して行うことが必要である。このため、実験や実習においては、環境整備や事前指導を十分に行い、実際の場面においても、用具・機材の確実な操作に習熟させ、安全面での配慮ができるようにする必要がある。また、モデルを利用した実習では、特に、衛生面での措置を確実にできるよう指導を徹底する必要がある。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第3節 クリーニング科

第3節 クリーニング科

第1 クリーニング科改訂の要点

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 【指導項目】について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1), (2)」などの大項目、「ア, イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、クリーニング産業を巡る状況やクリーニング技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「クリーニング関係法規」、「公衆衛生」、「クリーニング理論」、「繊維」、「クリーニング機器・装置」、「クリーニング実習」、「課題研究」の7科目を設けている。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

指導計画の作成と内容の取扱いに関する主な改善事項は次のとおりである。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにした。

イ クリーニング産業に関連する各種化学繊維や機器などの技術の進展を踏まえ、科学的な知識と実際的な技術の習得を図るよう示した。

ウ クリーニングに関する課題の解決策について科学的な根拠に基づき理論的に説明することや討論することなど言語活動の充実を図ることとした。

第2 クリーニング科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

第1 目 標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、クリーニング産業を巡る状況やクリーニング関連技術等の進歩などを踏まえ、クリーニングの各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

クリーニングの見方・考え方とは、衣料などの衛生に関する事象を快適、安全、公衆衛生等の視点で捉え、衛生及び生活の質の向上と関連付けることである。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実験を行うなどの実践的な活動、産業現場等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力とは、クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、公衆衛生におけるクリーニングやクリーニング産業の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的にはクリーニングを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1)クリーニングについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、クリーニングの各工程などの学習活動を通して、クリーニングに関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技術のみならず、相互に関連付けられるとともに、変化する状況や課題に応じて社会の中で主体的に活用することができる知識と技術及び将来の職業を見通してさらに専門的な学習を続けることにつながる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

3 「(2)クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

クリーニングに関する課題を発見しとは、クリーニングの各工程などの学習を通して身に付けた様々な知識、技術などを活用し、地域や社会が健全で持続的に発展する上でのク

リーニングに関する諸課題を広い視野から課題を発見することを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単に生産性や効率を高めることのみを優先するのではなく、職業人に求められる倫理観等を踏まえ、クリーニングなどが社会に及ぼす影響に責任をもち、クリーニング産業の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、クリーニングに関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

職業人として必要な豊かな人間性を育みとは、クリーニング技術が現代社会で果たす意義と役割を踏まえ、単に技術的課題を改善するだけではなく、職業人に求められる倫理観、社会に貢献する意識などを育むことを意味している。

人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、絶え間のない技術革新などを踏まえ、既存のクリーニング技術やクリーニングの工程を改善・改良するのみならず、協働作業などを通してコミュニケーションを図り、異分野の技術を融合・組み合わせるなどして、新しい作業プロセスを創造する中で、法規に基づいてクリーニング産業の発展に責任をもって協働的に取り組む態度を養うことを意味している。このような態度を養うためには、職業資格の取得などを通して自ら学ぶ意欲を高めるなどの学習活動、課題の解決策を考案する中で、自己の考えを整理し伝え合ったり、討論したりするなどの学習活動、就業体験活動を活用して、様々な職業や年代などつながりをもちながら、協働して課題の解決に取り組む学習活動などが大切である。なお、職業資格などの取得については、目的化しないよう留意して取り扱うことが重要である

第3 クリーニング科の内容構成

クリーニング科は、従前どおりの7科目で構成している。クリーニング産業を巡る状況やクリーニング技術等の進歩などを踏まえ、科目構成は変更せず、内容の充実を図った。

第4 クリーニング科の各科目

1 クリーニング関係法規

この科目は、クリーニング関係法規に関する基礎的な知識を身に付け、クリーニング関係法規に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、クリーニング業や関係法規の動向を踏まえ、指導項目の(3)関係法規に労働安全衛生に関する法律を取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなど

を通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニング関係法規に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) クリーニング関係法規に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング関係法規について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、クリーニング関係法規に関する知識を身に付け、クリーニング関係法規に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、よりよいクリーニングの実践を目指して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、クリーニング関係法規に関する基礎的な知識を身に付けるようすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング関係法規に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて、科学的な根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)法制概要、(2)クリーニング業法、(3)関係法規の三つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。

内容を取り扱う際は、クリーニング業に従事する基として必要な関係法規を理解するために位置付けられていることから、クリーニング産業教育全般の導入として基礎的内容を取り扱うことが大切である。

アについては、クリーニング業法や関係法規の指導に当たっては、クリーニング業が公衆衛生に寄与していることを理解させるとともに、営業者や従事者の健康管理や保持、公害予防や防止の必要性についても、事例を基に具体的に指導する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 法制概要

ア 法の意義と役割

- イ 衛生法規の概要
- ウ 衛生行政の仕組みと意義

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら指導すること。

(1) 法制概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、法制概要について、法の役割や運用、衛生行政の仕組みの学習を通して、クリーニング業に従事者するものとして必要な関係法規を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう〔指導項目〕を指導する。

- ① 法制とその概要について理解すること。
- ② 法制とその概要について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 法制とその概要について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 法の意義と役割

ここでは、社会生活における法の意義や役割、法の制定と運用の仕組みについて取り扱う。

また、法律を遵守する態度を育成するよう取り扱う。

イ 衛生法規の概要

ここでは、クリーニング業は、国民の日常生活と深い関係にあり、その衛生措置の在り方が国民の衛生につながる性格のものであることを理解するよう取り扱う。その際、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）の概要とクリーニング業との関連を図りながら取り扱う。

ウ 衛生行政の仕組みと意義

ここでは、衛生行政のうち、特に、公衆衛生、環境衛生の意義、保健所の仕組みと役割についてクリーニング業の関わりについて重点的に取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) クリーニング業法
 - ア 沿革と目的
 - イ クリーニング師の免許等
 - ウ 細則

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観及び遵守事項に触れること。

(2) クリーニング業法

ここでは、科目の目標を踏まえクリーニング業の社会的意義、営業者や従業者としての心構え、倫理及び遵守事項など理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう〔指導項目〕を指導する。

- ① クリーニング業法の概要について理解すること。
- ② クリーニング業法について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ クリーニング業法について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 沿革と目的

ここでは、クリーニング業がもつ社会的意義と社会の進展に伴う業界の変容等を理解させ、法が公衆衛生や環境衛生の維持、増進を目的としていることについて取り扱う。

イ クリーニング師の免許等

ここでは、クリーニング師の責務、研修の必要性についても取り扱う。

ウ 細則

ここでは、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）やその政令、省令に基づき、都道府県において具体的に定められていることについて取り扱う。これらは、クリーニング業を営む上で重要であることから、それぞれの概要について理解を図るよう取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 関係法規

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- イ 水質汚濁防止法
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- オ 労働安全衛生に関する法律

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の環境衛生などの概要を取り扱うこと。

(3) 関係法規

ここでは、科目の目標を踏まえ、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の環境衛生について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 関係法規の概要について理解すること。
- ② 関係法規について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 関係法規について自ら学び、人々の公衆衛生を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

ここでは、クリーニング業に従事する一員として、様々な感染症を予防するために定められている法律等についての理解を図り、公衆衛生の向上に関心をもたせるよう取り扱う。

イ 水質汚濁防止法

ここでは、工場排水による河川汚濁の危険性と有害物質を適切に排出することの必要性について取り扱う。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ここでは、クリーニング業による特別管理産業廃棄物及びそれ以外の廃棄物の取扱い並びに事業者の責任、産業廃棄物の抑制と再利用について取り扱うとともに、環境汚染防止の必要性についても取り扱う。

エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

ここでは、化学物質の管理の改善を促進することや環境保全上の必要性について取り扱う。

オ 労働安全衛生に関する法律

ここでは、職場における労働者の安全と健康を確保すること、快適な職場環境の形成を促進することについて取り扱う。

2 公衆衛生

この科目は、公衆衛生に関する基礎的な知識を身に付け、公衆衛生に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、クリーニング業や関係する公衆衛生の状況を踏まえ、指導項目の(3)予防衛生に感染症疾患や生活習慣病を加えて整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 公衆衛生に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解する。
- (2) 公衆衛生に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニングにおける公衆衛生について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、公衆衛生に関する知識を身に付け、公衆衛生に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、よりよいクリーニングの実践を目指して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、公衆衛生に関する基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、公衆衛生に関する課題を発見し、クリーニング職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人としての必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 公衆衛生の概要、(2) 環境衛生、(3) 予防衛生、(4) 感染症、(5) 消毒、(6) 環境への配慮の六つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(2)については、人と環境との関わり、科学技術の発展と環境汚染、環境保全の必要性などについて、事例を取り上げて具体的に指導すること。

内容を取り扱う際は、クリーニング業に従事する者として必要な公衆衛生を理解するために位置付けられていることから、クリーニング業と公衆衛生の関わりについて導入として基礎的な内容を取り扱うことが大切である。環境衛生の指導に当たっては、自然環境の汚染が進んでいることを理解し、クリーニング業に携わる者の債務として、環境の保全に努める態度を養うよう指導する事が大切である。

② 内容

2 内容

1の資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

[指導項目]

(1) 公衆衛生の概要

- ア 公衆衛生の意義
- イ 公衆衛生の歩みと課題

(1) 公衆衛生の概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、公衆衛生の意義や歩みについて理解するとともに今後の公衆衛生の在り方について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 公衆衛生の概要について理解すること。
- ② 公衆衛生について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 公衆衛生について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用
に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 公衆衛生の意義

ここでは、疾病の予防、食生活や生活習慣の改善、健康管理も含めた公衆衛生について取り扱う。また、公衆衛生の必要性についても取り扱う。

イ 公衆衛生の歩みと課題

ここでは、ペストやコレラなどの伝染病に悩まされた時代から、医学の進歩、衛生行政の確立等について扱い、併せて、近代産業がもたらした環境汚染、食品公害等新しい公衆衛生の課題について取り扱う。

[指導項目]

(2) 環境衛生

- ア 生物と環境
- イ 生活の変化と環境の変化
- ウ 自然環境と社会環境
- エ 環境衛生活動

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(2)については、水、空気、日光や衣食住などへの関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動との関わりについて指導すること。

(2) 環境衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、水、空気、日光や衣食住などへ関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動との関わりについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 環境衛生の概要について理解すること。
- ② 環境衛生について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 環境衛生について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用
に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生物と環境

ここでは、生物は環境の中で生活し、環境の影響を受けたり、また、環境にも変化を与えたりしていることについて取り扱う。

イ 生活の変化と環境の変化

ここでは、人々が快適で便利な生活を求めた結果、自然や社会的環境が変化していることについて取り扱う。

ウ 自然環境と社会環境

ここでは、人口の増加、科学技術や産業の発達による廃棄物等が、水や空気を汚し、自然環境の悪化や健康を脅かして環境の悪影響を及ぼしている場合もあることについて取り扱う。

エ 環境衛生活動

ここでは、環境衛生活動は、行政だけでなく、私たち自身が家庭や学校、職場において、衛生的で快適な環境作りに努力することの重要性についても取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 予防衛生

- ア 疾病の予防
- イ 感染性疾患
- ウ 生活習慣病

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとの関わりについて具体的に扱うこと。

(3) 予防衛生

ここでは、科目の目標を踏まえ、医学の進歩と高齢化の進展、健康に生活できる環境づくりなど衛生行政の取り組みについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 予防衛生の概要について理解すること。
- ② 予防衛生について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 予防衛生について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾病の予防

ここでは、健康に及ぼす危険な要因（環境、遺伝、病原体など）を取り除き、健康で快適な生活ができるように予防に努力することについて取り扱う。

イ 感染性疾患

ここでは、感染源や感染経路など、病原体別の分類による感染症の種類について取り扱う。

ウ 生活習慣病

ここでは、生活習慣病の現状について、死因順位と疾病などの状況を踏まえて取り扱う。また、健康管理の必要性についても取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 感染症

- ア 感染症と社会生活
- イ 種類と発生要因
- ウ 予防接種

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとの関わりについて具体的に扱うこと。

(4) 感染症

ここでは、科目の目標を踏まえ、感染症とクリーニング業の関わりについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 感染症の概要について理解すること。
- ② 感染症について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 感染症について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症と社会生活

ここでは、クリーニング業にとって公衆衛生の維持及び増進は重要であり、そのための感染症の知識が必要であること、また、感染症の予防の立場から注意と努力をしなければならないことについて取り扱う。

イ 種類と発生要因

ここでは、感染症の種類と発生の要因などについて取り扱う。

ウ 予防接種

ここでは、予防接種の意義、方法、ワクチンの種類などについて取り扱う。

〔指導項目〕

(5) 消毒

ア 消毒の意義と定義

イ 消毒の種類と方法

ウ クリーニング業と消毒の必要性

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(5)については、クリーニング業法に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げること。

(5) 消毒

ここでは、科目の目標を踏まえ、「クリーニング業法」に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げ、消毒の必要性を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 消毒について理解すること。

② 消毒について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 消毒について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消毒の意義と定義

ここでは、汚染、感染、発病と消毒の意義や減菌、殺菌、防腐などの定義について取り扱う。

イ 消毒の種類と方法

ここでは、理学的な消毒方法や化学的な消毒法の概要について取り扱う。また、クリーニング業に適した消毒の方法について取り扱う。

ウ クリーニング業と消毒の必要性

ここでは、公衆衛生の見地からクリーニング業で消毒しなければならない被洗物の区分、消毒の方法及び消毒の効果がある洗濯方法について取り扱う。

〔指導項目〕

(6) 環境への配慮

ア 公害の種類と環境保全

イ クリーニング業と環境汚染対策

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(6)については、クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

(6) 環境への配慮

ここでは、科目の目標を踏まえ、クリーニング業に伴う廃棄物が環境汚染につながりやすいこと、また、廃棄物の抑制、回収、再利用について必要な環境汚染対策を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 環境への配慮について理解すること。
- ② 環境への配慮について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 環境への配慮について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 公害の種類と環境保全

ここでは、河川の汚染や大気汚染等の公害と水質汚濁等による環境への影響や汚染物質の抑制に関する環境保全について取り扱う。

イ クリーニング業と環境汚染対策

ここでは、クリーニングに伴う排水処理の必要性、ドライクリーニング溶剤が人体に及ぼす影響、廃棄物（スラッジ）の環境汚染対策の必要性について取り扱う。

3 クリーニング理論

この科目は、クリーニング理論に関する実際的な知識及び技術を身に付け、クリーニング理論に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニング理論に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニング理論に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング理論について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、クリーニング理論に関する知識を身に付け、クリーニング理論に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、よりよいクリーニングの実践を目指して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、クリーニング理論に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング理論に関する課題を発見し、クリーニング職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人としての必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協動的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 衣服と汚れ、(2) クリーニングの科学、(3) 水と洗浄作用、(4) 界面活性剤、(5) 洗剤と溶剤、(6) ランドリー、(7) ウェットクリーニング、(8) ドライクリーニング、(9) 特殊加工としシミ抜き等の九つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

内容を取り扱う際は、この科目がクリーニング業に従事する者として必要な知識や技術を理解するために位置付けられていることから、クリーニング産業全般の導入として基礎的な内容を扱うことが大切である。

アについては、実験・実習を中心に、クリーニングに関する理論について、可能な限り実践と結び付けて指導することをねらいとしている。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 衣服と汚れ

- ア クリーニングの歴史と目的
- イ 着衣の目的
- ウ 汚れの種類
- エ 汚れの付着機構

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質などに重点を置いて取り扱うこと。

(1) 衣服と汚れ

ここでは、科目の目標を踏まえ、着衣に伴う汚れの種類や性質などを理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 衣服と汚れについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 衣服の汚れについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 衣服と汚れについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア クリーニングの歴史と目的

ここでは、クリーニングの歴史を服飾の変化と石鹼や合成洗剤の進歩と関連付けて取り扱う。また、クリーニング業の目的や意義についても取り扱う。

イ 着衣の目的

ここでは、保健衛生（体温の調整、身体の防護）と整容（身体の装飾、道徳儀礼上、標識類別など）について取り扱う。また、着衣と汚れの関係についても取り扱う。

ウ 汚れの種類

ここでは、人体や生活環境からの汚れ及びその性状から分類して取り扱う。

エ 汚れの付着機構

ここでは、物理的付着と吸着、静電気、油脂結合、化学結合等について取り扱う。また、被洗物の汚れについては、繊維の性質と関連付けて取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (2) クリーニングの科学
ア クリーニングの三要素
イ 洗淨作用のメカニズム |
|---|

(2) クリーニングの科学

ここでは、科目の目標を踏まえ、クリーニングで必要な三要素や洗淨作用のメカニズムを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① クリーニングの科学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② クリーニングの科学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ クリーニングの科学について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア クリーニングの三要素

ここでは、汚れを取り除く条件として、水（又は溶剤）、洗剤及び物理的な力が相互に関連してクリーニングが行われていることについて取り扱う。

イ 洗淨作用のメカニズム

ここでは、水、界面活性剤、アルカリ剤及び溶剤の相互作用によって、汚れが繊維から引き離される仕組みについて取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--------------------------------------|
| (3) 水と洗淨作用
ア 硬水と軟水
イ 硬水の欠点と軟化法 |
|--------------------------------------|

(3) 水と洗淨作用

ここでは、科目の目標を踏まえ、洗濯水の必要条件や改善方法について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 水と洗浄作用の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 水と洗浄作用について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 水と洗浄作用について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 硬水と軟水

ここでは、硬水と軟水の違いについて、それぞれの性質に重点を置いて取り扱う。

イ 硬水の欠点と軟化法

ここでは、硬水が洗濯水として適さないことと硬水の軟化法について、具体的に理解できるよう取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|--|
| (4) 界面活性剤
ア 界面活性剤の構造と性質
イ ビルダークの種類と働き
ウ 補助剤の種類と働き |
|--|

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4)については、界面活性剤の種類などに重点を置いて取り扱うこと。
--

(4) 界面活性剤

ここでは、科目の目標を踏まえ、界面活性剤の種類などを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 界面活性剤の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 界面活性剤について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 界面活性剤について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 界面活性剤の構造と性質

ここでは、界面活性剤の構造、作用、性質について取り扱う。

イ ビルダークの種類と働き

ここでは、アルカリ剤の働きについて重点的に取り扱う。

ウ 補助剤の種類と働き

ここでは、酵素、再汚染防止剤、蛍光増白剤、漂白剤などの働きについて重点的に取り扱う。

〔指導項目〕

(5) 洗剤と溶剤

- ア 洗剤と溶剤の違い
- イ 洗剤と溶剤の働き

(5) 洗剤と溶剤

ここでは、科目の目標を踏まえ、洗剤と溶剤の違いや働きなどを理解し、関連する技術を取得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 洗剤と溶剤の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 洗剤と溶剤について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 洗剤と溶剤について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 洗剤と溶剤の違い

ここでは、ウェットクリーニング、ドライクリーニングなどの洗濯方式によって、溶剤や洗剤の種類が異なることについて取り扱う。

イ 洗剤と溶剤の働き

ここでは、洗濯方式によって洗剤や溶剤が異なっても、その働きに違いがないことについて取り扱う。

〔指導項目〕

(6) ランドリー

- ア ランドリーとウェットクリーニング
- イ 被洗物と洗濯方式
- ウ ランドリーの工程

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間などに重点を置いて取り扱うこと。

(6) ランドリー

ここでは、科目の目標を踏まえ、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ランドリーの概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ランドリーについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ランドリーについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ランドリーとウェットクリーニング

ここでは、ランドリーにおけるクリーニングの実際とウェットクリーニングの内容や方法等について取り扱うとともに、それに適した被洗物についても取り扱う。

イ 被洗物と洗濯方式

ここでは、被洗物に適した洗濯方式の決定について具体的に取り扱う。

ウ ランドリーの工程

ここでは、ランドリーにおけるクリーニング工程について具体的に取り扱う。

〔指導項目〕

(7) ウェットクリーニング

ア 被洗物

イ 洗剤と洗濯方法

(7) ウェットクリーニング

ここでは、科目の目標を踏まえ、被洗物の性質や洗濯方法を理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ウェットクリーニングの概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ウェットクリーニングについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ウェットクリーニングについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 被洗物

ここでは、ウェットクリーニングを実施しなければならない被洗物について取り扱う。

イ 洗剤と洗濯方法

ここでは、ウェットクリーニングに適した洗剤の選択と洗濯方法について取り扱う。

〔指導項目〕

(8) ドライクリーニング

ア 溶剤と洗剤

イ 工程と洗浄方式

ウ 溶剤管理と清浄方法

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理などに重点を置いて取り扱うこと。

(8) ドライクリーニング

ここでは、科目の目標を踏まえ、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ドライクリーニングの概要について理解し、関連する技術を身に付けること。

② ドライクリーニングについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ ドライクリーニングについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 溶剤と洗剤

ここでは、ドライクリーニング溶剤の種類、性質、特性について取り扱うとともに、ドライクリーニング用洗剤の特性についても取り扱う。

イ 工程と洗浄方式

ここでは、洗浄工程と洗浄方式の種類と特徴について取り扱う。

ウ 溶剤管理と清浄方法

ここでは、溶剤管理の目的と方法、溶剤を清浄する方法及び種類とその特徴などについて取り扱う。

〔指導項目〕

(9) 特殊加工としミ抜き

ア 各種加工の目的と種類

イ シミ抜きの用具と機器

ウ シミの分類と判別

エ シミ抜きの方法

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(9)については、シミ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷などについて取り扱うこと。

(9) 特殊加工としミ抜き

ここでは、科目の目標を踏まえ、シミ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 特殊加工としミ抜きについて理解し、関連する技術を身に付けること。

② 特殊加工としミ抜きについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 特殊加工としミ抜きについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 各種加工の目的と種類

ここでは、各種加工の種類と目的、必要性について取り扱う。

イ シミ抜きの用具と機器

ここでは、各種シミ抜き用具、機器の取扱いや使用方法について取り扱う。

ウ シミの分類と判別法

ここでは、水溶性、油性などのシミの判別と薬品による処理方法についての知識を深めるよう取り扱う。

エ シミ抜きの方法

ここでは、繊維やシミに抜きに適した用具や機具、薬品などについて具体物を用いて取り扱う。

4 繊維

この科目は、繊維製品に関する実際的な知識及び技術を身に付け、繊維製品に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、指導項目の(4)繊維の各種加工について、内容を明確にするよう小項目を設け、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 繊維製品に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 繊維製品に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 繊維製品のクリーニングについて、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、繊維に関する知識を身に付け、繊維に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、よりよいクリーニングの実践を目指して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、繊維に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、繊維に関する課題を発見し、クリーニング職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人としての必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)繊維の種類、(2)繊維の性質と判別、(3)織物と編み物、(4)繊維の各種加工、(5)付属品や飾りのクリーニングと取扱いの五つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目] の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工などについて実験・実習を通して指導すること。

内容を取り扱う際は、繊維の素材や加工方法などクリーニング業に携わる者にとって織

維やその製品に関する基礎的な知識や技術を習得することが大切である。

アについては、各種繊維の特徴、判別方法及び加工などについて実験・実習を通して指導すること。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 繊維の種類

ア 繊維素材による分類

(1) 繊維の種類

ここでは、科目の目標を踏まえ、繊維の性質や特徴を理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 繊維の種類について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 繊維の種類について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 繊維の種類について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 繊維素材による分類

ここでは、繊維を素材によって分類し、その種類、用途、クリーニングの方法と関連付けて取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 繊維の性質と判別

ア 各種繊維の性質

イ 各種繊維の判別

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(2)については、各種繊維の用途や取扱いに重点を置いて取り扱うこと。

(2) 繊維の性質と判別

ここでは、科目の目標を踏まえ、各種繊維の用途や取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 繊維の性質と判別について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 繊維の性質と判別について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 繊維の性質と判別について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 各種繊維の性質

ここでは、各種繊維の物理・化学的性質や特徴、製法について取り扱う。

イ 各種繊維の判別

ここでは、各種の繊維を職別する方法を実験等を通じて具体的に扱う。

〔指導項目〕

(3) 織物と編み物

- ア 織物の組織と性質
- イ 編み物の組織と性質
- ウ 不織布など

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などに重点を置いて取り扱うこと。

(3) 織物と編み物

ここでは、科目の目標を踏まえ、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 織物と編み物について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 織物と編み物について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 織物と編み物について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 織物の組織と性質

ここでは、織物の三原組織の性質や特徴、用途について取り扱う。

イ 編み物の組織と性質

ここでは、織物と編み物との違い、性質や特徴、用途について取り扱う。

ウ 不織布など

ここでは、織物や編み物にとどまらず、不織布を提示するなどして、多様な被洗物に関心をもたせるよう配慮して取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 繊維の各種加工

- ア 各種加工の目的と種類

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)については、防水、防虫加工方法などについて取り扱うこと。

(4) 繊維の各種加工

ここでは、科目の目標を踏まえ、繊維に各種加工を施す目的と種類について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 繊維の各種加工について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 繊維の各種加工について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 繊維の各種加工について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 各種加工の目的と種類

ここでは、繊維に各種加工を施す目的と種類について取り扱う。

〔指導項目〕

(5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

ア 付属品の取扱いと損傷などの防止

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(5)については、ボタンや飾りなどの破損や^{よう}融解防止の方法について取り扱うこと。

(5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

ここでは、科目の目標を踏まえ、ボタンや飾りなどの破損や融解防止の方法について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 付属品や飾りのクリーニングと取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 付属品や飾りのクリーニングと取扱いについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 付属品や飾りのクリーニングと取扱いについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 付属品の取扱いと損傷などの防止

ここでは、クリーニング中の事故を防ぐために、繊維や被服に施された付属品や飾りの取扱いについて具体的に取り扱う。

5 クリーニング機器・装置

この科目は、クリーニング機器・装置に関する基礎的な知識及び技術を身に付け、クリーニング機器・装置に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニング機器・装置に関する実際の知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) クリーニング機器・装置の活用に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング機器・装置の活用について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、クリーニング機器・装置に関する知識及び技術を身に付け、クリーニング機器・装置に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、よりよいクリーニングの実践を目指して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、クリーニング機器・装置に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング機器・装置に関する課題を発見し、クリーニング職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人としての必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ランドリー機器・装置の構造と操作、(2)ドライクリーニング機器・装置の構造と操作、(3)各種プレス機の構造と操作、(4)シミ抜き機器、(5)ボイラー、(6)機器・装置の安全な操作と事故・危険防止の六つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

- ア [指導項目]の(4)については、各種シミ抜き機器及び道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。
- イ [指導項目]の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検及び事故・危険防止に関する事項を関連させながら取り扱うこと。

内容を取り扱う際は、クリーニング業で活用されている機械・機器及び道具類の構造や安全な操作など実習を通して体験的に学習し、事故・危険防止に留意させることが大切である。

アについては、実技や実習を中心として指導するよう配慮すること。

イについては、安全な範囲を確認の上、蒸気の有無や表示、実際に触れてみることなど視覚や触覚を適切に活用して指導するよう配慮すること。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) ランドリー機器・装置の構造と操作
- ア 洗濯機と脱水機

- イ ^{のり} 糊煮器と湯沸器
- ウ 乾燥機
- エ ブラッシング器具

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(1) ランドリー機器・装置の構造と操作

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について取り扱い、安全な操作をするための技術の取得し、事故・危険防止について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ランドリー機器・装置の構造と操作について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ランドリー機器・装置の構造と操作について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ランドリー機器・装置の構造と操作について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 洗濯機と脱水機

ここでは、近年洗濯機と脱水機が一体となっているものが多いが、それぞれの構造や電子制御についての理解を促し、その操作方法について取り扱う。

イ ^{のり} 糊煮器と湯沸器

ここでは、安全な操作や事故防止に留意して取り扱う。

ウ 乾燥機

ここでは、繊維や脱水率によって乾燥時間や温度に差異があることを関連付けて取り扱う。

エ ブラッシング器具

ここでは、ブラッシング器具の用途や取り扱い方について取り扱う。

〔指導項目〕

(2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

- ア 洗濯機と脱水機
- イ 清浄装置

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ドライクリーニング機器・装置の構造と操作について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ドライクリーニング機器・装置の構造と操作について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ドライクリーニング機器・装置の構造と操作について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 洗濯機と脱水機

ここでは、近年洗濯機と脱水機が一体型のものが多いが、その構造、電子制御の取扱いと操作について取り扱う。

イ 清浄装置

ここでは、洗浄装置の構造と取扱い、バルブ操作、スラッジの交換方法について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 各種プレス機の構造と操作

- ア ワイシャツプレス機類
- イ ズボンプレス機類
- ウ シーツローラー

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(3) 各種プレス機の構造と操作

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 各種プレス機の構造と操作について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 各種プレス機の構造と操作について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各種プレス機の構造と操作について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ワイシャツプレス機類

ここでは、ワイシャツプレス機類について、安全な操作方法と取扱いを重点的に取り扱う。

イ ズボンプレス機類

ここでは、ズボンプレス機について、安全な操作方法と取扱いを重点的に取り扱う。

ウ シーツローラー

ここでは、シーツローラーについて、安全な操作方法と取扱いを重点的に取り扱う。

〔指導項目〕

- (4) シミ抜き機器
 - ア 蒸気シミ抜き器
 - イ 超音波シミ抜き器
 - ウ ジェットスポッター

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(4) シミ抜き機器

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① シミ抜きの機器について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② シミ抜きの機器について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ シミ抜きの機器について自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 蒸気シミ抜き器

ここでは、蒸気シミ抜き器のシミ抜きをする原理とその取扱いについて、安全かつ適切な操作方法来に重点を置いて取り扱う。

イ 超音波シミ抜き器

ここでは、超音波シミ抜き器のシミ抜きをする原理とその取扱いについて、安全かつ適切な操作方法来に重点を置いて取り扱う。

ウ ジェットスポッター

ここでは、ジェットスポッターのシミ抜きをする原理とその取扱いについて、安全かつ適切な操作方法来に重点を置いて取り扱う。

〔指導項目〕

- (5) ボイラー
 - ア ボイラーの構造
 - イ ボイラー用水の管理

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(5) ボイラー

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ボイラーについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ボイラーについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ボイラーについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ボイラーの構造

ここでは、蒸気発生仕組みや構造、高温、高圧の圧力容器であることへの理解を深め、併せて安全管理や取扱いについて取り扱う。

イ ボイラー用水の管理

ここでは、ボイラー用水が発生蒸気やボイラー本体に及ぼす影響について取り扱うとともに、水管理の重要性についても取り扱う。

〔指導項目〕

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

- ア 蒸気バルブ
- イ 電源とモーター
- ウ 事故・危険防止

(内容の範囲や程度)

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 蒸気バルブ

ここでは、蒸気バルブに重点を置き、それぞれのクリーニング機器・装置の危険な箇所について、事例を取り上げて具体的に扱う。

イ 電源とモーター

ここでは、電源とモーターに重点を置き、それぞれのクリーニング機器・装置の危険な箇所について、事例を取り上げて具体的に扱う。

ウ 事故・危険防止

ここでは、事故・危険防止に重点を置き、それぞれのクリーニング機器・装置の危険な箇所について、具体的に取り上げるとともに、併せて事故の予防と突発的な事故への対応について、事例を取り上げて取り扱う。

6 クリーニング実習

この科目は、クリーニングに関する実際的な知識及び技術を身に付け、クリーニングの実践に関する課題を発見し解決する力、人々の公衆衛生の向上に寄与する態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、指導項目の(1)ランドリーのA選択物の受付と仕分けについて、内容の範囲や程度を明確に示すよう改善を図った。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングに関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングの実践に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、クリーニング科に属する各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、クリーニングの理論と実践とを結び付け、産業現場におけるクリーニングの実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)については、クリーニング実習に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング実習に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づき、合理的かつ創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ランドリー、(2)ウェットクリーニング、(3)ドライクリーニング、(4)仕上げ、(5)シミ抜きの五つの指導項目で、8～16単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア クリーニング工場などの産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。

内容を取り扱う際は、最新の技術や産業界の動向に着目するとともに洗濯の知識や技術を理解し、適切な洗濯処理をすることが大切である。

アについては、工場の見学、実験や実習を通して、新しい技術や機器・装置、消費者のニーズや動向、勤労観などについて関心をもたせるよう配慮し取り扱うようにすること。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) ランドリー

- ア 洗濯物の受付と仕分け
- イ ランドリーの実際
- ウ 被洗物の種類別乾燥方法

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、表示記号からの仕分やそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などに重点を置いて指導すること。特に、(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して取り扱うこと。

(1) ランドリー

ここでは、科目の目標を踏まえ、表示記号からの仕分けやそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ランドリーについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ランドリーについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ランドリーについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 洗濯物の受付と仕分け

ここでは、被洗物のマーキングの方法、各種繊維や被洗物に適した洗濯方式ごとに分類する作業について取り扱う。また、受付については、表示記号の学習と関連付けて取り扱う。

イ ランドリーの実際

ここでは、ランドリーにおけるクリーニング工程に沿って、水位、温度、時間、洗剤濃度などに重点を置いて取り扱う。また、工程に沿って、洗剤と補助剤との関わりについても取り扱う。

ウ 被洗物の種類別乾燥方

ここでは、被洗物に適した乾燥方法について、表示記号と関連付けて取り扱う。

〔指導項目〕

(2) ウェットクリーニング

- ア ウェットクリーニングの実際
- イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い
- ウ カーペット

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)から(3)までについては、表示記号からの仕分やそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などに重点を置いて指導すること。特に、(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して取り扱うこと。

(2) ウェットクリーニング

ここでは、科目の目標を踏まえ、表示記号からの仕分けやそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① ウェットクリーニングについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② ウェットクリーニングについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ウェットクリーニングについて自から学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ウェットクリーニングの実際

ここでは、ウェットクリーニングを行わなければならない被洗物の見分け方、洗濯の方法、温度、洗剤の種類と濃度について取り扱う。

イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い

ここでは、洗濯後の移染防止や乾燥の方法について取り扱う。その際、化学やけどの防止など安全面についても取り扱う。

ウ カーペット

ここでは、除塵^{じん}、素材や汚れの度合による洗濯の方法、脱水及び乾燥の方法について取り扱う。

[指導項目]

- (3) ドライクリーニング
 - ア ドライクリーニングの実際
 - イ 溶剤の管理と清浄方法
 - ウ 有機溶剤と廃棄物

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目] の(1)から(3)までについては、表示記号からの仕分やそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などに重点を置いて指導すること。特に、(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して取り扱うこと。

(3) ドライクリーニング

ここでは、科目の目標を踏まえ、表示記号からの仕分けやそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程、溶剤の管理と洗浄方などについて重点を置いて指導することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ドライクリーニングについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ドライクリーニングについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ドライクリーニングについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ドライクリーニングの実際

ここでは、被洗物のワッシャーごとの分類、プリスポッテング、洗浄、脱液及び乾燥の要領について取り扱う。また、溶剤の取り扱いについては、化学やけどの防止など安全面についても取り扱う。

イ 溶剤の管理と清浄方法

ここでは、溶剤の汚れ、清浄方法及び溶剤管理の必要性について取り扱う。その際、環境問題と関連付けて取り扱う。

ウ 有機溶剤と廃棄物

ここでは、有機溶剤の有害性と公害防止の観点からその取扱いや処理方法について重点的に取り扱う。また、廃棄物については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）と関連付けて取り扱う。

〔指導項目〕

(4) 仕上げ

- ア ハンドアイロン仕上げ
- イ シーツローラー仕上げとたたみ方
- ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

(4) 仕上げ

ここでは、科目の目標を踏まえ、被洗物の繊維やその製品の特徴に適した仕上げとたたみ方など重点を置いて指導することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 仕上げについて理解し、関連する技術を身に付けることができる。
- ② 仕上げについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 仕上げについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ハンドアイロン仕上げ

ここでは、各種被洗物に適した仕上げ手順について取り扱う。

イ シーツローラー仕上げとたたみ方

ここでは、被洗物の厚さと仕上げ速度、たたみ方などについて取り扱う。

ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

ここでは、各種プレス機に適している被洗物と仕上げ方と操作、手直しの方法などについて取り扱う。

〔指導項目〕

(5) シミ抜き

- ア シミの判別と使用薬品
- イ シミ抜きの実際
- ウ 薬品の取扱いと管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(5)については、薬品の取扱いなどを具体的に指導すること。

(5) シミ抜き

ここでは、科目の目標を踏まえ、器具や薬品の取扱いなどを具体的に指導することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① シミ抜きについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② シミ抜きについて、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだす。
- ③ シミ抜きについて自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用
に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア シミの判別と使用薬品

ここでは、シミを判別する方法、繊維に適した薬品、用具と使用方法などについて取り扱う。

イ シミ抜きの実際

ここでは、用具や機器薬品を使い、安全で完全にシミを抜く体験を設定するなど実際的に取り扱う。

ウ 薬品の取扱いと管理

ここでは、シミ抜きに必要な各種薬品の安全な取扱いと管理に重点を置いて取り扱う。

7 課題研究

この科目は、クリーニングの各分野に関する実際的な知識及び技術を身に付け、クリーニングの各分野に関する課題を発見し解決する力、公衆衛生の保持増進に取り組む態度など、クリーニングの実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、指導項目については、従前通りに示している。学習活動の質の向上が図られるよう、内容を取り扱う際の配慮事項を充実させ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングの各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。

- (2) クリーニングに関する課題を発見し、クリーニングやクリーニング関連産業に携わる者として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、公衆衛生の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を適用し、創造的な能力と実践的な態度をもち、公衆衛生の保持増進を目指すクリーニングの諸課題を合理的に、かつ倫理観をもって、主体的かつ協働的に解決する力を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、クリーニングに関する知識を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、クリーニング業に関する課題を発見し、職業倫理を踏まえて、科学的根拠に基づいて創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、クリーニングの実践を通して人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 調査、研究、実験、(2) 産業現場等における実習、(3) 職業資格の取得の三つの指導項目で、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

- ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(3)までの中から個人又はグループでクリーニングに関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、クリーニングに関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(3)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

内容を取り扱う際には、課題の設定に当たって、生徒の興味・関心、進路希望などに応じて、これまで学んできた学習成果を活用させ、〔指導項目〕の(1)から(3)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定するようにする。また、(1)から(3)までの複数を組み合わせた課題を設定することもできる。その際、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の能力・適正などを考慮し、無理のない課題を設定するよう配慮する。

指導に当たっては、グループ編成などの工夫を図るとともに、事前に上級生の発表会を参観したり、作品を見たりするなどして、生徒自らが課題を発見し、設定できるようにすることが大切である。また、課題設定から課題解決にいたる探究過程においては、生徒の創造性を引き出すよう工夫して課題の解決に取り組むことが大切である。

アについては、生徒の自主的な課題設定と問題解決の過程を最優先し、個々の生徒の実態に応じて、計画的に取り組ませるようにすることが大切である。また、個人又はグループでクリーニングに関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を

通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、クリーニングに関する課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。

② 内容

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を定めてクリーニングで身に付けた知識と技術を基盤として主体的かつ協働的な学習活動を通じ、人々の公衆衛生の向上に寄与する産業の発展を担うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① クリーニングについて実践的な学習を通して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② クリーニングに関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決すること。
- ③ クリーニングに関する課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に寄与する産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 産業現場等における実習
- (3) 職業資格の取得

(1) 調査、研究、実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、クリーニングに属する科目で学んだ内容に関連した調査、研究、実験を取り入れる。

新しい繊維の取扱いや選択の方法、シミ抜きによる変退色の復元、より効率的、経済的なクリーニングの研究などが考えられる。

(2) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、クリーニングに関する産業現場等における実習を取り入れる。

クリーニングに関する産業現場等における体験的実習を通して、クリーニング業の実態について理解が図られるようにするとともに、勤労観、責任感、成就感が体得され、将来の職業人としての自覚が促される内容を工夫することが大切である。

(3) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、クリーニング師やボイ

ラー技士，危険物取扱者などの資格を取得する意義や資格取得のための必要事項とそれが定められている目的などを探究する学習活動，資格取得に関連する専門的な知識や技術などについて深化，総合化を図る学習活動などを取り入れる。

生徒自ら明確な目的意識をもち，計画的に資格取得のための学習を進めていくよう適切な助言や援助を行う。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，クリーニングの見方・考え方を働かせ，見通しをもって実験・実習などを行い，科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，クリーニング科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，クリーニング科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくり出すために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・

探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 各科目の指導に当たっては、各種化学繊維や仕上げに関する機器や技術の進展を踏まえ、科学的な知識と実際的な技術が習得されるよう留意すること。

クリーニングに関する学科においては、新しい機器や設備、技術、洗剤などに関する情報収集とその活用に努め、科学的な知識と実際的な技術の習得を図り、クリーニングを行う際にそれらを生かすことができるように指導上の工夫を行うことが大切である。

(3) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

クリーニングに関する学科においては、従前より、「クリーニング実習」において、クリーニング科に関する各科目において習得した資質・能力を活用することにより、クリーニングの理論と実践とを結び付け、クリーニングに関する実践力を育成してきた。

今回の改訂においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されており、地域や産業界など社会との関わりの中で子供達一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められている。そのため、地域やクリーニング業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域やクリーニング業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域やクリーニング業界との協力関係を築くことが大切である。このような地域や産業界等との協力関係に基づき、生徒の進路希望等も十分考慮しながら、実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れ、より一層、指導の充実を図ることが求められる。さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) クリーニングに関する課題の解決策について、科学的な根拠に基づき理論的に説明することや討論することなど、言語活動の充実を図ること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう工夫すること。

(1)については、言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものと位置付けられている。特に、生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、クリーニングに関する様々な事象について、科学的な根拠に基づいて説明する学習活動や判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述する学習活動、最適な解決方法を探究するため討論する学習活動などといった言語活動は極めて重要である。このため、クリーニング科の各科目の指導における言語活動をより一層充実させることが求められる。

(2)については、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、クリーニングの実際においては、品質管理、作業

の効率化、汚点（しみや汚れ）の発見などにそれらを生かすことができるように指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品などの安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、廃液の処理についても十分留意するものとする。

クリーニングに関する学科において実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生について、それぞれ具体的に検討し、対策を講じておく必要がある。

特に、「クリーニング機器・装置」において各種の機器・装置を学習し、「クリーニング実習」においてこれらの具体的な使用法について学習することとなる。したがって、洗濯機、脱水機、ドライクリーニング機器、しみ抜き機器、各種プレス機器及びボイラー等のクリーニングに関する機器・装置の操作、管理等についての安全に関する指導を徹底する必要がある。

また、洗剤や消毒薬等の使用及び廃液の処理に当たっては、環境保全に対する社会の関心が高まっていることから、これまで以上に自然環境の保護及び環境衛生等に留意して、実際の指導に当たることが大切である。

第2編 高等部学習指導要領解説

第2部 高等部学習指導要領総則等の解説

第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

第4節 歯科技工科

第4節 歯科技工科

第1 歯科技工科改訂の要点

1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

2 内容の改善

(1) 〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1), (2)」などの大項目、「ア, イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

(2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「歯科技工関係法規」、「歯科技工学概論」、「歯科理工学」、「歯の解剖学」、「顎口腔機能学」、「有床義歯技工学」、「歯冠修復技工学」、「矯正歯科技工学」、「小児歯科技工学」、「歯科技工実習」、「歯科技工情報」、「課題研究」の12科目を設けている。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

指導計画の作成と内容の取扱いに関する主な改善事項は次のとおりである。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにした。

第2 歯科技工科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

第1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

今回の改訂においては、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工技術等の進歩などを踏まえ、歯科技工の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

1 「歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

歯科技工の見方・考え方とは、歯科治療における歯科技工に関する事象を当事者の考えや状況、歯科技工物が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な歯科技工と関連付けることを意味している。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどとは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実験を行ったり、作品を制作したりするなどの実践的な活動、産業現場等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力とは、歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、人々の生活における歯科技工物や歯科技工の意義や役割の理解及び諸課題の解決などに関わる学習は、最終的には歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成につながるものであることを意味している。

2 「(1)歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。」について

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにするとは、歯科技工の各工程などの学習活動を通して、歯科技工に関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技術のみならず、相互に関連付けられるとともに、具体的なものづくりと結び付き、変化する状況や課題に応じて社会の中で主体的に活用することができる知識と技術及び将来の職業を見通してさらに専門的な学習を続けることにつながる知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

3 「(2)歯科技工に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的

かつ創造的に解決する力を養う。」について

歯科技工に関する課題を発見とは、歯科技工の各工程などの学習を通して身に付けた様々な知識、技術などを活用し、地域や社会が健全で持続的に発展する上での歯科技工に関する諸課題を広い視野から課題を発見することを意味している。

職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、情報化などが進展する社会において、変化の先行きを見通すことが難しい予測困難な時代を迎える中で、単に生産性や効率を高めることのみを優先するのではなく、職業人に求められる倫理観等を踏まえ、歯科技工が社会に及ぼす影響に責任をもち、歯科技工の進展に対応するなどして解決策を考え、科学的な根拠に基づき結果を検証し改善することができるといった、歯科技工に関する確かな知識や技術などに裏付けられた思考力、判断力、表現力等を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

職業人として必要な豊かな人間性を育みとは、歯科技工技術が現代社会で果たす意義と役割を踏まえ、単に技術的課題を改善するだけではなく、職業人に求められる倫理観、社会に貢献する意識などを育むことを意味している。

よりよい社会の構築を目指して自ら学びとは、歯科技工を通じ、歯科技工の発展が社会の発展と深く関わっており、ともに発展していくために、地域や社会の健全で持続的な発展を目指して歯科技工の各工程について主体的に学ぶ態度を意味している。

歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、絶え間のない技術革新などを踏まえ、既存の歯科技工技術等を改善・改良するのみでなく、ものづくりにおける協働作業などを通してコミュニケーションを図るなどして、よりよい歯科技工の作業プロセスを創造する中で、法規に基づいて歯科技工の発展に責任をもって協働的に取り組む態度を養うことを意味している。このような態度などを養うためには、職業資格の取得などを通して自ら学ぶ意欲を高めるなどの学習活動、課題の解決策を考案する中で、自己の考えを整理し伝え合ったり、討論したりするなどの学習活動、就業体験活動を活用して、様々な職業や年代などつながりを持ちながら、協働して課題の解決に取り組む学習活動などが大切である。なお、職業資格などの取得などについては、目的化しないよう留意して取り扱うことが重要である。

第3 歯科技工科の内容構成

歯科技工科は、従前どおりの12科目で構成している。歯科技工を巡る状況や歯科技工技術等の進歩などを踏まえ、科目の内容等の変更を行った。改訂前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改 訂	改 訂 前	備 考
歯科技工関係法規	歯科技工関係法規	
歯科技工学概論	歯科技工学概論	

歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 歯科技工実習 歯科技工情報 課題研究	歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 歯科技工実習 歯科技工情報活用 課題研究	名称変更
--	--	------

第4 歯科技工科の各科目

1 歯科技工関係法規

この科目は、歯科技工関係法規に関する知識を身に付け、歯科技工関係法規に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の関係法規を巡る動向を踏まえ、指導項目の(2)衛生行政の学習内容を整理するとともに、指導項目の(3)歯科技工士法にア法の目的と定義を、(4)関係法規にア医療法を取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工関係法規について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 歯科技工関係法規に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科技工関係法規について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯科技工の関係法規に関する知識を身に付け、歯科技工の関係法規に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯科技工の関係法規について基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯科技工の関係法規に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)法制概要、(2)衛生行政、(3)歯科技工士法、(4)関係法規の四つの指導項目で、1単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(3)については、(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に従事する者として必要な関係法規を理解するために位置付けられていることから、歯科技工士として必要な歯科技工士法及び関係法規についての理解を深めるとともに、衛生行政や他の医療関係者法について知り、その業務を適切に遂行できるよう知識の習得を促すよう内容を取り扱うことが大切である。

アについては、歯科五法（医療法（昭和23年法律第205号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）、歯科^{くう}口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第204号））に触れ、歯科医師免許は歯科技工士免許や歯科衛生士免許を包含した資格であることや、歯科医療上の違反は歯科医師法で処罰され、歯科技工業務上の違反は歯科技工士法で処罰されるなど法の相互の関連等に留意しながら指導する必要がある。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 法制概要

ア 法の概念と体系

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)及び(2)については、法制の仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について取り扱うこと。

(1) 法制概要

ここでは、科目の目標を踏まえ、秩序ある社会を維持するためには法が必要であり、法は社会生活の規範であることや法の成立による分類とその内容について理解するとともに、法に関する一般的な知識を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 法制の概要について理解すること。
- ② 法制の概要について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 法制の概要について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 法の概念と体系

ここでは、法の概念と体系について条約、憲法、法律、命令、規則、自治法規と順に取り上げ、法に関する一般的な知識について取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---------------------------------------|
| (2) 衛生行政
ア 衛生行政の意義
イ 衛生行政の組織と活動 |
|---------------------------------------|

(内容の範囲や程度)

- | |
|--|
| ア 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、法制の仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について取り扱うこと。 |
|--|

(2) 衛生行政

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工士と関わりにおいて具体的に我が国の衛生行政の仕組みを理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 衛生行政の概要について理解すること。
- ② 衛生行政について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 衛生行政について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生行政の意義

ここでは、衛生を実効あるものとするため、単に国民の個人的努力や民間団体の任意の活動によるだけでなく、国及び地方自治体による衛生行政が重要な役割を果たしていることについて取り扱う。

イ 衛生行政の組織と活動

ここでは、国及び地方公共団体の衛生行政の組織と活動について取り上げ、衛生行政の仕組みとその意義について取り扱う。

〔指導項目〕

- (3) 歯科技工士法
 - ア 法の目的と定義
 - イ 歯科技工士免許と業務
 - ウ 歯科技工所
 - エ 罰則規定と附則等

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、歯科技工士法の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させるとともに、職業人としての心構えや倫理観にも触れるようにすること。

(3) 歯科技工士法

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工士法について総合的に理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工士法の概要について理解すること。
- ② 歯科技工士法について、歯科技工に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工士法について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 法の目的と定義

ここでは、歯科技工士法の成り立ち、構成、法の目的、用語の定義について取り扱う。

イ 歯科技工士免許と業務

ここでは、免許の要件と方式、歯科技工士名簿への登録事項、免許証、免許取消と業務停止、聴聞と弁明、禁止行為、歯科技工指示書、業務上の注意について取り扱う。

ウ 歯科技工所

ここでは、歯科技工所の届出事項、歯科技工所の管理者、改善命令と使用禁止、報告の徴収と立入検査、広告の制限について取り扱う。

エ 罰則規定と附則等

ここでは、歯科技工に関する違反行為(14項目)と罰則等について取り扱う。また、法改正に伴う附則等の内容についても触れるようにする。歯科技工関係の諸願、申請、届出事項、提出先、提出期限、手数料についても取り扱う。

〔指導項目〕

- (4) 関係法規
 - ア 医療法
 - イ 歯科医師法

ウ 歯科衛生士法

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目] の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工との関わりに重点を置いて指導すること。

(4) 関係法規

ここでは、科目の目標を踏まえ、各医療従事者の関係法規を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 関係法規について、基礎的・基本的な事項を理解すること。
- ② 関係法規について、歯科技工に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 関係法規について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 医療法

ここでは、医療法の目的と病院や診療所の法的定義について取り扱う。

イ 歯科医師法

ここでは、歯科医療及び保健指導を行う歯科医師の役割やその業務について、その概要を取り扱うとともに、歯科技工士の身分や業務との関わりについても取り扱う。

ウ 歯科衛生士法

ここでは、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る歯科衛生士法についてその概要について取り扱う。

2 歯科技工学概論

この科目は、歯科技工及び口腔の機能と疾患など歯科技工学に関する知識を身に付け、歯科技工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展に応じて、基礎的な知識を体系的・系統的に示すよう、指導項目の(1)歯科技工総論及び(2)歯科技工管理と運営に必要な学習を取り入れ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工及び口腔の機能と疾患に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 歯科技工及び口腔の機能と疾患に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏

まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯科技工及び口腔の機能と疾患に関する基礎的な知識を身に付け、歯科技工に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯科技工及び口腔の機能と疾患について基礎的な知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯科技工及び口腔の機能と疾患に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 歯科技工総論、(2) 歯科技工管理と運営の二つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。
(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。

内容を取り扱う際は、この科目は他の科目の基礎として位置付けられていることから歯科技工及び口腔の機能と疾患に関する基礎的な知識が習得されるよう内容を取り扱うことが大切である。

アについては、歯科医療に関する基礎的な知識の習得を図り歯科技工の概要を理解するとともに、それを通して歯科技工の重要性を認識し、歯科技工士という専門職としての心構えを養うように留意する必要がある。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

【指導項目】

〔指導項目〕

(1) 歯科技工総論

- ア 歯科医療と歯科技工
- イ 歯科技工士の役割と倫理
- ウ 顔・口腔組織の形態と機能
- エ 歯科疾患と周囲組織の変化
- オ 歯科臨床における歯科技工
- カ 口腔と全身の健康

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア [指導項目] の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて取り扱うこと。

(1) 歯科技工総論

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工に必要な基礎的事項を確実に修得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 歯科技工に必要な基礎的事項について理解すること。
- ② 歯科技工に必要な基礎的事項に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工に必要な基礎的事項について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯科医療と歯科技工

ここでは、歯科医療に関する知識を取り扱うとともに、歯科技工の重要性と歯科医療関係者としての心構えについて取り扱う。

イ 歯科技工士の役割と倫理

ここでは、歯科医療関係者に求められる職業倫理について取り扱い、歯科技工士としての心得を身に付けることについて取り扱う。

ウ 顔・口腔組織の形態と機能

ここでは、口腔の構造について取り扱うとともに、口腔の機能についての基礎的な知識について取り扱う。

エ 歯科疾患と周囲組織の変化

ここでは、歯科及び口腔の疾患の種類と原因、その予防について取り扱う。また、歯の喪失に伴う歯周組織の変化について取り扱う。

オ 歯科臨床における歯科技工

ここでは、歯科及び口腔の疾患と歯科技工の関わりについて取り扱う。

カ 口腔と全身の健康

ここでは、口腔が全身に及ぼす影響について取り扱う。また、我が国の健康政策の概要についても取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 歯科技工管理と運営
 - ア 歯科技工の作業環境
 - イ 歯科技工業務と管理運営
 - ウ 歯科技工における衛生管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に取り扱うこと。

(2) 歯科技工管理と運営

ここでは、科目の目標を踏まえ、作業業務を円滑に実施するための必要な運営、管理及び作業環境について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工管理と運営について理解すること。
- ② 歯科技工管理と運営について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工管理と運営について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯科技工の作業環境

ここでは、歯科技工室の環境条件について取り扱う。歯科技工室の面積、照明、騒音、換気などの作業環境について触れるとともに、歯科技工室から発生する汚染物質とその対策及び作業のしやすさ等に関わる机、いす等の作業姿勢についてについても取り扱う。

イ 歯科技工業務と管理運営

ここでは、歯科技工業務の特徴について取り扱い、それを踏まえて経営と管理について取り扱う。

ウ 歯科技工における衛生管理

ここでは、健康の定義について取り扱うとともに、感染症に触れ、歯科技工作業における感染症の予防対策についても取り扱う。

3 歯科理工学

この科目は、歯科理工学に関する知識及び技術を身に付け、歯科理工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展を踏まえ、従前の内容(4)歯科鑄造を指導項目の(4)成形法に改め、学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科理工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科理工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科理工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯科理工に関する知識と技術を身に付け、歯科理工に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し、寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯科理工について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯科理工に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)歯科理工学概論、(2)歯科技工材料、(3)歯科技工用機器、(4)成形法の四つの指導項目で、7単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

イ [指導項目]の(4)については、「歯科技工実習」と関連させて取り扱うこと。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に必要な歯科理工学の基礎的な知識と技術を身に付ける科目に位置付けられていることから、歯科技工に必要な歯科材料の基礎的な知識と、それに伴う機械・器具についての取り扱い方法などの技術を習得し、応用する能力を養うよう内容を取り扱うことが大切である。

アについては、歯科材料の性質と規格についての理解を図るため、実験・実習を多く取り入れ、材料を適正に扱うための能力を育成する。また、実験・実習を通して、精度の高い歯科技工物を作るための応用力を身に付けさせるように努める。

イについては、成形法についての基本的な知識の理解を図るとともに、それに必要な器具と材料の取扱いについて、「歯科技工実習」との関連を図りつつ指導する。金属成形については、鑄造体の欠陥を考察して対策を講じたり、鑄造体の精度と適合の向上を目指して工夫したりする態度、能力を養うように留意する。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 歯科理工学概論

- ア 歯科理工の目的と意義
- イ 歯科材料の性質

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、歯科材料の機械的性質、物理的性質及び化学的性質、歯科材料と人体との関連、歯科材料の接着並びに歯科材料規格などの基礎的な内容について取り扱うこと。

(1) 歯科理工学概論

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科理工の目的と意義、歯科材料の性質など、歯科技工学の概要について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科理工学の概要について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯科理工学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科理工学について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯科理工の目的と意義

ここでは、歯科医療での歯科理工学の果たすべき役割を取り上げ、その意義と目的について取り扱う。

イ 歯科材料の性質

ここでは、歯科材料の性質、試験方法に関する基礎的な知識と技術を取り扱うとともに、歯科材料を正しく評価し使用できるようにする。また、歯科材料の物性を評価するため、歯科材料の規格や歯科理工実験機器を用いた適正な測定法についても取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 歯科技工材料
 - ア 金属材料
 - イ 高分子材料
 - ウ 無機材料

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、相互に関連させて取り扱い、実際的な知識と技術の習得を図ること。

(2) 歯科技工材料

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工で用いる歯科技工材料に関する知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工材料について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯科技工材料について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工材料について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 金属材料

ここでは、金属と歯科用合金の種類と性質について取り扱う。

イ 高分子材料

ここでは、歯科用高分子材料の種類と性質について取り扱う。

ウ 無機材料

ここでは歯科用無機材料の種類と性質について取り扱う。

〔指導項目〕

- (3) 歯科技工用機器
 - ア 切削機器
 - イ 研磨機器
 - ウ 歯科技工関連機器

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、相互に関連させて取り扱い、実際的な知識と技術の習得を図ること。

(3) 歯科技工用機器

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工用の機械及び器具の種類とその適正な取扱いについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工用機器について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯科技工用機器について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工用機器について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 切削機器

ここでは切削の理論について取り扱う。使用される切削機器の種類と性質についても取り扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、粉塵^{じん}などの労働衛生上の問題を取り上げ、防塵対策と関連付けながら取り扱う。

イ 研磨機器

ここでは、研磨の理論について取り扱う。使用される研磨機器の種類と性質についても取り扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、粉塵^{じん}などの労働衛生上の問題を取り上げ、防塵対策と関連付けながら取り扱う。物理的研磨と化学的研磨についても触れる。

ウ 歯科技工関連機器

ここでは、歯科技工関連機器の種類と性質について取り扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。必要に応じて最新の技工機器についても触れるようにする。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (4) 成形法
ア レジン成形
イ セラミック成形
ウ 金属成形 |
|---|

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(4)については、レジン材料、セラミック材料及び金属材料の成形法の概要について取り扱うこと。

(4) 成形法

ここでは、科目の目標を踏まえ歯科技工材料の成形法についての基礎的な知識を理解するとともに、それに必要な器具と材料の取扱いについて理解し、歯科材料を使用できる能力と態度身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 成形法について理解すること。
- ② 成形法について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 成形法について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア レジン成形

ここでは、義歯床用レジンの重合法と重合反応および成形法について取り扱う。歯冠硬質レジンについては金属との接着の原理と方法についても取り扱う。

イ セラミック成形

ここでは、金属焼付用陶材、オールセラミッククラウン用陶材、ジルコニアの成形法について取り扱う。また、金属焼付用陶材については、金属との結合についても取り扱う。

ウ 金属成形

ここでは、金属の融解、融解した金属の流動性、金属の凝固、結晶粒と結晶粒界、金属の鑄造収縮と補正、鑄造体の内部応力、鑄造の過程、鑄造体の欠陥とその対策について取り扱う。歯科鑄造で使用する材料としては、埋没材(鑄型材)、ライニング材、界面活性剤について取り扱う。器具については、鑄造用合金の融解方法と使用機器、鑄造方法と使用機器について触れる。また、鑄造体の精度と適合に影響を及ぼす因子について取り扱う。

4 歯の解剖学

この科目は、歯の解剖学に関する知識及び技術を身に付け、歯の解剖学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展を踏まえ、指導項目の(1)口腔解剖と(2)歯の解剖について学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯の解剖学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯の解剖学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯の解剖学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯の解剖に関する知識と技術を身に付け、歯の解剖に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し、寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯の解剖学に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯の解剖学に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実

践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)口腔解剖、(2)歯の解剖の二つの指導項目で、5単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)及び(2)については、「歯科技工実習」の2の[指導項目]の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにすること。

イ 指導に当たっては「顎口腔機能学」との関連を図り、口腔及び歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に必要な歯と口腔の解剖について基礎的な知識と技術を身に付けるための科目として位置付けられていることから、歯の形態と構造を正しく理解し、口腔における歯の総合的機能について、その重要性を認識するとともに、歯の形態を各種素材に正しく彫塑する技術を身に付けるよう指導することが大切である。

アについては、歯科技工に関する教科の基礎的な内容が盛り込まれこまれていることから[指導項目]の(1)及び(2)については、「有床義歯技工実習」、「歯冠修復技工実習」及び「歯科技工実習」の2の[指導項目]の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにする。

イについては、口腔解剖と歯の解剖全般にわたる知識を習得し、それに基づいて正しい歯の形態を再現する技術を養うよう配慮して指導する。特に、解剖学用語を理解するとともに、その用語を実態の場面で活用する態度を培うようにする。その際、解剖学に関して学習したことを、「顎口腔機能学」の学習において、更に具体的に学習できるように指導上配慮する必要がある。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

【指導項目】

【指導項目】

(1) 口腔解剖

ア 頭蓋の骨

イ 口腔周囲の筋

ウ 顎関節と口腔

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について取り扱うこと。

(1) 口腔解剖

ここでは、科目の目標を踏まえ、口腔周囲の骨及び筋、顎関節について、その作用や機能についての知識を習得し、歯科技工を適切に行う能力と態度を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目] を指導する。

- ① 口腔解剖について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 口腔解剖について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 口腔解剖について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 頭蓋の骨

ここでは、頭蓋各部の名称、構成について取り扱う。特に、口腔機能に関わる骨について重点的に取り扱う。

イ 口腔周囲の筋

ここでは、各部の名称、構成について取り扱う。特に、口腔周囲の筋の役割や機能については、歯科技工との関係に留意して取り扱う。

ウ 顎関節と口腔

ここでは、各部の名称、構成について取り扱う。特に、顎関節の作用と咀嚼運動との関係については、口腔周囲の役割が重要であることから、口腔の名称及び形態、口腔を形成する顎関節、舌、唾液腺等についての理解を図るよう取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 歯の解剖

- ア 歯の概説
- イ 永久歯の形態
- ウ 歯の発生
- エ 歯と歯周組織
- オ 歯列弓と上下顎の位置関係

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目] の(2)については、歯や歯周組織の形態と構造及び機能について取り扱うこと。

(2) 歯の解剖

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯の機能や形態及び組成について理解し、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯の解剖について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯の解剖について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯の解剖について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯の概説

ここでは、歯に関する一般的な知識について取り扱うとともに、天然歯の観察を取り入れるなどしてその形態を正しく理解するよう取り扱う。

イ 永久歯の形態

ここでは、切歯、犬歯、小臼歯、大臼歯の種類及び各部の名称を取り扱うとともに、見本模型や天然歯の観察によって、それぞれの解剖学的形態とその機能及び形態の特徴等について取り扱う。その際、分類、形態、色調、構造等の特徴について、乳歯と永久歯を比較しながら取り扱う。

ウ 歯の発生

ここでは、歯の発生、発育及び交換の過程を取り扱うとともに、歯の組織の基本的構造について取り扱う。

エ 歯と歯周組織

ここでは、歯の重要性について取り扱うとともに、歯の機能、歯の組織、歯周組織に係る各部の名称と構成について取り扱う。

オ 歯の異常

ここでは、正常な歯を取り上げ、その形態や数、大きさ、機能、咬合の種類、歯の位置関係及び歯列弓の形態について取り扱う。そして、歯の数、形態、色など、歯の異常についても取り扱う。

5 顎口腔機能学

この科目は、顎口腔機能学に関する知識及び技術を身に付け、顎口腔機能学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展を踏まえ、従前の内容の(2)下顎運動と咬合を指導項目の(2)下顎位と下顎運動に改め、学習内容を整理した。また、指導項目の(3)咬合器についても学習内容を整理し、新たに(4)咬合検査と顎機能障害を設け、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 顎口腔機能学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 顎口腔機能学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 顎口腔機能学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、顎口腔機能学に関する知識と技術を身に付け、顎口腔機能に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、顎口腔機能の基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、顎口腔機能に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)顎口腔系の概論、(2)下顎位と下顎運動、(3)咬合器、(4)咬合検査と顎機能障害の四つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目]の(1)から(3)までについては、「歯科技工実習」の2の[指導項目]の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにすること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に必要な顎口腔系の形態と機能や咬合器に関する知識と技術を身に付ける科目と位置付けられていることから、単に咬合器の取扱い方を習得するために、顎口腔系について理解するだけでなく、生体の一部をなす技工物を製作するという観点から顎口腔系の機能について理解するよう配慮して指導することが大切である。

アについては、歯科技工に関する教科の基礎的な内容が盛り込まれていることから、[指導項目]の(1)から(3)までについては、「有床義歯技工学」、「歯冠修復技工学」及び「歯科技工実習」の2の[指導項目]の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにし、当該科目の授業が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 顎口腔系の概論

ア 顎口腔系の構造と機能

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その構造と関連させながら取り扱うこと。

(1) 顎口腔系の概論

ここでは、科目の目標を踏まえ、顎口腔系の構造と機能などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 顎口腔系の概論について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 顎口腔系の概論について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 顎口腔系の概論について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 顎口腔系の構造と機能

ここでは、顎口腔系の役割、顎口腔系の形態や機能と歯科技工との関係について取り扱う。顎口腔系の機能については咀嚼、嚥下、発音、表情について取り扱い、形態については歯と歯列、顎口腔系を構成する骨、顎口腔系を構成する筋、顎関節について、それぞれ取り扱う。その際、顎口腔系の形態や機能が、食事やコミュニケーションなど日常生活に影響を及ぼしていることにも触れる。

〔指導項目〕

(2) 下顎位と下顎運動

ア 下顎位

イ 下顎運動

ウ 咬合様式

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に

取り扱うこと。

(2) 下顎位と下顎運動

ここでは、科目の目標を踏まえ、顎運動に関する基本的な知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 下顎位と下顎運動について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 下顎位と下顎運動について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 下顎位と下顎運動について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 下顎位

ここでは、咬頭嵌合位(中心咬合位)、顎頭安定位、下顎安静位、偏心位について取り扱う。

イ 下顎運動

ここでは、下顎の限界運動、下顎の基本運動、機能運動について取り扱う。

ウ 咬合様式

ここでは、咬頭嵌合位における咬合接触と偏心位における咬合接触(咬合様式)及び咬合干渉について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 咬合器

- ア 咬合器の機能と分類
- イ 咬合器の扱い方

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては、平均値咬合器と半調節性咬合器の取り扱い方に重点を置いて指導し、全調節性咬合器については、その概略を理解させること。

(3) 咬合器

ここでは科目の目標を踏まえ咬合器の機能と扱い方などの知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 咬合器の機能と扱い方などを理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 咬合器について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 咬合器について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 咬合器の機能と分類

ここでは、解剖学的咬合器と非解剖学的咬合器について取り扱う。解剖学的咬合器においては、調節性による分類、構造による分類について取り扱う。

イ 咬合器の扱い方

ここでは、咬合器の取扱いのうち、平均値咬合器と半調節性咬合器に重点を置いて取り扱い、的確な取扱い方が身に付くようにする。平均値咬合器では、平均値の意味と使用手順について取り扱う。半調節咬合器では、咬合器の顎運動の再現原理と使用手順について取り扱う。全調節性咬合器については、全調節性咬合器の再現方法について触れる。

【指導項目】

- | |
|--------------------------------|
| (4) 咬合検査と顎機能障害
ア 咬合検査と顎機能障害 |
|--------------------------------|

(4) 咬合検査と顎機能障害

ここでは、科目の目標を踏まえ、咬合検査、顎口腔機能障害とその対応について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、【指導項目】を指導する。

- ① 咬合検査と顎機能障害について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 咬合検査と顎機能障害について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 咬合検査と顎機能障害について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 咬合検査と顎機能障害

ここでは、咬合検査について検査法の種類とその概要について取り扱う。顎機能障害については、その概要とスプリントの製法について取り扱う。

6 有床義歯技工学

この科目は、有床義歯技工学に関する知識及び技術を身に付け、有床義歯技工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 有床義歯技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 有床義歯技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 有床義歯技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、有床義歯技工学に関する知識と技術を身に付け、有床義歯技工に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、有床義歯技工学の基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、有床義歯技工学に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)有床義歯技工学総論、(2)全部床義歯技工学、(3)部分床義歯技工学の三つの指導項目で、12単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」との関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な知識と技術の習得を図ること。

イ 有床義歯の製作の指導に当たっては、機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得に努めるようにすること。

内容を取り扱う際は、この科目が有床義歯技工に関する基礎的な知識と技術を習得するための科目と位置付けられていることから、患者の口腔内の様子を把握させ、診療行為と関連させながら指導するよう配慮することが大切である。

アについては、歯の機能と形態の指導に当たっては「顎口腔機能学」、「歯の解剖学」と関連付けて取り扱い、個々の患者の下顎運動に合致した義歯製作の理解を深めるように

する。

イについては、機能的回復のための条件について取り扱うとともに、個性にマッチした審美的回復についての理解を深めるよう取り扱う。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 有床義歯技工学総論

ア 有床義歯技工学概説

イ 有床義歯技工に関連のある生体についての基礎知識

(1) 有床義歯技工学総論

ここでは、科目の目標を踏まえ、有床義歯技工学と関連のある生体についての知識と技術を身に付け、その健康増進に寄与する意識を高めることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 有床義歯技工学について理解すること。

② 有床義歯技工学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 有床義歯技工学について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 有床義歯技工学概説

ここでは、有床義歯技工学の意義と目的、有床義歯の種類、固定性補綴物との相違について取り扱う。

イ 有床義歯技工に関連のある生体についての基礎知識

ここでは、顎口腔に関連する基礎的な知識について取り扱う。その際、「顎口腔機能学」との関連に十分配慮するとともに、咀嚼機能についての理解を深めるように取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 全部床義歯技工学

ア 全部床義歯の構成要素、分類

イ 全部床義歯の製作

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(2)については、顎口腔を取り巻く骨、筋肉などの形態的特徴や機

能的特徴について、咬合器と関連させながら取り扱うこと。

(2) 全部床義歯技工学

ここでは、科目の目標を踏まえ、全部床義歯に関する基礎的な知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 全部床義歯技工学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 全部床義歯技工学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 全部床義歯技工学について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 全部床義歯の構成要素、分類

ここでは全部床義歯の種類と目的について取り扱い、診療行為の意義についての理解を促す。また、全部床義歯の構成要素について取り扱い、特に、床の役割については重点的に取り扱う。

イ 全部床義歯の製作

ここでは、全部床義歯の製作手順とその技術について、理工学理論に基づいた習得が図られるよう取り扱う。また、診療行為と技工操作の関連についても取扱い、よりよい補綴物の製作ができるように指導する。特に、人工歯排列においては、全部床義歯に与える咬合様式が、有歯顎のそれとは大きく異なることに十分配慮して製作に当たるよう取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 部分床義歯技工学

ア 部分床義歯の構成要素、分類

イ 部分床義歯の製作

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列及び咬合調整に重点を置いて取り扱うこと。

(3) 部分床義歯技工学

ここでは、科目の目標を踏まえ、部分床義歯技工学に関する知識と適切な技工操作を行う技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 部分床義歯技工について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 部分床義歯技工について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 部分床義歯技工について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 部分床義歯の構成要素、分類

ここでは、部分床義歯の目的、分類、構成について取り扱う。歯が一部欠損している患者の咀嚼機能、審美性の回復及び残存歯、顎堤、顎関節などの関連組織を保護し、正常に回復された口腔状態を永続させることが部分床義歯の目的である。また、分類については、残存歯又は欠損部の分布状態による分類、咀嚼圧の支持域による分類、義歯の維持装置の位置による分類、義歯の目的別による分類に触れる。構成については、維持装置、連結装置、義歯床、人工歯について取り扱う。

また、支台装置及び連結装置の種類と特徴について取り扱うとともに、部分床義歯装着における為害作用について理解を深めるよう取り扱う。

イ 部分床義歯の製作

ここでは、支台装置及び連結装置の基本的な製法について取り扱う。また、人工歯排列、義歯床については、全部床義歯との違いを理解しながら製作できるよう関連付けて取り扱う。

7 歯冠修復技工学

この科目は、歯冠修復技工学に関する知識及び技術を身に付け、歯冠修復技工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展を踏まえ、従前の内容の五つの項目を統合整理し、四つの指導項目として学習内容を整理し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯冠修復技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯冠修復技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯冠修復技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯冠修復技工学に関する知識と技術を身に付け、歯冠修復技工学に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯冠修復技工の基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯冠修復技工に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)歯冠修復技工学概論、(2)部分被覆冠、(3)全部被覆冠、(4)ブリッジ、(5)インプラントの五つの指導項目で、13単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」、^{がくくう}「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な知識と技術の習得を図ること。

イ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯冠修復技工に関する基礎的な知識と技術を習得するための科目として位置付けられていることから「歯の解剖学」、^{がくくう}「顎口腔機能学」等の知識を活用して、歯冠の部分的欠損又は歯の欠損に対し、歯の機能と審美を回復させるための歯冠修復物を製作するために必要な知識と基本的な技術の習得を図ることが大切である。

アについては、「歯の解剖学」、^{がくくう}「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」との関連に十分配慮するとともに、生体の一部分を修復するということから、術式だけにこだわらないように留意して取り扱うことが大切である。

イについては、歯冠修復技工学の中心となる分野として、一連の製作方法を細かく指導し、他の分野との関連に留意しながら取り扱うことが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 歯冠修復技工学概論

ア 歯冠修復技工の目的と意義

イ 印象採得と作業模型

ウ 咬合採得と咬合器

(1) 歯冠修復技工学概論

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯冠修復技工の目的と意義、歯冠修復物製作における一連の操作などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯冠修復技工学について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯冠修復技工学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯冠修復技工学について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯冠修復技工の目的と意義

ここでは、歯冠修復技工の目的と意義について取り扱う。顎口腔系の特徴と修復物によって回復されるべき顎口腔系の主な機能について取り扱う。

イ 印象採得と作業模型

ここでは、歯冠修復物の製作に当たって用いられる印象材の種類を取り上げ、精密印象の意義と取扱いについて取り扱う。また、間接法における歯冠修復物製作のための作業模型の目的と意義について取り扱い、その精度と取扱いについての理解を深める。

ウ 咬合採得と咬合器

ここでは、上下歯列の咬合関係を記録するための咬合採得について取り扱い、それぞれの歯冠修復物の製作に適した咬合器の選択について取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 部分被覆冠
 - ア 部分被覆冠の概要と種類
 - イ 部分被覆冠の製作法

(2) 部分被覆冠

ここでは、科目の目標を踏まえ、部分被覆冠の概要や製作方法などについて理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 部分被覆冠について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 部分被覆冠について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 部分被覆冠について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 部分被覆冠の概要と種類

ここでは、部分被覆冠の意義と特徴と、咀嚼その他の生理的機能の回復について取り扱う。インレーについては、窩洞形態の種類と意義、構成について取り扱う。

イ 部分被覆冠の製作法

ここでは、メタルインレーを中心に、その製作方法についての知識と基本的な技術について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 全部被覆冠

- ア 全部被覆冠の概要と種類
- イ 全部金属冠の製作法
- ウ 前装冠の製作法

(3) 全部被覆冠

ここでは、科目の目標を踏まえ、全部被覆冠の概要と製作方法などを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 全部被覆冠について理解すること。
- ② 全部被覆冠について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 全部被覆冠について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 全部被覆冠の概要と種類

ここでは、全部被覆冠の意義と特徴、咀嚼^{そしやく}その他の生理的機能の回復について取り扱う。

イ 全部金属冠の製作法

ここでは、全部金属冠の製作手順について、診療行為と技工操作の関連についての理解を図りながら、よりよい補綴物^{てつぶつ}の製作ができるよう取り扱う。特に、全部金属冠はブリッジ及びその他の歯冠修復物の基礎となるので、その意義と製作法については重点的に取り扱う。

ウ 前装冠の製作法

ここでは、前装金属冠の種類と意義、構成、製作方法等について取り扱う。さらに、前歯部の審美補綴^{びんてつ}に位置する分野として、一連の製作方法について細かく取り扱う。

〔指導項目〕

(4) ブリッジ

- ア ブリッジの概要と種類
- イ 支台装置の種類
- ウ ポンティックの種類と特徴
- エ 連結部の種類と特徴

(4) ブリッジ

ここでは、科目の目標を踏まえ、ブリッジの概要と製作方法などを理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① ブリッジについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② ブリッジについて、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ ブリッジについて自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ブリッジの概要と種類

ここでは、ブリッジの意義と特徴、咀嚼^{そしやく}その他の生理的機能の回復について取り扱う。

イ 支台装置の種類

ここでは、ブリッジの支台装置の種類と適応用途について取り扱う。

ウ ポンティックの種類と特徴

ここでは、ブリッジのポンティックに必要な要件、種類と形態及び適応用途について取り扱う。

エ 連結部の種類と特徴

ここでは、連結部の種類と特徴に触れるとともに、固定性ブリッジ、半固定性ブリッジ、可撤性ブリッジの相違点と臨床的な適応症について取り扱う。

〔指導項目〕

- | |
|---|
| (5) インプラント
ア インプラントの概要と種類
イ インプラントを用いた治療の流れ |
|---|

(内容の範囲や程度)

- | |
|---|
| (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 〔指導項目〕の(5)については、インプラント治療の概要とインプラント上部構造の製作法を取り扱うこと。 |
|---|

(5) インプラント

ここでは、科目の目標を踏まえ、インプラントを用いた歯科治療と歯科技工との関わりについて理解し、関連する技術を身に付け、インプラント治療における歯科医師と歯科技工士の連携の重要性を認識することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① インプラントについて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② インプラントについて、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ インプラントについて自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア インプラントの概要と種類

ここでは、インプラントの構造と種類、生体との結合について取り扱う。

イ インプラントを用いた治療の流れ

ここでは、インプラントを用いた歯科治療の流れとその過程で用いられる歯科技工物について取り扱う。また、インプラント上部構造の製作における注意点についても取り扱う。

8 矯正歯科技工学

この科目は、矯正歯科技工学に関する知識及び技術を身に付け、矯正歯科技工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、歯科医療や歯科技工の進展を踏まえ、従前の内容の四つの項目を統合整理し、三つの指導項目として学習内容を整理した。また、各指導項目には、小項目を新設し、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 矯正歯科技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 矯正歯科技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 矯正歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、矯正歯科技工学に関する知識と技術を身に付け、矯正歯科技工に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、矯正歯科技工に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、矯正歯科技工に関する課題を発見し、矯正歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)矯正歯科技工学概論、(2)矯正用口腔模型、(3)矯正装置の三つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、基礎的な知識と技術の習得を図ること。

イ 〔指導項目〕の(3)については、矯正歯科治療と関連させて指導すること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に必要な矯正歯科技工に関する知識と技術を習得するための科目として位置付けられていることから、矯正歯科治療の基礎的概念を理解し、矯正装置の役割を知るとともに、一般的に使用されている歯科矯正装置の製作法や材料器具の扱いについて習得を図るよう指導することが大切である。

アについては、成長に伴う口腔内の変化等について、「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」と関連付けて指導するよう配慮する。

イについては、矯正歯科治療の基本的概念を理解し、矯正歯科治療がどのような手順で進められ、その経過において矯正装置がどのような働きをするかについて理解した上で矯正装置の製作を行う必要がある。矯正装置の製作に先立って、矯正歯科技工の基本的技術について取り扱うことにより、使用器具、材料の取扱いに慣れ、矯正装置の製作についての基本的技術が養われるよう指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 矯正歯科技工学概論

ア 矯正歯科治療と矯正歯科技工

イ 正常咬合と不正咬合

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、不正咬合に重点を置いて指導すること。

(1) 矯正歯科技工学概論

ここでは、科目の目標を踏まえ、矯正歯科技工の概要や不正咬合について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 矯正歯科技工学について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 矯正歯科技工学について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

- ③ 矯正歯科技工学について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 矯正歯科治療と矯正歯科技工

ここでは、矯正歯科治療の目的、進め方について取り扱い、それを踏まえて矯正歯科技工の目的と意義について取り扱う。また、歯が移動するメカニズムについても触れ、矯正歯科技工を行う上で必要な矯正歯科治療の基礎的な概念について取り扱うようにする。

イ 正常咬合と不正咬合

ここでは、正常咬合の条件と種類について取り扱う。不正咬合では、個々の歯の位置の異常、歯列弓の形態の異常、上下歯列弓の対向関係の異常、アングルの不正咬合の分類について取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 矯正用口腔模型

ア 矯正用口腔模型の種類と特徴

(2) 矯正用口腔模型

ここでは、科目の目標を踏まえ、矯正用口腔模型の意義と特殊性を理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 矯正用口腔模型について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 矯正用口腔模型について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 矯正用口腔模型について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 矯正用口腔模型の種類と特徴

ここでは、矯正用口腔模型の目的並びに種類及び特徴について取り扱い、平行模型とセットアップモデルについては、製作法とその注意点について取り扱う。

〔指導項目〕

(3) 矯正装置

ア 矯正装置の必要条件と分類

イ 矯正装置

ウ 保定装置

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、装置の目的と構造について取り扱い、イ及びウの各装置のうち基本的なものについては製作方法にも触れること。

(3) 矯正装置

ここでは、科目の目標を踏まえ、基本的な動的矯正装置と保定装置について理解し、関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 矯正装置について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 矯正装置について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 矯正装置について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 矯正装置の必要条件と分類

ここでは、矯正装置の基本的な条件と口腔内で使用される矯正装置の所要条件及び矯正装置の分類について取り扱う。

イ 矯正装置

ここでは、各種の動的矯正装置の目的、構成について取り扱う。基本的な動的矯正装置については、その製作法についても取り上げ、使用する材料の特性や使用器具の取扱いについて習得を図るよう取り扱う。動的矯正装置の目的については、矯正歯科治療と関連付けて、その機序について理解を図るよう取り扱う。

ウ 保定装置

ここでは、各種の保定装置の目的と構成について取り扱う。また基本的な保定装置については、その製作法についても取り上げ、使用する材料の特性や使用器具の取扱いについて習得を図るよう取り扱う。保定装置の製作については矯正歯科治療と関連付け、その目的について理解を図るよう取り扱う。

9 小児歯科技工学

この科目は、小児歯科技工学に関する知識及び技術を身に付け、小児歯科技工学に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 小児歯科技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 小児歯科技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 小児歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、小児歯科技工学に関する知識と技術を身に付け、小児歯科技工に

関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、小児の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、小児歯科技工に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、小児歯科技工に関する課題を発見し、小児歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、小児の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)小児歯科技工学概論、(2)乳歯の歯冠修復、(3)咬合誘導装置の三つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」との関連を図り、基礎的な知識と技術の習得を図ること。

イ [指導項目]の(2)及び(3)については、小児歯科治療と関連させて指導すること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に必要な小児歯科技工の知識と技術を習得するための科目として位置付けられていることから、小児歯科の基礎的概念を理解し、小児歯科治療に使用されている歯冠修復物及び咬合誘導装置の役割や製作法について習得できるよう指導することが大切である。

アについては、「歯の解剖学」の基礎的な知識を基に、成人歯科と小児歯科の相違について理解するとともに、小児歯科技工を行う上で留意すべき点を理解できるよう配慮することが大切である。

イについては、小児の成長発育といった知識をもとに、各種の小児歯科技工物の役割や製作法及び材料の特性、器具の取扱いについての理解を図るよう配慮して指導することが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の[指導項目]を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

- (1) 小児歯科技工学概論
 - ア 小児歯科治療と小児歯科技工
 - イ 歯，顎，顔面の成長発育

(内容の範囲や程度)

- (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(1)については，小児の成長発育に伴う歯，顎及び口腔等の変化に重点を置いて取り扱うこと。

(1) 小児歯科技工学概論

ここでは，科目の目標を踏まえ小児歯科治療と小児歯科技工との関わりや小児の歯，歯列，及び顎，顔面の成長について理解し，関連する技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，[指導項目]を指導する。

- ① 小児歯科技工について理解し，関連する技術を身に付けること。
- ② 小児歯科技工について，基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 小児歯科技工について自ら学び，歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 小児歯科治療と小児歯科技工

ここでは，乳歯列期と混合歯列期の齲蝕，欠損，不正咬合とそれにかかわる歯科技工についての概要について扱う。

イ 歯，顎，顔面の成長発育

ここでは，小児の成長発育について，顎・顔面及び歯と歯列に分けて，その過程について取り扱う。歯と歯列については，無歯期から永久歯期までのそれぞれの時期における特徴について取り扱う。また，乳歯の特徴や形態及び乳歯と永久歯の萌出時期についても取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 乳歯の歯冠修復
 - ア 成形充填
 - イ 被覆冠

(2) 乳歯の歯冠修復

ここでは，科目の目標を踏まえ，小児歯科治療における歯冠修復の種類と特徴について理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，[指導項目]を指導する。

- ① 乳歯の歯冠修復について理解すること。

② 乳歯の歯冠修復について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 乳歯の歯冠修復について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 成形充填

ここでは、小児歯科治療に用いられる成形充填の種類について取り扱う。

イ 被覆冠

ここでは、小児歯科治療に用いる乳歯用既製金属冠、鋳造冠、ジャケットクラウンの使用目的と製作法について取り扱う。また、乳歯に用いるインレーについても触れるようにする。

〔指導項目〕

(3) 咬合誘導装置

ア 保隙装置

イ スペースリゲイナー

ウ 口腔習癖除去装置

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(3)については、装置の目的と構造について取り扱い、アからウまでの各装置のうち、基本的なものについては製作法にも触れること。

(3) 咬合誘導装置

ここでは、科目の目標を踏まえ、咬合誘導装置の種類と分類及び装置の構成、製作法について理解し、基本的なものについては製作できることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 咬合誘導装置について理解し、関連する技術を身に付けること。

② 咬合誘導装置について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。

③ 咬合誘導装置について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保隙装置

ここでは、保隙装置の必要条件、保隙装置の分類について取り扱う。また、各種保隙装置の目的、構成を理解し、そのいくつかについては製作法についても取り扱う。

イ スペースリゲイナー

ここでは、スペースリゲイナーの目的と種類、構成及び製作法について取り扱う。

ウ 口腔習癖除去装置

ここでは、口腔習癖の種類と口腔への影響について取り扱うとともに、口腔習癖除去装置の目的と種類について取り扱う。

10 歯科技工実習

この科目は、歯科技工に関する実際的な知識及び技術を身に付け、歯科技工の実践に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に寄与する態度など、歯科技工の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。指導項目などについては、従前通りに示している。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工の実践に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、歯科技工に関する知識と技術を身に付け、歯科技工に関する課題を発見し、職業人として合理的かつ創造的に解決する力、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に参画し寄与する態度を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯科技工に関する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯科技工に関する課題を発見し、歯科技工に携わる者として、科学的根拠に基づいて、創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)有床義歯技工実習、(2)歯冠修復技工実習、(3)歯形彫刻技工実習の三つの指導項目で、11単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械及び器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理に関わる知識の習得に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術を習得させること。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

内容を取り扱う際は、この科目が歯科技工に関する実際的な知識と技術を総合的に習得するための科目として位置付けられていることから、生物学的、理工学的及び社会的な要件並びに審美的な要件に基づき、他の科目と関連させて取り扱うことが大切である。また歯科技工に関する基礎的知識、基本的技術を基盤にして、歯科技工の総合的かつ発展的な技術の習得を図ることが大切である。

このため、模型を通して患者の口腔内の様子を把握させるとともに、診療行為と関連させながら指導することが必要である。

アについては、実験・実習を中心にして歯科技工の各工程における基礎的な知識と技術を総合的に習得することができるよう指導することが大切である。

イについては、臨床的模型上での実習により、模型の多種多様性を知り、これに対処する能力を養うとともに、関連する科目相互の関連性を総合的に把握するように努めることが大切である。

② 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 有床義歯技工実習

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作及び蝟義歯製作の反復練習に重点を置いて指導すること。

(1) 有床義歯技工実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、臨床的模型を使用した有床義歯技工に対応することができる知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

アについては、無歯顎者の臨床的模型を使用した全部床義歯を製作することにより、実際の無歯顎患者の顎口腔について知り、それに対応できる能力を養うよう配慮して指導することが大切である。蝟義歯製作の反復練習をすることにより技術の熟達を図ることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

① 有床義歯技工について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 有床義歯技工について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 有床義歯技工について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

(2) 歯冠修復技工実習

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、臨床的模型を使用した歯冠修復物の製作及び冠の蝕形成の反復練習に重点を置いて指導すること。

(2) 歯冠修復技工実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、臨床的模型を使用した歯冠修復技工に対応することができる知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

イについては、臨床的模型を使用した歯冠修復物の製作をすることにより、実際の患者の口腔内について知り、それに対応する能力を養うようにする。また、冠の蝕形成の反復練習をすることにより、技術の熟達を図ることが大切である。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯冠修復技工について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯冠修復技工について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯冠修復技工について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

(3) 歯形彫刻技工実習

(3) 歯形彫刻技工実習

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工に対応することができる歯形彫刻に関する知識と技術を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯形彫刻について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯形彫刻について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯形彫刻について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

11 歯科技工情報

この科目は、歯科技工の実践に飛鳥な情報と情報技術を適切に活用し、歯科技工における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり、歯科技工科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、歯科技工における情報の活用と管理、歯科技工における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工情報に関する基本的な課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科技工情報について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し、理容・美容の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、理容・美容の実践に必要な情報と情報活用について基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、理容・美容の実践に必要な情報と情報活用に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、理容・美容に関する課題の解決に当たっては、情報と情報技術の適切な活用を目指し、情報の管理や取扱いに責任をもち、主体的かつ協働的に理容・美容の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)歯科技工における情報の活用と管理、(3)歯科技工における課題解決の三つの指導項目で、2単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及びネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、歯科技工の実践に必要な情報を適切に取り扱うとともに、歯科技工科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、歯科技工の実習においても実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 情報社会の倫理と責任

- ア 情報社会の特徴
- イ 情報社会の倫理
- ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、科目の目標を踏まえ、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を順守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報社会の倫理と責任について理解すること。
- ② 情報社会の倫理と責任について、歯科技工の業務に関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と責任について自ら学び、歯科技工の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

ここでは、変化を続ける情報社会の現状と課題について取り扱う。日常生活における情報通信ネットワーク等の活用方法とともに、個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

ここでは、情報社会で求められる倫理観や関連する法や制度を取り扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用するこ

とや、個人と世界が直接つながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

ここでは、個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな責任が生じている現状を取り扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけたり、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象ともなることを関係法規とともに取り扱う。

〔指導項目〕

(2) 歯科技工における情報の活用と管理

- ア 歯科技工分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用
- エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、歯科医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

(2) 歯科技工における情報の活用と管理

ここでは、科目の目標を踏まえ、歯科技工分野では様々な個人情報を取り扱うことを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯科技工における情報の活用と管理に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工における情報の活用と管理について自ら学び、歯科技工における課題解決に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 歯科技工分野の情報

ここでは、歯科技工分野における情報として、歯科技工の業務の中で使われる顧客管理、在庫管理、経営管理などについて取り扱う。

イ 情報システムの特徴

ここでは、歯科技工分野における情報システムとして、顧客の個人情報をはじめ、様々な情報を活用している現状について、現場実習などの事例を取り上げて取り扱う。

ウ 情報の活用

ここでは、顧客管理や在庫管理、経営管理等の事例を扱いながら、歯科技工分野における情報活用の実際について取り扱う。

エ 情報の管理

ここでは、歯科技工の業務上知り得た患者の個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならないこと及び使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを取り上げる。

〔指導項目〕

(3) 歯科技工における課題解決

- ア 課題に応じた情報収集
- イ 情報分析と解決方法
- ウ 情報の発信方法

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 歯科技工における課題解決

ここでは、歯科技工に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工における課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 歯科技工における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 歯科技工における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

歯科技工における課題に応じた情報収集の視点（信頼性、標準性、公平性、国際性など）と収集の方法（文献検索、統計資料など）を取り扱う。

イ 情報分析と解決方法

歯科技工における課題に応じた情報の分析と解決方法として、統計処理の手法やモデル化、シミュレーションなどを取り上げる。また、必要に応じて思考過程をアルゴリズムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

歯科技工における課題に応じた情報の発信方法として、対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し、互いに発表するなどの学習活動を取り入れる。

12 課題研究

この科目は、歯科技工の各分野に関する実際的な知識及び技術を身に付け、歯科技工の各分野に関する課題を発見し解決する力、歯科医療の発展に取り組む態度など、歯科技工

の実践に必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。

今回の改訂では、指導項目については、従前通りに示している。学習活動の質の向上が図られるよう、内容を取り扱う際の配慮事項を充実させ、改善を図った。

(1) 目標

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工に関する課題を発見し、歯科技工士として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を適用し、創造的な能力と実践的な態度をもち、歯科医療の発展を目指す歯科技工の諸課題を合理的に、かつ倫理観をもって、主体的かつ協働的に解決する力を養うことをねらいとしている。

目標の(1)については、歯科技工に関する知識を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、歯科技工の業務に関する課題を発見し、職業倫理を踏まえて、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、職業人として豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科技工の実践を通して歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 内容とその取扱い

① 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)作品制作、(3)医療現場等における実習、(4)職業資格の取得の四つの指導項目で、4単位以上履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示している。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から、個人又はグループで歯科技工に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、歯科技工に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、

課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができる。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

内容を取り扱う際には、課題の設定に当たって、生徒の興味・関心、進路希望などに応じて、これまで学んできた学習成果を活用させ、〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定するようにする。また、(1)から(4)までの複数を組み合わせた課題を設定することもできる。その際、施設・設備、費用、完成までの時間、生徒の能力・適正などを考慮し、無理のない課題を設定するよう配慮する。

指導に当たっては、グループ編成などの工夫を図るとともに、事前に上級生の発表会を参観したり、作品を見たりするなどして、生徒自らが課題を発見し、設定できるようにすることが大切である。また、課題設定から課題解決にいたる探究過程においては、生徒の創造性を引き出すよう工夫して課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

アについては、生徒の自主的な課題設定と問題解決の過程を最優先し、個々の生徒の実態に応じて、計画的に取り組ませるようにすることが大切である。また、個人又はグループで歯科技工に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、歯科技工に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることが大切である。

イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、就業体験活動などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。

② 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を定めて歯科技工で身に付けた知識と技術を基盤として主体的かつ協働的な学習活動を通じ、歯科医療の発展に寄与する産業の発展を担うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 歯科技工について実践的な学習を通して体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 歯科技工に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決するこ

と。

- ③ 歯科技工に関する課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、歯科医療の発展に寄与する産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品制作
- (3) 医療現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1) 調査，研究，実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、歯科技工に属する科目で学んだ内容に関連した調査，研究，実験を取り入れる。

歯科技工の歴史的経緯，歯科鑄造用合金の性質等に関する実験，研究などが考えられる。

(2) 作品制作

ここでは、ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、歯科技工に属する科目で学んだ内容に関連した作品制作を取り入れる。

これまでに各科目で習得した知識や技術を活用し，適切な作業模型を選定したり，生物学的，理工学的，社会学的な要件及び審美的な要件を満たす作品が制作できるよう配慮する。

(3) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、歯科技工に関する産業現場等における実習を取り入れる。

歯科技工に関する産業現場等における実習を通して，勤労観や責任感，成就感などを体得させるとともに，各科目に関連する知識と技術を創造的，発展的に習得させる。

(4) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、歯科技工士の資格を取得する意義や資格取得のための必要事項とそれが制度化されている目的などを探究する学習活動，資格取得に関連する専門的な七貴や技術などについて深化，総合化を図る学習活動などを取り入れる。

生徒自ら明確な目的意識をもち，計画的に資格取得のための学習を進めていくよう適切な助言や援助を行う。

第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，

歯科技工の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、歯科技工科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、歯科技工科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養^{かん}することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせることで授業を組み立てていくことが重要であり、単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

歯科技工に関する専門科目がいずれも实际的な知識と技術の習得を目標としていることを考慮し、指導計画の作成に当たっては、常に、具体的な目標を設定し、理論と実験・実習を関連させて扱うよう配慮することが大切である。

(3) 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積

極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

歯科技工に関する学科においては、従前より「歯科技工実習」において、歯科技工科に関する各科目において修得した資質・能力を活用することにより、歯科技工の理論と実践とを結び付け、歯科技工に関する実践力を育成してきた。

今回の改訂においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されており、地域や産業界など社会との関わりの中で子供達一人一人の豊かな学びを実現していくことが求められている。そのため、地域や歯科技工業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や歯科技工業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や歯科技工業界との協力関係を築くことが大切である。このような地域や産業界等との協力関係に基づき、生徒の進路希望等も十分考慮しながら、実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れ、より一層、指導の充実を図ることが求められる。さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の進歩を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(1)については、歯科技工に関する各種歯科材料や歯科技工用機械等については、新たな歯科材料や歯科技工用機械等が開発されたり、既存の器具や技術の向上が図られたりしている。一方、歯科技工の業務においては、安全管理や衛生管理に十分留意し、事故や怪我の防止に努める必要がある。このため、歯科技工に関する事例について科学的な知識と実地的な技術の習得が図られるよう取り扱うことが必要である。

(2)については、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、歯科技工の実際においては、歯科技工の技術や各種データの分析などにそれらを生かすことができるように指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

歯科技工に関する学科において実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生について、それぞれ具体的に検討し、対策を講じておく必要がある。

特に、使用する機械及び薬剤等については、その使用に際して危険を伴うことが多いことから、特に安全面に関する指導を徹底して行うことが必要である。このため、実験や実習においては、環境整備や事前指導を十分に行い、実際の場面においても、用具・機械等の確実な操作に習熟させ、安全面での配慮ができるようにする必要がある。

